

社会保障研究資料第 14 号
2014 年 3 月 10 日

ISSN 1348-0537
Social Security Research
Series, No.14
March 10, 2014

社会保障統計年報

平成 26 年版

ANNUAL REPORT ON SOCIAL SECURITY STATISTICS

(2014)



国立社会保障・人口問題研究所

National Institute of Population and

Social Security Research

Tokyo, Japan

本年報の内容についてのお問い合わせは下記まで。

国立社会保障・人口問題研究所

企画部

TEL 03-3595-2985

FAX 03-3591-4912

研究所ホームページ <http://www.ipss.go.jp>

平成 26 年版

社会保障統計年報

まえがき

『社会保障統計年報』は、社会保障に関する統計資料を幅広く集め、編集した資料集として、昭和 33 年以来刊行を重ねてきました。本号でまとめた統計は平成 25 年度中に公表された各種統計を基礎としたものであり、社会保障制度の確定値は平成 23 年度が直近となっています。

本年刊行より、本資料掲載情報と研究所ホームページとの重複を避け、ページ数のスリム化のために、これまで掲載してきた「第 I 部 社会保障の動向」を省略しました。これまでの第 I 部では、最近の経済の状況を経済白書等から、社会保障の動向を厚生労働白書等から抜粋しまとめ、当研究所の『社会保障費用統計（旧社会保障給付費）』の公表資料を掲載してきました。しかし、現在では各種白書が各省庁のホームページで公開されるようになってきていること、また当研究所の資料についても同様にホームページで随時更新されていることから、オリジナル資料を参照いただくようにいたしました。

なお、『社会保障費用統計』については、本資料と同時期に刊行された当研究所叢書『社会保障費用統計の理論と分析』で OECD/ILO 両基準統計の定義・構成についても詳しく解説していますので、参考にさせていただきたいと思います。

社会保障に関心を持つ多くの方々に本書が利用され、近年ますます重要になっている「社会保障改革」の議論に役立てていただければ幸いです。

本書については、当研究所のホームページよりデジタル情報をご利用できます。また海外の研究者にもご利用いただけるよう昨年より英語版の公表を開始しました。

本書の作成に当たりましては、行政の担当者をはじめ、たくさんの方々にご協力をいただきました。厚く御礼を申し上げます。次第です。

平成 26 年 3 月

国立社会保障・人口問題研究所
所長 西村 周三

社会保障統計年報の構成内容

第Ⅰ部 社会保障の体系と現状

	(本文頁)	(目次頁)
第1節 社会保障の体系と現状	23- 55	7
第2節 社会保険各制度の成立経過	56- 63	7

第Ⅱ部 社会保障関係統計資料編

	(本文頁)	(目次頁)
第1節 人口統計	67- 76	8
第2節 社会保障給付及び再配分効果	77- 84	8
第3節 国民所得と国民負担（率）の動向等	85- 93	8
第4節 社会保険関係	94-237	9
第5節 高齢者保健（医療）福祉	238-256	13
第6節 医療供給と医療費	257-266	14
第7節 公衆衛生	267-285	15
第8節 福祉サービス	286-303	16
第9節 生活保護	304-307	17
第10節 恩給・戦争犠牲者援護	308-311	17
第11節 関連制度・関係機関	312-327	17
第12節 社会保障分野における人的資源の状況	328-334	18
第13節 財政	335-342	19
第14節 国際統計及び比較	343-358	19

目次

第 I 部 社会保障の体系と現状

第 1 節 社会保障の体系と現状

1	はじめに	23
2	社会保険、児童手当及び後期高齢者医療制度の内容一覧	24
①	医療保険制度	24
②	年金制度	26
③	雇用保険制度	34
④	業務災害補償制度	37
⑤	児童手当制度	40
⑥	後期高齢者医療制度	40
⑦	介護保険	41
3	老人福祉	42
①	施設福祉対策	42
②	介護保険制度におけるサービス	43
③	介護保険制度における地域支援事業	44
4	障害者保健福祉施策	45
①	障害福祉サービス体系の再編	45
②	身体障害者施設福祉施策の概要	48
③	障害児・知的障害者に対する施設福祉施策の概要	49
5	精神保健福祉関連制度の概要	50
6	年齢別児童家庭福祉施策の一覧	51
7	社会（家族）手当	52
8	生活保護制度	53
	〔参考〕 社会保障制度の種類と行政機構の概略	54

第 2 節 社会保険各制度の成立経過

①	医療保険制度	56
②	年金保険制度	58
③	雇用保険制度	60
④	業務災害補償制度	61
	〔参考〕 1 各省白書のテーマからみた日本経済及び社会保障のあゆみ	62
	2 平成 25 年の審議会意見書等一覧	63

第Ⅱ部 社会保障関係統計資料編

第1節 人口統計

第1表	総人口等年次推移	67
第2表	年齢3区分別人口の推移	68
第3表	総人口・日本人人口（性×年齢〔5歳階級〕別）	69
第4表	人口動態	70
第5表	平均余命（性×特定年齢×年次別）	70
第6表	主要死因別死亡率（人口10万體）の推移	72
第7表	年次別死因順位及び死亡率	72
第8表	世帯数（世帯業態別）	73
第9表	世帯種別にみた世帯数と構成割合の推移	74
第10表	世帯類型別にみた世帯数と構成割合の推移	75
第11表	世帯人員別にみた世帯数と構成割合及び平均世帯人員の推移	75
第12表	世帯構造別にみた世帯数と構成割合の推移	76
第13表	世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数と構成割合の推移	76

第2節 社会保障給付及び再配分効果

第14表	社会保障関係総費用、社会保障給付費、社会保障移転の推移	77
第15表	社会保障関係費の推移	77
第16表	社会保障移転の推移	78
第17表	社会保障給付費等の推移	79
第18表	一般会計予算の内訳	79
第19表	社会保障に係る費用の将来推計について《改定後（平成24年3月）》	80
第20表	所得再分配による所得格差是正効果（ジニ係数）の年次比較	80
第21表	再分配による所得階級別の世帯分布の変化	81
第22表	世帯主の年齢階級別所得再分配状況	81
第23表	世帯類型別所得再分配状況	82
第24表	世帯構造別所得再分配状況	83
第25表	当初所得階級別所得再分配状況	84

第3節 国民所得と国民負担（率）の動向等

第26表	国民負担率（租税負担及び社会保障負担）の対国民所得比の推移	85
第27表	国民所得及び国民可処分所得の配分（名目）	85
第28表	国内総生産（支出側、名目）	87
第29表	家計（個人企業を含む）	88

第30表	常用労働者1人当り平均月間現金給与額	88
第31表	1人平均月間きまって支給する現金給与額（通勤・住込別）	89
第32表	賞与支給状況	90
第33表	全世帯年平均1か月間の消費支出	90
第34表	勤労者世帯年平均1か月間の収入と支出	91
第35表	年間収入階級別勤労者1世帯当り年平均1か月間の収入と支出（全国）	92
第36表	消費者物価指数（中分類）	92
第37表	販売農家1戸当りの経営収支	93

第4節 社会保険関係

1 総括

第38表	医療保険適用者数（制度別）	94
第39表	公的年金適用者数（制度別）	95
第40表	雇用保険適用者数（制度別）	95
第41表	業務災害補償保険適用者数（制度別）	95
第42表	社会保険被保険者（組合員）1人当り平均標準報酬月額（制度別）	96
第43表	制度別被保険者1人当り診療費	97
第44表	公的年金受給権者数	98
第45表	公的年金における年金総額（制度別）	100
第46表	公的年金受給権者1人当り年金額	102
第47表	公的年金積立金状況	104
第48表	年金財政指標	104
第49表	業務災害補償保険年金受給者数	106
第50表	業務災害補償保険年金支払総額	106
第51表	業務災害補償保険年金受給者1人当り金額	107
第52表	介護保険適用者数	107
第53表	介護保険認定者数	108
第54表	介護保険給付における介護給付・予防給付	108
第55表	介護保険給付の高額介護（介護予防）サービス費	109
第56表	介護保険保険料収納額	109

2 健康保険

① 全国健康保険協会管掌健康保険

第57表	全国健康保険協会管掌健康保険適用状況	110
第58表	全国健康保険協会管掌健康保険被保険者数（一般被保険者・標準報酬等級別）	111
第59表	全国健康保険協会管掌健康保険適用状況（一般被保険者・業態別）	112
第60表	全国健康保険協会管掌健康保険保険料徴収状況	113
第61表	全国健康保険協会管掌健康保険給付決定状況	114
第62表	全国健康保険協会管掌健康保険診療費決定状況	118

第 63 表	全国健康保険協会管掌健康保険給付諸率	120
第 64 表	全国健康保険協会管掌健康保険収支状況	124
②	組合管掌健康保険	
第 65 表	組合管掌健康保険適用状況	125
第 66 表	組合管掌健康保険平均保険料率	125
第 67 表	組合管掌健康保険被保険者数（標準報酬等級別）	126
第 68 表	組合管掌健康保険適用状況（業態別）	127
第 69 表	組合管掌健康保険給付決定状況	128
第 70 表	組合管掌健康保険診療費決定状況	131
第 71 表	組合管掌健康保険給付諸率	132
第 72 表	組合管掌健康保険収支状況	134
3	国民健康保険	
第 73 表	国民健康保険適用状況	135
第 74 表	国民健康保険給付決定状況	135
第 75 表	国民健康保険療養の給付等決定状況	136
第 76 表	国民健康保険療養費等決定状況	137
第 77 表	国民健康保険「その他の給付」決定状況	137
第 78 表	国民健康保険療養の給付諸率	138
第 79 表	国民健康保険料（税）収納状況	138
第 80 表	国民健康保険諸率	139
第 81 表	国民健康保険収支状況	140
4	厚生年金保険	
①	厚生年金保険	
第 82 表	厚生年金保険適用状況	141
第 83 表	厚生年金保険被保険者数（標準報酬等級別）	141
第 84 表	厚生年金保険適用状況（業態別）	142
第 85 表	厚生年金保険年金受給権者状況	143
第 86 表	厚生年金保険一時金裁定状況	144
第 87 表	厚生年金保険給付受給権者 1 人当り金額	144
第 88 表	厚生年金保険保険料徴収状況	145
第 89 表	厚生年金保険収支状況	145
②	厚生年金基金	
第 90 表	厚生年金基金適用状況	146
第 91 表	厚生年金基金年金受給権者状況	146
第 92 表	厚生年金基金一時金裁定状況	147
第 93 表	厚生年金基金給付 1 人当り金額	147
○参考	その他の企業年金（適格退職年金、確定給付企業年金）	
第 94 表	加入件数	148

第 95 表	加入者数	148
5 国民年金		
第 96 表	国民年金被保険者数	149
第 97 表	国民年金保険料収納済歳入額状況	149
第 98 表	拠出制年金受給権者状況	150
第 99 表	福祉年金受給権者状況	151
第 100 表	国民年金特別会計収支状況	152
6 農業者年金基金		
第 101 表	農業者年金被保険者数	154
第 102 表	農業者年金受給権者状況	154
第 103 表	農業者年金年金勘定経理状況	155
7 国家公務員共済組合		
第 104 表	国家公務員共済組合適用状況	156
第 105 表	国家公務員共済組合短期部門給付決定状況	159
第 106 表	国家公務員共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況 (診療費分)	162
第 107 表	国家公務員共済組合短期部門給付諸率	163
第 108 表	国家公務員共済組合長期部門支払状況	165
第 109 表	国家公務員共済組合長期部門年金受給権者状況	166
第 110 表	国家公務員共済組合長期部門 1 人当り金額	167
第 111 表	国家公務員共済組合短期経理状況	168
第 112 表	国家公務員共済組合長期経理状況	169
第 113 表	国家公務員共済組合業務経理状況	170
第 114 表	国家公務員共済組合保健経理状況	171
第 115 表	国家公務員共済組合旧令共済年金受給権者状況	172
第 116 表	国家公務員共済組合、地方公務員共済組合における所要財源率	173
8 地方公務員等共済組合		
第 117 表	地方公務員等共済組合適用状況	174
第 118 表	地方公務員等共済組合短期部門給付支給状況	176
第 119 表	地方公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付支給状況 (診療費分)	179
第 120 表	地方公務員等共済組合短期部門給付諸率	180
第 121 表	地方公務員等共済組合長期部門支給決定状況	182
第 122 表	地方公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況	183
第 123 表	地方公務員等共済組合長期部門 1 人当り金額	184
第 124 表	地方公務員等共済組合短期経理状況	185

第 125 表	地方公務員等共済組合長期経理状況	186
第 126 表	地方公務員等共済組合業務経理状況	187
第 127 表	地方公務員等共済組合保健経理状況	187

9 私立学校教職員共済

第 128 表	私立学校教職員共済適用状況（学校種別）	188
第 129 表	私立学校教職員共済平均標準給与月額（学校種別）	189
第 130 表	私立学校教職員共済加入者数（標準給与等級別）	190
第 131 表	私立学校教職員共済短期部門給付決定状況	191
第 132 表	私立学校教職員共済短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況 （診療費分）	193
第 133 表	私立学校教職員共済短期部門給付諸率	194
第 134 表	私立学校教職員共済長期部門支給決定状況	196
第 135 表	私立学校教職員共済長期部門年金受給権者状況	197
第 136 表	私立学校教職員共済長期部門 1 人当り金額	198
第 137 表	私立学校教職員共済短期経理状況	199
第 138 表	私立学校教職員共済長期経理状況	200
第 139 表	私立学校教職員共済業務経理状況	200
第 140 表	私立学校教職員共済保健経理状況	201

10 農林漁業団体職員共済組合

第 141 表	農林漁業団体職員共済組合適用状況	202
第 142 表	農林漁業団体職員共済組合組合員数（標準給与等級別）	202
第 143 表	農林漁業団体職員共済組合支給状況	203
第 144 表	農林漁業団体職員共済組合年金受給権者状況	204
第 145 表	農林漁業団体職員共済組合給付 1 人当り金額	205
第 146 表	農林漁業団体職員共済組合給付経理状況	206
第 147 表	農林漁業団体職員共済組合業務経理状況	206

11 船員保険

第 148 表	船員保険適用状況	207
第 149 表	船員保険保険料徴収状況	207
第 150 表	船員保険被保険者数（標準報酬等級別）	208
第 151 表	船員保険疾病部門給付決定状況	209
第 152 表	船員保険疾病部門診療費決定状況	211
第 153 表	船員保険疾病部門給付諸率	212
第 154 表	船員保険年金部門（職務上）年金受給権者状況	214
第 155 表	船員保険年金部門（職務上）一時金裁定状況	215
第 156 表	船員保険年金部門（職務上）1 人当り金額	216
第 157 表	船員保険失業部門給付決定状況	217

第 158 表	船員保険収支状況	218
12 雇用保険		
第 159 表	雇用保険適用状況	219
第 160 表	労働保険保険料徴収状況（雇用勘定）	219
第 161 表	雇用保険適用状況（一般・高年齢及び短期雇用特例）（産業・規模別）	220
第 162 表	雇用保険給付状況	221
第 163 表	一般求職者給付の状況	222
第 164 表	労働保険特別会計雇用勘定収支状況	223
13 労働者災害補償保険		
第 165 表	労働者災害補償保険適用状況	224
第 166 表	労働者災害補償保険給付支払状況	225
第 167 表	労働保険保険料徴収状況（労災勘定）	225
第 168 表	労働者災害補償保険給付平均支払額	226
第 169 表	労働保険特別会計労災勘定収支状況	226
14 公務災害補償		
第 170 表	国家公務員災害補償費支払状況	227
第 171 表	国家公務員災害補償 1 件当り金額	227
第 172 表	地方公務員災害補償費支払状況	228
第 173 表	地方公務員災害補償 1 件当り補償費	228
15 介護保険		
第 174 表	介護保険適用状況	229
第 175 表	介護保険要介護（要支援）認定者数	229
第 176 表	介護保険認定者の年齢階級別（男女別）・要介護度別状況	230
第 177 表	介護保険居宅介護（介護予防）サービス受給者数	232
第 178 表	介護保険地域密着型（介護予防）サービス受給者数	232
第 179 表	介護保険施設介護サービス受給者数	233
第 180 表	介護保険給付における介護給付・予防給付の要介護度別状況	234
第 181 表	介護保険給付の高額介護（介護予防）サービス費（世帯類型別）	236
第 182 表	介護保険における保険料収納額	236
第 183 表	介護保険特別会計経理状況（保険事業勘定）	237
第 5 節 高齢者保健（医療）福祉		
1 総括		
第 184 表	介護保険施設等の比較	238

2 老人福祉

第 185 表	老人福祉施設の施設数及び在所者数	240
第 186 表	介護サービス事業所数・施設数及び利用者数・在所者数	240
第 187 表	職種別にみた従事者数	242
第 188 表	性・年齢階級別にみた自立の状況別手助けや見守りを要する者の数	246
第 189 表	性・年齢階級別にみた手助けや見守りを要する者の数及び率	247

3 老人医療

第 190 表	老人医療受給対象者数	248
第 191 表	老人医療費の状況	248
第 192 表	老人医療費（診療費）の状況	249
第 193 表	老人医療受給対象者数及び老人医療費の推移	249
第 194 表	老人医療費と国民医療費の推移	250
第 195 表	医療費の負担	250

4 老人保健施設

第 196 表	開設者別にみた施設数及び入所定員数	251
---------	-------------------	-----

5 保健・健康増進 *旧 老人保健（ヘルス事業）

第 197 表	保健・健康増進事業実施状況	252
第 198 表	健康診査の受診者及び判定・指導区分別状況	253
第 199 表	健康診査による検査結果別要指導・要医療者数	254
第 200 表	がん検診の受診人員・結果別人員状況	255

第 6 節 医療供給と医療費**1 総括**

第 201 表	国民医療費推計額	257
第 202 表	診療費支払方法別患者数（病院・診療所別）	258
第 203 表	患者数及び受療率（入院・外来、病院・診療所別）	258

2 医療機関

第 204 表	病院・診療所数（開設者別）	259
第 205 表	病床数（開設者別・種類別）	259
第 206 表	医療法人数の推移	260
第 207 表	薬局数・無薬局町村数及び医薬品販売業数	260
第 208 表	病院 1 施設当り収支状況（構成比率、病院種類、開設者別）	261
第 209 表	一般診療所 1 施設当り収支状況（構成比率、有床・無床、開設者別）	262
第 210 表	歯科診療所 1 施設当り収支状況（構成比率）	262

3 地域医療計画

第 211 表	地域医療計画の内容	264
第 212 表	地域医療計画の作成手続きと達成の推進	265
第 213 表	都道府県別基準病床及び既存病床数の状況	266

第 7 節 公衆衛生

1 結核等

第 214 表	結核医療費推計額	267
第 215 表	結核医療費予算額	267
第 216 表	結核登録者	268
第 217 表	結核病床数・患者数・病床利用率	268
第 218 表	ハンセン病療養所入所者数	269
第 219 表	ハンセン病療養所入所者家族生活援護委託費・療養所運営費国庫負担額	269
第 220 表	エイズ対策の概要	270
第 221 表	H I V感染者及びエイズ患者の現状	271

2 感染症（伝染病）

第 222 表	感染症患者数	272
第 223 表	予防接種被接種者数	273

3 精神保健

第 224 表	精神病床数・患者数・病床利用率	274
第 225 表	措置入院患者数及び医療費国庫負担額	274
第 226 表	通院医療公費負担承認件数及び医療費国庫補助金額	274
第 227 表	医療保護入院届出件数	274

4 難病

第 228 表	難病対策の概要	275
第 229 表	特定疾患治療研究事業対象及び特定疾患医療受給者証所持者数	276

5 環境衛生

第 230 表	全国水道普及状況	277
第 231 表	下水道終末処理施設処理人口及びごみ・し尿処理施設の処理能力状況	277
第 232 表	下水道終末処理施設及びごみ・し尿処理施設事業費	277
第 233 表	廃棄物の分類と処理体制	278
第 234 表	ゴミ処理等の流れ	279
第 235 表	市町村のごみ処理費用の推移	280

6 公害

第 236 表	公害等調整委員会に係属した事件の処理件数	281
第 237 表	都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結状況	281
第 238 表	典型 7 公害の種類別苦情件数の推移	282
第 239 表	典型 7 公害以外の種類別苦情件数	282
第 240 表	公害健康被害の補償等に関する法律の指定地域及び被認定者数等	283

7 保健所及び保健センター

第 241 表	保健所の活動	284
第 242 表	保健所数及び保健所職員総数	285
第 243 表	保健所活動状況	285

第 8 節 福祉サービス

1 身体障害者及び知的障害者

第 244 表	障害者数	286
第 245 表	障害別障害者数（在宅）の推移	286
第 246 表	身体障害者の障害の種類別状況（年齢階級・障害の程度・原因別）	287
第 247 表	知的障害者の性別・障害の程度別状況（年齢階級別）	288
第 248 表	身体障害者更正援護施設・知的障害者援護施設の施設数及び在所者数	289
第 249 表	身体障害者に対する補装具購入等の状況	290
第 250 表	身体障害者更正援護状況	291
第 251 表	身体障害者に対する更正医療給付決定状況	291
第 252 表	障害者職業能力開発校の障害種別入校状況	292
第 253 表	知的障害者の就労状況	292

2 児童福祉

第 254 表	児童相談所処理件数	293
第 255 表	里親・保護受託者及び委託児童数	293
第 256 表	児童福祉施設数及び在所者数	294
第 257 表	育成医療等の給付及び補装具等の交付状況	295
第 258 表	1 歳 6 か月児健康診査受診者数	295
第 259 表	3 歳児健康診査受診者数	295
第 260 表	児童扶養手当受給世帯数	296
第 261 表	特別児童扶養手当受給者数及び障害児福祉手当受給者数	296
第 262 表	子ども手当受給者数、支給対象子ども数及び支給額の状況	297
第 263 表	子ども手当拠出金徴収状況	297
第 264 表	子ども手当の新規認定及び受給資格の消滅状況	298
第 265 表	児童手当制度の費用負担等	298

3 社会福祉関係機関・施設等

第 266 表	社会福祉行政機関等設置状況	299
第 267 表	社会福祉施設数（施設の種別）	300
第 268 表	生活福祉資金貸付状況	302
第 269 表	母子福祉資金貸付状況	302
第 270 表	災害救助法適用状況及び災害救助費国庫負担状況	303

第 9 節 生活保護

第 271 表	被保護実世帯・被保護実人員・保護率	304
第 272 表	被保護実世帯数（世帯主の労働力類型別）	304
第 273 表	扶助別人員	305
第 274 表	保護開始世帯数（世帯類型・構造別）	305
第 275 表	保護廃止世帯数（世帯類型・構造別）	306
第 276 表	保護費（扶助別）	306
第 277 表	医療扶助決定状況（診療費分）	307
第 278 表	生活保護基準額改定の推移	307
第 279 表	保護施設の施設数及び在所者数	307

第 10 節 恩給・戦争犠牲者援護

1 恩給

第 280 表	文官恩給年金受給権者状況	308
第 281 表	軍人恩給年金受給権者状況	308
第 282 表	都道府県知事裁定恩給年金受給権者状況	308

2 戦争犠牲者援護

第 283 表	未帰還者留守家族等援護法による援護状況	310
第 284 表	戦傷病者特別援護法による療養の給付等の援護状況	310
第 285 表	戦傷病者特別援護法による補装具交付状況	310
第 286 表	戦傷病者戦没者遺族等援護法給付状況	311
第 287 表	原爆被爆者対策状況	311

第 11 節 関連制度・関係機関

1 関連制度

① 住宅関係

第 288 表	住宅数・世帯数・世帯人員・1戸当り居住室数・畳数・延面積・1人当り 居住室の畳数（地域・住宅の所有関係別）	312
第 289 表	住宅の所有関係別世帯数（地域別）	312

第 290 表	住宅の所有関係別普通世帯数	313
第 291 表	公営住宅等建設戸数	313
第 292 表	1 か月当り家賃階級別にみた借家数（住宅の所有関係別）	314
② 雇用関係一般		
第 293 表	労働力人口・非労働力人口（年平均）	315
第 294 表	年齢階級別労働力人口比率の推移（年平均）	315
第 295 表	就業者数（産業別、年平均）	316
第 296 表	就業者数（従業上の地位・職業別、年平均）	318
第 297 表	年齢別有効求人倍率	318
第 298 表	職業転換給付金関係予算の推移	319
第 299 表	地域別最低賃金額の改定状況	320
第 300 表	産業別最低賃金決定件数、適用使用者数及び適用労働者数	321
第 301 表	障害者雇用の現状	321
第 302 表	定年制等の状況	322

2 関係機関

第 303 表	社会保険診療報酬支払基金取扱件数及び金額	323
第 304 表	年金積立金管理運用独立行政法人の運用資産状況	324
第 305 表	独立行政法人福祉医療機構の医療貸付状況（施設、資金別）	325
第 306 表	独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付状況（事業種別）	326
第 307 表	独立行政法人労働者健康福祉機構の経営施設数	326
第 308 表	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の設置運営施設数	327
第 309 表	中小企業退職金共済加入状況	327
第 310 表	中小企業退職金共済支給状況	327

第 12 節 社会保障分野における人的資源の状況

第 311 表	医師数（業務別）	328
第 312 表	歯科医師数（業務別）	328
第 313 表	歯科衛生士数（就業場所別）	329
第 314 表	歯科技工士数（就業場所別）	329
第 315 表	薬剤師数（業務別）	329
第 316 表	看護職員需給見通し	330
第 317 表	看護師数及び准看護師数（就業場所・資格別）	331
第 318 表	保健師数（就業場所別）	331
第 319 表	助産師数（就業場所別）	332
第 320 表	就業あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師数	332
第 321 表	理学療法士及び作業療法士数（登録者数）	333
第 322 表	社会福祉士・介護福祉士登録者数	333
第 323 表	全医療施設の従事者数（業務の種類別）	334

第13節 財政

第324表	一般会計歳出予算額の推移（当初予算）	335
第325表	一般会計歳入・歳出（目的別）	336
第326表	地方財政（普通会計）歳入歳出	337
第327表	地方の民生費と衛生費の状況	339
第328表	国内総支出に対する財政規模	341
第329表	高齢社会対策関係予算（一般会計分）の推移	341
第330表	国税及び地方税	342
第331表	市町村税納税義務者数	342

第14節 国際統計及び比較

1 人口

第332表	諸外国の出生率	343
-------	---------	-----

2 社会保障

第333表	ILO条約及び勧告（地域別）	344
第334表	国民負担率の国際比較等	345
第335表	国民負担率の推移（対国民所得比）	345

3 医療

第336表	医療費費用負担制度の国際比較	346
第337表	医療費の対国内総生産比の国際比較	348
第338表	医療供給に関する指標の国際比較（人口1,000人当たり）	349

4 年金

第339表	諸外国の公的年金制度の概要	350
-------	---------------	-----

5 児童手当

第340表	主要国の児童手当制度等	352
-------	-------------	-----

6 労働

第341表	主要国の失業者数及び失業率	354
第342表	1人当たり平均年間総実労働時間の国際比較（2010年）	354
第343表	国際労働機関労働統計報告による週当たり労働時間（製造業）	355
第344表	労働費用構成の国際比較	355

7 国際協力

第 345 表 WHOへの分担率（分担金の占有率）の推移…………… 356

第 346 表 厚生労働省が実施及び協力した研修員等受入数・専門家派遣数の推移…………… 356

8 国民所得

第 347 表 国民総所得…………… 357

第 348 表 1人当り国民総所得…………… 358

「社会保障統計年報（平成 26 年版）」にて削除された表

平成25年版時の表番号	表タイトル	備考
第80表	国民健康保険診療施設経理状況	http://www.ipss.go.jp/ssj-db/080.xls
第181表	居宅サービス受給者・地域密着型サービス受給者・施設サービス受給者の年齢階級別・要介護度別状況	http://www.ipss.go.jp/ssj-db/181.xls

上記の表は、「社会保障統計年報（平成25年版）」に掲載、本号より削除されたが、国立社会保障・人口問題研究所のホームページにて閲覧できる。

* 「社会保障統計年報（平成 25 年版）」第 I 部第 3 節 社会保障費用統計は、本号には掲載されていないが、国立社会保障・人口問題研究所のホームページにて最新版が閲覧できる。

第 I 部

社会保障の体系と現状

第1節 社会保障の体系と現状

1 はじめに

社会保障の定義がはじめて公にされたのは、1950（昭和 25）年の社会保障制度審議会の勧告に始まる。勧告では、以下のように社会保障制度を定義している。

「社会保障制度とは、疾病、負傷、分娩、廃疾（はいしつ）、死亡、老齢、失業、多子その他困窮の原因に対し、保険的方法又は直接公の負担において経済保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては、国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もってすべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすること」

社会保障全般に関する提言は、1990年代に入ってからようやく出現し始めた。社会保障制度審議会は、1993（平成 5）年の「社会保障将来像委員会第一次報告」、1994（平成 6）年の「社会保障将来像委員会第二次報告」で、社会保障の理念の見直しに取り組んだ。同審議会は、1995（平成 7）年、「社会保障体制の再構築」で安心して暮らせる 21 世紀の社会保障像を勧告した。答申のみではなく建議、意見の権限のあった社会保障制度審議会は、2000（平成 12）年、中央省庁再編にともない解散することに先立ち、最後の意見「新しい世紀に向けた社会保障」をまとめた。それは社会保障構造の在り方について考える有識者会議の同年の「21 世紀に向けての社会保障」と同一基調であった（注）。

社会保障制度審議会は「社会保障体制の再構築（勧告）～安心して暮らせる 21 世紀の社会をめざして～」において、「社会保障の理念と原則では、社会保障制度の新しい理念とは、広く国民に健やかで安心できる生活を保障することである」と述べている。

社会保障制度審議会の最後の意見、「新しい世紀に向けた社会保障（意見）」（平成 12 年 9 月）では、「生活保障システムの確立」を謳い意見をだしている。また、この意見書で「社会保障国民会議」の設置が提言され、現在の組織につながったものと考えられる。

（注）横山和彦 解題：2 社会保障 所内研究報告書No.13

所内研究報告書No.13「日本社会保障資料IV（1980-2000）」国立社会保障・人口問題研究所刊行。

参照（URL <http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryu/no.13/title.html>）

2 社会保険、児童手当及び後期高齢者医療制度の内容一覧

① 医療保険制度

制度の種類		職 域			
		健 康 保 険	船 員 保 険		
根 拠 法 〔 施 行 〕		健康保険法（大11.4.22法70） 〔昭2.1.1〕			船員保険法 （昭14.4.6法73） 〔昭15.6.1〕
対 象		一般被用者		法第3条第2項の規定による 労働者	船 員
保 険 者 （平成24年3月末現在）		全国健康保険協会	各種健康保険組合 （1,443）	全国健康保険協会	全国健康保険協会
加 入 者 数 （平成24年3月末現在）		19,631千人 （家族数15,246千人）	15,553千人 （13,951千人）	12千人 （6千人）	59千人 （73千人）
財 源	一 般 保 険 率 料	本人 使用者 計 （平成24年3月～）	各種健康保険組合 （平成24年3月末現在 の平均）	1級日額～11級日額 150 ～ 1,235 240 ～ 1,995 390 ～ 3,230 円 円	疾病保険料率 （平成25年3月～）
	国庫負担・補助	事務費の全額 給付費の16.4% （後期高齢者支援金分16.4%）	給付費の補助（定額）	事務費の全額 給付費の16.4% （後期高齢者支援金分16.4%）	給付費の補助（定額）
保 険 給 付	診療等 （一部負担）	義務教育就学後から70歳未満：3割。ただし義務教育就学前：2割、70歳以上75歳未満：2割※（現役並み所得者 ※70歳以上75歳未満の者については、平成25年3月まで1割に据置き			
	入院時食事療養費	標準負担額 ・一般 1食260円 ・低所得者 1食210円 ただし、91日目以降は1食160円 ・低所得者のうち特に所得の低い者（70～74歳） 1食100円			
	入院時生活療養費	生活療養標準負担額 ・一般（Ⅰ）1食460円＋1日320円 ・一般（Ⅱ）1食420円＋1日320円			
	高額療養費	自己負担限度額 ・70歳未満の者 80,100円＋（医療費－267,000円）×1%（低所得者は35,400円、上位所得者 ・70歳以上75歳未満の者 62,100円、外来（個人ごと）24,600円（低所得者は24,600円、外来（個 外来（個人ごと）44,400円）を超える場合その超える額を支給する ※①世帯合算（70歳未満の者については、同一月に21,000円以上の負担が複数生じた場合はこれを合算して世帯単位で ②多数該当世帯の負担軽減（12月間に3回以上該当の場合の4回目からの自己負担限度額は70歳未満の者は44,400円 ③長期高額疾病患者の負担軽減（血友病、人工透析を行う慢性腎不全の患者等については、自己負担限度額は10,000			
	高額医療・高額介護 合 算 制 度	毎年8月から翌年7月までの1年間の医療保険と介護保険の自己負担の合算額が著しく高額となる場合に、負担を軽減			
	出産育児一時金	420,000円 ※産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合、それ以外の場合は390,000円			
	家族出産 育 児 一 時 金	420,000円 ※産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合、それ以外の場合は390,000円			
	埋 葬 料	50,000円	50,000円		50,000円 付加給付あり
家 族 埋 葬 料	50,000円			50,000円 付加給付あり	
休 業 給 付	傷 病 手 当 金	1日につき標準報酬日額×2/3相当額 1年6ヵ月まで	1日につき最大月間標準賃金 日額総額×1/45相当額 6ヵ月（結核性1.5年）まで	1日につき標準報酬日額× 2/3相当額 3年まで	
	出 産 手 当 金	1日につき標準報酬日額×2/3相当額 出産日（出産が予定日後であるときは、予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は、98日） から出産日後56日まで	1日につき最大月間標準賃金 日額総額×1/45相当額	1日につき標準報酬日額× 2/3相当額	
	休 業 手 当 金	-			
災 害 給 付	弔 慰 金	-			
	家 族 弔 慰 金	-			
	災 害 見 舞 金	-			

(注) 1 健康保険組合及び各共済組合の保険給付には、付加給付あり。
2 各種共済組合の保険料率は最高・最低の短期掛金率である。
3 各国民健康保険組合の定率国庫補助については、健保の適用除外承認を受けて、平成9年9月1日以降新規に加入する者及びその家族については協会けんぽ並である。

資料：厚生労働省「平成25年版厚生労働白書」、法研「平成25年版社会保障便利事典」

平成25(2013)年1月現在

保 険			地 域 保 険		
国家公務員共済組合	地方公務員共済組合	私立学校教職員共済	国 民 健 康 保 険		
国家公務員共済組合法 (昭33.5.1法128) 〔昭33.7.1〕	地方公務員等共済組合法 (昭37.9.8法152) 〔昭37.12.1〕	私立学校教職員共済法 (昭28.8.21法245) 〔昭29.1.1〕	国民健康保険法 (昭33.12.27法192) 〔昭34.1.1〕		
国家公務員	地方公務員	私立学校教職員	一般国民(農業者・自営業者等)		被用者保険の退職者
各省庁等共済組合(20)	各地方公務員等共済組合 (64)	日本私立学校振興・ 共済事業団	各市町村 (1,717)	各国民健康保険組合 (164)	各市町村 (1,717)
1,078千人 (1,225千人)	2,919千人 (3,015千人)	514千人 (349千人)	35,197千人	3,116千人	退職者 2,084千人
3.42%~5.74% 3.42%~5.74% 6.83%~11.48% ※介護分を含む (平成25年9月1日現在)	6.83% 6.83% 13.66% ※介護分を含む (平成25年9月1日現在)	3.86% 3.86% 7.72% ※介護分を含む (平成25年3月末現在)	(1世帯当たり平均保険料(税)調定額)(市町村) 166,310円(平成23年度)		
事務費の全額	(各地方公共団体が事務費の 全額負担)	事務費の一部	給付費等の41%	給付費等の47%	なし

は3割)

・低所得者 1食210円+1日320円 ・特に所得の低い低所得者 1食130円+1日320円

は150,000円+(医療費-500,000円)×1%)を超える場合その超える額を支給する
人ごと)8,000円、特に所得の低い者は15,000円、外来(個人ごと)8,000円、現役並み所得者は80,100円+(医療費-267,000円)×1%、

高額療養費を支給)

(低所得者24,600円、上位所得者83,400円)、70歳以上の現役並み所得者及び一般は44,400円)
円。ただし、人工透析を行う慢性腎不全の患者で70歳未満の上位所得者は、自己負担限度額が20,000円)

する仕組み。自己負担限度額は所得と年齢に応じてきめ細かく設定。

420,000円 ※産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合、 それ以外の場合は390,000円			条例・規定の定めるところによる *(基準額420,000円) ※産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合、 それ以外の場合は390,000円
420,000円 ※産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合、 それ以外の場合は390,000円			—
50,000円	50,000円	50,000円	条例・規定の定めるところによる ※ほとんどの市町村が実施(1~5万円程度としているところが多い)
50,000円	50,000円	50,000円	—
1日につき標準報酬日額× 2/3相当額 1年6ヵ月(結核性3年)まで	1日につき給料日額×2/3に 一定係数を乗じた額 1年6ヵ月(結核性3年)まで	1日につき標準給与日額× 2/3に一定係数を乗じた額 1年6ヵ月(結核性3年)まで	(任意給付) *実施市町村なし
1日につき標準報酬日額× 2/3相当額	1日につき給料日額×2/3に 一定係数を乗じた額	1日につき標準給与日額× 2/3に一定係数を乗じた額	
出産日(出産が予定日後であるときは、予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は、98日) から出産日後56日まで			
1日につき標準報酬日額× 50%相当額	1日につき給料日額×60%相 当額	1日につき標準給与日額× 60%相当額	—
標準報酬月額1ヵ月相当額	給料月額の1ヵ月相当額	標準給与月額の1ヵ月相当額	—
標準報酬月額×70%相当額	給料月額×70%相当額	標準給与月額×70%相当額	—
損害の程度に応じ標準報酬月 額の半月分~3ヵ月分	損害の程度に応じ給料の半月 分~3ヵ月分	損害の程度に応じ標準給与月 額の半月分~3ヵ月分	—

- 4 現役並み所得者は、住民税課税所得145万円(月取28万円以上)以上の者。(ただし、収入が高齢者複数世帯で520万円未満もしくは高齢者単身世帯で383万円未満の者は除く)。上位所得者は、月取53万円以上(国民健康保険においては世帯内のすべての加入者の総所得金額等から基礎控除額を差し引いた金額の合計額が600万円超)の者。低所得者は、市町村民税非課税世帯に属する者等。特に所得の低い者は、年金収入80万円以下の者等。
- 5 加入者数は四捨五入により、合計と内訳の和が一致しない場合がある。
- 6 船員保険の保険料率は、被保険者保険料負担軽減措置(0.35%)による控除後の率である。

② 年金制度

平成25(2013)年10月現在

制度の種類		国民年金	
根拠法 〔施行〕		国民年金法(昭34.4.16法141) 〔(拠出制年金)昭36.4.1〕	
対象		第1号被保険者…日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって、次の第2号被保険者及び第3号被保険者以外の者 第2号被保険者…被用者年金制度の被保険者又は組合員 第3号被保険者…第2号被保険者の被扶養配偶者であって、20歳以上60歳未満の者	
経営主体		政府	
被保険者数 (平成23年度末現在)		第1号被保険者1,904万人 第2号被保険者3,892万人 第3号被保険者978万人	
財源	保険料	第1号被保険者…(一般保険料)月額15,040円 ^{注1)} (付加保険料)月額400円 第2号被保険者 } 被用者年金制度から、基礎年金拠出金として国民年金に拠出 第3号被保険者 }	
	国庫負担	基礎年金給付費の1/2、保険料免除期間に係る老齢基礎年金の給付に要する費用、事務費の全額	
給付		支給要件	年金額
老齢給付	老齢基礎年金	保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間(合算対象期間も含む)が25年 ^{注2)} 以上である者が65歳に達したとき支給(支給の繰上げ、繰下げの制度がある)	$778,500円 \times ((\text{保険料納付済月数}) + (\text{保険料全額免除月数}) \times 4/8 + (\text{保険料}3/4\text{免除月数}) \times 5/8 + (\text{保険料}1/2\text{免除月数}) \times 6/8 + (\text{保険料}1/4\text{免除月数}) \times 7/8)^{\text{注3)}} / 480^{\text{注4)}})$ 厚生年金保険の配偶者加給の対象となっている妻には、振替加算がある
	付加年金	付加保険料納付者が老齢基礎年金の受給権を取得したとき支給	200円×付加保険料納付済月数
障害給付	障害基礎年金	(1)被保険者期間中に初診日のある傷病等で、障害認定日において障害等級表に該当する者に支給(初診日前の滞納期間が1/3未満の場合に限る ^{注5)}) (2)20歳前に初診日のある傷病で、20歳に到達した日(又は障害認定日)に障害等級表に該当する者に支給	1級 973,100円+加算額 2級 778,500円+加算額 (加算額は子(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者又は20歳未満の障害者)2人目まで1人につき224,000円、3人目以上は1人につき74,600円)
遺族給付	遺族基礎年金	次のいずれかに該当する被保険者等が死亡したときに、生計を維持されているその者の子のある妻又は子に支給。ただし、(1)又は(2)に該当するときは死亡前の滞納期間が1/3未満の場合に限る (1)被保険者 (2)被保険者であった者であって、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者 (3)老齢基礎年金の資格期間を満たしている	子のある妻に支給する場合 778,500円+加算額(子(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者又は20歳未満の障害者)2人目まで1人につき224,000円、3人目以上は1人につき74,600円) 子に支給する場合 778,500円+加算額(子が2人以上の場合、2人目の子には224,000円、3人目以上は1人につき74,600円)を子の数で割った額
	寡婦年金	第1号被保険者期間で老齢基礎年金の支給要件を満たしている夫が死亡した場合に、10年以上継続して婚姻関係がある65歳未満の妻に60歳から65歳に達するまでの間支給(夫が老齢基礎年金、障害基礎年金を受給した場合を除く)	第1号被保険者としての被保険者期間について老齢基礎年金の例によって計算した額×3/4
	死亡一時金	第1号被保険者としての保険料納付済期間が3年以上の者(基礎年金受給者を除く)が死亡した場合にその者の遺族に支給	保険料納付済期間に応じた額(12万円~32万円) 付加保険料納付済期間が3年以上の場合8,500円を加算

(注)1) 平成25年4月現在。毎年280円(16年度価格)ずつ引き上げ、29年度以降16,900円(16年度価格)で固定する。
2) 昭和5年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて24~20年の期間短縮措置がある。
3) 平成21年3月分までは、全額免除は×1/3、3/4免除は×1/2、1/2免除は×2/3、1/4免除は×5/6にて、それぞれ計算される。
4) 昭和16年4月1日以前に生まれた者については、25~39年の加入可能年数を12倍した数になる。
5) 平成28年3月までは、初診日や死亡した日のある月の前々月までの直近1年間に保険料滞納がなければ支給する。

資料：厚生労働統計協会「保険と年金の動向2013/2014」

平成25(2013)年10月現在

制度の種類			厚生年金保険	
根拠法 〔施行〕			厚生年金保険法(昭29.5.19法115) 〔昭和29.5.1(昭和16年法律第60号の全部改正)〕	
対象			70歳未満の一般被用者、船員、日本鉄道(JR)・日本たばこ産業(JT)・ 日本電信電話(NTT)の役職員 ^{注2)} 、農林漁業団体等職員 ^{注3)}	
経営主体			政府	
加入者数 (平成23年度末現在)			3,451万人	
財源	掛金率	本人使用者計	(一般男子と女子) 8.56%	(坑内員及び船員) 8.72%
		国庫負担	8.56%	8.72%
			17.120% ^{注1)}	17.440%
給付			基礎年金拠出金の1/2等、事務費の全額	
給付			支給要件	年金額
老齢給付	老齢厚生年金		老齢基礎年金の受給要件を満たしている者に65歳から支給 加給年金額は、受給権取得時に生計を維持する配偶者か子がいる場合に加算	(平均標準報酬額×7.125 ^{注4)} ／1000×平成15年3月までの加入期間月数)+(平均標準報酬額×5.481 ^{注5)} ／1000×平成15年4月以降の加入期間月数)+加給年金額(配偶者224,000円、子(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者又は20歳未満の障害者)2人目まで1人につき224,000円、3人目以上は1人につき74,600円)×改定率 (注)従前額保障等のための経過措置がある
			(特別支給) 老齢基礎年金の受給要件を満たしており厚生年金の被保険者期間が1年以上ある者が、60歳に達した後65歳になるまで支給 (注)支給開始年齢は引上げ途上にあり、昭和36年4月2日(女子は昭和41年4月2日)以降生まれの人には支給されない	(1,676円×生年月日に応じた率×加入期間月数×0.968)+上記額(報酬比例+加給)
障害給付	障害厚生年金		被保険者であった間に初診日のある傷病に関し、障害基礎年金の受給要件を満たしている者に障害の程度に応じて支給	1級 老齢厚生年金(報酬比例)相当額×1.25+加給年金額 2級 老齢厚生年金(報酬比例)相当額+加給年金額 3級 老齢厚生年金(報酬比例)相当額(最低保障583,900円) (注)加入期間月数が300月未満の場合は300月とみなす 3級には障害基礎年金は対象外
	障害手当金		障害厚生年金に準ずる(障害厚生年金に該当しない障害の程度)	老齢厚生年金(報酬比例)相当額×2(最低保障1,150,200円)
遺族給付	遺族厚生年金		次のいずれかに該当した場合に支給	老齢厚生年金(報酬比例)相当額×3/4 (注)左記支給要件(1)(2)による遺族厚生年金で、被保険者の加入期間月数が300月未満の場合は、300月とみなす 子のある妻か子が受給する場合、遺族基礎年金も支給される 子のない寡婦で権利を取得した当時40歳以上の者等には40歳から65歳に達するまで583,900円を加算
	順位		(1)被保険者が死亡したとき又は被保険者資格を喪失後被保険者であった間に初診日がある傷病により、初診日から5年以内に死亡したとき(遺族基礎年金と同様の国民年金の保険料納付要件あり)	
	配偶者	1	(2)障害厚生年金(1級、2級)の受給権者が死亡したとき	
	子		(3)老齢厚生年金の受給権者又は老齢厚生年金の受給要件を満たしている者が死亡したとき	
	父母	2		
	孫	3		
祖父母	4			

- (注) 1) 平成25年9月現在。なお、毎年9月分から0.354%ずつ引き上げ、29年9月以降18.3%で固定する。
2) 日本鉄道、日本たばこ産業、日本電信電話の各共済組合は平成9年4月に厚生年金保険に統合された。
3) 農林漁業団体職員共済組合は平成14年4月に、厚生年金保険に統合された。
4) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて9.5/1000~7.230/1000となる。
5) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて7.308/1000~5.562/1000となる。

資料：厚生労働統計協会「保険と年金の動向2013/2014」

制度の種類		国家公務員共済組合		
根拠法〔施行〕		国家公務員共済組合法（昭33.5.1法128）〔昭33.7.1（昭和23年法律第69号の全部改正）〕		
対象		国家公務員及び国家公務員共済組合連合会の職員		
経営主体		国家公務員共済組合連合会		
加入者数 （平成23年度末現在）		106万人		
財源	掛金率	（連合会） 8.2850% 8.2850% 16.57%（平成25年9月～）〔一般組合員〕		
	本使用者計			
国庫負担		①公経済負担 基礎年金拠出金の1/2等 ②事業主負担 事務費の一部、追加費用の全額		
給付		支給要件	年金額	
老齢給付	退職共済年金	老齢基礎年金の受給要件を満たしている組合員が、65歳に達した後に退職し、又は退職した後に65歳に達したとき支給 老齢基礎年金の受給要件を満たしている65歳以上の組合員に、標準報酬月額に応じて減額支給（特別支給）	①厚生年金相当額+②職域加算額+③加給年金額が支給される ①厚生年金相当額 平均標準報酬額×5.481/1000(※1)×組合員期間月数 ただし、平成15年3月までの組合員期間に係る年金額については平均標準報酬月額×7.125/1000(※1)×組合員期間月数 ②職域加算額 平均標準報酬額×1.096/1000(※2)×組合員期間月数 ただし、平成15年3月までの組合員期間に係る年金額については平均標準報酬月額×1.425/1000(※2)×組合員期間月数 ③加算年金額 65歳未満の配偶者（受給権者の生年月日により）年額226,300～393,200円 子2人目までは1人につき年額226,300円、3人目から1人につき75,400円 (※1)生年月日に応じて率が異なる (※2)生年月日及び組合員期間に応じて率が異なる	
		（特別支給） 老齢基礎年金の受給要件を満たしており組合員期間が1年以上ある組合員が、60歳に達した後65歳になるまで支給	年金額＝定額+厚生年金相当額+職域加算額+加給年金額 定額＝定額単価（1,676円）×定額単価に掛ける率（生年月日に応じて1.875～1.0）×組合員期間月数×0.978 （注）昭和24年4月2日以降に生まれた者は原則として加算しない	
障害給付	障害共済年金	組合員であった間に初診日のある傷病に関し、障害の程度に応じて支給 （受給権者が組合員である間は支給停止）	1級 退職共済年金額×1.25+加給年金額 2級 退職共済年金額+加給年金額 3級 退職共済年金額（最低保障589,900円）	
	障害一時金	障害共済年金に準ずる（障害共済年金に該当しない障害の程度）	退職共済年金額×2（最低保障1,150,200円）	
遺族給付	遺族共済年金	組合員又は組合員であった者が、次のいずれかに該当した場合に支給	退職共済年金額×3/4 子のない寡婦等には、40歳から65歳に達するまで589,900円を加算	
	順位	(1) 組合員が死亡したとき		
	配偶者	1		(2) 組合員が退職後、組合員であった期間中に初診日がある傷病により、初診日から5年以内に死亡したとき
	子			
	父母	2		(3) 障害共済年金（1級、2級）の受給権者が死亡したとき
孫	3		(4) 退職共済年金の受給権者又は退職共済年金の受給要件を満たしている者が死亡したとき	
祖父母		4		

資料：厚生労働統計協会「保険と年金の動向2013/2014」

平成25（2013）年9月現在

制度の種類			地方公務員共済組合		私立学校教職員共済	
根拠法〔施行〕			地方公務員等共済組合法 （昭37.9.8法152）〔昭37.12.1〕		私立学校教職員共済法 （昭28.8.21法245）〔昭29.1.1〕	
対象			地方公務員		私立学校教職員	
経営主体			各地方公務員共済組合（64組合）		日本私立学校振興・共済事業団	
加入者数			286万人（平成23年度末現在）		50万人（平成24年度末現在）	
財源	掛金率	本人 使用者 計	8.285% 8.285% 16.570%		6.823% 6.823% 13.646%	
	国庫負担		基礎年金拠出金の1/2、 事務費の全額（地方公共団体負担）		基礎年金拠出金の1/2、 事務費の一部	
給付			支給要件	年金額	支給要件	年金額
老齢給付	退職共済年金		国家公務員共済組合に同じ	国家公務員共済組合に同じ	国家公務員共済組合に同じ	国家公務員共済組合に同じ
障害給付	障害共済年金					
	障害一時金					
遺族給付	遺族共済年金		国家公務員共済組合に同じ	国家公務員共済組合に同じ	国家公務員共済組合に同じ	国家公務員共済組合に同じ
	順位					
	配偶者	1				
	子					
	父母	2				
	孫	3				
祖父母	4					

資料：厚生労働統計協会「保険と年金の動向2013/2014」

第1部 社会保障の体系と現状

平成25（2013）年3月31日現在

制度の種類		厚生年金基金	
根拠法〔施行〕		厚生年金保険法（昭29.5.19法115）〔昭40.6.1法104で追加、昭和41.10.1〕	
対象		65歳未満の一般被用者及び船員（いずれも基金加入者）	
経営主体		各厚生年金基金（560基金）	
加入者数		420万人	
財源	免除率	本人 使用者 計	1.2%～2.5% 1.2%～2.5% 2.4%～5.0%
	国庫負担		なし
給付		支給要件	年金額
老齢給付		（年金給付） 加入員又は加入員であった者が老齢厚生年金の受給権を取得したときに支給	給付形態には次の3通りがある ①代行型 加入員期間の標準給与の平均×一定率×加入員期間 ②加算型 ・基本部分 加入員期間の標準給与の平均×一定率×加入員期間 ・加算部分 定率又は定額給付 など ③共済型 標準給与×一定率（又は加入期間別乗率）

資料：厚生労働省「平成25年版厚生労働白書」

平成25（2013）年3月31日現在

制度の種類		国民年金基金	
根拠法〔施行〕		国民年金法（昭34.4.16法141）〔平元.12.22法86で追加、平3.4.1〕	
対象		国民年金の第1号被保険者（国民年金の保険料免除者、農業者年金の被保険者を除く）	
経営主体 （平成24年度末現在）		地域型国民年金基金（47基金） 職能型国民年金基金（25基金）	
加入者数 （平成24年度末現在）		49万3千人	
財源	保険料（掛金）	給付の型や加入時の年齢により異なる 上限額 月額 68,000円	
	国庫負担	国民年金本体の付加年金と同様、事務費	
給付		支給要件	年金額
年金	老齢年金	65歳に達したとき	終身年金A型・B型と確定年金I型・II型・III型・IV型・V型の7種類、加入する口数によって、受け取る年金額が決まる
一時金	遺族一時金	保証期間のある終身年金A型と確定年金I型・II型・III型・IV型・V型に加入している人が、年金を受ける前に死亡した場合、生活を共にしていた遺族（次の①～⑥の順位①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹）に支給	加入時年齢と死亡時年齢及び死亡時までの掛金納付期間に応じた額

資料：国民年金基金連合会HP「事業概況」

《厚生年金基金、確定給付企業年金の比較》

	厚生年金基金	確定給付企業年金
根 拠 法	厚生年金保険法 (制度創設：昭和41年)	確定給付企業年金法 (制度創設：平成14年)
設 立	厚生労働大臣の認可を受けて基金を設立	基金型企業年金：厚生労働大臣の認可を受けて基金を設立 規約型企業年金：信託会社、生命保険会社等と契約を締結し厚生労働大臣の承認を受ける
運 営 主 体	厚生年金基金	基金型企業年金：企業年金基金 規約型企業年金：事業主
掛 金 負 担	原則事業主と加入者で折半であるが、上乘せ部分 は大半が事業主負担	事業主負担を原則とし、本人も任意で拠出可能
資 産 運 用 等	制度実施者（企業等）がまとめて運用管理を行う	同左
積 立 義 務	年金資産の積立基準を設定するとともに、財政検 証や積立不足の解消を義務づける規定	同左
受 託 者 責 任	事業主など企業年金の管理・運営に関わる者につ いて、加入者等に対する責任及び行為準則を明確 化する規定	同左
情 報 開 示	事業主等に対し、業務の概況について加入者等へ の情報開示及び厚生労働大臣への報告」を義務づ ける規定	同左
税 制		
① 拠 出 時	非課税	非課税（加入者拠出は実質課税（生命保険料控 除））
② 運 用 時	実質非課税	特別法人税課税 (平成25年度まで凍結)
③ 給 付 時	年 金：公的年金等控除 一時金：退職所得控除	年 金：公的年金等控除 一時金：退職所得控除 ※加入者拠出相当分は非課税

資料：厚生労働省「平成25年版厚生労働白書」「確定拠出年金制度の概要」

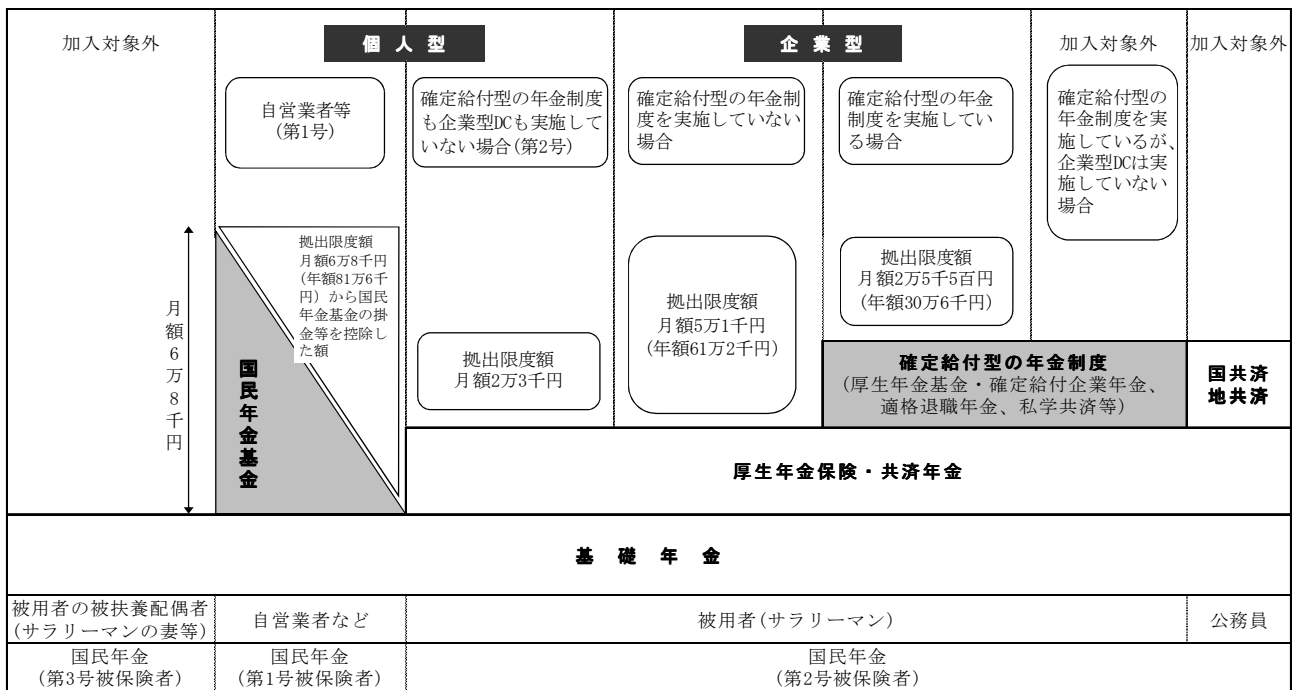
第1部 社会保障の体系と現状

●確定拠出年金の概要

		確定拠出年金			
		企業型年金		個人型年金	
		企業年金あり	企業年金なし	自営業者等	企業型年金、企業年金なし
実施主体	企業型年金規約の承認を受けた企業		国民年金基金連合会		
加入資格	実施企業に勤務する従業員（国民年金第2号被保険者）		農業者年金被保険者、国民年金の保険料免除者以外の自営業者（国民年金第1号被保険者）	企業年金加入者、厚生年金基金等の加入者の対象となっていない企業の従業員（国民年金第2号被保険者）	
加入者数等（平成25年9月末現在）	承認規約数：4,303件（平成25年10月末現在） 加入者数：4,612千人 実施事業主数：17,658社（平成25年10月末現在）		第1号加入者：54,292名 第2号加入者：117,055名 事業所登録：106,153事業所		
拠出方法	事業主が拠出（規約に定めた場合は加入者も拠出可能）		加入者個人が拠出（企業は拠出できない）		
拠出限度額	月額 25,500円	月額 51,000円	月額 68,000円 国民年金基金の限度額と枠を共有	月額 23,000円	
税制	拠出時	非課税（事業主が拠出した掛金額は全額損金算入、加入者が拠出した掛金額は全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除））		非課税（加入者が拠出した掛金額は、全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除））	
	運用時	特別法人税課税（平成25年度末まで凍結）			
	給付時	年金として受給：公的年金等控除（標準的な年金額までは非課税） 一時金として受給：退職所得控除			
給付方法	老齢給付金	給付：5年以上の有期又は終身年金（規約の規定により一時金の選択可能） 受給要件等：原則60歳に到達した場合に受給することができる（60歳時点で確定拠出年金への加入者期間が10年に満たない場合は、支給開始年齢を引き伸ばし）			
	障害給付金	給付：5年以上の有期又は終身年金（規約の規定により一時金の選択可能） 受給要件等：60歳に到達する前に傷病によって一定以上の障害状態になった加入者が傷病になっている一定期間（1年6ヶ月）を経過した場合に受給することができる			
	死亡一時金	給付：一時金 受給要件等：加入者が死亡したときにその遺族が資産残高を受給することができる			
	脱退一時金	給付：一時金 受給要件等：一定の要件を満たした場合に受給することができる			

資料：厚生労働省「確定拠出年金制度の概要」「確定拠出年金の施行状況」

確定拠出年金の対象者・拠出限度額と既存の年金制度への加入の関係



資料：厚生労働省「平成25年版厚生労働白書」

平成25（2013）年3月31日現在

制度の種類		農業者年金基金	
根拠法〔施行〕		農業者年金基金法（昭45.5.20法78）〔昭46.1.1〕 平成13年改正法施行	
対象		農業者	
経営主体		農業者年金基金	
加入者数		5万1千人	
財源	保険料	通常保険料：政策支援を受けない者が納付する保険料、月額2万円から6万7千円まで千円単位で加入者が決定 特例保険料：認定農業者等政策支援を受ける者が納付する保険料、月額基本となる保険料2万円から補助額（2割、3割及び5割）を除いた額	
	国庫負担	政策支援（保険料の国庫補助）にあたる部分	
給付		支給要件	年金額
（平成14年1月1日から、任意加入方式の新制度となった）			
年金	農業者老齢年金（新制度）	65歳に達したとき （60歳まで繰上げ受給可、20年の期間要件なし）	納付した保険料及びその運用収入の総額を予定利率及び予定死亡率を勘案した年金現価率で割ることにより算出
	特例付加年金（新制度）	①65歳到達、②農業経営の廃止（経営継承）、③60歳までの保険料納付済期間等が20年以上である場合の3つの要件全てを満たしたとき（農業廃止後60歳まで繰上げ受給可、農業経営廃止時期の制限なし）	国庫助成額及びその運用収入の総額を予定利率及び予定死亡率を勘案した年金現価率で割ることにより算出
一時金	死亡一時金（新制度）	加入者及び受給権者が80歳に達する前に死亡した場合にその遺族に支給	死亡した日の翌月から80歳に達する月までに、そのものに支給されることとなる農業者老齢年金の額を予定利率で割り戻した額を合計して算出
（旧制度の加入者は平成14年1月1日で全員資格喪失となった）			
加入者への経過措置	脱退一時金（旧制度）	旧制度の保険料納付済期間が3年以上ある者が脱退した場合に支給	保険料納付済期間と保険料を納付した被保険者期間（時期）に係る月数をもとに算出（保険料納付済総額の約3割程度）
	死亡一時金（旧制度）	旧制度の保険料納付済期間が3年以上ある者が死亡した場合にその遺族に支給	
受給者への経過措置	農業者老齢年金（旧制度）	これのみの受給の場合、削減なし 物価スライド廃止	
	経営移譲年金（旧制度）	給付適正化措置により平均9.8%の削減 物価スライド廃止	

資料：農業者年金基金「農業者年金入門ガイド」、「農業者年金事業の実施状況」

③ 雇用保険制度

制度の種類別		雇 用																																					
根拠法〔施行〕		雇用保険法（昭49.12.28法116）〔昭50.4.1〕 船員保険の失業保険相当分を統合〔平22.1.1〕																																					
対 象		一 般 雇 用 者	短期雇用者																																				
保 険 者		政 府																																					
被 保 険 者 数 （平成24年度末現在）		3,891万3千人																																					
財源	保険料率	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">本人 使用者 計</td> <td rowspan="2">0.50% } 0.85% } 1.35%</td> <td rowspan="2">農林水産業、清酒製造業については、 0.60% } 0.95% } 1.55%</td> <td rowspan="2">建設業については、 0.60% } 1.05% } 1.65%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（うち0.35%（建設業は0.45%）は二事業分）</td> </tr> </table>		本人 使用者 計	0.50% } 0.85% } 1.35%	農林水産業、清酒製造業については、 0.60% } 0.95% } 1.55%	建設業については、 0.60% } 1.05% } 1.65%	（うち0.35%（建設業は0.45%）は二事業分）																															
	本人 使用者 計	0.50% } 0.85% } 1.35%	農林水産業、清酒製造業については、 0.60% } 0.95% } 1.55%					建設業については、 0.60% } 1.05% } 1.65%																															
（うち0.35%（建設業は0.45%）は二事業分）																																							
	国庫負担	求職者給付費は給付費の原則1/4（日雇労働求職者は1/3、高齢求職者給付はなし）、就職促進給付及雇用継続給付は給付費の原則1/8（高齢雇用継続給付はなし） ＊当分の間、本来の負担額の55%に引き下げ																																					
失業等給付	求職者給付	基本手当	(1) 受給要件…離職の日以前2年間に被保険者期間が12ヵ月以上（倒産・解雇等による離職の場合は、離職日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上であっても可） (2) 日額…前職賃金（賞与等を除く）の8割～5割（60歳以上65歳未満の者については、8割～4.5割） (3) 給付日数 ①倒産・解雇等による離職者（③を除く）	基本手当の日額の30（当分の間40）日分に相当する特例一時金を支給 特例一時金の支給を受ける前に安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合には、その訓練等が終わるまで、基本手当を支給																																			
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">被保険者であった期間</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上 5年未満</th> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30歳未満</td> <td rowspan="6">90日</td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>180日</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>30歳以上 35歳未満</td> <td rowspan="2">90日</td> <td rowspan="2">180日</td> <td>210日</td> <td>240日</td> </tr> <tr> <td>35歳以上 45歳未満</td> <td>240日</td> <td>270日</td> </tr> <tr> <td>45歳以上 60歳未満</td> <td>180日</td> <td>240日</td> <td>270日</td> <td>330日</td> </tr> <tr> <td>60歳以上 65歳未満</td> <td>150日</td> <td>180日</td> <td>210日</td> <td>240日</td> </tr> </tbody> </table>			被保険者であった期間					1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	30歳未満	90日	90日	120日	180日	—	30歳以上 35歳未満	90日	180日	210日	240日	35歳以上 45歳未満	240日	270日	45歳以上 60歳未満	180日	240日	270日	330日	60歳以上 65歳未満	150日	180日	210日	240日
						被保険者であった期間																																	
					1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																														
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—																																		
30歳以上 35歳未満		90日	180日	210日	240日																																		
35歳以上 45歳未満				240日	270日																																		
45歳以上 60歳未満		180日	240日	270日	330日																																		
60歳以上 65歳未満		150日	180日	210日	240日																																		
②倒産・解雇等以外の事由による離職者（③を除く）		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">被保険者であった期間</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上 5年未満</th> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全年齢</td> <td>—</td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>150日</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		被保険者であった期間					1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	全年齢	—	90日	120日	150日	—																				
	被保険者であった期間																																						
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																		
全年齢	—	90日	120日	150日	—																																		
③就職困難者	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">被保険者であった期間</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上 5年未満</th> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>45歳未満</td> <td rowspan="2">150日</td> <td colspan="4">300日</td> </tr> <tr> <td>45歳以上 65歳未満</td> <td colspan="4">360日</td> </tr> </tbody> </table>		被保険者であった期間					1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	45歳未満	150日	300日				45歳以上 65歳未満	360日																			
	被保険者であった期間																																						
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																		
45歳未満	150日	300日																																					
45歳以上 65歳未満		360日																																					
			(4) 給付日数の延長は次の4種類 ア. 訓練延長給付 イ. 広域延長給付 ウ. 全国延長給付 エ. 個別延長給付																																				
	技能習得手当		(1) 受講手当…日額500円（受講開始日が平成24年4月1日以降である場合、受講手当に20,000円の上限額） (2) 通所手当…42,500円を限度とする交通費実費	同左*																																			
	寄宿手当		月額10,700円	同左*																																			
	傷病手当		基本手当日額と同額	—																																			

平成25（2013）年9月現在

保 険							
高 年 齢 雇 用 者	日 雇 労 働 者						
	政 府						
	2万人						
	次の印紙保険料を左に加えて納付 1級 88円 } 176円 2級 73円 } 146円 88円 } 3級 48円 } 96円 48円 }						
び教育訓練給付はなし、	給付費の1/3						
(1) 受給要件…離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上 (2) 給付金の額…次表に定める日数分の基本手当の額に相当する額 <table border="1" data-bbox="167 862 630 974"> <thead> <tr> <th>算定基礎期間</th> <th>高年齢求職者給付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年未満</td> <td>30日分</td> </tr> <tr> <td>1年以上</td> <td>50日分</td> </tr> </tbody> </table> ただし、任意加入による被保険者に対しては、一律に50日分を支給	算定基礎期間	高年齢求職者給付金額	1年未満	30日分	1年以上	50日分	給付日額（第1級7,500円、第2級6,200円、第3級4,100円）の13～17日分 失業前の2ヵ月間（前月及び前々月）に26日以上印紙保険料を納めた者に支給 ①第1級給付金 第1級印紙保険料が24日以上 ②第2級給付金 ア．第1級及び第2級印紙保険料が24日以上 イ．第1級から順に選んだ24日分の印紙保険料の平均額が第2級印紙保険料の日額以上の場合（①の場合を除く） ③第3級給付金 その他の場合 なお、継続する6ヵ月間に各月11日以上、かつ通算して78日以上印紙保険料を納付した者に60日分を限度として特例給付を支給
算定基礎期間	高年齢求職者給付金額						
1年未満	30日分						
1年以上	50日分						
—	—						
—	—						
—	—						

制度の種別		雇 用 保 険			
根拠法〔施行〕		雇用保険法(昭49.12.28法116) [昭50.4.1] 船員保険の失業保険相当分を統合 [平22.1.1]			
対 象		一 般 雇 用 者	短期雇用者	高齢雇用者	日 雇 労 働 者
失 業 給 付	就職促進給付	(1) 就業促進手当 ①就業手当…就業日ごとに基本手当日額の30% ②再就職手当…所定給付日数の2/3以上で60%、1/3以上で50% ③常用就職支度手当…支給率40% 支給対象者拡大 (2) 移転費…鉄道賃、船賃、車賃、航空賃、移転料、着後手当 (3) 広域求職活動費…鉄道賃、船賃、車賃、宿泊料	同左 (①②を除く)	—	同左(①②を除く) (③の基本手当は日雇労働求職者給付金と読み替え)
	教育訓練給付	(1) 受給要件…被保険者又は被保険者であった者が、一定の教育訓練を受け、かつ、その教育訓練を修了した場合 対象となる被保険者又は被保険者であった者については、被保険者であった期間が通算して3年(ただし、初回に限り1年)以上あること、過去に教育訓練給付金の支給を受けてから3年以上経過していることが要件 また、対象となる教育訓練については、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練を厚生労働大臣が予め指定 (2) 支給額…労働者が負担した教育訓練の入学及び受講にかかる費用の20%(上限10万円)	—	—	—
	高年齢雇用継続給付 ¹⁾	(1) 受給要件…被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の者であって、各月に支払われた賃金が60歳時点の賃金の75%未満の場合 (2) 支給額…60歳以後の賃金の15%(各月に支払われた賃金が60歳時点の賃金の61%を超え75%未満の場合は逡減した率) (3) 支給期間…65歳に達する月までの期間(失業給付受給後に再就職した場合は、失業給付の支給残日数200日以上は2年間、100日以上は1年間)	—	—	—
	育児休業給付	(1) 受給要件…1歳未満の子を養育するための育児休業をした被保険者であって、休業開始前2年間に賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある月が12ヵ月以上ある場合 (2) 支給額…原則として、休業前賃金の40%(ただし当分の間50%) (3) 支給期間…1歳(特に必要と認められる場合には1歳6ヵ月)未満の子を養育する期間	—	—	—
	介護休業給付	(1) 受給要件…家族を介護するための介護休業をした被保険者であって、休業開始前2年間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月が12ヵ月以上ある場合 (2) 支給額…原則として、休業前賃金の40% (3) 支給期間…介護休業を開始した日から起算して3ヵ月(一定の要件に該当する場合には、通算93日)を経過する日まで	—	—	—
	備考	基本手当日額は1,848円～7,830円	*に該当するのは公共職業訓練受講者のみ	—	1級印紙は賃金日額11,300円以上 2級印紙は8,200円以上11,300円未満 3級印紙は8,200円未満
二事業		(1) 雇用安定事業…景気の変動、産業構造の変化等に対処して失業の予防、雇用機会の増大その他雇用の安定を図る事業 (2) 能力開発事業…被保険者に関し、職業生活の全期間を通じて、能力を開発、向上させることを促進する事業			

(注) 1) 船員保険が統合されたことに伴う経過処理により、船員として雇用される者で55歳に達した日が平成22年4月1日以後の者は、雇用保険の高年齢雇用継続給付として扱い、昭和34年4月1日までに生まれた者については「高年齢雇用継続給付」欄中「60歳」は「55歳」、「65歳」は「60歳」と読み替える。

資料：厚生労働統計協会「保険と年金の動向2013/2014」

④ 業務災害補償制度

平成25(2013)年9月現在

制度の種類		労働者災害補償保険	
根拠法〔施行〕		労働者災害補償保険法（昭22.4.7法50）〔昭22.9.1〕 船員保険の労災保険相当分を統合〔平22.1.1〕	
対象		一般被用者	
経営主体		政府（厚生労働省）	
対象人員 （平成23年度末現在）		5,274万2千人	
財源	保険料	事業の種類に応じ賃金総額に対し0.25～8.9%を事業主から徴収	
	その他	一部国庫補助	
負傷、疾病に対するもの		右以外の場合	療養開始後1年6ヵ月を経過しても治らず傷病等級に該当する場合
		療養補償給付（療養給付） 療養の給付又は療養費の支給10割 ただし通勤災害の場合は初回のみ一定の負担あり	
障害に対するもの		休業補償給付（休業給付） 休業4日目から1日につき原則として給付基礎日額（平均賃金相当額）の60% 〔社会復帰促進等事業〕	傷病補償年金（傷病年金） 給付基礎日額の313日分（1級）～ 245日分（3級） 〔社会復帰促進等事業〕
		休業特別支給金 休業4日目から1日につき原則として給付基礎日額の20%	傷病特別支給金 114万円（1級）～100万円（3級） 傷病特別年金 算定基礎日額の313日分（1級）～ 245日分（3級）
遺族に対するもの		障害補償年金（障害年金） 給付基礎日額の313日分（1級）～131日分（7級） 〔社会復帰促進等事業〕 障害特別支給金 342万円（1級）～159万円（7級） 障害特別年金 算定基礎日額の313日分（1級）～131日分（7級）	
		障害補償一時金（障害一時金） 給付基礎日額の503日分（8級）～56日分（14級） 〔社会復帰促進等事業〕 障害特別支給金 65万円（8級）～8万円（14級） 障害特別一時金 算定基礎日額の503日分（8級）～56日分（14級）	
遺族に対するもの		遺族補償年金（遺族年金） 給付基礎日額の153日分（遺族1人）～245日分（遺族4人以上） 〔社会復帰促進等事業〕 遺族特別年金 算定基礎日額の153日分（遺族1人）～245日分（遺族4人以上） 遺族特別支給金 300万円（労働者の死亡当時の遺族補償給付（遺族給付）の受給権者に支給）	
		○遺族補償年金（遺族年金）を受けることができる遺族がない場合に支給 遺族補償一時金（遺族一時金） 給付基礎日額の1,000日分を限度 〔社会復帰促進等事業〕 遺族特別一時金 算定基礎日額の1,000日分を限度 遺族特別支給金 300万円（労働者の死亡当時の遺族補償給付（遺族給付）の受給権者に支給）	
介護に対するもの		介護補償給付（介護給付） 介護の費用として支出した額（上限額：常時介護は月104,290円、随時介護は月52,150円）、あるいは一律定額	
葬祭に対するもの		葬祭料（葬祭給付） 315,000円＋給付基礎日額の30日分（この額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は給付基礎日額の60日分）	
二次健康診断に対するもの		二次健康診断…脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査 特定保健指導…二次健康診断の結果に基づき、脳・心臓疾患の発症の予防を図るため医師等により行われる保健指導	
社会復帰促進等事業		労災病院、特別支給金、義肢（平成21年4月から現物支給が費用支給に変更）等の支給等	

(注) 1 ()内は通勤災害の場合の給付の名称である。

2 労災保険では、休業（補償）給付については賃金水準が10%を超えて変動した場合にその率に応じて、一時金と年金の各給付については賃金水準の変動率に応じて、毎年、給付基礎日額の改定を行う（スライド制）。

資料：厚生労働統計協会「保険と年金の動向2013/2014」

第1部 社会保障の体系と現状

(関係制度及び年金保険部門のうち業務上・職務上(通勤災害を含む)障害・死亡の場合にのみ支給される給付を含む)

制度の種類	国家公務員災害補償		地方公務員災害補償
根拠法〔施行〕	国家公務員災害補償法(昭26.6.2法191)〔昭26.7.1〕		地方公務員災害補償法(昭42.8.1法121)〔昭42.12.1〕
対象	国家公務員		地方公務員
経営主体	政府		地方公務員災害補償基金
適用者数	50万1千人(平成23年7月1日現在)		285万8千人(平成23年度末現在)
財源	(全額負担)		地方公共団体負担
負傷・疾病に対するもの	右以外の場合	療養の開始後1年6月を経過しても治らず、傷病等級に該当する場合	
	療養補償給付 療養の給付又は療養費の支給 10割 ただし、通勤災害の場合は初回のみ一定の負担あり		
	休業補償給付 平均給与額の60% 〔福祉事業〕 休業援護金 平均給与額の20% *平均給与額とは最終3ヵ月間の平均日額	傷病補償年金 給付基礎日額の313日分(1級) ～245日分(3級) 〔福祉事業〕 傷病特別支給金 114万円(1級) ～100万円(3級) 傷病特別給付金 算定基礎日額の313日分(1級) ～245日分(3級)	
障害に対するもの	年金	障害補償年金 給付基礎日額の313日分(1級)～131日分(7級) 〔福祉事業〕 障害特別支給金 342万円(1級)～159万円(7級) 障害特別援護金 1,540万円(1級)～485万円(7級) (通勤途上の場合は、975万円(1級)～310万円(7級)) 障害特別給付金 算定基礎日額の313日分(1級)～131日分(7級)	国家公務員災害補償に同じ
		一時金 障害補償一時金 給付基礎日額の503日分(8級)～56日分(14級) 〔福祉事業〕 障害特別支給金 65万円(8級)～8万円(14級) 障害特別援護金 320万円(8級)～45万円(14級) (通勤途上の場合は、195万円(8級)～30万円(14級)) 障害特別給付金 算定基礎日額の503日分(8級)～56日分(14級)	
介護に対するもの	介護補償 介護の費用として支出した額 (上限額：常時介護は月104,290円、随時介護は56,600円)		
遺族に対するもの	年金	遺族補償年金 給付基礎日額の153日分(遺族1人)～245日分(遺族4人以上) 〔福祉事業〕 遺族特別支給金 300万円 遺族特別援護金 1,860万円(通勤途上の場合は1,130万円) 遺族特別給付金 算定基礎日額の153日分(遺族1人)～ 245日分(遺族4人以上)	
		一時金 ○遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合に支給 遺族補償一時金 給与日額の1,000日分～400日分 〔福祉事業〕 遺族特別支給金 300万円～120万円 遺族特別援護金 1,860万円～744万円 (通勤途上の場合は、1,130万円～450万円) 遺族特別給付金 算定基礎日額の1,000日分	
葬祭に対するもの	葬祭補償 315,000円+給付基礎日額の30日分(この額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は60日分)		
二次健康診断に対するもの	なし		
労働福祉事業	特別支給金、義肢等補装具支給等		

資料：人事院HP「国家公務員災害補償制度の仕組み」、法研「平成25年版 社会保障便利事典」

制度の種類		国家公務員共済組合	地方公務員等共済組合	私立学校教職員共済
財源	使用者掛金率	公務上の障害年金、 遺族年金の費用の全額	地方公共団体負担	事務費の一部
	国庫負担			
負傷・疾病に対するもの		(受給に加入期間による制限はない)		
障害に 対するもの	年金	<p>障害共済年金〔公務上〕</p> <p>1級：(1)厚生年金相当部分+(2)職域年金相当部分)×1.25+(3)配偶者の加給年金額 (最低保障額4,077,900円)</p> <p>2級：(1)厚生年金相当部分+(2)職域年金相当部分)×1.00+(3)配偶者の加給年金額 (最低保障額2,518,600円)</p> <p>3級：(1)厚生年金相当部分+(2)職域年金相当部分) (最低保障額2,278,800円)</p> <p>(1)厚生年金相当部分：(①平成15年3月以前の加入期間分の年金額+②平成15年4月以降の加入期間分の年金額)×1.031×0.978^{注1)}</p> <p>①平成15年3月以前の加入期間分の年金額(平均標準報酬月額^{注2)}×7.5/1000×平成15年3月以前の加入期間月数^{注3)}</p> <p>②平成15年4月以降の加入期間分の年金額(平均標準報酬月額^{注2)}×5.769/1000×平成15年4月以降の加入期間月数^{注3)}</p> <p>(2)職域年金相当部分：(①平成15年3月以前の加入期間の年金額+②平成15年4月以降の加入期間分の年金額)×1.031×0.978^{注1)}</p> <p><障害等級1級の場合></p> <p>①平成15年3月以前の加入期間分の年金額：(平均標準報酬月額^{注2)}×12×30/100+平均標準報酬月額^{注2)}×1.875/1000×300月を超えた加入期間月数)×平成15年3月以前の加入月数/組合員等の全加入月数</p> <p>②平成15年4月以降の加入期間分の年金額：(平均標準報酬月額^{注2)}×12×23.077/100+平均標準報酬月額^{注2)}×1.422/1000×300月を超えた加入期間月数)×平成15年4月以降の加入月数/組合員等の全加入月数</p> <p>☆障害等級2・3級の場合は、①の支給乗率30/100は20/100、1.875/1000は1.5/100、②の支給乗率23.077/100は15.385/100、1.422/1000は1.154/100となる。</p> <p>(3)配偶者の加給年金額：生計を維持していた65歳未満の配偶者がいる場合に226,300円</p>		
		遺族に 対するもの	年金	<p>遺族共済年金〔公務上〕</p> <p>(1)厚生年金相当部分×3/4+(2)職域年金相当部分+(3)中高齢の妻の加算 (最低保障額1,045,600円)</p> <p>(1)厚生年金相当部分：障害共済年金と同じ(長期要件^{注4)}、短期要件^{注5)})</p> <p>☆長期要件の場合は、①の支給乗率7.5/1000は生年月日に応じて10~7.5/1000で計算、②の支給乗率5.769/1000は7.692~5.769/1000で計算</p> <p>(2)職域年金相当部分：障害共済年金と同じ(長期要件^{注4)}、短期要件^{注5)})</p> <p>①平成15年3月以前の加入期間分の年金額：平均標準報酬月額^{注2)}×3.375/1000+平成15年3月以前の加入期間月数^{注6)}</p> <p>②平成15年4月以降の加入期間分の年金額：平均標準報酬月額^{注2)}×2.596/1000+平成15年4月以降の加入期間月数^{注6)}</p> <p>☆長期要件の場合は、①の支給乗率3.375/1000は生年月日に応じて3.000~3.375/1000で計算、②の支給乗率2.596/1000は2.308~2.596/1000で計算</p> <p>(3)中高齢の妻の加算：589,900円</p>

(注) 1) 0.978は平成24度のスライド率。

2) 平均標準報酬月額は平成6年改正の再評価率で計算。

3) 加入期間月数の合計が300月(25年)未満の場合は、①+②の額に300/加入期間月数を乗じて全体を300月に増額。

4) 長期要件は、退職共済年金または旧共済法による退職に関する年金の受給権者や受給資格期間を満たしている人が公務上または通勤途上の傷病が原因で死亡したとき。

5) 短期要件は、受給要件の長期要件以外。

6) 短期要件についてのみ加入期間月数の合計が300月(25年)未満の場合は、①+②の額に300/加入期間月数を乗じて全体を300月に増額。

資料：法研「平成25年版 社会保障便利事典」

⑤ 児童手当制度

目的	父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の成長に資する
支給対象となる児童	0歳から中学校修了（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までの児童
所得制限	あり（例：夫婦・児童2人世帯の場合は年収960万円）※2012年6月分より適用
支給額	①所得制限額未満 3歳未満 月額 15,000円 3歳以上小学校修了前（第1、2子） 月額 10,000円 3歳以上小学校修了前（第3子以降） 月額 15,000円 中学生 月額 10,000円 ②所得制限額以上（当分の間の特例給付） 月額 5,000円
費用負担	（3歳未満） （3歳から中学校終了前） 被用者分 事業主7/15 国16/45 地方8/45 国2/3 地方1/3 非被用者分 国2/3 地方1/3 国2/3 地方1/3 特例給付分 国2/3 地方1/3 国2/3 地方1/3 公務員分 所属庁10/10 所属庁10/10
給付費	平成25年度予算 給付総額 2兆2,631億円 国 1兆2,995億円 地方 7,889億円 事業主 1,747億円

資料：厚生労働省「平成25年版厚生労働白書」

⑥ 後期高齢者医療制度

平成25（2013）年1月現在

制度の種類	後期高齢者医療制度			
根拠法	高齢者の医療の確保に関する法律（昭57.8.17法80）〔施行昭58.2.1〕			
対象	75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の一定の障害者			
運営主体	後期高齢者医療広域連合（47）			
加入者数	1,473万3千人			
財源	高齢者の保険料	10%		
	支援金	約40%		
	公費	約50%（国：都道府県：市町村＝4：1：1）		
保健事業の種類	療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額医療・高額介護合算療養費			
一部負担金等	定率1割負担のほか現役並み所得者に3割負担を導入			
		自己負担限度額/月		
		外来（個人ごと）	高額医療・高額介護合算制度における自己負担限度額/月	
	現役並み所得者（課税所得145万円以上）	44,400円	80,100円＋（医療費－267,000円）×1%（多数該当 44,400円）	67万円
	一般	12,000円	44,400円	56万円
低所得者	8,000円	24,600円	31万円	
低所得者のうち特に所得の低い者		15,000円	19万円	

（注）財源の「支援金」とは、若年者（0～74歳）の保険料である。

資料：厚生労働省「平成25年版厚生労働白書」、法研「平成25年版社会保障便利事典」

⑦ 介護保険

平成25(2013)年4月現在

制 度 の 種 類		介 護 保 險	
根 拠 法 [施 行]		平 9 . 12 . 17法123 [平12 . 4 . 1]	
経 営 主 体		市町村 (地方自治体)	
対 象		一般国民	
対 象 人 員 (平成24年3月末現在)		2,977万9千人 (第1号被保険者)	4,299万人 (第2号被保険者)
		第1号被保険者 (65歳以上)	第2号被保険者 (40~64歳)
保 険 料		21%	29%
財 源	国 庫 負 担	25%	
	地方公 都 道 府 県 共 団 体	12.5%	
	市 町 村	12.5%	
	自 己 負 担	1割	
給 付	保険給付 (介護サービス) には要介護者に対する介護給付と要支援者に対する予防給付がある。そのほかに、市町村は介護者と要支援者を対象とした市町村特別給付を行うことができる	要介護状態にある人で、その要介護状態の原因である身体上または精神上的の障害が特定疾病 (外傷性、先天性等でない脳血管障害、初老期認知症などの加齢にともなって生じる心身の変化に起因する疾病) によって生じたものである人	
備 考	保険料は原則年金より天引き	保険料は医療保険料と一体的に徴収。特定疾患とは、パーキンソン病、慢性関節リウマチなど、16種類の疾病	

資料：厚生労働省「平成25年版厚生労働白書」

3 老人福祉

① 施設福祉対策

施設名	事業の概要
養護老人ホーム（一般、盲）	65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護する施設
軽費老人ホーム	無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する施設
軽費老人ホーム A 型	高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させる
軽費老人ホーム B 型	身体機能等の低下等が認められる者（自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められる者を除く）または高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させる
軽費老人ホーム（ケアハウス）	身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者を入所させる
老人福祉センター（特 A 型、A 型、B 型）	A 型は無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設 なお、特 A 型は保健関係部門を強化した施設で、B 型は基本となる A 型の機能を補完する施設

資料：厚生労働省「平成23年 社会福祉施設等調査」

② 介護保険制度におけるサービス

サービスの種類	サービスの内容
《居宅サービス》	
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが要介護者の居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の世話を行う
訪問入浴介護	入浴車等により居宅を訪問して浴槽を提供して入浴の介護を行う
訪問看護	病状が安定期にあり、訪問看護を要すると主治医等が認めた要介護者について、病院、診療所または訪問看護ステーションの看護師等が居宅を訪問して療養上の世話または必要な診療の補助を行う
訪問リハビリテーション	病状が安定期にあり、計画的な医学的管理の下におけるリハビリテーションを要すると主治医等が認めた要介護者等について、病院、診療所または介護老人保健施設の理学療法士または作業療法士が居宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行う
居宅療養管理指導	病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師等が、通院が困難な要介護者等について、居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理および指導を行う
通所介護 (デイサービス)	老人デイサービスセンター等において、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認その他の必要な日常生活上の世話および機能訓練を行う
通所リハビリテーション (デイケア)	病状が安定期にあり、計画的な医学的管理の下におけるリハビリテーションを要すると主治医等が認めた要介護者等について、介護老人保健施設、病院または診療所において、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行う
短期入所生活介護 (ショートステイ)	老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、その施設で、入浴・排せつ・食事等の介護その他の必要な日常生活上の世話および機能訓練を行う
短期入所療養介護 (ショートステイ)	病状が安定期にあり、ショートステイを必要としている要介護者等について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し、その施設で、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療や日常生活上の世話を行う
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム)	有料老人ホーム、軽費老人ホーム等に入所している要介護者等について、その施設で、特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話を行う
福祉用具貸与	在宅の要介護者等について福祉用具の貸与を行う
特定福祉用具販売	福祉用具のうち、入浴や排せつのための福祉用具その他の厚生労働大臣が定める福祉用具の販売を行う
居宅介護住宅改修費 (住宅改修)	手すりの取り付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅改修費の支給
居宅介護支援	在宅の要介護者等が在宅介護サービスを適切に利用できるよう、その者の依頼を受けて、その心身の状況、環境、本人および家族の希望等を勘案し、利用するサービス等の種類、内容、担当者、本人の健康上・生活上の問題点、解決すべき課題、在宅サービスの目標およびその達成時期等を定めた計画(居宅サービス計画)を作成し、その計画に基づくサービス提供が確保されるよう、事業者等との連絡調整等の便宜の提供を行う。介護保険施設に入所が必要な場合は、施設への紹介等を行う
《地域密着型サービス》	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う
小規模多機能型居宅介護	要介護者に対し、居宅またはサービスの拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行う
夜間対応型訪問介護	居宅の要介護者に対し、夜間において、定期的な巡回訪問や通報により利用者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応を行う
認知症対応型通所介護	居宅の認知症要介護者に、介護職員、看護職員等が特別養護老人ホームまたは老人デイサービスセンターにおいて、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行う
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の要介護者に対し、共同生活を営むべく住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行う
地域密着型特定施設入居者生活介護	入所・入居を要する要介護者に対し、小規模型(定員30人未満)の施設において、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話を行う
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	入所・入居を要する要介護者に対し、小規模型(定員30人未満)の施設において、地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う
複合型サービス	小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の既存の在宅サービスを組み合わせて提供する

資料：厚生労働統計協会「国民の福祉と介護の動向2013/2014」

③ 介護保険制度における地域支援事業

介護保険の被保険者が要介護状態・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するために市町村が実施する事業。

地域支援事業には、全市町村が行う必須事業（介護予防事業または平成24年度から創設された介護予防・日常生活支援総合事業のいずれか、および包括的支援事業）と、各市町村の判断により行われる任意事業がある。

必須事業	①-1 介護予防事業	被保険者の要介護状態等となることを予防し、要介護状態等の軽減もしくは悪化を防止するために必要な事業（介護予防サービス事業および地域密着型介護予防サービス事業に該当しないもの）	
	①-2 介護予防・日常生活支援総合事業	被保険者の要介護状態等となることを予防し、要支援状態の軽減・悪化の防止と地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的・一体的に行うため、①要支援者への一定の介護予防サービス（1号）、②介護予防事業と生活支援サービス（2号）、③介護予防ケアマネジメント（3号）を一括して行う事業	
	包括的支援事業	②介護予防ケアマネジメント業務	被保険者を対象に、要介護状態等になることを予防するため、上記①の介護予防事業を含めた適切なサービスが心身等の状況に応じて、その被保険者の選択により包括的かつ効率的に提供されるよう、必要な援助や調整を行う事業
		③総合相談支援業務	被保険者を対象に、保健医療の向上や福祉の増進を図るため総合的な支援を行う事業（心身の状況など必要な実情の把握、保健医療・公衆衛生・社会福祉など関連する施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整など）
		④権利擁護業務	被保険者を対象に、権利擁護のため必要な援助を行う事業（虐待の防止および早期発見のための事業など）
	⑤包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	被保険者を対象に、保健医療・福祉の専門家がケアプランを検証し、心身等の状況を定期的に協議するなどの取組みを通じて、地域において自立した日常生活を営むことができるように包括的かつ継続的な支援を行う事業（支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワーク作りなど）	
任意事業	⑥介護給付等費用適正化事業	介護給付および予防給付にかかる費用の適正化を図る事業（被保険者のコスト意識を喚起する事業など）	
	⑦家族介護支援事業	介護方法の勉強会の開催など、要介護者を介護する人を支援するための事業	
	⑧その他の事業	上記⑥⑦以外の、介護保険事業の運営の安定化のための事業や、被保険者が地域で自立して日常生活が送れるように支援する事業	

資料：社会保険研究所「平成24年4月版 介護保険制度の解説」

4 障害者保健福祉施策

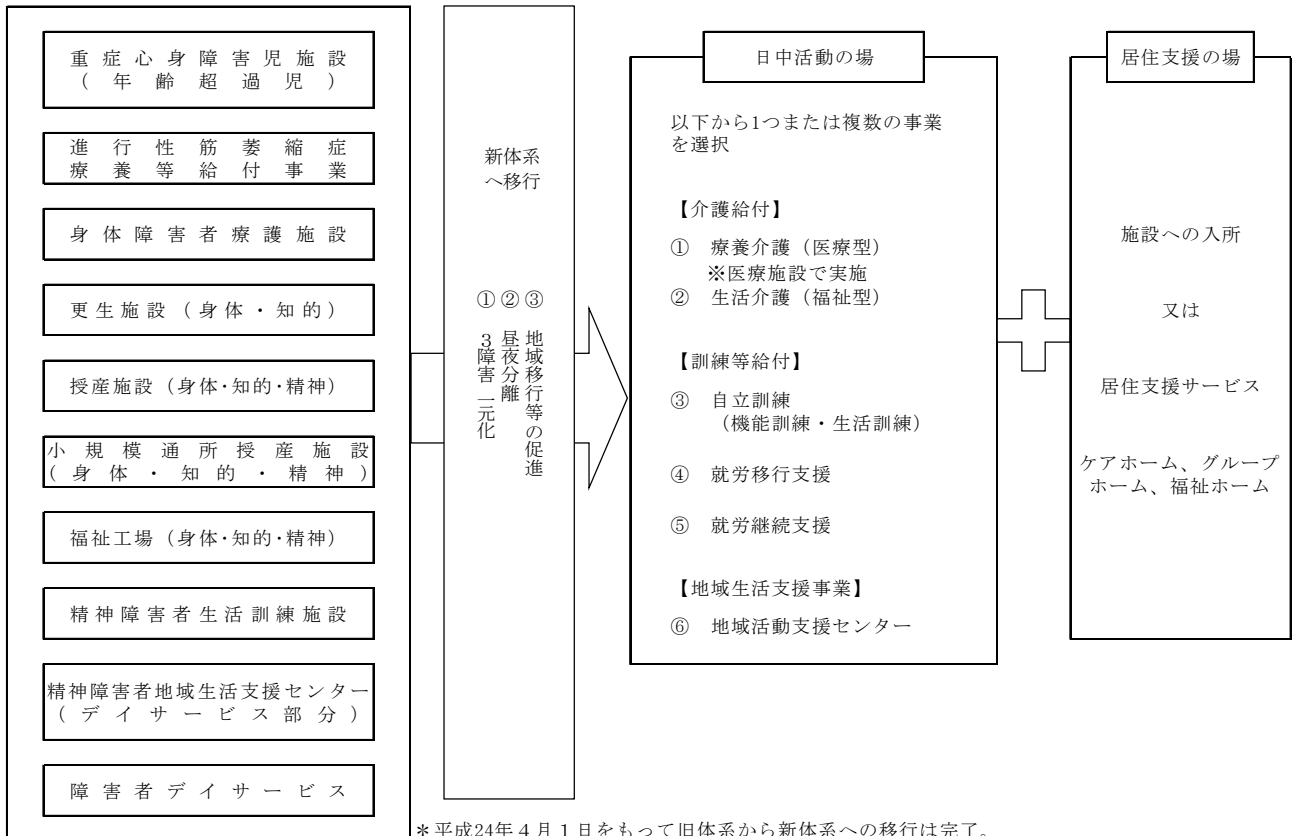
① 障害福祉サービス体系の再編

障害者の状態やニーズに応じた適切な支援が効率的に行われるよう、障害種別ごとに分立した33種類の既存施設・事業体系を、6つの日中活動に再編。

- ・「地域生活支援」、「就労支援」といった新たな課題に対応するため、新しい事業を制度化。
- ・24時間を通じた施設での生活から、地域と交わる暮らしへ（日中活動の場と生活の場の分離）。
- ・入所期間の長期化など、本来の施設機能と利用者の実態の乖離を解消。このため、一人一人の利用者に対し、身近なところで効果的・効率的にサービスを提供できる仕組みを構築。

<再編前：旧体系>

<再編後：新体系>



*平成24年4月1日をもって旧体系から新体系への移行は完了。

資料：厚生労働省「平成25年版厚生労働白書」

《障害福祉サービスに係る自立支援給付の体系》

平成25年3月現在

	サービス	事業所数 (か所)	利用者数 (人)	サービスの内容
介護 給付	居宅介護（ホームヘルプ）	17,148	138,390	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの
	重度訪問介護	5,929	9,262	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うもの
	同行援護	4,969	19,321	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行うもの
	行動援護	1,211	7,125	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うもの
	重度障害者等包括支援	10	35	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うもの
	短期入所（ショートステイ）	3,538	35,023	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの
	療養介護	242	19,122	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行うもの
	生活介護	7,945	245,221	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するもの
	障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	2,630	134,247	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの
共同生活介護（ケアホーム）	4,329	55,321	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの	
訓練等 給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	1,359	15,929	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うもの
	就労移行支援	2,594	26,426	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもの
	就労継続支援（A型・B型）	9,267	193,765	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもの
	共同生活援助（グループホーム）	3,503	26,408	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うもの

(注) 1 事業所数、利用者数については、平成25年3月の国民健康保険団体連合会による支払いの実績データから、抽出・集計したものである。
 2 従来の身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設等については、平成24年3月までに新体系のサービスに移行済み。

資料：厚生労働省「平成25年版厚生労働白書」

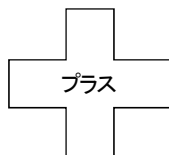
《日中活動と住まいの場の組み合わせ》

入所施設のサービスを、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択可能。

事業を利用する際には、利用者一人一人の個別支援計画が作成され、利用目的に合ったサービスが提供される。

日中活動の場 以下から1ないし複数の事業を選択

療養介護（医療型）*
生活介護（福祉型）
自立訓練（機能訓練・生活訓練）
就労移行支援
就労継続支援（A型・B型）
地域活動支援センター （地域生活支援事業）



住まいの場

障害者支援施設の施設入所支援

又は

居住支援（ケアホーム、グループホーム、福祉ホームの機能）

*療養介護については、医療機関への入院とあわせて実施

資料：厚生労働省「平成25年版厚生労働白書」

《地域生活支援事業と個別給付》

	地域生活支援事業	個別給付
性 格	地域の実情や利用者の状況に応じて、自治体が柔軟な形態で実施することが可能な事業	介護、就労訓練といった個別の明確なニーズに対応した給付
費用の流れ	自治体の実施（自治体は自ら事業の実施、又は事業者への委託等により実施）	利用者本人に対する給付（実際には、事業者が給付費を代理受領）
利 用 者	実施主体の裁量	障害程度区分認定（介護給付は18歳以上のみ必要、訓練等給付は必要なし）、支給決定が必要
利 用 料	実施主体の裁量	応能負担
事業実施にあたっての基準	実施主体の裁量（一部運営基準有り：地域活動支援センター、福祉ホーム）	指定基準（人員、設備及び運営に関する基準）等有り
財 源	補助金（一部交付税措置有り） 補助割合：都道府県事業 国1/2以内 市町村事業 国1/2以内 都道府県 1/4以内	負担金 負担割合：国1/2 都道府県・市町村 1/4

資料：厚生労働省「平成25年版厚生労働白書」

② 身体障害者施設福祉施策の概要

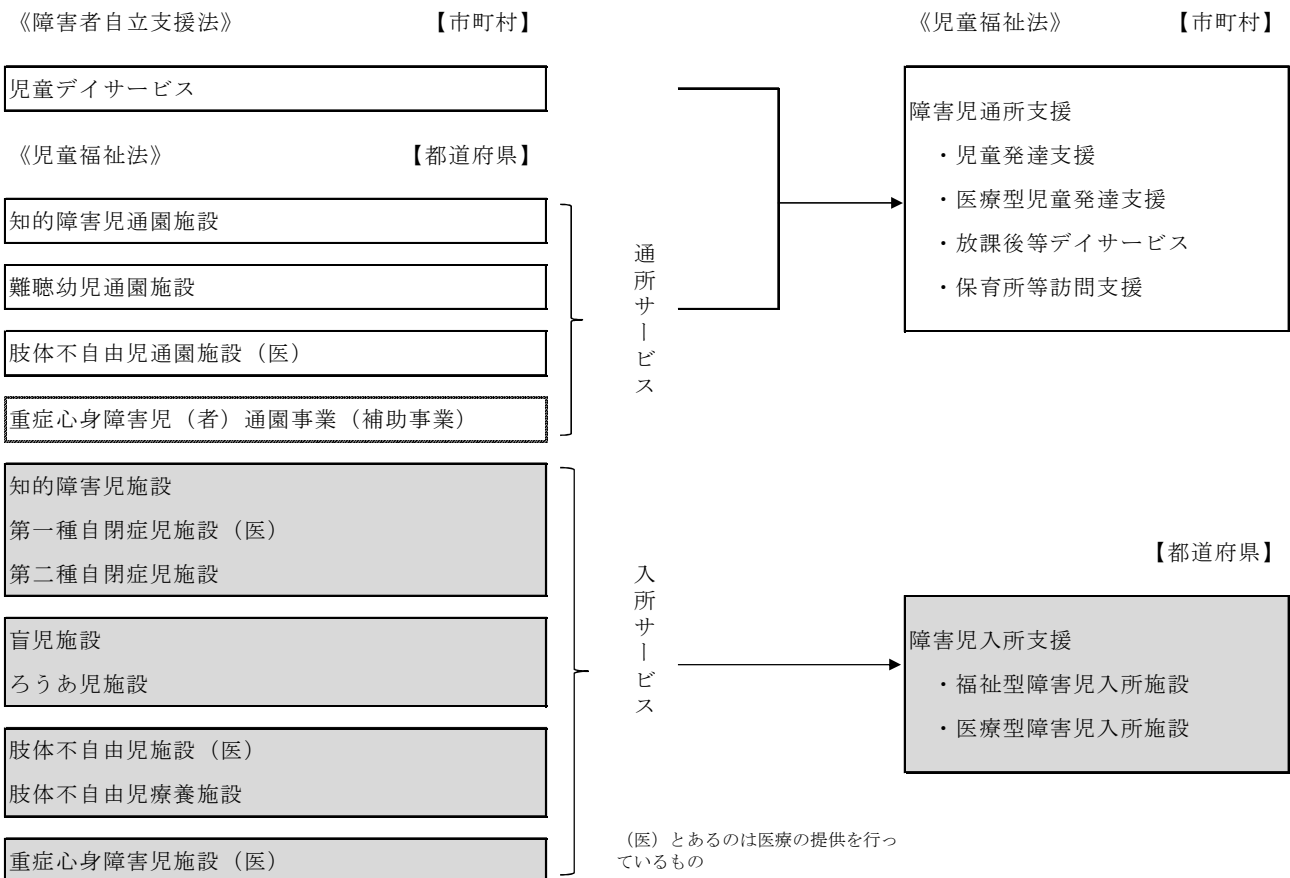
事業名	事業内容
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">地域利用施設</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">身体障害者福祉センター（A型）</div> </div>	<p>身体障害者の各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、スポーツ、レクリエーションなど保健・休養のための施設</p>
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">地域利用施設</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">身体障害者福祉センター（B型）</div> </div>	<p>在宅障害者が通所して、創作活動、軽作業、日常生活訓練等を行うための施設</p>
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">地域利用施設</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">障害者更生センター</div> </div>	<p>障害者、家族が気軽に宿泊、休養するための施設</p>
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">地域利用施設</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">点字図書館</div> </div>	<p>視覚障害者の求めに応じて点字刊行物や声の図書の製作貸出し等を行う施設</p>
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">地域利用施設</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">点字出版施設</div> </div>	<p>点字刊行物を出版する施設</p>
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">地域利用施設</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">聴覚障害者情報提供施設</div> </div>	<p>字幕(手話)入ビデオカセットの製作貸出し、手話通訳者の派遣、情報機器の貸出し等を行う施設</p>
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">地域利用施設</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">補装具製作施設</div> </div>	<p>補装具の製作または修理を行う施設</p>
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">地域利用施設</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">盲人ホーム</div> </div>	<p>あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許を有する視覚障害者の職業生活の便宜を図るために施設を利用させ、技術の指導を行う施設</p>
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">地域利用施設</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">盲導犬訓練施設</div> </div>	<p>盲導犬の訓練を行うとともに、視覚障害者に対し、盲導犬の利用に必要な訓練を行う施設</p>

資料：厚生労働省「平成25年版厚生労働白書」

③ 障害児・知的障害者に対する施設福祉施策の概要

障害児施設・事業の一元化 イメージ

障害児支援の強化を図るため、現行の障害種類別ごとに分かれた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化。



(注) 障害者自立支援法等改正法により、平成24年4月1日から障害児施設・サービスが再編された。

資料：厚生労働省「平成24年版厚生労働白書」

《障害児通所支援・障害児入所支援の体系》

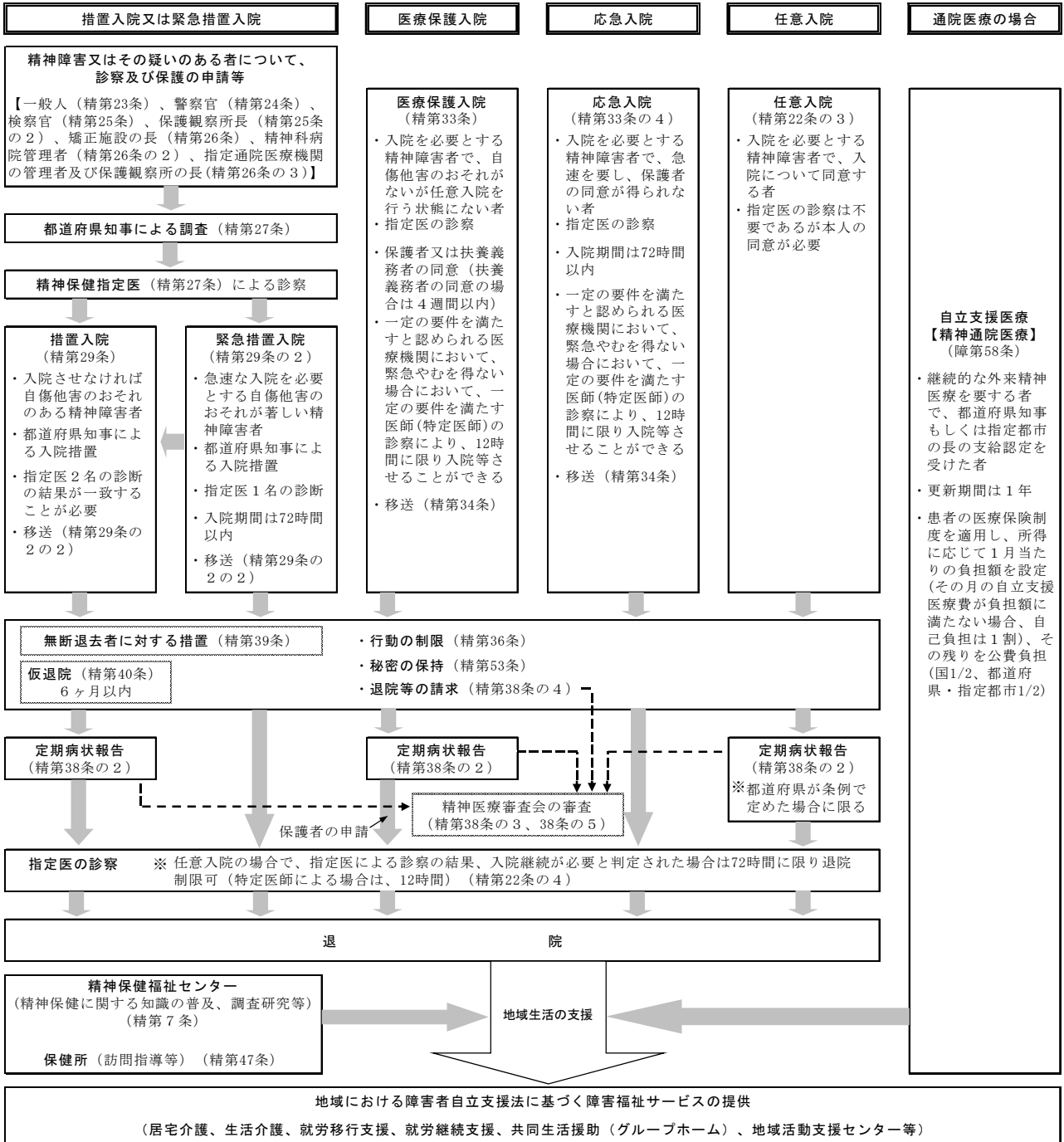
平成25年3月現在

支 援		事業所数 (か所)	利用者数 (人)	支援の内容
障害児(市通町村)支援	児童発達支援	2,365	57,929	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うもの
	医療型児童発達支援	112	3,011	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行うもの
	放課後等デイサービス	3,115	54,819	授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を行うもの
	保育所等訪問支援	116	550	保育所等を訪問し、障害のある児童に対して、集団生活への適応のための専門的な支援その他の必要な支援を行うもの
障害児(都道府県)入所支援	福祉型障害児入所施設	182	1,981	施設に入所する障害のある児童に対して、保護、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能の付与を行うもの
	医療型障害児入所施設	183	2,190	施設に入所する障害のある児童に対して、保護、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うもの

(注) 事業所数、利用者数については、平成25年3月の国民健康保険団体連合会による支払いの実績データから、抽出・集計したものである。

資料：厚生労働省「平成25年版厚生労働白書」

5 精神保健福祉関連制度の概要

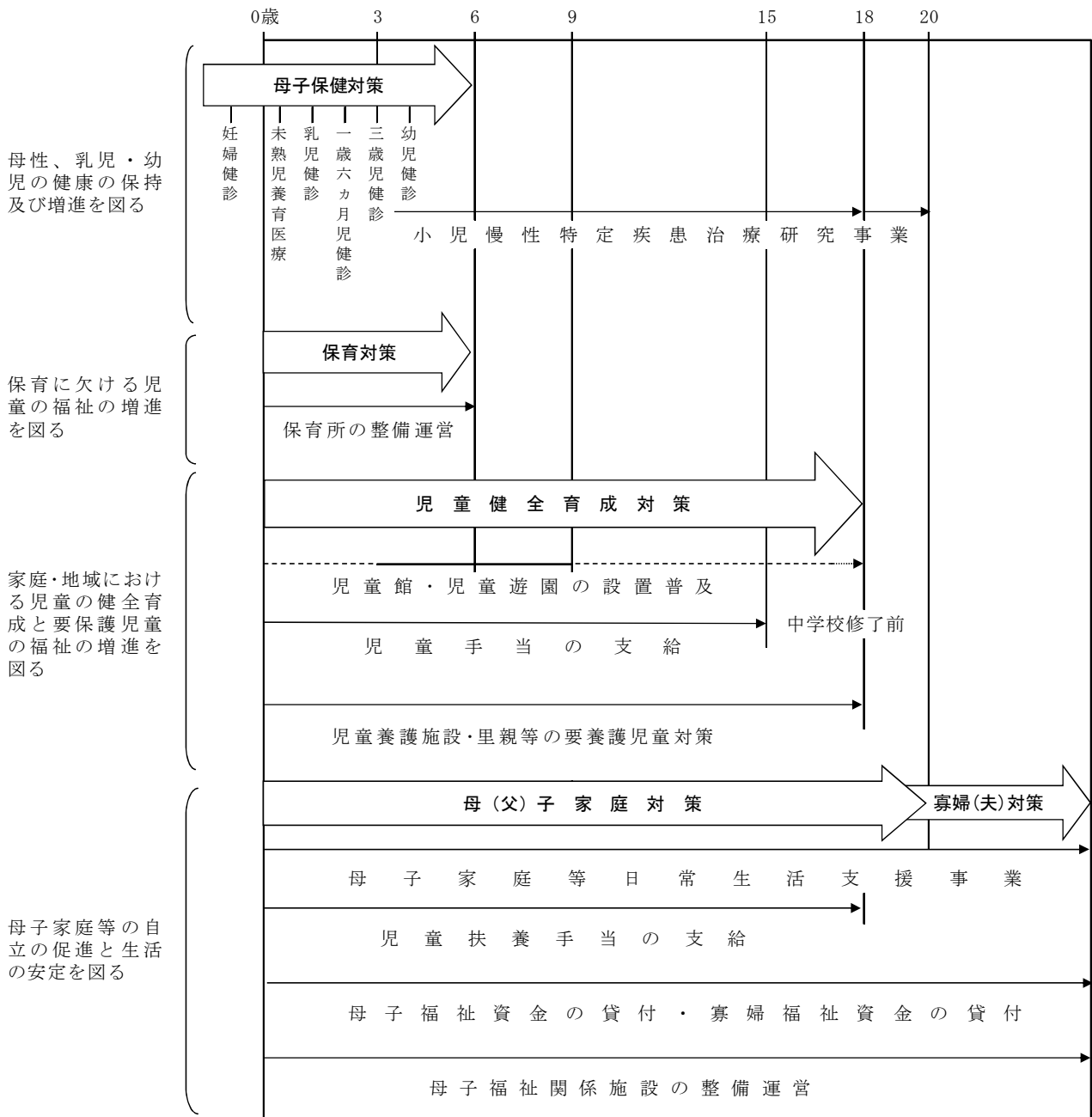


(注) 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）：「精」、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）：「障」と略する。

2 「都道府県知事」とするのは、「都道府県又は指定都市市長」と読み替える。

資料：厚生労働省「平成25年版厚生労働白書」

6 年齢別児童家庭福祉施策の一覧



資料：厚生労働統計協会「国民の福祉と介護の動向2013/2014」

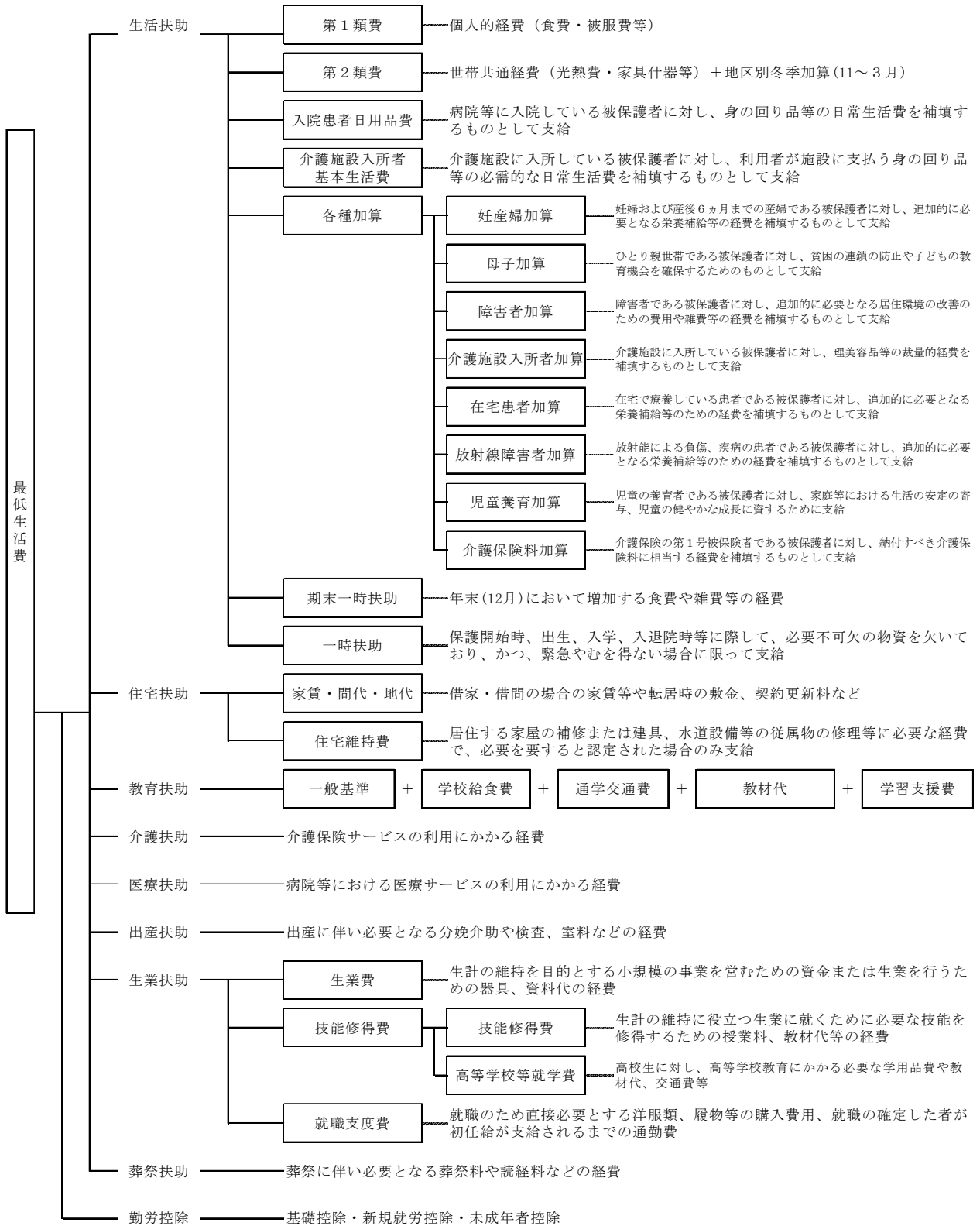
7 社会（家族）手当

	児童扶養手当	特別児童扶養手当	特別障害者手当等	児童手当	原爆諸手当（主なもの）	
					医療特別手当	健康管理手当
支給対象者	父母の離婚等により父と生計を同じくしない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までのある者または20歳未満で一定の障害の状態にある者）を監護養育している母又は養育する者（祖父母等） 父母の離婚等により母と生計を同じくしない児童を監護し、かつ生計を同じくする父	精神または身体に中程度以上の障害を有する20歳未満の障害児を監護している父母または養育者（その児童と同居して監護し、生計を維持している者）	①特別障害者手当 精神または身体に重度の障害があるため日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者 ②障害児福祉手当 精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の児童	0歳から中学校修了（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までの児童	原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、まだその病気やけがの治っていない人	被爆者で、原爆の影響に関係がある11障害のいずれかの障害にかかっている、医療特別手当、特別手当または原子爆弾小頭症手当を受給していない人
手当額月額（平成25年度）	○児童1人 収入130万円未満 41,430円 収入130万円以上365万円未満 41,420円～9,780円 （所得に応じて10円きざみ） ○2人目 5,000円加算 ○3人目以降 3,000円加算	○児童1人 1級（重度） 50,050円 2級（中度） 33,330円	①特別障害者手当 26,080円 ②障害児福祉手当 14,180円 経過措置による福祉手当 14,180円	○所得制限額未満 3歳未満 15,000円 3歳以上小学校修了前 （第1、2子） 10,000円 （第3子以降） 15,000円 中学生 10,000円 ○所得制限額以上 （当分の間の特例給付） 5,000円	135,540円 （平成25年10月現在）	33,330円 （平成25年10月現在）
所得制限額（収入ベース）（平成25年度）	○本人 （2人世帯） 365.0万円 ○扶養義務者等 （6人世帯） 610.0万円	○本人 （4人世帯） 770.7万円 ○扶養義務者等 （6人世帯） 954.2万円	○本人 （2人世帯） 565.6万円 ○扶養義務者等 （6人世帯） 954.2万円	○夫婦と児童2人 （年収ベース） 960万円未満 平成24年6月分より適用	なし	なし

資料：厚生労働省「平成25年版厚生労働白書」、厚生労働省HP（分野別政策）

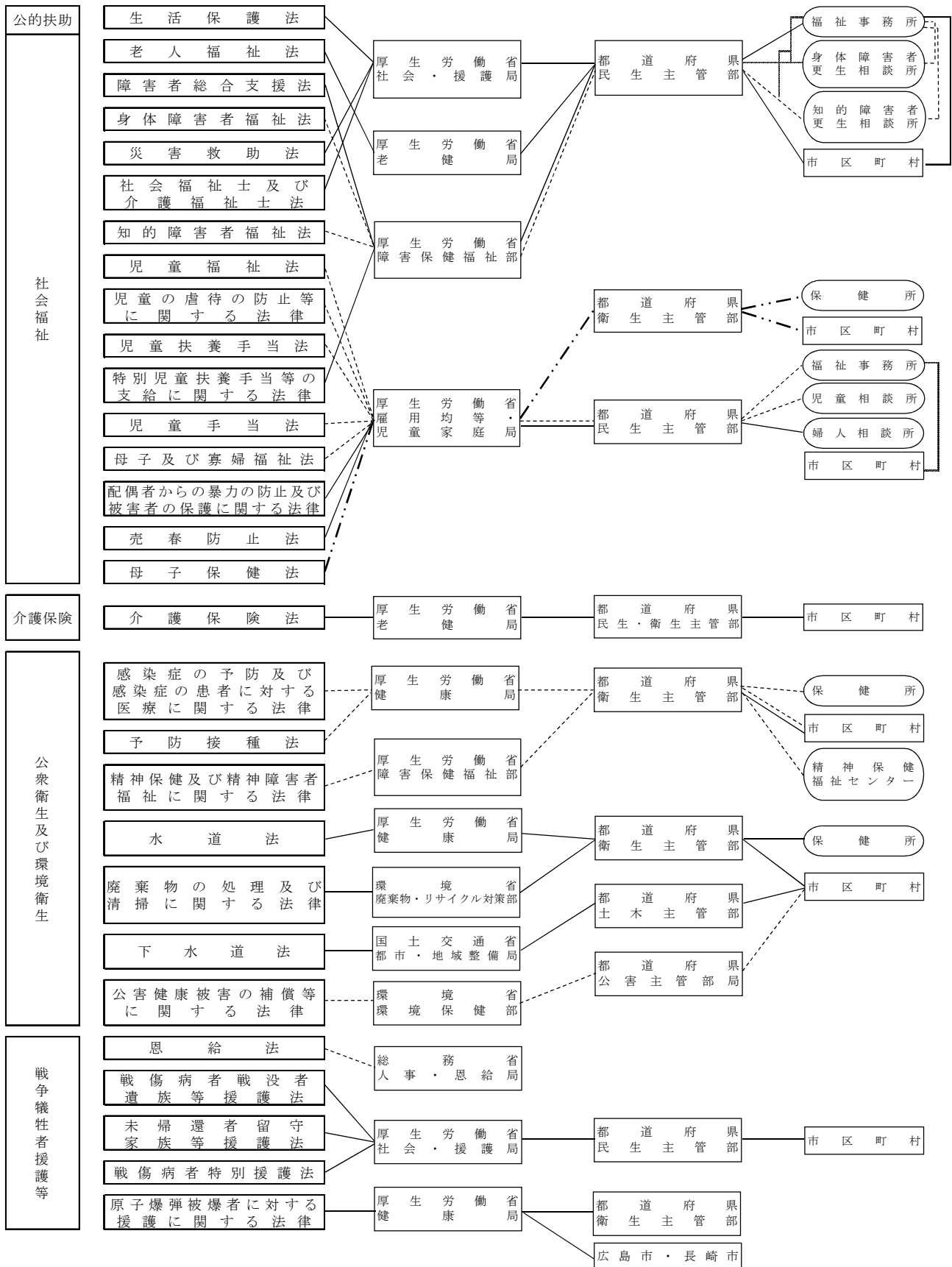
8 生活保護制度

[最低生活費の体系]

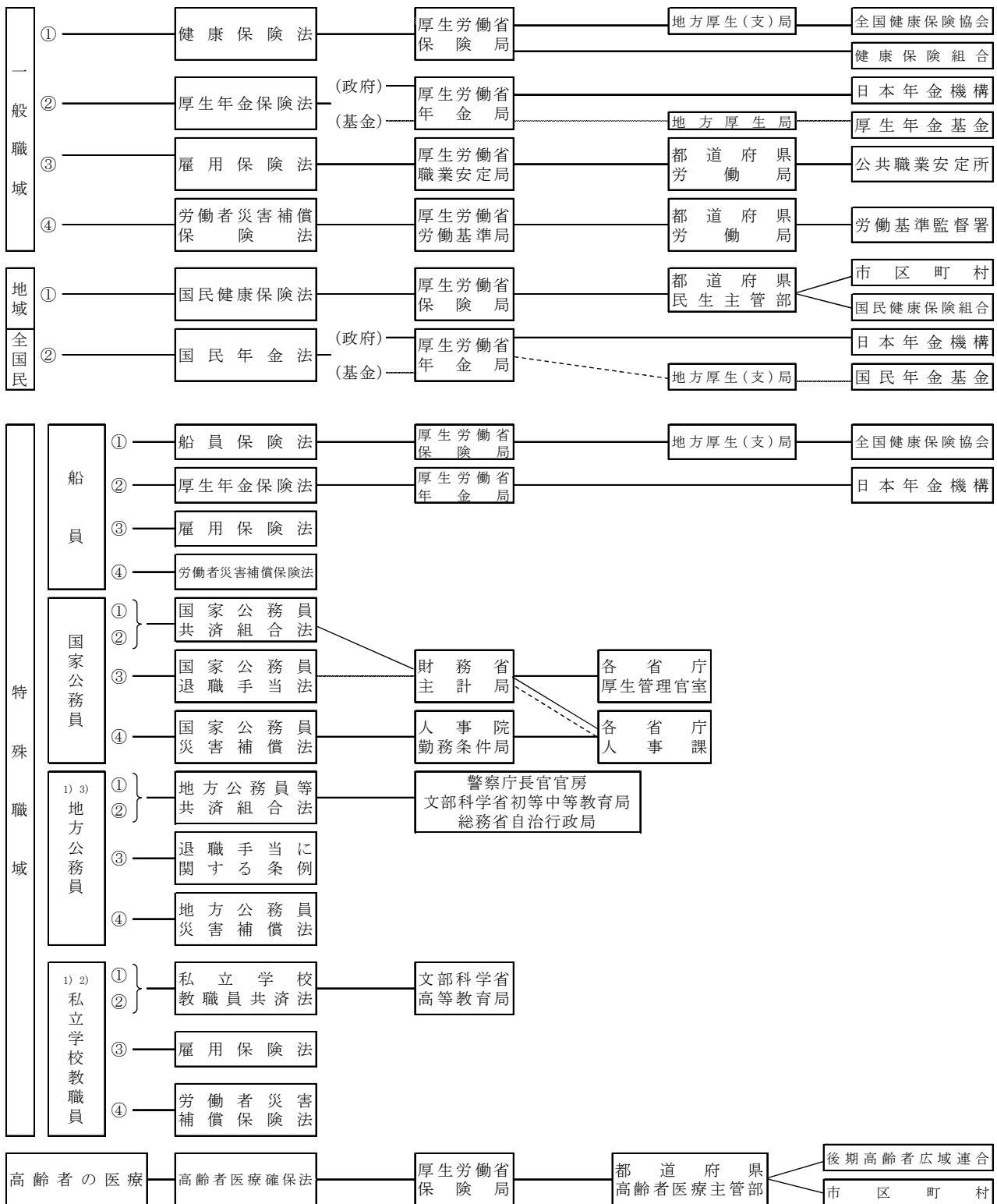


資料：厚生労働省HP（社会保障審議会資料）

〔参考〕 社会保障制度の種類と行政機構の概略



資料：中央法規「社会保障入門2013」



備考 制度①：医療保険

②：年金保険

③：雇用保険（これに代わるものを含む）

④：業務災害補償保険（ " " ）

(注) 1) 「地方公務員」と「私立学校教職員」のうち①において健康保険法の適用を受けている者がある。

2) 「私立学校教職員」のうちには②において厚生年金保険法の適用を受けている者がある。

3) 「地方公務員」のうち、市町村職員については③において雇用保険法の適用を受けている者がある。

資料：中央法規「社会保障入門2013」

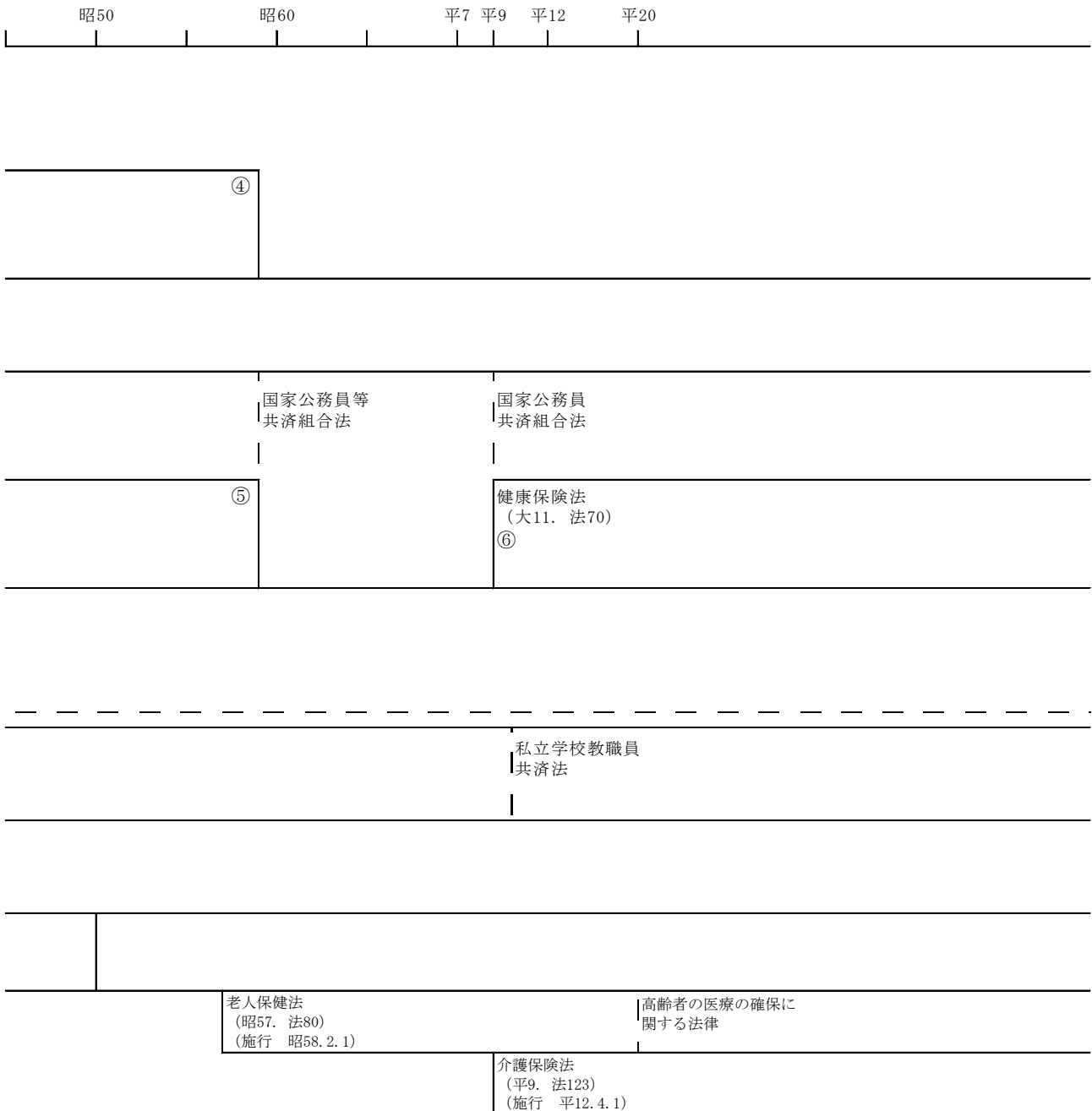
第2節 社会保険各制度の成立経過

① 医療保険制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40	
被 用 者	一般被用者	健康保険法（大11. 法70） （施行 昭2. 1. 1）					
	日雇労働者	職員健康保険法（昭14. 法72）					
	船員	日雇労働者健康保険法（昭28. 法207） （施行 昭28. 11. 1）					
	公務員等	国家公務員	船員保険法（昭14. 法73） （施行 昭15. 6. 1）				
		適役職人員	政府職員共済組合令（昭15. 勅827）		旧国家公務員共済組合法（昭23. 法69）	国家公務員共済組合法（昭33. 法128） （施行 昭33. 7. 1）	
		地方公務員	国有鉄道共済組合など、明40から勅令により設立され、医療費の支給等を行っていた。		旧国家公務員共済組合法（昭23. 法69）	公共企業体職員等共済組合法（昭31. 法134） （施行 昭31. 7. 1）	
	私立学校職員	政府職員共済組合令（昭15. 勅827）		健康保険法（大11. 法70）	市町村職員共済組合法（昭29. 法204）	国家公務員共済組合法	地方公務員等共済組合法（昭37. 法152） （施行 昭37. 12. 1）
	農団林漁業員	健康保険法（大11. 法70） （施行 昭2. 1. 1）					
	非被用者	旧国民健康保険法（昭13. 法60） ②				国民健康保険法（昭33. 法192） （施行 昭34. 1. 1） ③	
	高齢者						

① 教員については、健康保険は任意包括であった。昭和27年2月に保健、罹災、休業の短期給付を行う財団法人私学教職員共済会が創設されたが、私立学校教職員共済組合法の制定により吸収された。

② はじめは任意設立の市町村の区域を単位とする国民健康保険組合を保険者としていた。市町村公営方式が確立したのは昭和23年である。



③ 全国普及が達成されたのは、昭和36年4月である。
 ④ 日雇労働者健康保険法は昭和59年10月1日に廃止された。
 ⑤ 公共企業体職員等共済組合法の廃止により、昭和59年4月1日から国家公務員等共済組合に統合された。
 ⑥ 適用法人については、平成9年4月にそれぞれ健康保険組合が設立された。

② 年金保険制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40	
被 用 者	一 般 被 用 者	労働者年金 保険法(昭 16.法60) (施行 昭17.6.1)		旧厚生年金保険法 (昭19.法21) (施行 昭19.10.1)	厚生年金保険法 (昭29.法115) (施行 昭29.5.1)		
	日 雇 労 働 者	退職積立金及退職 手当法(昭11.法42)				①	
	船 員			船員保険法(昭14.法73) (施行 昭15.6.1)			
	公 務 員 等	国 家 公 務 員	官吏恩給 法②	恩 給 法 (大12.法48)			国家公務員共済組合法 (昭33.法128) (施行 昭33.7.1)
		適 役 用 職 法 人 員	大正9年から国有鉄道共済組合など官業共済組合では、年金給 付を実施していた。			旧国家公務員 共済組合法 (昭23.法69)	公共企業体職員等 共済組合法 (昭31.法134) (施行 昭31.7.1)
		地 方 公 務 員	官吏恩給 法	恩 給 法 (大12.法48)		旧国家公務員共済 組合法(昭23.法69)	国家公務員 共済組合法
			退職年金条例 ③			市町村職員共済組 合法(昭29.法204)	地方公務員等 共済組合法 (昭37.法152) (施行 昭37.12.1)
		町村職員恩給組合恩給条例		町村職員恩給組合法 (昭27.法118)			
私 立 職 学 校 員	財団法人私学恩給財団(大13.10.1発足)			④ ⑤			
				私立学校教職員 共済組合法 (昭28.法245) (施行 昭29.1.1)			
農 林 漁 業 員					厚生年金 保険法 (昭29. 法115)	農林漁業団体職員 共済組合法 (昭33.法99) (施行 昭34.1.1)	
非 被 用 者						国民年金法 (昭34.法141) (施行 昭34.11.1)	

- ① 旧厚生年金保険法となったときに、職員、女子も対象者となった。
- ② 国家公務員関係では、明治8年に海軍退隠令、同9年陸軍恩給令、同17年に官吏恩給令が公布され、これが明治23年、軍人恩給法、官吏恩給法に集成され、これが大正12年恩給法に統一された。
- ③ 退職年金条例は、地方公務員共済組合法制定まで残った。
- ④ 昭和27年に財団法人私立中等学校恩給財団より、財団法人私学恩給財団に名称を改め、対象を大学から幼稚園まで拡大した。

昭50	昭60	昭61(注)	平7	平9	平12	平14
						確定給付企業年金法 (平13. 法50) (施行 平14. 4. 1)
						確定拠出年金法 (平13. 法88) (施行 平13. 10. 1)
						厚生年金保険法 (昭29. 法115) (昭61. 4. 1統合)
		国家公務員等 共済組合法		国家公務員 共済組合法		
		⑥		⑦		厚生年金保険法 (昭29. 法115) (平9. 4. 1統合)
						⑧ 厚生年金保険法 (昭29. 法115) (平14. 4. 1統合)
						農業者年金基金法 (昭45. 法78) (施行 46. 1. 1)

⑤ 教員については、厚生年金保険は任意包括であった。

⑥ 公共企業体職員等共済組合法の廃止により、昭和59年4月1日から国家公務員等共済組合法に統合された。

⑦ 平成9年4月1日から、被用者年金制度の再編成の第1段階として、旧公共企業体（日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業）の各共済組合は厚生年金保険法に統合された。

⑧ 農林漁業団体職員共済組合法の廃止により、平成14年4月1日から厚生年金保険法に統合された。

(注) 昭和61年4月1日からの基礎年金の創設に伴い、国民年金法が被用者、非被用者のいずれにも適用されることとなった。

③ 雇用保険制度

		昭10	昭20	昭30	昭40	昭49	昭60 平成元	平成22
一般被用者		退職積立金 及 退職手当法 (昭11.法42)		失業保険法(昭22.法146) (適用 昭22.11.1) ①		雇用保険法(昭49.法116) (適用 昭50.4.1) ②		
日雇労働者				日雇労働者の制度創設 (昭24.法87) (施行 昭22.6.1)				
船員				船員保険法失業部門創設 (昭22.法235) (施行 昭22.11.1)				雇用保険法 (昭49.法116) (施行 平22.1.1) ④
公務員等	国家公務員			国家公務員退職手当法 (昭28.法182) (適用 昭28.8.1)				
	適用法人 役員					雇用保険法 (適用昭60.4.1) ③		
	地方公務員			退職手当に関する条例				

- ① 失業保険法と同時に、経過的なものとして失業手当法(昭22.法145)が制定されている。
- ② 失業保険制度を抜本的に改善発展させた雇用に関する総合的機能を有する保険制度である。
- ③ 旅客鉄道会社等(旧日本国有鉄道)は、昭和62年4月1日より適用。
- ④ 社会保険庁の廃止に伴い、雇用保険制度へ統合。

④ 業務災害補償制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40	昭60	平成元	平成22
一般被用者		健康保険法(大11.法70) (施行 昭2.1.1) ①		労働者災害扶助責任保険法 ② (昭6.法55)	労働者災害補償保険法 (昭22.法50) (施行 昭22.9.1)				
					労働者年金保険法	旧厚生年金保険法			
船員			船員保険法 (昭14.法73) (施行 昭15.6.1)	昭和22年法103号をもって 労災補償部門を明確に区分					労働者災害補償保険法 (昭22.法50) (施行 平22.1.1) ⑤
公務員等	国家公務員	国有鉄道共済組合及びその他共済組合は大正9年から昭和15年にかけて公傷病年金給付を開始していた。		③ 国家公務員災害補償法 (昭26.法191) (施行 昭26.7.1)					
	適用法人 役職員			旧国家公務員共済組合法 (昭23.法69)	国家公務員共済組合法 (昭33.法128) (施行 昭33.7.1)				
					業務災害補償に関する協約		労働者災害補償保険法 (適用昭60.4.1) ④		
地方公務員		国家公務員共済組合法 (施行 昭33.7)	地方公務員等共済組合法 (昭37.法152) (施行 昭37.12.1)						
		市町村職員共済組合法 (昭29.法204)	災害補償に関する条例		地方公務員災害補償法 (昭42.法121) (施行 昭42.12.1)				

- ① 業務災害補償というよりも、業務上の傷病も対象としていた。厚生年金、船員保険についても同様で業務災害補償部分が明確になったのは、労働者災害補償保険法が制定されてからである。
- ② 労働者災害扶助法(昭和6年4月2日法律第54号)が同時に制定されている。事業主の扶助義務を明確化したものである。
- ③ 昭和23年に「労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律」が公布され、一般政府職員の公務災害補償は、これにより行われていた。
- ④ 旅客鉄道会社等(旧日本国有鉄道)は、昭和62年4月1日より適用。
- ⑤ 社会保険庁の廃止に伴い、労災保険制度へ統合。

〔参考〕 1 各省白書のテーマからみた日本経済及び社会保障のあゆみ

年次	経済財政白書 (内閣府)	厚生労働白書 (厚生労働省)	労働経済白書 (厚生労働省)
2001 (H13)	改革なくして成長なし	生涯にわたり個人の自立を支援する厚生労働行政	情報通信技術 (IT) の革新と雇用
2002 (H14)	改革なくして成長なしII	現役世代の生活像 —経済的側面を中心として—	最近の雇用・失業の動向とその背景
2003 (H15)	改革なくして成長なしIII	活力ある高齢者像と世代間の新たな関係の構築	経済社会の変化と働き方の多様化
2004 (H16)	改革なくして成長なしIV	現代生活を取り巻く健康リスク—情報と協働でつくる安全と安心—	雇用の質の充実を通じた豊かな生活の実現に向けた課題
2005 (H17)	改革なくして成長なしV	地域とともに支えるこれからの社会保障	人口減少社会における労働政策の課題
2006 (H18)	成長条件が復元し、新たな成長を目指す日本経済	持続可能な社会保障制度と支え合いの循環—「地域」への参加と「働き方」の見直し—	就業形態の多様化と就労者生活
2007 (H19)	生産性上昇に向けた挑戦	医療構造改革のめざすもの	ワークライフバランスと雇用システム
2008 (H20)	リスクに立ち向かう日本経済	生涯を通じた自立と支え合い—暮らしの基盤と社会保障を考える—	働く人の意識と雇用管理の動向
2009 (H21)	危機の克服と持続的回復への展望	暮らしと社会の安定に向けた自立支援	賃金、物価、雇用の動向と勤労者生活
2010 (H22)	需要の創造による成長力の強化	厚生労働省改革元年	産業社会の変化と雇用・賃金の動向
2011 (H23)	日本経済の本質的な力を高める	社会保障の検証と展望—国民皆保険・皆年金制度実現から半世紀—	世代ごとにみた働き方と雇用管理の動向
2012 (H24)	日本経済の復興から発展的創造へ	社会保障を考える	分厚い中間層の復活に向けた課題
2013 (H25)	経済の好循環の確立に向けて	若者の意識を探る	構造変化の中での雇用・人材と働き方

〔参考〕 2 平成25年の審議会意見書等一覧

平成25年1月25日	生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書のとりまとめについて	社会保障審議会・生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会
平成25年2月8日	「厚生年金基金制度の見直しについて（試案）」に関する意見	社会保障審議会・年金部会厚生年金基金制度に関する専門委員会
平成25年7月25日	子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第9次報告）	社会保障審議会・児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会
平成25年8月7日	平成26年度入院医療等の調査・評価分科会の中間とりまとめ	中央社会保険医療協議会・診療報酬調査専門組織（入院医療等の調査・評価分科会）
平成25年8月23日	平成26年度予算要求に係る肝炎対策推進協議会意見書	肝炎対策推進協議会
平成25年8月23日	ひとり親家庭への支援施策の在り方について（中間まとめ）	社会保障審議会・児童部会ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会
平成25年11月1日	平成25年度入院医療等の調査・評価分科会のとりまとめ	中央社会保険医療協議会・診療報酬調査専門組織（入院医療等の調査・評価分科会）
平成25年12月13日	「年金保険料の徴収体制強化等に関する専門委員会」報告書のとりまとめについて	社会保障審議会・年金部会年金保険料の徴収体制強化等に関する専門委員会
平成25年12月16日	「年金個人情報管理の適正な管理のあり方に関する専門委員会」とりまとめ	社会保障審議会・年金部会年金個人情報の適正な管理のあり方に関する専門委員会
平成25年12月18日	慢性疾患を抱え子どもとその家族への支援の在り方（報告）	社会保障審議会・児童部会小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会
平成25年12月18日	難病対策の改革に向けた取組について（報告書のとりまとめ）	厚生科学審議会・疾病対策部会難病対策委員会
平成25年12月19日	「医療法等改正に関する意見」とりまとめ	社会保障審議会・医療部会
平成25年12月19日	「医師臨床研修制度の見直しについて」報告書	医道審議会・医師分科会医師臨床研修部会
平成25年12月20日	介護保険制度の見直しに関する意見	社会保障審議会・介護保険部会
平成25年12月25日	放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書	社会保障審議会・放課後児童クラブの基準に関する専門委員会

第Ⅱ部

社会保障関係統計資料編

凡 例

- 1 本表の記号は次による。
 … 不問 0または0.0 単位未満 △ 負数
 — なし ・ 統計項目のありえない場合
- 2 統計表で内訳の合計と合計数とが一致しない場合があるがそれは四捨五入によるものである。
- 3 統計数字のうち1円、1人、1件というような1位単位のものについては統計表から円、人、件等の単位を省略した。

第1節 人口統計

第1表 総人口等年次推移

(単位 人口：千人)

区 分	昭和35年 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年 (1990)	12 (2000)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
総 人 口	93,419	103,720	117,060	123,611	126,926	128,057	127,799	127,515
年 齢 階 級 別 人 口								
0～14歳人口	28,067	24,823	27,507	22,486	18,472	16,803	16,705	16,547
(%)	30.4	23.9	23.5	18.2	14.6	13.1	13.1	13.0
15～64歳人口	60,002	71,566	78,835	85,904	86,220	81,032	81,342	80,175
(%)	64.2	69.0	67.3	69.5	67.9	63.3	63.7	62.9
65歳以上人口	5,350	7,331	10,647	14,895	22,005	29,246	29,752	30,793
(%)	5.7	7.1	9.1	12.0	17.3	22.8	23.3	24.2
出 生	1,606	1,934	1,577	1,222	1,191	1,071	1,051	1,037
人 口 千 対	17.2	18.8	13.6	10.0	9.5	8.5	8.3	8.2
死 亡	707	713	723	820	962	1,197	1,253	1,256
人 口 千 対	7.6	6.9	6.2	6.7	7.7	9.5	9.9	10.0
自 然 増 減	899	1,221	854	401	229	△ 126	△ 202	△ 219
人 口 千 対	9.6	11.8	7.3	3.3	1.8	△ 1.0	△ 1.6	△ 1.7
平 均 余 命 (年)	.							
男								
0歳	65.32	69.31	73.35	75.92	77.72	79.64	79.44	79.94
65歳	11.62	12.50	14.56	16.22	17.54	18.86	18.69	18.89
女								
0歳	70.19	74.66	78.76	81.90	84.60	86.39	85.90	86.41
65歳	14.10	15.34	17.68	20.03	22.42	23.89	23.66	23.82
合 計 特 殊 出 生 率	2.00	2.13	1.75	1.54	1.36	1.39	1.39	1.41

(注) 1 昭和45年以前には、沖縄県を含まない。

2 昭和55年、平成2年、平成12年、平成22年の総人口には、年齢不詳を含む。

資料：「総人口」「年齢階級別人口」は、総務省統計局「国勢調査」「10月1日現在推計人口」

上記以外は、厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」「完全生命表」「簡易生命表」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/001.xls>

第2表 年齢3区分別人口の推移

(単位 万人)

区 分	総人口	総人口に占める割合 (%)			年少人口指数
		0～14歳	15～64歳	65歳以上	
昭和25年(1950)	8,411	35.4	59.6	4.9	59.4
30 (1955)	9,008	33.4	61.2	5.3	54.6
35 (1960)	9,430	30.2	64.1	5.7	47.0
40 (1965)	9,921	25.7	68.0	6.3	37.9
45 (1970)	10,467	24.0	68.9	7.1	34.9
50 (1975)	11,194	24.3	67.7	7.9	35.9
55 (1980)	11,706	23.5	67.3	9.1	34.9
60 (1985)	12,105	21.5	68.2	10.3	31.6
平成2年(1990)	12,361	18.2	69.5	12.0	26.2
7 (1995)	12,557	15.9	69.4	14.5	23.0
12 (2000)	12,693	14.6	67.9	17.3	21.4
17 (2005)	12,777	13.8	66.1	20.2	20.8
21 (2009)	12,751	13.3	63.9	22.8	20.9
22 (2010)	12,806	13.2	63.8	23.0	20.7
23 (2011)	12,780	13.1	63.7	23.3	20.5
24 (2012)	12,752	13.0	62.9	24.2	20.6
平成27年(2015)	12,660	12.5	60.7	26.8	20.6
32 (2020)	12,410	11.7	59.2	29.1	19.8
37 (2025)	12,066	11.0	58.7	30.3	18.7

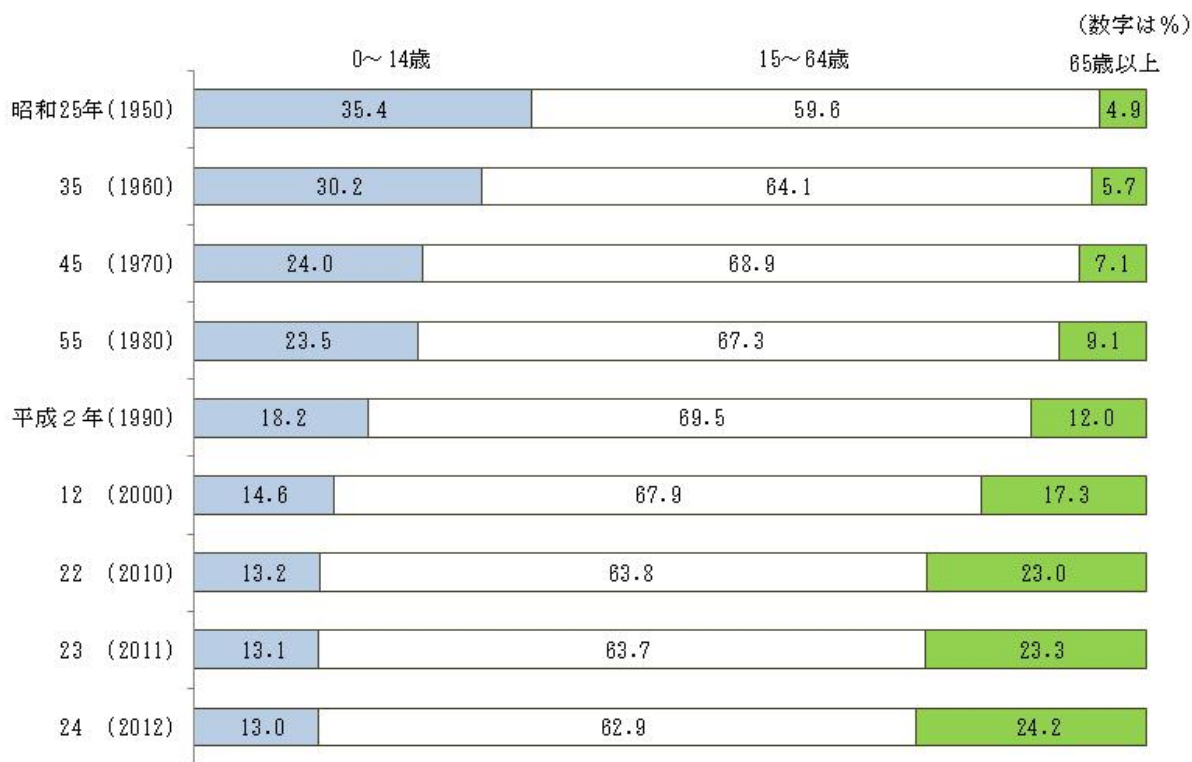
(注) 年齢不詳を含む。

資料：平成24年以前は、総務省統計局「国勢調査」「10月1日現在推計人口」

平成27年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口ー平成24年1月推計ー」の中位推計値

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/002.xls>

<年齢別人口の割合の推移>



(小数点第2位を四捨五入(及び年齢不詳を含む)のため合計は100%にならない)

第3表 総人口・日本人人口（性×年齢〔5歳階級〕別）

平成24年10月1日現在（単位 千人）

区 分	総人口			日本人人口		
	総数	男	女	総数	男	女
総 数	127,515	62,029	65,486	125,957	61,328	64,630
0～4歳	5,273	2,700	2,572	5,224	2,675	2,549
5～9	5,407	2,768	2,639	5,364	2,746	2,618
10～14	5,868	3,006	2,862	5,823	2,983	2,840
15～19	6,050	3,101	2,948	5,981	3,068	2,913
20～24	6,272	3,211	3,061	6,077	3,117	2,960
25～29	7,048	3,591	3,457	6,849	3,495	3,354
30～34	7,833	3,972	3,861	7,644	3,889	3,756
35～39	9,420	4,776	4,644	9,268	4,712	4,556
40～44	9,469	4,786	4,683	9,318	4,727	4,591
45～49	8,205	4,127	4,078	8,082	4,077	4,005
50～54	7,678	3,840	3,838	7,587	3,802	3,785
55～59	7,954	3,948	4,005	7,882	3,917	3,966
60～64	10,246	5,025	5,221	10,188	4,997	5,191
65～69	8,204	3,935	4,269	8,161	3,914	4,247
70～74	7,396	3,441	3,956	7,364	3,426	3,938
75～79	6,253	2,739	3,514	6,231	2,730	3,501
80～84	4,631	1,827	2,804	4,618	1,822	2,796
85歳以上	4,308	1,235	3,073	4,296	1,231	3,065
(再掲)						
0～14歳	16,547	8,474	8,073	16,411	8,404	8,007
15～64	80,175	40,378	39,796	78,876	39,800	39,076
65歳以上	30,793	13,177	17,616	30,670	13,123	17,546

資料：総務省統計局「平成24年10月1日現在推計人口」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/003.xls>

第4表 人口動態

区 分	人 口	出 生		死 亡		自然増減	
		実 数	率 (人口千対)	実 数	率 (人口千対)	実 数	率 (人口千対)
昭和35年(1960)	* 93,418,501	1,606,041	17.2	706,599	7.6	899,442	9.6
45 (1970)	* 103,119,447	1,934,239	18.8	712,962	6.9	1,221,277	11.8
55 (1980)	* 116,320,358	1,576,889	13.6	722,801	6.2	854,088	7.3
平成2年(1990)	* 122,721,397	1,221,585	10.0	820,305	6.7	401,280	3.3
12 (2000)	* 126,925,843	1,190,547	9.5	961,653	7.7	228,894	1.8
21 (2009)	127,510,000	1,070,035	8.5	1,141,865	9.1	△ 71,830	△ 0.6
22 (2010)	* 128,057,352	1,071,304	8.5	1,197,012	9.5	△ 125,708	△ 1.0
23 (2011)	127,799,000	1,050,806	8.3	1,253,066	9.9	△ 202,260	△ 1.6
24 (2012)	127,515,000	1,037,231	8.2	1,256,359	10.0	△ 219,128	△ 1.7

- (注) 1 人口は各年10月1日現在であり、*印は国勢調査人口、他は推計人口である。なお、昭和40年以前の人口は総人
2 昭和55年以降は、沖縄県を含む。
3 乳児(生後1年未満)死亡(実数)は、死亡(実数)の再掲である。
4 死産とは、妊娠満12週以後のものである。
5 周産期死亡とは、妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたものである。(昭和55年以前は、妊娠満28週
6 「婚姻」「離婚」の実数は件数を示す。

資料：「人口」は、総務省統計局「国勢調査」「各年10月1日現在推計人口」
上記以外は、厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/004.xls>

第5表 平均余命(性×特定年齢×年次別)

区 分	昭和30年 (1955)	40 (1965)	50 (1975)	60 (1985)	平成2年 (1990)	7 (1995)	12 (2000)	17 (2005)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
《男》												
0 歳	63.60	67.74	71.73	74.78	75.92	76.38	77.72	78.56	79.59	79.55	79.44	79.94
5	62.45	64.57	67.80	70.39	71.45	71.87	73.10	73.88	74.87	74.82	74.71	75.19
10	57.89	59.80	62.94	65.47	66.53	66.94	68.15	68.93	69.90	69.85	69.77	70.23
20	48.47	50.18	53.27	55.74	56.77	57.16	58.33	59.08	60.04	59.99	59.93	60.36
30	39.70	40.90	43.78	46.16	47.16	47.55	48.69	49.43	50.37	50.33	50.28	50.69
40	30.85	31.73	34.41	36.63	37.58	37.96	39.13	39.86	40.78	40.73	40.69	41.05
50	22.41	23.00	25.56	27.56	28.40	28.75	29.91	30.63	31.51	31.42	31.39	31.70
60	14.97	15.20	17.38	19.34	20.01	20.28	21.44	22.09	22.87	22.75	22.70	22.93
70	9.13	8.99	10.53	12.00	12.66	12.97	13.97	14.39	15.10	14.96	14.93	15.11
80	5.25	4.81	5.70	6.51	6.88	7.13	7.96	8.22	8.66	8.42	8.39	8.48
85	3.90	3.51	4.14	4.64	4.93	5.05	5.76	5.89	6.27	6.00	5.96	6.00
90	—	—	—	3.28	3.51	3.58	4.10	4.15	4.48	4.19	4.14	4.16
95	—	—	—	—	—	2.60	2.97	2.93	—	—	—	—
100	—	—	—	—	—	—	—	2.08	—	—	—	—

(注) 1 0歳の平均余命を「平均寿命」と呼んでいる。

2 昭和40年以前は、沖縄県を含まない。

資料：平成2年以前及び平成7、12、17、22年は、厚生労働省大臣官房統計情報部「完全生命表」
それ以外は、厚生労働省大臣官房統計情報部「簡易生命表」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/005.xls>

乳児死亡		死産		周産期死亡		婚姻		離婚	
実数	率(出生千対)	実数	率(出生千対)	実数	率(出生千対)	実数	率(出生千対)	実数	率(出生千対)
49,293	30.7	179,281	100.4	66,552	41.4	866,115	9.3	69,410	0.74
25,412	13.1	135,095	65.3	41,917	21.7	1,029,405	10.0	95,937	0.93
11,841	7.5	77,446	46.8	32,422	20.2	774,702	6.7	141,689	1.22
5,616	4.6	53,892	42.3	13,704	11.1	722,138	5.9	157,608	1.28
3,830	3.2	38,393	31.2	6,881	5.8	798,138	6.4	264,246	2.10
2,556	2.4	27,005	24.6	4,519	4.2	707,734	5.6	253,353	2.01
2,450	2.3	26,560	24.2	4,515	4.2	700,214	5.5	251,378	1.99
2,463	2.3	25,751	23.9	4,315	4.1	661,895	5.2	235,719	1.87
2,299	2.2	24,800	23.4	4,133	4.0	668,869	5.3	235,406	1.87

口(日本に定住している外国人を含む)であり、昭和45年以降は日本人人口である。

以後の数値である)

区分	昭和30年 (1955)	40 (1965)	50 (1975)	60 (1985)	平成2年 (1990)	7 (1995)	12 (2000)	17 (2005)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
《女》												
0歳	67.75	72.92	76.89	80.48	81.90	82.85	84.60	85.52	86.44	86.30	85.90	86.41
5	66.41	69.47	72.78	76.03	77.37	78.29	79.95	80.81	81.69	81.55	81.19	81.67
10	61.78	64.62	67.87	71.08	72.42	73.34	74.98	75.84	76.73	76.58	76.24	76.70
20	52.25	54.85	58.04	61.20	62.54	63.46	65.08	65.93	66.81	66.67	66.35	66.78
30	43.25	45.31	48.35	51.41	52.73	53.65	55.26	56.12	57.00	56.83	56.56	56.94
40	34.34	35.91	38.76	41.72	43.00	43.91	45.52	46.38	47.25	47.08	46.84	47.17
50	25.70	26.85	29.46	32.28	33.51	34.43	36.01	36.84	37.70	37.52	37.32	37.59
60	17.72	18.42	20.68	23.24	24.39	25.31	26.85	27.66	28.46	28.28	28.12	28.33
70	10.95	11.09	12.78	14.89	15.87	16.76	18.19	18.88	19.61	19.43	19.31	19.45
80	6.12	5.80	6.76	8.07	8.72	9.47	10.60	11.13	11.68	11.46	11.36	11.43
85	4.42	4.19	4.79	5.60	6.10	6.67	7.61	7.99	8.41	8.15	8.07	8.10
90	—	—	—	3.82	4.18	4.64	5.29	5.53	5.86	5.53	5.46	5.47
95	—	—	—	—	—	3.33	3.73	3.77	—	—	—	—
100	—	—	—	—	—	—	—	2.54	—	—	—	—

第6表 主要死因別死亡率（人口10万対）の推移

区分	昭和35年 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年 (1990)	12 (2000)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
結核	34.2	15.4	5.5	3.0	2.1	1.7	1.7	1.7	1.7
悪性新生物	100.4	116.3	139.1	177.2	235.2	273.5	279.7	283.2	286.6
心疾患(高血圧性を除く)	73.2	86.7	106.2	134.8	116.8	143.7	149.8	154.5	157.9
脳血管疾患	160.7	175.8	139.5	99.4	105.5	97.2	97.7	98.2	96.5
肺炎	40.2	27.1	28.4	55.6	69.2	89.0	94.1	98.9	98.4
肝疾患	14.3	16.6	16.3	16.1	12.8	12.7	12.8	13.0	12.7
不慮の事故	41.7	42.5	25.1	26.2	31.4	30.0	32.2	47.1	32.6
自殺	21.6	15.3	17.7	16.4	24.1	24.4	23.4	22.9	21.0

(注) 1 「肺炎」及び「肝疾患」は、平成7年よりICD-10の死因分類が適用されたことに伴い、それぞれ従来の「肺炎及び気管支炎」と「慢性肝疾患及び肝硬変」を分類変更、適及した。

2 「不慮の事故」は、平成7年より従来の「不慮の事故及び有害作用」を名称変更した。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/006.xls>

第7表 年次別死因順位及び死亡率

区分	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率
昭和35年 (1960)	脳血管疾患	160.7	悪性新生物	100.4	心疾患	73.2	老衰	58.0	肺炎及び 気管支炎	49.3
45 (1970)	脳血管疾患	175.8	悪性新生物	116.3	心疾患	86.7	不慮の事故	42.5	老衰	38.1
55 (1980)	脳血管疾患	139.5	悪性新生物	139.1	心疾患	106.2	肺炎及び 気管支炎	33.7	老衰	27.6
平成2年 (1990)	悪性新生物	177.2	心疾患	134.8	脳血管疾患	99.4	肺炎及び 気管支炎	60.7	不慮の事故及び 有害作用	26.2
12 (2000)	悪性新生物	235.2	心疾患	116.8	脳血管疾患	105.5	肺炎	69.2	不慮の事故	31.4
21 (2009)	悪性新生物	273.5	心疾患	143.7	脳血管疾患	97.2	肺炎	89.0	老衰	30.7
22 (2010)	悪性新生物	279.7	心疾患	149.8	脳血管疾患	97.7	肺炎	94.1	老衰	35.9
23 (2011)	悪性新生物	283.2	心疾患	154.5	肺炎	98.9	脳血管疾患	98.2	不慮の事故	47.1
24 (2012)	悪性新生物	286.6	心疾患	157.9	肺炎	98.4	脳血管疾患	96.5	老衰	48.2

(注) 1 死亡率は、人口10万対の率である。

2 平成7年よりICD-10の死因分類の適用に伴い、「肺炎及び気管支炎」は「肺炎」に分類変更し、「不慮の事故及び有害作用」は「不慮の事故」と名称変更した。

3 平成7年に死因順位の第2位と第3位が入れ替わったがこれは死亡傾向の急激な変化ではなく、死因分類等の改正に伴う死亡原因の選び方の変更による脳血管疾患の増加と死亡診断書等の改正による心疾患の減少によるものと考えられる。

4 「心疾患」は、「心疾患(高血圧性を除く)」である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/007.xls>

第8表 世帯数（世帯業態別）

(単位 千世帯)

区 分	平成20年 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
《推計数》					
総 数	47,957	48,013	48,638	46,684	48,170
雇用者・自営業者等の世帯	46,577	46,977	46,682	45,806	47,268
常 雇 者 世 帯	26,422	25,754	25,117	25,014	25,462
臨時雇用者世帯	2,101	2,014	1,976	2,150	2,203
日雇労働者世帯	336	302	364	345	326
自 営 業 者 世 帯	5,992	5,758	5,942	5,164	5,440
そ の 他 の 世 帯	11,726	13,148	13,282	13,133	13,837
世 帯 業 態 不 詳	1,380	1,036	1,957	878	902
《構成割合》(%)					
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
雇用者・自営業者等の世帯	97.1	97.8	96.0	98.1	98.1
常 雇 者 世 帯	55.1	53.6	51.6	53.6	52.9
臨時雇用者世帯	4.4	4.2	4.1	4.6	4.6
日雇労働者世帯	0.7	0.6	0.7	0.7	0.7
自 営 業 者 世 帯	12.5	12.0	12.2	11.1	11.3
そ の 他 の 世 帯	24.5	27.4	27.3	28.1	28.7
世 帯 業 態 不 詳	2.9	2.2	4.0	1.9	1.9

- (注) 1 臨時雇用者世帯:1月以上1年未満の契約の雇用者世帯
 2 日雇労働者世帯:日々又は1月未満の契約の雇用者世帯
 3 平成23年の数値は、岩手県、宮城県、福島県を除いたものである。
 4 平成24年の数値は、福島県を除いたものである。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/008.xls>

第9表 世帯種別にみた世帯数と構成割合の推移

(単位 千世帯)

区 分	平成20年 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
《推計数》					
総 数	47,957	48,013	48,638	46,684	48,170
国 保 加 入 世 帯	10,705	10,825	10,826	10,372	10,300
被 用 者 保 険 加 入 世 帯	20,580	20,323	20,150	20,043	20,377
国 保 ・ 被 用 者 保 険 加 入 世 帯	4,896	4,804	4,620	4,330	4,447
後 期 高 齢 者 医 療 制 度 加 入 世 帯	3,928	4,105	4,407	4,291	4,618
国 保 ・ 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 加 入 世 帯	2,708	2,791	2,884	2,764	3,154
被 用 者 保 険 ・ 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 加 入 世 帯	2,669	2,587	2,611	2,511	2,741
国 保 ・ 被 用 者 保 険 ・ 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 加 入 世 帯	1,269	1,242	1,126	1,093	1,183
そ の 他 の 世 帯	809	999	916	1,016	1,009
不 詳	393	336	1,098	265	341
《構成割合》(%)					
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
国 保 加 入 世 帯	22.3	22.5	22.3	22.2	21.4
被 用 者 保 険 加 入 世 帯	42.9	42.3	41.4	42.9	42.3
国 保 ・ 被 用 者 保 険 加 入 世 帯	10.2	10.0	9.5	9.3	9.2
後 期 高 齢 者 医 療 制 度 加 入 世 帯	8.2	8.5	9.1	9.2	9.6
国 保 ・ 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 加 入 世 帯	5.6	5.8	5.9	5.9	6.5
被 用 者 保 険 ・ 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 加 入 世 帯	5.6	5.4	5.4	5.4	5.7
国 保 ・ 被 用 者 保 険 ・ 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 加 入 世 帯	2.6	2.6	2.3	2.3	2.5
そ の 他 の 世 帯	1.7	2.1	1.9	2.2	2.1
不 詳	0.8	0.7	2.3	0.6	0.7

- (注) 1 国保加入世帯：国民健康保険の被保険者が1人でもおり、かつ、他の医療保険の被保険者・被扶養者のいない世帯
2 被用者保険加入世帯：政府管掌健康保険・組合管掌健康保険・船員保険の被保険者もしくは共済組合の組合員・被扶養者が1人でもおり、かつ、他の医療保険の被保険者がいない世帯
3 国保・被用者保険加入世帯：上記の国民健康保険の被保険者及び被用者保険の被保険者・被扶養者がそれぞれ1人でもおり、かつ、後期高齢者医療制度の被保険者がいない世帯
4 後期高齢者医療制度加入世帯：後期高齢者医療制度の被保険者が1人でもおり、かつ、他の医療保険の被保険者・被扶養者がいない世帯
5 国保・後期高齢者医療制度加入世帯：上記の国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度の被保険者がそれぞれ1人でもおり、かつ、他の医療保険の被保険者・被扶養者がいない世帯
6 被用者保険・後期高齢者医療制度加入世帯：上記の被用者保険の被保険者・被扶養者及び後期高齢者医療制度の被保険者がそれぞれ1人でもおり、かつ、国民健康保険の被保険者がいない世帯
7 国保・被用者保険・後期高齢者医療制度加入世帯：上記の国民健康保険の被保険者、被用者保険の被保険者・被扶養者及び後期高齢者医療制度の被保険者がそれぞれ1人でもいる世帯
8 その他の世帯：上記1～7以外で加入保険不詳の者がいない世帯
9 不詳：加入保険不詳の者がいる世帯
10 平成23年の数値は、岩手県、宮城県、福島県を除いたものである。
11 平成24年の数値は、福島県を除いたものである。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/009.xls>

第10表 世帯類型別にみた世帯数と構成割合の推移

(単位 千世帯)

区 分	総 数	高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	その他の世帯
《推計数》					
平成20年(2008)	47,957	9,252	701	94	37,910
21 (2009)	48,013	9,623	752	93	37,545
22 (2010)	48,638	10,207	708	77	37,646
23 (2011)	46,684	9,581	759	96	36,248
24 (2012)	48,170	10,241	703	81	37,146
《構成割合》(%)					
平成20年(2008)	100.0	19.3	1.5	0.2	79.0
21 (2009)	100.0	20.0	1.6	0.2	78.2
22 (2010)	100.0	21.0	1.5	0.2	77.4
23 (2011)	100.0	20.5	1.6	0.2	77.6
24 (2012)	100.0	21.3	1.5	0.2	77.1

(注) 1 平成23年の数値は、岩手県、宮城県、福島県を除いたものである。

2 平成24年の数値は、福島県を除いたものである。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/010.xls>

第11表 世帯人員別にみた世帯数と構成割合及び平均世帯人員の推移

(単位 千世帯)

区 分	総数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯	平均世帯人員(人)
《推計数》								
平成20年(2008)	47,957	11,928	13,920	9,673	7,582	3,015	1,838	2.63
21 (2009)	48,013	11,955	13,986	9,653	7,598	3,104	1,716	2.62
22 (2010)	48,638	12,386	14,237	10,016	7,476	2,907	1,616	2.59
23 (2011)	46,684	11,787	13,959	9,292	7,422	2,680	1,544	2.58
24 (2012)	48,170	12,160	14,502	9,610	7,580	2,828	1,490	2.57
《構成割合》(%)								
平成20年(2008)	100.0	24.9	29.0	20.2	15.8	6.3	3.8	・
21 (2009)	100.0	24.9	29.1	20.1	15.8	6.5	3.6	・
22 (2010)	100.0	25.5	29.3	20.6	15.4	6.0	3.3	・
23 (2011)	100.0	25.2	29.9	19.9	15.9	5.7	3.3	・
24 (2012)	100.0	25.2	30.1	20.0	15.7	5.9	3.1	・

(注) 1 平成23年の数値は、岩手県、宮城県、福島県を除いたものである。

2 平成24年の数値は、福島県を除いたものである。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/011.xls>

第12表 世帯構造別にみた世帯数と構成割合の推移

(単位 千世帯)

区 分	総 数	単 独 世 帯			核 家 族 世 帯				三世代 世帯	その他の 世帯
		総 数	住み込み 寄宿舍等	その他	総 数	夫婦のみ 世帯	夫婦と未婚の 子のみの世帯	片親と未婚の 子のみの世帯		
《推計数》										
平成20年(2008)	47,957	11,928	1,025	10,903	28,664	10,730	14,732	3,202	4,229	3,136
21 (2009)	48,013	11,955	1,086	10,869	28,809	10,688	14,890	3,230	4,015	3,234
22 (2010)	48,638	12,386	1,003	11,383	29,097	10,994	14,922	3,180	3,835	3,320
23 (2011)	46,684	11,787	852	10,935	28,281	10,575	14,443	3,263	3,436	3,180
24 (2012)	48,170	12,160	789	11,371	28,993	10,977	14,668	3,348	3,648	3,370
《構成割合》(%)										
平成20年(2008)	100.0	24.9	2.1	22.7	59.8	22.4	30.7	6.7	8.8	6.5
21 (2009)	100.0	24.9	2.3	22.6	60.0	22.3	31.0	6.7	8.4	6.7
22 (2010)	100.0	25.5	2.1	23.4	59.8	22.6	30.7	6.5	7.9	6.8
23 (2011)	100.0	25.2	1.8	23.4	60.6	22.7	30.9	7.0	7.4	6.8
24 (2012)	100.0	25.2	1.6	23.6	60.2	22.8	30.5	6.9	7.6	7.0

(注) 1 平成23年の数値は、岩手県、宮城県、福島県を除いたものである。

2 平成24年の数値は、福島県を除いたものである。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/012.xls>

第13表 世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数と構成割合の推移

(単位 千世帯)

区 分	全世帯数	65 歳 以 上 の 者 の い る 世 帯								
		総 数	全世帯に占 める割合(%)	単独世帯	夫 婦 の み の 世 帯			夫婦(片親) と未婚の子 のみの世帯	三世代 世帯	その他の 世帯
					総 数	一方が65歳 未満の世帯	ともに65歳 以上の世帯			
《推計数》										
平成20年(2008)	47,957	19,777	41.2	4,352	5,883	1,302	4,582	3,634	3,667	2,241
21 (2009)	48,013	20,125	41.9	4,631	5,992	1,315	4,678	3,730	3,518	2,254
22 (2010)	48,638	20,705	42.6	5,018	6,190	1,314	4,876	3,837	3,348	2,313
23 (2011)	46,684	19,422	41.6	4,697	5,817	1,221	4,596	3,743	2,998	2,166
24 (2012)	48,170	20,930	43.4	4,868	6,332	1,315	5,017	4,110	3,199	2,420
《構成割合》(%)										
平成20年(2008)	・	100.0	・	22.0	29.7	6.6	23.2	18.4	18.5	11.3
21 (2009)	・	100.0	・	23.0	29.8	6.5	23.2	18.5	17.5	11.2
22 (2010)	・	100.0	・	24.2	29.9	6.3	23.5	18.5	16.2	11.2
23 (2011)	・	100.0	・	24.2	30.0	6.3	23.7	19.3	15.4	11.2
24 (2012)	・	100.0	・	23.3	30.3	6.3	24.0	19.7	15.3	11.6

(注) 1 平成23年の数値は、岩手県、宮城県、福島県を除いたものである。

2 平成24年の数値は、福島県を除いたものである。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/013.xls>

第2節 社会保障給付及び再配分効果

第14表 社会保障関係総費用、社会保障給付費、社会保障移転の推移

(単位 億円、%)

区 分	国民所得 (分配)		社会保障関係総費用			社会保障給付費			社会保障移転		
		伸率		伸率	対国民所得比		伸率	対国民所得比		伸率	対国民所得比
平成19年度 (2007)	3,812,392	0.8	・	・	・	927,031	2.7	24.3	936,203	3.3	24.6
20 (2008)	3,550,380	△ 6.9	・	・	・	953,622	2.9	26.9	956,415	2.2	26.9
21 (2009)	3,443,848	△ 3.0	・	・	・	1,010,998	6.0	29.4	1,009,208	5.5	29.3
22 (2010)	3,523,103	2.3	・	・	・	1,046,793	3.5	29.7	1,044,505	3.5	29.6
23 (2011)	3,467,557	△ 1.6	・	・	・	1,074,950	2.7	31.0	1,066,208	2.1	30.7

(注) 「社会保障関係総費用」は、省庁再編により社会保障制度審議会がなくなったために算出されていない。

資料：「国民所得」「社会保障移転」は、内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」による実績。93SNA基準による。

「社会保障給付費」は、国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/014.xls>

第15表 社会保障関係費の推移

(単位 億円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
基礎的財政収支対象経費	628,981	683,043	709,319	708,625	683,897	703,700
厚生労働省予算	221,223	251,568	275,561	289,638	266,873	294,321
社会保障関係費	217,824	248,344	272,686	287,079	263,901	291,224
年金医療介護保険給付費	・	196,004	203,363	210,366	190,845	218,475
生活保護費	20,053	20,969	22,388	26,065	28,319	28,614
社会福祉費	16,589	25,091	39,305	44,194	38,746	38,610
社会保険費	175,134	・	・	・	・	・
保健衛生対策費	4,094	4,346	4,262	3,905	3,788	3,539
失業対策費	1,956	・	・	・	・	・
雇用労災対策費	・	1,934	3,367	2,549	2,204	1,986
《対前年伸び率》(%)						
基礎的財政収支対象経費	1.6	8.6	3.8	△ 0.1	△ 3.5	2.9
厚生労働省予算	3.0	13.7	9.5	5.1	△ 7.9	10.3
《構成比》(%)						
社会保障関係費	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
年金医療介護保険給付費	・	78.9	74.6	73.3	72.3	75.0
生活保護費	9.2	8.4	8.2	9.1	10.7	9.8
社会福祉費	7.6	10.1	14.4	15.4	14.7	13.3
社会保険費	80.4	・	・	・	・	・
保健衛生対策費	1.9	1.7	1.6	1.4	1.4	1.2
失業対策費	0.9	・	・	・	・	・
雇用労災対策費	・	0.8	1.2	0.9	0.8	0.7

(注) 1 各年度の当初予算額である。

2 平成20年度の「社会保険費」には、福祉年金及び児童手当に要する費用が含まれ、労災保険に要する費用は含まれていない。また、雇用保険に要する費用は「失業対策費」に含まれている。

3 平成21年度に区分の組み替えがあり、「社会保険費」の費用が「年金医療介護保険給付費」と「社会福祉費」に分けられた。また、「失業対策費」が「雇用労災対策費」となり労災保険に要する費用が含まれている。

4 平成23年度より「一般歳出」は、「基礎的財政収支対象経費」となった。

5 基礎的財政収支対象経費＝一般会計歳出－(国債費＋決算不足補てん繰戻)

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/015.xls>

第16表 社会保障移転の推移

(単位 10億円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
1. 社会 保 障 給 付	82,610.1	84,605.3	89,454.1	92,535.4	94,209.7
(1) 特 別 会 計	45,009.4	44,078.7	45,212.8	45,115.0	45,115.9
a. 年 金 (除 児 童 手 当)	42,788.7	41,772.9	41,650.3	42,201.4	42,238.5
(a) 健 康 保 険	4,320.0	2,153.6	0.0	0.0	0.0
(b) 厚 生 年 金	22,312.0	22,589.9	23,743.3	23,893.0	23,615.5
(c) 国 民 年 金	16,156.7	17,029.4	17,907.1	18,308.3	18,623.0
b. 労 働 保 険	2,186.8	2,271.9	3,537.3	2,913.7	2,877.4
(a) 労 災 保 険	886.4	882.3	856.6	849.4	857.5
(b) 雇 用 保 険	1,300.4	1,389.7	2,680.7	2,064.3	2,019.9
c. 船 員 保 険	33.9	33.9	25.2	・	・
(a) 疾 病 給 付	25.5	25.4	17.8	・	・
(b) 年 金 給 付	6.7	6.8	5.6	・	・
(c) 失 業 給 付	1.7	1.7	1.8	・	・
(2) 国 民 健 康 保 険	8,838.8	8,837.2	9,069.6	9,331.5	9,607.2
(3) 後 期 高 齢 者 医 療	10,292.7	10,493.6	11,069.0	11,737.0	12,310.6
(4) 共 済 組 合	7,519.2	7,590.8	7,707.1	7,901.0	8,063.4
a. 国 家 公 務 員 共 済 組 合	1,911.4	1,914.1	1,921.1	1,932.7	1,931.6
(a) 短 期 経 理	240.5	243.2	246.6	254.3	268.4
(b) 長 期 経 理	1,670.9	1,670.9	1,674.5	1,678.5	1,663.2
b. 地 方 公 務 員 共 済 組 合	5,083.6	5,141.1	5,236.2	5,364.4	5,499.1
(a) 短 期 経 理	737.1	754.0	771.5	826.0	847.7
(b) 長 期 経 理	4,346.5	4,387.2	4,464.7	4,538.4	4,651.4
c. そ の 他	524.2	535.6	549.8	603.9	632.8
(a) 短 期 経 理	105.0	108.3	112.3	119.6	125.5
(b) 長 期 経 理	419.2	427.2	437.5	484.3	507.3
(5) 組 合 管 掌 健 康 保 険	3,493.3	3,582.9	3,634.1	3,734.2	3,819.2
(6) 全 国 健 康 保 険 協 会	・	2,245.7	4,510.9	4,687.3	4,776.8
(7) 児 童 手 当 及 び 子 ども 手 当	964.4	990.4	985.9	2,408.7	2,500.0
(8) 基 金	195.5	189.6	182.8	178.8	180.6
(9) 介 護 保 険	6,296.7	6,596.5	7,081.9	7,441.8	7,836.1
2. 無 基 金 雇 用 者 社 会 給 付	3,496.6	3,360.9	3,302.8	3,069.7	3,100.2
う ち 公 務 災 害 補 償	13.4	12.8	12.8	12.6	15.5
3. 社 会 扶 助 給 付	7,513.7	7,675.3	8,163.9	8,845.4	9,310.9
う ち 恩 給	918.5	845.9	776.3	706.0	635.2
合 計	93,620.3	95,641.5	100,920.8	104,450.5	106,620.8

(注) 1 2005年基準・93SNAによる。

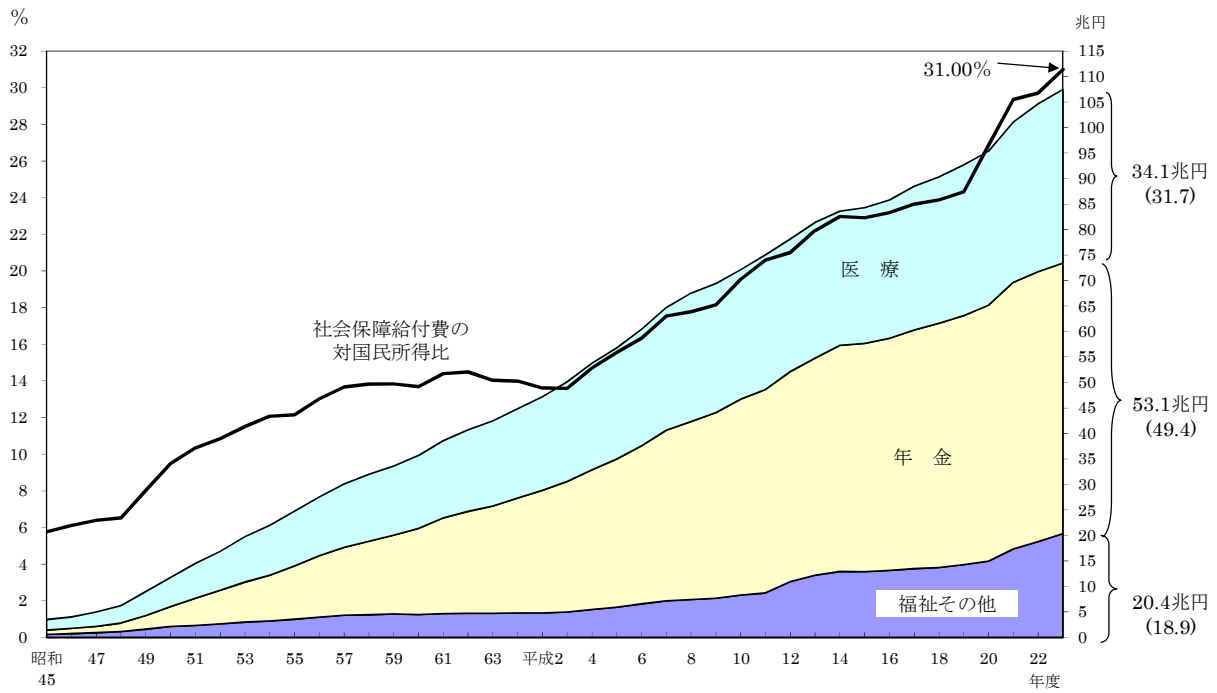
2 「1.(1)a.年金(除児童手当)」は、平成19年度に厚生保険特別会計及び国民年金特別会計が統合されて年金特別会計となったことに伴い、「1.(1)a.厚生保険(除児童手当)」より見直された項目である。

3 「後期高齢者医療」は、平成19年度は「老人保健医療」である。

資料：内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/016.xls>

第17表 社会保障給付費等の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所作成
 SSIJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/017.xls>

第18表 一般会計予算の内訳

平成25年度歳出

(単位 億円、%)

	額	割合
基礎的財政収支対象経費	703,700	76.0
社会保障	291,224	31.4
年金医療介護保険給付	218,475	23.6
生活保護	28,614	3.1
社会福祉	38,610	4.2
保健衛生対策	3,539	0.4
雇用労災対策	1,986	0.2
文教及び科学振興	53,687	5.8
義務教育費国庫負担金	14,879	1.6
科学技術振興	13,007	1.4
文教施設	1,293	0.1
教育振興助成	23,301	2.5
育英事業	1,208	0.1
恩給	5,045	0.5
防衛関係費	47,538	5.1
公共事業	52,853	5.7
経済協力	5,150	0.6
中小企業対策	1,811	0.2
エネルギー対策	8,496	0.9
食料安定供給関係	10,539	1.1
その他の事項経費	59,931	6.5
予備費	3,500	0.4
地方交付税交付金等	163,927	17.7
国債費	222,415	24.0
一般会計歳出総額	926,115	100.0

社会保障内訳

(単位 億円)

区分	25年度予算
1 医療	105,587
(1) 国民健康保険	32,330
(2) 全国健康保険協会管掌健康保険	12,186
(3) 後期高齢者給付費負担金等	44,365
(4) 生活保護のうち医療扶助	13,191
(5) その他	3,516
(後期高齢者医療費再掲)	(54,118)
2 年金	106,086
(1) 厚生年金	83,061
(2) 国民年金	21,119
(3) 福祉年金	81
(4) その他	1,825
3 介護	24,916
(1) 給付費負担金等	20,081
(2) 2号保険料国庫負担	4,835
(3) 財政安定化基金	0
4 福祉・その他	54,635
(1) 生活保護のうち生活扶助	9,310
(2) 保育所運営費	4,256
(3) 雇用保険	1,671
(4) その他	39,397
(生活保護費再掲)	(28,595)
合計	291,224

資料：財務省広報「ファイナンス」、財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

SSIJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/018.xls>

第19表 社会保障に係る費用の将来推計について《改定後（平成24年3月）》

給付費の見通し

	平成24年度 (2012)		27 (2015)		32 (2020)		37 (2025)	
	兆円	(GDP比)	兆円	(GDP比)	兆円	(GDP比)	兆円	(GDP比)
給付費	109.5	22.8	119.8 (118.7)	23.5 (23.3)	134.4 (131.8)	24.1 (23.6)	148.9 (144.8)	24.4 (23.7)
年金	53.8	11.2	56.5	11.1	58.5	10.5	60.4	9.9
医療	35.1	7.3	39.5 (39.1)	7.8 (7.7)	46.9 (46.1)	8.4 (8.3)	54.0 (53.3)	8.9 (8.7)
介護	8.4	1.8	10.5 (9.9)	2.1 (2.0)	14.9 (13.1)	2.7 (2.3)	19.8 (16.4)	3.2 (2.7)
子ども・子育て	4.8	1.0	5.5	1.1	5.8	1.0	5.6	0.9
その他	7.4	1.5	7.8	1.5	8.4	1.5	9.0	1.5
負担額	101.2	21.1	111.7 (110.6)	21.9 (21.7)	129.5 (126.8)	23.2 (22.7)	146.2 (142.1)	23.9 (23.3)
年金	45.5	9.5	48.3	9.5	53.6	9.6	57.7	9.5
医療	35.1	7.3	39.5 (39.1)	7.8 (7.7)	46.9 (46.1)	8.4 (8.3)	54.0 (53.3)	8.9 (8.7)
介護	8.4	1.8	10.5 (9.9)	2.1 (2.0)	14.9 (13.1)	2.7 (2.3)	19.8 (16.4)	3.2 (2.7)
子ども・子育て	4.8	1.0	5.5	1.1	5.8	1.0	5.6	0.9
その他	7.4	1.5	7.8	1.5	8.4	1.5	9.0	1.5
(参考) GDP	479.6		509.8		558.0		610.6	

(注)1 「社会保障改革の具体策、工程及び費用試算」を踏まえ、充実と重点化・効率化の効果を反映している。

(ただし、「Ⅱ 医療介護等 ②保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化、逆進性対策」および「Ⅲ 年金」の効果は、反映していない。)

2 ()内は医療介護について充実と重点化・効率化を行わず、現状を投影した場合の給付費等である。

3 上図の子ども・子育ては、新システム制度の実施等を前提に、保育所、幼稚園、延長保育、地域子育て支援拠点、一時預かり、子どものための現金給付、育児休業給付、出産手当金、社会的養護、妊婦健診等を含めた計数である。

4 医療の負担には補正予算対応分が含まれている。

5 「保険料・公費負担額の見通し」は、下記URLにてホームページのみの掲載とした。

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「社会保障に係る費用の将来推計の改定（平成24年3月）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/019.xls>

第20表 所得再分配による所得格差是正効果（ジニ係数）の年次比較

区 分	ジニ係数				ジニ係数の改善度		
	当初所得 ①	①+ 社会保障給付金 - 社会保険料 ②	可処分所得 (②-税金) ③	再分配所得 (③+現物給付) ④	再分配による 改善度	社会保障による 改善度	税による 改善度
平成5年(1993)	0.4394	0.3887	0.3693	0.3645	17.0%	12.7%	5.0%
8 (1996)	0.4412	0.3798	0.3660	0.3606	18.3	15.2	3.6
11 (1999)	0.4720	0.4001	0.3884	0.3814	19.2	16.8	2.9
14 (2002)	0.4983	0.3989	0.3854	0.3812	23.5	20.8	3.4
17 (2005)	0.5263	0.4059	0.3930	0.3873	26.4	24.0	3.2
20 (2008)	0.5318	0.4023	0.3873	0.3758	29.3	26.6	3.7
23 (2011)	0.5536	0.4067	0.3885	0.3791	31.5	28.3	4.5

(注)1 再分配による改善度=1-④/①

2 社会保障による改善度=1-②/①×④/③

3 税による改善度=1-③/②

4 平成11年以前の現物給付は医療のみであり、平成14年以降については医療、介護、保育である。

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成23年所得再分配調査報告書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/020.xls>

第21表 再分配による所得階級別の世帯分布の変化

平成23年

所得階級	当初所得				再分配所得		
	世帯数	世帯構成 (%)		世帯数	世帯構成 (%)		
		構成比	累積比		構成比	累積比	
総数	5,021	100.0	—	5,021	100.0	—	
50万円未満	1,249	24.9	24.9	53	1.1	1.1	
50～100	306	6.1	31.0	221	4.4	5.5	
100～150	305	6.1	37.0	371	7.4	12.8	
150～200	280	5.6	42.6	359	7.1	20.0	
200～250	244	4.9	47.5	396	7.9	27.9	
250～300	223	4.4	51.9	424	8.4	36.3	
300～350	221	4.4	56.3	390	7.8	44.1	
350～400	212	4.2	60.5	355	7.1	51.2	
400～450	190	3.8	64.3	325	6.5	57.6	
450～500	189	3.8	68.1	259	5.2	62.8	
500～550	148	2.9	71.0	247	4.9	67.7	
550～600	138	2.7	73.8	237	4.7	72.4	
600～650	152	3.0	76.8	190	3.8	76.2	
650～700	133	2.6	79.5	174	3.5	79.7	
700～750	122	2.4	81.9	140	2.8	82.5	
750～800	107	2.1	84.0	131	2.6	85.1	
800～850	112	2.2	86.3	112	2.2	87.3	
850～900	93	1.9	88.1	95	1.9	89.2	
900～950	80	1.6	89.7	72	1.4	90.6	
950～1,000	64	1.3	91.0	73	1.5	92.1	
1,000万円以上	453	9.0	100.0	397	7.9	100.0	
平均当初(再分配)所得	404.7万円 (年額)			486.0万円 (年額)			

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成23年所得再分配調査報告書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/021.xls>

第22表 世帯主の年齢階級別所得再分配状況

平成23年(単位 人、万円)

区分	総数	29歳以下	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
世帯数	5,021	240	200	305	331	375	393	461	648	565	553	949
世帯人員数	2.47	1.70	2.80	2.97	3.13	3.17	3.01	2.65	2.43	2.24	2.16	1.98
有業人員数	1.26	1.02	1.39	1.39	1.44	1.65	1.90	1.85	1.64	1.12	0.77	0.55
当初所得	404.7	276.5	465.7	473.2	552.1	655.2	676.2	672.1	475.6	274.9	182.0	168.5
総所得	519.3	286.9	489.9	501.9	581.4	682.5	712.0	699.5	569.8	482.8	411.6	386.6
可処分所得	424.5	244.9	401.5	412.6	469.8	546.4	568.9	547.1	460.3	406.5	350.4	325.1
再分配所得	486.0	261.7	437.4	442.5	494.4	580.5	630.1	595.0	513.7	478.0	411.5	443.6
再分配係数(%)	20.1	△ 5.4	△ 6.1	△ 6.5	△ 10.4	△ 11.4	△ 6.8	△ 11.5	8.0	73.9	126.1	163.2
抛出处分額	94.8	42.0	88.4	89.3	111.6	136.1	143.1	152.5	109.5	76.3	61.2	61.5
税金	47.1	16.2	37.3	38.7	50.7	65.4	64.9	75.1	56.9	39.9	31.2	36.9
社会保険料	47.7	25.8	51.1	50.5	60.9	70.8	78.2	77.3	52.6	36.4	30.1	24.6
年金	21.1	14.6	28.7	27.6	33.2	39.2	43.0	42.1	22.0	7.2	5.5	5.3
医療	20.3	9.5	19.0	19.2	21.8	24.3	27.7	28.0	24.8	22.0	17.1	12.4
介護・その他	6.3	1.7	3.3	3.8	5.9	7.2	7.5	7.2	5.8	7.2	7.4	6.9
受給合計額	176.1	27.1	60.1	58.6	53.9	61.5	97.0	75.3	147.7	279.4	290.7	336.6
現金給付	114.6	10.4	24.2	28.7	29.3	27.4	35.8	27.4	94.3	207.9	229.5	218.1
(再掲)年金・恩給	106.9	1.5	7.6	9.1	10.3	14.5	27.7	23.9	88.8	203.8	225.1	214.8
現物給付	61.5	16.7	35.9	29.8	24.6	34.2	61.2	47.9	53.4	71.5	61.2	118.5
(再掲)医療	48.8	11.9	21.8	21.3	20.7	28.9	46.5	35.7	43.3	50.7	55.4	96.4
(再掲)介護	11.0	0.0	2.8	1.1	0.5	3.9	13.8	11.9	9.7	20.3	5.7	22.0
ジニ係数	0.5536	0.3991	0.3093	0.3358	0.3309	0.3369	0.3810	0.3944	0.5035	0.6175	0.7108	0.8109
当初所得	0.3791	0.3701	0.2908	0.2993	0.2950	0.3113	0.3524	0.3585	0.4000	0.3894	0.3598	0.4146
改善度(%)	31.5	7.3	6.0	10.9	10.8	7.6	7.5	9.1	20.5	36.9	49.4	48.9

(注) 再分配係数 = $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成23年所得再分配調査報告書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/022.xls>

第23表 世帯類型別所得再分配状況

平成23年（単位 人、万円）

区分	総数	その他の世帯	高齢者世帯	母子世帯
世帯数	5,021	3,555	1,355	97
世帯人員数	2.47	2.82	1.54	2.70
有業人員数	1.26	1.60	0.33	0.98
当初所得	404.7	528.9	92.7	195.7
総所得	519.3	608.3	304.6	257.0
可処分所得	424.5	491.4	263.0	229.9
再分配所得	486.0	545.0	348.0	258.2
再分配係数(%)	20.1	3.0	275.4	31.9
拠出合計額	94.8	116.8	41.6	27.1
税金	47.1	56.6	25.0	7.6
社会保険料計	47.7	60.3	16.7	19.5
年金	21.1	29.4	0.2	10.3
医療	20.3	24.4	10.4	7.7
介護・その他	6.3	6.5	6.1	1.6
受給合計額	176.1	132.9	296.9	89.6
現金給付	114.6	79.4	211.9	61.2
(再掲)年金・恩給	106.9	70.8	209.4	10.5
現物給付	61.5	53.5	85.0	28.3
(再掲)医療	48.8	41.4	70.0	24.5
(再掲)介護	11.0	9.8	15.0	0.0
ジニ係数				
当初所得	0.5536	0.4369	0.8091	0.4070
再分配所得	0.3791	0.3590	0.3728	0.2754
改善度(%)	31.5	17.8	53.9	32.3

(注) 1 再分配係数 = $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

2 平成23年より「一般世帯」を「その他の世帯」と表記

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成23年所得再分配調査報告書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/023.xls>

第24表 世帯構造別所得再分配状況

平成23年（単位 人、万円）

区分	総数	単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と未婚の子のみの世帯	一人親と未婚の子のみの世帯	三世帯世帯	その他の世帯
世帯数	5,021	1,247	1,370	1,397	376	302	329
世帯人員数	2.47	1.00	2.00	3.62	2.35	5.02	2.95
有業人員数	1.26	0.50	0.92	1.90	1.21	2.59	1.56
当初所得	404.7	167.3	303.1	665.5	294.9	717.9	458.1
総所得	519.3	247.2	483.8	732.6	384.6	894.7	602.3
可処分所得	424.5	209.2	398.1	585.4	326.7	737.7	491.9
再分配所得	486.0	243.8	463.2	630.8	395.0	870.4	635.5
再分配係数(%)	20.1	45.8	52.8	△ 5.2	34.0	21.2	38.7
拠出合計額	94.8	38.0	85.8	147.1	57.8	157.1	110.4
税金	47.1	19.6	45.8	71.5	23.1	73.1	56.3
社会保険料	47.7	18.4	40.0	75.6	34.7	83.9	54.0
年金	21.1	8.0	12.7	38.5	16.7	37.4	22.2
医療	20.3	7.4	19.9	29.7	13.9	35.6	24.1
介護・その他	6.3	3.0	7.4	7.4	4.1	10.9	7.8
受給合計額	176.1	114.5	245.8	112.5	157.9	309.6	287.7
現金給付	114.6	79.9	180.7	67.1	89.7	176.9	144.2
(再掲)年金・恩給	106.9	75.9	178.6	54.0	72.1	161.9	139.8
現物給付	61.5	34.6	65.1	45.4	68.3	132.7	143.5
(再掲)医療	48.8	27.9	57.7	38.6	53.7	96.7	84.4
(再掲)介護	11.0	6.7	7.4	2.0	13.5	32.5	58.0
ジニ係数							
当初所得	0.5536	0.6801	0.6309	0.3562	0.4683	0.3630	0.5199
再分配所得	0.3791	0.3768	0.3145	0.2785	0.3531	0.2824	0.3991
改善度(%)	31.5	44.6	50.1	21.8	24.6	22.2	23.2

(注) 再分配係数 = $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成23年所得再分配調査報告書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/024.xls>

第25表 当初所得階級別所得再分配状況

平成23年（単位 万円）

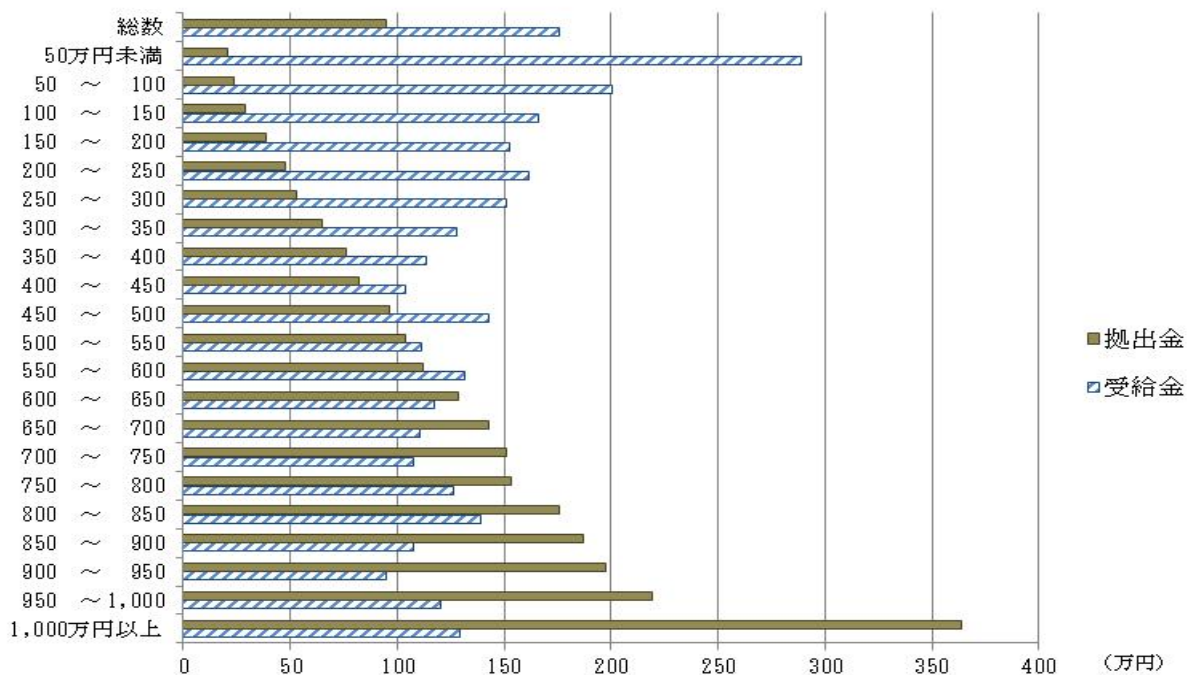
当初所得階級	当初所得	総所得	再分配所得	再分配係数 (%)	拠出		受給総額
					税金	社会保険料	
総数	404.7	519.3	486.0	20.1	47.1	47.7	176.1
50万円未満	5.8	205.0	274.8	4,626.9	9.0	11.6	289.6
50 ～ 100	74.8	216.9	252.0	236.9	10.8	13.1	201.0
100 ～ 150	121.2	232.7	259.0	113.7	11.8	16.9	166.5
150 ～ 200	173.5	284.4	288.3	66.2	16.0	22.6	153.4
200 ～ 250	222.3	332.8	336.4	51.3	19.0	28.9	162.0
250 ～ 300	271.0	372.9	369.8	36.5	21.3	31.6	151.7
300 ～ 350	321.8	411.3	385.3	19.7	24.0	40.8	128.2
350 ～ 400	372.8	445.1	411.4	10.4	29.8	46.0	114.5
400 ～ 450	420.2	489.9	442.6	5.3	30.9	51.4	104.7
450 ～ 500	472.6	550.9	519.3	9.9	39.5	56.9	143.1
500 ～ 550	523.4	592.9	532.2	1.7	42.0	61.5	112.3
550 ～ 600	572.7	648.7	592.6	3.5	43.4	69.0	132.3
600 ～ 650	621.4	688.3	611.1	△ 1.7	54.8	73.6	118.1
650 ～ 700	673.9	741.2	642.3	△ 4.7	62.1	80.7	111.3
700 ～ 750	722.3	781.4	679.9	△ 5.9	68.2	82.7	108.5
750 ～ 800	772.7	828.7	746.5	△ 3.4	65.4	88.0	127.3
800 ～ 850	821.6	908.4	785.3	△ 4.4	77.7	98.2	139.6
850 ～ 900	873.0	925.8	794.2	△ 9.0	90.5	96.3	108.0
900 ～ 950	919.4	968.5	818.1	△ 11.0	94.7	102.4	95.7
950 ～ 1,000	974.4	1,040.8	876.3	△ 10.1	113.0	105.9	120.9
1,000万円以上	1,460.9	1,525.8	1,227.5	△ 16.0	228.2	135.1	129.9

（注）再分配係数 = $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成23年所得再分配調査報告書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/025.xls>

<当初所得階級別所得再分配配当金額>



第3節 国民所得と国民負担(率)の動向等

第26表 国民負担率（租税負担及び社会保障負担）の対国民所得比の推移

(単位 %))

区 分	国民負担率	租税負担	社会保障負担
平成21年度 (2009)	38.1	21.9	16.2
22 (2010)	38.5	22.1	16.4
23 (2011)	40.0	22.9	17.1
24 (2012)	40.2	22.8	17.4
25 (2013)	40.0	22.7	17.3

- (注) 1 平成23年度までは実績、平成24年度は実績見込み、平成25年度は見通しである。
 2 国民負担率＝租税負担率＋社会保障負担率
 3 93SNAに基づく計数である。ただし、租税負担は租税収入ベースであり、SNAベースとは異なる。
 4 平成21～23年度の「社会保障負担」は、平成20年度以前の実績値との整合性を図るための調整等を行っている。

資料：財務省ホームページ「国民負担率」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/026.xls>

第27表 国民所得及び国民可処分所得の配分（名目）

(単位 10億円、%))

区 分	実数		構成割合	
	平成22年度 (2010)	23 (2011)	平成22年度 (2010)	23 (2011)
1. 雇 用 者 報 酬	243,930.3	245,315.1	69.2	70.7
(1) 賃 金 ・ 俸 給	206,200.6	206,400.1	58.5	59.5
(2) 雇 主 の 社 会 負 担	37,729.8	38,915.0	10.7	11.2
a. 雇 主 の 現 実 社 会 負 担	28,638.1	29,676.6	8.1	8.6
b. 雇 主 の 帰 属 社 会 負 担	9,091.7	9,238.4	2.6	2.7
2. 財 産 所 得 (非 企 業 部 門)	20,195.4	19,717.3	5.7	5.7
(a) 受 取	31,029.5	30,734.9	8.8	8.9
(b) 支 払	10,834.1	11,017.6	3.1	3.2
(1) 一 般 政 府	△ 3,320.0	△ 3,882.3	△ 0.9	△ 1.1
a. 利 子	△ 3,494.8	△ 3,997.2	△ 1.0	△ 1.2
(a) 受 取	6,338.5	6,001.1	1.8	1.7
(b) 支 払	9,833.3	9,998.3	2.8	2.9
b. 法 人 企 業 の 分 配 所 得 (受 取)	454.4	438.4	0.1	0.1
(a) 配 当 (受 取)	61.3	74.4	0.0	0.0
(b) 準法人企業所得からの引き出し (受取)	393.2	364.0	0.1	0.1
c. 保 険 契 約 者 に 帰 属 す る 財 産 所 得 (受 取)	0.3	0.3	0.0	0.0
d. 賃 貸 料	△ 279.9	△ 323.8	△ 0.1	△ 0.1
(a) 受 取	40.3	42.2	0.0	0.0
(b) 支 払	320.2	365.9	0.1	0.1
(2) 家 計	23,086.8	23,178.2	6.6	6.7
a. 利 子	6,898.6	6,631.4	2.0	1.9
(a) 受 取	7,515.3	7,242.0	2.1	2.1
(b) 支 払 (消 費 者 負 債 利 子)	616.7	610.5	0.2	0.2
b. 配 当 (受 取)	4,316.9	4,375.6	1.2	1.3
c. 保 険 契 約 者 に 帰 属 す る 財 産 所 得 (受 取)	8,886.1	8,887.8	2.5	2.6
d. 賃 貸 料 (受 取)	2,985.1	3,283.3	0.8	0.9

第2部 社会保障関係統計資料編

(3) 対家計民間非営利団体	428.6	421.4	0.1	0.1
a. 利子	402.5	390.2	0.1	0.1
(a) 受取	450.5	416.6	0.1	0.1
(b) 支払	48.0	26.5	0.0	0.0
b. 配当（受取）	2.7	2.9	0.0	0.0
c. 保険契約者に帰属する財産所得（受取）	0.6	1.1	0.0	0.0
d. 貸付料	22.8	27.3	0.0	0.0
(a) 受取	38.7	43.7	0.0	0.0
(b) 支払	15.9	16.4	0.0	0.0
3. 企業所得（法人企業の分配所得受払後）	88,184.5	81,723.3	25.0	23.6
(1) 民間法人企業	49,585.2	44,634.0	14.1	12.9
a. 非金融法人企業	42,463.2	36,865.1	12.1	10.6
b. 金融機関	7,122.1	7,768.9	2.0	2.2
(2) 公的企業	2,676.1	2,661.9	0.8	0.8
a. 非金融法人企業	△ 117.9	4.6	0.0	0.0
b. 金融機関	2,794.0	2,657.3	0.8	0.8
(3) 個人企業	35,923.2	34,427.4	10.2	9.9
a. 農林水産業	2,256.6	2,149.3	0.6	0.6
b. その他の産業（非農林水産・非金融）	10,651.3	9,368.0	3.0	2.7
c. 持ち家	23,015.4	22,910.1	6.5	6.6
4. 国民所得（要素費用表示）	352,310.3	346,755.7	100.0	100.0
5. 生産・輸入品に課される税（控除）補助金	36,869.5	37,263.1	10.5	10.7
6. 国民所得（市場価格表示）	389,179.8	384,018.8	110.5	110.7
7. その他の経常移転（純）	△ 905.6	△ 787.0	△ 0.3	△ 0.2
(1) 非金融法人企業・金融機関	△ 13,119.5	△ 14,464.9	△ 3.7	△ 4.2
a. 民間	△ 12,475.5	△ 13,259.5	△ 3.5	△ 3.8
b. 公的	△ 644.0	△ 1,205.4	△ 0.2	△ 0.3
(2) 一般政府	21,448.6	23,789.1	6.1	6.9
(3) 家計（個人企業を含む）	△ 15,646.5	△ 16,542.6	△ 4.4	△ 4.8
(4) 対家計民間非営利団体	6,411.8	6,431.5	1.8	1.9
8. 国民可処分所得	388,274.2	383,231.8	110.2	110.5
(1) 非金融法人企業・金融機関	39,141.8	32,831.0	11.1	9.5
a. 民間	37,109.7	31,374.5	10.5	9.0
b. 公的	2,032.0	1,456.4	0.6	0.4
(2) 一般政府	54,998.1	57,169.9	15.6	16.5
(3) 家計（個人企業を含む）	287,293.9	286,378.1	81.5	82.6
(4) 対家計民間非営利団体	6,840.4	6,852.9	1.9	2.0

(注) 1 国民所得は通常4.の額をいう。

2 企業所得＝営業余剰＋財産所得の受取－財産所得の支払

3 2005年基準・93SNAによる。

資料：内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/027.xls>

第28表 国内総生産(支出側、名目)

(単位 10億円、%)

区 分	実数		構成割合	
	平成22年度 (2010)	23 (2011)	平成22年度 (2010)	23 (2011)
1. 民間最終消費支出	284,714.2	287,307.7	59.3	60.7
(1) 家計最終消費支出	278,622.7	280,638.0	58.0	59.3
a. 国内家計最終消費支出	277,566.1	279,467.8	57.8	59.0
b. 居住者家計の海外での直接購入	2,000.5	1,860.6	0.4	0.4
c. (控除)非居住者家計の国内での直接購入	943.9	690.4	0.2	0.1
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	6,091.4	6,669.7	1.3	1.4
2. 政府最終消費支出	95,556.4	96,774.0	19.9	20.4
3. 総資本形成	95,527.9	95,557.8	19.9	20.2
(1) 総固定資本形成	96,149.4	98,291.2	20.0	20.8
a. 民間	74,799.5	77,272.5	15.6	16.3
(a) 住宅	12,936.2	13,475.1	2.7	2.8
(b) 企業設備	61,863.3	63,797.4	12.9	13.5
b. 公的	21,349.8	21,018.7	4.4	4.4
(a) 住宅	516.9	465.9	0.1	0.1
(b) 企業設備	5,627.9	5,506.2	1.2	1.2
(c) 一般政府	15,205.1	15,046.6	3.2	3.2
(2) 在庫品増加	△ 621.4	△ 2,733.4	△ 0.1	△ 0.6
a. 民間企業	△ 549.3	△ 2,799.0	△ 0.1	△ 0.6
(a) 製品在庫	103.5	589.7	0.0	0.1
(b) 仕掛品在庫	705.5	△ 1,318.0	0.1	△ 0.3
(c) 原材料在庫	△ 272.3	△ 884.9	△ 0.1	△ 0.2
(d) 流通在庫	△ 1,086.0	△ 1,185.8	△ 0.2	△ 0.3
b. 公的	△ 72.1	65.7	△ 0.0	0.0
(a) 公的企業	△ 50.4	9.5	△ 0.0	0.0
(b) 一般政府	△ 21.7	56.2	△ 0.0	0.0
4. 財貨・サービスの純輸出	4,299.5	△ 6,356.9	0.9	△ 1.3
(1) 財貨・サービスの輸出	73,802.7	70,932.9	15.4	15.0
a. 財貨の輸出	64,451.2	62,627.7	13.4	13.2
b. サービスの輸出	9,351.5	8,305.2	1.9	1.8
(含む非居住者家計の国内での直接輸入)				
(2) (控除)財貨・サービスの輸入	69,503.2	77,289.8	14.5	16.3
a. 財貨の輸入	57,955.8	66,097.3	12.1	14.0
b. サービスの輸入	11,547.4	11,192.5	2.4	2.4
(含む居住者家計の海外での直接購入)				
5. 国内総生産(支出側)	480,098.0	473,282.6	100.0	100.0
(参考) 海外からの所得の純受取	13,258.8	14,768.8	2.8	3.1
海外からの所得	18,641.3	20,581.0	3.9	4.3
(控除)海外に対する所得	5,382.5	5,812.2	1.1	1.2
国民総所得	493,356.8	488,051.4	102.8	103.1
(参考) 国内需要	475,798.5	479,639.5	99.1	101.3
民間需要	358,964.4	361,781.2	74.8	76.4
公的需	116,834.2	117,858.4	24.3	24.9

- (注) 1 民間需要＝民間最終消費支出＋民間住宅＋民間企業設備＋民間在庫品増加
 公的需要＝政府最終消費支出＋公的固定資本形成＋公的在庫品増加
 2 国内需要＝民間需要＋公的需要
 3 国民総所得＝国内総支出＋海外からの所得の純受取
 4 2005年基準・93SNAによる。

資料：内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/028.xls>

第29表 家計（個人企業を含む）

（単位 金額：10億円）

区分	可処分所得	最終消費支出	貯蓄	貯蓄率 (%)	可処分所得対前年増加額	最終消費支出対前年増加額	貯蓄対前年増加額	平均消費性向 (%)	限界消費性向 (%)	限界貯蓄性向 (%)
平成19年度 (2007)	290,974.2	288,961.4	963.7	0.3	△ 1,103.6	1,574.0	△ 3,360.6	99.3	△ 142.6	304.5
20 (2008)	288,450.4	282,483.8	4,287.3	1.5	△ 2,523.8	△ 6,477.6	3,323.6	97.9	256.7	△ 131.7
21 (2009)	287,947.8	278,421.2	7,403.9	2.6	△ 502.6	△ 4,062.6	3,116.6	96.7	808.3	△ 620.1
22 (2010)	287,293.9	278,622.7	6,778.9	2.4	△ 653.9	201.5	△ 625.0	97.0	△ 30.8	95.6
23 (2011)	286,378.1	280,638.0	3,696.4	1.3	△ 915.8	2,015.3	△ 3,082.5	98.0	△ 220.1	336.6

(注) 1 平均消費性向＝最終消費支出÷可処分所得
 限界消費性向＝最終消費支出対前年増加額÷可処分所得対前年増加額
 限界貯蓄性向＝貯蓄対前年増加額÷可処分所得対前年増加額

2 2005年基準・93SNAによる。

資料：「可処分所得」「最終消費支出」「貯蓄」「貯蓄率」は、内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」
 上記以外は、国立社会保障・人口問題研究所にて算出

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/029.xls>

第30表 常用労働者1人当り平均月間現金給与額

（単位 円）

区分	現金給与総額	事業所規模30人以上		事業所規模5人以上	
		平成23年 (2011)	24 (2012)	平成23年 (2011)	24 (2012)
調査産業計	現金給与総額	362,296	356,649	316,792	314,127
	きまって支給する給与	291,783	289,794	262,373	261,585
	特別に支払われた給与	70,513	66,855	54,419	52,542
鉱業、採石業等	現金給与総額	491,858	512,486	377,574	372,560
	きまって支給する給与	369,037	381,417	316,269	305,085
	特別に支払われた給与	122,821	131,069	61,305	67,475
建設業	現金給与総額	479,115	442,887	377,194	365,413
	きまって支給する給与	382,871	370,251	324,213	319,582
	特別に支払われた給与	96,244	72,636	52,981	45,831
製造業	現金給与総額	399,876	402,881	368,340	372,073
	きまって支給する給与	314,861	320,548	297,440	302,380
	特別に支払われた給与	85,015	82,333	70,900	69,693
電気・ガス業	現金給与総額	609,399	568,292	579,966	545,164
	きまって支給する給与	469,946	447,486	449,577	429,562
	特別に支払われた給与	139,453	120,806	130,389	115,602
情報通信業	現金給与総額	505,923	509,182	479,184	481,478
	きまって支給する給与	392,414	397,783	379,546	383,532
	特別に支払われた給与	113,509	111,399	99,638	97,946
運輸業、郵便業	現金給与総額	344,261	348,410	332,539	335,546
	きまって支給する給与	291,045	292,312	285,706	285,951
	特別に支払われた給与	53,216	56,098	46,833	49,595
卸売業、小売業	現金給与総額	292,459	308,201	262,413	270,548
	きまって支給する給与	236,962	248,039	220,468	225,973
	特別に支払われた給与	55,497	60,162	41,945	44,575
金融業、保険業	現金給与総額	522,995	493,550	473,836	461,383
	きまって支給する給与	397,513	380,190	364,421	357,856
	特別に支払われた給与	125,482	113,360	109,415	103,527
不動産・物品賃貸業	現金給与総額	383,303	376,417	342,685	340,138
	きまって支給する給与	305,168	300,818	279,832	278,631
	特別に支払われた給与	78,135	75,599	62,853	61,507
学術研究等	現金給与総額	516,504	503,236	444,989	442,407
	きまって支給する給与	403,036	396,290	360,195	360,076
	特別に支払われた給与	113,468	106,946	84,794	82,331
飲食サービス業等	現金給与総額	155,008	156,845	128,652	127,152
	きまって支給する給与	142,837	143,751	121,905	120,055
	特別に支払われた給与	12,171	13,094	6,747	7,097

生活関連サービス等	現金給与総額	211,993	233,311	204,629	219,454
	きまって支給する給与	189,920	205,874	186,610	197,894
	特別に支払われた給与	22,073	27,437	18,019	21,560
医療、福祉	現金給与総額	339,927	336,020	297,627	295,425
	きまって支給する給与	282,132	279,816	249,647	248,812
	特別に支払われた給与	57,795	56,204	47,980	46,613
教育、学習支援業	現金給与総額	446,491	439,581	384,467	387,120
	きまって支給する給与	343,008	342,008	300,087	304,605
	特別に支払われた給与	103,483	97,573	84,380	82,515
複合サービス業	現金給与総額	470,264	368,804	423,787	356,451
	きまって支給する給与	370,664	291,967	333,313	282,860
	特別に支払われた給与	99,600	76,837	90,474	73,591
その他のサービス業	現金給与総額	257,750	236,150	270,497	252,500
	きまって支給する給与	221,805	206,776	232,967	220,149
	特別に支払われた給与	35,945	29,374	37,530	32,351

(注) 年平均である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「毎月勤労統計調査月報」

[SSJ-DB] <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/030.xls>

第31表 1人平均月間きまって支給する現金給与額（通勤・住込別）

《事業所規模1～4人》

各年7月末日現在（単位 円）

区 分	全労働者			男			女		
	平均	通勤	住込	平均	通勤	住込	平均	通勤	住込
調 査 産 業 計									
平成20年(2008)	192,630	193,673	180,873	264,836	267,359	228,742	139,134	137,388	156,073
21(2009)	185,402	186,454	172,644	252,412	254,069	225,715	134,758	133,607	146,461
22(2010)	184,676	185,369	175,843	250,602	252,314	222,600	135,046	133,513	151,747
23(2011)	187,962	188,188	184,807	253,593	254,645	235,019	138,922	137,285	158,609
24(2012)	188,928	189,650	177,743	255,511	257,081	223,969	138,882	137,707	154,372
平成24年									
鉱業、採石業、砂利採取業	219,096	227,287	...	235,723	235,977
建設業	247,348	252,763	192,003	274,776	275,345	264,017	142,693	145,458	133,809
製造業	208,517	212,603	168,747	258,880	260,654	227,561	127,518	125,866	136,401
電気・ガス・熱供給・水道業	295,633	295,633	—	341,090	341,090	—	—
情報通信業	291,043	284,643	525,569	338,205	329,583	594,215	205,330	204,373	...
運輸業、郵便業	243,657	245,137	157,854	269,460	270,278	...	173,996	176,353	...
卸売業、小売業	186,193	187,530	165,730	257,691	260,255	204,366	138,191	137,346	149,135
金融業、保険業	239,617	239,715	237,015	333,271	334,878	...	165,828	163,172	222,447
不動産業、物品賃貸業	210,761	211,192	199,431	242,557	243,137	215,958	176,275	175,376	192,254
学術研究、専門・技術サービス業	229,675	229,547	233,378	290,072	291,077	215,314	188,190	185,778	236,864
宿泊業、飲食サービス業	106,991	104,272	141,692	171,903	171,920	171,723	81,144	77,887	126,339
生活関連サービス業、娯楽業	148,086	148,296	144,394	205,770	207,791	174,410	129,613	129,420	133,150
教育、学習支援業	132,330	131,797	156,411	183,395	182,741	210,269	107,393	106,998	126,151
医療、福祉	181,288	178,204	245,572	251,613	251,535	253,000	169,126	165,644	244,023
複合サービス事業	261,462	261,942	...	354,624	354,987	...	187,699	188,016	...
サービス業(他に分類されないもの)	216,073	218,498	187,263	256,622	258,304	231,369	153,463	154,403	145,095

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「毎月勤労統計調査特別調査報告」

[SSJ-DB] <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/031.xls>

第32表 賞与支給状況

(調査産業計)

区 分	夏季賞与 (6、7、8月)				年末賞与 (11、12、翌年1月)			
	支給労働者 1人平均 支給額	対前年 増減率	きまって支給 する給与に対 する支給割合	所定内給与 に対する 支給割合	支給労働者 1人平均 支給額	対前年 増減率	きまって支給 する給与に対 する支給割合	所定内給与 に対する 支給割合
	円	%	カ月分	カ月分	円	%	カ月分	カ月分
《事業所規模5人以上》								
平成20年 (2008)	406,012	△ 1.0	1.03	1.09	424,437	1.0	1.08	1.15
21 (2009)	363,104	△ 9.8	0.98	1.03	380,258	△ 9.4	1.04	1.09
22 (2010)	367,178	1.0	0.98	1.03	379,292	△ 0.4	1.02	1.08
23 (2011)	364,252	△ 0.9	0.95	1.00	372,471	△ 1.9	1.01	1.07
24 (2012)	358,368	△ 1.4	0.97	1.03	365,687	△ 1.5	0.99	1.06
《事業所規模30人以上》								
平成20年 (2008)	470,343	△ 0.9	1.17	1.26	487,169	△ 1.1	1.25	1.34
21 (2009)	409,711	△ 11.6	1.09	1.16	430,047	△ 10.2	1.15	1.24
22 (2010)	416,696	1.3	1.08	1.16	434,004	0.5	1.14	1.22
23 (2011)	418,875	0.1	1.07	1.15	430,791	△ 1.1	1.13	1.22
24 (2012)	407,588	△ 1.8	1.07	1.15	421,273	△ 1.1	1.13	1.22

(注) 1 対前年増減率は、調査事業所の標本抽出替えに伴うギャップを修正して算出している。

2 「きまって支給する給与（又は所定内給与）に対する支給割合」とは賞与を支給した事業所について、それぞれ「賞与」の「きまって支給する給与（又は所定内給与）」に対する支給月数を求め単純平均したものである。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「毎月勤労統計調査年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/032.xls>

第33表 全世帯年平均1か月間の消費支出

(単位 円、人)

区 分	平成19年 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
《全 国》						
集 計 世 帯 数	7,830	7,818	7,828	7,817	7,676	7,788
世 帯 人 員 数	3.14	3.13	3.11	3.09	3.08	3.07
有 業 人 員 数	1.39	1.39	1.37	1.36	1.33	1.33
消 費 支 出	297,782	296,932	291,737	290,244	282,966	286,169
食 料	68,536	69,001	68,322	67,563	66,904	67,275
住 居	17,934	16,897	17,024	18,179	18,874	18,231
光 熱 ・ 水 道	21,768	22,762	21,685	21,951	21,954	22,815
家 具 ・ 家 事 用 品	9,706	9,984	9,975	10,266	10,070	10,122
被 服 及 び 履 物	12,933	12,523	11,994	11,499	11,382	11,453
保 健 医 療	13,107	12,649	13,016	12,515	12,691	12,777
交 通 ・ 通 信	38,075	39,147	38,070	38,965	36,509	40,089
教 育	12,748	12,727	12,909	11,734	11,630	11,610
教 養 娯 楽	30,976	31,372	31,274	31,879	29,063	28,483
そ の 他 の 消 費 支 出	71,999	69,869	67,469	65,695	63,889	63,316
現 物 総 額	9,493	8,884	8,537	7,689	7,707	7,272
《人口5万以上の都市》						
集 計 世 帯 数	6,818	7,332	7,344	7,331	7,211	7,302
世 帯 人 員 数	3.09	3.10	3.09	3.06	3.07	3.06
有 業 人 員 数	1.33	1.36	1.35	1.33	1.30	1.30
消 費 支 出	300,989	299,345	294,890	292,537	284,395	288,141
現 物 総 額	9,116	8,592	8,236	7,447	7,352	7,046

(注) 農林漁家世帯を含む。

資料：総務省統計局「家計調査年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/033.xls>

第34表 勤労者世帯年平均1か月間の収入と支出

(単位 円、人)

区 分	平成19年 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
《全 国》						
集 計 世 帯 数	4,249	4,269	4,240	4,193	4,006	4,001
世 帯 人 員 数	3.45	3.45	3.43	3.41	3.42	3.42
有 業 人 員 数	1.66	1.68	1.67	1.66	1.66	1.68
収 入 総 額	1,001,977	1,007,864	986,493	990,742	963,289	980,650
実 収 入	528,762	534,235	518,226	520,692	510,149	518,506
勤 め 先 収 入	497,395	500,738	484,940	485,340	473,115	479,599
世 帯 主 収 入	433,306	434,066	419,269	417,281	409,709	410,634
世帯主の配偶者の収入	54,129	55,742	56,517	57,891	54,025	59,717
他 の 世 帯 員 収 入	9,959	10,930	9,153	10,168	9,381	9,248
事 業 ・ 内 職 収 入	2,639	2,661	2,438	2,285	2,747	2,509
農 林 漁 業 収 入	32	118	10	12	34	56
そ の 他 の 実 収 入	28,697	30,717	30,839	33,055	34,252	36,341
実 収 入 以 外 の 収 入	402,779	403,989	401,961	406,649	391,084	400,143
預 貯 金 引 出	357,977	357,368	358,102	354,536	344,094	349,320
保 険 取 金	5,381	4,685	4,370	5,208	3,666	5,399
借 入 金	8,562	7,012	4,284	6,250	6,617	4,667
掛 買	25,074	28,439	29,556	33,286	31,947	33,899
そ の 他	5,785	6,485	5,650	7,371	4,759	6,859
繰 入 金	70,436	69,641	66,305	63,400	62,056	62,001
支 出 総 額	1,001,977	1,007,864	986,493	990,742	963,289	980,650
実 支 出	409,716	416,415	409,374	409,039	398,448	407,375
消 費 支 出	323,459	324,929	319,060	318,315	308,838	313,874
食 料	70,352	71,051	70,134	69,597	68,420	69,469
住 居	20,207	19,156	19,614	20,694	21,600	20,479
光 熱 ・ 水 道	21,555	22,666	21,466	21,704	21,742	22,511
家 具 ・ 家 事 用 品	9,914	10,501	10,152	10,638	10,406	10,484
被 服 及 び 履 物	14,846	14,263	13,773	13,573	13,103	13,552
保 健 医 療	11,697	11,593	12,036	11,398	10,880	11,721
交 通 ・ 通 信	46,259	48,259	47,093	48,002	45,488	50,233
教 育	19,090	18,789	19,493	18,195	18,611	17,992
教 養 娯 楽	33,166	33,390	33,243	34,160	31,296	30,506
そ の 他 の 消 費 支 出	76,372	75,260	72,055	70,353	67,293	66,926
非 消 費 支 出	86,257	91,486	90,314	90,725	89,611	93,501
実 支 出 以 外 の 支 出	525,971	525,283	514,683	522,638	507,542	515,798
預 貯 金	413,147	412,906	403,985	408,903	398,904	405,811
保 険 掛 金	31,112	30,360	28,007	27,673	25,666	26,668
借 金 返 済	37,871	40,638	39,828	40,515	38,477	37,901
掛 買 払	21,604	23,407	25,130	27,703	27,427	29,229
そ の 他	22,238	17,973	17,732	17,844	17,068	16,189
繰 越 金	66,290	66,166	62,436	59,064	57,298	57,478
現 物 総 額	8,923	8,471	7,935	7,190	7,318	6,986
《人口5万以上の都市》						
集 計 世 帯 数	3,732	4,025	3,992	3,956	3,781	3,759
世 帯 人 員 数	3.41	3.42	3.41	3.38	3.41	3.41
有 業 人 員 数	1.61	1.65	1.65	1.64	1.64	1.65
収 入 総 額	1,017,152	1,016,124	998,784	999,228	967,422	989,681
支 出 総 額	1,017,152	1,016,124	998,784	999,228	967,422	989,681
現 物 総 額	8,866	8,331	7,854	7,210	7,142	6,955

(注) 農林漁家世帯を含む。

資料：総務省統計局「家計調査年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/034.xls>

第35表 年間収入階級別勤労者1世帯当り年平均1か月間の収入と支出（全国）

区 分	平 均	200万円未満	200万円以上 250万円未満	250～300	300～350	350～400	400～450	450～500
集 計 世 帯 数	4,001	38	94	117	186	234	300	316
世 帯 人 員 数	3.42	2.75	2.93	3.01	3.07	3.12	3.25	3.39
有 業 人 員 数	1.68	1.38	1.36	1.41	1.53	1.47	1.51	1.58
収 入 総 額	980,650	335,784	517,810	563,477	583,673	647,870	688,563	756,873
実 収 入	518,506	171,834	240,730	263,739	286,684	317,842	349,122	391,045
勤 め 先 収 入	479,599	133,805	195,189	222,592	250,243	283,339	306,624	347,498
世 帯 主 収 入	410,634	122,864	178,635	202,922	222,483	254,192	279,167	304,536
世帯主の配偶者の収入	59,717	7,511	8,991	15,163	21,086	23,607	23,668	33,960
他の世帯員収入	9,248	3,430	7,563	4,507	6,675	5,540	3,789	9,002
事 業 ・ 内 職 収 入	2,509	913	719	1,396	1,239	1,125	2,249	1,771
農 林 漁 業 収 入	56	0	0	0	0	4	0	0
そ の 他 の 実 収 入	36,341	37,116	44,822	59,750	35,201	33,374	40,248	41,776
実 収 入 以 外 の 収 入	400,143	126,848	233,153	254,970	245,487	273,119	283,266	311,399
繰 入 金	62,001	37,101	43,927	44,767	51,501	56,909	56,175	54,430
支 出 総 額	980,650	335,784	517,810	563,477	583,673	647,870	688,563	756,873
実 支 出	407,375	148,203	256,057	243,465	255,464	275,326	291,041	311,243
消 費 支 出	313,874	133,685	229,303	209,824	216,290	230,939	242,272	253,002
食 料	69,469	40,632	52,907	50,165	52,903	54,589	57,222	60,865
住 居	20,479	12,964	27,545	26,095	21,139	23,177	25,011	21,514
光 熱 ・ 水 道	22,511	16,353	19,204	19,212	19,517	19,494	20,662	21,191
家 具 ・ 家 事 用 品	10,484	4,521	5,920	6,374	7,182	7,448	7,717	8,720
被 服 及 び 履 物	13,552	5,401	8,805	6,993	7,691	8,506	8,636	9,719
保 健 医 療	11,721	11,881	8,231	7,792	10,552	12,188	8,568	10,471
交 通 ・ 通 信	50,233	16,465	35,793	31,642	34,198	34,456	38,295	36,821
教 育	17,992	1,876	13,412	5,831	6,657	9,769	9,585	10,614
教 養 娛 楽	30,506	7,517	16,474	15,099	17,975	18,479	19,971	22,173
そ の 他 の 消 費 支 出	66,926	16,076	41,013	40,621	38,475	42,833	46,606	50,914
非 消 費 支 出	93,501	14,518	26,753	33,641	39,174	44,387	48,768	58,241
実 支 出 以 外 の 支 出	515,798	155,173	222,363	277,362	280,173	318,836	345,856	394,836
繰 越 金	57,478	32,408	39,390	42,650	48,036	53,708	51,666	50,794

資料：総務省統計局「家計調査年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/035.xls>

第36表 消費者物価指数（中分類）

平成22年(2010)=100

区 分	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
《全 国》											
平成22年平均(2010)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
23(2011)	99.7	99.6	99.8	103.3	94.4	99.7	99.3	101.2	97.9	96.0	103.8
24(2012)	99.7	99.7	99.5	107.3	91.7	99.7	99.5	101.5	98.2	94.5	103.5
《人口5万以上の都市》											
平成22年平均(2010)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
23(2011)	99.7	99.6	99.7	103.1	94.2	99.8	99.3	101.1	98.2	96.2	103.7
24(2012)	99.6	99.7	99.4	107.3	91.4	99.8	98.5	101.4	98.5	94.6	103.5

資料：総務省統計局「平成22年基準消費者物価指数年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/036.xls>

平成24年平均 (単位 円、人)

500～550	550～600	600～650	650～700	700～750	750～800	800～900	900～1,000	1,000～1,250	1,250～1,500	1,500万円以上
332	288	286	261	240	198	328	238	314	134	95
3.41	3.46	3.50	3.58	3.48	3.49	3.57	3.60	3.54	3.54	3.63
1.61	1.66	1.67	1.72	1.63	1.71	1.80	1.83	1.87	2.14	2.04
798,942	865,476	925,908	988,215	1,028,165	1,071,440	1,169,228	1,247,627	1,426,924	1,652,465	2,160,175
414,087	457,258	462,706	500,953	550,095	572,227	627,012	664,873	784,531	954,607	1,239,107
370,765	419,021	429,959	451,891	513,551	538,712	597,437	630,246	745,797	911,314	1,183,921
328,446	366,182	376,469	391,237	457,085	472,821	518,722	539,929	603,619	693,969	927,265
39,658	45,241	48,717	48,494	50,155	58,293	68,152	77,885	120,684	194,388	238,507
2,661	7,597	4,774	12,160	6,311	7,598	10,563	12,432	21,494	22,957	18,150
1,699	1,849	2,831	2,639	2,195	2,147	3,064	3,358	2,579	7,622	7,633
0	0	186	0	0	0	0	0	527	0	0
41,623	36,387	29,729	46,423	34,348	31,368	26,511	31,269	35,628	35,671	47,553
331,469	352,016	402,711	412,384	417,727	438,095	479,195	510,634	569,045	610,198	823,363
53,387	56,202	60,492	74,879	60,344	61,118	63,022	72,120	73,347	87,661	97,705
798,942	865,476	925,908	988,215	1,028,165	1,071,440	1,169,228	1,247,627	1,426,924	1,652,465	2,106,175
328,434	351,722	375,073	408,689	425,242	438,443	486,501	507,723	594,048	685,065	921,741
265,459	278,960	295,643	323,112	325,466	334,879	367,965	376,923	430,149	474,556	612,719
62,872	62,240	67,981	70,759	72,131	74,753	78,418	82,182	86,291	93,394	110,386
23,058	18,422	18,094	18,166	16,719	18,295	20,268	13,705	20,564	28,195	19,430
20,902	21,825	22,049	23,547	23,076	23,729	24,361	24,798	25,262	26,604	27,526
8,918	9,501	9,691	12,112	10,435	11,236	11,492	13,184	15,903	14,649	18,132
10,362	11,165	11,686	14,453	14,778	13,876	16,877	17,925	20,926	23,453	33,105
8,839	10,389	10,028	11,219	11,591	11,858	13,598	12,936	15,962	18,426	20,962
42,169	44,809	55,142	49,717	54,266	54,017	61,694	60,329	66,346	70,516	108,166
11,372	15,255	15,672	18,835	19,181	22,848	26,098	26,081	29,041	29,687	49,137
25,365	27,266	27,381	32,220	33,977	33,325	38,189	38,977	46,047	47,409	68,739
51,599	56,090	57,920	72,084	69,312	70,942	76,970	86,805	103,808	122,223	157,136
62,975	72,761	79,430	85,577	99,776	103,564	118,535	130,800	163,899	210,509	309,022
420,413	460,952	493,762	510,262	545,208	578,246	625,573	671,567	764,374	888,362	1,153,818
50,096	52,803	57,073	69,264	57,715	54,751	57,155	68,338	68,501	79,038	84,616

第37表 販売農家1戸当りの経営収支

(単位 千円、%)

区分	平成19年 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
集計経営体数	6,902	4,725	4,720	4,505	4,478	4,507
経営収支の総括						
農粗収益	4,130	4,379	4,312	4,571	4,694	5,014
農経営費	2,935	3,297	3,270	3,348	3,498	3,667
農所得	1,195	1,082	1,042	1,223	1,196	1,347
農収入	2,179	2,152	1,956	1,862	1,827	1,794
農支出	243	294	271	252	223	241
農所得	1,936	1,858	1,685	1,610	1,604	1,553
年金等の収入	1,701	1,712	1,833	1,820	1,825	1,853
農所得	4,836	4,657	4,566	4,660	4,633	4,762
租税公課諸負担	743	711	690	678	651	698
可処分所得	4,093	3,946	3,876	3,982	3,982	4,064
分析指標						
農業依存度	38.1	36.7	38.1	43.1	42.6	46.3
農業所得率	28.9	24.7	24.2	26.8	25.5	26.9

(注) 1 販売農家とは、経営耕地面積30a以上又は過去1年間の農産物販売金額50万円以上の農家である。

2 平成19年の「集計経営体数」は、「集計戸数」である。

資料：農林水産省統計情報部「経営形態別経営統計（個別経営）」

[SSJ-DB] <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/037.xls>

第4節 社会保険関係

1 総括

第38表 医療保険適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区 分	平成2年度 (1990)	12 (2000)	17 (2005)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計	124,260	126,353	127,182	113,158	112,570	111,816
被 用 者 保 険	81,191	78,725	75,555	74,060	73,801	73,503
被 保 険 者	37,926	39,246	38,721	39,782	39,753	39,711
被 扶 養 者	43,265	39,479	36,834	34,278	34,048	33,792
全国健康保険協会管掌健康保険						
一 般 被 保 険 者	36,666	36,758	35,650	34,828	34,845	34,877
被 保 険 者	17,983	19,451	19,156	19,517	19,580	19,631
被 扶 養 者	18,683	17,307	16,493	15,311	15,265	15,246
法第3条第2項被保険者	155	47	25	17	18	18
被 保 険 者	103	31	15	11	12	12
被 扶 養 者	52	15	10	6	6	6
組 合 管 掌 健 康 保 険	32,009	31,677	30,119	29,951	29,609	29,504
被 保 険 者	14,668	15,182	15,054	15,722	15,574	15,553
被 扶 養 者	17,341	16,495	15,065	14,228	14,035	13,951
船 員 保 険 者	409	228	168	141	136	—
被 保 険 者	137	84	65	61	60	—
被 扶 養 者	272	145	103	80	76	—
国 家 公 務 員 共 済 組 合	2,805	2,652	2,496	2,301	2,312	2,306
(各省各庁組合)						
組 合 員	1,158	1,145	1,109	1,067	1,077	1,081
被 扶 養 者	1,647	1,507	1,387	1,234	1,234	1,225
国 家 公 務 員 等 共 済 組 合	1,475
(適用法人組合)						
組 合 員	513
被 扶 養 者	962
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	6,902	6,539	6,252	5,975	6,027	5,936
組 合 員	2,963	2,905	2,846	2,903	2,944	2,920
被 扶 養 者	3,939	3,634	3,407	3,072	3,083	3,015
私 立 学 校 教 職 員 共 済	770	826	843	847	854	864
組 合 員	401	448	475	500	507	514
被 扶 養 者	369	377	369	347	348	349
国 民 健 康 保 険	43,069	47,628	51,627	39,098	38,769	38,313

- (注) 1 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。
2 法第3条第2項被保険者の「被保険者数」は、有効手帳所有者数である。
3 「全国健康保険協会管掌健康保険」は、平成20年9月以前は「政府管掌健康保険」である。
4 平成23年度の「船員保険」は、報告書が未刊行のため更新されていない。よって、合計・被用者保険・被保険者・被扶養者にも船員保険が含まれていないため、年次推移での比較には注意が必要である。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/038.xls>

第39表 公的年金適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区 分	平成2年度 (1990)	12 (2000)	17 (2005)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計	66,311	70,491	70,447	68,738	68,258	67,746
厚生年金保険	30,997	32,192	33,022	34,248	34,411	34,515
（再掲）旧共済	・	456	750	・	・	・
（再掲）厚生年金基金	9,845	11,396	5,310	4,562	4,472	4,366
船員保険（再掲）	126	74	60	56	54	53
国家公務員共済組合 （各省各庁組合）	1,126	1,119	1,082	1,044	1,055	1,059
国家公務員等共済組合 （適用法人組合）	496	・	・	・	・	・
地方公務員等共済組合	3,286	3,239	3,069	2,908	2,878	2,858
私立学校教職員共済	373	406	448	478	485	492
農林漁業団体職員共済組合	498	467	・	・	・	・
国民年金	29,535	33,068	32,826	30,061	29,428	28,822
（再掲）農業者年金	574	258	63	56	54	52

(注) 1 「船員保険」は、「厚生年金保険」の再掲。

2 「農林漁業団体職員共済組合」は、平成14年4月より長期給付事業が「厚生年金保険」に統合された。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/039.xls>

第40表 雇用保険適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区 分	平成2年度 (1990)	12 (2000)	17 (2005)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計	31,586	33,632	35,312	37,530	38,259	38,596
雇用保険	31,483	33,569	35,262	37,530	38,259	38,596
船員保険	103	63	50	・	・	・

(注) 平成22年1月より「船員保険」の失業部門は、雇用保険に統合された。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/040.xls>

第41表 業務災害補償保険適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区 分	平成2年度 (1990)	12 (2000)	17 (2005)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計	47,713	52,967	53,231	56,273	55,924	56,101
労働者災害補償保険	43,222	48,546	49,185	52,789	52,488	52,742
船員保険	127	76	61	57	56	—
国家公務員災害補償 国家公務員	1,081	1,106	916	520	501	501
公共企業体職員	・	・	・	・	・	・
地方公務員災害補償	3,283	3,239	3,069	2,908	2,878	2,858

(注) 1 「国家公務員災害補償」は、各年7月1日現在である。

2 平成23年度の「船員保険」は、報告書が未刊行のため更新されていない。よって、合計にも船員保険が含まれていないため、年次推移での比較には注意が必要である。

資料：「国家公務員災害補償」は、人事院勤務条件局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/041.xls>

第42表 社会保険被保険者（組合員）1人当り平均標準報酬月額（制度別）

年度末現在（単位 円）

区 分	平成2年度 (1990)	12 (2000)	17 (2005)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
全国健康保険協会管掌健康保険						
一般被保険者	251,505	290,472	283,466	276,892	276,392	275,151
法第3条第2項被保険者	10,604	12,928	12,577	12,806	13,236	13,570
組合管掌健康保険	315,243	372,650	370,811	359,340	363,306	363,149
船員保険						
普通保険	323,582	372,001	381,364	395,175	392,609	—
失業保険	343,582	397,399	406,203	・	・	・
国家公務員共済組合	339,463	・	・	・	・	・
(各省各庁組合)						
短期適用	・	416,170	414,625	418,333	417,119	419,463
長期適用	・	410,007	408,832	410,279	408,814	410,861
国家公務員等共済組合	358,471	・	・	・	・	・
(適用法人組合)						
地方公務員等共済組合	292,057	365,905	362,746	347,478	344,485	342,003
私立学校教職員共済	302,599	378,558	380,307	379,444	378,776	377,432
厚生年金保険	273,684	318,688	313,204	304,173	305,715	304,589
厚生年金基金	293,162	349,231	331,541	318,752	320,791	319,712
農林漁業団体職員共済組合	238,183	295,153	295,097	292,316	291,490	290,199
(参考)国民年金	8,400	13,300	13,580	14,660	15,100	15,020

- (注) 1 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。
「法第3条第2項被保険者」は、平均賃金月額である。
2 「地方公務員等共済組合」は、平均給料月額である。
3 「私立学校教職員共済」は、平均標準給与月額である。
4 「厚生年金保険」には、船員保険（年金分）を含む。
5 「全国健康保険協会管掌健康保険」は、平成20年9月以前は「政府管掌健康保険」である。
6 平成22年1月より「船員保険」の失業部門は、雇用保険に統合された。
7 平成23年度の「船員保険」は、報告書が未刊行のため更新されていない。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/042.xls>

第43表 制度別被保険者1人当り診療費

年度末現在 (単位 円)

区 分	平成2年度 (1990)	12 (2000)	17 (2005)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
全国健康保険協会管掌健康保険						
一般被保険者	176,482	186,303	164,962	176,877	183,706	186,638
被保険者分	108,183	100,204	79,729	84,608	87,351	88,564
被扶養者分	68,299	86,099	85,233	92,269	96,355	98,074
法第3条第2項被保険者	208,368	226,293	171,307	140,988	148,513	132,052
被保険者分	170,048	133,305	90,175	68,817	70,831	60,681
被扶養者分	38,320	92,988	81,132	72,171	77,682	71,371
組合管掌健康保険	141,206	158,605	146,129	154,780	161,545	165,207
被保険者分	82,466	84,928	71,252	73,780	76,721	78,528
被扶養者分	58,740	73,677	74,877	81,000	84,825	86,679
船員保険	215,891	234,912	210,680	225,673	213,845	—
被保険者分	143,720	144,693	121,269	125,076	111,057	—
被扶養者分	72,171	90,219	89,411	100,597	102,788	—
国家公務員共済組合	158,185	163,567	152,752	150,844	154,295	155,934
(各省各庁組合)						
組合員分	78,333	72,321	61,861	58,694	59,838	61,596
被扶養者分	79,852	91,246	90,891	92,150	94,457	94,339
国家公務員等共済組合	181,433
(適用法人組合)						
組合員分	85,731
被扶養者分	95,702
地方公務員等共済組合	175,271	182,575	169,241	164,330	168,757	172,965
組合員分	97,184	98,151	85,326	81,451	83,683	85,589
被扶養者分	78,087	84,424	83,915	82,879	85,074	87,376
私立学校教職員共済	160,420	165,663	148,285	153,352	157,991	159,984
組合員分	102,072	100,302	88,658	93,259	95,590	97,466
被扶養者分	58,348	65,361	59,627	60,093	62,400	62,518
国民健康保険	207,418	291,396	301,244	221,433	229,297	234,803
1世帯当り医療費	488,434	580,132	578,812	399,097	410,063	411,508

(注) 1 「1人当り診療費」とは、療養の給付(家族療養の給付)と特定療養給付費(家族特定療養給付費)を加えた額を年度平均被保険者又は組合員数で除した額をいう。

2 「国民健康保険」の医療費には一部負担金を含むが、その他の社会保険では一部負担金を含まない。なお、国民健康保険以外の保険の被扶養者分には、法定給付費を掲げた。

3 老人保健による給付分を除く。ただし、「国民健康保険」の平成19年度以前は老人保健分を含む。

4 平成23年度の「船員保険」は、報告書が未刊行のため更新されていない。

5 「全国健康保険協会管掌健康保険」は、平成20年9月以前は「政府管掌健康保険」である。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/043.xls>

第44表 公的年金受給権者数

(i) 新制度分

年度末現在 (単位 人)

区分	平成2年度 (1990)	12 (2000)	17 (2005)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合計	9,829,857	35,667,818	49,039,775	63,149,196	66,496,045	69,635,133
老齢年金(退職年金)	6,559,504	29,576,029	41,632,381	54,886,820	57,991,055	60,941,982
老齢基礎年金	973,344	11,763,913	17,908,710	22,918,980	23,775,499	24,858,322
老齢厚生年金(老齢相当)	1,294,713	6,417,604	9,550,566	12,402,785	13,097,886	13,653,918
(通老相当)	823,128	4,621,473	7,277,814	10,182,305	10,949,628	11,536,876
退職共済年金						
国共済						
各省各庁組合	140,880	367,572	509,393	678,896	721,747	757,954
適用法人組合	78,912
地方公務員等共済組合	268,726	900,766	1,250,316	1,654,478	1,764,143	1,865,955
私立学校教職員共済	44,063	154,441	209,736	274,162	295,674	313,075
農林漁業団体職員共済組合	47,479	173,329	238,890	315,794	297,006	296,176
厚生年金基金	1,923,638	4,682,329	4,405,537	6,309,111	6,966,217	7,560,768
恩給						
文官	27,221	8,645	4,359	2,426	2,090	1,752
軍人	892,517	470,422	269,431	143,910	117,883	94,497
都道府県知事裁定	44,883	15,535	7,629	3,973	3,282	2,689
障害年金	1,098,871	1,653,665	1,958,343	2,188,040	2,258,480	2,312,721
障害基礎年金	904,093	1,309,985	1,530,875	1,701,830	1,749,219	1,786,844
障害厚生年金	87,196	261,221	353,001	414,442	437,594	454,892
障害共済年金						
国共済						
各省各庁組合	1,460	6,813	9,974	12,446	13,143	13,757
適用法人組合	423
地方公務員等共済組合	4,208	17,181	26,767	35,297	37,422	39,351
私立学校教職員共済	264	1,163	1,653	2,066	2,212	2,338
農林漁業団体職員共済組合	875	3,272	3,466	3,189	3,114	3,034
恩給						
文官	718	346	231	154	138	124
軍人	99,238	53,127	31,792	18,050	15,071	12,351
都道府県知事裁定	172	87	54	39	34	30
船員保険(職務上)	224	470	530	527	533	—
遺族年金	2,171,482	4,438,124	5,449,051	6,074,336	6,246,510	6,380,430
遺族基礎年金	206,834	317,321	289,880	257,758	254,045	249,599
遺族厚生年金	755,145	2,612,574	3,578,957	4,257,203	4,449,027	4,611,434
遺族共済年金						
国共済						
各省各庁組合	41,926	147,202	199,139	239,782	250,614	260,181
適用法人組合	36,528
地方公務員等共済組合	91,019	314,639	423,488	499,908	518,112	535,442
私立学校教職員共済	8,866	31,717	42,972	52,553	55,104	57,888
農林漁業団体職員共済組合	13,580	50,347	50,720	45,174	43,705	41,897
恩給						
文官	68,813	39,318	25,886	17,138	15,200	13,381
軍人	881,620	884,483	810,385	685,899	643,584	596,994
都道府県知事裁定	66,524	39,136	26,027	17,159	15,341	13,614
船員保険(職務上)	627	1,387	1,597	1,762	1,778	—

(注) 1 新年金制度の受給権者数並びに厚生年金基金及び恩給の受給権者数を掲げた。

2 恩給の「老齢年金」には普通恩給を、「障害年金」には増加恩給及び傷病年金を、「遺族年金」には扶助料及び傷病者遺族特別年金を掲げた。

3 平成23年度の「船員保険」は、報告書が未刊行のため更新されていない。よって、合計・障害年金・遺族年金にも船員保険が含まれていないため、年次推移での比較には注意が必要である。

(ii) 旧制度分

年度末現在 (単位 人)

区 分	平成2年度 (1990)	12 (2000)	17 (2005)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計	20,296,449	13,379,249	10,023,171	7,490,875	6,827,683	6,176,544
老 齡 年 金 (退 職 年 金)	13,094,960	7,974,557	5,734,090	4,093,312	3,683,299	3,290,962
厚 生 年 金 保 険	3,464,916	2,596,421	1,972,604	1,451,348	1,315,430	1,186,200
船 員 保 険
国 共 済						
〔 各 省 各 庁 組 合 〕	364,542	256,481	198,234	152,786	141,253	129,966
〔 適 用 法 人 組 合 〕	398,974
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	798,673	564,229	436,674	334,134	308,277	282,719
私 立 学 校 教 職 員 共 済	16,350	11,282	8,748	6,835	6,362	5,918
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	87,055	63,722	50,706	40,273	37,663	35,054
国 民 年 金						
〔 老 齡 年 金 〕	6,752,662	4,297,230	3,019,835	2,095,899	1,866,095	1,645,901
〔 老 齡 福 祉 年 金 〕	1,211,788	185,192	47,289	12,037	8,219	5,204
通 算 老 齡 年 金 (通 算 退 職 年 金)	4,626,376	3,635,783	2,841,958	2,214,700	2,028,084	1,837,234
厚 生 年 金 保 険	2,349,413	1,730,666	1,312,786	997,365	906,557	814,856
船 員 保 険
国 共 済						
〔 各 省 各 庁 組 合 〕	9,686	6,877	5,236	3,891	3,543	3,185
〔 適 用 法 人 組 合 〕	871
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	47,554	33,683	25,690	18,967	17,252	15,505
私 立 学 校 教 職 員 共 済	32,853	17,012	10,856	6,946	6,167	5,399
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	28,417	18,701	13,282	9,571	8,700	7,770
国 民 年 金	2,157,582	1,828,844	1,474,108	1,177,960	1,085,865	990,519
障 害 年 金 (疾 病 年 金)	546,299	349,793	275,867	221,349	207,577	194,154
厚 生 年 金 保 険	239,710	163,892	133,727	109,891	103,761	97,823
船 員 保 険
国 共 済						
〔 各 省 各 庁 組 合 〕	7,712	5,334	4,268	3,486	3,285	3,093
〔 適 用 法 人 組 合 〕	4,682
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	21,472	14,359	11,424	9,188	8,647	8,061
私 立 学 校 教 職 員 共 済	962	583	418	336	322	297
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	3,161	2,310	1,904	1,570	1,506	1,400
国 民 年 金						
〔 障 害 年 金 〕	268,600	163,315	124,126	96,878	90,056	83,480
〔 障 害 福 祉 年 金 〕
遺 族 年 金 (通 算 遺 族 を 含 む)	2,023,127	1,418,777	1,170,984	961,305	908,529	854,018
厚 生 年 金 保 険	1,505,043	1,124,893	930,423	765,245	721,722	678,273
船 員 保 険
国 共 済						
〔 各 省 各 庁 組 合 〕	96,001	70,967	57,611	47,018	44,448	41,733
〔 適 用 法 人 組 合 〕	103,373
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	183,000	139,328	114,939	93,523	88,222	82,778
私 立 学 校 教 職 員 共 済	12,395	8,390	6,380	4,943	4,579	4,212
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	24,172	19,037	16,109	13,554	12,941	12,263
国 民 年 金						
〔 母 子 年 金 〕	42,652	2,278	46	37,022	36,617	34,759
〔 準 母 子 年 金 〕	58	4	—			
〔 遺 児 年 金 〕	1,568	29	7			
〔 寡 婦 年 金 〕	54,865	53,851	45,469			
〔 母 子 福 祉 年 金 〕	.	.	.			
〔 準 母 子 福 祉 年 金 〕
船 員 給 付	1,555	295	241	187	175	160
国 共 済						
〔 各 省 各 庁 組 合 〕	406	295	241	187	175	160
〔 適 用 法 人 組 合 〕	1,149
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合
公 務 災 害 給 付	4,132	44	31	22	19	16
国 共 済						
〔 各 省 各 庁 組 合 〕	95	44	31	22	19	16
〔 適 用 法 人 組 合 〕	4,037
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合

(注) 1 「老齡年金(退職年金)」には特例老齡年金、減額退職年金を含む。

2 私立学校教職員共済の「退職年金」には、恩給財団年金を含む。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/044.xls>

第45表 公的年金における年金総額（制度別）

(i) 新制度分

年度末現在（単位 百万円）

区 分	平成2年度 (1990)	12 (2000)	17 (2005)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計	8,244,535	31,582,275	40,038,459	47,637,631	49,207,418	50,936,133
老 齢 年 金（退 職 年 金）	5,298,699	25,478,704	32,769,759	39,543,622	40,870,922	42,447,032
老 齢 基 礎 年 金	372,487	7,795,288	11,874,758	15,282,224	15,879,095	16,575,017
老 齢 厚 生 年 金（老 齢 相 当）	2,287,685	10,876,675	14,229,512	16,354,806	16,780,855	17,339,667
（通老相当）	282,434	1,300,340	1,770,627	2,062,229	2,183,328	2,281,738
退 職 共 済 年 金						
国 共 済						
各省各庁組合	343,119	770,731	883,209	993,240	1,005,996	1,032,766
適用法入組合	149,389
地方公務員等共済組合	669,297	1,976,194	2,436,326	2,917,074	3,013,315	3,148,123
私立学校教職員共済	48,427	177,654	216,026	250,223	256,612	264,877
農林漁業団体職員共済組合	63,879	198,880	27,887	34,274	32,270	31,138
厚 生 年 金 基 金	489,660	2,040,760	1,139,598	1,547,676	1,635,796	1,706,439
恩 給						
文 官	34,461	12,218	6,883	4,327	3,960	3,505
軍 人	490,715	306,244	174,046	92,194	75,353	60,258
都道府県知事裁定	67,146	23,720	10,888	5,354	4,341	3,504
障 害 年 金	977,236	1,546,323	1,742,755	1,905,803	1,958,044	1,994,769
障 害 基 礎 年 金	729,130	1,202,378	1,368,041	1,506,122	1,545,331	1,575,773
障 害 厚 生 年 金	58,209	200,122	263,723	304,657	320,624	330,922
障 害 共 済 年 金						
国 共 済						
各省各庁組合	1,643	7,162	10,196	12,553	13,212	13,730
適用法入組合	340
地方公務員等共済組合	5,387	20,914	31,991	41,919	44,350	46,379
私立学校教職員共済	269	1,228	1,707	2,088	2,214	2,330
農林漁業団体職員共済組合	905	3,275	930	845	815	785
恩 給						
文 官	1,947	1,057	713	479	433	390
軍 人	178,534	108,953	64,176	35,897	29,836	24,382
都道府県知事裁定	473	242	152	107	92	80
船 員 保 険（職 務 上）	399	992	1,125	1,136	1,136	—
遺 族 年 金	1,968,600	4,557,249	5,525,945	6,188,207	6,378,452	6,494,331
遺 族 基 礎 年 金	135,836	248,589	227,023	201,727	198,770	194,469
遺 族 厚 生 年 金	587,863	2,603,747	3,558,076	4,225,990	4,419,872	4,556,033
遺 族 共 済 年 金						
国 共 済						
各省各庁組合	55,583	225,139	295,718	347,781	361,118	370,700
適用法入組合	45,747
地方公務員等共済組合	120,308	495,923	664,433	785,127	814,483	838,473
私立学校教職員共済	5,791	23,518	32,040	39,191	41,101	42,970
農林漁業団体職員共済組合	12,780	53,681	8,807	7,739	7,426	6,969
恩 給						
文 官	68,132	44,346	28,337	18,238	16,063	14,027
軍 人	864,730	811,716	678,051	539,741	499,148	455,985
都道府県知事裁定	70,751	47,683	30,203	19,004	16,799	14,705
船 員 保 険（職 務 上）	1,079	2,908	3,258	3,670	3,671	—

- (注) 1 新年金制度並びに厚生年金基金及び恩給の受給権者状況を掲げた。
2 恩給の「老齢年金」には普通恩給を、「障害年金」には増加恩給及び傷病年金を、「遺族年金」には扶助料及び傷病者遺族特別年金を掲げた。
3 平成3年度以降の「厚生年金」は、基金代行分を含む。
4 平成23年度の「船員保険」は、報告書が未刊行のため更新されていない。よって、合計・障害年金・遺族年金にも船員保険が含まれていないため、年次推移での比較には注意が必要である。

(ii) 旧制度分

年度末現在 (単位 百万円)

区 分	平成2年度 (1990)	12 (2000)	17 (2005)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計	16,198,037	12,799,016	9,449,855	7,025,086	6,405,236	5,783,465
老 齢 年 金 (退 職 年 金)	12,616,635	9,775,695	7,078,937	5,137,446	4,645,254	4,158,017
厚生年金保険	5,820,604	5,301,399	3,903,135	2,812,623	2,531,200	2,256,558
船員保険
国共済〔各省各庁組合	793,355	640,924	484,034	366,732	337,501	307,704
適用法人組合	875,227
地方公務員等共済組合	1,913,554	1,588,513	1,218,437	927,139	854,119	779,005
私立学校教職員共済	31,229	24,814	18,712	14,293	13,224	12,168
農林漁業団体職員共済組合	143,588	125,415	8,767	6,956	6,490	6,014
国民年金〔老 齢 年 金	2,616,655	2,018,331	1,426,600	1,004,818	899,385	794,466
老 齢 福 祉 年 金	422,423	76,299	19,251	4,885	3,335	2,103
通算老齢年金(通算退職年金)	1,302,977	1,176,789	890,539	677,055	617,656	556,165
厚生年金保険	853,078	728,393	536,505	394,892	356,537	317,768
船員保険
国共済〔各省各庁組合	6,748	5,638	4,252	3,154	2,858	2,571
適用法人組合	503
地方公務員等共済組合	32,908	27,634	20,935	15,452	14,058	12,590
私立学校教職員共済	17,774	10,583	6,580	4,198	3,693	3,214
農林漁業団体職員共済組合	13,319	10,088	618	438	396	354
国民年金	378,647	394,454	321,649	258,922	240,113	219,668
障 害 年 金 (疾 病 年 金)	550,880	405,515	310,888	246,490	230,651	214,582
厚生年金保険	269,678	209,411	166,005	133,766	125,789	117,834
船員保険
国共済〔各省各庁組合	14,565	11,097	8,521	6,759	6,301	5,844
適用法人組合	6,993
地方公務員等共済組合	44,470	32,299	24,586	19,067	17,770	16,309
私立学校教職員共済	1,402	929	659	534	511	465
農林漁業団体職員共済組合	4,415	3,694	309	244	234	218
国民年金〔障 害 年 金	209,357	148,085	110,807	86,118	80,048	73,913
障 害 福 祉 年 金
遺 族 年 金 (通 算 遺 族 を 含 む)	1,715,071	1,440,176	1,168,822	963,591	911,209	854,288
厚生年金保険	1,204,185	1,109,119	915,886	759,159	717,729	673,573
船員保険
国共済〔各省各庁組合	108,665	94,168	75,473	61,155	57,730	53,873
適用法人組合	109,378
地方公務員等共済組合	205,841	184,270	150,425	121,639	114,583	106,908
私立学校教職員共済	7,344	5,857	4,537	3,635	3,396	3,143
農林漁業団体職員共済組合	18,940	17,901	1,253	1,086	1,037	973
国民年金〔母 子 年 金	36,597	2,141	48	16,916	16,734	15,817
準 母 子 年 金	51	4	—			
遺 児 年 金	922	23	5			
寡 婦 年 金	23,148	26,694	21,195			
母 子 福 祉 年 金	.	.	.			
準 母 子 福 祉 年 金
船 員 給 付	3,832	751	604	458	425	383
国共済〔各省各庁組合	887	751	604	458	425	383
適用法人組合	2,945
地方公務員等共済組合
公 務 災 害 給 付	8,642	90	65	47	41	31
国共済〔各省各庁組合	163	90	65	47	41	31
適用法人組合	8,479
地方公務員等共済組合

(注) 1 「老齢年金(退職年金)」には特例老齢年金、減額退職年金を含む。

2 私立学校教職員共済の「退職年金」には、恩給財団年金を含む。

第46表 公的年金受給権者1人当り年金額

(i) 新制度分

年度末現在 (単位 円)

区 分	平成2年度 (1990)	12 (2000)	17 (2005)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
老 齢 年 金 (退 職 年 金)						
老 齢 基 礎 年 金	382,688	622,644	663,072	666,793	667,876	666,779
老 齢 厚 生 年 金 (老 齢 相 当)	1,766,944	2,138,119	1,974,939	1,829,624	1,787,965	1,782,423
(通 老 相 当)	343,123	748,377	734,077	692,777	681,355	681,479
退 職 共 済 年 金						
国 共 済						
各省各庁組合	2,435,541	2,096,816	1,733,845	1,463,023	1,393,835	1,362,570
適用法入組合	1,893,109
地方公務員等共済組合	2,490,630	2,193,904	1,948,568	1,763,138	1,708,090	1,687,138
私立学校教職員共済	1,099,040	1,150,303	1,029,989	912,685	867,888	846,049
農林漁業団体職員共済組合	1,345,416	1,147,412	116,735	108,533	108,650	105,133
厚 生 年 金 基 金	254,549	435,843	258,674	245,308	234,818	225,697
恩 給						
文 官	1,265,971	1,413,307	1,579,123	1,783,647	1,894,850	2,000,723
軍 人	549,810	650,998	645,976	640,637	639,221	637,675
都道府県知事裁定	1,496,023	1,526,875	1,427,174	1,347,517	1,322,819	1,303,247
障 害 年 金						
障 害 基 礎 年 金	806,477	917,856	893,633	885,001	883,440	881,875
障 害 厚 生 年 金	1,057,708	1,240,076	1,220,876	1,211,533	1,207,716	1,201,047
障 害 共 済 年 金						
国 共 済						
各省各庁組合	1,125,342	1,051,250	1,022,260	1,008,601	1,005,256	998,020
適用法入組合	803,783
地方公務員等共済組合	1,280,181	1,217,301	1,195,152	1,187,620	1,185,139	1,178,595
私立学校教職員共済	1,018,939	1,055,788	1,032,846	1,010,816	1,001,024	996,366
農林漁業団体職員共済組合	1,034,286	1,000,901	268,400	264,851	261,777	258,600
恩 給						
文 官	2,711,699	3,054,798	3,086,385	3,111,929	3,135,935	3,143,298
軍 人	1,799,049	2,050,811	2,018,631	1,988,737	1,979,700	1,974,056
都道府県知事裁定	2,750,000	2,778,851	2,813,389	2,743,231	2,718,882	2,678,900
船 員 保 険 (職 務 上)	1,781,250	2,110,351	2,123,398	2,155,150	2,131,173	—
遺 族 年 金						
遺 族 基 礎 年 金	656,739	783,400	783,161	782,622	782,422	779,124
遺 族 厚 生 年 金	889,630	1,061,954	1,038,790	1,026,428	1,025,558	1,018,480
遺 族 共 済 年 金						
国 共 済						
各省各庁組合	1,325,741	1,529,458	1,484,983	1,450,404	1,440,932	1,424,776
適用法入組合	1,252,382
地方公務員等共済組合	1,321,790	1,576,164	1,568,952	1,570,544	1,572,021	1,565,946
私立学校教職員共済	653,169	741,499	745,595	745,741	745,882	742,289
農林漁業団体職員共済組合	941,090	1,066,217	173,646	171,316	169,916	166,326
恩 給						
文 官	990,104	1,127,869	1,094,688	1,064,163	1,056,798	1,048,285
軍 人	980,842	917,730	836,702	786,910	775,576	763,802
都道府県知事裁定	1,063,541	1,218,381	1,160,433	1,107,519	1,095,052	1,080,169
船 員 保 険 (職 務 上)	1,720,893	2,096,364	2,040,106	2,082,778	2,064,526	—

(注) 1 昭和61年度からの新年金制度の受給権者数並びに厚生年金基金及び恩給の受給権者数を掲げた。

2 恩給の「老齢年金」には普通恩給を、「障害年金」には増加恩給及び傷病年金を、「遺族年金」には扶助料及び傷病者遺族特別年金を掲げた。

3 平成2年度以降の「厚生年金保険」は、それぞれ併給している基礎年金分を含む。

4 平成23年度の「船員保険」は、報告書が未刊行のため更新されていない。

(ii) 旧制度分

年度末現在 (単位 円)

区 分	平成2年度 (1990)	12 (2000)	17 (2005)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
老 齢 年 金 (退 職 年 金)						
厚 生 年 金 保 険	1,679,869	2,041,810	1,978,671	1,937,939	1,924,237	1,902,342
国 共 済						
〔 各 省 各 庁 組 合	2,176,306	2,498,914	2,441,732	2,400,301	2,389,334	2,367,573
〔 適 用 法 人 組 合	2,193,694
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	2,395,917	2,815,369	2,790,267	2,774,752	2,770,622	2,755,403
私 立 学 校 教 職 員 共 済	1,910,031	2,199,426	2,138,995	2,091,146	2,078,665	2,056,046
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	1,649,394	1,968,157	172,892	172,725	172,316	171,560
国 民 年 金						
〔 老 齢 年 金	387,500	469,682	472,410	479,421	481,961	482,694
〔 老 齢 福 祉 年 金	348,595	412,000	407,100	405,800	405,800	404,112
通 算 老 齢 年 金 (通 算 退 職 年 金)						
厚 生 年 金 保 険	363,103	420,874	408,677	395,935	393,287	389,969
国 共 済						
〔 各 省 各 庁 組 合	696,676	819,823	812,046	810,652	806,794	807,152
〔 適 用 法 人 組 合	577,497
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	692,013	820,415	814,925	814,662	814,874	811,982
私 立 学 校 教 職 員 共 済	541,016	622,070	606,157	604,388	598,828	595,349
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	468,698	539,434	46,511	45,776	45,487	45,507
国 民 年 金	175,496	215,685	218,199	219,805	221,126	221,770
障 害 年 金 (疾 病 年 金)						
厚 生 年 金 保 険	1,125,018	1,277,736	1,241,374	1,217,262	1,212,291	1,204,561
国 共 済						
〔 各 省 各 庁 組 合	1,888,615	2,080,369	1,996,586	1,939,035	1,917,977	1,889,347
〔 適 用 法 人 組 合	1,493,592
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	2,071,069	2,249,414	2,152,170	2,075,259	2,055,004	2,023,198
私 立 学 校 教 職 員 共 済	1,457,380	1,593,314	1,576,712	1,590,521	1,586,806	1,564,123
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	1,396,710	1,598,920	162,263	155,348	155,405	155,639
国 民 年 金	779,438	906,748	892,700	888,937	888,866	885,395
遺 族 年 金 (通 算 遺 族 を 含 む)						
厚 生 年 金 保 険	800,100	985,977	984,376	992,047	994,468	993,071
船 員 保 険
国 共 済						
〔 各 省 各 庁 組 合	1,131,915	1,326,921	1,310,041	1,300,678	1,298,825	1,290,899
〔 適 用 法 人 組 合	1,058,091
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	1,124,814	1,322,563	1,308,742	1,300,635	1,298,804	1,291,504
私 立 学 校 教 職 員 共 済	592,497	698,102	711,144	735,389	741,550	746,184
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	783,551	940,307	77,792	80,107	80,134	79,352
国 民 年 金						
〔 母 子 年 金	858,037	939,810	1,039,674	456,918	457,001	455,056
〔 準 母 子 年 金	879,310	1,035,500	-			
〔 遺 児 年 金	588,010	784,448	713,714			
〔 寡 婦 年 金	421,908	495,706	466,134			
船 員 給 付						
国 共 済						
〔 各 省 各 庁 組 合	2,184,729	2,547,234	2,505,245	2,446,735	2,427,036	2,395,469
〔 適 用 法 人 組 合	2,563,098
公 務 災 害 給 付						
国 共 済						
〔 各 省 各 庁 組 合	1,715,789	2,035,932	2,095,806	2,123,205	2,168,600	1,961,413
〔 適 用 法 人 組 合	2,100,322

(注) 1 平成2年度以降の「厚生年金保険」は、それぞれ併給している基礎年金分を含む。

2 平成12年度以降の「厚生年金保険」は、基金代行支給分を含む。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/046.xls>

第47表 公的年金積立金状況

年度末現在 (単位 百万円)

区 分	平成2年度 (1990)	12 (2000)	17 (2005)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計	138,714,453	255,263,685	232,046,540	207,916,930	200,007,896	193,064,823
厚生年金保険	76,860,463	136,880,413	132,402,046	119,505,228	113,460,390	108,526,333
厚生年金基金	25,853,067	57,956,748	37,292,690	28,955,081	27,779,739	26,739,779
国民年金	4,356,319	10,545,404	9,875,965	8,206,786	8,457,933	8,444,389
船員保険	69,557	111,754	119,361	131,894	—	—
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	5,740,766	8,595,085	9,757,951	8,365,766	8,182,232	7,945,069
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	2,162,060	・	・	・	・	・
地方公務員等共済組合	20,485,949	36,150,680	38,808,249	38,925,465	38,365,795	37,681,557
私立学校教職員共済	1,709,999	3,012,269	3,318,002	3,407,327	3,408,292	3,415,617
農林漁業団体職員共済組合	1,476,273	2,011,332	472,275	419,383	353,516	312,079

- (注) 1 「船員保険」は、船員保険特別会計全体の積立金である。
 2 「国民年金」は、国民年金勘定と基礎年金勘定の合計である。
 3 「厚生年金基金」は、平成12年度より時価、平成2年度は簿価である。
 4 平成23年度の「船員保険」は、報告書が未刊行のため更新されていない。よって、合計にも船員保険が含まれていないため、年次推移での比較には注意が必要である。

資料：厚生年金基金は、平成12年度以前は厚生年金基金連合会「厚生年金基金事業年報」、平成17年度以降は厚生労働省年金局調べ
 私立学校教職員共済は、日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/047.xls>

第48表 年金財政指標

平成23(2011)年度 年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (千人)	老齢・退職 年金受給権 者数(千人)	同左(老齢・ 退年相当) (千人)	年 金 扶養比率	保険に係る 年金扶養 比 率	総 合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	保険料比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	34,515	27,192	14,840	2.33	—	19.3	14.0	81.1	3.9
国共済連合会	1,059	891	698	1.52	1.88	21.2	17.0	74.1	5.8
地共済連合会	2,858	2,164	1,939	1.47	1.82	20.7	16.9	74.7	9.7
私学共済	492	324	120	4.09	—	13.9	10.1	92.5	8.7

- (注) 1 老齢・退職年金受給権者には、老齢・退年相当受給権者のほか、通算老齢(通算退職)年金相当受給権者を含む。
 2 厚生年金の総合費用率、独自給付費用率、保険料比率、積立比率の算出に用いられる諸数値には、厚生年金基金が代行している部分は含まない。

資料：厚生労働省年金局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/048.xls>

年金財政指標について

○年金扶養比率

1人の老齢・退職年金受給権者(老齢・退年相当)を何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

この場合、老齢・退職年金受給権者(老齢・退年相当)とは、その制度における被保険者期間が老齢基礎年金の資格期間である25年を満たしている者(経過的に20~24年の者を含むほか、中高齢の特例による期間短縮を受けている者を含む。)及び旧法の老齢・退職年金受給権者を対象とする。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者(組合員・加入者)数}}{\text{年度末老齢・退職年金受給権者数(老齢・退年相当)}}$$

保険に係る年金扶養比率とは、上記の年金扶養比率を「支出額から追加費用を控除した額の支出額に対する割合」で除した換算値である。

ここでいう支出額とは、

$$\text{支出額} = \text{給付費} + \text{基礎年金拠出金} - \text{基礎年金交付金}$$

のことである。

$$\text{保険に係る年金扶養比率} = \frac{\text{年金扶養比率}}{\left(\frac{\text{支出額} - \text{追加費用}}{\text{支出額}} \right)}$$

○総合費用率

被用者年金制度について、ある年度の実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いたもの）が、その年度の標準報酬総額に対してどれくらいの比率になっているかを表す指標である。積立金及びその運用収入がない状態で、単年度ごとに完全な賦課方式の財政運営を行った場合の保険料率に相当する。

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫} \cdot \text{公経済負担}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

ここで、実質的な支出とは、給付費から追加費用や基礎年金交付金を控除すること等により定められる独自給付費と基礎年金拠出金とからなっており、制度横断的な給付と負担を行う仕組みである基礎年金制度を考慮して、公的年金各制度が、ある年度において社会保険方式として実質的に負担することとなる費用のことである。

$$\begin{aligned} \text{実質的な支出} = & \text{給付費} + \text{基礎年金拠出金} - \text{基礎年金交付金} \\ & + \text{制度間調整拠出金} - \text{制度間調整交付金} \\ & + \text{年金保険者拠出金} (\text{※}) - \text{国共済連合会等拠出金収入} \\ & + \text{財政調整拠出金} - \text{財政調整拠出金収入} \\ & - \text{追加費用} \\ & - \text{職域等費用納付金} \end{aligned}$$

(※) 平成 22、23 年度については、年金保険者拠出金還付金を控除している。

独自給付費とは、実質的な支出から基礎年金拠出金を控除したものであり、制度横断的な給付と負担を行う仕組みである基礎年金制度に対する負担を除外して、公的年金各制度独自に社会保険方式として負担することとなる費用のことである。

○独自給付費率

被用者年金制度について、ある年度の独自給付費のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いたもの）が、その年度の標準報酬総額に対してどれくらいの比率になっているかを表す指標である。基礎年金制度の係る保険料負担を除外して、被用者年金制度の独自給付費に関して単年度ごとに完全な賦課方式の財政運営を行った場合の保険料率に相当する。

$$\text{独自給付費率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫} \cdot \text{公経済負担} - \text{基礎年金拠出金} (\text{国庫} \cdot \text{公経済負担分除く})}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

○保険料比率

ある年度の実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分（すなわち実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの）に対する保険料収入の比率である。

$$\text{保険料比率} = \frac{\text{保険料収入}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫} \cdot \text{公経済負担}} \times 100$$

○積立比率

ある年度の実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄わなければならない部分（国庫・公経済負担を除いたもの）に対して、前年度末に保有する積立金はその何年分に相当しているかを表す指標である（簿価ベース）。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫} \cdot \text{公経済負担}}$$

第49表 業務災害補償保険年金受給者数

年度末現在 (単位 人)

区 分	平成2年度 (1990)	12 (2000)	17 (2005)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計	202,492	224,920	228,362	229,840	228,925	228,892
障 害 補 償 年 金	84,786	97,211	98,638	97,443	96,729	95,892
労働者災害補償保険	83,310	95,489	96,846	95,610	94,914	94,094
国家公務員災害補償						
国家公務員	490	524	532	574	559	554
公共企業体職員
地方公務員災害補償	986	1,198	1,260	1,259	1,256	1,244
傷 病 補 償 年 金	20,814	13,509	11,185	9,395	8,989	8,474
労働者災害補償保険	20,653	13,392	11,099	9,316	8,929	8,412
国家公務員災害補償						
国家公務員	61	45	33	32	23	22
地方公務員災害補償	100	72	53	47	37	40
遺 族 補 償 年 金	96,892	114,200	118,539	123,002	123,207	124,526
労働者災害補償保険	92,800	109,505	113,739	118,213	118,437	119,686
国家公務員災害補償						
国家公務員	1,392	1,577	1,607	1,565	1,535	1,533
公共企業体職員
地方公務員災害補償	2,700	3,118	3,193	3,224	3,235	3,307

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、差額一時金、前払一時金を含む。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/049.xls>

第50表 業務災害補償保険年金支払総額

年度末現在 (単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	12 (2000)	17 (2005)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計	302,289,518	394,509,075	393,544,643	394,637,249	387,573,273	384,840,517
障 害 補 償 年 金	110,301,551	155,723,668	156,578,825	154,870,422	151,796,136	149,551,156
労働者災害補償保険	107,302,275	151,387,183	151,865,353	150,024,216	147,230,151	145,000,721
国家公務員災害補償						
国家公務員	883,880	1,192,145	1,293,089	1,512,989	1,292,111	1,296,331
公共企業体職員
地方公務員災害補償	2,115,396	3,144,340	3,420,383	3,333,217	3,273,874	3,254,104
傷 病 補 償 年 金	50,920,240	39,245,961	31,876,810	26,470,186	25,041,385	23,473,658
労働者災害補償保険	50,421,033	38,792,040	31,551,461	26,170,991	24,814,546	23,198,497
国家公務員災害補償						
国家公務員	159,487	150,860	117,406	111,823	72,259	103,843
地方公務員災害補償	339,720	303,061	207,943	187,372	154,580	171,318
遺 族 補 償 年 金	141,067,727	199,539,446	205,089,008	213,296,641	210,735,752	211,815,704
労働者災害補償保険	133,114,151	187,693,566	193,280,337	201,354,327	199,073,340	200,064,936
国家公務員災害補償						
国家公務員	2,459,444	3,772,496	3,705,406	3,748,111	3,469,597	3,469,009
公共企業体職員
地方公務員災害補償	5,494,132	8,073,384	8,103,264	8,194,203	8,192,815	8,281,759

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、差額一時金、前払一時金を含む。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/050.xls>

第51表 業務災害補償保険年金受給者1人当り金額

年度末現在 (単位 円)

区 分	平成2年度 (1990)	12 (2000)	17 (2005)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
障 害 補 償 年 金						
労働者災害補償保険	1,287,988	1,585,389	1,568,112	1,569,127	1,551,195	1,541,020
国家公務員災害補償						
国家公務員	1,803,837	2,275,086	2,430,618	2,635,869	2,311,469	2,339,948
公共企業体職員
地方公務員災害補償	2,145,432	2,624,658	2,714,590	2,647,512	2,606,587	2,615,839
傷 病 補 償 年 金						
労働者災害補償保険	2,441,342	2,896,658	2,842,730	2,809,252	2,779,096	2,757,786
国家公務員災害補償						
国家公務員	2,614,541	3,352,444	3,557,754	3,494,464	3,141,715	4,720,144
地方公務員災害補償	3,397,200	4,209,181	3,923,455	3,986,639	4,177,839	4,282,944
遺 族 補 償 年 金						
労働者災害補償保険	1,434,420	1,714,018	1,699,332	1,703,318	1,680,837	1,671,582
国家公務員災害補償						
国家公務員	1,766,842	2,392,198	2,305,791	2,394,959	2,260,324	2,262,889
公共企業体職員
地方公務員災害補償	2,034,864	2,589,283	2,537,822	2,541,626	2,532,555	2,504,312

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、差額一時金、前払一時金を含む。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/051.xls>

第52表 介護保険適用者数

年度末現在 (単位 人)

区 分	平成12年度 (2000)	17 (2005)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
保 険 者 数	2,899	1,681	1,587	1,587	1,580
世帯数(第1号被保険者のいる世帯)	15,832,694	18,543,601	20,628,806	20,828,430	21,320,509
被 保 険 者 数					
第1号被保険者数	22,422,221	25,877,564	28,917,121	29,110,053	29,779,321
65歳以上75歳未満	13,191,688	14,124,955	15,144,421	14,826,777	15,054,982
75歳以上	9,230,533	11,752,609	13,772,700	14,283,276	14,724,339
第2号被保険者数(万人)	4,308	4,276	4,233	4,263	4,299

(注) 「保険者数」とは、市町村(広域連合及び一部事務組合を含む)及び特別区の数である。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/052.xls>

第53表 介護保険認定者数

年度末現在（単位 人）

区 分	平成12年度 (2000)	17 (2005)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
被 保 険 者 数	2,561,594	4,323,332	4,845,942	5,062,234	5,305,623
第1号被保険者数	2,470,982	4,175,295	4,696,384	4,907,439	5,149,508
65歳以上75歳未満	451,250	681,550	643,446	641,101	653,173
75歳以上	2,019,732	3,493,745	4,052,938	4,266,338	4,496,335
第2号被保険者数	90,612	148,037	149,558	154,795	156,115

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/053.xls>

第54表 介護保険給付における介護給付・予防給付

年度累計（単位 金額：千円、千単位数）

区 分	平成12年度 (2000)	17 (2005)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
《件数》					
合 計	44,354,711	98,280,213	111,427,229	117,893,107	124,901,776
居宅介護（支援）サービス	37,346,226	88,619,876	.	.	.
居宅介護（介護予防）サービス	.	.	98,326,401	104,407,034	110,902,022
地域密着型（介護予防）サービス	.	.	2,953,524	3,243,282	3,618,582
施設介護サービス	7,008,485	9,660,337	10,147,304	10,242,791	10,381,172
《単位数》					
合 計	316,562,976	583,554,042	703,675,504	738,052,645	775,946,646
居宅介護（支援）サービス	116,632,829	312,833,717	.	.	.
居宅介護（介護予防）サービス	.	.	350,206,690	376,910,417	402,238,340
地域密着型（介護予防）サービス	.	.	62,409,622	68,509,777	76,903,589
施設介護サービス	199,930,147	270,720,325	291,059,192	292,632,451	296,804,716
《費用額》					
合 計	3,627,338,408	6,310,909,517	7,177,508,694	7,555,004,214	7,940,929,311
居宅介護（支援）サービス	1,208,104,258	3,233,499,965	.	.	.
居宅介護（介護予防）サービス	.	.	3,620,940,474	3,899,007,153	4,157,679,227
地域密着型（介護予防）サービス	.	.	631,161,684	693,357,273	778,359,331
施設介護サービス	2,419,234,150	3,077,409,552	2,925,406,536	2,962,639,788	3,004,890,752
《支給額》					
合 計	3,229,138,269	5,658,200,522	6,497,534,382	6,839,563,805	7,193,578,847
居宅介護（支援）サービス	1,095,571,475	2,937,046,729	.	.	.
居宅介護（介護予防）サービス	.	.	3,292,265,790	3,545,553,876	3,782,828,010
地域密着型（介護予防）サービス	.	.	568,009,878	624,012,477	701,024,418
施設介護サービス	2,133,566,794	2,721,153,793	2,637,258,714	2,669,997,453	2,709,726,419

(注) 各年度累計は、各年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/054.xls>

第55表 介護保険給付の高額介護（介護予防）サービス費

年度累計（単位 金額：千円）

区 分	平成12年度 (2000)	17 (2005)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
《件数》					
合 計	1,927,890	6,916,817	11,792,035	12,460,991	13,320,023
世帯合計	162,768	952,780	1,226,659	1,333,585	1,401,025
その他の	1,765,122	5,964,037	10,565,376	11,127,406	11,918,998
《支給額》					
合 計	13,575,768	51,313,522	117,529,721	128,819,464	135,223,547
世帯合計	1,514,543	7,345,213	9,145,229	9,974,922	10,421,289
その他の	12,061,225	43,968,311	108,384,492	118,844,542	124,802,258

(注) 1 各年度累計は、各年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

2 平成17年度は、制度改正により別建ての集計であるがここでは合算している。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/055.xls>

第56表 介護保険保険料収納額

(単位 千円)

区 分	平成12年度 (2000)	17 (2005)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
調 定 額 累 計	194,546,973	995,228,480	1,404,923,676	1,415,642,893	1,424,121,221
収 納 額 累 計	192,027,731	976,887,483	1,381,593,974	1,393,796,403	1,402,973,335
還 付 未 済 額 (別掲)	364,522	1,163,482	1,705,870	1,631,758	1,764,683
不 納 欠 損 額	444	831	4,910	6,055	2,678
未 収 額	2,517,306	18,297,681	23,309,888	21,840,360	21,145,193
減 免 額 (別掲)	85,597	838,342	442,560	510,652	6,599,042

(注) 調定額の変更等に関する事務処理の不備により、特別徴収の「調定額累計」と「収納額累計」が一致しない。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/056.xls>

2 健康保険

① 全国健康保険協会管掌健康保険

第57表 全国健康保険協会管掌健康保険適用状況

(i) 一般被保険者関係

年度末現在

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
事業所数	1,582,047	1,607,489	1,624,549	1,622,704	1,621,100
被保険者数	19,806,788	19,495,640	19,517,489	19,580,094	19,630,946
男	12,345,881	12,084,367	12,070,292	12,063,997	12,054,056
女	7,460,907	7,411,273	7,447,197	7,516,097	7,576,890
強制適用	19,158,954	18,813,028	18,772,314	18,945,903	19,048,714
任意包括適用	217,261	221,105	224,873	228,237	228,363
任意継続適用 (再掲)	430,573	461,507	520,302	405,954	353,869
介護保険第2号被保険者数	9,839,899	9,968,888	10,069,522	10,213,100	10,329,517
男	6,203,267	6,266,035	6,318,100	6,391,048	6,442,030
女	3,636,632	3,702,853	3,751,422	3,822,052	3,887,487
被扶養者数	16,487,541	15,209,738	15,311,000	15,265,246	15,245,895
(再掲)					
介護保険第2号被扶養者数	3,263,173	3,310,140	3,360,535	3,374,624	3,359,315
被保険者1人当り被扶養者数	0.832	0.780	0.784	0.780	0.777
平均標準報酬月額	285,468	285,384	276,892	276,392	275,151
男	326,415	326,108	314,147	313,510	311,830
女	217,711	218,983	216,510	216,816	216,798
(再掲)					
介護保険第2号被保険者	315,883	314,064	303,737	302,375	300,716
男	368,196	365,056	350,557	348,432	346,152
女	226,650	227,775	224,884	225,361	225,424

(注) 平成20年9月以前は、政府管掌健康保険(一般分)に係る数値である。

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

年度末現在

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
印紙購入通帳数 (事業所数)	1,690	1,572	1,421	1,291	1,172
有効手帳所有者数 (被保険者数)	11,207	10,854	11,390	11,716	11,917
男	9,136	8,925	9,403	9,805	10,196
女	2,071	1,929	1,987	1,911	1,721
(再掲)					
介護保険第2号被保険者数	7,326	7,123	7,356	7,454	7,195
被扶養者数	6,517	5,876	5,921	6,092	5,974
(再掲)					
介護保険第2号被扶養者数	1,826	1,699	1,722	1,763	1,686
被保険者1人当り被扶養者数	0.582	0.541	0.520	0.520	0.501
平均賃金日額	13,179	12,923	12,806	13,236	13,570
(再掲)					
介護保険第2号被保険者	14,266	13,357	13,097	13,702	13,968

(注) 平成20年9月以前は、政府管掌健康保険(法第3条第2項被保険者)に係る数値である。

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度以降は全国健康保険協会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/057.xls>

第58表 全国健康保険協会管掌健康保険被保険者数（一般被保険者・標準報酬等級別）

平成23年度末現在

標準報酬 月額(千円)	被保険者数			
	計	男	女	(再掲)介護保険
総数	19,630,946	12,054,056	7,576,890	10,329,517
58	83,946	52,976	30,970	39,943
68	20,007	10,881	9,126	9,557
78	54,111	24,472	29,639	27,919
88	58,267	22,123	36,144	30,992
98	282,912	156,385	126,527	153,028
104	83,082	24,351	58,731	46,290
110	153,798	42,338	111,460	83,721
118	286,866	85,058	201,808	152,823
126	329,792	86,601	243,191	176,653
134	436,548	125,021	311,527	229,111
142	495,073	143,704	351,369	253,531
150	757,170	282,242	474,928	387,463
160	745,400	260,704	484,696	356,076
170	761,737	290,587	471,150	347,379
180	837,952	363,065	474,887	368,221
190	774,661	343,964	430,697	325,084
200	1,403,894	735,334	668,560	616,454
220	1,534,148	863,421	670,727	627,806
240	1,424,750	898,875	525,875	597,668
260	1,412,509	979,093	433,416	638,296
280	1,260,890	943,039	317,851	620,271
300	1,122,548	854,450	268,098	590,139
320	830,516	661,382	169,134	457,154
340	687,620	561,523	126,097	406,488
360	643,644	532,560	111,084	409,877
380	576,104	487,270	88,834	392,594
410	604,161	510,127	94,034	440,623
440	394,160	341,766	52,394	304,067
470	254,688	224,931	29,757	203,568
500	275,391	232,594	42,797	216,787
530	130,630	117,270	13,360	107,459
560	110,689	98,481	12,208	90,297
590	119,247	102,078	17,169	95,131
620	57,576	51,647	5,929	46,919
650	54,916	48,480	6,436	44,076
680	33,281	29,960	3,321	26,710
710	69,702	59,076	10,626	54,230
750	39,862	34,961	4,901	31,360
790	56,123	46,834	9,289	42,994
830	32,477	28,729	3,748	25,001
880	34,812	30,072	4,740	26,608
930	19,765	17,517	2,248	15,130
980	54,302	44,502	9,800	39,810
1,030	16,804	14,853	1,951	12,472
1,090	20,814	18,149	2,665	15,688
1,150	12,145	10,822	1,323	9,194
1,210	181,456	159,788	21,668	136,855

資料：全国健康保険協会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/058.xls>

第59表 全国健康保険協会管掌健康保険適用状況（一般被保険者・業態別）

平成23年9月1日現在

区 分	事業所数	被保険者数			平均標準報酬月額(円)		
		計	男	女	平均	男	女
合計	1,625,460	19,358,471	11,820,374	7,538,097	277,809	315,881	218,109
農 林 水 産 業	18,978	170,681	123,835	46,846	251,766	276,998	185,066
鉱業・採石業・砂利採取業	3,510	40,389	33,609	6,780	308,204	325,421	222,858
総合工事業	118,385	860,195	720,529	139,666	305,033	322,722	213,776
職別工事業	80,275	378,104	318,373	59,731	308,946	325,095	222,874
設備工事業	77,983	525,508	445,174	80,334	320,533	337,741	225,175
食料品・たばこ製造業	33,744	762,158	402,066	360,092	245,082	302,127	181,388
繊維製品製造業	19,425	213,443	93,275	120,168	227,619	305,291	167,330
木製品・家具等製造業	16,228	146,909	115,836	31,073	262,910	282,065	191,500
紙製品製造業	5,368	100,014	72,945	27,069	283,037	314,290	198,817
印刷・同関連業	19,384	193,289	137,218	56,071	299,804	330,453	224,799
化学工業・同類似業	21,751	398,850	289,176	109,674	298,433	331,913	210,154
金属工業	34,471	485,477	396,119	89,358	307,528	327,122	220,670
機械器具製造業	64,816	1,282,474	977,987	304,487	297,700	327,568	201,766
その他の製造業	23,782	321,383	230,932	90,451	294,887	328,866	208,134
電気・ガス・熱供給・水道業	15,915	125,338	97,094	28,244	321,460	347,732	231,149
情報通信業	44,959	366,561	267,135	99,426	326,151	355,731	246,674
道路貨物運送業	43,122	824,280	730,540	93,740	288,459	297,989	214,190
その他の運輸業	22,535	713,014	603,354	109,660	246,384	255,136	198,234
卸売業	123,317	1,192,284	832,441	359,843	314,280	351,490	228,199
飲食料品以外の小売業	126,599	1,223,781	700,499	523,282	273,310	318,098	213,354
飲食料品小売業	41,157	388,648	215,561	173,087	244,578	293,852	183,213
無店舗小売業	12,871	77,628	46,444	31,184	295,806	335,693	236,400
金融・保険業	15,218	136,314	81,221	55,093	324,590	386,054	233,977
不動産業	81,810	322,475	205,482	116,993	303,533	335,919	246,651
物品賃貸業	7,423	103,688	70,275	33,413	289,228	324,441	215,165
学術研究機関	4,438	72,596	26,538	46,058	306,626	396,529	254,825
専門・技術サービス業	101,678	622,501	394,105	228,396	318,307	358,692	248,622
飲食店	43,845	381,661	230,132	151,529	255,426	293,093	198,219
宿泊業	12,054	215,442	122,548	92,894	234,780	269,215	189,351
対個人サービス業	31,646	297,456	143,432	154,024	259,602	308,285	214,266
娯楽業	16,889	309,834	183,254	126,580	273,133	311,381	217,760
教育・学習支援業	22,320	309,024	134,336	174,688	260,282	305,373	225,608
医療業・保健衛生	79,884	1,643,291	411,219	1,232,072	298,679	416,268	259,433
社会保険・社会福祉・介護事業	58,708	1,494,345	414,140	1,080,205	230,936	265,578	217,655
複合サービス業	10,313	225,350	132,590	92,760	245,420	283,422	191,100
職業紹介・労働者派遣業	12,279	331,939	188,857	143,082	227,535	252,023	195,213
その他の対事業所サービス業	28,716	618,156	432,484	185,672	243,992	267,299	189,702
修理業	36,933	233,597	189,828	43,769	290,507	307,166	218,256
廃棄物処理業	21,133	191,217	156,209	35,008	311,127	323,061	257,879
政治・経済・文化団体	29,611	198,260	100,445	97,815	272,460	318,665	225,012
その他のサービス業	29,499	338,774	186,708	152,066	268,924	318,953	207,498
公務	12,488	522,143	166,429	355,714	184,512	207,840	173,597

(注) 1 産業分類は、厚生労働省年金局「健康保険及び厚生年金保険の業態分類標準」による。

2 法第3条第2項被保険者及び任意継続被保険者を除く。

資料：厚生労働省年金局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/059.xls>

第60表 全国健康保険協会管掌健康保険保険料徴収状況

(i) 一般被保険者関係

(単位 千円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
徴収決定済額	6,925,189,771	6,805,265,904	6,548,056,502	7,498,577,591	7,672,191,029
前年度より繰越額(再掲)	122,217,682	138,626,946	178,471,045	215,562,195	252,325,756
収納済額	6,775,974,069	6,618,119,722	6,319,464,638	7,224,327,478	7,407,403,716
不納欠損額	10,155,217	7,960,948	11,745,493	20,095,831	19,056,089
収納未済額	139,060,486	179,185,233	216,846,371	254,154,282	245,731,224
収納率(%)	97.8	97.2	96.5	96.3	96.5

(注) 1 平成20年9月以前は、政府管掌健康保険(一般分)に係る数値である。

2 任意継続被保険者の保険料徴収状況は含まれていない。

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

(単位 金額：千円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
《印紙売さばき状況》					
印紙枚数(枚)	1,765,538	1,642,852	1,587,498	1,581,405	1,535,971
第1級	25,365	27,862	27,903	25,851	26,928
2	46,689	32,763	25,443	21,305	17,741
3	84,326	69,462	70,465	50,845	45,927
4	59,453	43,252	52,428	66,146	44,910
5	216,135	198,814	195,518	164,116	132,902
6	398,455	392,669	426,137	446,694	414,159
7	223,083	221,287	205,114	209,072	209,493
8	242,283	228,354	201,900	201,285	213,939
9	266,832	253,269	237,202	237,544	259,876
10	113,500	102,665	87,234	92,542	98,944
11	89,417	72,455	58,154	66,005	71,152
12
13
《保険料徴収状況》					
徴収決定額	693,112	657,541	526,267	650,138	666,017
収納済額	692,257	656,846	521,339	646,510	663,967
不納欠損額	79	—	3,994	5	—
収納未済額	777	694	934	3,623	2,049

(注) 平成20年9月以前は、政府管掌健康保険(法第3条第2項被保険者)に係る数値である。

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度以降は全国健康保険協会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/060.xls>

第61表 全国健康保険協会管掌健康保険給付決定状況

(i) 一般被保険者関係

(単位 金額：千円)

区 分			平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計	件数		368,893,301	374,239,106	377,424,367	385,474,524	392,005,436
	金額		4,237,270,010	4,317,886,348	4,420,356,653	4,584,653,243	4,674,531,064
被 保 険 者 分	件数		187,916,955	191,591,484	193,111,772	197,132,995	200,400,865
	金額		2,223,398,504	2,269,739,422	2,322,069,360	2,395,408,633	2,443,315,464
診 療 費	件数		129,785,166	131,049,436	130,637,469	131,578,422	132,937,786
	日数		235,333,896	233,160,839	228,440,555	227,908,833	226,485,137
	金額		1,574,898,279	1,619,413,640	1,638,540,104	1,696,189,904	1,720,653,036
薬 剤 支 給	件数		48,965,502	51,156,211	52,363,020	55,040,934	56,599,688
	枚数		62,567,922	64,288,295	64,916,214	68,048,849	69,321,494
	金額		293,472,895	312,335,474	333,860,482	347,385,315	373,337,686
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数		1,494,318	1,486,987	1,461,538	1,462,663	1,444,349
	回数		38,768,715	38,306,004	37,250,039	36,468,526	35,310,075
	金額		15,705,528	15,544,716	15,133,847	14,850,370	14,450,617
訪 問 看 護 療 養 費	件数		9,710	10,738	11,757	13,261	14,840
	日数		68,451	76,104	84,105	93,107	104,098
	金額		460,216	544,084	607,815	683,701	769,706
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給)	件数		1,424	879	1,109	1,278	1,276
	回数		81,907	46,893	36,509	37,514	38,356
	金額		5,840	3,879	6,223	5,939	6,319
療 養 費	件数		7,490,660	7,917,330	8,637,737	9,049,812	9,432,532
	金額		40,641,010	42,652,277	45,573,685	46,211,841	46,867,674
移 送 費	件数		112	139	106	92	80
	金額		5,432	7,583	12,585	8,428	6,451
高 額 療 養 費	件数		516,588	316,694	280,556	247,592	219,590
	金額		52,911,474	27,551,036	23,710,626	19,665,677	16,986,211
傷 病 手 当 金	件数		871,860	879,932	922,602	924,770	909,617
	日数		28,371,938	28,655,872	29,917,369	30,160,060	29,782,256
	金額		156,028,302	162,840,406	169,933,605	165,886,665	162,061,525
埋 葬 料	件数		36,988	26,601	23,030	26,059	25,289
	金額		1,916,746	1,333,306	1,150,164	1,301,458	1,262,141
出 産 育 児 一 時 金	件数		130,223	129,874	125,275	135,135	138,421
	金額		44,574,484	45,794,450	49,404,439	56,643,799	58,026,820
出 産 手 当 金	件数		108,722	103,650	109,111	115,640	121,746
	日数		9,140,875	8,527,999	8,982,287	9,500,249	9,988,025
	金額		42,778,298	41,718,571	44,135,786	46,575,536	48,887,278
被 扶 養 者 分	件数		165,807,008	167,535,934	169,435,822	173,757,417	176,822,681
	金額		1,722,848,597	1,765,380,696	1,811,325,285	1,900,203,421	1,935,067,420
診 療 費	件数		113,778,972	113,899,518	114,321,895	115,705,047	117,154,659
	日数		211,375,131	208,379,074	204,780,672	206,893,522	205,997,915
	金額		1,303,068,652	1,344,767,288	1,372,591,390	1,436,556,216	1,458,424,504
薬 剤 支 給	件数		46,834,712	48,555,061	49,807,350	52,607,041	54,096,839
	枚数		65,995,189	67,700,024	68,009,814	72,153,602	73,398,660
	金額		233,764,947	251,144,688	267,302,047	282,691,607	301,867,740
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数		1,503,113	1,457,881	1,440,648	1,438,238	1,415,866
	回数		45,355,344	43,877,403	42,907,785	42,309,664	41,121,901
	金額		18,001,508	17,437,871	17,097,912	16,895,071	16,498,289
家 族 訪 問 看 護 療 養 費	件数		49,789	54,252	59,548	67,096	73,978
	日数		324,080	354,906	387,180	434,026	471,775
	金額		2,213,844	2,591,345	2,844,049	3,269,313	3,574,004
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給)	件数		1,147	818	1,199	1,264	1,393
	回数		71,521	42,223	38,190	42,743	46,944
	金額		4,885	5,972	6,694	7,796	9,109
家 族 療 養 費	件数		4,366,089	4,457,400	4,729,569	4,877,048	5,026,434
	金額		26,932,175	27,368,610	28,585,897	28,861,261	29,051,796
家 族 移 送 費	件数		114	169	165	137	128
	金額		6,612	7,931	10,412	8,981	12,723

高額療養費	件数	395,010	249,047	230,956	202,471	183,899
	金額	31,858,114	17,813,792	16,508,176	13,946,715	12,755,158
家族埋葬料	件数	80,171	27,321	17,830	18,085	18,356
	金額	4,036,490	1,371,070	891,450	904,250	917,800
家族出産育児一時金	件数	301,004	292,348	267,310	279,228	266,995
	金額	102,961,370	102,872,130	105,487,259	117,062,211	111,956,298
高齢受給者分(一般)	件数	12,431,955	12,566,006	12,393,969	12,148,446	12,295,567
	金額	232,054,220	230,183,578	232,133,424	233,201,348	238,114,017
診療費	件数	8,609,960	8,622,740	8,450,285	8,153,882	8,215,231
	日数	19,967,641	19,759,751	18,978,182	18,248,013	17,951,637
	金額	186,874,879	186,993,062	187,495,499	189,266,203	191,717,028
薬剤支給	件数	3,819,710	3,939,178	3,939,339	3,989,856	4,075,343
	枚数	5,419,255	5,433,663	5,309,858	5,318,673	5,350,074
	金額	42,268,212	39,895,685	41,416,516	40,806,094	43,332,249
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	177,571	187,297	182,319	178,108	174,992
	回数	6,765,386	7,304,475	7,041,153	6,721,711	6,543,772
	金額	2,772,440	3,010,262	2,916,795	2,801,337	2,744,852
(家族)訪問看護療養費	件数	2,285	4,088	4,345	4,708	4,993
	日数	15,960	32,291	34,579	36,034	35,817
	金額	138,689	284,569	304,616	327,713	319,888
高齢受給者分(一定以上所得者)	件数	2,555,404	2,361,629	2,197,185	2,112,548	2,144,916
	金額	40,135,697	38,676,152	36,510,354	35,779,942	36,773,374
診療費	件数	1,796,569	1,649,078	1,526,306	1,442,658	1,457,863
	日数	3,803,045	3,423,172	3,106,871	2,926,129	2,883,067
	金額	32,954,210	31,821,248	29,830,559	29,281,074	29,808,036
薬剤支給	件数	758,287	711,854	670,230	669,186	686,295
	枚数	1,032,116	945,307	872,205	865,524	875,863
	金額	6,717,453	6,407,168	6,271,283	6,121,866	6,591,373
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	34,930	32,707	30,343	28,206	28,208
	回数	1,057,317	974,079	884,033	803,819	789,711
	金額	437,807	406,900	369,771	336,678	332,921
(家族)訪問看護療養費	件数	548	697	649	704	758
	日数	3,631	5,219	5,241	5,307	5,415
	金額	26,227	40,836	38,741	40,324	41,044
世帯合算高額療養費	件数	181,979	184,053	285,603	323,074	341,358
	金額	18,832,991	13,906,500	18,316,662	20,057,245	21,258,792
高額医療・高額介護合算療養費	件数	.	.	16	44	49
	金額	.	.	1,568	2,655	1,996

- (注) 1 平成19年度の老人保健対象者に係る分は、「傷病手当金」「(家族)埋葬料」「(家族)出産育児一時金」「出産手当金」には含むが、それ以外の給付には含まれない。
- 2 被保険者及び被扶養者分の「入院時食事療養・生活療養費(標準負担額差額支給)」「療養費」「移送費」「高額療養費」「傷病手当金」「(家族)埋葬料」「(家族)出産育児一時金」「出産手当金」には高齢受給者分が含まれている。
- 3 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」の件数は診療費の再掲であり、件数の合計には含まれていない。
- 4 「薬剤支給」の枚数は、処方箋枚数である。
- 5 「高齢受給者(一般)」とは、平成19年度以前は障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者であり、平成20年度以降は70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。ただし、特例措置により平成25年3月までは1割負担である。
- 6 「高齢受給者(一定以上所得者)」とは、平成19年度は障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者であり、平成20年度以降は70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が3割になる者である。

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

(単位 金額：千円)

区 分		平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計	件数	170,157	145,430	141,143	139,233	130,863
	金額	3,103,472	1,990,269	1,953,162	2,059,222	2,067,561
被 保 険 者 分	件数	104,564	84,792	83,065	82,046	75,456
	金額	2,242,422	1,201,299	1,225,339	1,293,054	1,349,023
診 療 費	件数	64,938	54,388	51,961	50,613	45,016
	日数	190,164	110,969	116,355	114,170	102,424
	金額	960,802	790,369	732,698	769,866	668,660
薬 剤 支 給	件数	27,178	23,932	23,882	23,747	21,579
	枚数	38,295	31,210	31,304	30,853	27,232
	金額	178,439	165,863	169,550	163,775	157,273
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	910	718	656	704	555
	回数	30,369	21,725	19,115	18,733	14,397
	金額	12,726	9,192	7,907	7,759	6,023
訪 問 看 護 療 養 費	件数	—	—	—	1	3
	日数	—	—	—	2	10
	金額	—	—	—	20	68
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給)	件数	3	4	—	—	1
	回数	79	226	—	—	7
	金額	4	25	—	—	1
療 養 費	件数	4,477	3,751	3,961	4,028	4,026
	金額	34,611	26,944	29,528	29,180	28,161
移 送 費	件数	—	1	—	—	—
	金額	—	68	—	—	—
高 額 療 養 費	件数	336	155	132	108	107
	金額	41,004	12,670	11,695	7,596	9,990
特 別 療 養 費	件数	1,497	1,466	1,686	1,635	2,057
	金額	14,156	13,661	15,483	19,055	23,439
傷 病 手 当 金	件数	6,108	1,081	1,423	1,900	2,656
	日数	181,160	31,391	39,960	50,874	78,030
	金額	998,141	181,808	256,580	293,386	454,489
埋 葬 料 (費)	件数	22	14	18	10	10
	金額	1,100	700	900	500	500
出 産 育 児 一 時 金	件数	—	—	1	3	1
	金額	—	—	420	1,260	420
出 産 手 当 金	件数	5	—	1	1	—
	日数	264	—	98	94	—
	金額	1,439	—	578	658	—
被 扶 養 者 分	件数	54,327	50,305	48,175	48,165	46,692
	金額	634,207	614,464	553,722	598,960	552,722
診 療 費	件数	36,100	32,921	31,039	30,437	29,118
	日数	74,258	66,778	59,112	58,678	53,144
	金額	471,452	469,594	409,785	446,360	407,407
薬 剤 支 給	件数	15,281	14,793	14,345	14,637	14,358
	枚数	21,920	20,609	19,419	20,121	19,229
	金額	89,233	86,991	88,851	91,772	90,154
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	503	475	374	366	342
	回数	17,963	17,368	10,833	11,568	9,387
	金額	7,467	7,233	4,453	4,838	3,929
家 族 訪 問 看 護 療 養 費	件数	5	—	26	8	14
	日数	11	—	260	48	25
	金額	108	—	1,632	327	209
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給)	件数	1	5	—	—	—
	回数	131	160	—	—	—
	金額	7	16	—	—	—
家 族 療 養 費	件数	1,620	1,354	1,562	1,712	1,724
	金額	12,009	10,182	12,203	12,643	13,315
家 族 移 送 費	件数	—	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—	—

高額療養費	件数	195	138	84	43	76
	金額	17,746	9,663	6,100	2,429	4,075
特別療養費	件数	1,006	1,020	1,059	1,253	1,344
	金額	10,234	11,336	9,937	14,651	13,745
家族埋葬料	件数	53	22	8	10	12
	金額	2,850	1,100	400	500	600
家族出産育児一時金	件数	66	52	52	65	46
	金額	23,100	18,350	20,360	25,439	19,290
高齢受給者分	件数	11,226	10,285	9,797	8,942	8,609
	金額	223,159	172,448	169,320	163,058	159,393
診療費	件数	8,100	7,353	7,036	6,320	5,963
	日数	21,780	18,580	16,972	15,308	14,289
	金額	187,324	142,374	139,069	133,187	129,281
薬剤支給	件数	3,050	2,785	2,682	2,494	2,537
	枚数	4,559	3,881	3,734	3,397	3,331
	金額	32,096	26,615	27,358	26,456	27,535
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	152	130	120	120	114
	回数	6,559	3,787	4,933	4,897	4,082
	金額	2,782	1,620	2,013	2,022	1,706
(家族)訪問看護療養費	件数	1	—	—	—	—
	日数	1	—	—	—	—
	金額	15	—	—	—	—
特別療養費	件数	75	147	79	128	109
	金額	942	1,839	880	1,393	871
世帯合算高額療養費	件数	40	48	106	79	105
	金額	3,684	2,057	4,780	4,053	6,413
高額医療・高額介護合算療養費	件数	・	・	—	1	—
	金額	・	・	—	98	—

- (注) 1 平成19年度の老人保健対象者に係る分は、「傷病手当金」「(家族)埋葬料」「(家族)出産育児一時金」「出産手当金」には含むが、それ以外の給付には含まれない。
- 2 高齢者の「診療費」「薬剤支給」「入院時食事療養・生活療養費(標準負担額差額支給除く)」「訪問看護療養費」については被保険者分・被扶養者分を合計して高齢受給者分としている。
- 3 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」の件数は診療費の再掲であり、件数の合計には含まれていない。
- 4 「薬剤支給」の枚数は、処方箋枚数である。
- 5 「高齢受給者」とは、平成19年度は障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者であり、平成20年度以降は70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。ただし、特例措置により平成25年3月までは1割負担である。

資料：平成19年度は社会保険庁「事業年報」、平成20年度以降は全国健康保険協会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/061.xls>

第62表 全国健康保険協会管掌健康保険診療費決定状況

(i) 一般被保険者関係

(単位 金額：千円)

区分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
被保険者分	129,785,166	131,049,436	130,637,469	131,578,422	132,937,786
件数	129,785,166	131,049,436	130,637,469	131,578,422	132,937,786
日数	235,333,896	233,160,839	228,440,555	227,908,833	226,485,137
金額	1,574,898,279	1,619,413,640	1,638,540,104	1,696,189,904	1,720,658,036
一般診療	103,843,100	104,578,513	104,378,830	105,088,760	105,840,551
件数	103,843,100	104,578,513	104,378,830	105,088,760	105,840,551
日数	176,783,855	174,428,214	171,019,165	171,198,659	169,589,416
金額	1,324,600,458	1,361,592,977	1,388,089,261	1,445,592,520	1,465,146,617
入院	1,621,178	1,615,145	1,586,076	1,592,253	1,573,399
件数	1,621,178	1,615,145	1,586,076	1,592,253	1,573,399
日数	16,980,762	16,767,843	16,258,473	15,971,970	15,469,197
金額	528,314,191	559,622,051	574,606,045	619,103,663	625,738,729
入院外	102,221,922	102,963,368	102,792,754	103,496,507	104,267,152
件数	102,221,922	102,963,368	102,792,754	103,496,507	104,267,152
日数	159,803,093	157,660,371	154,760,692	155,226,689	154,120,219
金額	796,286,267	801,970,926	813,483,216	826,488,857	839,407,888
歯科診療	25,942,066	26,470,923	26,258,639	26,489,662	27,097,235
件数	25,942,066	26,470,923	26,258,639	26,489,662	27,097,235
日数	58,550,041	58,732,625	57,421,390	56,710,174	56,895,721
金額	250,297,821	257,820,663	250,450,842	250,597,384	255,506,418
被扶養者分	113,778,972	113,899,518	114,321,895	115,705,047	117,154,659
件数	113,778,972	113,899,518	114,321,895	115,705,047	117,154,659
日数	211,375,131	208,379,074	204,780,672	206,893,522	205,997,915
金額	1,303,068,652	1,344,767,288	1,372,591,390	1,436,556,216	1,458,424,504
一般診療	94,473,437	94,452,243	94,919,411	95,900,195	96,862,643
件数	94,473,437	94,452,243	94,919,411	95,900,195	96,862,643
日数	172,342,183	169,840,417	166,915,810	169,004,432	168,046,540
金額	1,151,341,803	1,187,293,558	1,217,366,481	1,276,941,316	1,295,557,417
入院	1,745,233	1,698,423	1,673,735	1,674,783	1,649,358
件数	1,745,233	1,698,423	1,673,735	1,674,783	1,649,358
日数	19,374,604	18,815,360	18,385,094	18,171,585	17,693,894
金額	481,478,989	499,808,733	518,416,234	567,673,242	576,251,277
入院外	92,728,204	92,753,820	93,245,676	94,225,412	95,213,285
件数	92,728,204	92,753,820	93,245,676	94,225,412	95,213,285
日数	152,967,579	151,025,057	148,530,716	150,832,847	150,352,646
金額	669,862,814	687,484,825	698,950,247	709,268,074	719,306,140
歯科診療	19,305,535	19,447,275	19,402,484	19,804,852	20,292,016
件数	19,305,535	19,447,275	19,402,484	19,804,852	20,292,016
日数	39,032,948	38,538,657	37,864,862	37,889,090	37,951,375
金額	151,726,850	157,473,729	155,224,908	159,614,900	162,867,088
高齢受給者(一般)	8,609,960	8,622,740	8,450,285	8,153,882	8,215,231
件数	8,609,960	8,622,740	8,450,285	8,153,882	8,215,231
日数	19,967,641	19,759,751	18,978,182	18,248,013	17,951,637
金額	186,874,879	186,993,062	187,495,499	189,266,203	191,717,028
入院	186,349	196,488	191,612	186,975	183,412
件数	186,349	196,488	191,612	186,975	183,412
日数	2,697,398	2,888,168	2,789,846	2,665,992	2,589,784
金額	83,791,431	89,657,623	89,870,400	92,609,838	93,225,326
入院外	7,426,863	7,398,224	7,213,238	6,903,760	6,911,448
件数	7,426,863	7,398,224	7,213,238	6,903,760	6,911,448
日数	14,818,132	14,393,812	13,702,906	13,119,704	12,822,722
金額	88,935,964	84,093,403	84,456,056	83,498,635	84,780,867
歯科	996,748	1,028,028	1,045,435	1,063,147	1,120,371
件数	996,748	1,028,028	1,045,435	1,063,147	1,120,371
日数	2,452,111	2,477,771	2,485,430	2,462,317	2,539,131
金額	14,147,484	13,242,036	13,169,042	13,157,731	13,710,835
高齢受給者(一定以上所得者)	1,796,569	1,649,078	1,526,306	1,442,658	1,457,863
件数	1,796,569	1,649,078	1,526,306	1,442,658	1,457,863
日数	3,803,045	3,423,172	3,106,871	2,926,129	2,883,067
金額	32,954,210	31,821,248	29,830,559	29,281,074	29,808,036
入院	36,628	34,401	31,915	29,691	29,541
件数	36,628	34,401	31,915	29,691	29,541
日数	444,223	410,443	373,272	338,792	332,728
金額	15,883,337	15,436,889	14,458,224	14,142,226	14,427,835
入院外	1,500,573	1,369,947	1,262,936	1,181,054	1,189,153
件数	1,500,573	1,369,947	1,262,936	1,181,054	1,189,153
日数	2,763,280	2,459,947	2,220,143	2,085,836	2,043,841
金額	14,683,617	14,093,217	13,262,906	13,039,748	13,232,313
歯科	259,368	244,730	231,455	231,913	239,169
件数	259,368	244,730	231,455	231,913	239,169
日数	595,542	552,782	513,456	501,501	506,498
金額	2,387,256	2,291,142	2,109,428	2,099,100	2,147,888

(注)1 老人保健(平成19年度まで)対象者分を除く。

2 「高齢受給者(一般)」とは、平成19年度は障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者であり、平成20年度以降は70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。ただし、特例措置により平成25年3月までは1割負担である。

3 「高齢受給者(一定以上所得者)」とは、平成19年度は障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者であり、平成20年度以降は70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が3割になる者である。

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

(単位 金額：千円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	
被 保 険 者 分	件数	64,938	54,388	51,961	50,613	45,016
	日数	190,164	110,969	116,355	114,170	102,424
	金額	960,802	790,369	732,698	769,866	668,660
一 般 診 療	件数	53,379	44,122	42,433	41,116	36,089
	日数	160,866	85,976	92,835	91,315	81,640
	金額	827,242	675,764	627,565	665,700	572,120
入 院	件数	964	760	697	777	592
	日数	12,384	8,964	8,087	8,413	6,136
	金額	356,260	310,429	266,412	305,941	257,920
入 院 外	件数	52,415	43,362	41,736	40,339	35,497
	日数	148,482	77,012	84,748	82,902	75,504
	金額	470,982	365,335	361,153	359,759	314,200
歯 科 診 療	件数	11,559	10,266	9,528	9,497	8,927
	日数	29,298	24,993	23,520	22,855	20,784
	金額	133,560	114,605	105,134	104,166	96,540
被 扶 養 者 分	件数	36,100	32,921	31,039	30,437	29,118
	日数	74,258	66,778	59,112	58,678	53,144
	金額	471,452	469,594	409,785	446,360	407,407
一 般 診 療	件数	29,691	27,071	25,511	25,004	23,898
	日数	59,817	53,664	47,055	47,352	42,447
	金額	412,077	415,894	361,128	398,670	361,249
入 院	件数	557	516	417	411	399
	日数	7,436	7,114	4,445	4,875	4,200
	金額	171,122	195,879	144,627	173,772	162,679
入 院 外	件数	29,134	26,555	25,094	24,593	23,499
	日数	52,381	46,550	42,610	42,477	38,247
	金額	240,955	220,015	216,501	224,898	198,570
歯 科 診 療	件数	6,409	5,850	5,528	5,433	5,220
	日数	14,441	13,114	12,057	11,326	10,697
	金額	59,375	53,700	48,657	47,691	46,158
高 齢 受 給 者	件数	8,100	7,353	7,036	6,320	5,963
	日数	21,780	18,580	16,972	15,308	14,289
	金額	187,324	142,374	139,069	133,187	129,281
入 院	件数	159	143	133	126	117
	日数	2,563	1,736	1,887	1,822	1,665
	金額	83,701	62,232	64,274	68,795	64,444
入 院 外	件数	7,016	6,252	5,977	5,387	5,014
	日数	16,640	14,390	12,839	11,666	10,674
	金額	87,400	66,196	62,721	54,253	53,025
歯 科	件数	925	958	926	807	832
	日数	2,577	2,454	2,246	1,820	1,950
	金額	16,223	13,946	12,073	10,139	11,812

(注) 1 老人保健(平成19年度まで)対象者分を除く。

2 「高齢受給者」とは、平成19年度は障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者であり、平成20年度以降は70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。ただし、特例措置により平成25年3月までは1割負担である。

資料：平成19年度は社会保険庁「事業年報」、平成20年度以降は全国健康保険協会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/062.xls>

第63表 全国健康保険協会管掌健康保険給付諸率

(i) 一般被保険者関係

区 分		平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
《被保険者分》						
診 療 費	1000人当件数	6,686.68	6,704.96	6,745.60	6,776.07	6,842.45
	1件当日数	1.81	1.78	1.75	1.73	1.70
	1件当金額	12,135	12,357	12,543	12,891	12,943
	1人当金額	81,141	82,855	84,608	87,351	88,564
一 般 診 療	1000人当件数	5,350.12	5,350.61	5,389.71	5,411.90	5,447.72
	1件当日数	1.70	1.67	1.64	1.63	1.60
	1件当金額	12,756	13,020	13,299	13,756	13,843
	1人当金額	68,245	69,664	71,675	74,446	75,413
入 院	1000人当件数	83.52	82.64	81.90	82.00	80.98
	1件当日数	10.47	10.38	10.25	10.03	9.83
	1件当金額	325,883	346,484	362,282	388,822	397,699
	1人当金額	27,219	28,632	29,670	31,883	32,207
入 院 外	1000人当件数	5,266.59	5,267.98	6,307.81	5,329.90	5,366.74
	1件当日数	1.56	1.53	1.51	1.50	1.48
	1件当金額	7,790	7,789	7,914	7,986	8,051
	1人当金額	41,026	41,032	42,005	42,563	43,205
歯 科 診 療	1000人当件数	1,336.57	1,354.35	1,355.89	1,364.17	1,394.72
	1件当日数	2.26	2.22	2.19	2.14	2.10
	1件当金額	9,648	9,740	9,538	9,460	9,429
	1人当金額	12,896	13,191	12,932	12,905	13,151
傷 病 手 当 金	1000人当件数	43.80	44.43	47.01	46.98	46.17
	1人当日数	1.43	1.45	1.52	1.53	1.51
	1件当金額	178,960	185,060	184,190	179,382	178,165
埋 葬 料	1000人当件数	1.86	1.34	1.17	1.32	1.28
出 産 育 児 一 時 金	1000人当件数	6.54	6.56	6.38	6.87	7.03
出 産 手 当 金	1000人当件数	5.46	5.23	5.56	5.88	6.18
	1件当金額	393,465	402,495	404,504	402,763	401,551
《被扶養者分》						
診 療 費	1000人当件数	7,619.25	7,660.76	7,685.01	7,760.77	7,878.23
	1件当日数	1.86	1.83	1.79	1.79	1.76
	1件当金額	11,453	11,807	12,006	12,416	12,449
	1人当金額	87,260	90,448	92,269	96,355	98,074
一 般 診 療	1000人当件数	6,326.45	6,352.76	6,380.73	6,432.39	6,513.67
	1件当日数	1.82	1.80	1.76	1.76	1.73
	1件当金額	12,187	12,570	12,825	13,315	13,375
	1人当金額	77,100	79,856	81,834	85,649	87,122
入 院	1000人当件数	116.87	114.23	112.51	112.33	110.91
	1件当日数	11.10	11.08	10.98	10.85	10.73
	1件当金額	275,882	294,278	309,736	338,953	349,379
	1人当金額	32,242	33,617	34,849	38,076	38,751
入 院 外	1000人当件数	6,209.58	6,238.52	6,268.21	6,320.05	6,402.75
	1件当日数	1.65	1.63	1.59	1.60	1.58
	1件当金額	7,224	7,412	7,496	7,527	7,555
	1人当金額	44,858	46,240	46,985	47,573	48,371
歯 科 診 療	1000人当件数	1,292.80	1,308.00	1,304.28	1,328.39	1,364.57
	1件当日数	2.02	1.98	1.95	1.91	1.87
	1件当金額	7,859	8,097	8,000	8,059	8,026
	1人当金額	10,160	10,592	10,435	10,706	10,952
家 族 埋 葬 料	1000人当件数	4.89	1.80	1.17	1.19	1.21
家 族 出 産 育 児 一 時 金	1000人当件数	18.34	19.24	17.60	18.35	17.60

《高齢受給者分（一般）》						
診 療 費	1000人当件数	16,913.50	17,209.66	17,185.61	16,663.77	16,635.41
	1件当日数	2.32	2.29	2.25	2.24	2.19
	1件当金額	21,705	21,686	22,188	23,212	23,337
	1人当金額	367,099	373,209	381,315	386,796	388,217
入 院	1000人当件数	366.07	392.16	389.69	382.11	371.40
	1件当日数	14.47	14.70	14.56	14.26	14.12
	1件当金額	449,648	456,301	469,023	495,306	508,284
	1人当金額	164,601	178,943	182,772	189,263	188,776
入 院 外	1000人当件数	14,589.41	14,765.71	14,669.79	14,108.94	13,995.32
	1件当日数	2.00	1.95	1.90	1.90	1.86
	1件当金額	11,975	11,367	11,708	12,095	12,267
	1人当金額	174,707	167,837	171,761	170,643	171,677
歯 科 診 療	1000人当件数	1,958.02	2,051.79	2,126.13	2,172.71	2,268.69
	1件当日数	2.46	2.41	2.38	2.32	2.27
	1件当金額	14,194	12,881	12,597	12,376	12,238
	1人当金額	27,791	26,429	26,782	26,890	27,764
《高齢受給者分（一定以上所得者）》						
診 療 費	1000人当件数	18,351.42	18,620.53	18,246.77	17,704.58	17,597.44
	1件当日数	2.12	2.08	3.04	2.03	1.98
	1件当金額	18,343	19,296	19,544	20,297	20,446
	1人当金額	336,618	359,309	356,620	359,343	359,804
入 院	1000人当件数	374.14	388.44	381.54	364.37	356.58
	1件当日数	12.13	11.93	11.70	11.41	11.26
	1件当金額	433,639	448,734	453,023	476,314	488,400
	1人当金額	162,244	174,305	172,846	173,556	174,154
入 院 外	1000人当件数	15,327.91	15,468.73	15,098.22	14,494.13	14,353.92
	1件当日数	1.84	1.80	1.76	1.77	1.72
	1件当金額	9,785	10,287	10,502	11,041	11,128
	1人当金額	149,989	159,133	158,556	160,026	159,723
歯 科 診 療	1000人当件数	2,649.37	2,763.36	2,767.01	2,846.08	2,886.94
	1件当日数	2.30	2.26	2.22	2.16	2.12
	1件当金額	9,204	9,362	9,114	9,051	8,981
	1人当金額	24,385	25,870	25,218	25,761	25,927

(注)1 「1人当金額」及び「1人当日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1000人当件数」及び「1000人当日数」は、年度平均1000人当り件数及び日数である。

- 2 被保険者分及び被扶養者分の「診療費」は、70歳未満の被保険者数及び被扶養者数で計算している。
- 3 被保険者分及び被扶養者分の「診療費」以外は高齢受給者分が含まれており、平成19年度は老人保健対象者を含む被保険者総数及び被扶養者総数で、平成20年度以降は被保険者総数及び被扶養者総数で計算している。
- 4 「高齢受給者分」は、高齢（一般・一定以上所得者）の加入者数で計算している。
- 5 「高齢受給者（一般）」とは、平成19年度は障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者であり、平成20年度以降は70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。ただし、特例措置により平成25年3月までは1割負担である。
- 6 「高齢受給者（一定以上所得者）」とは、平成19年度は障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者であり、平成20年度以降は70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が3割になる者である。
- 7 平成23年度の平均被保険者数：19,428,398人（70歳未満）、19,703,306人（総数）
平成23年度の平均被扶養者数：14,870,682人（70歳未満）、15,172,459人（総数）
平成23年度の平均加入者数：493,840人（高齢（一般））、82,845人（高齢（一定以上所得者））

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

区 分		平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	
《被保険者分》							
診 療 費	1000人当件数	5,874.97	5,390.73	4,880.34	4,656.64	4,085.21	
	1件当日数	2.93	2.04	2.24	2.26	2.28	
	1件当金額	14,796	14,532	14,101	15,211	14,854	
	1人当金額	86,924	78,338	68,817	70,831	60,681	
	一 般 診 療	1000人当件数	4,829.37	4,373.28	3,985.44	3,782.87	3,275.16
		1件当日数	3.01	1.95	2.19	2.22	2.26
		1件当金額	15,498	15,316	14,790	16,191	15,853
		1人当金額	74,843	66,980	58,943	61,248	51,921
	入 院	1000人当件数	87.21	75.33	65.46	71.49	53.72
		1件当日数	12.85	11.79	11.60	10.83	10.36
		1件当金額	369,565	408,460	382,227	393,746	435,676
		1人当金額	32,231	30,769	25,022	28,148	23,406
入 院 外	1000人当件数	4,742.01	4,297.88	3,919.98	3,711.38	3,221.36	
	1件当日数	2.83	1.78	2.03	2.06	2.13	
	1件当金額	8,986	8,425	8,653	8,918	8,851	
	1人当金額	42,610	36,211	33,921	33,100	28,514	
歯 科 診 療	1000人当件数	1,045.75	1,017.53	894.90	873.77	810.13	
	1件当日数	2.53	2.43	2.47	2.41	2.33	
	1件当金額	11,555	11,164	11	10,968	10,814	
	1人当金額	12,083	11,359	9,874	9,584	8,761	
傷 病 手 当 金	1000人当件数	520.03	102.10	126.58	164.80	225.38	
	1人当日数	15.42	2.96	3.55	4.41	6.62	
	1件当金額	163,415	168,185	180,309	154,413	171,118	
埋 葬 料 (費)	1000人当件数	1.87	1.32	1.60	0.87	0.85	
出 産 育 児 一 時 金	1000人当件数	—	—	0.09	0.26	0.08	
出 産 手 当 金	1000人当件数	0.43	—	0.09	0.09	—	
	1件当金額	287,724	—	578,200	658,000	—	
《被扶養者分》							
診 療 費	1000人当件数	5,757.35	5,775.11	5,466.54	5,297.08	5,100.96	
	1件当日数	2.06	2.03	1.90	1.93	1.83	
	1件当金額	13,060	14,264	13,202	14,665	13,992	
	1人当金額	75,189	82,378	72,171	77,682	71,371	
一 般 診 療	1000人当件数	4,735.41	4,748.47	4,492.96	4,351.55	4,186.76	
	1件当日数	2.01	1.98	1.84	1.89	1.78	
	1件当金額	13,879	15,363	14,156	15,944	15,116	
	1人当金額	65,722	72,951	63,601	69,382	63,288	
入 院	1000人当件数	88.83	90.52	73.44	71.53	69.90	
	1件当日数	13.35	13.79	10.66	11.86	10.53	
	1件当金額	307,220	379,610	346,828	422,802	407,717	
	1人当金額	27,291	34,362	25,472	30,242	28,499	
入 院 外	1000人当件数	4,646.39	4,658.36	4,419.51	4,280.02	4,116.61	
	1件当日数	1.80	1.75	1.70	1.73	1.63	
	1件当金額	8,271	8,285	8,628	9,145	8,450	
	1人当金額	38,428	38,596	38,130	39,140	34,786	
歯 科 診 療	1000人当件数	1,022.13	1,026.23	973.58	945.53	914.45	
	1件当日数	2.25	2.24	2.18	2.08	2.05	
	1件当金額	9,264	9,180	8,802	8,778	8,843	
	1人当金額	9,469	9,420	8,569	8,300	8,086	
家 族 埋 葬 料	1000人当件数	7.62	3.74	1.36	1.67	2.02	
家 族 出 産 育 児 一 時 金	1000人当件数	9.49	8.83	8.81	10.88	7.73	

《高齢受給者分》							
診 療 費	1000人当件数	11,612.90	10,708.25	8,612.00	7,109.11	5,905.42	
	1件当日数	2.69	2.53	2.41	2.42	2.40	
	1件当金額	23,126	19,363	19,765	21,074	21,680	
	1人当金額	268,564	207,341	170,219	149,816	128,032	
入 院	1000人当件数	227.96	208.25	162.79	141.73	115.87	
	1件当日数	16.12	12.14	14.19	14.46	14.23	
	1件当金額	526,419	435,186	483,266	545,992	550,803	
	1人当金額	120,001	90,629	78,671	77,385	63,822	
入 院 外	1000人当件数	10,058.78	9,104.85	7,315.79	6,059.62	4,965.59	
	1件当日数	2.37	2.30	2.15	2.17	2.13	
	1件当金額	12,457	10,588	10,494	10,071	10,575	
	1人当金額	125,304	96,402	76,770	61,027	52,513	
歯 科 診 療	1000人当件数	1,326.16	1,395.15	1,133.41	907.76	823.97	
	1件当日数	2.79	2.56	2.43	2.26	2.34	
	1件当金額	17,539	14,558	13,038	12,564	14,197	
	1人当金額	23,259	20,310	14,778	11,405	11,698	

- (注) 1 「1人当金額」及び「1人当日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1000人当件数」及び「1000人当日数」は、年度平均1000人当り件数及び日数である。
- 2 被保険者分及び被扶養者分の「診療費」は、70歳未満の被保険者数及び被扶養者数で計算している。
- 3 被保険者分及び被扶養者分の「診療費」以外は高齢受給者分が含まれており、平成19年度は老人保健対象者を含む被保険者総数及び被扶養者総数で、平成20年度以降は被保険者総数及び被扶養者総数で計算している。
- 4 「高齢受給者分」は、高齢受給者の加入者数で計算している。
- 5 「高齢受給者」とは、平成19年度は障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者であり、平成20年度以降は70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。ただし、特例措置により平成25年3月までは1割負担である。
- 6 平成23年度の平均被保険者数：11,019人（70歳未満）、11,784人（総数）
平成23年度の平均被扶養者数：5,708人（70歳未満）、5,953人（総数）
平成23年度の平均加入者数：1,010人（高齢受給者）

資料：平成19年度は社会保険庁「事業年報」、平成20年度以降は全国健康保険協会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/063.xls>

第64表 全国健康保険協会管掌健康保険収支状況

(単位 億円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
収 入	77,164	77,029	75,773	85,479	88,033
保 険 料 収 入	67,793	66,742	64,411	73,425	75,077
医 療 分	62,677	62,013	59,555	67,343	68,855
介 護 分	5,116	4,729	4,856	6,082	6,222
国 庫 補 助	9,197	10,036	10,860	11,768	12,769
医 療 分	8,201	9,093	9,678	10,543	11,539
介 護 分	996	943	1,182	1,225	1,230
そ の 他	174	251	502	286	186
医 療 分	—	—	501	286	186
介 護 分	—	—	1	—	—
支 出	78,516	79,567	80,878	82,582	85,396
保 険 給 付 費	42,683	43,375	44,513	46,099	46,997
医 療 給 付 費	37,431	38,572	39,415	40,912	41,859
現 金 給 付 費	5,252	4,803	5,098	5,188	5,138
抛 出 金 等	28,740	29,016	28,773	28,283	29,752
前 期 高 齢 者 納 付 金	・	9,449	10,961	12,100	12,425
後 期 高 齢 者 支 援 金	・	13,131	15,057	14,214	14,652
老 人 保 健 抛 出 金	17,712	1,960	1	1	1
退 職 者 給 付 抛 出 金	11,028	4,467	2,742	1,968	2,675
病 床 転 換 支 援 金	・	9	12	—	—
介 護 納 付 金	6,074	5,920	6,218	6,949	7,403
そ の 他	1,020	1,257	1,374	1,250	1,244
医 療 分	—	—	1,342	1,249	1,243
介 護 分	—	—	32	1	1
収 支 差 引 残	△ 1,352	△ 2,538	△ 5,104	2,897	2,637
医 療 分	△ 1,390	△ 2,290	△ 4,893	2,540	2,589
介 護 分	38	△ 248	△ 211	356	48
国 庫 補 助 繰 延 べ 返 済 額	—	—	—	—	—
準 備 金 残 高	3,893	1,494	△ 3,381	△ 485	2,153
医 療 分	3,690	1,539	△ 3,179	△ 638	1,951
介 護 分	203	△ 45	△ 203	154	202

(注) 1 単年度における実質的な財政状況である。

2 年金特別会計健康勘定分である。

3 法第3条第2項に係るものを含む。

4 「準備金残高」は、平成19年度は「事業運営安定資金残高」である。

5 「準備金残高」は、国庫補助繰延の返済、健康勘定から業務勘定への繰入に係る当年度の剰余金等を含む。

6 平成19年度は政府管掌健康保険に係るものであり、平成20年度は政府管掌健康保険と全国健康保険協会管掌健康保険とを一体的に通算したものである。また、平成21年度以降は全国健康保険協会管掌健康保険に係るものである。

7 平成22年7月から平成25年3月までの特例措置として、国庫補助割合は13%から16.4%に、また後期高齢者支援金は被用者保険に割り当てられた後期高齢者支援金の1/3（平成22年度は9分の2）について加入者数割から保険者の財政力に応じた負担方法（総報酬割）に変更された。

資料：平成19年度は社会保険庁「事業年報」、平成20年度以降は全国健康保険協会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/064.xls>

② 組管掌健康保険

第65表 組管掌健康保険適用状況

年度末現在

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
組 合 数	1,518	1,497	1,473	1,458	1,443
被 保 険 者 数	15,870,953	15,905,895	15,722,468	15,573,743	15,552,840
男	11,082,028	11,073,793	11,082,684	10,920,929	10,850,032
女	4,788,925	4,832,102	4,645,535	4,773,188	4,781,718
(再掲)					
介護保険第2号被保険者数	10,553,400	10,762,577	10,785,771	10,813,406	10,992,177
介護2号被保険者たる被保険者数	7,226,205	7,411,975	7,445,890	7,488,799	7,649,001
介護特定被保険者数	104,278	107,127	109,547	111,904	112,706
被 扶 養 者 数	14,989,078	14,430,943	14,228,456	14,034,944	13,950,932
(再掲)					
介護保険被扶養者数	3,222,917	3,243,475	3,230,334	3,212,703	3,230,470
扶 養 率	0.944	0.907	0.905	0.901	0.897
平 均 標 準 報 酬 月 額	371,037	371,304	359,340	363,306	363,149
男	421,058	420,911	405,055	410,142	410,062
女	255,281	257,618	254,103	256,046	256,843
(再掲)					
介護保険被保険者	440,017	438,361	428,196	423,578	423,088

(注) 1 平成21年度以降の「被保険者数」男女別の値は、年間平均である。

2 介護保険関係の値は、年間平均である。

3 介護保険被保険者の「平均標準報酬月額」は、介護2号被保険者たる被保険者と特定被保険者の平均である。

4 「介護保険被扶養者数」は、国立社会保障・人口問題研究所にて算出している。

介護保険被扶養者数=介護保険第2号被保険者-(介護2号被保険者たる被保険者+特定被保険者)

資料：平成19年度は健康保険組合連合会「事業年報」、平成20年度は厚生労働省保険局「健康保険事業年報」、一部厚生労働省保険局調べ

平成21年度以降の「介護保険第2号被保険者数」「介護2号被保険者たる被保険者数」「介護特定被保険者数」「平均標準報酬月額介護保険被保険者」は、健康保険組合連合会「組合決算概況報告」

上記区分以外は、厚生労働省保険局「健康保険・船員保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/065.xls>

第66表 組管掌健康保険平均保険料率

各年3月末現在

区 分	保 険 料 率 (%)			負 担 割 合 (%)		
	計	被保険者	事業主	計	被保険者	事業主
平成19年 (2007)	73.17	32.74	40.42	100	45	55
20 (2008)	73.59	32.95	40.64	100	45	55
21 (2009)	74.32	33.32	40.99	100	45	55
22 (2010)	76.40	34.35	42.06	100	45	55
23 (2011)	79.39	35.82	43.58	100	45	55
24 (2012)	83.08	37.66	45.42	100	45	55

資料：健康保険組合連合会「健康保険組合の現勢」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/066.xls>

第67表 組合管掌健康保険被保険者数（標準報酬等級別）

平成23年度末現在

標準報酬		被保険者数		
等級	月額(千円)	計	男	女
総数		15,273,503	10,536,589	4,736,914
第1級	58	2,738	1,612	1,126
2	68	1,255	465	790
3	78	4,187	1,028	3,159
4	88	8,746	2,057	6,689
5	98	22,540	7,237	15,303
6	104	22,379	4,458	17,921
7	110	46,054	9,122	36,932
8	118	82,873	17,186	65,687
9	126	119,769	25,573	94,196
10	134	153,069	32,996	120,073
11	142	178,457	39,233	139,224
12	150	227,305	56,861	170,444
13	160	274,723	78,763	195,960
14	170	293,922	93,296	200,626
15	180	320,578	110,617	209,961
16	190	343,716	126,932	216,784
17	200	597,935	251,582	346,353
18	220	879,165	412,461	466,704
19	240	905,419	474,884	430,535
20	260	919,138	543,093	376,045
21	280	869,647	561,029	308,618
22	300	820,987	571,354	249,633
23	320	774,099	574,125	199,974
24	340	718,378	558,820	159,558
25	360	682,950	552,814	130,136
26	380	785,450	658,887	126,563
27	410	842,104	730,461	111,643
28	440	722,380	643,055	79,325
29	470	621,863	564,130	57,733
30	500	530,355	486,648	43,707
31	530	438,021	406,599	31,422
32	560	361,911	337,752	24,159
33	590	293,242	274,751	18,491
34	620	241,647	227,613	14,034
35	650	191,400	180,373	11,027
36	680	152,928	144,681	8,247
37	710	143,716	135,762	7,954
38	750	122,972	116,343	6,629
39	790	95,566	90,071	5,495
40	830	81,815	77,160	4,655
41	880	65,532	61,594	3,938
42	930	49,037	46,049	2,988
43	980	38,268	35,464	2,804
44	1030	31,310	29,094	2,216
45	1090	28,017	26,088	1,929
46	1150	21,286	19,872	1,414
47	1210	144,654	136,544	8,110

(注) 特例退職被保険者分を除く。

資料：厚生労働省保険局「健康保険・船員保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/067.xls>

第68表 組合管掌健康保険適用状況（業態別）

平成24年3月末現在

区 分	組合数	被保険者数(人)			平均標準報酬月額(円)		
		計	男	女	平均	男	女
総 数	1,443	15,552,819	10,790,828	4,761,991	363,148	410,062	256,839
単 一 ・ 連 合 組 合 の 計	1,178	9,392,311	6,798,002	2,594,309	381,429	427,058	261,865
農 林 水 産 業	1	1,711	1,309	402	446,720	485,015	322,025
鉱 業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—
建 設	47	193,127	165,109	28,018	407,545	433,752	253,109
食 料 品 ・ た ば こ 製 造 業	47	271,997	190,715	81,282	346,139	396,971	226,870
織 維 製 品 製 造 業	30	65,245	31,534	33,711	293,497	365,968	225,707
木 製 品 ・ 家 具 等 製 造 業	3	3,895	3,280	615	343,383	367,241	216,137
紙 製 品 製 造 業	3	8,031	7,029	1,002	345,583	362,908	224,048
印 刷 ・ 同 関 連 業	7	90,214	73,703	16,511	378,829	408,000	248,614
化 学 工 業 ・ 同 類 似 業	154	879,508	691,285	188,223	406,487	440,967	279,853
金 属 工 業	47	292,027	253,898	38,129	383,369	401,481	262,758
機 械 器 具 製 造 業	245	2,802,812	2,374,992	427,820	395,205	417,207	273,062
そ の 他 の 製 造 業	52	188,502	140,980	47,522	359,902	396,540	251,211
卸 売 業	52	294,106	199,625	94,481	388,850	442,944	274,555
飲 食 料 品 小 売 業	16	68,148	39,417	28,731	275,318	342,121	183,669
飲 食 料 品 以 外 の 小 売 業	59	576,079	298,458	277,621	279,119	352,620	200,101
金 融 業 ・ 保 険	159	1,163,385	561,941	601,444	388,752	510,626	274,882
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	6	63,655	39,392	24,263	375,591	449,942	254,879
運 輸 業	67	847,667	690,152	157,515	355,955	381,594	243,614
情 報 通 信 業	45	555,372	367,783	187,589	403,981	467,258	279,922
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	19	273,976	231,470	42,506	475,272	508,105	296,477
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	12	63,282	36,545	26,737	253,147	300,467	188,467
医 療、福 祉	17	97,521	30,742	66,779	390,816	544,304	320,157
教 育 ・ 学 習 支 援 業	11	53,365	23,485	29,880	387,256	479,688	314,607
複 合 サ ー ビ ス 業	1	5,330	2,726	2,604	303,441	385,921	217,095
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	8	22,867	12,410	10,457	298,522	360,748	224,674
労 働 者 派 遣 業	3	22,573	18,729	3,844	286,278	299,466	222,020
学 術 研 究、専 門、技 術 サ ー ビ ス 業	5	29,915	21,959	7,956	537,050	589,444	392,439
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	60	428,747	275,568	153,179	386,860	448,379	276,187
公 務	2	29,254	13,766	15,488	287,641	364,861	219,007
総 合 組 合 の 計	265	6,160,508	3,992,826	2,167,682	335,276	381,125	250,825

資料：健康保険組合連合会「健康保険組合の現勢」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/068.xls>

第69表 組合管掌健康保険給付決定状況

(i) 法定給付

(単位 金額：千円)

区 分		平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計	件数	313,247,195	320,484,106	321,166,762	325,171,943	349,163,731
	金額	3,179,492,486	3,283,308,932	3,351,486,364	3,448,485,084	3,521,341,543
被 保 険 者 分	件数	144,482,787	148,813,634	149,488,938	150,947,262	153,059,928
	金額	1,586,380,551	1,636,261,594	1,676,577,126	1,720,501,196	1,768,324,942
診 療 費	件数	100,676,568	102,671,781	102,292,080	101,804,407	102,719,416
	日数	172,872,952	173,167,309	170,127,769	168,435,684	167,410,422
	金額	1,115,261,695	1,147,581,117	1,166,025,725	1,194,201,682	1,217,198,415
薬 剤 支 給	件数	38,005,155	40,003,543	40,745,623	42,537,618	43,587,015
	枚数	47,830,106	49,431,962	49,836,140	51,769,329	52,809,331
	金額	219,022,080	234,456,939	248,536,153	257,853,027	277,265,230
入院時食事・生活療養費 (差額支給分除く)	件数	1,000,771	997,863	982,838	977,463	969,095
	回数	23,679,491	23,247,579	22,632,866	22,177,715	21,640,904
	金額	9,535,912	9,374,785	9,144,932	9,064,371	8,790,788
訪問看護療養費	件数	7,287	7,929	9,067	9,773	10,957
	日数	50,105	53,239	59,613	64,709	74,904
	金額	336,774	388,390	438,904	478,237	554,669
入院時食事・生活療養費 (差額支給分)	件数	151	627	696	1,095	589
	回数	5,037	19,125	18,580	13,285	20,168
	金額	413	5,179	9,330	5,549	4,524
療 養 費	件数	4,698,312	5,049,655	5,356,367	5,496,945	5,638,601
	金額	21,058,439	22,304,988	23,291,669	23,490,092	23,901,968
高 額 療 養 費	件数	384,097	330,992	308,022	292,473	282,354
	金額	40,269,018	28,956,267	25,658,586	23,648,777	22,274,560
移 送 費	件数	210	225	221	185	183
	金額	11,993	19,675	18,775	27,142	9,725
傷 病 手 当 金	件数	517,377	557,588	577,989	595,245	601,098
	日数	16,421,122	17,639,753	18,168,724	18,774,984	18,966,690
	金額	112,087,738	123,230,777	125,724,846	126,579,633	128,420,900
埋 葬 料	件数	19,201	18,068	17,636	17,331	17,187
	金額	995,593	908,876	880,728	865,161	857,465
出 産 育 児 一 時 金	件数	97,870	100,990	103,387	108,342	113,270
	金額	34,220,100	35,690,786	40,679,112	45,410,484	47,484,981
出 産 手 当 金	件数	76,559	72,236	77,850	83,848	89,258
	日数	6,323,172	5,941,842	6,442,410	6,953,570	7,422,368
	金額	33,580,796	33,343,815	36,168,366	38,877,040	41,561,720
被 扶 養 者 分	件数	161,636,184	164,232,154	164,285,555	166,987,602	168,864,301
	金額	1,458,727,711	1,513,116,427	1,539,293,757	1,591,848,073	1,615,902,154
診 療 費	件数	110,305,561	110,930,501	110,371,360	110,665,100	111,426,735
	日数	195,453,738	193,536,476	188,644,027	188,517,791	186,910,280
	金額	1,086,261,687	1,128,341,374	1,139,809,215	1,176,006,469	1,191,379,637
薬 剤 支 給	件数	46,926,439	48,808,109	49,365,762	51,725,441	52,747,296
	枚数	65,149,812	67,106,179	66,536,893	69,911,840	70,506,043
	金額	216,123,115	234,256,775	246,214,831	257,661,493	271,083,844
入院時食事・生活療養費 (差額支給分除く)	件数	1,135,906	1,107,827	1,093,991	1,067,667	1,053,454
	回数	29,359,895	28,617,549	27,662,488	26,773,693	26,031,741
	金額	11,482,781	11,212,668	10,873,852	10,525,410	10,268,571
訪問看護療養費	件数	40,155	44,720	48,407	52,590	58,902
	日数	247,028	273,008	293,306	316,846	351,227
	金額	1,683,862	2,033,045	2,197,922	2,438,147	2,716,094
入院時食事・生活療養費 (差額支給分)	件数	118	705	747	852	650
	回数	6,769	25,825	23,662	15,616	19,454
	金額	609	7,769	7,813	5,966	6,038
第 二 家 族 療 養 費	件数	3,741,461	3,895,879	3,982,820	4,049,077	4,154,869
	金額	19,787,649	20,452,938	20,695,675	20,878,151	21,122,655
高 額 療 養 費	件数	305,306	260,989	244,815	226,449	215,538
	金額	24,397,479	18,677,207	16,708,028	15,211,114	14,443,162

移 送 費	件数	214	154	159	193	181
	金額	10,479	7,997	7,056	9,971	9,946
家 族 埋 葬 料	件数	39,274	16,025	11,822	11,373	11,253
	金額	1,985,500	804,950	591,119	574,010	562,750
家 族 出 産 育 児 一 時 金	件数	277,656	275,072	259,663	256,527	248,877
	金額	96,994,550	97,321,704	102,188,246	108,537,343	104,309,456
高 齢 受 給 者 分 (一 般)	件数	5,863,265	6,184,207	6,154,828	6,152,763	5,993,353
	金額	105,419,549	106,939,157	108,704,767	111,011,414	109,533,875
診 療 費	件数	4,021,809	4,210,192	4,164,479	4,098,558	3,980,901
	日数	9,101,126	9,326,610	9,053,298	8,860,938	8,436,702
	金額	84,275,151	86,187,392	87,027,645	89,323,095	87,623,629
薬 剤 支 給	件数	1,840,038	1,971,670	1,987,588	2,051,176	2,009,532
	枚数	2,562,318	2,665,946	2,628,994	2,675,868	2,590,993
	金額	19,870,683	19,288,576	20,219,959	20,247,477	20,532,514
入院時食事・生活療養費 (差額支給分除く)	件数	77,324	83,462	84,289	81,775	77,841
	回数	3,377,029	3,175,001	3,067,571	2,968,584	2,806,351
	金額	1,189,062	1,308,730	1,269,522	1,236,707	1,179,135
訪 問 看 護 療 養 費	件数	1,418	2,345	2,761	3,029	2,920
	日数	10,130	17,162	20,743	23,175	22,042
	金額	84,653	154,459	187,641	204,135	198,597
高 齢 受 給 者 分 (現 役 並 み 所 得 者)	件数	1,077,596	1,058,095	1,036,281	876,698	1,038,359
	金額	15,681,821	15,596,505	15,599,940	13,859,726	16,402,568
診 療 費	件数	751,421	734,639	716,242	596,079	702,027
	日数	1,492,469	1,415,296	1,358,748	1,141,007	1,317,673
	金額	12,820,331	12,739,948	12,672,606	11,338,191	13,304,076
薬 剤 支 給	件数	325,858	323,082	319,645	280,272	335,849
	枚数	428,458	412,553	401,325	350,290	413,830
	金額	2,683,926	2,689,892	2,761,684	2,379,655	2,921,337
入院時食事・生活療養費 (差額支給分除く)	件数	13,002	12,537	12,396	10,720	12,454
	回数	378,825	359,275	349,387	298,035	355,088
	金額	164,541	147,065	145,020	124,027	148,709
訪 問 看 護 療 養 費	件数	317	374	394	347	483
	日数	1,786	2,475	2,766	2,453	3,905
	金額	13,023	19,600	20,630	17,852	28,447
世 帯 合 算 高 額 療 養 費	件数	187,363	196,016	201,144	207,556	207,763
	金額	13,282,854	11,395,249	11,309,773	11,261,561	11,177,062
高 額 介 護 合 算 療 養 費	件数	・	—	16	62	27
	金額	・	—	1,001	3,114	941

(注) 1 「診療費」及び「薬剤支給」については当該月診療分を、その他は当該月決定分を表す。

2 支払基金事務費は含まれていない。

3 特定健康保険組合を含む。

4 「傷病手当金」「(家族)埋葬料」「(家族)出産育児一時金」「出産手当金」には、老人保健医療給付対象者を含むが、それ以外の給付には含まれない。

5 「入院時食事療養費(差額支給分除く)」の件数は診療費の再掲であり、件数の合計には含まれていない。

6 「薬剤支給」の枚数は、処方箋枚数である。

7 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70～74歳の者のうち自己負担割合が1割になる者である。

8 「高齢受給者(現役並み所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70～74歳の者のうち自己負担割合が3割になる者である。

(ii) 付加給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計	件数 2,587,741 金額 95,209,922	2,602,031 96,195,413	2,582,521 95,278,104	2,497,569 92,522,213	2,372,312 88,898,839
被 保 険 者 分	件数 1,504,646 金額 58,659,320	1,539,047 59,717,385	1,539,146 59,533,696	1,495,753 57,999,881	1,426,602 55,753,834
一 部 負 担 還 元 金	件数 1,208,598 金額 33,884,146	1,232,609 34,374,854	1,235,106 34,256,324	1,192,682 33,774,216	1,124,751 33,016,831
傷 病 手 当 に 関 す る も の	件数 220,492 金額 19,586,588	227,272 19,985,359	222,953 19,818,800	222,559 18,948,920	220,299 17,563,438
そ の 他	件数 75,556 金額 5,188,586	79,166 5,357,172	81,087 5,458,572	80,512 5,276,745	81,552 5,173,565
被 扶 養 者 分	件数 988,939 金額 32,701,513	964,085 32,472,369	941,602 31,612,717	896,160 30,265,287	839,821 28,908,411
家 族 療 養 付 加 金	件数 835,331 金額 26,055,881	825,211 26,014,090	817,165 25,670,166	782,882 24,908,538	735,234 24,092,469
そ の 他	件数 153,608 金額 6,645,632	138,874 6,458,279	124,437 5,942,551	113,278 5,356,749	104,587 4,815,942
合 算 高 額 療 養 付 加 金	件数 94,156 金額 3,849,089	98,899 4,005,659	101,773 4,131,691	105,656 4,257,045	105,889 4,236,594

(iii) 法定給付・附加給付合計

(単位 金額：千円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計	件数 315,834,936 金額 3,274,702,408	323,086,137 3,379,504,345	323,749,283 3,446,764,468	327,669,512 3,541,007,297	351,536,043 3,610,240,382
被 保 険 者 分	件数 145,987,433 金額 1,645,039,871	150,352,681 1,695,978,979	151,028,084 1,736,110,822	152,443,015 1,778,501,077	154,486,530 1,824,078,776
被 扶 養 者 分	件数 162,625,123 金額 1,491,429,224	165,196,239 1,545,588,796	165,227,157 1,570,906,474	167,883,762 1,622,113,360	169,704,122 1,644,810,565

(注) 合計には、世帯合算高額療養費及び合算高額療養附加金を含む。

資料：平成19年度は健康保険組合連合会「事業年報」、平成20年度は厚生労働省保険局「健康保険事業年報」、

平成21年度以降は厚生労働省保険局「健康保険・船員保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/069.xls>

第70表 組合管掌健康保険診療費決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
被 保 険 者 分	100,676,568	102,671,781	102,292,080	101,804,407	102,719,416
件数	172,872,952	173,167,309	170,127,769	168,435,684	167,410,422
金額	1,115,261,695	1,147,581,117	1,166,025,725	1,194,201,682	1,217,198,415
一 般 診 療	79,445,124	80,864,551	80,704,963	80,367,016	80,882,124
日数	127,232,618	127,026,775	125,057,340	124,601,394	123,501,115
金額	921,338,235	946,521,241	970,281,268	1,000,902,799	1,020,627,695
入 院	1,094,295	1,088,960	1,076,001	1,071,974	1,068,020
日数	10,533,391	10,333,303	10,074,089	9,860,555	9,644,057
金額	337,724,357	353,694,746	367,163,837	394,064,787	402,077,809
入 院 外	78,350,829	79,775,591	79,628,962	79,295,042	79,814,104
日数	116,699,227	116,693,472	114,983,251	114,740,839	113,857,058
金額	583,613,878	592,826,495	603,117,431	606,838,012	618,549,886
歯 科 診 療	21,231,444	21,807,230	21,587,117	21,437,391	21,837,292
日数	45,640,334	46,140,534	45,070,429	43,834,290	43,909,307
金額	193,923,460	201,059,875	195,744,457	193,298,883	196,570,720
被 扶 養 者 分	110,305,561	110,930,501	110,371,360	110,665,100	111,426,735
件数	195,453,738	193,536,476	188,644,027	188,517,791	186,910,280
金額	1,086,261,687	1,128,341,374	1,139,809,215	1,176,006,469	1,191,379,637
一 般 診 療	90,620,649	91,094,867	90,741,333	90,928,533	91,286,473
日数	157,437,131	156,024,845	152,119,139	152,453,704	151,010,441
金額	941,338,859	977,872,148	992,247,382	1,026,145,353	1,039,472,668
入 院	1,331,054	1,309,733	1,288,987	1,265,782	1,250,241
日数	13,097,040	12,805,857	12,412,367	12,051,434	11,756,172
金額	348,515,738	366,456,625	376,120,990	409,875,920	417,038,270
入 院 外	89,289,595	89,785,134	89,452,346	89,662,751	90,036,232
日数	144,340,091	143,218,988	139,706,772	140,402,270	139,254,269
金額	592,823,121	611,415,523	616,126,392	616,269,433	622,434,398
歯 科 診 療	19,684,912	19,835,634	19,630,027	19,736,567	20,140,262
日数	38,016,607	37,511,631	36,524,888	36,064,087	35,899,839
金額	144,922,828	150,469,225	147,561,833	149,861,116	151,906,970
高 齢 受 給 者 (一 般)	4,021,809	4,210,192	4,164,479	4,098,558	3,980,901
件数	9,101,126	9,326,610	9,053,298	8,860,938	8,436,702
金額	84,275,151	86,187,392	87,027,645	89,323,095	87,623,629
一 般 診 療	3,505,267	3,646,116	3,588,437	3,493,367	3,371,618
日数	7,857,191	8,002,788	7,734,869	7,512,382	7,110,804
金額	77,356,832	79,376,108	80,310,117	82,367,014	80,715,214
入 院	81,750	87,713	86,684	85,969	81,699
日数	1,167,579	1,266,939	1,230,568	1,188,109	1,121,906
金額	36,998,593	40,391,145	41,044,037	42,499,960	41,633,744
入 院 外	3,423,517	3,558,403	3,501,753	3,407,398	3,289,919
日数	6,689,612	6,735,849	6,504,301	6,324,273	5,988,898
金額	40,358,239	38,984,963	39,266,080	39,867,054	39,081,470
歯 科 診 療	516,542	564,076	576,042	605,191	609,283
日数	1,243,935	1,323,822	1,318,429	1,348,556	1,325,898
金額	6,918,319	6,811,284	6,717,528	6,956,082	6,908,415
高 齢 受 給 者 (現 役 並 み 所 得 者)	751,421	734,639	716,242	596,079	702,027
件数	1,492,469	1,415,296	1,358,748	1,141,007	1,317,673
金額	12,820,331	12,739,948	12,672,606	11,338,191	13,304,076
一 般 診 療	630,081	610,851	596,297	490,568	575,971
日数	1,226,827	1,150,106	1,105,491	923,623	1,062,981
金額	11,780,946	11,669,430	11,651,484	10,437,951	12,244,235
入 院	13,727	13,240	13,100	11,346	13,085
日数	161,919	151,775	148,774	127,399	150,481
金額	5,984,822	5,907,744	5,820,347	5,505,953	6,428,110
入 院 外	616,354	597,611	583,197	479,222	562,886
日数	1,064,908	998,331	956,717	796,224	912,500
金額	5,796,124	5,761,686	5,831,137	4,931,998	5,816,125
歯 科 診 療	121,340	123,788	119,945	105,511	126,056
日数	265,642	265,190	253,257	217,384	254,692
金額	1,039,385	1,070,518	1,021,122	900,240	1,059,841

(注) 1 老人保健医療給付対象者は含まれていない。

2 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70～74歳の者のうち自己負担割合が1割になる者である。

3 「高齢受給者(現役並み所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70～74歳の者のうち自己負担割合が3割になる者である。

資料：平成19年度は健康保険組合連合会「事業年報」、平成20年度は厚生労働省保険局「健康保険事業年報」、

平成21年度以降は厚生労働省保険局「健康保険・船員保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/070.xls>

第71表 組合管掌健康保険給付諸率

区 分			平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
《被保険者分》							
診 療 費	1000人当件数		6,417.90	6,430.01	6,472.49	6,540.35	6,627.01
	1件当日数		1.72	1.69	1.66	1.65	1.63
	1件当金額		11,078	11,177	11,399	11,730	11,850
	1人当金額		71,095	71,869	73,780	76,721	78,528
入 院	1000人当件数		69.76	68.20	68.08	68.87	68.90
	1件当日数		9.63	9.49	9.36	9.20	9.03
	1件当金額		308,623	324,800	341,230	367,607	376,470
	1人当金額		21,529	22,151	23,232	25,316	25,940
入 院 外	1000人当件数		4,994.69	4,996.10	5,038.49	5,094.25	5,149.26
	1件当日数		1.49	1.46	1.44	1.45	1.43
	1件当金額		7,449	7,431	7,574	7,653	7,750
	1人当金額		37,204	37,127	38,162	38,986	39,906
歯 科 診 療	1000人当件数		1,353.46	1,365.72	1,365.92	1,377.23	1,408.85
	1件当日数		2.15	2.12	2.09	2.04	2.01
	1件当金額		9,134	9,220	9,068	9,017	9,002
	1人当金額		12,362	12,592	12,386	12,418	12,682
薬 剤 支 給	1000人当件数		2,422.74	2,505.30	2,578.16	2,732.80	2,812.05
	1件当金額		5,763	5,861	6,100	6,062	6,361
	1人当金額		13,962	14,683	15,726	16,566	17,888
	1000人当件数		63.80	62.49	62.19	62.80	62.52
入院時食事療養費 (差額支給分除く)	1件当日数		23.66	23.30	23.03	22.69	22.33
	1件当金額		9,529	9,395	9,305	9,273	9,071
	1人当金額		608	587	579	582	567
	1000人当件数		0.46	0.50	0.57	0.63	0.71
訪 問 看 護 療 養 費	1件当日数		6.88	6.71	6.57	6.62	6.84
	1件当金額		46,216	48,983	48,407	48,935	50,622
	1人当金額		21	24	28	31	36
	1000人当件数		0.01	0.04	0.04	0.07	0.04
入院時食事・生活療養費 (差額支給)	1件当日数		33.36	30.50	26.70	12.13	34.24
	1件当金額		2,735	8,260	13,405	5,068	7,681
	1人当金額		0	0	1	0	0
	1000人当件数		297.37	313.88	336.28	350.26	360.71
療 養 費	1件当金額		4,482	4,417	4,348	4,273	4,239
	1人当金額		1,333	1,386	1,462	1,497	1,529
	1000人当件数		0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	1000人当件数		32.68	34.66	36.29	37.93	38.45
移 送 費 傷 病 手 当 金	1件当日数		1.04	1.10	1.14	1.20	1.21
	1件当金額		216,646	221,007	217,521	212,651	213,644
	1000人当件数		1.21	1.12	1.11	1.10	1.10
	1000人当件数		6.18	6.28	6.49	6.90	7.25
出 産 手 当 金 出 産 手 当 金	1000人当件数		4.84	4.49	4.89	5.34	5.71
	1件当金額		438,626	461,596	464,590	463,661	465,636
	1000人当件数		7,739.44	7,805.78	7,843.48	7,982.20	8,106.85
	1件当日数		1.77	1.74	1.71	1.70	1.68
診 療 費	1件当金額		9,848	10,172	10,327	10,627	10,692
	1人当金額		76,216	79,397	81,000	84,825	86,679
	1000人当件数		93.39	92.16	91.60	91.30	90.96
	1件当日数		9.84	9.78	9.63	9.52	9.40
入 院	1件当金額		261,834	279,795	291,796	323,812	333,566
	1人当金額		24,453	25,786	26,729	29,564	30,342
	1000人当件数		6,264.89	6,317.86	6,356.88	6,467.32	6,550.59
	1件当日数		1.62	1.60	1.56	1.57	1.55
入 院 外	1件当金額		6,639	6,810	6,888	6,873	6,913
	1人当金額		41,595	43,023	43,785	44,451	45,285
	1000人当件数		1,381.17	1,395.76	1,395.00	1,423.59	1,465.30
	1件当日数		1.93	1.89	1.86	1.83	1.78
歯 科 診 療	1件当金額		7,362	7,586	7,517	7,593	7,542
	1人当金額		10,168	10,588	10,486	10,809	11,052
	1000人当件数		3,292.53	3,434.45	3,508.15	3,730.92	3,837.63
	1件当金額		4,606	4,800	4,988	4,981	5,139
薬 剤 支 給	1人当金額		15,164	16,484	17,497	18,585	19,723
	1000人当件数		79.70	77.95	77.74	77.01	76.64
	1件当日数		25.85	25.83	25.29	25.08	24.71
	1件当金額		10,109	10,121	9,940	9,858	9,748
家 族 訪 問 看 護 療 養 費	1人当金額		806	789	773	759	747
	1000人当件数		2.82	3.15	3.44	3.79	4.29
	1件当日数		6.15	6.10	6.06	6.02	5.96
	1件当金額		41,934	45,462	45,405	46,361	46,112
1人当金額		118	143	156	176	198	

入院時食事・生活療養費 (差額支給)	1000人当件数	0.01	0.05	0.05	0.06	0.05
	1件当日数	57.36	36.63	31.68	18.33	29.93
	1件当金額	5,161	11,020	10,459	7,002	9,289
	1人当金額	0	1	1	0	0
療 養 費	1000人当件数	259.60	271.11	280.04	289.05	299.22
	1件当金額	5,289	5,250	5,196	5,156	5,084
	1人当金額	1,373	1,423	1,455	1,490	1,521
家族移送費	1000人当件数	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
家族埋葬料	1000人当件数	2.64	1.12	0.83	0.81	0.81
家族出産育児一時金	1000人当件数	18.64	19.14	18.26	18.31	17.92
《高齢受給者分(一般)》						
診 療 費	1000人当件数	17,371.40	17,652.43	17,750.57	17,114.48	17,255.37
	1件当日数	2.26	2.22	2.17	2.16	2.12
	1件当金額	20,955	20,471	20,898	21,794	22,011
	1人当金額	364,010	361,365	370,944	372,989	379,808
入 院	1000人当件数	353.10	367.76	369.48	358.98	354.13
	1件当日数	14.28	14.44	14.20	13.82	13.73
	1件当金額	452,582	460,492	473,490	494,364	509,599
	1人当金額	159,808	169,351	174,945	177,468	180,463
入 院 外	1000人当件数	14,787.20	14,919.62	14,925.78	14,228.38	14,260.28
	1件当日数	1.95	1.89	1.86	1.86	1.82
	1件当金額	11,789	10,956	11,213	11,700	11,879
	1人当金額	174,319	163,456	167,367	166,474	169,400
歯 科 診 療	1000人当件数	2,231.10	2,365.05	2,455.31	2,527.12	2,640.96
	1件当日数	2.41	2.35	2.29	2.23	2.18
	1件当金額	13,394	12,075	11,662	11,494	11,339
	1人当金額	29,882	28,558	28,633	29,047	29,945
薬 剤 支 給	1000人当件数	7,947.68	8,266.79	8,471.84	8,565.16	8,710.40
	1件当金額	10,799	9,783	10,173	9,871	10,218
	1人当金額	85,827	80,873	86,185	84,548	88,999
入院時食事・生活療養費 (差額支給分除く)	1000人当件数	333.99	349.94	359.27	341.47	337.40
	1件当日数	43.67	38.04	36.39	36.30	36.05
	1件当金額	15,378	15,681	15,062	15,123	15,148
	1人当金額	5,136	5,487	5,411	5,164	5,111
訪 問 看 護 療 養 費	1000人当件数	6.12	9.83	11.77	12.65	12.66
	1件当日数	7.14	7.32	7.51	7.65	7.55
	1件当金額	59,699	65,867	67,961	67,394	68,013
	1人当金額	366	648	800	852	861
《高齢受給者分(現役並み所得者)》						
診 療 費	1000人当件数	18,148.95	18,087.87	17,866.74	17,817.34	16,776.44
	1件当日数	1.99	1.93	1.90	1.91	1.88
	1件当金額	17,061	17,342	17,693	19,021	18,951
	1人当金額	309,647	313,676	316,120	338,909	317,929
入 院	1000人当件数	331.55	325.99	326.78	339.14	312.69
	1件当日数	11.80	11.46	11.36	11.23	11.50
	1件当金額	435,989	446,204	444,301	485,277	491,258
	1人当金額	144,550	145,457	145,189	164,578	153,613
入 院 外	1000人当件数	14,886.70	14,714.05	14,547.92	14,324.38	13,451.37
	1件当日数	1.73	1.67	1.64	1.66	1.62
	1件当金額	9,404	9,641	9,999	10,292	10,333
	1人当金額	139,993	141,861	145,458	147,422	138,989
歯 科 診 療	1000人当件数	2,930.71	3,047.84	2,992.04	3,153.82	3,012.38
	1件当日数	2.19	2.14	2.11	2.06	2.02
	1件当金額	8,566	8,648	8,513	8,532	8,408
	1人当金額	25,104	26,358	25,472	26,909	25,327
薬 剤 支 給	1000人当件数	7,870.40	7,954.75	7,973.58	8,377.58	8,025.83
	1件当金額	8,236	8,326	8,640	8,491	8,698
	1人当金額	64,824	66,229	68,891	71,130	69,812
入院時食事・生活療養費 (差額支給分除く)	1000人当件数	314.04	308.68	309.22	320.43	297.62
	1件当日数	29.14	28.66	28.19	27.80	28.51
	1件当金額	12,655	11,730	11,699	11,570	11,941
	1人当金額	3,974	3,621	3,618	3,707	3,554
訪 問 看 護 療 養 費	1000人当件数	7.66	9.21	9.83	10.37	11.54
	1件当日数	5.63	6.62	7.02	7.07	8.08
	1件当金額	41,082	52,406	52,360	51,447	58,896
	1人当金額	315	483	515	534	680

- (注) 1 特定健康保険組合を含む。
 2 「傷病手当金」「(家族)埋葬料」「(家族)出産育児一時金」「出産手当金」は、老人保健医療給付対象者を含む数値で除しているが、その他の給付は含まない数値で除している。
 3 「1000人当件数」と平成20年度以前の「1人当金額」は、それぞれ年度平均被保険者数及び年度平均被扶養者数で除した数値である。
 4 平成21年度以降の数値は、保険給付額をそれぞれ年度平均被保険者数及び年度平均被扶養者数で除した数値であり、国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

資料：平成20年度以前は健康保険組合連合会「事業年報」、平成21年度以降は厚生労働省保険局「健康保険・船員保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/071.xls>

第72表 組合管掌健康保険収支状況

(単位 千円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
収 入	6,736,407,234	7,189,105,744	7,110,431,062	7,178,318,118	7,492,298,074
保 険 料	6,155,611,235	6,298,980,776	6,068,284,597	6,240,441,163	6,624,448,358
国 庫 支 出 金	8,395,675	22,702,064	26,548,934	43,595,471	45,683,205
事 務 負 担 金	4,765,547	4,870,414	3,946,005	3,994,243	3,565,529
国 庫 補 助 金	3,630,128	17,831,650	22,602,929	39,601,228	42,117,676
特定健康診査等事業収入	・	3,022,741	4,009,496	3,879,871	4,088,757
前期高齢者交付金	・	45,402	83,078	243,114	187,435
前年度より繰越金	127,830,523	168,332,782	153,331,125	96,123,062	112,521,605
積立金より繰入金	193,537,488	417,347,312	526,086,977	531,805,542	472,615,832
そ の 他 の 収 入	251,032,313	278,674,667	332,086,855	262,229,895	232,752,882
支 出	6,272,549,233	6,811,286,736	6,812,039,892	6,817,761,345	7,122,074,868
保 険 給 付 費	3,283,961,796	3,383,806,041	3,438,487,402	3,536,770,933	3,617,861,974
老人保健拠出金	1,177,824,347	154,040,169	55,766,707	12,180,507	877,137
退職者給付拠出金	1,144,059,304	482,547,440	285,092,936	209,328,609	285,458,074
日 雇 拠 出 金	170,146	357,014	36	—	—
前期高齢者納付金	・	989,281,732	1,109,398,759	1,118,960,104	1,177,868,496
後期高齢者支援金	・	1,120,160,676	1,267,484,512	1,301,446,729	1,407,867,001
病床転換支援金	・	726,973	1,032,081	—	—
事 務 費	126,748,230	125,259,709	118,471,715	116,432,900	115,325,795
保 健 事 業 費	314,436,101	329,549,112	329,886,318	316,636,832	308,408,124
そ の 他 の 支 出	225,349,309	225,557,870	206,419,426	206,004,731	208,408,267
収 支 差 引 残	463,858,001	377,819,008	298,391,170	360,556,773	370,223,206
翌年度への繰越	172,332,804	154,436,552	97,367,312	113,313,815	104,018,695
法定準備金へ繰入	48,705,657	53,084,634	71,064,425	95,111,803	118,885,402
別途積立金へ繰入	241,143,702	169,443,974	129,103,497	151,334,946	146,523,720
そ の 他	1,675,838	853,848	855,936	796,209	795,389
年度末現在積立金	4,410,953,034	4,215,474,085	3,880,890,519	3,575,061,157	3,374,170,012
法 定 準 備 金	1,615,315,658	1,626,110,151	1,646,705,202	1,685,417,392	1,766,132,940
別 途 積 立 金	2,795,637,376	2,589,363,934	2,234,185,317	1,889,643,765	1,608,037,072

資料：健康保険組合連合会「組合決算概況報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/072.xls>

3 国民健康保険

第73表 国民健康保険適用状況

年度末現在

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
保 險 者 数	1,969	1,953	1,888	1,888	1,881
市 町 村	1,804	1,788	1,723	1,723	1,717
国 保 組 合	165	165	165	165	164
世 帯 数	27,283,319	21,966,841	21,934,892	21,914,489	21,837,516
市 町 村	25,579,836	20,327,142	20,329,649	20,372,480	20,360,375
国 保 組 合	1,703,483	1,639,699	1,605,243	1,542,009	1,477,141
被 保 険 者 数	50,724,233	39,491,588	39,098,083	38,769,393	38,313,154
市 町 村	46,881,018	35,969,890	35,665,098	35,492,541	35,197,348
国 保 組 合	3,843,215	3,521,698	3,432,985	3,276,852	3,115,806
(再掲)					
介護保険第2号被保険者数	14,794,522	14,488,239	14,355,050	14,590,593	14,436,770
市 町 村	13,355,720	13,084,123	12,977,238	13,252,571	13,152,497
国 保 組 合	1,438,802	1,404,116	1,377,812	1,338,022	1,284,273

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/073.xls>

第74表 国民健康保険給付決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
総 数	867,070,695
金額	20,212,982,918
総数(老人保健分除く)	561,177,250	565,054,559	570,216,480	570,138,515	576,732,618
金額	10,770,981,752	10,932,691,769	11,188,800,571	11,443,213,144	11,693,518,636
療 養 諸 費	862,326,303
金額	20,070,714,980
療 養 諸 費 (老人保健分除く)	556,432,858	561,153,783	566,521,720	566,453,367	573,262,156
金額	10,628,713,814	10,820,940,265	11,078,725,528	11,328,528,261	11,584,990,437
療 養 の 給 付 等	839,195,174
金額	19,784,357,165
療 養 の 給 付 等 (老人保健分除く)	540,046,915	544,065,309	548,560,942	547,991,545	553,938,424
金額	10,454,698,471	10,641,645,643	10,893,382,707	11,141,049,545	11,397,276,984
療 養 費 等	23,131,129
金額	286,357,815
療 養 費 等 (老人保健分除く)	16,385,943	17,088,474	17,960,778	18,461,822	19,323,732
金額	174,015,343	179,294,622	185,342,821	187,478,717	187,713,453
高 額 療 養 費 (再掲)	9,865,780	12,535,231	13,335,597	13,917,419	14,384,100
金額	724,790,262	819,007,643	871,669,422	936,870,578	967,881,749
医 療 給 付 費 (再掲)	17,007,635,190
金額	8,660,120,114	8,675,927,606	8,915,660,095	9,166,451,804	9,417,094,724
高 額 介 護 合 算 療 養 費	.	.	6,383	14,418	14,225
金額	.	.	180,905	384,637	312,128
そ の 他 の 給 付	4,744,392	3,900,776	3,688,377	3,670,730	3,456,237
金額	142,267,938	111,751,504	109,894,138	114,300,246	108,216,071

(注) 1 平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設され、75歳以上の者等が後期高齢者医療制度に移行し、退職被保険者等が65歳未満の者に限られることとなった等、平成20年度から対象者が従来と大きく異なっている。

2 「医療給付費(再掲)」は、療養諸費合計の保険者負担額+高額療養費である。

3 特にことわりのない区分の平成19年度の数値には、老人保健分を含む。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/074.xls>

第75表 国民健康保険療養の給付等決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計	件数 838,673,763
	金額 19,753,936,168
合計 (老人保健分を除く)	件数 539,780,411	543,805,104	548,197,280	547,948,768	553,182,656
	金額 10,759,736,958	10,372,081,434	10,623,833,671	10,895,455,761	11,142,638,844
診 療 費	件数 583,220,709
	日数 1,464,048,353
	金額 16,133,075,097
診 療 費 (老人保健分を除く)	件数 379,855,344	378,990,858	379,394,404	374,189,391	375,242,150
	日数 843,046,203	824,546,008	808,561,480	797,845,712	785,902,609
	金額 8,520,733,460	8,619,298,996	8,754,147,963	8,986,314,956	9,106,284,674
入 院	件数 18,276,539
	日数 325,378,734
	金額 8,044,691,055
入 院 (老人保健分を除く)	件数 8,484,921	8,433,925	8,353,920	8,310,974	8,224,572
	日数 140,189,543	138,764,045	136,751,104	134,740,236	132,771,317
	金額 3,693,989,810	3,775,231,502	3,847,870,208	4,021,338,452	4,082,261,933
入 院 外	件数 485,938,321
	日数 953,890,358
	金額 6,936,811,821
入 院 外 (老人保健分を除く)	件数 309,927,054	308,629,356	308,840,664	303,064,300	302,950,793
	日数 560,552,076	545,099,671	533,070,540	525,162,314	515,517,654
	金額 3,962,200,683	3,969,409,021	4,045,268,297	4,098,356,319	4,147,188,160
歯 科 診 療	件数 79,005,849
	日数 184,779,261
	金額 1,151,572,221
歯 科 診 療 (老人保健分を除く)	件数 61,443,369	61,927,577	62,199,820	62,814,117	64,066,785
	日数 142,304,584	140,682,292	138,739,836	137,943,162	137,613,638
	金額 864,542,967	874,658,474	861,009,459	866,620,185	876,834,581
食 事 療 養・生活療養	件数 17,176,106
	金額 567,451,375
食 事 療 養・生活療養 (老人保健分を除く)	件数 8,020,973	7,962,188	7,898,432	7,857,260	7,779,938
	金額 243,579,841	242,036,782	239,104,399	235,983,817	232,893,161
調 剤	件数 254,906,301
	金額 3,015,055,083
調 剤 (老人保健分を除く)	件数 159,663,881	164,518,980	168,471,243	173,394,114	177,533,999
	金額 1,655,330,048	1,733,491,805	1,847,942,434	1,884,570,267	2,009,126,412
施 設 療 養 費	件数 —
	金額 —
訪 問 看 護	件数 546,753
	金額 38,354,613
訪 問 看 護 (老人保健分を除く)	件数 261,186	295,266	331,633	365,263	406,507
	金額 16,222,075	19,290,633	21,743,274	24,570,538	27,227,758

(注) 1 平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設され、75歳以上の者等が後期高齢者医療制度に移行し、退職被保険者等が65歳未満の者に限られることとなった等、平成20年度から対象者が従来と大きく異なっている。

2 「食事療養・生活療養」の件数については、再掲扱いになるので合計には計上されていない。

3 特にことわりのない区分の平成19年度の数値には、老人保健分を含む。

4 3月～2月ベース(当該年3月から翌年2月)の値である。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/075.xls>

第76表 国民健康保険療養費等決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計	23,145,345	17,088,474	17,960,778	18,461,822	19,323,732
件数	23,145,345	17,088,474	17,960,778	18,461,822	19,323,732
金額	286,450,452	179,294,622	185,342,821	187,478,717	187,713,453
診 療 費	237,963	217,174	221,206	241,738	565,860
件数	237,963	217,174	221,206	241,738	565,860
金額	4,517,892	3,851,023	3,984,732	4,397,324	4,712,055
そ の 他	22,907,382	16,871,300	17,739,572	18,220,084	18,757,872
件数	22,907,382	16,871,300	17,739,572	18,220,084	18,757,872
金額	281,932,560	175,443,599	181,358,089	183,081,393	183,001,398

(注) 1 平成19年度は老人保健分を含む。平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設され、75歳以上の者等が後期高齢者医療制度に移行したため、平成20年度は老人保健対象者に係る分は含まれない。

2 3月～2月ベース（当該年3月から翌年2月）の値である。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/076.xls>

第77表 国民健康保険「その他の給付」決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計	4,744,392	3,900,776	3,688,377	3,670,730	3,456,237
件数	4,744,392	3,900,776	3,688,377	3,670,730	3,456,237
金額	142,267,938	111,751,504	109,894,138	114,300,246	108,216,071
葬 祭 給 付	811,855	245,951	201,744	202,652	206,882
件数	811,855	245,951	201,744	202,652	206,882
金額	37,130,503	11,584,380	9,490,655	9,492,037	9,590,752
出 産 育 児 給 付	220,589	210,610	195,929	199,479	192,388
件数	220,589	210,610	195,929	199,479	192,388
金額	77,562,070	75,211,620	77,207,848	83,213,360	80,162,767
傷 病 手 当 金	・	111,172	99,918	95,720	90,193
件数	・	111,172	99,918	95,720	90,193
金額	・	7,282,900	6,621,067	6,202,314	5,810,810
出 産 手 当 金	・	1,251	1,090	1,092	1,071
件数	・	1,251	1,090	1,092	1,071
金額	・	289,848	268,589	271,389	260,221
そ の 他 任 意 給 付	3,711,948	3,331,792	3,189,696	3,171,787	2,965,703
件数	3,711,948	3,331,792	3,189,696	3,171,787	2,965,703
金額	27,575,365	17,382,756	16,305,979	15,121,146	12,391,521

(注) 「その他の任意給付」は、平成19年度は「その他」である。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/077.xls>

第78表 国民健康保険療養の給付諸率

(単位 金額：円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	
診 療 費	1000人当件数	11,406.34	.	.	.	
	1件当日数	2.51	.	.	.	
	1件当金額	27,662	.	.	.	
	1人当金額	315,523	.	.	.	
入 院	1000人当件数	357.44	.	.	.	
	1件当日数	17.80	.	.	.	
	1件当金額	440,165	.	.	.	
	1人当金額	157,334	.	.	.	
入 院 外	1000人当件数	9,503.74	.	.	.	
	1件当日数	1.96	.	.	.	
	1件当金額	14,275	.	.	.	
	1人当金額	135,667	.	.	.	
歯 科 診 療	1000人当件数	1,545.16	.	.	.	
	1件当日数	2.34	.	.	.	
	1件当金額	14,576	.	.	.	
	1人当金額	22,522	.	.	.	
診 療 費 (老人医療分除く)	1000人当件数	9,409.66	9,534.76	9,596.66	9,457.91	9,675.50
	1件当日数	2.22	2.18	2.13	2.13	2.09
	1件当金額	22,432	22,743	23,074	24,015	24,268
	1人当金額	211,073	216,847	221,433	229,297	234,803
入 院 (老人医療分除く)	1000人当件数	210.19	212.18	211.31	212.06	212.07
	1件当日数	16.52	16.45	16.37	16.21	16.14
	1件当金額	435,359	447,625	460,607	483,859	496,349
	1人当金額	91,506	94,978	97,331	102,609	105,260
入 院 外 (老人医療分除く)	1000人当件数	7,677.42	7,764.58	7,812.03	7,733.06	7,811.49
	1件当日数	1.81	1.77	1.73	1.73	1.70
	1件当金額	12,784	12,861	13,098	13,523	13,689
	1人当金額	98,150	99,863	102,324	104,575	106,934
歯 科 診 療 (老人医療分除く)	1000人当件数	1,522.06	1,557.99	1,573.32	1,602.78	1,651.94
	1件当日数	2.32	2.27	2.23	2.20	2.15
	1件当金額	14,071	14,124	13,843	13,797	13,686
	1人当金額	21,416	22,005	21,779	22,113	22,609
療 養 費 等	1000人当件数	452.67	429.92	454.31	470.82	498.26

(注)1 平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設され、75歳以上の者等が後期高齢者医療制度に移行し、退職被保険者等が65歳未満の者に限られることとなった等、平成20年度から対象者が従来と大きく異なっている。

2 特にことわりのない区分の平成19年度の数値には、老人保健分を含む。

3 3月～2月ベース（当該年3月から翌年2月）の値である。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/078.xls>

第79表 国民健康保険料（税）収納状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
保 險 料 (税) 現 年 分					
調 定 額	4,485,121,986	3,761,703,220	3,751,002,983	3,635,946,525	3,661,489,864
収 納 額	4,103,229,543	3,377,271,185	3,355,764,135	3,271,934,268	3,320,620,560
収 納 率 (%)	91.54	89.84	89.52	90.04	90.74

(注)1 「収納率」は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。

2 平成19年度の調定額は介護納付金分を含み、平成20年度以降の調定額は介護納付金分及び後期高齢者支援金分を含む。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/081.xls>

第80表 国民健康保険諸率

(単位 金額：円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
保 険 料 (税) 現 年 分					
1 世 帯 当 調 定 額	164,030	167,485	169,716	164,679	166,310
被 保 険 者 1 人 当 調 定 額	87,719	94,638	94,880	92,776	94,410
被 保 険 者 1 人 当 収 納 額	80,250	84,966	84,883	83,487	85,621
収 入 (1 人 当 金 額)					
国 庫 支 出 金	70,432	85,309	89,040	91,967	95,857
事 務 費 負 担 金	52	67	70	73	67
療 養 給 付 費 等 負 担 金	54,729	66,415	69,245	71,350	73,510
高 額 医 療 費 共 同 事 業 負 担 金	988	1,476	1,562	1,712	1,842
特 定 健 康 診 査 等 負 担 金	・	268	348	383	406
普 通 調 整 交 付 金	11,952	14,410	15,129	14,927	15,356
特 別 調 整 交 付 金	2,553	2,540	2,377	3,183	3,530
そ の 他	158	132	310	329	1,145
都 道 府 県 支 出 金	11,275	14,081	14,622	15,131	15,646
高 額 医 療 費 共 同 事 業 負 担 金	987	1,413	1,498	1,644	1,785
特 定 健 康 診 査 等 負 担 金	・	257	321	351	381
第 1 号 都 道 府 県 調 整 交 付 金	8,739	10,593	10,852	11,119	11,344
第 2 号 都 道 府 県 調 整 交 付 金	1,227	1,378	1,502	1,623	1,749
広 域 化 等 支 援 基 金 支 出 金	・	41	43	13	12
そ の 他	322	399	406	381	375
一 般 会 計 繰 入 金	7,439	9,237	9,108	10,154	10,065
支 出 (1 人 当 金 額)					
総 務 費	5,051	5,827	5,655	5,981	5,583
療 養 諸 費	392,539	272,236	280,233	289,062	298,715
後 期 高 齢 者 支 援 金 等	・	39,374	43,855	40,698	44,883
後 期 高 齢 者 支 援 金	・	39,368	43,849	40,693	44,878
事 務 費 拠 出 金	・	6	6	5	4
前 期 高 齢 者 納 付 金 等	・	737	1,213	1,387	1,466
前 期 高 齢 者 納 付 金	・	732	1,207	1,381	1,462
事 務 費 拠 出 金	・	6	6	5	4
老 人 保 健 拠 出 金	47,595	8,858	2,068	547	21
事 務 費 拠 出 金	663	78	3	3	3
事 業 費	・	・	・	・	・
医 療 費 拠 出 金	46,932	8,780	2,065	544	19
介 護 納 付 金	14,649	16,997	16,569	17,753	19,606
保 健 事 業 費	1,143	・	・	・	・
特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	・	1,531	1,729	1,810	1,961
保 健 事 業 費	・	1,031	1,013	1,014	992
健 康 管 理 セ ン タ ー 事 業 費	・	30	30	34	30

(注) 1 経理関係諸率の算出に当たって使用した被保険者数には、平成19年度には老人保健医療給付対象者を含む。

2 平成19年度の調定額は介護納付金分を含み、平成20年度以降の調停額は介護納付金分及び後期高齢者支援金分を含む。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/079.xls>

第81表 国民健康保険収支状況

(単位 千円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
収 入	14,038,854,155	13,633,969,129	13,854,915,226	14,071,875,733	14,645,544,674
保 険 料 (税)	4,270,050,274	3,543,420,597	3,522,435,036	3,446,415,279	3,508,915,518
国 庫 支 出 金	3,601,233,742	3,390,874,474	3,520,117,441	3,603,866,133	3,717,574,847
事 務 費 負 担 金	2,681,208	2,657,028	2,752,564	2,857,235	2,598,068
療 養 給 付 費 等 負 担 金	2,798,348,124	2,639,903,043	2,737,530,822	2,796,242,681	2,850,904,142
高 額 医 療 費 共 同 事 業 負 担 金	50,506,747	58,658,556	61,745,694	67,087,944	71,456,090
特 定 健 康 診 査 等 負 担 金	.	10,669,094	13,747,601	15,019,821	15,765,140
調 整 交 付 金	741,644,008	673,738,353	692,093,105	709,768,707	732,463,325
そ の 他	8,053,655	5,248,401	12,247,655	12,889,744	44,388,082
療 養 給 付 費 交 付 金	2,658,413,661	880,991,635	585,881,880	602,849,867	717,420,631
前 期 高 齢 者 交 付 金	.	2,442,031,405	2,675,351,404	2,720,154,234	2,963,586,016
都 道 府 県 支 出 金					
高 額 医 療 費 共 同 事 業 負 担 金	50,468,713	56,177,173	59,206,745	64,439,699	69,215,363
特 定 健 康 診 査 等 負 担 金	.	10,221,577	12,706,042	13,766,611	14,775,577
第 1 号 都 道 府 県 調 整 交 付 金	446,815,172	421,043,887	429,041,631	435,766,883	439,941,826
第 2 号 都 道 府 県 調 整 交 付 金	62,721,861	54,762,917	59,395,740	63,596,905	67,826,299
広 域 化 等 支 援 基 金 支 出 金	.	1,613,634	1,716,742	515,549	450,000
そ の 他	16,487,652	15,873,219	16,048,680	14,921,459	14,551,339
保 険 基 盤 安 定 繰 入 金					
保 険 税 軽 減 分	377,806,678	305,219,862	315,922,662	353,698,225	365,883,432
保 険 者 支 援 分	87,741,055	67,362,137	73,224,637	80,511,504	80,572,213
基 準 超 過 費 用	1,234,391	1,028,812	1,211,529	740,017	1,339,039
職 員 給 与 費 等	186,474,149	178,023,544	176,578,782	177,900,220	172,967,308
出 産 育 児 一 時 金	45,516,423	44,104,682	44,730,414	47,233,484	46,815,726
財 政 安 定 化 支 援 事 業	93,428,540	83,834,431	85,612,498	99,237,510	96,380,278
一 般 会 計 繰 入 金 そ の 他	380,378,606	367,138,324	360,080,131	397,935,043	390,330,262
基 金 繰 入 金	77,777,146	64,708,077	84,157,288	107,321,139	81,004,111
繰 越 金	335,127,174	267,770,485	328,392,244	346,934,605	358,599,632
市 町 村 (組 合) 債	.	125,000	700,000	1,294,500	1,129,500
そ の 他	1,347,178,918	1,437,643,258	1,502,403,698	1,492,776,866	1,536,265,755
支 出	13,926,841,932	13,465,195,509	13,666,143,942	13,841,222,156	14,314,175,618
総 務 費	258,282,258	231,619,971	223,579,666	234,401,374	216,527,622
保 険 給 付 費	8,831,347,088	8,835,286,942	9,051,815,041	9,322,526,125	9,556,814,781
一 般 被 保 険 者 分					
療 養 諸 費	5,147,050,469	7,190,964,948	7,549,357,069	7,714,745,920	7,875,355,937
高 額 療 養 費	521,544,848	731,425,812	810,553,877	867,379,126	890,098,301
高 額 介 護 合 算 療 養 費	.	.	169,138	357,629	293,457
退 職 被 保 険 者 等 分					
療 養 諸 費	2,787,007,905	682,634,834	489,296,019	524,849,345	574,696,680
高 額 療 養 費	203,727,733	88,071,472	61,842,708	70,465,321	78,944,243
高 額 介 護 合 算 療 養 費	.	.	10,117	27,197	19,151
育 児 諸 費	21,846	19,469	21,270	23,379	22,691
出 産 育 児 諸 費	77,614,355	75,440,782	77,427,430	83,466,783	80,380,575
葬 祭 諸 費	37,142,537	11,591,315	9,497,472	9,497,464	9,597,407
そ の 他	27,644,033	24,854,596	23,099,237	21,638,757	18,530,964
審 査 支 払 手 数 料	29,593,363	30,283,714	30,540,704	30,075,207	28,875,377
後 期 高 齢 者 支 援 金 等	.	1,565,045,589	1,733,759,912	1,595,000,988	1,740,671,376
前 期 高 齢 者 納 付 金 等	.	29,310,486	47,953,616	54,340,383	56,869,905
老 人 保 健 拠 出 金	2,433,558,564	352,095,588	81,760,497	21,448,734	825,607
介 護 納 付 金	749,005,395	675,587,169	655,033,429	695,740,155	760,372,373
保 健 事 業 費	58,419,779
特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	.	60,835,394	68,355,544	70,921,639	76,062,353
保 健 事 業 費	.	40,974,219	40,041,166	39,744,777	38,484,058
健 康 管 理 セ ン タ ー 事 業 費	.	1,173,749	1,183,805	1,334,585	1,175,149
直 診 勘 定 繰 出 金	3,978,154	4,895,297	5,984,353	5,852,348	5,200,675
基 金 等 積 立 金	25,169,760	24,468,839	41,166,788	41,862,031	47,752,555
前 年 度 繰 上 充 用 金	141,158,365	171,388,725	183,285,990	181,052,209	152,659,546
そ の 他	1,425,922,570	1,472,513,541	1,532,224,134	1,576,996,808	1,660,759,619
収 支 差 引 残	112,012,223	168,773,621	188,771,285	230,653,576	331,369,056
黒 字 保 険 者 分	282,680,244	352,193,552	369,683,238	383,315,154	450,061,979
赤 字 保 険 者 分	△ 170,668,022	△ 183,434,789	△ 180,911,953	△ 152,659,321	△ 119,044,950
市 町 村 (組 合) 債	3,370,992	3,394,387	4,537,575	5,259,790	6,011,853
保 険 給 付 費 未 払 費	145,862

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/082.xls>

4 厚生年金保険

① 厚生年金保険

第82表 厚生年金保険適用状況

年度末現在

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
事業所数	1,710,409	1,734,480	1,749,015	1,743,792	1,740,357
船舶所有者数	5,181	5,086	4,949	4,786	4,670
被保険者数	34,570,097	34,444,751	34,247,566	34,411,013	34,514,836
男	22,484,594	22,318,751	22,136,643	22,186,046	22,187,699
女	12,026,375	12,067,983	12,054,638	12,170,015	12,273,139
坑内員	693	669	624	619	610
船員	58,435	57,348	55,661	54,333	53,388
平均標準報酬月額	312,258	312,813	304,173	305,715	304,589
男	356,597	356,898	345,077	347,136	345,623
女	229,030	230,952	228,710	229,876	230,085
坑内員	356,494	350,544	346,295	350,533	348,305
船員	379,729	381,751	379,114	378,467	377,725

資料：平成19年度は社会保険庁「事業年報」、平成20年度以降は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/083.xls>

第83表 厚生年金保険被保険者数（標準報酬等級別）

平成24年3月末現在

標準報酬		被 保 険 者 数				
等級	月額(千円)	計	男	女	坑内員	船員
総数		34,514,836	22,187,699	12,273,139	610	53,388
第1級	98	469,338	230,972	237,465	1	900
2	104	99,165	24,641	74,405	—	119
3	110	189,753	44,835	144,751	—	167
4	118	352,961	90,501	262,028	3	429
5	126	431,744	99,701	331,481	—	562
6	134	569,252	143,014	425,898	—	340
7	142	654,334	168,041	486,077	2	214
8	150	953,253	312,118	640,406	4	725
9	160	998,048	317,895	679,886	5	262
10	170	1,037,842	363,661	673,711	4	466
11	180	1,141,844	452,774	688,296	5	769
12	190	1,105,617	453,144	651,980	10	483
13	200	1,973,333	951,630	1,020,119	13	1,571
14	220	2,383,731	1,241,197	1,141,015	14	1,505
15	240	2,302,397	1,344,912	955,557	28	1,900
16	260	2,306,792	1,496,473	807,873	40	2,406
17	280	2,001,486	1,388,416	610,672	40	2,358
18	300	1,943,082	1,422,306	517,195	71	3,510
19	320	1,596,158	1,225,586	368,151	27	2,394
20	340	1,398,129	1,110,025	285,367	128	2,609
21	360	1,322,543	1,078,583	241,058	29	2,873
22	380	1,352,417	1,134,883	214,138	27	3,369
23	410	1,449,448	1,239,433	205,826	26	4,163
24	440	1,125,843	990,294	132,172	31	3,346
25	470	888,484	797,601	87,932	28	2,923
26	500	820,964	729,907	88,416	22	2,619
27	530	582,274	534,576	45,530	16	2,152
28	560	481,082	442,899	36,514	7	1,662
29	590	425,040	386,400	37,340	5	1,295
30	620	2,158,482	1,971,281	181,880	24	5,297

資料：厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/084.xls>

第84表 厚生年金保険適用状況（業態別）

平成23年9月1日現在

区 分	事業所数	被保険者数				平均標準報酬月額(円)			
		計	男	女	坑内員	平均	男	女	坑内員
合 計	1,746,554	34,754,868	22,376,881	12,377,419	568	305,432	346,535	231,121	340,662
農 林 水 産 業	19,238	180,946	130,762	50,184	—	250,007	274,722	185,610	—
鉱業・採石業・砂利採取業	3,661	57,121	47,965	8,806	350	326,436	344,328	228,404	340,971
総合工事業	123,729	1,258,406	1,063,666	194,733	7	332,173	351,452	226,873	274,000
職別工事業	82,958	468,490	396,669	71,812	9	309,565	324,982	224,412	275,111
設備工事業	82,199	822,182	710,536	111,633	13	338,776	355,243	233,959	355,385
食料品・たばこ製造業	35,127	1,104,149	628,370	475,775	4	265,978	324,037	189,298	310,000
繊維製品製造業	20,666	326,486	152,903	173,583	—	251,004	324,555	186,216	—
木製品・家具等製造業	16,971	191,526	147,895	43,631	—	273,986	294,520	204,382	—
紙製品製造業	6,531	186,050	143,817	42,231	2	304,858	333,637	206,853	250,000
印刷・同関連業	23,852	400,906	296,180	104,726	—	316,983	346,326	233,998	—
化学工業・同類似業	25,281	1,138,278	867,836	270,441	1	352,768	385,356	248,198	180,000
金属工業	37,798	864,740	724,355	140,322	63	326,270	345,903	224,897	380,476
機械器具製造業	73,455	3,898,253	3,181,612	716,635	6	247,499	373,542	231,876	278,333
その他の製造業	26,103	651,173	492,256	158,913	4	325,338	357,908	224,446	385,000
電気・ガス・熱供給・水道業	17,563	405,852	328,672	77,179	1	402,186	433,395	269,283	240,000
情報通信業	55,798	1,610,929	1,204,772	406,157	—	373,502	401,034	291,836	—
道路貨物運送業	48,124	1,327,439	1,116,605	210,829	5	294,352	309,644	213,365	260,000
その他の運輸業	25,194	1,471,617	1,154,300	317,315	2	307,244	323,809	246,984	515,000
卸売業	137,175	2,170,431	1,488,101	682,303	27	324,272	362,872	240,085	280,370
飲食料品以外の小売業	134,267	2,359,201	1,334,792	1,024,406	3	275,160	322,500	213,477	386,667
飲食料品小売業	42,675	722,745	434,667	288,078	—	264,071	315,615	186,299	—
無店舗小売業	14,038	267,931	172,899	95,031	1	343,847	392,196	255,880	360,000
金融・保険業	17,942	1,175,343	604,964	570,378	1	362,132	450,944	267,934	170,000
不動産業	84,522	502,172	333,689	168,481	2	313,271	346,656	247,150	210,000
物品賃貸業	7,923	165,911	113,053	52,858	—	295,521	330,443	220,831	—
学術研究機関	5,014	136,399	54,431	81,967	1	323,717	402,184	271,606	620,000
専門・技術サービス業	109,196	956,746	636,499	320,241	6	332,958	368,958	261,403	466,667
飲食店	44,882	593,194	358,077	235,117	—	255,689	293,534	198,052	—
宿泊業	12,535	297,001	174,954	122,047	—	245,593	280,313	195,823	—
対個人サービス業	32,853	435,426	204,060	231,365	1	261,847	308,167	220,993	260,000
娯楽業	17,513	391,168	224,620	166,546	2	265,425	303,693	213,813	300,000
教育・学習支援業	22,707	464,365	177,612	286,753	—	258,983	309,461	227,717	—
医療業・保健衛生	86,404	2,265,483	578,183	1,687,299	1	291,375	367,086	265,431	620,000
社会保険・社会福祉・介護事業	60,267	1,594,437	457,094	1,137,341	2	233,493	270,394	218,662	280,000
複合サービス業	11,179	356,669	211,680	144,989	—	257,666	298,187	198,506	—
職業紹介・労働者派遣業	13,141	780,543	330,768	449,774	1	240,253	268,151	219,737	142,000
その他の対事業所サービス業	30,267	866,568	601,635	264,929	4	259,371	284,981	201,214	275,000
修理業	40,034	311,739	255,823	55,916	—	299,392	316,273	222,159	—
廃棄物処理業	22,057	239,428	194,733	44,695	—	317,502	331,274	257,496	—
政治・経済・文化団体	31,320	236,576	125,430	111,146	—	293,552	346,930	233,313	—
その他のサービス業	31,920	552,185	334,235	217,901	49	299,619	348,686	224,345	348,776
公務	12,475	548,664	185,711	362,953	—	192,716	225,368	176,009	—

(注)1 産業分類は、厚生労働省年金局「健康保険及び厚生年金保険の業態分類標準」による。

2 任意継続被保険者及び船員たる被保険者を除く。

資料：厚生労働省年金局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/085.xls>

第85表 厚生年金保険年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計 人員	2,017,205	2,184,449	2,097,169	2,161,979	1,945,749
金額	1,331,958,043	1,390,800,224	1,323,026,899	1,370,482,826	1,234,290,487
老 齢 厚 生 年 金 (老 齢 相 当) 人員	877,680	916,476	886,737	882,670	781,643
金額	899,965,444	932,009,607	891,535,634	868,788,725	769,447,121
老 齢 厚 生 年 金 (通 老 相 当) 人員	811,856	909,416	865,596	876,852	789,378
金額	113,607,672	126,302,674	119,375,430	121,006,996	109,870,194
障 害 厚 生 年 金 人員	29,147	28,459	27,204	38,315	33,246
金額	22,888,150	22,288,717	21,129,227	29,391,823	25,215,526
遺 族 厚 生 年 金 人員	294,827	311,025	290,421	351,557	335,169
金額	294,346,577	305,689,692	283,806,319	346,641,451	327,080,668
老 齢 年 金 人員	183	787	1,801	1,364	844
金額	279,524	1,205,972	2,924,323	2,372,346	1,488,652
通 算 老 齢 年 金 人員	3,213	17,880	24,964	10,711	5,218
金額	619,158	3,036,187	4,000,732	1,968,237	1,005,600
障 害 年 金 人員	177	158	125	141	114
金額	187,450	169,488	133,592	152,507	122,290
遺 族 年 金 人員	54	91	96	118	54
金額	48,255	67,455	78,339	113,336	46,390
通 算 遺 族 年 金 人員	68	157	225	251	83
金額	15,814	30,433	43,305	47,408	14,048

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計 人員	27,501,985	29,072,132	30,580,584	31,981,605	33,034,272
金額	25,838,183,760	26,455,029,582	27,048,121,541	27,435,933,521	27,874,092,427
老 齢 厚 生 年 金 (老 齢 相 当) 人員	10,889,922	11,661,384	12,402,785	13,097,886	13,653,918
金額	15,009,686,023	15,670,687,558	16,354,806,308	16,780,854,559	17,339,666,514
老 齢 厚 生 年 金 (通 老 相 当) 人員	8,488,915	9,347,886	10,182,305	10,949,628	11,536,876
金額	1,867,165,362	1,992,754,163	2,062,228,876	2,183,328,316	2,281,738,151
障 害 厚 生 年 金 人員	385,064	400,264	414,442	437,594	454,892
金額	285,067,634	295,256,307	304,656,608	320,624,117	330,922,233
遺 族 厚 生 年 金 人員	3,924,932	4,103,051	4,257,203	4,449,027	4,611,434
金額	3,896,889,069	4,072,239,700	4,225,989,711	4,419,872,293	4,556,032,917
老 齢 年 金 人員	1,706,182	1,575,057	1,451,348	1,315,430	1,186,200
金額	3,334,435,159	3,061,592,448	2,812,623,201	2,531,199,568	2,256,557,678
通 算 老 齢 年 金 人員	1,138,469	1,064,042	997,365	906,557	814,856
金額	459,935,187	424,804,418	394,891,628	356,536,762	317,768,223
障 害 年 金 人員	121,526	115,556	109,891	103,761	97,823
金額	149,166,548	141,216,818	133,766,084	125,788,508	117,833,755
遺 族 年 金 人員	765,810	729,024	694,072	655,755	617,785
金額	814,631,690	776,634,405	740,513,138	700,413,989	657,734,627
通 算 遺 族 年 金 人員	81,165	75,868	71,173	65,967	60,488
金額	21,207,089	19,843,765	18,645,990	17,315,410	15,838,330

- (注) 1 「通算老齢年金」には、特例老齢年金を含む。
 2 「遺族年金」には、寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金を含む。
 3 「通算遺族年金」には、特例遺族年金を含む。
 4 船員保険の旧法分を含む。
 5 基金代行支給分を含む。
 6 旧三共済、旧農林共済組合を含む。

資料：平成19年度は社会保険庁「事業年報」、平成20年度以降は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/086.xls>

第86表 厚生年金保険一時金裁定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計 件数	39,978	56,813	67,460	83,352	78,800
金額	11,437,205	15,649,813	18,677,253	24,720,345	23,217,227
障 害 手 当 金 件数	190	179	177	280	222
金額	296,075	276,504	271,627	409,563	329,226
脱 退 手 当 金 件数	8,975	10,681	9,369	9,054	7,066
金額	1,443,728	1,437,309	1,195,942	1,081,544	761,527
脱 退 一 時 金 件数	30,813	45,953	57,914	74,018	71,512
金額	9,697,402	13,935,999	17,209,684	23,229,239	22,126,474

(注) 平成20年度以前には、船員保険の旧法分を含む。

資料：平成19年度は社会保険庁「事業年報」、平成20年度以降は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/087.xls>

第87表 厚生年金保険給付受給権者1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
《年金》					
新 規 裁 定	728,442	708,103	697,562	697,553	699,401
老 齢 厚 生 年 金 (老 齢 相 当)	1,050,286	1,043,142	1,032,025	1,010,947	1,011,205
老 齢 厚 生 年 金 (通 老 相 当)	241,154	247,734	236,983	224,758	229,184
障 害 厚 生 年 金	1,264,075	1,264,933	1,250,470	1,225,766	1,215,385
遺 族 厚 生 年 金	1,064,435	1,044,924	1,037,946	1,044,106	1,033,690
老 齢 年 金	1,527,457	1,532,366	1,623,722	1,739,257	1,763,805
通 算 老 齢 年 金	192,704	169,809	160,260	183,758	192,717
障 害 年 金	1,059,037	1,072,712	1,068,734	1,081,609	1,072,719
遺 族 年 金	893,624	741,263	816,025	960,474	859,076
通 算 遺 族 年 金	232,554	193,843	192,468	188,873	169,251
年 度 末 現 在	1,303,714	1,284,579	1,266,122	1,241,390	1,235,321
老 齢 厚 生 年 金 (老 齢 相 当)	1,882,107	1,853,388	1,829,624	1,787,965	1,782,423
老 齢 厚 生 年 金 (通 老 相 当)	714,272	706,290	692,777	681,355	681,479
障 害 厚 生 年 金	1,215,229	1,214,088	1,211,533	1,207,716	1,201,047
遺 族 厚 生 年 金	1,031,361	1,028,511	1,026,428	1,025,558	1,018,480
老 齢 年 金	1,954,326	1,943,798	1,937,939	1,924,237	1,902,342
通 算 老 齢 年 金	403,994	399,237	395,935	393,287	389,969
障 害 年 金	1,227,446	1,222,064	1,217,262	1,212,291	1,204,561
遺 族 年 金	1,063,752	1,065,307	1,066,911	1,068,103	1,064,666
通 算 遺 族 年 金	261,284	261,556	261,981	262,486	261,843
《一時金》	286,087	275,462	276,864	296,578	294,635
障 害 手 当 金	1,558,290	1,544,717	1,534,617	1,462,723	1,483,001
脱 退 手 当 金	160,861	134,567	127,649	119,455	107,773
脱 退 一 時 金	314,718	303,266	297,159	313,832	309,409

(注) 1 「通算老齢年金」には、特例老齢年金を含む。

2 「遺族年金」には、寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金を含む。

3 「通算遺族年金」には、特例遺族年金を含む。

4 船員保険の旧法分を含む。

5 基金代行支給分を含む。

6 それぞれ併給している基礎年金分を含む。

7 旧三共済、旧農林共済組合を含む。

資料：平成19年度は社会保険庁「事業年報」、平成20年度以降は厚生労働省年金局「事業年報」、一部厚生労働省年金局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/088.xls>

第88表 厚生年金保険保険料徴収状況

(単位 千円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
徴 収 決 定 額	22,267,233,719	23,062,705,699	22,693,959,535	23,243,025,554	23,958,133,573
前年度からの繰越額	251,218,698	276,850,678	355,323,149	427,260,901	473,960,120
本年度分	22,016,015,020	22,785,855,021	22,338,636,386	22,815,764,653	23,484,173,453
収 納 済 額	21,969,091,516	22,690,520,774	22,240,912,828	22,725,242,598	23,469,880,247
不 納 欠 損 額	20,569,031	15,676,815	22,774,513	40,724,600	37,976,935
収 納 未 済 額	277,573,172	356,508,110	430,272,194	477,058,355	450,276,390
収 納 率 (%)	98.7	98.4	98.0	97.8	98.0

資料：平成19年度は社会保険庁「事業年報」、平成20年度以降は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/089.xls>

第89表 厚生年金保険収支状況

(単位 千円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
収 入	36,082,953,806	36,421,701,919	38,007,937,271	40,405,594,296	40,378,065,942
保 険 料	21,969,091,516	22,690,520,774	22,240,912,828	22,725,242,598	23,469,880,247
一般会計より受入	5,165,881,870	5,432,308,950	7,798,303,786	8,432,553,805	8,499,225,146
拠 出 金 収 入 等	290,725,076	254,622,578	228,369,007	261,382,232	247,040,921
国共済組合連合会等拠出金収入	34,692,398	32,840,744	26,879,672	27,971,779	28,439,758
積立金相当額納付金	—	—	—	—	—
職域等費用納付金	256,032,678	221,781,834	201,489,335	233,410,452	218,601,162
基礎年金勘定より受入	1,883,214,010	1,879,726,427	1,993,542,786	1,822,549,972	1,963,865,713
積立金より受入	3,985,328,741	3,360,475,931	3,754,929,673	6,343,067,278	5,577,200,000
解散厚生年金基金等徴収金	555,223,145	348,571,186	190,547,710	9,252,336	91,925,902
利子(運用収入)	434,399,036	82,422,665	5,047,196	1,533,797	1,654,111
独立行政法人納付金	1,780,320,852	2,351,478,790	424,193,172	722,337,980	499,158,119
年金資金運用基金納付金	—	—	—	—	—
その他の収入	18,769,561	21,574,619	1,372,091,114	27,674,298	28,115,784
支 出	35,145,136,933	36,107,751,977	38,781,305,419	40,115,094,234	39,747,303,045
保 険 給 付 費	22,317,936,607	22,687,018,202	23,846,744,476	24,009,238,858	23,734,167,134
基礎年金勘定へ繰入	12,623,269,342	13,316,161,825	14,817,636,950	15,988,026,476	15,900,192,908
業務勘定へ繰入	112,363,830	96,847,961	111,598,077	101,604,491	99,927,838
その他の支出	91,567,154	7,723,988	5,325,917	16,224,409	13,015,165
差引収支過不足額	937,816,873	313,949,942	△ 773,368,148	290,500,062	630,762,898
積立金から補足	—	—	773,368,809	—	—
業務勘定から積立金への繰入	6,329,957	8,509,267	14,720,011	7,729,253	12,380,367
積立金へ繰入	944,146,830	322,459,209	14,720,011	7,729,253	12,380,367
年度末現在積立金(簿価ベース)	127,056,823,031	124,018,806,310	119,505,227,839	113,460,389,876	108,526,333,140
年度末現在積立金(時価ベース)	130,181,044,406	116,649,617,479	120,756,799,570	114,153,229,171	111,498,980,810

(注)1 「年金特別会計厚生年金勘定」の決算額による。

2 収入の「解散厚生年金基金等徴収金」とは、確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)第113条の規定により厚生年金基金から確定給付企業年金へ移行する際の代行返上に伴う徴収金である。

3 平成21年度収入の「その他」には、特別保健福祉事業資金の精算に伴う繰延国庫負担額及び利子相当額の返還による業務勘定からの受入(13,480億円)が含まれている。

4 「年度末積立金」は、年金積立金管理運用独立行政法人(平成17年度までは旧年金資金運用基金)で管理する積立金と年金特別会計で管理する積立金を合わせた年金積立金全体である。

5 「厚生保険特別会計業務勘定」については、『第100表 国民年金特別会計収支状況』業務勘定を参照のこと。

資料：平成19年度は社会保険庁「事業年報」、平成20年度以降は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/090.xls>

② 厚生年金基金

第90表 厚生年金基金適用状況

年度末現在

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
基 金 数	626	617	608	595	577
設 立 事 業 所 数	120,620	117,386	115,168	113,072	110,568
加 入 員 数	4,781,666	4,663,035	4,562,200	4,472,370	4,365,749
男	3,378,981	3,285,192	3,199,083	3,122,315	3,039,111
女	1,402,685	1,377,843	1,363,117	1,350,055	1,326,638
坑 内 員	・	・	・	・	・
平 均 標 準 給 与 月 額	328,338	327,951	318,752	320,791	319,712
男	363,224	362,771	351,146	353,888	352,498
女	244,300	244,932	242,728	244,247	244,604
坑 内 員	・	・	・	・	・

(注) 「坑内員」は、「男」に含まれる。

資料：厚生労働省年金局調べ

[SSJ-DB] <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/091.xls>

第91表 厚生年金基金年金受給権者状況

年度末現在 (単位 金額：千円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計 件数	4,977,420	5,646,615	6,309,111	6,966,217	7,560,768
金額	1,339,396,875	1,428,626,098	1,547,675,656	1,635,796,141	1,706,438,977
基 金 裁 定 件数	2,577,441	2,714,913	2,863,292	2,975,366	3,062,788
金額	1,203,616,726	1,269,209,070	1,366,489,933	1,434,345,789	1,482,748,822
企 業 年 金 連 合 会 裁 定 件数	2,399,979	2,931,702	3,445,819	3,990,851	4,497,980
金額	135,780,149	159,417,028	181,185,723	201,450,352	223,690,155

資料：厚生労働省年金局調べ

[SSJ-DB] <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/092.xls>

第92表 厚生年金基金一時金裁定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計 件数	227,770	220,976	202,186	172,665	193,864
金額	117,529,098	122,083,627	122,289,470	99,867,336	107,134,639
脱 退 一 時 金 件数	166,567	157,124	138,183	120,626	134,996
金額	35,268,727	33,142,034	31,252,711	23,743,152	26,605,436
遺 族 一 時 金 件数	8,692	8,810	8,745	8,959	9,081
金額	11,013,597	10,656,418	10,690,253	10,664,092	10,685,838
選 択 一 時 金 件数	52,511	55,042	55,258	43,080	49,787
金額	71,246,774	78,285,175	80,346,507	65,460,093	69,843,366

(注) 「選択一時金」とは、年金給付の原資の一部を退職時又は年金給付の支給開始年齢の到達時に、受給権者の選択により支給したものである。

資料：厚生労働省年金局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/093.xls>

第93表 厚生年金基金給付1人当り金額

年度末現在 (単位 円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
年 金	269,095	253,006	245,308	234,818	225,697
一 時 金	515,999	552,475	604,836	578,388	552,628
脱 退 一 時 金	211,739	210,929	226,169	196,833	197,083
死 亡 一 時 金	1,267,096	1,209,582	1,222,442	1,190,322	1,176,725
選 択 一 時 金	1,356,797	1,422,281	1,454,025	1,519,501	1,402,843

(注) 一時金裁定状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/094.xls>

○参考 その他の企業年金（適格退職年金、確定給付企業年金）

第94表 加入件数

年度末現在

区分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
《適格退職年金》						
合 計	32,825	25,441	17,184	8,051	・	・
生 保 会 社	26,956	20,681	13,892	6,608	・	・
JA 共 済 連	398	375	252	43	・	・
信 託 銀 行	5,471	4,385	3,040	1,400	・	・
《確定給付企業年金》						
合 計	3,101	5,008	7,405	10,050	14,991	14,676
生 保 会 社	1,802	3,173	4,779	6,482	10,741	10,455
JA 共 済 連	11	11	127	316	391	382
信 託 銀 行	1,288	1,824	2,499	3,252	3,859	3,839

(注) 1 共同受託の場合は重複を避けるため幹事会社をベースに計上している。

2 適格退職年金制度は、平成24年3月31日で廃止された。

3 平成23～24年度の生保会社、JA共済連の確定給付企業年金には、受託保証型確定給付企業年金を含む。

資料：(社)生命保険協会「企業年金(確定給付型)の受託概況」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/095.xls>

第95表 加入者数

年度末現在(単位 万人)

区分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
《適格退職年金》						
合 計	442	348	249	126	・	・
生 保 会 社	236	187	132	67	・	・
JA 共 済 連	10	9	6	1	・	・
信 託 銀 行	196	151	109	57	・	・
《確定給付企業年金》						
合 計	506	570	647	727	801	796
生 保 会 社	120	153	188	229	263	262
JA 共 済 連	0	0	2	7	9	9
信 託 銀 行	385	417	456	490	528	524

(注) 1 共同受託の場合は重複を避けるため幹事会社をベースに計上している。

2 適格退職年金制度は、平成24年3月31日で廃止された。

3 平成23～24年度の生保会社、JA共済連の確定給付企業年金には、受託保証型確定給付企業年金を含む。

資料：(社)生命保険協会「企業年金(確定給付型)の受託概況」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/096.xls>

5 国民年金

第96表 国民年金被保険者数

年度末現在

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
総 数	30,981,360	30,442,722	30,060,612	29,428,431	28,822,322
第1号被保険者	20,014,692	19,660,815	19,507,367	19,037,636	18,717,052
任意加入被保険者	339,059	345,809	343,920	344,583	327,284
第3号被保険者 (再掲)	10,627,609	10,436,098	10,209,325	10,046,212	9,777,986
付加保険料納付被保険者	769,526	758,040	744,643	845,789	873,161
強 制	75,852	71,713	67,101	62,826	58,931
任 意	693,674	686,327	677,542	782,963	814,230
保険料全額免除被保険者	5,172,873	5,208,575	5,349,621	5,513,067	5,683,868
法 定 免 除	1,129,124	1,143,883	1,203,246	1,263,104	1,305,640
学 生 納 付 特 例	1,657,334	1,650,757	1,626,606	1,659,407	1,685,097
若 年 者 納 付 猶 予	369,325	371,061	373,528	375,890	392,971
申 請 免 除					
全 額	2,017,090	2,042,874	2,146,241	2,214,666	2,300,160
半 額	186,724	174,526	156,304	137,023	144,938

(注) 「保険料全額免除被保険者」とは、法定免除者、学生納付特例者、若年者納付猶予者、申請免除(全額)者をいう。
資料：平成19年度は社会保険庁「事業年報」、平成20年度以降は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/097.xls>

第97表 国民年金保険料収納済歳入額状況

(単位 千円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
保 険 料 収 納 済 歳 入 額	1,858,172,724	1,746,998,597	1,694,961,062	1,671,654,366	1,580,681,470
現 年 度 保 険 料	1,737,715,997	1,648,356,919	1,605,399,670	1,582,814,624	1,494,763,874
過 年 度 保 険 料 (再掲)	120,456,727	98,641,678	89,561,392	88,839,742	85,917,596
前 納 保 険 料	630,382,123	616,048,138	611,339,527	618,733,288	587,039,107
追 納 保 険 料	37,406,538	33,370,541	30,780,889	33,351,339	29,039,077

(注) 1 「前納保険料」は、「現年度保険料」の再掲である。

2 「追納保険料」は、「現年度保険料」「過年度保険料」の中に含まれている追納分の再掲である。

資料：平成19年度は社会保険庁「事業年報」、平成20年度以降は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/098.xls>

第98表 拠出制年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合計	人員 595,652 金額 375,388,232	人員 641,603 金額 394,926,688	人員 563,947 金額 356,153,097	人員 529,391 金額 341,784,986	人員 511,676 金額 333,346,734
老齢基礎年金	人員 475,713 金額 277,453,807	人員 497,701 金額 292,236,510	人員 438,527 金額 258,846,621	人員 395,146 金額 233,294,301	人員 390,451 金額 234,335,628
障害基礎年金	人員 79,412 金額 69,887,821	人員 82,815 金額 72,773,893	人員 81,119 金額 71,140,015	人員 91,424 金額 79,985,634	人員 83,401 金額 72,508,650
遺族基礎年金	人員 34,096 金額 25,883,693	人員 33,475 金額 25,411,797	人員 30,566 金額 23,292,557	人員 34,406 金額 26,155,912	人員 32,875 金額 24,835,866
老齢年金	人員 135 金額 72,746	人員 573 金額 277,776	人員 761 金額 351,879	人員 350 金額 169,044	人員 126 金額 62,931
通算老齢年金	人員 2,692 金額 353,851	人員 23,634 金額 2,578,706	人員 9,993 金額 1,089,985	人員 4,838 金額 632,911	人員 2,012 金額 266,876
障害年金	人員 153 金額 128,319	人員 143 金額 117,824	人員 106 金額 87,923	人員 102 金額 82,378	人員 83 金額 68,866
遺族年金	人員 3,451 金額 1,607,995	人員 3,262 金額 1,530,182	人員 2,875 金額 1,344,118	人員 3,125 金額 1,464,805	人員 2,728 金額 1,267,917
母子年金	人員 1 金額 814	— —	… …	… …	… …
準母子年金	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 … 金額 …	人員 … 金額 …	人員 … 金額 …
遺児年金	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 … 金額 …	人員 … 金額 …	人員 … 金額 …
寡婦年金	人員 3,450 金額 1,607,181	人員 3,262 金額 1,530,182	人員 … 金額 …	人員 … 金額 …	人員 … 金額 …

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合計	人員 26,387,421 金額 16,854,536,445	人員 27,432,615 金額 17,668,919,875	人員 28,286,327 金額 18,356,846,554	人員 28,857,396 金額 18,859,476,351	人員 29,649,424 金額 19,449,122,239
老齢基礎年金	人員 20,487,842 金額 13,592,406,648	人員 21,801,311 金額 14,503,087,978	人員 22,918,980 金額 15,282,224,226	人員 23,775,499 金額 15,879,094,979	人員 24,858,322 金額 16,575,017,058
障害基礎年金	人員 1,615,759 金額 1,434,527,065	人員 1,659,552 金額 1,471,052,860	人員 1,701,830 金額 1,506,121,924	人員 1,749,219 金額 1,545,330,623	人員 1,786,844 金額 1,575,772,829
遺族基礎年金	人員 273,096 金額 213,504,914	人員 266,043 金額 207,968,974	人員 257,758 金額 201,726,963	人員 254,045 金額 198,770,369	人員 249,599 金額 194,468,688
老齢年金	人員 2,543,190 金額 1,208,014,599	人員 2,309,901 金額 1,102,440,714	人員 2,095,899 金額 1,004,817,531	人員 1,866,095 金額 899,384,985	人員 1,645,901 金額 794,465,716
通算老齢年金	人員 1,316,624 金額 289,464,422	人員 1,254,014 金額 274,944,617	人員 1,177,960 金額 258,921,587	人員 1,085,865 金額 240,113,470	人員 990,519 金額 219,667,890
障害年金	人員 109,937 金額 97,788,307	人員 103,119 金額 91,706,055	人員 96,878 金額 86,118,465	人員 90,056 金額 80,047,696	人員 83,480 金額 73,912,768
遺族年金	人員 40,973 金額 18,830,492	人員 38,675 金額 17,718,679	人員 37,022 金額 16,915,858	人員 36,617 金額 16,734,228	人員 34,759 金額 15,817,290
母子年金	人員 39 金額 40,768	人員 38 金額 39,748	人員 … 金額 …	人員 … 金額 …	人員 … 金額 …
準母子年金	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 … 金額 …	人員 … 金額 …	人員 … 金額 …
遺児年金	人員 7 金額 4,981	人員 7 金額 4,981	人員 … 金額 …	人員 … 金額 …	人員 … 金額 …
寡婦年金	人員 40,927 金額 18,784,743	人員 38,630 金額 17,673,951	人員 … 金額 …	人員 … 金額 …	人員 … 金額 …

資料：平成19年度は社会保険庁「事業年報」、平成20年度以降は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/099.xls>

第99表 福祉年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区分		平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合計	件数	13	3	3	3	1
	金額	5,275	1,217	1,217	1,217	404
老齢福祉年金	件数	13	3	3	3	1
	金額	5,275	1,217	1,217	1,217	404
老齢特別給付金	件数	—	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—	—

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区分		平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合計	件数	24,252	17,078	12,037	8,219	5,204
	金額	9,841,462	6,930,252	4,884,615	3,335,270	2,103,457
老齢福祉年金	件数	24,252	17,078	12,037	8,219	5,204
	金額	9,841,462	6,930,252	4,884,615	3,335,270	2,103,457
(再掲)						
一部支給停止	件数	2,184	1,537	1,026	678	440
	金額	463,718	323,411	211,549	130,484	87,073
全部支給停止	件数	7,315	5,574	4,208	3,116	2,059
老齢特別給付金	件数	—	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—	—
(再掲)						
一部支給停止	件数	—	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—	—
全部支給停止	件数	—	—	—	—	—

(注) 「一部支給停止」金額は、支給年額である。

資料：平成19年度は社会保険庁「事業年報」、平成20年度以降は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/100.xls>

第100表 国民年金特別会計収支状況

(単位 千円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
《基礎年金勘定》					
収 入	19,961,067,044	20,844,806,032	22,088,760,526	23,002,569,429	23,917,073,515
拠出金等収入	19,940,228,816	20,823,397,775	22,070,930,585	22,986,518,191	23,900,065,328
運用収入	16,870,421	17,190,630	12,554,181	9,323,698	10,813,575
雑収入	3,967,807	4,217,627	5,275,760	6,727,540	6,194,612
支 出	18,393,517,322	19,252,584,959	20,187,692,325	20,536,881,775	20,900,804,600
基礎年金給付費	14,461,839,888	15,445,794,203	16,426,879,594	16,969,602,633	17,435,642,607
基礎年金相当給付費繰入及交付金	3,931,606,595	3,806,741,695	3,760,661,822	3,566,869,862	3,464,658,431
諸支出金	70,839	49,060	150,909	409,280	503,561
収支差引	1,567,549,722	1,592,221,073	1,901,068,201	2,465,687,654	3,016,268,915
翌年度へ繰越	1,567,549,722	1,592,221,073	1,901,068,201	2,465,687,654	3,016,268,915
年度末現在積立金	724,607,812	724,607,812	724,607,812	724,607,812	712,607,812
《国民年金勘定》					
収 入	5,572,898,267	5,414,434,546	5,134,684,237	4,704,967,209	4,673,063,661
保険料収入	1,858,172,724	1,746,998,597	1,694,961,062	1,671,654,366	1,580,681,470
一般会計より受入	1,843,633,668	1,855,801,337	2,055,363,106	1,689,847,206	1,865,970,529
基礎年金勘定より受入	1,577,223,564	1,486,257,716	1,353,360,748	1,303,994,049	1,152,929,450
積立金より受入	149,026,491	173,699,671	-	-	50,000,000
運用収入	33,361,543	1,515,377	332,716	348,106	314,941
独立行政法人納付金	110,183,692	148,771,509	28,994,267	36,876,500	21,132,413
雑収入	1,296,584	1,390,340	1,672,338	2,246,983	2,034,859
支 出	5,932,229,924	5,834,378,290	5,359,750,255	4,465,780,553	4,639,797,788
国民年金給付費	1,686,246,522	1,577,937,572	1,477,278,281	1,338,603,987	1,188,441,730
基礎年金勘定へ繰入	4,115,110,738	4,121,836,494	3,738,901,180	2,983,621,107	3,315,223,586
諸支出金	39,295,596	37,408,996	35,883,901	40,624,890	41,521,737
業務勘定へ繰入	91,577,068	97,195,228	107,686,892	102,930,569	94,610,735
収支差引	-	-	-	239,186,656	33,265,873
超過受入	-	-	-	-	-
積立金へ繰入	-	-	-	239,186,656	33,265,873
積立金から補足	359,331,657	419,943,743	225,066,018	-	-
年度末現在積立金(簿価ベース)	8,269,193,945	7,691,959,199	7,482,178,583	7,733,325,187	7,731,780,770
年度末現在積立金(時価ベース)	8,467,428,040	7,188,490,154	7,507,942,130	7,739,360,274	7,902,514,991
《福祉年金勘定》					
収 入	11,833,433	9,439,410	7,731,891	6,381,960	5,363,848
一般会計より受入	9,345,451	9,325,332	7,591,890	6,269,743	5,293,466
雑収入	2,487,981	114,078	140,001	112,217	70,382
支 出	11,790,574	9,367,276	7,647,076	6,351,339	5,319,365
福祉年金給付費	8,417,564	5,847,289	3,959,575	2,643,720	1,676,493
特別障害給付金給付費	3,373,010	3,519,987	3,687,012	3,707,585	3,642,467
諸支出金	0	-	489	34	406
収支差引	42,858	72,135	84,815	30,621	44,483
《業務勘定》					
収 入	526,215,397	534,586,147	2,019,692,031	508,404,720	519,999,787
一般会計より受入	175,622,572	196,779,135	227,013,640	211,518,740	187,289,817
他勘定より受入	303,380,708	272,630,193	240,566,793	224,607,466	210,949,960
国民年金勘定より受入	91,577,068	97,195,228	107,686,892	102,930,569	94,610,735
厚生年金勘定より受入	112,363,830	96,847,961	111,598,077	101,604,491	99,927,838
健康勘定より受入	97,765,537	76,875,167	19,733,621	18,474,628	14,837,673
児童手当勘定より受入	1,674,273	1,711,837	1,548,203	1,597,778	1,573,714
特別保健福祉事業資金より受入	11,361,976	18,997,886	1,505,038,510	-	566,513
独立行政法人納付金	-	1,440,960	-	511,359	457,103
雑収入	19,982,690	13,084,442	14,984,563	31,695,808	68,828,754
前年度剰余金受入	15,867,451	31,653,530	32,088,525	40,071,348	51,907,640
支 出	463,574,836	463,376,950	1,943,745,611	435,804,275	437,129,724
業務取扱費	281,603,463	257,761,783	219,128,404	40,705,035	35,225,342
施設整備費	227,822	3,244,354	1,154,627	-	-
保険事業費	70,658,777	-	-	-	-
福祉施設事業費	89,553,351	-	-	-	-
社会保険オンライン費	-	121,807,531	113,720,921	88,845,790	58,512,281
年金相談等事業費	-	22,542,900	29,897,917	-	-

日本年金機構運営費	・	・	74,805,233	305,839,028	342,464,082
保健及福祉事業費	・	37,581,536	—	—	—
特別保健福祉事業費	1,230,000	18,997,886	—	—	—
独立行政法人福祉医療機構運営費	5,579,948	—	—	—	—
特別保健福祉事業費補助金	9,820,529	—	—	—	—
厚生年金勘定へ繰入	・	1,440,960	1,348,011,740	—	—
健康勘定へ繰入	・	・	・	414,422	361,507
一般勘定へ繰入	・	・	157,026,770	—	566,513
児童手当勘定へ繰入	4,589,499	—	—	—	—
船員保険特別会計へ繰入	311,447	—	—	—	—
収支差引剰余金	62,640,561	71,209,197	75,946,420	72,600,445	82,870,063
翌年度へ繰越	31,653,530	32,088,525	40,071,348	51,907,640	54,464,976
国民年金勘定積立金へ繰入	11,541,528	16,408,669	15,285,402	11,959,948	15,189,710
厚生年金勘定積立金へ繰入	6,329,957	8,509,267	14,720,011	7,729,253	12,380,367
事業運営安定資金へ繰入	12,830,707	—	—	—	—
健康勘定へ繰入	・	13,924,785	5,614,029	985,416	835,010
特別保健福祉事業資金へ繰入	284,839	277,952	255,630	18,188	—

(注) 1 「年金特別会計」の決算額による。

2 基礎年金勘定の「積立金」は、基礎年金制度が導入された昭和61年度より、国民年金法（昭和34年法律141号）に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものである。

3 国民年金勘定の「年度末積立金」は、年金積立金管理運用独立行政法人（平成17年度までは旧年金資金運用基金）で管理する積立金と年金特別会計で管理する積立金を合わせた年金積立金全体である。

資料：平成19年度は社会保険庁「事業年報」、平成20年度以降は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/101.xls>

6 農業者年金基金

第101表 農業者年金被保険者数

年度末現在（単位 人）

区分	総数	通常加入	政策支援 加入	政策支援						未分類
				区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
平成19年度(2007)	59,179	35,649	22,851	18,717	15	3,719	283	117	・	679
20 (2008)	57,216	34,176	22,774	17,927	15	4,424	295	113	・	266
21 (2009)	55,636	32,793	22,669	16,973	19	5,276	287	114	・	174
22 (2010)	54,041	31,624	22,305	16,004	17	5,925	256	103	・	112
23 (2011)	52,222	37,479	12,653	6,407	24	5,873	266	83	・	2,090

(注) 平成14年1月の制度改革により項目等の変更があった。

項目説明は、以下のとおり。

通常加入：保険料の助成を受けずに加入している者

政策支援区分1：認定農業者及び青色申告者の両方に該当している者

政策支援区分2：認定就農者及び青色申告者の両方に該当している者

政策支援区分3：区分1又は2の要件を具備している者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は直系卑属の後継者

政策支援区分4：認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者

政策支援区分5：35歳未満の直系卑属の農業後継者で35歳まで（25歳未満の者は10年以内）に認定農業者で青色申告者となることを約束した者

政策支援区分6：旧制度加入者への特例措置による政策支援対象者（平成16年12月31日までの特例措置）

未分類：これまで加入していた区分で政策支援が不該当になり、新たな保険料額の決定がなされていない者

資料：独立行政法人農業者年金基金「数字で見るのうねん」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/102.xls>

第102表 農業者年金受給権者状況

(単位 金額：千円)

区分		平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
経営移譲年金	人員	522,867	496,387	469,446	440,553	410,836
	金額	77,226,755	75,979,151	74,336,271	72,258,695	70,021,023
農業者老齢年金	人員	437,997	75,321,126	385,848	357,718	329,996
	金額	411,784	71,956,575	68,506,258	64,546,850	60,663,822

資料：独立行政法人農業者年金基金「数字で見るのうねん」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/103.xls>

第103表 農業者年金年金勘定経理状況

平成23年4月1日～平成24年3月31日（単位 千円）

区 分	特例付加 年金勘定	農業者老齢 年金等勘定	旧年金勘定	農地売買 貸借等勘定	調整	計
収 益	2,499,985	17,789,632	133,378,215	137,147	△ 68,445	153,736,534
経 常 収 益	2,499,985	17,789,632	133,378,215	132,109	△ 68,445	153,731,496
運 営 費 交 付 金 収 益	461,461	1,137,620	1,491,319	67,719	—	3,158,119
保 険 料 収 入	—	13,054,715	—	—	—	13,054,715
運 用 収 益	458,448	3,550,524	—	—	—	4,008,972
農 地 等 割 賦 利 息 収 入	—	—	—	3,353	—	3,353
貸 付 金 利 息 収 入	—	—	42,460	33,599	△ 42,460	33,599
補 助 金 等 収 益	1,561,978	—	122,824,823	—	—	124,386,801
財 源 措 置 予 定 額 収 益	—	—	8,900,000	—	—	8,900,000
資 産 見 返 運 営 費 交 付 金 戻 入	15,289	39,337	54,173	1,305	—	110,103
資 産 見 返 補 助 金 戻 入	9	10	491	134	—	643
雑 益	2,800	7,426	64,950	26,000	△ 25,985	75,191
臨 時 利 益	—	—	—	5,037	—	5,037
当 期 純 損 失	—	—	—	—	—	—
費 用	2,499,985	17,789,632	133,378,215	137,147	△ 68,445	153,736,534
経 常 費 用	2,499,849	17,789,340	134,231,572	111,526	△ 68,445	154,563,842
年 金 事 業 費	2,020,426	16,410,171	128,627,886	—	—	147,058,484
そ の 他 の 業 務 費	383,685	954,050	1,341,619	38,281	—	2,717,635
一 般 管 理 費	95,734	229,960	212,814	30,784	—	569,292
財 務 費 用	—	—	4,023,233	42,460	△ 42,460	4,023,233
雑 損	4	195,159	26,020	1	△ 25,985	195,198
臨 時 損 失	263	590	1,416	5,003	—	7,273
当 期 純 利 益	△ 128	△ 298	△ 854,773	20,618	—	△ 834,581

資料：独立行政法人農業者年金基金「財務諸表 平成23事業年度」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/104.xls>

7 国家公務員共済組合

第104表 国家公務員共済組合適用状況

区 分	組員数						
	計	長期組員	短期組員	継続長期	後期高齢者	任意継続	(再掲) 介護保険第2号 被保険者
平成19年度(2007)	1,088,028	1,055,044	143	2,998	・	29,843	544,046
20 (2008)	1,079,657	1,050,673	142	2,750	6	26,086	546,419
21 (2009)	1,066,506	1,040,716	146	2,885	4	22,755	544,705
22 (2010)	1,077,223	1,052,092	146	2,853	7	22,125	556,091
23 (2011)	1,081,127	1,056,221	150	2,858	5	21,893	567,748
平成23年度							
衆議院	2,659	2,563	—	—	1	95	1,466
参議院	1,314	1,273	—	—	—	41	838
内閣	9,318	8,966	60	168	—	124	4,926
総務省	7,956	7,704	15	139	—	98	4,854
法務省	29,961	29,187	6	66	—	702	17,965
外務省	6,067	5,933	6	14	—	114	1,732
財務省	80,110	77,924	5	324	—	1,857	49,852
文部科学省	162,180	158,543	8	387	2	3,240	89,154
厚生労働省	31,196	30,340	19	561	—	276	19,409
農林水産省	25,967	25,290	5	139	—	533	18,867
経済産業省	12,788	12,236	5	298	—	249	7,752
国土交通省	67,003	65,136	17	685	—	1,165	38,845
防衛省	261,653	259,302	4	1	1	2,345	102,503
裁判所	27,427	25,689	—	42	—	1,696	15,366
会計検査院	1,318	1,268	—	14	—	36	785
刑務	23,598	23,095	—	—	—	503	12,892
厚生労働省第二	64,415	63,276	—	6	—	1,133	27,974
林野庁	7,180	7,003	—	14	—	163	4,844
日本郵政	246,413	239,179	—	—	1	7,233	142,507
連合会職員	12,604	12,314	—	—	—	290	5,217

(注) 1 「長期組員」は短期保険及び長期保険両方の適用者、「短期組員」は短期保険のみの適用者である。

2 長期組員の「継続長期組員」とは、公社又は公益等に転出した後も引続き長期保険の適用を受ける組員である。

3 短期組員の「任意継続組員」とは、退職後も引続き短期保険の適用を受けることを希望した者である。

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/105.xls>

年度末現在

(再掲)前期 高齢者加入者	被扶養者数					組合員1人当り 被扶養者数	
	計	長期短期	任意継続	(再掲) 介護保険	(再掲) 前期高齢者		任意継続
・	1,324,182	1,296,541	27,641	265,633	・	1.23	0.93
3,907	1,259,486	1,238,767	20,719	263,104	23,905	1.18	0.79
3,609	1,234,033	1,215,764	18,269	259,570	21,851	1.17	0.80
3,612	1,234,282	1,216,785	17,497	260,186	20,148	1.16	0.79
4,076	1,224,542	1,207,154	17,388	258,797	18,931	1.14	0.79
5	1,772	1,712	60	428	45	0.67	0.63
2	1,105	1,077	28	299	22	0.85	0.68
61	10,886	10,762	124	2,545	161	1.19	1.00
62	7,756	7,696	60	2,172	133	1.00	0.61
18	33,327	32,723	604	8,185	533	1.12	0.86
40	7,659	7,548	111	1,065	73	1.27	0.97
49	96,482	94,810	1,672	25,379	1,338	1.22	0.90
2,673	161,265	158,830	2,435	38,058	2,735	1.00	0.75
52	32,980	32,782	198	7,671	774	1.08	0.72
13	37,269	36,768	501	9,561	686	1.45	0.94
20	14,652	14,413	239	3,737	173	1.18	0.96
66	91,926	90,833	1,093	23,912	992	1.39	0.94
31	335,576	333,311	2,265	53,310	3,888	1.29	0.97
325	23,332	22,669	663	5,661	507	0.88	0.39
3	1,160	1,135	25	347	15	0.90	0.69
26	32,169	31,733	436	7,445	271	1.37	0.87
118	40,473	39,982	491	6,474	942	0.63	0.43
3	9,943	9,822	121	2,869	123	1.40	0.74
482	277,307	271,155	6,152	58,259	5,344	1.13	0.85
27	7,503	7,393	110	1,420	176	0.60	0.38

第104表 国家公務員共済組合適用状況（前頁よりつづく）

年度末現在

区 分	組合員1人当り標準報酬月額							
	長期組合員	継続長期	後期高齢者 (長期適用)	短期組合員	任意継続	後期高齢者 (短期適用)	平均	
							短期適用	長期適用
平成19年度(2007)	412,818	533,002	・	1,171,818	359,277	・	419,843	413,158
20 (2008)	414,944	530,327	620,000	1,162,324	362,683	1,020,000	422,390	415,247
21 (2009)	409,961	524,960	620,000	1,175,479	364,731	967,500	418,333	410,279
22 (2010)	408,480	531,346	577,143	1,177,945	359,110	662,857	417,119	408,814
23 (2011)	410,533	531,753	578,000	1,182,000	350,953	686,000	419,463	410,861
平成23年度								
衆議院	473,923	—	620,000	—	455,158	1,210,000	505,492	473,980
参議院	504,768	—	—	—	480,488	—	544,673	504,768
内閣	473,768	554,107	—	1,170,000	416,452	—	507,529	475,246
総務省	444,942	473,813	—	1,190,000	364,286	—	460,544	445,453
法務省	440,968	574,091	—	1,180,000	394,117	—	453,514	441,268
外務省	481,331	602,857	—	1,210,000	462,281	—	520,316	481,617
財務省	459,753	541,451	—	1,210,000	405,950	—	466,143	460,091
文部科学省	443,476	490,207	620,000	1,187,500	378,299	905,000	452,187	443,592
厚生労働省	431,184	516,863	—	1,165,789	383,841	—	436,811	432,740
農林水産省	457,754	546,187	—	1,210,000	384,128	—	467,074	458,238
経済産業省	508,734	565,671	—	1,210,000	444,016	—	537,199	510,088
国土交通省	448,785	544,642	—	1,192,353	374,355	—	457,030	449,783
防衛省	364,924	530,000	410,000	1,210,000	322,547	410,000	368,620	364,925
裁判所	439,111	523,571	—	—	286,733	—	459,721	439,249
会計検査院	487,437	570,714	—	—	441,111	—	515,974	488,346
刑務	434,118	—	—	—	348,390	—	436,982	434,118
厚生労働省第二	377,085	535,000	—	—	321,527	—	416,551	377,100
林野庁	419,601	577,143	—	—	331,656	—	423,872	419,915
日本郵政	392,192	—	620,000	—	333,209	—	393,817	392,193
連合会職員	402,031	—	—	—	360,759	—	439,006	402,031

第105表 国家公務員共済組合短期部門給付決定状況

(i) 保健給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計	件数 22,427,281 金額 221,419,681	22,463,541 223,899,927	22,625,453 227,324,039	22,577,028 232,810,045	23,208,519 239,050,539
組 合 員 分	件数 7,929,151 金額 80,562,655	8,056,392 81,499,617	8,129,082 82,660,461	8,159,199 84,360,022	8,522,657 88,670,640
療 養 の 給 付	件数 5,691,413 日数 9,780,295 金額 63,250,517	5,712,050 9,747,475 63,206,138	5,705,570 9,458,117 63,300,062	5,646,632 9,350,125 64,017,965	5,841,891 9,520,201 66,421,058
訪 問 看 護 療 養 の 給 付	件数 617 日数 4,863 金額 32,867	747 5,770 41,921	765 5,555 39,162	733 5,418 38,624	782 6,148 45,418
入 院 時 食 事 ・ 生 活 療 養 の 給 付	件数 66,057 回数 1,624,913 金額 659,993	62,229 1,601,801 634,326	60,319 1,493,497 604,379	59,084 1,419,848 579,737	60,157 1,412,402 580,040
薬 剤 支 給	件数 1,991,777 金額 12,494,137	2,065,378 13,197,449	2,127,400 13,953,429	2,196,999 14,425,187	2,343,369 15,946,895
療 養 費	件数 235,865 金額 1,129,577	268,369 1,241,885	285,635 1,322,367	304,493 1,368,566	325,539 1,433,348
入 院 時 食 事 ・ 生 活 療 養 費	件数 56 回数 2,291 金額 644	30 667 246	26 761 312	21 226 122	16 250 92
移 送 費	件数 18 金額 1,000	12 7,467	22 1,711	19 1,620	16 873
出 産 費	件数 8,344 金額 2,928,110	8,761 3,112,060	8,593 3,375,011	9,360 3,875,459	10,080 4,188,327
埋 葬 料	件数 1,117 金額 65,808	1,075 58,126	1,097 64,028	963 52,742	980 54,588
被 扶 養 者 分	件数 14,498,130 金額 129,848,502	14,407,149 131,503,809	14,496,371 133,372,007	14,417,829 136,128,819	14,685,862 138,057,664
療 養 の 給 付	件数 9,955,442 日数 17,837,379 金額 98,476,523	9,797,110 17,330,777 99,058,579	9,785,377 16,884,404 99,380,533	9,616,590 16,577,847 101,055,504	9,742,245 16,462,441 101,729,586
訪 問 看 護 療 養 の 給 付	件数 3,707 日数 26,452 金額 152,827	4,143 24,049 176,101	4,367 25,157 189,264	4,778 28,709 219,628	5,545 34,135 263,280
入 院 時 食 事 ・ 生 活 療 養 の 給 付	件数 113,137 回数 3,018,682 金額 1,178,398	109,432 2,875,796 1,133,595	106,015 2,781,803 1,093,706	104,435 2,669,117 1,051,580	101,934 2,576,683 1,024,169
薬 剤 支 給	件数 4,211,239 金額 19,912,077	4,262,777 20,985,146	4,358,880 22,238,819	4,439,553 22,580,765	4,570,050 24,017,471
療 養 費	件数 300,645 金額 1,663,403	318,321 1,714,465	324,690 1,727,709	332,921 1,728,737	344,599 1,760,274
入 院 時 食 事 ・ 生 活 療 養 費	件数 52 回数 1,004 金額 400	73 1,457 580	70 1,185 428	37 660 259	56 899 410
移 送 費	件数 28 金額 1,186	23 1,058	23 1,475	21 755	14 475
配 偶 者 出 産 費	件数 23,568 金額 8,263,622	23,531 8,368,420	22,096 8,687,887	23,016 9,441,097	22,432 9,211,815
家 族 埋 葬 料	件数 3,501 金額 200,066	1,244 65,865	938 52,186	950 50,494	977 50,184
組 合 員 及 び 被 扶 養 者 分	件数 124,418 金額 11,008,525	109,117 10,896,500	115,098 11,291,571	116,864 12,321,204	117,611 12,322,235
高 額 療 養 費	件数 64,959 金額 5,744,657	52,030 3,955,782	51,208 3,622,460	69,271 8,936,240	71,781 9,172,964
高 額 療 養 の 給 付	件数 59,459 金額 5,263,868	57,087 6,940,718	63,890 7,669,111	47,592 3,384,952	45,830 3,149,271
高 額 介 護 合 算 療 養 費	件数 . 金額	1 12	— —

(注) 1 「組合員及び被扶養者分」の件数は、療養の給付及び療養費の件数の再掲であり、件数の合計には含まれていない。

2 「入院時食事・生活療養の給付」及び「入院時食事・生活療養費」の件数及び回数は再掲であり、件数の合計には含まれていない。

(ii) 休業給付

(単位 金額：千円)

区分		平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計	件数	86,149	87,776	80,958	77,746	77,343
	日数	2,646,293	2,713,518	2,600,766	2,344,950	1,906,739
	金額	9,080,778	10,104,896	9,655,427	10,401,736	10,872,787
傷病手当金	件数	21,277	22,244	23,678	23,325	21,447
	日数	416,658	433,032	465,588	456,846	432,081
	金額	2,258,808	2,375,045	2,478,744	2,407,083	2,368,630
出産手当金	件数	366	100	75	139	329
	日数	8,478	2,472	1,460	2,929	5,179
	金額	74,611	21,809	13,132	25,886	42,497
休業手当金	件数	93	98	88	79	98
	日数	318	371	282	429	596
	金額	1,733	2,438	1,926	3,771	2,989
育児休業手当金 (休業中分)	件数	58,045	58,736	50,821	48,891	53,007
	日数	1,164,471	1,175,480	1,007,518	964,517	1,059,064
	金額	4,635,300	4,706,955	4,094,207	5,379,930	7,303,011
育児休業手当金 (復職後分)	件数	5,513	5,628	5,536	4,634	1,832
	日数	1,045,408	1,090,650	1,117,059	911,799	401,714
	金額	2,048,467	2,936,816	3,019,919	2,538,843	1,110,457
介護休業手当金	件数	855	970	760	678	630
	日数	10,960	11,513	8,859	8,430	8,105
	金額	61,860	61,833	47,499	46,223	45,203

(iii) 災害給付

(単位 金額：千円)

区分		平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計	件数	338	115	131	83	7,966
	金額	148,876	81,424	107,785	75,991	4,790,322
弔 慰 金	件数	14	11	10	9	38
	金額	5,540	3,640	4,500	4,595	15,950
家族弔慰金	件数	3	6	9	4	77
	金額	1,176	1,974	3,150	1,274	23,394
災害見舞金	件数	321	98	112	70	7,851
	金額	142,160	75,810	100,135	70,122	4,750,978

(iv) 附加給付

(単位 金額：千円)

区 分		平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計	件数	233,858	209,106	203,132	194,422	197,160
	金額	9,388,288	8,885,163	8,999,097	8,716,930	11,376,143
家 族 療 養 費	件数	61,624	56,988	55,621	54,446	51,615
	金額	2,414,434	2,245,771	2,284,855	2,242,692	2,144,587
出 産 費	件数	1,008	1,067	674	91	112
	金額	20,350	21,340	13,480	1,820	2,240
配 偶 者 出 産 費	件数	9,752	9,821	5,760	225	219
	金額	195,370	196,540	115,470	4,500	4,440
埋 葬 料	件数	773	705	734	633	615
	金額	83,448	31,153	31,430	28,299	26,227
家 族 埋 葬 料	件数	2,520	865	662	679	678
	金額	281,245	38,582	27,770	29,491	29,727
傷 病 手 当 金	件数	7,433	7,690	8,986	8,773	8,659
	金額	1,279,146	1,363,530	1,496,610	1,387,317	1,374,044
そ の 他	件数	150,748	131,970	130,695	129,575	135,262
	金額	5,114,295	4,988,248	5,029,482	5,022,811	7,794,877

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/106.xls>

第106表 国家公務員共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況（診療費分）

（単位 金額：千円）

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	
組 合 員 分	件数	5,691,413	5,712,050	5,705,570	5,646,632	5,841,891
	日数	9,780,295	9,747,475	9,458,117	9,350,125	9,520,201
	金額	63,250,517	63,206,138	63,300,062	64,017,965	66,421,058
一 般 診 療	件数	4,564,618	4,567,545	4,565,259	4,502,402	4,654,718
	日数	7,352,309	7,261,690	7,116,247	7,035,035	7,162,423
	金額	53,303,266	53,026,929	53,284,088	53,965,851	56,117,351
入 院	件数	70,908	69,713	69,115	65,763	67,717
	日数	712,634	698,776	661,595	630,580	632,492
	金額	19,149,255	19,128,848	19,077,632	19,647,636	20,417,168
外 来	件数	4,493,710	4,497,832	4,496,144	4,436,639	4,587,001
	日数	6,639,675	6,562,914	6,454,652	6,404,455	6,529,931
	金額	34,154,011	33,898,081	34,206,456	34,318,215	35,700,183
歯 科 診 療	件数	1,126,795	1,144,505	1,140,311	1,144,230	1,187,173
	日数	2,427,986	2,485,785	2,341,870	2,315,090	2,357,778
	金額	9,947,252	10,179,209	10,015,974	10,052,114	10,303,707
被 扶 養 者 分	件数	9,955,442	9,797,110	9,785,377	9,616,590	9,742,245
	日数	17,837,379	17,330,777	16,884,404	16,577,847	16,462,441
	金額	98,476,523	99,058,579	99,380,533	101,055,504	101,729,586
一 般 診 療	件数	8,220,730	8,064,949	8,088,764	7,904,010	8,007,673
	日数	14,478,374	14,037,347	13,721,249	13,435,171	13,354,377
	金額	85,500,205	85,838,977	86,471,057	87,931,781	88,510,823
入 院	件数	131,612	128,617	125,808	124,273	120,658
	日数	1,318,439	1,288,341	1,242,543	1,201,471	1,163,488
	金額	31,930,425	32,401,156	32,332,577	34,883,464	34,881,891
外 来	件数	8,089,118	7,936,332	7,962,956	7,779,737	7,887,015
	日数	13,159,935	12,749,006	12,478,706	12,233,700	12,190,889
	金額	53,569,780	53,437,821	54,138,480	53,048,317	53,628,932
歯 科 診 療	件数	1,734,712	1,732,161	1,696,613	1,712,580	1,734,572
	日数	3,359,005	3,293,430	3,163,155	3,142,676	3,108,064
	金額	12,976,318	13,219,602	12,909,476	13,123,723	13,218,763

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/107.xls>

第107表 国家公務員共済組合短期部門給付諸率

(i) 保健給付

(単位 金額：円)

区 分		平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	
《組合員分》							
診 療 費	1000人当件数	5,207.94	5,265.11	5,290.44	5,277.95	5,417.48	
	1件当日数	1.72	1.71	1.66	1.66	1.63	
	1件当金額	11,113	11,065	11,094	11,337	11,370	
	1人当金額	57,878	58,261	58,694	59,838	61,596	
	一 般 診 療	1000人当件数	4,176.87	4,210.15	4,233.10	4,208.43	4,316.55
		1件当日数	1.61	1.59	1.56	1.56	1.54
		1件当金額	11,677	11,610	11,672	11,986	12,056
		1人当金額	48,775	48,878	49,407	50,442	52,040
	入 院	1000人当件数	64.88	64.26	64.09	61.47	62.80
		1件当日数	10.05	10.02	9.57	9.59	9.34
		1件当金額	270,058	274,394	276,027	298,764	301,507
		1人当金額	17,523	17,632	17,690	18,365	18,934
入 院 外	1000人当件数	4,111.98	4,145.90	4,169.01	4,146.96	4,253.75	
	1件当日数	1.48	1.46	1.44	1.44	1.42	
	1件当金額	7,600	7,537	7,608	7,735	7,783	
	1人当金額	31,253	31,246	31,718	32,078	33,107	
歯 科 診 療	1000人当件数	1,031.08	1,054.95	1,057.34	1,069.52	1,100.92	
	1件当日数	2.15	2.17	2.05	2.02	1.99	
	1件当金額	8,828	8,894	8,784	8,785	8,679	
	1人当金額	9,102	9,383	9,287	9,396	9,555	
出 産 費	1000人当件数	7.64	8.08	7.97	8.75	9.35	
埋 葬 料	1000人当件数	1.02	0.99	1.02	0.90	0.91	
《被扶養者分》							
診 療 費	1000人当件数	9,109.76	9,030.53	9,073.41	8,988.70	9,034.47	
	1件当日数	1.79	1.77	1.73	1.72	1.69	
	1件当金額	9,892	10,111	10,156	10,508	10,442	
	1人当金額	90,111	91,308	92,150	94,457	94,339	
一 般 診 療	1000人当件数	7,522.40	7,433.90	7,500.24	7,387.94	7,425.91	
	1件当日数	1.76	1.74	1.70	1.70	1.67	
	1件当金額	10,401	10,643	10,690	11,125	11,053	
	1人当金額	78,237	79,122	80,180	82,191	82,080	
入 院	1000人当件数	120.43	118.55	116.65	116.16	111.89	
	1件当日数	10.02	10.02	9.88	9.67	9.64	
	1件当金額	242,610	251,920	256,999	280,700	289,097	
	1人当金額	29,218	29,866	29,980	32,606	32,348	
入 院 外	1000人当件数	7,401.97	7,315.35	7,383.59	7,271.78	7,314.02	
	1件当日数	1.63	1.61	1.57	1.57	1.55	
	1件当金額	6,622	6,733	6,799	6,819	6,800	
	1人当金額	49,019	49,257	50,199	49,585	49,733	
歯 科 診 療	1000人当件数	1,587.35	1,596.63	1,573.17	1,600.76	1,608.55	
	1件当日数	1.94	1.90	1.86	1.84	1.79	
	1件当金額	7,480	7,632	7,609	7,663	7,621	
	1人当金額	11,874	12,185	11,970	12,267	12,258	
配 偶 者 出 産 費	1000人当件数	21.57	21.69	20.49	21.51	20.80	
家 族 埋 葬 料	1000人当件数	3.20	1.15	0.87	0.89	0.91	

(注) 短期部門給付決定状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

(ii) 休業給付

(単位 金額：円)

区 分		平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計	1000人当件数	78.83	80.91	75.07	72.67	71.72
	1件当日数	30.72	30.91	32.12	30.16	24.65
	1日当金額	3,432	3,724	3,713	4,436	5,702
傷病手当金	1000人当件数	19.47	20.50	21.96	21.80	19.89
	1件当日数	19.58	19.47	19.66	19.59	20.15
	1日当金額	5,421	5,485	5,324	5,269	5,482
出産手当金	1000人当件数	0.33	0.09	0.07	0.13	0.31
	1件当日数	23.16	24.72	19.47	21.07	15.74
	1日当金額	8,801	8,822	8,994	8,838	8,206
休業手当金	1000人当件数	0.09	0.09	0.08	0.07	0.09
	1件当日数	3.42	3.79	3.20	5.43	6.08
	1日当金額	5,451	6,572	6,831	8,790	5,015
育児休業手当金 (休業中分)	1000人当件数	53.11	54.14	47.12	45.70	49.16
	1件当日数	20.06	20.01	19.82	19.73	19.98
	1日当金額	3,981	4,004	4,064	5,578	6,896
育児休業手当金 (復職後分)	1000人当件数	5.04	5.19	5.13	4.33	1.70
	1件当日数	189.63	193.79	201.78	196.76	219.28
	1日当金額	1,959	2,693	2,703	2,784	2,764
介護休業手当金	1000人当件数	0.78	0.89	0.70	0.63	0.58
	1件当日数	12.82	11.87	11.66	12.43	12.87
	1日当金額	5,644	5,371	5,362	5,483	5,577

(注) 短期部門給付決定状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

(iii) 災害給付

(単位 金額：円)

区 分		平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計	1000人当件数	0.31	0.11	0.12	0.08	7.39
	1件当金額	440,462	708,035	822,786	915,554	601,346
弔 慰 金	1000人当件数	0.01	0.01	0.01	0.01	0.04
	1件当金額	395,714	330,909	450,000	510,556	419,737
家族弔慰金	1000人当件数	0.00	0.01	0.01	0.00	0.07
	1件当金額	392,000	329,000	350,000	318,500	303,818
災害見舞金	1000人当件数	0.29	0.09	0.10	0.07	7.28
	1件当金額	442,866	773,571	894,063	1,001,743	605,143

(注) 短期部門給付決定状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/108.xls>

第108表 国家公務員共済組合長期部門支払状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計					
件数	5,971,869	6,216,905	6,469,369	6,702,981	6,894,663
金額	1,673,370,481	1,673,624,007	1,677,505,734	1,681,726,826	1,666,456,122
退職共済年金					
件数	3,262,375	3,540,056	3,818,743	4,080,920	4,302,260
金額	861,843,281	884,839,168	912,816,465	940,837,111	952,365,162
障害共済年金					
件数	37,505	39,058	41,003	43,315	45,891
金額	5,884,625	6,151,766	6,371,545	6,871,031	7,218,823
遺族共済年金					
件数	1,243,305	1,300,172	1,631,256	1,419,178	1,476,183
金額	300,807,213	312,017,946	322,023,365	331,779,018	339,708,468
退職年金					
件数	716,819	660,958	606,624	552,975	500,056
金額	310,560,944	285,364,368	260,856,995	236,606,241	211,972,234
減額退職年金					
件数	359,143	343,893	328,350	312,263	295,404
金額	117,610,037	112,811,628	107,212,633	101,703,091	95,657,016
通算退職年金					
件数	27,646	25,484	23,437	21,380	19,165
金額	3,521,674	3,266,393	2,989,501	2,707,680	2,429,313
退職一時金					
件数	251	397	494	594	780
金額	223,345	307,611	365,955	398,991	537,791
障害年金					
件数	19,935	18,913	17,817	16,708	15,611
金額	6,548,979	6,199,143	5,816,370	5,375,096	4,946,014
障害一時金					
件数	1	—	5	2	3
金額	1,413	—	14,164	3,098	2,938
遺族年金					
件数	301,265	284,436	268,364	252,644	236,534
金額	65,619,588	61,926,377	58,362,855	54,843,313	51,086,172
通算遺族年金					
件数	2,142	2,020	1,921	1,775	1,678
金額	116,818	112,826	101,052	93,431	86,263
死亡一時金					
件数	20	151	74	43	33
金額	36,194	68,435	54,513	24,493	23,241
船員給付					
件数	1,296	1,217	1,143	1,058	962
金額	538,060	505,178	470,504	439,421	387,976
公務災害給付					
件数	166	150	138	126	103
金額	58,310	53,169	49,819	44,809	34,712

(注) 1 「退職一時金」には返還一時金、脱退一時金、短期在留脱退一時金を含み、「死亡一時金」には特例死亡一時金を含む。

2 本表における各種年金の件数は、各支払期の支払件数の合計である。

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/109.xls>

第109表 国家公務員共済組合長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計	97,533	118,765	112,617	104,455	110,076
人員	97,533	118,765	112,617	104,455	110,076
金額	117,019,699	132,036,181	122,274,212	109,591,105	118,627,400
退職共済年金	81,815	99,417	94,666	84,876	90,836
人員	81,815	99,417	94,666	84,876	90,836
金額	94,549,690	105,190,424	97,290,037	82,836,429	92,671,029
障害共済年金	859	1,022	987	1,081	1,021
人員	859	1,022	987	1,081	1,021
金額	891,758	1,058,342	1,021,167	1,095,259	1,024,592
遺族共済年金	14,839	18,295	16,938	18,473	18,205
人員	14,839	18,295	16,938	18,473	18,205
金額	21,546,446	25,759,744	23,938,567	25,638,039	24,925,634
退職年金	8	6	9	5	2
人員	8	6	9	5	2
金額	15,349	15,961	18,816	8,327	2,611
減額退職年金	1	0	0	2	0
人員	1	0	0	2	0
金額	1,846	0	0	2,953	0
通算退職年金	3	14	13	12	11
人員	3	14	13	12	11
金額	453	4,711	3,003	4,858	2,295
障害年金	5	1	1	0	1
人員	5	1	1	0	1
金額	12,212	1,292	1,679	0	1,240
遺族年金	2	5	1	3	0
人員	2	5	1	3	0
金額	1,890	4,851	792	3,994	0
通算遺族年金	1	5	2	3	0
人員	1	5	2	3	0
金額	57	856	152	246	0
船員年金	0	0	0	0	0
人員	0	0	0	0	0
金額	0	0	0	0	0
公務災害給付	0	0	0	0	0
人員	0	0	0	0	0
金額	0	0	0	0	0

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計	1,045,563	1,093,688	1,138,514	1,178,227	1,210,045
人員	1,045,563	1,093,688	1,138,514	1,178,227	1,210,045
金額	1,758,797,338	1,772,454,187	1,791,879,832	1,785,181,924	1,787,601,224
退職共済年金	580,439	631,403	678,896	721,747	757,954
人員	580,439	631,403	678,896	721,747	757,954
金額	922,873,743	955,993,177	993,240,433	1,005,996,328	1,032,765,639
障害共済年金	11,100	11,784	12,446	13,143	13,757
人員	11,100	11,784	12,446	13,143	13,757
金額	11,289,383	11,948,214	12,553,051	13,212,075	13,729,759
遺族共済年金	217,557	229,312	239,782	250,614	260,181
人員	217,557	229,312	239,782	250,614	260,181
金額	319,399,164	334,459,506	347,780,729	361,117,836	370,699,580
退職年金	116,653	107,151	98,652	89,870	81,294
人員	116,653	107,151	98,652	89,870	81,294
金額	307,411,410	281,622,849	258,615,259	234,903,462	210,883,084
減額退職年金	59,138	56,565	54,134	51,383	48,672
人員	59,138	56,565	54,134	51,383	48,672
金額	118,087,661	112,968,865	108,117,111	102,597,092	96,820,870
通算退職年金	4,533	4,193	3,891	3,543	3,185
人員	4,533	4,193	3,891	3,543	3,185
金額	3,668,441	3,405,856	3,154,247	2,858,471	2,570,779
障害年金	3,868	3,677	3,486	3,285	3,093
人員	3,868	3,677	3,486	3,285	3,093
金額	7,614,089	7,205,472	6,759,475	6,300,556	5,843,751
遺族年金	51,670	49,028	46,691	44,135	41,431
人員	51,670	49,028	46,691	44,135	41,431
金額	67,739,823	64,183,954	61,043,971	57,624,232	53,771,738
通算遺族年金	364	351	327	313	302
人員	364	351	327	313	302
金額	125,910	119,759	111,304	105,938	101,365
船員年金	215	201	187	175	160
人員	215	201	187	175	160
金額	532,428	496,716	457,539	424,731	383,275
公務災害給付	26	23	22	19	16
人員	26	23	22	19	16
金額	55,287	49,819	46,711	41,203	31,383

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/110.xls>

第110表 国家公務員共済組合長期部門1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
《年金》					
新規裁定	1,199,796	1,111,743	1,085,753	1,049,171	1,077,686
退職共済年金	1,155,652	1,058,073	1,027,719	975,970	1,020,202
障害共済年金	1,038,135	1,035,559	1,034,617	1,014,116	1,003,518
遺族共済年金	1,452,015	1,408,021	1,413,305	1,387,865	1,369,164
退職年金	1,918,573	2,660,150	2,090,700	1,665,380	1,305,500
減額退職年金	1,845,900	0	0	1,476,350	0
通算退職年金	151,100	336,514	231,008	404,808	208,519
障害年金	2,442,360	1,291,900	1,679,300	0	1,239,900
遺族年金	944,800	970,260	792,000	1,331,300	0
通算遺族年金	56,800	171,200	75,850	82,133	0
船員年金	0	0	0	0	0
年度末現在	1,682,153	1,620,612	1,573,876	1,515,143	1,477,301
退職共済年金	1,589,958	1,514,078	1,463,023	1,393,835	1,362,570
障害共済年金	1,017,062	1,013,935	1,008,601	1,005,256	998,020
遺族共済年金	1,468,117	1,458,535	1,450,404	1,440,932	1,424,776
退職年金	2,635,264	2,628,280	2,621,490	2,613,814	2,594,079
減額退職年金	1,996,815	1,997,151	1,997,213	1,996,713	1,989,252
通算退職年金	809,274	812,272	810,652	806,794	807,152
障害年金	1,968,482	1,959,606	1,939,035	1,917,977	1,889,347
遺族年金	1,311,009	1,309,129	1,307,403	1,305,636	1,297,862
通算遺族年金	345,907	341,194	340,380	338,460	335,647
船員年金	2,476,409	2,471,224	2,446,735	2,427,034	2,395,469
公務災害給付	2,126,423	2,166,043	2,123,205	2,168,579	1,961,413
《一時金》					
退職一時金	889,821	774,838	740,800	671,702	689,476
障害一時金	1,413,400	0	2,832,840	1,549,200	979,200

(注) 「退職一時金」には、返還一時金、脱退一時金、短期在留脱退一時金を含む。

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/111.xls>

第111表 国家公務員共済組合短期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
利 益	548,703,289	546,332,507	564,854,303	593,335,517	623,136,133
負 担 金 収 入	238,214,188	238,348,702	250,385,422	250,187,537	259,823,392
短 期 負 担 金 収 入	219,329,321	219,412,186	234,171,731	231,443,048	238,476,415
介 護 負 担 金 収 入	18,884,867	18,936,516	16,213,691	18,744,490	21,346,977
掛 金 収 入	245,980,264	245,008,808	256,705,445	256,660,144	266,474,808
短 期 掛 金 収 入	226,124,033	225,241,934	239,882,123	237,249,833	244,387,376
介 護 掛 金 収 入	19,856,231	19,766,874	16,823,323	19,410,311	22,087,431
雑 収 入	537	5,668	2,863,759	204,175	80,629
国 庫 補 助 金 収 入	—	24,470	287	—	—
交 付 金 収 入	500,000	800,000	100,000	929,676	880,403
支 払 準 備 金 戻 入	39,962,129	40,009,358	40,497,545	40,568,685	42,004,674
受 取 利 息	1,478,825	1,832,599	1,825,028	462,175	403,059
短 期 受 取 利 息	1,473,344	1,826,454	1,823,366	461,495	402,491
介 護 受 取 利 息	5,481	6,145	1,662	681	568
有 価 証 券 利 息	122,573	44,711	19,578	11,532	6,941
受 取 配 当 金	753,996	799,605	871,703	949,154	1,053,244
有 価 証 券 売 却 益	11,177,248	7,163	72	36,450	9,595,592
貸 付 金 利 息	114,321	80,741	106,554	47,490	—
償 還 差 益	520	4,233	273	603	472
還 付 金 収 入	55,190	49,981	11,310	10,908	11,838
賠 償 金 収 入	189,410	209,776	227,226	160,647	205,537
雑 益	18	206	220	201	34
前 期 損 益 修 正 益	367,183	295,237	287,915	271,512	318,934
当 期 損 失 金	9,786,884	18,811,248	10,051,966	42,834,626	42,276,577
当 期 短 期 損 失 金	9,490,459	18,735,056	6,858,976	41,747,610	41,823,269
当 期 介 護 損 失 金	296,426	76,192	3,192,989	1,087,016	453,308
損 失	548,703,289	546,332,507	564,854,303	593,335,517	623,136,133
短 期 給 付 金	237,238,133	240,293,787	243,383,148	249,276,427	263,393,721
保 健 給 付	215,540,732	218,312,633	221,951,448	229,823,319	237,149,183
直 営 保 健 給 付	2,103,830	1,952,603	1,915,703	1,883,723	1,901,362
連 合 会 直 営 保 健 給 付	3,775,119	3,634,690	3,456,888	1,103,767	—
休 業 給 付	9,080,778	10,104,896	9,655,427	10,401,736	10,872,787
災 害 給 付	148,876	81,424	107,785	75,991	4,790,322
附 加 給 付	6,588,798	6,207,541	6,295,897	5,987,890	8,680,068
老 人 保 健 拠 出 金	98,938,177	18,690,606	8,473,723	999,596	39,516
退 職 者 給 付 拠 出 金	103,972,144	41,968,645	23,974,706	19,529,232	26,924,701
前 期 高 齢 者 納 付 金 等	・	72,316,434	85,991,483	124,425,726	125,047,075
後 期 高 齢 者 支 援 金 等	・	84,818,678	101,223,950	105,914,715	109,422,525
病 床 転 換 支 援 金 等	・	55,033	82,460	—	—
介 護 納 付 金	38,191,713	35,723,625	36,059,980	39,200,013	43,248,692
一 部 負 担 金 返 還 金	18,528	13,858	15,505	14,008	10,996
一 部 負 担 金 払 戻 金	2,799,490	2,677,622	2,703,200	2,737,608	2,696,075
委 託 費	163,200	184,640	196,971	186,436	123,323
雑 費	1	5,658	7,108	8,877	10,396
業 務 経 理 へ 繰 入	278,863	398,378	445,838	545,331	547,835
支 払 準 備 金 繰 入	40,009,358	40,497,545	41,166,406	42,004,674	44,350,132
有 価 証 券 売 却 損	5	—	—	—	—
前 期 損 益 修 正 損	113,129	54,495	68,248	52,977	46,569
当 期 利 益 金	26,980,547	8,605,490	21,029,798	8,434,852	7,188,254
当 期 短 期 利 益 金	26,115,825	5,545,883	20,859,351	8,392,663	6,551,621
当 期 介 護 利 益 金	864,723	3,059,607	170,447	42,189	636,634
支 払 利 息	—	27,848	31,553	—	4
償 還 差 損	—	—	—	2,658	—
雑 損	—	164	227	2,387	86,318

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/112.xls>

第112表 国家公務員共済組合長期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
利 益	2,125,712,331 (429,429,847)	2,195,762,498 (353,784,559)	2,189,079,410 (335,651,708)	2,244,763,115 (426,464,221)	2,258,994,123 (407,731,083)
負 担 金 収 入	1,119,900,371	1,050,884,141	1,099,353,905	1,212,849,032	1,225,890,199
掛 金 収 入	516,513,148	520,837,784	515,322,688	513,612,072	525,624,002
基 礎 年 金 交 付 金 収 入	144,622,252	135,018,697	126,067,574	112,980,877	103,066,922
財 政 調 整 抛 出 金 収 入	62,443,229	71,384,917	88,420,032	48,220,414	9,705,575
退 職 一 時 金 等 返 還 金 収 入	2,468,037	2,732,679	3,007,028	3,271,364	3,228,401
移 換 金 収 入	1,821	2,519	1,303	892	631
雑 収 入	68,858	38,474	65,715	109,793	76,525
受 取 利 息	90,311,461	84,110,707	82,590,304	82,284,144	80,740,833
信 託 収 益	145,758,535	68,864,107	51,478,081	72,374,640	51,528,803
貸 貸 料	13,624,985	13,143,358	12,880,821	12,541,931	12,236,828
当 期 損 失 金	・	243,099,841	205,318,004	183,534,343	237,162,381
前 期 損 益 修 正 益	772,763	573,264	674,739	669,391	816,813
固 定 資 産 売 却 益	29,226,872	5,072,011	3,899,216	2,314,226	8,916,209
損 失	2,125,712,331	2,195,762,498	2,189,079,410	2,244,763,115	2,258,994,123
長 期 給 付 金	1,673,370,481	1,673,624,007	1,677,505,764	1,681,726,826	1,666,456,122
退 職 給 付	1,293,759,282	1,286,589,168	1,284,241,578	1,282,253,115	1,262,961,516
障 害 給 付	12,435,017	12,350,909	12,202,079	12,249,225	12,167,775
遺 族 給 付	366,579,813	374,125,583	380,541,785	386,740,256	390,904,144
公 務 災 害 給 付	58,310	53,169	49,819	44,809	34,712
船 員 給 付	538,060	505,178	470,504	439,421	387,976
保 險 料	1,714	1,572	1,476	1,370	1,251
負 担 金	1,821,996	1,652,998	1,622,778	1,570,432	1,522,809
消 費 税	19,310	13,611	34,339	100,757	129,065
基 礎 年 金 抛 出 金	441,681,431	449,288,707	481,072,091	532,535,938	564,411,717
年 金 保 険 者 抛 出 金	2,682,433	2,678,529	2,770,490	2,294,659	2,272,270
信 託 運 用 損	3,955,665	66,829,136	24,468,443	24,733,355	22,466,959
未 収 給 付 金 償 却 額	41,952	53,962	19,516	18,019	15,907
雑 費	172,325	102,725	84,623	105,775	48,264
業 務 経 理 へ 繰 入	1,478,280	1,509,094	1,453,405	1,661,403	1,620,846
雑 損	・	11	—	—	—
前 期 損 益 修 正 損	49,336	6,969	45,511	10,446	46,511
当 期 利 益 金	437,406	—	—	—	—
固 定 資 産 売 却 損	—	1,178	1,004	4,135	2,402
年 度 末 現 在 長 期 給 付 積 立 金	8,814,183,848	8,571,084,007	8,365,766,004	8,182,231,661	7,945,069,280

(注) 1 () 内は、追加費用の再掲である。

2 「退職給付」には、通算退職年金、返還一時金、脱退一時金、短期在留脱退一時金を含む。

3 「遺族給付」は、死亡一時金、特例死亡一時金を含む。

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」、一部財務省主計局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/113.xls>

第113表 国家公務員共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
利益	23,391,551	44,837,840	60,061,120	6,799,396	6,900,247
負担金収入	21,494,086	42,701,476	58,035,745	4,446,351	3,808,932
移換金	—	—	—	—	—
雑収入	67,894	70,435	67,908	60,285	59,975
国庫補助金収入	68,138	129,373	41,245	38,966	36,818
短期経理より受入	278,863	398,378	445,808	545,331	547,835
長期経理より受入	1,478,280	1,509,094	1,453,405	1,661,403	1,620,846
受取利息	2,756	3,119	2,344	2,715	1,527
雑益	—	—	—	0	1
前期損益修正益	1,534	365	1,967	20	290
当期損失	—	25,600	12,697	44,325	824,023
損失	23,391,551	44,837,840	60,061,120	6,799,396	6,900,247
職員給与	1,572,853	1,614,100	1,534,491	1,532,790	1,882,968
厚生費	9,806	9,908	8,423	17,713	19,020
旅費	40,506	35,495	35,345	40,544	35,246
事務費	1,575,696	1,652,144	1,615,460	1,649,244	1,667,168
その他の	1,847,620	2,281,300	1,954,914	2,671,992	2,972,501
連合会へ繰入	18,063,733	38,846,471	53,417,915	—	—
前期損益修正損	60	79	4,922	46,495	6,780
当期利益	281,278	398,342	1,489,649	840,618	316,563

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/114.xls>

第114表 国家公務員共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
利 益	24,885,941	24,966,009	24,288,968	24,333,449	24,924,550
負担金収入	6,556,262	6,551,405	6,436,458	5,842,433	5,830,229
掛金収入	6,818,037	6,778,839	6,641,699	5,996,440	5,994,774
施設収入	276,196	256,711	235,815	230,053	223,596
受託業務手数料収入	1,474,900	1,230,559	1,079,918	1,038,772	885,911
国庫補助金収入	103,374	83,691	75,895	86,420	128,613
交付金収入	371,546	358,438	352,875	340,895	343,637
独立行政法人補助金収入	1,464,748	1,562,937	1,680,288	1,850,003	1,951,940
繰入金受入	7,478,210	7,448,307	6,706,351	6,978,237	6,995,516
受取利息等	222,583	450,778	66,570	41,856	34,388
その他	4,247	12,752	10,025	15,361	2,749
前期損益修正益	14,688	7,660	4,466	3,735	7,714
固定資産売却益	37,831	7,479	170	437	28,364
当期損失金	63,319	216,452	998,437	1,908,808	2,497,120
損 失	24,885,941	24,966,009	24,288,968	24,333,449	24,924,550
職員給与	402,639	395,538	370,426	362,879	372,193
厚生費	11,230,836	11,903,343	12,045,924	11,822,223	12,454,521
旅費	25,899	20,825	19,626	20,709	20,529
事務費	50,647	58,295	50,745	45,126	54,171
連合会繰入金	4,638,159	4,628,257	4,532,851	4,443,685	4,432,291
他経理への繰入	4,691,278	4,686,167	4,589,492	4,401,617	4,396,420
他経理へ相互繰入	1,461,395	1,229,420	1,040,401	995,298	847,111
その他	906,336	1,049,829	1,002,294	1,017,293	1,022,402
前期損益修正損	5,806	1,859	34,934	8,731	26,004
固定資産売却損	176	153	144	189	—
固定資産除却損	5,147	7,675	8,679	2,138	5,611
医療経理へ特別繰入	—	—	—	—	—
当期利益金	1,467,625	984,648	593,452	1,213,561	1,293,297

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/115.xls>

第115表 国家公務員共済組合旧令共済年金受給権者状況

年度末現在（単位 金額：千円）

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計 人 員	1,864	1,612	1,351	1,125	969
金 額	2,324,823	2,031,913	1,724,804	1,465,792	1,270,094
1人当金額	1,247	1,260	1,277	1,303	1,311
退 職 年 金 人 員	50	42	24	15	8
金 額	58,019	48,480	27,192	16,998	9,069
1人当金額	1,160	1,154	1,133	1,133	1,134
障 害 年 金 人 員	2	2	2	2	2
金 額	1,248	1,248	1,248	1,248	1,248
1人当金額	624	624	624	624	624
遺 族 年 金 人 員	1,340	1,139	935	752	637
金 額	1,235,753	1,049,360	858,609	688,676	582,566
1人当金額	922	921	918	916	915
公 務 傷 病 年 金 人 員	109	99	84	76	65
金 額	371,489	337,689	290,609	261,929	223,146
1人当金額	3,408	3,411	3,460	3,446	3,433
公 務 傷 病 遺 族 年 金 人 員	137	133	135	134	128
金 額	214,815	208,521	211,515	210,094	200,653
1人当金額	1,568	1,568	1,567	1,568	1,568
殉 職 年 金 人 員	226	197	171	146	129
金 額	443,499	386,615	335,631	286,847	253,412
1人当金額	1,962	1,963	1,963	1,965	1,964

(注) 年金支給額の算定上、人員、金額とも各年度の2月末の数値で表示している。

資料：国家公務員共済組合連合会調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/116.xls>

第116表 国家公務員共済組合、地方公務員共済組合における所要財源率

平成25年度（単位：%）

区分	短期給付			長期給付		
	組合員掛金率	国庫（地方）負担率	計	組合員掛金率	国庫（地方）負担率	整理資源率
国家公務員共済組合						
衆議院	40.65	40.65	81.30	82.850	83.250	発生額 負担方式
参議院	34.17	34.17	68.34			
内閣	43.35	43.35	86.70			
総務省	46.95	46.95	93.90			
法務省	48.86	48.86	97.72			
外務省（本土）	42.66	42.66	85.32			
外務省（在外）	24.17	24.17	48.34			
財務省	47.42	47.42	94.84			
文部科学省	45.89	45.89	91.78			
厚生労働省	52.31	52.31	104.62			
農林水産省	51.96	51.96	103.92			
経済産業省	48.11	48.11	96.22			
国土交通省	51.34	51.34	102.68			
防衛省（自衛官）	43.50	43.50	87.00			
防衛省（文官）	46.58	46.58	93.16			
裁判所	41.55	41.55	83.10			
会計検査院	36.57	36.57	73.14			
刑務省	51.81	51.81	103.62			
厚生労働省第二	46.78	46.78	93.56			
社会保険職員	—	—	—			
林野庁	57.41	57.41	114.82			
日本郵政	54.96	54.96	109.92			
連合会職員	38.45	38.45	76.90			
地方公務員共済組合						
地方職員	68.29	68.29	136.58	103.5625 (82.85)	103.5625 (82.85)	
	(54.62)	(54.62)	(109.24)			
公立学校	58.50	58.50	117.00			
	(46.80)	(46.80)	(93.60)			
警察	60.49	60.49	120.98			
	(48.39)	(48.39)	(96.78)			
東京都職員	55.0825	55.0825	110.165			
	(44.06)	(44.06)	(88.12)			
指定都市職員	55.70～83.25	55.70～83.25	111.40～166.50			
	(44.56～66.60)	(44.56～66.60)	(89.12～133.20)			
都市職員	67.15～71.4125	67.15～71.4125	134.30～142.825			
	(53.72～57.13)	(53.72～57.13)	(107.44～114.26)			
市町村職員	53.825～83.4625	53.825～83.4625	107.65～166.925			
	(43.06～66.77)	(43.06～66.77)	(86.12～133.54)			

(注) 1 短期給付における指定都市職員共済組合の率は、札幌市職員共済組合、横浜市職員共済組合、川崎市職員共済組合、名古屋市職員共済組合、京都市職員共済組合、大阪市職員共済組合、神戸市職員共済組合、広島市職員共済組合、北九州市職員共済組合及び福岡市職員共済組合のものであり、都市職員共済組合の率は、北海道都市職員共済組合、仙台市職員共済組合及び愛知県都市職員共済組合のものである。

2 長期給付は一般組合員に係る率である。

3 財源率は給料に対する率であり、() 書は期末手当等に対する率である。

4 短期給付の財源率には、介護財源率、福祉財源率を含む。

5 国家公務員共済組合、地方公務員共済組合とも平成25年9月1日現在である。

資料：国家公務員共済組合は財務省主計局調べ、地方公務員共済組合は総務省自治行政局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/117.xls>

8 地方公務員等共済組合

第117表 地方公務員等共済組合適用状況

区 分	組 合 数	組 合 員 数						任意継続	継続長期
		合計	短期長期	短期	長 期	特例継続 (再掲)			
平成19年度(2007)	67	3,056,803	2,757,389	—	233,550	—	64,665	1,199	
20 (2008)	65	3,019,610	2,748,705	—	195,644	—	74,106	1,155	
21 (2009)	65	2,984,676	2,824,544	—	81,875	—	77,032	1,225	
22 (2010)	64	2,954,827	2,865,983	—	11,281	—	76,409	1,154	
23 (2011)	64	2,931,381	2,845,870	—	11,133	—	73,282	1,096	
平成23年度									
地方職員共済組合	1	314,294	296,741	—	11,085	—	6,257	211	
公立学校共済組合	1	984,642	954,496	—	—	—	30,135	11	
警察共済組合	1	295,437	291,719	—	—	—	3,624	94	
東京都職員共済組合	1	124,991	122,417	—	1	—	2,100	473	
指定都市職員共済組合	10	174,682	171,785	—	—	—	2,675	222	
市町村職員共済組合	47	27,487	—	—	—	—	27,487	—	
都市職員共済組合	3	1,004	—	—	—	—	1,004	—	
全国市町村職員共済組合連合会	—	1,008,844	1,008,712	—	47	—	—	85	

(注)1 「短期長期」は短期保険及び長期保険両方の適用者、「短期」は短期保険のみの適用者、「長期」は長期保険のみの適用者、「任意継続」は退職後も引続き短期保険の適用を受けることを希望した者、「継続長期」は公社又は公庫等に転出した後も引続き長期保険の適用を受ける者である。

2 「本棒月額」は、年度末1月間(毎年度3月)に支給したものの平均である。

3 地方職員共済組合には、団体共済部を含む。

4 「市町村職員共済組合」及び「都市職員共済組合」において行われていた長期給付事業を「全国市町村職員共済組合連合会」に集約し、一元的に処理されることになった。

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/118.xls>

年度末現在

被扶養者数				組合員1人当り本俸月額					
被扶養者数	任意継続 (再掲)	組合員1人当り 被扶養者数	任意継続	平均	短期長期	短期	長期	任意継続	継続長期
3,023,632	49,236	1.07	0.66	351,852	353,308	—	344,530	316,617	386,597
3,072,156	51,668	1.06	0.67	347,478	348,707	—	338,044	312,008	373,353
3,083,430	51,401	1.05	0.67	344,485	345,500	—	329,372	308,279	370,150
3,015,287	49,279	1.03	0.67	342,003	342,983	—	326,469	305,652	388,073
352,968	4,706	1.16	0.75	340,451	341,822	—	325,529	301,253	359,147
880,087	18,104	0.89	0.60	372,026	373,887	—	—	313,094	374,091
386,785	3,131	1.31	0.86	324,306	324,680	—	—	293,033	368,330
104,739	993	0.84	0.47	311,508	311,634	—	620,000	283,830	401,161
197,582	1,851	1.13	0.69	330,274	330,486	—	—	310,062	409,730
1,042,028	19,848	1.06	0.72	301,662	—	—	—	301,662	—
51,098	646	0.99	0.64	298,347	—	—	—	298,347	—
—	—	—	—	325,319	325,307	—	541,872	—	354,141

第118表 地方公務員等共済組合短期部門給付支給状況

(i) 保健給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計	件数 65,052,664 金額 641,499,989	65,502,055 652,531,747	66,441,031 667,669,095	68,491,860 701,680,451	70,239,465 721,097,469
組 合 員 分	件数 30,892,650 金額 303,739,342	31,407,584 307,863,327	31,895,421 314,203,224	33,087,148 329,712,369	33,961,363 338,736,281
療 養 の 給 付	件数 21,601,500 日数 37,288,232 金額 234,769,692	21,686,132 36,832,698 235,505,851	21,819,005 36,279,695 236,329,174	22,339,482 37,028,160 246,228,618	22,742,886 37,097,069 249,847,205
入院時食事・生活療養の給付	件数 238,377 回数 5,951,030 金額 2,340,157	232,659 5,672,781 2,272,157	227,030 5,614,934 2,168,380	229,030 5,390,346 2,158,257	227,505 5,247,560 2,112,524
訪問看護療養の給付	件数 1,682 日数 11,964 金額 82,293	1,889 13,516 97,640	2,140 15,741 107,953	2,211 15,218 111,249	2,349 16,745 123,291
療 養 費	件数 1,129,624 金額 5,408,474	1,235,967 5,841,580	1,313,817 6,005,441	1,439,655 6,413,245	1,535,398 6,720,946
入院時食事・生活療養費	件数 15 回数 769 金額 95	68 2,011 904	— — 2	61 1,258 37	28 1,363 529
薬 剤 支 給	件数 8,119,298 金額 47,941,433	8,443,834 51,007,359	8,719,316 54,515,882	9,261,785 57,714,597	9,635,657 62,358,875
移 送 費	件数 37 金額 1,322	29 1,575	55 1,883	26 1,033	27 1,063
出 産 費	件数 37,299 金額 13,026,932	36,719 12,985,614	38,050 14,923,786	41,016 16,939,264	42,149 17,427,552
埋 葬 料	件数 3,210 金額 168,944	3,014 150,647	3,038 150,723	2,973 146,069	2,897 144,296
被 扶 養 者 分	件数 34,160,014 金額 304,598,489	34,094,471 309,069,838	34,545,610 316,109,014	35,404,712 330,394,814	36,278,102 338,835,062
療 養 の 給 付	件数 23,566,056 日数 42,042,985 金額 235,623,433	23,341,710 41,342,264 237,976,518	23,416,447 40,212,371 240,471,958	23,726,222 40,986,250 250,319,111	24,194,435 40,762,771 255,062,434
入院時食事・生活療養の給付	件数 260,751 回数 7,610,573 金額 3,000,257	253,641 7,884,499 2,925,423	249,009 7,130,093 2,827,235	253,472 7,036,398 2,783,890	251,762 6,815,608 2,706,425
訪問看護療養の給付	件数 7,997 日数 50,110 金額 356,145	9,281 58,816 432,716	10,526 64,958 487,882	11,900 75,410 562,370	13,111 79,783 621,066
療 養 費	件数 796,704 金額 4,370,541	846,927 4,580,553	888,721 4,674,759	916,988 4,716,003	958,712 4,891,872
入院時食事・生活療養費	件数 146 回数 3,274 金額 1,304	544 13,423 4,792	527 15,066 5,872	601 14,588 5,666	685 13,852 5,263
薬 剤 支 給	件数 9,738,206 金額 47,618,088	9,855,246 49,841,021	10,190,365 53,014,949	10,707,330 55,551,915	11,069,386 59,020,384
移 送 費	件数 47 金額 2,534	51 1,934	45 1,911	68 4,696	56 2,063
家 族 出 産 費	件数 36,969 金額 12,903,190	37,002 13,089,177	36,951 14,496,357	39,600 16,320,963	39,699 16,390,405
家 族 埋 葬 料	件数 14,035 金額 722,997	4,254 217,704	2,555 128,091	2,604 130,200	2,703 135,150
組 合 員 及 び 被 扶 養 者 分	件数 331,075 金額 33,162,158	368,022 35,598,582	380,749 37,356,857	401,038 41,573,268	408,432 43,526,126
高 額 療 養 の 給 付	件数 139,853 金額 17,320,421	195,691 23,051,020	215,464 25,858,004	241,514 30,411,601	252,971 32,638,433
高 額 療 養 費	件数 191,222 金額 15,841,737	172,331 12,547,562	165,285 11,498,853	159,522 11,161,564	155,459 10,887,691
高 額 介 護 合 算 療 養 費	件数 . 金額	2 103	2 2

(注) 1 「組合員及び被扶養者分」の件数は、療養の給付及び療養費の件数の再掲であり、件数の合計には含まれていない。

2 「入院時食事・生活療養の給付」及び「入院時食事・生活療養費」の件数及び回数は再掲であり、合計には含まれていない。

(ii) 休業給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計	件数 494,213 日数 9,137,543 金額 65,575,910	495,085 9,046,049 73,885,369	505,162 9,179,498 76,066,948	519,243 9,534,348 90,870,649	505,573 9,707,822 93,235,499
傷 病 手 当 金	件数 46,160 日数 936,999 金額 11,541,789	50,076 1,020,197 12,871,900	58,149 1,175,238 14,741,313	63,645 1,301,183 16,015,821	62,284 1,280,283 16,172,993
出 産 手 当 金	件数 383 日数 14,839 金額 135,783	114 3,770 33,247	112 3,598 32,875	112 3,180 27,994	113 2,627 23,320
休 業 手 当 金	件数 875 日数 12,482 金額 138,990	900 13,295 143,958	1,014 16,644 155,273	795 12,970 136,445	712 11,732 123,728
育 児 休 業 手 当 金 (休業中支給分)	件数 399,270 日数 8,051,948 金額 36,821,475	397,404 7,899,030 36,811,258	399,084 7,881,160 36,458,544	408,437 8,112,956 49,966,738	418,111 8,316,471 64,604,494
育 児 休 業 手 当 金 (復職後支給分)	件数 39,566 金額 16,084,942	39,297 23,261,642	39,938 23,971,793	39,321 24,007,580	17,860 11,639,805
介 護 休 業 手 当 金	件数 7,959 日数 121,275 金額 852,931	7,294 109,757 763,365	6,865 102,858 707,150	6,933 104,059 716,070	6,493 96,709 671,160

(iii) 災害給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計	件数 913 金額 664,994	509 382,292	492 334,074	348 277,131	17,340 12,959,633
弔 慰 金	件数 35 金額 16,474	36 14,578	40 18,859	31 14,170	312 133,591
家 族 弔 慰 金	件数 45 金額 15,240	33 11,175	18 5,686	8 2,762	211 65,207
災 害 見 舞 金	件数 833 金額 633,281	440 356,539	434 309,528	309 260,200	16,817 12,760,836

(iv) 附加給付

(単位 金額：千円)

区分			平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計	件数		822,255	758,536	743,972	767,555	765,577
	金額		28,022,343	26,396,687	25,855,036	26,274,952	34,369,881
家 族 療 養 費	件数		237,244	223,750	219,671	235,250	220,686
	金額		8,233,229	7,731,730	7,480,143	7,648,117	7,407,087
家 族 訪 問 看 護 療 養 費	件数		172	210	307	217	475
	金額		1,439	2,226	4,472	1,933	8,674
出 産 費	件数		32,718	32,326	30,465	29,776	31,123
	金額		1,365,512	1,361,585	1,302,880	1,241,216	1,254,768
家 族 出 産 費	件数		32,315	32,463	29,489	29,059	29,172
	金額		1,359,425	1,399,441	1,282,050	1,233,460	1,219,122
埋 葬 料	件数		2,302	2,170	2,180	2,221	2,074
	金額		144,686	88,574	84,349	82,026	79,850
家 族 埋 葬 料	件数		10,986	3,356	2,043	2,124	2,156
	金額		497,984	136,756	79,110	83,763	86,773
傷 病 手 当 金	件数		5,565	4,598	4,513	5,188	6,113
	金額		1,236,575	1,068,054	1,096,346	1,264,156	1,463,448
災 害 見 舞 金	件数		1,004	581	616	420	19,284
	金額		434,011	246,334	233,022	181,982	8,431,226
入 院 附 加 金	件数		102,784	96,113	92,269	89,440	87,659
	金額		616,430	578,348	558,750	536,933	528,880
結 婚 手 当 金	件数		40,342	40,884	42,567	44,403	43,764
	金額		2,435,190	2,471,855	2,613,870	2,717,860	2,679,210
一部負担金の額等の払戻し	件数		356,823	322,085	319,852	329,457	323,071
	金額		11,697,864	11,311,784	11,120,044	11,283,507	11,210,844

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/119.xls>

第119表 地方公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付支給状況（診療費分）

（単位 金額：千円）

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	
組 合 員 分	件数	21,601,500	21,686,132	21,819,005	22,339,482	22,742,886
	日数	37,288,232	36,832,698	36,279,695	37,028,160	37,097,069
	金額	234,769,693	235,505,852	236,329,175	246,228,619	249,847,205
一 般 診 療	件数	17,509,591	17,534,565	17,663,183	18,035,491	18,308,241
	日数	28,549,821	28,134,194	27,743,606	28,302,621	28,428,788
	金額	198,790,444	198,875,094	200,254,883	208,927,159	212,132,659
入 院	件数	264,110	256,010	250,319	252,708	251,931
	日数	2,580,907	2,505,615	2,388,163	2,378,202	2,320,712
	金額	68,186,138	68,944,708	68,995,163	73,735,825	74,667,140
外 来	件数	17,245,481	17,278,555	17,412,864	17,782,783	18,056,310
	日数	25,968,914	25,628,579	25,355,443	25,924,419	26,108,076
	金額	130,604,306	129,930,386	131,259,720	135,191,334	137,465,519
歯 科 診 療	件数	4,091,909	4,151,567	4,155,822	4,303,991	4,434,645
	日数	8,738,411	8,698,504	8,536,089	8,725,539	8,668,281
	金額	35,979,249	36,630,758	36,074,292	37,301,460	37,714,546
被 扶 養 者 分	件数	23,566,056	23,341,710	23,416,447	23,726,222	24,194,435
	日数	42,042,985	41,342,264	40,212,371	40,986,250	40,762,771
	金額	235,623,434	237,976,517	240,471,959	250,319,112	255,062,435
一 般 診 療	件数	19,547,011	19,235,951	19,439,055	19,578,911	19,930,850
	日数	34,282,499	33,385,331	32,820,853	33,399,452	33,276,502
	金額	205,500,949	207,095,715	210,209,342	218,539,817	223,101,222
入 院	件数	298,010	290,948	284,706	290,174	288,543
	日数	3,292,233	3,206,840	3,088,955	3,068,815	2,984,234
	金額	75,505,943	77,149,772	77,577,617	84,580,248	86,884,631
外 来	件数	19,249,001	18,945,003	19,154,349	19,288,737	19,642,307
	日数	30,990,266	30,178,491	29,731,898	30,330,637	30,292,268
	金額	129,995,006	129,945,943	132,631,725	133,959,569	136,216,591
歯 科 診 療	件数	4,019,045	4,105,759	3,977,392	4,147,311	4,263,585
	日数	7,760,486	7,956,933	7,391,518	7,586,798	7,486,269
	金額	30,122,485	30,880,802	30,262,617	31,779,295	31,961,213

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/120.xls>

第120表 地方公務員等共済組合短期部門給付諸率

(i) 保健給付

(単位 金額：円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	
《組合員分》						
診 療 費	1000人当件数	7,654.71	7,682.64	7,519.93	7,592.30	7,790.93
	1件当日数	1.73	1.70	1.66	1.66	1.63
	1件当金額	10,868	10,860	10,831	11,022	10,986
	1人当金額	83,193	83,431	81,451	83,683	85,589
一 般 診 療	1000人当件数	6,204.70	6,211.88	6,087.62	6,129.55	6,271.78
	1件当日数	1.63	1.60	1.57	1.57	1.55
	1件当金額	11,353	11,342	11,337	11,584	11,587
	1人当金額	70,443	70,454	69,018	71,006	72,669
入 院	1000人当件数	93.59	90.70	86.27	85.89	86.30
	1件当日数	9.77	9.79	9.54	9.41	9.21
	1件当金額	258,173	269,305	275,629	291,783	296,379
	1人当金額	24,162	24,425	23,779	25,060	25,578
入 院 外	1000人当件数	6,111.11	6,121.19	6,001.35	6,043.66	6,185.47
	1件当日数	1.51	1.48	1.46	1.46	1.45
	1件当金額	7,573	7,520	7,538	7,602	7,613
	1人当金額	46,281	46,030	45,239	45,946	47,091
歯 科 診 療	1000人当件数	1,450.01	1,470.75	1,432.31	1,462.76	1,519.16
	1件当日数	2.14	2.10	2.05	2.03	1.95
	1件当金額	8,793	8,823	8,680	8,667	8,505
	1人当金額	12,750	12,977	12,433	12,677	12,920
出 産 費	1000人当件数	13.22	13.01	13.11	13.94	14.44
埋 葬 料	1000人当件数	1.14	1.07	1.05	1.01	0.99
《被扶養者分》						
診 療 費	1000人当件数	8,350.87	8,269.15	8,070.49	8,063.60	8,288.18
	1件当日数	1.78	1.77	1.72	1.73	1.68
	1件当金額	9,998	10,195	10,269	10,550	10,542
	1人当金額	83,496	84,307	82,879	85,074	87,376
一 般 診 療	1000人当件数	6,926.68	6,814.62	6,699.68	6,654.09	6,827.63
	1件当日数	1.75	1.74	1.69	1.71	1.67
	1件当金額	10,513	10,766	10,814	11,162	11,194
	1人当金額	72,821	73,367	72,449	74,273	76,427
入 院	1000人当件数	105.60	103.07	98.12	98.62	98.84
	1件当日数	11.05	11.02	10.85	10.58	10.34
	1件当金額	253,367	265,167	272,483	291,481	301,115
	1人当金額	26,756	27,331	26,737	28,745	29,764
入 院 外	1000人当件数	6,821.08	6,711.55	6,601.55	6,555.47	6,728.78
	1件当日数	1.61	1.59	1.55	1.57	1.54
	1件当金額	6,753	6,859	6,924	6,945	6,935
	1人当金額	46,065	46,035	45,712	45,528	46,663
歯 科 診 療	1000人当件数	1,424.19	1,454.53	1,370.81	1,409.51	1,460.56
	1件当日数	1.93	1.94	1.86	1.83	1.76
	1件当金額	7,495	7,521	7,609	7,663	7,496
	1人当金額	10,674	10,940	10,430	10,801	10,949
家 族 出 産 費	1000人当件数	13.10	13.11	12.74	13.46	13.60
埋 葬 料	1000人当件数	4.97	1.51	0.88	0.88	0.93

(注) 短期部門給付支給状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

(ii) 休業給付

(単位 金額：円)

区 分		平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計	1000人当件数	175.13	175.39	174.10	176.47	173.19
	1件当日数	18.49	18.27	18.17	18.36	19.20
	1日当金額	7,177	8,168	8,287	9,531	9,604
傷病手当金	1000人当件数	16.36	17.74	20.04	21.63	21.34
	1件当日数	20.30	20.37	20.21	20.44	20.56
	1日当金額	12,318	12,617	12,543	12,309	12,632
出産手当金	1000人当件数	0.14	0.04	0.04	0.04	0.04
	1件当日数	38.74	33.07	32.13	28.39	23.25
	1日当金額	9,150	8,819	9,137	8,803	8,877
休業手当金	1000人当件数	0.31	0.32	0.35	0.27	0.24
	1件当日数	14.27	14.77	16.41	16.31	16.48
	1日当金額	11,135	10,828	9,329	10,520	10,546
育児休業手当金 (休業中支給分)	1000人当件数	141.49	140.79	137.54	138.81	143.23
	1件当日数	20.17	19.88	19.75	19.86	19.89
	1日当金額	4,573	4,660	4,626	6,159	7,768
育児休業手当金 (復職後支給分)	1000人当件数	14.02	13.92	13.76	13.36	6.12
	1件当金額	406,534	591,944	600,225	610,554	651,725
	1日当金額	2.82	2.58	2.37	2.36	2.22
介護休業手当金	1000人当件数	2.82	2.58	2.37	2.36	2.22
	1件当日数	15.24	15.05	14.98	15.01	14.89
	1日当金額	7,033	6,955	6,875	6,881	6,940

(注) 短期部門給付支給状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

(iii) 災害給付

(単位 金額：円)

区 分		平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計	1000人当件数	0.32	0.18	0.17	0.12	5.94
	1件当金額	728,361	751,065	679,012	796,353	747,384
弔 慰 金	1000人当件数	0.01	0.01	0.01	0.01	0.11
	1件当金額	470,686	404,944	471,475	457,097	428,176
家族弔慰金	1000人当件数	0.02	0.01	0.01	0.00	0.07
	1件当金額	338,667	338,636	315,889	345,250	309,038
災害見舞金	1000人当件数	0.30	0.16	0.15	0.11	5.76
	1件当金額	760,241	810,316	713,198	842,071	758,806

(注) 短期部門給付支給状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/121.xls>

第121表 地方公務員等共済組合長期部門支給決定状況

(単位 金額：千円)

区 分		平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計	件数	13,824,792	14,376,540	14,983,758	15,564,706	16,116,712
	金額	4,350,254,499	4,391,733,135	4,469,357,307	4,543,262,652	4,571,035,719
退職共済年金	件数	7,986,589	8,618,390	9,306,189	9,974,681	10,606,504
	金額	2,443,232,442	2,542,538,341	2,679,453,783	2,814,741,729	2,911,331,475
障害共済年金	件数	92,451	97,505	101,482	105,981	110,340
	金額	17,901,521	18,931,532	19,835,989	20,633,487	21,358,469
遺族共済年金	件数	2,584,480	2,701,912	2,813,161	2,918,510	3,035,616
	金額	665,369,127	690,028,135	712,042,440	733,223,101	750,853,838
退職年金	件数	2,267,579	2,113,648	1,965,121	1,815,844	1,664,073
	金額	1,024,762,697	951,948,351	880,346,154	808,044,676	732,585,282
減額退職年金	件数	113,938	110,402	106,992	103,485	99,787
	金額	34,360,642	33,063,602	31,806,343	30,417,607	28,881,077
通算退職年金	件数	138,836	128,731	118,853	108,721	98,221
	金額	17,434,407	16,102,920	14,761,705	13,474,888	11,996,414
退職一時金	件数	—	5	3	5	5
	金額	△ 494	△ 1,044	△ 452	△ 764	23
脱退一時金	件数	39	56	61	65	61
	金額	176,509	275,620	309,591	298,186	242,507
返還一時金	件数	53	114	148	93	79
	金額	79,869	140,720	152,177	110,276	65,806
障害年金	件数	50,088	46,975	43,896	40,797	37,773
	金額	18,097,233	16,807,263	15,592,789	14,288,928	13,186,291
障害一時金	件数	17	18	10	8	9
	金額	44,020	48,523	25,704	20,461	21,394
遺族年金	件数	581,296	549,960	519,521	488,802	457,137
	金額	128,231,368	121,291,196	114,467,866	107,524,161	100,079,475
通算遺族年金	件数	9,399	8,765	8,254	7,669	7,076
	金額	531,992	501,230	462,760	425,758	385,241
特例死亡一時金	件数	5	10	19	9	6
	金額	6,214	23,061	50,321	24,242	22,868
死亡一時金	件数	4	39	38	26	10
	金額	2,382	20,113	33,477	24,395	10,811
短期在留脱退一時金	件数	18	10	10	10	15
	金額	24,570	13,573	16,660	11,522	14,749

(注) 各年度末の事業報告書による数値である。

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/122.xls>

第122表 地方公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計 人員	147,425	161,346	165,928	160,457	170,193
金額	220,994,926	238,923,995	244,073,231	230,192,063	242,260,987
退職共済年金 人員	113,139	126,244	130,879	123,771	129,981
金額	166,668,193	184,079,243	189,249,246	172,393,512	179,208,537
障害共済年金 人員	2,410	2,619	2,570	2,573	3,097
金額	2,934,406	3,139,492	3,053,896	3,066,546	3,739,527
遺族共済年金 人員	31,793	32,355	32,361	34,040	37,067
金額	51,282,584	51,613,342	51,663,484	54,653,373	59,257,442
退職年金 人員	28	25	23	27	14
金額	61,747	54,717	46,351	53,456	31,389
減額退職年金 人員	2	0	4	1	1
金額	4,801	0	7,847	664	2,025
通算退職年金 人員	19	66	51	26	8
金額	2,096	9,244	7,002	4,049	1,648
障害年金 人員	22	16	18	10	10
金額	32,687	22,357	29,492	18,478	14,555
遺族年金 人員	8	4	14	1	5
金額	7,704	3,509	15,210	944	4,444
通算遺族年金 人員	4	17	8	8	10
金額	708	2,090	704	1,042	1,422

(注) 旧市町村共済法給付及び恩給組合条例給付は除く。

資料：総務省自治行政局調べ

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計 人員	2,435,602	2,542,767	2,645,495	2,742,075	2,829,811
金額	4,617,654,137	4,717,946,208	4,827,418,070	4,872,678,402	4,947,787,424
退職共済年金 人員	1,419,743	1,537,138	1,654,478	1,764,143	1,865,955
金額	2,609,959,905	2,753,963,994	2,917,073,787	3,013,315,111	3,148,123,307
障害共済年金 人員	30,976	33,235	35,297	37,422	39,351
金額	36,918,061	39,583,570	41,919,423	44,350,283	46,378,880
遺族共済年金 人員	462,989	482,609	499,908	518,112	535,442
金額	724,867,555	757,398,663	785,127,399	814,483,169	838,473,424
退職年金 人員	366,382	342,032	316,524	291,247	266,335
金額	1,033,689,258	965,157,800	892,952,179	821,085,874	747,365,014
減額退職年金 人員	18,791	18,237	17,610	17,030	16,384
金額	36,492,885	35,439,810	34,186,806	33,033,059	31,639,870
通算退職年金 人員	22,292	20,661	18,967	17,252	15,505
金額	18,188,224	16,857,247	15,451,686	14,058,209	12,589,781
障害年金 人員	10,298	9,775	9,188	8,647	8,061
金額	21,780,693	20,484,994	19,067,478	17,769,623	16,308,999
遺族年金 人員	102,557	97,595	92,134	86,940	81,588
金額	135,223,359	128,561,973	121,174,570	114,159,799	106,521,133
通算遺族年金 人員	1,574	1,485	1,389	1,282	1,190
金額	534,197	498,157	464,742	423,274	387,018

(注) 各年度末の事業報告書による数値である。

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/123.xls>

第123表 地方公務員等共済組合長期部門1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
《年金》					
新 規 裁 定	1,499,033	1,480,818	1,470,959	1,434,603	1,423,449
退 職 共 済 年 金	1,473,128	1,458,123	1,445,986	1,392,843	1,378,729
障 害 共 済 年 金	1,217,596	1,198,737	1,188,286	1,191,817	1,207,468
遺 族 共 済 年 金	1,613,015	1,595,220	1,596,474	1,605,563	1,598,658
退 職 年 金	2,205,250	2,188,680	2,015,261	1,979,852	2,242,071
減 額 退 職 年 金	2,400,500	0	1,961,750	664,000	2,025,000
通 算 退 職 年 金	110,316	140,061	137,294	155,731	206,000
障 害 年 金	1,485,773	1,397,313	1,638,444	1,847,800	1,455,500
遺 族 年 金	963,000	877,250	1,086,429	944,000	888,800
通 算 遺 族 年 金	177,000	122,941	88,000	130,250	142,200
年 度 末 現 在	1,895,898	1,855,438	1,824,769	1,777,004	1,748,452
退 職 共 済 年 金	1,838,333	1,791,618	1,763,138	1,708,090	1,687,138
障 害 共 済 年 金	1,191,828	1,191,021	1,187,620	1,185,139	1,178,595
遺 族 共 済 年 金	1,565,626	1,569,384	1,570,544	1,572,021	1,565,946
退 職 年 金	2,821,343	2,821,835	2,821,120	2,819,208	2,806,109
減 額 退 職 年 金	1,942,041	1,943,292	1,941,329	1,939,698	1,931,144
通 算 退 職 年 金	815,908	815,897	814,662	814,874	811,982
障 害 年 金	2,115,041	2,095,652	2,075,259	2,055,004	2,023,198
遺 族 年 金	1,318,519	1,317,301	1,315,199	1,313,087	1,305,598
通 算 遺 族 年 金	339,388	335,459	334,587	330,167	325,225
《一時金》					
脱 退 一 時 金	4,525,872	4,921,786	5,075,262	4,587,477	3,975,525
返 還 一 時 金	1,506,962	1,234,386	1,028,223	1,185,763	832,987
障 害 一 時 金	2,589,412	2,695,722	2,570,400	2,557,625	2,377,111
特 例 死 亡 一 時 金	1,242,800	2,306,100	2,648,474	2,693,556	3,811,333
死 亡 一 時 金	595,500	515,718	880,974	938,269	1,081,100
短 期 在 留 脱 退 一 時 金	1,365,000	1,357,300	1,666,000	1,152,200	983,267

(注) 長期部門年金受給権者状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/124.xls>

第124表 地方公務員等共済組合短期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
収 入	1,605,526,898	1,718,208,127	1,730,230,273	1,805,938,433	1,932,046,738
短期負担金	619,480,113	656,081,997	648,674,102	686,932,907	730,562,379
介護負担金	57,498,310	52,658,000	53,840,623	59,316,788	63,396,970
短期掛金	606,082,686	644,752,384	639,181,192	678,596,364	722,908,408
介護掛金	57,437,666	52,665,791	53,841,047	59,297,045	63,431,793
短期任意継続掛金	20,358,185	24,782,117	25,614,372	26,188,526	26,689,166
介護任意継続掛金	2,446,112	2,662,042	2,850,807	3,067,791	3,093,546
前期高齢者交付金	・	—	—	—	—
雑 収 入	23,221	23,548	6,089,545	1,117,698	867,388
育児・介護休業手当金交付金	21,644,642	23,763,085	24,531,910	29,664,989	29,788,795
短期利息及び短期配当金	4,089,730	4,238,940	2,518,418	1,666,432	3,520,390
介護利息	5,537	6,878	3,582	1,539	1,250
償 還 差 益	199,929	88,327	12,446	14,981	12,458
そ の 他	61,331,584	59,394,694	62,250,174	65,874,326	69,256,025
前年度繰越支払準備金	117,379,832	119,428,441	121,735,882	128,232,761	134,322,356
前期損益修正益	284,479	267,416	265,236	467,357	508,302
当期短期損失金	36,770,264	75,393,575	86,788,977	63,309,564	81,901,872
当期介護損失金	494,606	2,000,892	2,031,962	2,189,366	1,785,640
支 出	1,605,526,898	1,718,208,127	1,730,230,273	1,805,938,433	1,932,046,738
保健給付	638,523,372	650,449,540	665,859,303	699,987,389	719,479,507
直営保健給付	2,976,616	2,082,205	1,809,793	1,693,062	1,617,963
休業給付	65,575,910	73,885,369	76,066,948	90,870,649	93,235,499
災害給付	664,994	382,292	334,074	277,131	12,959,633
附加給付	16,324,480	15,084,903	14,734,992	14,991,445	23,159,038
老人保健拠出金	239,489,183	25,267,123	1,061,019	1,871,475	43,077
退職者給付拠出金	279,182,452	108,430,276	61,510,810	50,695,994	74,476,991
前期高齢者納付金	・	279,360,073	301,140,426	283,075,767	329,697,225
後期高齢者支援金	・	230,599,603	260,019,797	259,907,371	288,485,780
病床転換支援金	・	149,504	211,030	—	—
介護納付金	114,648,153	109,080,521	112,362,331	122,336,828	129,702,444
一部負担金返還金	10,624	5,462	6,516	4,311	3,214
一部負担金払戻金	11,687,240	11,306,322	11,113,528	11,279,196	11,207,630
そ の 他	78,610,627	74,727,995	74,368,733	85,086,014	87,842,540
繰 入 金	3,548,765	3,694,962	3,972,867	4,041,175	4,831,501
次年度繰越支払準備金	119,428,441	121,265,882	128,232,761	134,322,356	136,969,698
前期損益修正損	110,481	78,752	152,843	194,465	145,554
当期短期利益金	31,619,269	11,553,146	17,157,146	43,775,133	16,225,566
当期介護利益金	3,126,290	804,196	115,357	1,528,671	1,963,878

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/125.xls>

第125表 地方公務員等共済組合長期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
収 入	31,743,287,117	30,736,648,724	30,049,902,900	29,571,725,803	28,825,902,068
負 担 金	3,043,558,624	2,920,737,975	3,080,788,670	3,282,020,559	3,308,017,528
掛 金	1,514,336,591	1,505,540,620	1,471,689,551	1,458,822,783	1,472,594,718
基 礎 年 金 交 付 金	311,914,681	291,172,410	275,147,255	257,165,379	236,042,888
利 息 及 び 配 当 金	1,185,400,767	510,244,035	498,287,443	466,043,035	393,734,571
償 還 差 益	2,599,990	3,369,503	1,603,975	693,624	954,709
そ の 他 の 収 入	1,549,524,030	1,510,698,221	1,538,167,430	1,654,531,551	1,690,731,633
前年度繰越支払準備金	35,571	45,487	65,322	77,270	61,348
前年度繰越長期給付積立金	24,135,311,933	23,989,485,308	23,183,839,543	22,451,457,129	21,722,993,377
前年度繰越基礎年金 拠出金負担金充当金	415	97	92	83	102
特 別 利 益	604,515	5,355,067	313,618	914,392	771,194
支 出	31,743,287,117	30,736,648,724	30,049,902,900	29,571,725,803	28,825,902,068
退 職 給 付	3,519,768,673	3,543,823,443	3,606,597,813	3,666,877,295	3,684,927,935
障 害 給 付	36,024,025	35,768,901	35,437,123	34,926,275	34,550,686
遺 族 給 付	792,729,696	810,615,458	825,952,834	840,272,627	850,530,800
基 礎 年 金 拠 出 金	1,168,715,731	1,199,465,861	1,256,040,540	1,376,129,646	1,438,836,149
そ の 他	1,636,067,834	1,781,282,528	1,728,569,406	1,755,578,571	1,772,156,533
業 務 経 理 へ 繰 入 金	8,796,760	8,199,162	6,301,247	6,033,104	5,859,838
次年度繰越支払準備金	45,487	65,322	77,270	61,348	48,979
次年度繰越長期給付積立金	23,989,485,308	23,183,839,543	22,451,457,129	21,723,009,811	20,853,810,342
次年度繰越基礎年金 拠出金負担金充当金	97	92	83	102	89
特 別 損 失	201,641	651,881	1,633,859	59,913	218,802
当 期 利 益 金	591,451,862	172,936,532	137,835,598	168,777,112	184,961,913
年度末現在長期給付積立金	40,152,721,286	39,520,012,053	38,925,465,236	38,365,795,031	37,681,557,475

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/126.xls>

第126表 地方公務員等共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
収 入	39,782,899	40,578,239	41,741,131	44,165,113	42,274,008
負 担 金	16,939,934	17,893,160	19,672,324	22,093,202	21,391,653
構 成 組 合 事 務 費 負 担 金 払 込 金	3,789,614	3,941,646	4,368,684	4,522,589	4,494,372
補 助 金	212,474	169,614	125,246	107,084	74,964
連 合 会 交 付 金	4,762,204	4,466,334	3,888,278	3,988,062	4,046,098
利 息 及 び 配 当 金	236,886	258,959	230,707	193,902	233,460
そ の 他	2,033,938	2,546,024	3,302,901	2,454,352	2,123,606
繰 入 金	11,575,525	11,139,124	9,606,993	9,591,438	9,362,321
特 別 利 益	7,008	10,657	6,654	29,840	53,152
当 期 損 失 金	225,315	152,721	539,345	1,184,644	494,382
支 出	39,782,899	40,578,239	41,741,131	44,165,113	42,274,008
役 員 報 酬	371,589	372,171	354,817	353,971	351,678
職 員 給 与	13,344,251	13,170,709	12,926,110	12,809,967	13,045,540
厚 生 費	26,234	26,134	21,510	20,568	22,073
旅 費	284,695	272,712	273,415	250,330	227,093
事 務 費	2,141,160	2,553,999	2,338,441	2,289,079	2,364,814
事 務 費 負 担 金 払 込 金	3,789,614	3,941,646	4,368,684	4,522,589	4,494,372
構 成 組 合 交 付 金	4,762,204	4,466,334	3,888,278	3,988,062	4,046,098
そ の 他	12,986,672	13,814,712	15,184,849	16,522,886	15,640,549
特 別 損 失 金	38,955	51,065	88,028	18,683	55,660
当 期 利 益 金	2,037,520	1,908,758	2,296,998	3,388,980	2,026,130

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/127.xls>

第127表 地方公務員等共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
収 入	79,169,177	89,895,769	176,701,767	89,717,130	85,722,035
負 担 金	31,105,443	30,639,906	30,014,105	29,934,741	30,066,761
掛 金	30,608,971	29,983,477	29,236,637	29,019,253	29,031,065
患 者 収 入	・	417,047	405,447	366,271	351,672
施 設 収 入	1,300,991	1,445,438	1,629,205	1,640,046	1,556,143
特 定 健 康 診 査 等 収 入	・	251,982	245,620	236,021	237,670
補 助 金	5,152,966	4,869,784	5,921,077	5,309,170	6,464,505
利 息 及 び 配 当 金	601,013	749,137	732,182	1,853,408	1,833,835
そ の 他	2,639,686	3,946,979	2,566,818	2,649,142	2,816,754
繰 入 金	4,862,296	16,420,974	103,058,315	17,625,478	10,906,285
特 別 利 益	26,238	33,122	1,906,549	7,574	50,720
当 期 損 失 金	2,871,572	1,137,924	985,810	1,076,028	2,406,627
支 出	79,169,177	89,895,769	176,701,767	89,717,130	85,722,035
職 員 給 与	3,270,699	3,388,859	3,793,974	3,798,458	4,066,346
厚 生 費	45,252,038	43,438,434	43,181,975	43,712,334	45,175,516
特 定 健 康 診 査 等 費	・	1,331,639	1,970,783	2,045,361	2,224,767
旅 費	105,709	82,291	78,154	75,029	68,742
事 務 費	312,637	465,722	431,260	388,472	399,005
そ の 他	5,833,283	6,194,723	6,407,080	7,689,896	7,925,412
繰 入 金	18,310,538	14,927,408	10,826,800	15,302,481	15,787,191
特 別 損 失 金	76,970	127,472	62,089	70,361	76,634
当 期 利 益 金	6,007,301	19,939,220	109,949,651	16,634,738	9,998,421

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/128.xls>

9 私立学校教職員共済

第128表 私立学校教職員共済適用状況（学校種別）

年度末現在

区分	合計	甲種	乙種	丙種	任継	再掲		学校数	被扶養者数	加入者 1人当り 被扶養者数
						短期 (甲乙任継)	長期 (甲丙)			
平成20年度 (2008)	497,115	468,804	5,273 (4,952)	3,228	19,810	493,887	472,032	14,236	346,290	0.70
21 (2009)	503,293	474,991	5,291 (4,952)	3,223	19,788	500,070	478,214	14,298	346,864	0.69
22 (2010)	509,854	481,544	5,369 (5,073)	3,232	19,709	506,622	484,776	14,365	347,588	0.69
23 (2011)	517,607	489,141	5,601 (5,315)	3,226	19,639	514,381	492,367	14,345	349,442	0.68
24 (2012)	524,645	495,542	5,719 (5,421)	3,229	20,155	521,416	498,771	14,363	349,165	0.67

(注) 乙種の()内は乙2種組合員の再掲である。

区分	合計	甲1	甲2	乙1	乙2	丙1	丙2	丙4	丙5	任継	再掲		学校数	被扶養者数	加入者 1人当り 被扶養者数
											短期	長期			
平成24年度 (2012)	542,645	495,541	1	298	5,421	3,224	0	5	0	20,155	521,416	498,771	14,363	349,165	0.67
大 学	230,701	226,422	—	168	2,290	1,818	—	3	—	—	228,880	228,243	660	170,638	0.75
短 大	13,970	13,312	—	—	265	393	—	—	—	—	13,577	13,705	350	9,552	0.70
高 専	208	204	—	—	4	—	—	—	—	—	208	204	3	243	1.17
高 校	82,824	81,912	—	—	559	352	—	1	—	—	82,471	82,265	1,379	78,145	0.95
中 学	15,795	15,625	—	—	46	124	—	—	—	—	15,671	15,749	700	13,520	0.86
小 学	5,617	5,527	—	—	36	54	—	—	—	—	5,563	5,581	214	4,032	0.72
幼 稚 園	105,443	103,760	1	16	1,666	—	—	—	—	—	105,443	103,761	8,652	21,726	0.21
特 別 支 援	393	390	—	—	3	—	—	—	—	—	393	390	14	236	0.60
各 種	7,340	7,176	—	112	52	—	—	—	—	—	7,340	7,176	365	5,826	0.79
専 修	40,596	39,620	—	—	492	483	—	1	—	—	40,112	40,104	2,008	31,086	0.77
事 業 団	1,603	1,593	—	2	8	—	—	—	—	—	1,603	1,593	18	1,218	0.76
任 継	20,155	—	—	—	—	—	—	—	—	20,155	20,155	—	—	12,943	0.64

(注) 1 組合員の適用種別は、以下のとおり。

- 甲1種加入者（甲種校）：70歳未満で短期・長期適用
- 甲2種加入者（甲種校）：70歳以上で短期・長期適用
- 乙1種加入者（乙種校）：短期のみ適用
- 乙2種加入者（乙種校）：70歳以上で短期のみ適用
- 丙1種加入者（丙種校）：70歳未満で長期のみ適用
- 丙2種加入者（丙種校）：70歳以上で長期のみ適用
- 丙4種加入者（甲種校）：65～70歳未満で長期のみ適用
- 丙5種加入者（甲種校）：70歳以上で長期のみ適用
- 任意継続加入者：退職後、引き続き2年間のみ短期のみ適用

2 甲種校とは短期給付・長期給付を適用する学校、乙種校とは短期給付のみを適用する学校、丙種校とは長期給付のみを適用する学校である。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/129.xls>

第129表 私立学校教職員共済平均標準給与月額（学校種別）

年度末現在

区分	合計	甲1・2種		乙1・2種	丙1・2・4・5種	任継	再掲	
		短期	長期				短期	長期
平成20年度 (2008)	380,390	382,189	368,220	435,081	484,789	306,255	379,708	369,017
21 (2009)	379,444	381,146	367,304	441,903	485,089	304,671	378,763	368,098
22 (2010)	378,776	380,442	366,584	446,899	482,758	302,466	378,113	367,359
23 (2011)	377,432	378,959	365,293	450,767	484,250	300,926	376,762	366,072
24 (2012)	376,570	378,174	364,687	449,673	484,305	299,120	375,903	365,461
平成24年度								
大 学	441,299	439,087	416,291	579,731	529,450	—	440,598	417,194
短 大	407,958	408,280	398,605	435,411	378,514	—	408,810	398,029
高 専	457,279	457,569	453,794	442,500	—	—	457,279	453,794
高 校	405,888	405,514	398,632	404,315	495,331	—	405,506	399,047
中 学	419,337	419,213	411,887	318,783	472,339	—	418,918	412,363
小 学	399,297	398,911	392,844	349,722	471,852	—	398,592	393,609
幼 稚 園	232,040	230,825	228,739	307,042	—	—	232,040	228,739
特 別 支 援	308,402	308,159	307,928	340,000	—	—	308,402	307,928
各 種	336,652	335,503	321,115	386,902	—	—	336,652	321,115
専 修	339,672	338,377	329,962	387,789	396,769	—	338,983	330,768
事 業 団	375,567	375,056	357,743	457,000	—	—	375,567	357,743
任 継	299,120	—	—	—	—	299,120	299,120	—

(注) 組合員の適用種別は、以下のとおり。

甲1・2種加入者：短期・長期適用

乙1・2種加入者：短期のみ適用

丙1・2・4・5種加入者：長期のみ適用

任意継続加入者：退職後、引き続き2年間のみ短期のみ適用

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/130.xls>

第130表 私立学校教職員共済加入者数（標準給与等級別）

平成25年3月末現在

標準給与		短期（除任継）			長期			任継給与	任継		
等級	月額 (千円)	計	男	女	計	男	女		計	男	女
総数		501,261	228,802	272,459	498,771	226,430	272,341	総数 (千円)	20,155	12,710	7,445
第1級	98	1,419	537	882	1,250	435	815	94以下	181	79	102
2	104	743	210	533	710	187	523	98	110	62	48
3	110	1,215	376	839	1,182	350	832	100	33	11	22
4	118	1,944	564	1,380	1,890	529	1,361	104	52	25	27
5	126	2,495	655	1,840	2,442	613	1,829	105	55	27	28
6	134	3,611	916	2,695	3,550	874	2,676	110	68	40	28
7	142	3,714	760	2,954	3,730	706	3,024	112	68	34	34
8	150	5,826	1,119	4,707	5,715	1,029	4,686	118	97	50	47
9	160	8,260	1,325	6,935	8,160	1,252	6,908	119	71	32	39
10	170	10,671	1,536	9,135	10,566	1,454	9,112	126	185	88	97
11	180	13,546	1,749	11,797	13,434	1,660	11,774	133	66	38	28
12	190	15,600	1,947	13,653	15,525	1,883	13,642	134	133	48	85
13	200	24,965	3,777	21,188	24,757	3,617	21,140	140	175	103	72
14	220	30,480	6,270	24,210	30,349	6,135	24,214	142	146	77	69
15	240	26,254	7,311	18,943	26,171	7,221	18,950	150	219	123	96
16	260	24,915	8,575	16,340	24,770	8,435	16,335	154	197	111	86
17	280	22,818	8,271	14,547	22,727	8,184	14,543	160	303	151	152
18	300	22,433	8,563	13,870	22,322	8,455	13,867	168	175	95	80
19	320	21,007	8,424	12,583	20,917	8,338	12,579	170	240	120	120
20	340	20,283	8,441	11,842	20,232	8,385	11,847	180	310	122	188
21	360	19,226	8,539	10,687	19,145	8,463	10,682	182	205	137	68
22	380	22,051	10,542	11,509	21,976	10,457	11,519	190	340	130	210
23	410	24,278	12,616	11,662	24,155	12,505	11,650	196	156	93	63
24	440	22,168	12,568	9,600	22,044	12,459	9,585	200	620	274	346
25	470	20,678	12,635	8,043	20,616	12,575	8,041	210	204	125	79
26	500	19,414	12,850	6,564	19,383	12,794	6,589	220	793	356	437
27	530	17,763	12,215	5,548	17,779	12,184	5,595	224	184	96	88
28	560	15,692	11,290	4,402	15,689	11,248	4,441	238	190	112	78
29	590	14,244	10,760	3,484	14,276	10,763	3,513	240	722	353	369
30	620	12,243	9,560	2,683	63,309	53,240	10,069	252	179	108	71
31	650	10,145	8,156	1,989	—	—	—	260	686	393	293
32	680	8,479	6,989	1,490	—	—	—	266	232	127	105
33	710	8,355	7,079	1,276	—	—	—	280	563	297	266
34	750	7,583	6,561	1,022	—	—	—	287	300	180	120
35	790	5,728	5,170	558	—	—	—	300	505	302	203
36	830	3,820	3,459	361	—	—	—	308	349	215	134
37	880	2,331	2,107	224	—	—	—	320	506	260	246
38	930	1,386	1,230	156	—	—	—	329	385	236	149
39	980	923	836	87	—	—	—	340	455	240	215
40	1,030	639	578	61	—	—	—	350	484	316	168
41	1,090	519	476	43	—	—	—	360	433	242	191
42	1,150	396	358	38	—	—	—	371	569	390	179
43	1,210	1,001	902	99	—	—	—	380	8,211	6,292	1,919

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/131.xls>

第131表 私立学校教職員共済短期部門給付決定状況

(i) 保健給付

(単位 金額：千円)

区 分		平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計	件数	9,758,875	10,009,700	10,161,993	10,521,216	10,890,833
	金額	99,105,424	102,679,328	107,213,451	110,913,968	114,773,756
組 合 員 分	件数	5,717,822	5,855,636	5,950,253	6,185,579	6,422,828
	金額	58,417,910	60,460,416	62,998,660	65,846,298	68,402,238
療 養 の 給 付	件数	3,969,137	4,031,726	4,047,204	4,171,415	4,296,721
	日数	6,686,354	6,645,836	6,674,412	6,764,536	6,858,597
	金額	45,292,189	46,254,105	48,010,788	49,688,843	51,514,378
訪 問 看 護 療 養 の 給 付	件数	374	445	391	502	620
	日数	2,259	2,987	2,386	3,064	4,711
	金額	17,326	21,864	17,619	24,564	42,330
入 院 時 食 事 ・ 生 活 療 養 費	件数	39,855	39,615	39,959	40,159	40,596
	食事件数	945,594	935,141	922,448	899,121	899,840
	金額	381,516	377,561	372,439	364,431	364,082
調 剤	件数	1,518,423	1,583,417	1,650,920	1,748,319	1,838,295
	金額	9,429,645	10,194,013	10,608,130	11,693,699	12,162,708
療 養 費	件数	222,647	233,054	243,592	257,002	275,746
	金額	1,123,188	1,102,551	1,099,204	1,091,872	1,139,157
調 剤 費	件数	627	626	749	871	3,224
	金額	2,427	2,599	3,808	3,900	10,537
移 送 料	件数	7	—	1	4	8
	金額	780	—	46	110	291
出 産 費	件数	6,004	5,822	6,899	6,933	7,658
	金額	2,139,910	2,480,423	2,861,810	2,952,271	3,140,974
埋 葬 料	件数	603	546	497	533	556
	金額	30,930	27,300	24,815	26,608	27,780
被 扶 養 者 分	件数	3,995,535	4,109,759	4,168,202	4,290,090	4,423,519
	金額	37,434,772	39,208,981	41,159,761	42,170,593	43,637,235
療 養 の 給 付	件数	2,723,300	2,782,084	2,789,133	2,852,195	2,920,480
	日数	4,799,383	4,790,539	4,829,532	4,833,484	4,883,033
	金額	28,694,760	29,804,473	31,341,079	31,872,407	33,194,102
訪 問 看 護 療 養 の 給 付	件数	1,277	1,400	1,729	1,939	2,142
	日数	9,121	9,238	11,448	11,757	12,391
	金額	65,361	68,247	87,608	90,785	101,306
入 院 時 食 事 療 養 費	件数	28,559	28,581	29,184	28,858	29,186
	食事件数	816,419	814,961	816,704	788,752	782,511
	金額	321,667	322,258	323,280	312,341	310,641
調 剤	件数	1,148,473	1,201,947	1,249,498	1,305,425	1,363,937
	金額	5,881,384	6,341,466	6,539,353	7,087,256	7,285,249
療 養 費	件数	116,483	118,620	121,491	124,380	129,195
	金額	685,152	672,743	668,712	646,359	655,620
調 剤 費	件数	586	747	769	792	2,340
	金額	2,386	3,042	3,350	3,766	6,735
移 送 料	件数	4	4	1	4	8
	金額	228	83	1,004	196	1,322
家 族 出 産 費	件数	4,921	4,660	5,219	5,021	5,099
	金額	1,758,790	1,981,818	2,177,274	2,140,782	2,066,359
家 族 埋 葬 料	件数	491	297	362	334	318
	金額	25,045	14,850	18,100	16,700	15,900
組 合 員 及 び 被 扶 養 者 分	件数	45,518	44,305	43,538	45,547	44,486
	金額	2,253,813	2,027,348	2,136,150	1,990,015	1,818,684
高 額 療 養 費	件数	45,518	44,305	43,538	45,547	44,486
	金額	2,253,813	2,027,348	2,136,150	1,990,015	1,818,684
支 払 基 金 審 査 費		998,928	982,584	918,880	907,062	915,600

(注) 1 「入院時食事・生活療養費」、「家族入院時食事療養費」の件数・日数は、「(家族)療養の給付」の再掲であり合計には含まれていない。

2 「入院時食事・生活療養費」は、70歳未満の組合員に係る「入院時食事療養費」と70歳以上の療養病床に入院する組合員及び被扶養者に係る「入院時食事・生活療養費」の合計である。

(ii) 休業給付

(単位 金額：千円)

区 分		平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計	件数	16,472	16,835	18,160	18,397	19,282
	日数	468,530	489,706	537,284	546,886	575,009
	金額	4,357,001	4,598,657	5,046,957	5,154,619	5,349,559
傷病手当金	件数	13,022	13,112	13,906	14,028	14,606
	日数	253,033	254,858	268,833	270,978	280,423
	金額	2,506,981	2,569,495	2,709,445	2,742,157	2,780,663
出産手当金	件数	3,439	3,716	4,241	4,364	4,672
	日数	215,338	234,715	268,188	275,803	294,516
	金額	1,849,231	2,028,536	2,335,808	2,411,625	2,568,340
休業手当金	件数	11	7	13	5	4
	日数	159	133	263	105	70
	金額	789	625	1,704	836	556

(iii) 災害給付

(単位 金額：千円)

区 分		平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計	件数	30	37	27	3,429	345
	金額	19,738	28,579	19,569	1,440,896	137,894
弔 慰 金	件数	1	1	—	3	4
	金額	500	530	—	820	2,051
家族弔慰金	件数	—	2	1	6	1
	金額	—	616	350	1,386	308
災害見舞金	件数	29	34	26	3,420	340
	金額	19,238	27,433	19,219	1,438,690	135,535

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/132.xls>

第132表 私立学校教職員共済短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況（診療費分）

（単位 金額：千円）

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	
組 合 員 分	件数	3,969,137	4,031,726	4,047,204	4,171,415	4,296,721
	日数	6,686,354	6,645,836	6,674,412	6,764,536	6,858,597
	金額	45,292,189	46,254,105	48,010,788	49,688,843	51,514,378
一 般 診 療	件数	3,195,856	3,248,572	3,245,161	3,343,758	3,443,769
	日数	5,083,008	5,053,475	5,063,453	5,142,446	5,223,075
	金額	38,599,780	39,594,613	41,163,741	42,705,490	44,303,625
入 院	件数	43,918	43,703	44,226	44,602	45,279
	日数	420,172	414,014	407,797	402,472	400,226
	金額	14,407,323	14,781,892	15,918,162	16,470,639	17,241,619
入 院 外	件数	3,151,938	3,204,869	3,200,935	3,299,156	3,398,490
	日数	4,662,836	4,639,461	4,655,656	4,739,974	4,822,849
	金額	24,192,457	24,812,721	25,245,579	26,234,851	27,062,005
歯 科 診 療	件数	773,281	783,154	802,043	827,657	852,952
	日数	1,603,346	1,592,361	1,610,959	1,622,090	1,635,522
	金額	6,692,409	6,659,492	6,847,048	6,983,353	7,210,753
被 扶 養 者 分	件数	2,723,300	2,782,084	2,789,133	2,852,195	2,920,480
	日数	4,799,383	4,790,539	4,829,532	4,833,484	4,883,033
	金額	28,694,760	29,804,473	31,341,079	31,872,407	33,194,102
一 般 診 療	件数	2,223,092	2,279,952	2,272,804	2,325,126	2,381,084
	日数	3,851,722	3,857,381	3,884,346	3,894,340	3,942,634
	金額	24,891,421	26,006,827	27,405,993	27,887,438	29,111,689
入 院	件数	32,804	32,974	33,680	33,455	33,968
	日数	352,692	351,765	355,336	343,916	342,335
	金額	9,510,827	9,896,150	11,224,632	11,349,639	12,112,044
入 院 外	件数	2,190,288	2,246,978	2,239,124	2,291,671	2,347,116
	日数	3,499,030	3,505,616	3,529,010	3,550,424	3,600,299
	金額	15,380,594	16,110,678	16,181,361	16,537,798	16,999,645
歯 科 診 療	件数	500,208	502,132	516,329	527,069	539,396
	日数	947,661	933,158	945,186	939,144	940,399
	金額	3,803,339	3,797,646	3,935,087	3,984,969	4,082,413

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/133.xls>

第133表 私立学校教職員共済短期部門給付諸率

(i) 保健給付

(単位 金額：円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
《組合員分》					
診療費 1000人当件数	8,097.54	8,128.91	8,058.03	8,182.31	8,074.00
1件当日数	1.68	1.65	1.65	1.62	1.62
1件当金額	11,411	11,473	11,863	11,912	11,912
1人当金額	92,402	93,259	95,590	97,466	96,175
一般診療 1000人当件数	6,519.95	6,549.88	6,461.16	6,558.84	6,472.02
1件当日数	1.59	1.56	1.56	1.54	1.54
1件当金額	12,078	12,188	12,685	12,772	12,772
1人当金額	78,748	79,832	81,958	83,768	82,659
入院 1000人当件数	89.60	88.12	88.05	87.49	86.33
1件当日数	9.57	9.47	9.22	9.02	9.02
1件当金額	328,051	338,235	359,928	369,280	369,280
1人当金額	29,393	29,804	31,693	32,307	31,880
入院外 1000人当件数	6,430.35	6,461.77	6,373.10	6,471.36	6,385.69
1件当日数	1.48	1.45	1.45	1.44	1.44
1件当金額	7,675	7,742	7,887	7,952	7,952
1人当金額	49,356	50,028	50,264	51,460	50,779
歯科診療 1000人当件数	1,577.59	1,579.02	1,596.88	1,623.46	1,601.97
1件当日数	2.07	2.03	2.01	1.96	1.96
1件当金額	8,655	8,503	8,537	8,437	8,437
1人当金額	13,653	13,427	13,633	13,698	13,517
出産費 1000人当件数	12.25	11.74	13.74	13.60	14.82
埋葬料 1000人当件数	1.23	9.40	10.39	9.85	9.87
《被扶養者分》					
診療費 1000人当件数	5,555.87	5,609.33	5,553.20	5,594.63	5,520.58
1件当日数	1.76	1.72	1.73	1.69	1.69
1件当金額	10,537	10,713	11,237	11,175	11,175
1人当金額	58,541	60,093	62,400	62,518	61,691
一般診療 1000人当件数	4,535.39	4,596.92	4,525.18	4,560.78	4,500.41
1件当日数	1.73	1.69	1.71	1.67	1.67
1件当金額	11,197	11,407	12,058	11,994	11,994
1人当金額	50,782	52,436	54,566	54,702	53,978
入院 1000人当件数	66.92	66.48	67.06	65.62	64.75
1件当日数	10.75	10.67	10.55	10.28	10.28
1件当金額	289,929	300,120	333,273	339,251	339,251
1人当金額	19,403	19,953	22,348	22,263	21,968
入院外 1000人当件数	4,468.46	4,530.44	4,458.12	4,495.16	4,435.65
1件当日数	1.60	1.56	1.58	1.55	1.55
1件当金額	7,022	7,170	7,227	7,216	7,216
1人当金額	31,378	32,483	32,217	32,439	32,010
歯科診療 1000人当件数	1,020.49	1,012.42	1,028.02	1,033.86	1,020.17
1件当日数	1.89	1.86	1.83	1.78	1.78
1件当金額	7,604	7,563	7,621	7,561	7,561
1人当金額	7,759	7,657	7,835	7,817	7,713
家族出産費 1000人当件数	10.04	9.40	10.39	9.85	9.87
家族埋葬料 1000人当件数	1.00	0.60	0.72	0.66	0.62

(注) 1 短期部門給付決定状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

2 「1000人当件数」「1人当金額」は、各年4月～3月の平均加入者数を使用し算出。

(ii) 休業給付

(単位 金額：円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計 1000人当件数	33.60	33.94	36.16	36.09	37.32
1件当日数	28.44	29.09	29.59	29.73	29.82
1日当金額	9,299	9,391	9,393	9,425	9,303
傷病手当金 1000人当件数	26.57	26.44	27.69	27.52	28.27
1件当日数	19.43	19.44	19.33	19.32	19.20
1日当金額	9,908	10,082	10,079	10,119	9,916
出産手当金 1000人当件数	7.02	7.49	8.44	8.56	9.04
1件当日数	62.62	63.16	63.24	63.20	63.04
1日当金額	8,588	8,643	8,710	8,744	8,721
休業手当金 1000人当件数	0.02	0.01	0.03	0.01	0.01
1件当日数	14.45	19.00	20.23	21.00	17.50
1日当金額	4,960	4,702	6,481	7,965	7,944

(注) 1 短期部門給付決定状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

2 「1000人当件数」は、各年4月～3月の平均加入者数を使用し算出。

(iii) 災害給付

(単位 金額：円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計 1000人当件数	0.06	0.07	0.05	6.73	0.67
1件当金額	657,917	772,405	724,778	420,209	399,693
弔 慰 金 1000人当件数	0.00	0.00	—	0.01	0.01
1件当金額	500,000	530,000	—	273,333	512,750
家族弔慰金 1000人当件数	—	0.00	0.00	0.01	0.00
1件当金額	—	308,000	350,000	231,000	308,000
災害見舞金 1000人当件数	0.06	0.07	0.05	6.71	0.66
1件当金額	663,362	806,853	739,192	420,669	398,632

(注) 1 短期部門給付決定状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

2 「1000人当件数」は、各年4月～3月の平均加入者数を使用し算出。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/134.xls>

第134表 私立学校教職員共済長期部門支給決定状況

(単位 金額：千円)

区 分			平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計	件数		1,761,263	1,866,144	1,981,491	2,100,068	2,221,728
	金額		250,792,502	257,936,891	267,082,770	271,783,041	279,820,090
退職共済年金	件数		1,337,760	1,439,189	1,549,271	1,664,216	1,778,189
	金額		191,640,502	199,178,630	208,764,625	214,115,102	222,857,115
障害共済年金	件数		9,688	10,368	11,170	11,872	12,453
	金額		1,689,801	1,834,952	1,916,442	2,035,474	2,069,911
遺族共済年金	件数		288,710	302,978	316,552	329,700	346,473
	金額		33,299,101	34,694,974	35,991,827	37,228,950	38,423,291
退職年金	件数		42,028	38,439	36,238	33,359	30,705
	金額		14,459,315	13,359,728	12,278,511	11,162,008	10,006,235
減額退職年金	件数		2,028	1,839	1,943	1,882	1,817
	金額		501,666	505,631	474,052	453,941	432,642
通算退職年金	件数		46,996	41,574	36,675	31,811	27,243
	金額		4,517,375	3,954,635	3,503,137	2,923,495	2,488,837
返還一時金	件数		22	32	38	34	21
	金額		23,153	38,855	30,156	49,752	21,799
脱退一時金	件数		22	19	28	24	19
	金額		86,908	64,849	82,757	65,097	57,975
新脱退一時金	件数		243	230	208	232	222
	金額		151,414	144,416	115,188	145,390	147,016
障害年金	件数		2,072	1,972	1,878	1,756	1,641
	金額		560,698	525,984	521,874	470,843	427,160
障害一時金	件数		—	—	—	—	1
	金額		—	—	—	—	2,488
遺族年金	件数		21,557	20,277	19,153	17,747	16,468
	金額		3,340,617	3,157,424	2,980,143	2,757,320	2,561,113
通算遺族年金	件数		9,922	9,039	8,183	7,307	6,379
	金額		480,516	438,492	394,231	351,324	304,404
死亡一時金	件数		—	—	—	1	—
	金額		—	—	—	58	—
特例死亡一時金	件数		—	—	—	1	—
	金額		—	—	—	405	—
恩給財団給付年金	件数		214	185	153	126	95
	金額		40,305	34,925	28,695	23,881	17,840
恩給財団給付一時扶助金	件数		1	3	1	—	2
	金額		1,133	3,398	1,133	—	2,265

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/135.xls>

第135表 私立学校教職員共済長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計					
人員	47,572	47,527	50,548	49,688	57,461
金額	39,641,360	38,777,793	36,732,298	37,133,677	41,907,382
退職共済年金					
人員	43,124	42,910	45,669	44,559	51,499
金額	36,297,573	35,178,913	33,167,521	33,355,884	37,158,824
障害共済年金					
人員	323	346	323	355	306
金額	335,814	372,777	326,396	379,760	337,522
遺族共済年金					
人員	4,070	4,235	4,465	4,753	5,638
金額	2,971,489	3,208,218	3,201,041	3,373,676	4,392,378
退職年金					
人員	7	3	3	4	1
金額	10,412	4,943	6,041	9,739	2,904
減額退職年金					
人員	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—
通算退職年金					
人員	31	24	75	8	3
金額	8,038	5,261	16,013	2,361	1,123
障害年金					
人員	9	1	6	4	4
金額	13,547	1,688	8,445	8,134	5,673
遺族年金					
人員	5	6	6	4	10
金額	4,264	5,790	6,346	3,904	8,957
通算遺族年金					
人員	3	2	1	1	—
金額	223	204	494	219	—

(注) 在職分(既裁定)を除く。

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計					
人員	328,688	347,841	370,420	389,127	409,276
金額	303,544,180	314,198,323	320,782,996	329,190,457	337,249,206
退職共済年金					
人員	255,750	274,162	295,674	313,075	332,334
金額	239,590,207	250,223,438	256,611,998	264,876,941	273,064,579
障害共済年金					
人員	1,946	2,066	2,212	2,338	2,396
金額	1,967,502	2,088,346	2,214,266	2,329,503	2,385,668
遺族共済年金					
人員	50,211	52,553	55,104	57,888	60,485
金額	37,412,345	39,190,919	41,101,075	42,969,654	44,773,121
退職年金					
人員	6,959	6,476	6,009	5,583	5,076
金額	14,884,378	13,775,777	12,713,120	11,679,056	10,492,760
減額退職年金					
人員	338	328	325	313	306
金額	531,480	517,205	511,344	488,622	473,379
通算退職年金					
人員	7,812	6,946	6,167	5,399	4,574
金額	4,706,114	4,198,082	3,692,969	3,214,291	2,717,014
障害年金					
人員	355	336	322	297	276
金額	563,145	534,415	510,952	464,544	426,366
遺族年金					
人員	3,594	3,406	3,178	2,973	2,756
金額	3,357,892	3,192,677	2,989,532	2,788,999	2,593,819
通算遺族年金					
人員	1,682	1,537	1,401	1,239	1,059
金額	484,677	442,352	406,025	353,927	306,642
恩給財団年金					
人員	41	31	28	22	14
金額	46,441	35,114	31,716	24,919	15,858

(注) 在職分(既裁定)を除く。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/136.xls>

第136表 私立学校教職員共済長期部門1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
《年金》					
新 規 裁 定	833,292	815,911	726,682	747,337	729,319
退職共済年金	841,702	819,830	726,259	748,578	721,545
障害共済年金	1,039,671	1,077,391	1,010,514	1,069,746	1,103,014
遺族共済年金	730,096	757,548	716,918	709,799	779,067
退職年金	1,487,414	1,647,500	2,013,733	2,434,775	2,904,200
減額退職年金	—	—	—	—	—
通算退職年金	259,303	219,225	213,512	295,063	374,400
障害年金	1,505,178	1,687,600	1,407,567	2,033,475	1,418,125
遺族年金	852,860	964,983	1,057,667	976,050	895,700
通算遺族年金	74,300	101,850	493,900	219,200	—
年 度 末 現 在	923,502	903,281	865,998	845,972	824,014
退職共済年金	936,814	912,685	867,888	846,049	821,657
障害共済年金	1,011,049	1,010,816	1,001,024	996,366	995,688
遺族共済年金	745,103	745,741	745,882	742,289	740,235
退職年金	2,138,867	2,127,205	2,115,680	2,091,896	2,067,132
減額退職年金	1,572,426	1,576,845	1,573,367	1,561,092	1,546,991
通算退職年金	602,421	604,388	598,828	595,349	594,013
障害年金	1,586,324	1,590,521	1,586,806	1,564,123	1,544,803
遺族年金	934,305	937,368	940,696	938,109	941,154
通算遺族年金	288,155	287,802	289,811	285,655	289,558
恩給財団年金	1,132,700	1,132,700	1,132,700	1,132,700	1,132,700
《一時金》					
返還一時金	1,052,400	1,214,219	793,578	1,463,291	1,038,032
脱退一時金	3,950,341	3,413,095	2,955,618	2,712,379	3,051,332
新脱退一時金	623,103	627,895	553,790	626,683	662,236
障害一時金	—	—	—	—	2,487,500
死亡一時金	—	—	—	58,000	—
特例死亡一時金	—	—	—	404,700	—
恩給財団給付一時扶助金	1,132,700	1,132,700	1,132,700	—	1,132,700

(注) 在職分(既裁定)を除く。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/137.xls>

第137表 私立学校教職員共済短期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
収 入	216,761,558	218,794,044	220,429,888	237,510,850	248,354,369
掛 金 収 入	192,769,682	193,230,033	194,388,790	195,925,882	197,433,375
掛 金	187,835,226	188,314,215	189,512,270	191,105,498	192,546,774
任 継 掛 金	4,934,456	4,915,818	4,876,520	4,820,383	4,886,601
介 護 掛 金 収 入	14,550,847	14,660,287	16,039,270	17,433,657	18,281,791
介 護 掛 金	14,308,452	14,412,732	15,769,501	17,147,398	17,994,848
任 継 介 護 掛 金	242,394	247,555	269,770	286,259	286,943
老健医療費拠出金還付金収益	・	1,276,688	—	—	11,493
高齢者医療運営等事業費助成	・	126	—	—	—
児童育成事業費補助金収益	・	63,400	160,860	80,430	—
支 払 準 備 金 戻 入	8,808,958	9,101,757	9,419,216	9,881,162	10,370,702
事 業 外 収 益	601,696	434,508	412,612	319,012	238,688
前 期 損 益 修 正 益	30,376	27,246	9,139	7,125	17,162
当 期 損 失 金	—	—	—	13,863,583	22,001,159
支 出	216,761,558	218,794,044	220,429,888	237,510,850	248,354,369
保 健 給 付	99,105,424	102,679,328	107,213,451	110,913,968	114,773,756
休 業 給 付	4,357,001	4,598,657	5,046,957	5,154,619	5,349,559
災 害 給 付	19,738	28,579	19,569	1,440,896	137,894
附 加 給 付	3,586,287	3,554,242	3,877,605	4,633,529	3,850,091
老 人 保 健 拠 出 金	3,231,541	2,065	503,596	79,288	1,457
退 職 者 給 付 拠 出 金	17,300,266	10,726,755	8,936,660	12,074,873	13,130,013
前 期 高 齢 者 納 付 金	22,110,049	21,308,134	21,190,182	28,675,697	31,685,986
後 期 高 齢 者 支 援 金	31,382,043	36,249,059	39,471,024	44,171,731	47,970,193
病 床 転 換 支 援 金	20,362	29,507	—	—	—
介 護 納 付 金	14,197,493	14,684,274	16,183,157	17,597,808	18,446,063
そ の 他	2,209,554	2,244,879	2,491,955	2,377,264	2,444,744
支 払 準 備 金 繰 入	9,101,757	9,419,216	9,881,162	10,370,702	10,540,712
事 業 外 費 用	—	—	—	—	—
前 期 損 益 修 正 損	21,587	27,837	16,954	20,352	18,476
財 産 処 分 損	13,525	244,877	10,024	124	5,425
当 期 利 益 金	10,104,933	12,996,634	5,587,590	—	—

資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/138.xls>

第138表 私立学校教職員共済長期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
収 入	487,185,340	516,166,940	506,052,445	521,557,520	565,490,492
掛 金 収 入	318,984,488	329,949,771	341,945,065	354,899,644	367,493,584
掛 金	318,984,368	329,949,445	341,945,065	354,899,644	367,493,584
特 別 掛 金	120	326	—	—	—
基 礎 年 金 交 付 金	14,566,401	12,543,421	10,179,531	8,753,418	5,960,536
年 金 特 別 会 計 よ り 受 入	・	・	6	12	3
退 職 一 時 金 等 返 還 金	784,710	844,708	945,154	878,155	945,617
運 用 収 入	51,272,011	44,012,024	42,821,836	40,456,511	79,231,931
事 業 費 国 庫 補 助 金 収 益	63,682,191	92,497,526	102,970,169	109,703,315	104,836,928
都 道 府 県 補 助 金 収 益	6,600,194	6,848,793	6,876,825	6,576,499	6,598,143
助 成 勘 定 よ り 受 入	36,585	50,000	70,000	100,000	100,000
延 滞 金	73,048	83,569	69,764	56,103	53,521
事 業 外 雑 益	1,075	365	486	1,601	559
前 期 損 益 修 正 益	111,002	55,237	173,608	132,261	269,671
当 期 損 失 金	31,073,634	29,281,525	—	—	—
支 出	487,185,340	516,166,940	506,052,445	521,557,520	565,490,492
退 職 給 付	211,380,332	217,246,744	225,248,427	228,914,786	236,011,619
障 害 給 付	2,250,499	2,360,935	2,438,316	2,506,317	2,499,558
遺 族 給 付	37,120,233	38,290,889	39,366,200	40,338,057	41,288,807
恩 給 財 団 給 付	41,438	38,323	29,828	23,881	20,105
基 礎 年 金 拠 出 金	169,095,165	185,058,750	205,136,822	215,713,314	206,302,074
年 金 保 険 者 拠 出 金	8,012,978	9,647,083	18,964,329	21,938,653	68,336,795
事 業 外 支 出 等	59,241,918	63,175,304	13,879,509	4,795,718	2,727,908
財 産 処 分 損	42,482	313,123	22,688	961	11,571
前 期 損 益 修 正 損	294	35,788	1,225	622	1,535,643
当 期 利 益 金	—	—	965,101	7,325,210	6,756,411
年 度 末 現 在 責 任 準 備 金	—	—	—	—	—

資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/139.xls>

第139表 私立学校教職員共済業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
収 入	5,050,338	5,018,808	5,017,968	4,124,364	4,199,108
掛 金	4,564,079	4,578,856	4,607,641	3,298,660	3,217,135
補 助 金	360,352	349,456	338,114	290,639	290,552
利 息 及 び 配 当 金	102,990	71,718	53,243	43,994	25,757
雑 益	20,853	18,777	18,835	17,332	17,623
退 職 給 付 引 当 金 戻 入	2,057	—	—	—	—
前 期 損 益 修 正 益	6	—	135	181	177
当 期 損 失 金	—	—	—	473,558	647,864
支 出	5,050,338	5,018,808	5,017,968	4,124,364	4,199,108
一 般 管 理 費	3,900,929	3,732,654	3,975,786	4,123,354	4,192,814
前 期 損 益 修 正 損	254	338	898	374	158
固 定 資 産 除 却 損	355	6,620	6,404	636	6,015
財 産 処 分 損	43	3,579	211	—	121
当 期 利 益 金	1,148,757	1,275,617	1,034,669	—	—

資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/140.xls>

第140表 私立学校教職員共済保健経理状況

(単位 千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
収 入	7,377,680	12,748,994	7,303,086	7,651,574	8,423,444
掛 設 収 入	6,887,476	6,907,921	6,950,799	7,275,017	7,351,935
施 設 収 入	56,960	54,269	51,655	45,337	47,039
事 業 雑 収 入	—	—	—	—	—
特 定 健 診 国 庫 補 助 金	168,854	253,671	287,703	321,332	272,459
受 入 金	・	・	・	・	743,175
利 息 及 び 配 当 金	51,427	21,234	12,928	8,661	8,642
そ の 他	9,564	0	—	—	—
前 期 損 益 修 正 益	1	335	0	1,227	194
当 期 損 失 金	203,397	5,511,564	—	—	—
支 出	7,377,680	12,742,163	7,303,086	7,651,574	8,423,444
保 健 事 業 費	2,143,050	2,261,451	2,310,607	2,467,286	2,458,719
特 定 健 康 診 査 等 給 付 費	168,854	253,671	287,703	321,332	364,706
一 般 管 理 費	696,191	836,459	896,161	957,061	1,034,695
他 経 理 へ の 繰 入	4,171,067	9,194,421	3,286,706	3,545,400	3,624,442
事 業 資 産 減 価 償 却 費	150,520	150,676	150,899	122,481	84,020
事 業 外 費 用	47,552	45,485	43,417	41,350	39,288
前 期 損 益 修 正 損	380	—	354	362	540
財 産 処 分 損	66	—	324	—	183
固 定 資 産 除 却 損	—	—	72	67	23,106
当 期 利 益 金	—	—	326,842	196,235	793,746

資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/141.xls>

10 農林漁業団体職員共済組合

第141表 農林漁業団体職員共済組合適用状況

年度末現在

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
団 体 数	5,844	5,700	5,611	5,553	5,463
組 合 員 数	411,220	414,120	416,393	413,355	410,003
男	247,086	248,735	249,146	246,621	242,771
女	164,134	165,385	167,247	166,734	167,232
平均標準給与月額	294,895	292,316	291,490	290,199	290,319
男	333,872	330,187	328,427	326,448	326,828
女	236,219	235,360	236,466	236,583	237,412

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/142.xls>

第142表 農林漁業団体職員共済組合組合員数（標準給与等級別）

平成24年度末現在

標準給与 月額 (千円)	組合員数			標準給与 月額 (千円)	組合員数		
	計	男	女		計	男	女
総 数	410,003	242,771	167,232				
98	1,615	271	1,344	260	24,767	15,221	9,546
104	1,284	152	1,132	280	23,093	14,145	8,948
110	2,730	338	2,392	300	21,820	13,979	7,841
118	5,140	756	4,384	320	20,195	13,687	6,508
126	7,446	1,320	6,126	340	18,821	13,247	5,574
134	9,051	1,949	7,102	360	17,530	12,637	4,893
142	10,385	2,468	7,917	380	19,222	14,505	4,717
150	12,318	3,676	8,642	410	19,310	15,180	4,130
160	14,049	4,922	9,127	440	15,262	12,273	2,989
170	13,846	5,727	8,119	470	11,112	9,006	2,106
180	14,807	6,844	7,963	500	7,756	6,252	1,504
190	15,460	7,724	7,736	530	5,312	4,347	965
200	23,263	12,430	10,833	560	3,950	3,347	603
220	27,665	15,739	11,926	590	2,948	2,481	467
240	25,510	15,026	10,484	620	14,336	13,122	1,214

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/143.xls>

第143表 農林漁業団体職員共済組合支給状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成23年度 (2011)			24 (2012)		
	共済年金	移行年金	特例年金	共済年金	移行年金	特例年金
合 計	件数 1,064	1,576,216	2,088,430	231	255,955	2,057,530
	金額 1,251,516	226,908,420	70,984,561	301,184	36,489,073	52,828,980
退職共済年金	件数 377	1,007,729	1,023,645	78	165,332	1,000,356
	金額 234,183	119,804,110	21,080,042	25,724	19,479,323	20,325,929
障害共済年金	件数 2	11,083	15,514	—	1,781	14,824
	金額 338	1,188,025	642,570	—	182,971	605,469
遺族共済年金	件数 40	227,783	247,956	7	36,870	236,914
	金額 18,093	32,779,929	6,946,666	2,898	5,291,983	6,558,127
退職年金	件数 303	182,176	177,838	77	28,671	162,709
	金額 921,192	52,853,535	5,041,425	260,365	8,298,713	4,560,601
減額退職年金	件数 30	26,120	25,897	5	4,224	24,877
	金額 51,042	5,480,308	529,240	6,417	881,945	504,139
通算退職年金	件数 11	46,165	46,117	5	7,049	40,441
	金額 7,615	3,402,014	330,986	4,757	521,644	289,812
退職一時金	件数 273	・	・	58	・	・
	金額 3,579	・	・	981	・	・
障害年金	件数 3	6,106	5,900	—	966	5,445
	金額 1,702	1,390,071	128,499	—	220,813	115,839
遺族年金	件数 3	62,588	62,007	—	10,040	58,370
	金額 2,260	9,750,095	774,182	—	1,570,486	727,165
通算遺族年金	件数 —	6,466	6,435	—	1,022	5,872
	金額 —	260,332	25,293	—	41,195	22,981
返還一時金	件数 10	・	・	1	・	・
	金額 5,302	・	・	42	・	・
死亡一時金	件数 9	・	・	—	・	・
	金額 1,063	・	・	—	・	・
特例死亡一時金	件数 3	・	・	—	・	・
	金額 5,149	・	・	—	・	・
特例老齢農林年金	件数 ・	・	456,294	・	・	498,026
	金額 ・	・	7,332,047	・	・	7,949,775
特例老齢農林一時金	件数 ・	・	20,814	・	・	9,687
	金額 ・	・	28,107,829	・	・	11,140,680
特例脱退一時金	件数 ・	・	8	・	・	5
	金額 ・	・	37,652	・	・	23,452
特例返還一時金	件数 ・	・	5	・	・	4
	金額 ・	・	8,129	・	・	5,011

(注) 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたため、「移行年金」は厚生年金から支給される年金であり、「特例年金」は職域加算部分(3階部分)の給付について農林漁業団体職員共済組合から支給される年金である。

「共済年金」は、権利が発生していたにも関わらず未請求だったものである。

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/144.xls>

第144表 農林漁業団体職員共済組合金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分		平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計	人員	24,878	28,051	22,504	20,646	20,462
	金額	2,143,493	2,170,710	1,676,148	1,560,480	1,451,126
退職共済年金	人員	1,083	2,426	1,465	702	650
	金額	18,901	37,194	18,364	8,728	8,070
障害共済年金	人員	29	22	23	23	12
	金額	2,813	2,214	2,126	2,615	1,122
遺族共済年金	人員	79	40	52	39	25
	金額	2,267	1,461	901	1,884	691
退職年金	人員	11	10	6	6	1
	金額	1,451	1,290	763	868	105
通算退職年金	人員	54	132	85	50	61
	金額	608	1,529	688	364	533
障害年金	人員	6	3	5	4	—
	金額	593	322	1,605	449	—
遺族年金	人員	1	—	—	—	—
	金額	…	—	—	—	—
通算遺族年金	人員	1	1	3	2	—
	金額	…	…	64	17	—
特例老齢農林年金	人員	23,614	25,417	20,865	19,820	19,713
	金額	2,116,848	2,126,694	1,651,638	1,545,554	1,440,605
特例老齢農林一時金	人員	・	・	34,949	17,150	9,636
	金額	・	・	43,281,816	23,920,630	11,035,211

- (注) 1 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたため、農林漁業団体職員共済組合から支給される特例年金（職域加算部分(3階部分)）の数値である。
- 2 「…」は、個人情報保護のために数値が公表されていない。そのため、平成20年度以降の金額合計は年金種別の計とは必ずしも一致しない。
- 3 「特例老齢農林一時金」は、合計には含まれていない。

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分		平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計	人員	412,377	429,125	404,635	397,594	396,649
	金額	51,015,018	51,581,725	48,667,770	46,449,401	45,390,541
退職共済年金	人員	292,680	315,794	297,006	296,176	301,616
	金額	32,732,492	34,274,169	32,269,676	31,137,801	31,094,069
障害共済年金	人員	3,260	3,189	3,114	3,034	2,780
	金額	863,941	844,611	815,174	784,592	727,899
遺族共済年金	人員	46,809	45,174	43,705	41,897	40,281
	金額	8,070,297	7,739,008	7,426,200	6,968,580	6,639,807
退職年金	人員	38,193	35,519	33,095	30,655	28,014
	金額	6,798,488	6,320,289	5,879,926	5,427,046	4,937,749
減額退職年金	人員	4,953	4,754	4,568	4,399	4,229
	金額	664,109	635,856	610,011	586,803	561,787
通算退職年金	人員	10,537	9,571	8,700	7,770	6,913
	金額	485,742	438,123	395,733	353,589	312,764
障害年金	人員	1,673	1,570	1,506	1,400	1,281
	金額	264,164	243,897	234,039	217,895	194,973
遺族年金	人員	12,848	12,224	11,687	11,097	10,449
	金額	1,102,118	1,054,509	1,007,574	945,995	896,165
通算遺族年金	人員	1,424	1,330	1,254	1,166	1,086
	金額	33,667	31,262	29,437	27,102	25,328

- (注) 1 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたため、農林漁業団体職員共済組合から支給される特例年金（職域加算部分(3階部分)）の数値である。
- 2 「退職共済年金」には特例老齢農林年金を含み、「遺族共済年金」には特例遺族農林年金を含む。

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/145.xls>

第145表 農林漁業団体職員共済組合給付1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
《年金》					
新 規 裁 定	86,160	77,384	74,482	75,583	70,918
退 職 共 済 年 金	17,452	15,331	12,535	12,433	12,415
障 害 共 済 年 金	97,000	100,645	92,422	113,713	93,475
遺 族 共 済 年 金	28,695	36,513	17,327	48,318	27,640
退 職 年 金	131,873	129,000	127,117	144,733	104,700
通 算 退 職 年 金	11,256	11,585	8,093	7,278	8,744
障 害 年 金	98,800	107,333	320,900	112,350	—
遺 族 年 金	…	—	—	—	—
通 算 遺 族 年 金	…	…	21,433	8,400	—
特 例 老 齡 農 林 年 金	89,644	83,672	79,158	77,980	73,079
年 度 末 現 在	123,710	120,202	120,276	116,826	114,435
退 職 共 済 年 金	122,376	120,846	119,859	116,545	115,422
障 害 共 済 年 金	265,012	264,851	261,777	258,600	261,834
遺 族 共 済 年 金	172,391	171,297	169,897	166,306	164,826
退 職 年 金	178,004	177,941	177,668	177,036	176,260
減 額 退 職 年 金	134,082	133,752	133,540	133,395	132,842
通 算 退 職 年 金	46,099	45,776	45,487	45,507	45,243
障 害 年 金	157,899	155,348	155,405	155,639	152,203
遺 族 年 金	85,781	86,265	86,213	85,248	85,766
通 算 遺 族 年 金	23,642	23,505	23,474	23,243	23,322
特 例 老 齡 農 林 年 金	93,873	91,608	91,340	88,344	86,710
特 例 遺 族 農 林 年 金	…	…	…	…	…
《一時金》					
退 職 一 時 金	13,341	11,605	13,748	13,110	16,906
返 還 一 時 金	652,450	849,655	599,707	530,190	42,000
死 亡 一 時 金	272,514	388,700	64,264	118,102	—
特 例 死 亡 一 時 金	…	—	—	1,716,167	—
特 例 年 金					
特 例 脱 退 一 時 金	—	4,320,125	3,384,680	4,706,538	4,690,300
特 例 返 還 一 時 金	1,565,400	1,622,467	461,771	1,625,840	1,252,850
特 例 老 齡 農 林 一 時 金	•	•	1,249,282	1,350,429	1,150,065

(注)1 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたため、農林漁業団体職員共済組合から支給される特例年金（職域加算部分(3階部分)）の数値である。

2 一時金の特例年金以外は、共済年金（権利が発生していたにも関わらず未請求だったもの）である。

3 「…」は、個人情報保護のために数値が公表されていない。

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/146.xls>

第146表 農林漁業団体職員共済組合給付経理状況

(単位 千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
収 入	514,711,521	532,577,411	514,721,765	445,029,505	395,254,534
国庫補助金	1,416,292	1,271,078	1,251,810	1,165,612	1,056,168
負担金収入	25,547,216	29,798,762	29,834,082	29,661,633	29,422,457
給付金返還金	55,859	61,785	185,795	228,641	156,115
雑収入	11	0	1	8,287	1,092
運用収入	5,187,749	5,419,627	4,759,818	4,489,964	4,049,212
責任準備金戻入	418,417,791	420,856,736	419,382,551	353,515,604	312,078,830
不足責任準備金繰入	63,835,020	75,169,169	59,307,708	55,959,764	48,490,659
事業外収益	—	255	—	—	—
固定資産売却益	138,480	—	—	—	—
旧福祉経理より受入	113,104	—	—	—	—
支 出	514,711,521	532,577,411	514,721,765	445,029,505	395,254,534
退職給付金	36,876,177	38,051,916	75,606,893	63,681,169	45,089,764
障害給付金	890,782	858,786	816,918	772,782	721,230
遺族給付金	8,976,789	8,649,455	8,258,363	7,771,789	7,310,867
その他事業費用	152,919	50,320	116,121	195,160	39,187
業務経理へ繰入金	1,279,536	1,740,217	1,226,012	1,212,518	1,529,109
責任準備金繰入	420,856,736	419,382,551	353,515,604	312,078,830	284,592,080
不足責任準備金戻入	45,670,392	63,835,020	75,169,169	59,307,708	55,959,764
事業外費用	2,629	6,404	10,368	7,047	11,978
前期損益修正損	5,562	2,742	2,317	2,503	555
年度末現在給付準備金	420,856,736	419,382,551	353,515,604	312,078,830	284,592,080

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/147.xls>

第147表 農林漁業団体職員共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
収 入	2,090,388	2,224,673	2,058,803	1,969,083	1,815,039
国庫補助金	317,369	303,826	301,054	264,314	255,427
事務受託料	471,226	501,110	489,929	454,021	—
給付経理より受入	1,279,536	1,381,196	1,226,012	1,212,085	1,528,448
資産見返繰入金戻入	4,030	22,799	29,035	29,357	27,979
受取利息	17,634	14,097	12,393	8,922	2,966
雑益	593	1,645	379	384	218
支 出	2,090,388	2,224,673	2,058,803	1,969,083	1,815,039
人件費	1,057,767	954,383	940,594	894,428	735,124
事務費	1,028,591	1,247,491	1,089,174	1,045,748	1,051,936
減価償却費	3,794	17,986	29,035	28,759	27,882
雑損	235	4,813	—	148	98

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/148.xls>

11 船員保険

第148表 船員保険適用状況

年度末現在

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
《船舶所有者数》					
普通 保 険	6,237	6,173	6,155	6,066	6,001
漁 船 (い)	153	153	158	159	154
漁 船 (ろ)	2,330	2,308	2,293	2,278	2,257
そ の 他	3,760	3,720	3,711	3,692	3,593
失 業 保 険	3,958	3,908	3,832	・	・
《被保険者数》					
普通 保 険					
強 制 適 用	59,732	59,282	58,195	56,698	56,225
漁 船 (い)	1,247	1,228	1,275	1,287	1,468
漁 船 (ろ)	18,210	17,664	16,966	16,591	16,349
そ の 他	40,275	40,390	39,954	38,820	38,408
任 意 継 続 適 用	3,767	3,522	3,673	4,150	3,756
失 業 保 険	48,753	48,333	47,329	・	・
《被扶養者数》	97,846	94,602	82,266	79,663	76,344
被保険者1人当り被扶養者数	1.541	1.506	1.334	1.314	1.277
《平均標準報酬月額》					
普通 保 険					
強 制 適 用	383,848	395,526	398,822	395,175	392,609
漁 船 (い)	374,930	382,816	404,435	396,486	391,080
漁 船 (ろ)	332,467	358,025	366,048	353,160	349,879
そ の 他	407,356	412,312	412,560	413,088	410,856
任 意 継 続 適 用	321,434	315,727	320,602	328,382	323,595
失 業 保 険	408,697	419,944	424,254	・	・

(注) 1 船舶所有者数の「漁船」「その他」は延数である。

2 平成22年1月より失業部門は、雇用保険に統合された。

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、一部社会保険庁調べ

平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」、一部厚生労働省年金局調べ

平成21年度以降は全国健康保険協会船員保険部「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/149.xls>

第149表 船員保険保険料徴収状況

(単位 千円)

区 分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
徴 収 決 定 額	71,055,897	69,440,789	67,053,506	65,930,002	65,593,876
前 年 度 か ら の 繰 越 額	6,016,479	5,405,068	4,952,784	4,357,303	4,085,728
本 年 度 分	65,039,418	64,035,721	62,100,722	61,572,699	61,508,148
収 納 済 額	65,176,486	63,920,983	62,113,469	61,518,985	61,189,636
不 納 欠 損 額	471,899	568,763	582,735	324,960	340,193
収 納 未 済 額	5,407,511	4,951,044	4,357,303	4,086,058	4,064,048
収 納 率 (%)	91.7	92.1	92.6	93.3	93.3

(注) 平成21年度以降の公表はしていない。

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/159.xls>

第150表 船員保険被保険者数（標準報酬等級別）

平成22年3月末現在

標準報酬 月額(千円)	普通保険(強制適用)				標準報酬 月額(千円)	普通保険(強制適用)			
	合計	漁船(い)	漁船(ろ)	その他		合計	漁船(い)	漁船(ろ)	その他
総数	56,698	1,287	16,591	38,820					
58	188	360	3,034
68	30	380	3,490
78	94	410	4,324
88	61	440	3,624
98	837	470	3,101
104	167	500	2,699
110	219	530	2,251
118	304	560	1,713
126	154	590	1,444
134	360	620	1,057
142	256	650	798
150	880	680	609
160	252	710	534
170	494	750	430
180	814	790	316
190	569	830	311
200	1,995	880	277
220	1,529	930	193
240	2,219	980	164
260	2,472	1,030	105
280	2,425	1,090	142
300	3,719	1,150	117
320	2,500	1,210	642
340	2,785					

資料：全国健康保険協会船員保険部「事業年報」

平成23年3月末現在

標準報酬 月額(千円)	普通保険(強制適用)				標準報酬 月額(千円)	普通保険(強制適用)			
	合計	漁船(い)	漁船(ろ)	その他		合計	漁船(い)	漁船(ろ)	その他
総数	56,225	1,468	16,349	38,408					
58	154	9	65	80	360	3,023	81	570	2,372
68	59	1	41	17	380	3,519	90	609	2,820
78	81	—	37	44	410	4,147	87	666	3,394
88	94	—	61	33	440	3,702	92	725	2,885
98	615	3	244	368	470	3,148	77	533	2,538
104	129	4	60	65	500	2,766	73	540	2,153
110	244	—	203	41	530	2,160	43	420	1,697
118	408	—	364	44	560	1,679	36	301	1,342
126	522	2	468	52	590	1,304	22	227	1,055
134	387	4	344	39	620	962	17	231	714
142	246	4	218	24	650	788	24	187	577
150	849	11	590	248	680	647	20	157	470
160	316	11	248	57	710	580	12	165	403
170	518	10	261	247	750	468	17	135	316
180	755	22	391	342	790	306	10	125	171
190	492	22	285	185	830	292	12	110	170
200	1,786	42	930	814	880	279	6	115	158
220	1,624	37	767	820	930	159	5	74	80
240	2,104	70	861	1,173	980	188	5	91	92
260	2,473	78	810	1,585	1,030	140	4	68	68
280	2,441	87	723	1,631	1,090	124	5	49	70
300	3,696	98	804	2,794	1,150	120	—	54	66
320	2,544	119	616	1,809	1,210	501	10	219	272
340	2,686	86	587	2,013					

資料：全国健康保険協会船員保険部「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/150.xls>

第151表 船員保険疾病部門給付決定状況

(単位 金額：千円)

区 分			平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計	件数		1,579,993	1,557,417	1,537,280	1,507,285	1,467,960
	金額		24,893,437	25,471,344	25,267,471	24,850,841	23,131,916
被 保 險 者 分	件数		564,308	561,647	557,917	548,024	528,771
	金額		12,888,658	13,167,816	13,076,260	13,059,266	11,370,975
診 療 費	件数		388,824	383,738	378,247	371,778	351,837
	日数		856,084	824,677	800,294	777,267	686,828
	金額		7,455,294	7,687,954	7,547,428	7,565,551	6,596,125
薬 剤 支 給	件数		145,513	148,828	150,560	151,367	151,582
	枚数		182,719	184,508	184,434	183,295	181,211
	金額		1,089,814	1,167,978	1,200,971	1,273,498	1,238,371
入 院 時 食 事 療 養 費 (標準負担額差額支給除く)	件数		10,218	9,990	9,597	9,408	7,365
	回数		349,013	346,041	327,583	318,344	226,861
	金額		192,693	187,341	177,558	170,050	115,155
訪 問 看 護 療 養 費	件数		26	36	43	41	40
	日数		227	317	263	259	242
	金額		1,831	2,872	2,560	2,537	2,334
入 院 時 食 事 療 養 ・ 生 活 療 養 費 (標準負担額差額支給)	件数		—	—	—	—	—
	回数		—	—	—	—	—
	金額		—	—	—	—	—
療 養 費	件数		14,476	14,496	14,967	11,978	14,650
	金額		179,982	160,534	149,447	127,743	116,062
移 送 費	件数		18	12	15	19	10
	金額		6,843	3,227	7,145	11,019	2,204
高 額 療 養 費	件数		2,102	1,401	898	638	791
	金額		265,936	164,541	81,170	52,575	73,924
傷 病 手 当 金	件数		13,086	12,875	12,927	11,972	8,944
	日数		416,126	412,978	418,846	398,132	336,347
	金額		3,519,707	3,604,654	3,732,628	3,690,784	2,994,038
傷 病 手 当 金 (職務上)	件数		5,307	5,114	5,131	4,799	2,209
	日数		170,309	165,306	165,199	159,129	89,567
	金額		1,792,508	1,738,512	1,762,177	1,875,120	1,110,222
休 業 手 当 金	件数		・	・	・	・	693
	日数		・	・	・	・	27,821
	金額		・	・	・	・	92,002
葬 祭 料	件数		234	252	243	222	192
	金額		163,162	182,670	168,143	159,760	124,462
葬 祭 料 (職務上)	件数		53	62	48	52	15
	金額		39,330	55,270	37,531	47,137	12,054
出 産 育 児 一 時 金	件数		10	3	11	5	15
	金額		3,200	1,050	3,940	1,840	6,240
出 産 手 当 金	件数		19	6	6	4	17
	日数		2,022	923	1,177	1,043	1,516
	金額		10,197	4,995	5,270	3,909	10,057
被 扶 養 者 分	件数		950,933	918,230	900,407	882,974	867,508
	金額		10,628,089	10,671,931	10,520,572	10,196,045	10,185,755
診 療 費	件数		654,632	626,150	609,892	597,577	575,478
	日数		1,284,920	1,212,112	1,164,495	1,115,553	1,069,541
	金額		7,811,951	8,017,029	8,133,337	7,880,580	7,752,362
薬 剤 支 給	件数		268,353	265,657	265,452	264,926	267,479
	枚数		374,727	368,277	361,438	353,731	357,425
	金額		1,402,495	1,459,108	1,505,965	1,558,431	1,549,676
入 院 時 食 事 療 養 費 (標準負担額差額支給除く)	件数		10,099	9,570	9,332	8,764	8,415
	回数		342,883	326,027	320,915	299,188	279,199
	金額		137,235	129,386	127,596	119,069	110,812

第2部 社会保障関係統計資料編

訪問看護療養費	件数	325	338	341	333	338
	日数	2,083	1,928	2,097	2,142	2,141
	金額	13,562	12,566	14,668	14,840	15,243
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給)	件数	7	3	2	1	—
	回数	2,463	160	59	13	—
	金額	229	11	8	1	—
療養費	件数	21,996	22,002	21,835	17,856	21,645
	金額	126,709	130,891	124,658	101,505	123,280
移送費	件数	—	3	4	2	2
	金額	—	35	70	24	44
高額療養費	件数	3,760	2,359	1,573	1,160	1,303
	金額	353,244	201,832	114,735	75,256	88,215
家族葬祭料	件数	768	658	213	148	124
	金額	431,414	350,174	110,915	76,526	68,734
家族出産育児一時金	件数	1,092	1,060	1,095	971	1,139
	金額	351,250	370,900	388,620	369,813	477,390
高齢受給者分(一般)	件数	58,582	70,299	71,760	68,950	63,864
	金額	1,166,141	1,421,744	1,482,148	1,429,427	1,396,109
診療費	件数	40,263	47,916	48,617	46,417	42,258
	日数	103,957	122,766	125,579	117,561	109,004
	金額	937,171	1,130,967	1,206,808	1,154,826	1,141,859
薬剤支給	件数	18,303	22,360	23,106	22,503	21,594
	枚数	27,332	32,824	33,323	31,284	29,775
	金額	208,102	264,887	245,538	247,452	229,088
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	1,126	1,347	1,458	1,421	1,291
	回数	47,207	58,749	63,969	59,586	56,904
	金額	19,922	24,494	27,634	25,433	24,019
訪問看護療養費	件数	16	23	37	30	12
	日数	117	180	271	211	148
	金額	947	1,395	2,168	1,716	1,143
高齢受給者分(一定以上所得者)	件数	5,442	6,730	6,678	6,926	7,239
	金額	131,498	119,203	148,740	133,863	130,514
診療費	件数	3,769	4,675	4,584	4,692	4,859
	日数	8,586	10,295	10,648	10,288	10,099
	金額	114,032	98,067	126,039	108,878	105,761
薬剤支給	件数	1,673	2,055	2,094	2,234	2,380
	枚数	2,261	2,777	2,809	2,884	2,973
	金額	15,529	19,307	20,106	23,160	23,324
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	124	117	134	118	106
	回数	4,209	4,016	5,225	3,530	2,805
	金額	1,937	1,829	2,595	1,824	1,429
世帯合算高額療養費	件数	728	511	518	411	578
	金額	79,050	90,651	39,751	32,241	48,563

- (注) 1 「傷病手当金(職務上)」「葬祭料(職務上)」は、再掲である。
 2 被保険者分及び被扶養者分の「入院時食事療養・生活療養費(標準負担額差額支給)」「療養費」「移送費」「高額療養費」「傷病手当金」「(家族)葬祭料」「(家族)出産育児一時金」「出産手当金」には、高齢受給者分が含まれている。
 3 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」及び「入院時食事療養・生活療養費(標準負担額差額支給除く)」の件数及び回数は診療費の再掲であり、件数及び日数の合計には含まれていない。
 4 「薬剤支給」の枚数は、処方箋枚数である。
 5 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。
 6 「高齢受給者(一定以上所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。
 7 「傷病手当金(職務上)」の金額には、傷病手当特別支給金を含む。

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」
 平成21年度以降は全国健康保険協会船員保険部「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/151.xls>

第152表 船員保険疾病部門診療費決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
被 保 険 者 分	388,824	383,738	378,247	371,778	351,837
件数	388,824	383,738	378,247	371,778	351,837
日数	856,084	824,677	800,294	777,267	686,828
金額	7,455,294	7,687,954	7,547,428	7,565,551	6,596,125
一 般 診 療	314,394	312,890	306,964	301,480	283,814
件数	314,394	312,890	306,964	301,480	283,814
日数	672,090	653,070	628,795	610,499	528,922
金額	6,391,735	6,779,526	6,618,586	6,691,112	5,762,998
入 院	11,442	11,181	10,718	10,455	8,369
件数	11,442	11,181	10,718	10,455	8,369
日数	152,657	149,065	140,231	135,604	101,068
金額	3,623,836	4,030,969	3,955,631	4,030,526	3,259,294
入 院 外	302,952	301,709	296,246	291,025	275,445
件数	302,952	301,709	296,246	291,025	275,445
日数	519,433	504,005	488,564	474,895	427,854
金額	2,767,899	2,748,557	2,662,955	2,660,586	2,503,704
歯 科 診 療	74,430	70,848	71,283	70,298	68,023
件数	74,430	70,848	71,283	70,298	68,023
日数	183,994	171,607	171,499	166,768	157,906
金額	1,063,559	908,429	928,843	874,439	833,128
被 扶 養 者 分	654,632	626,150	609,892	597,577	575,478
件数	654,632	626,150	609,892	597,577	575,478
日数	1,284,920	1,212,112	1,164,495	1,115,553	1,069,541
金額	7,811,951	8,017,029	8,133,337	7,880,580	7,752,362
一 般 診 療	543,684	520,986	506,419	496,151	477,403
件数	543,684	520,986	506,419	496,151	477,403
日数	1,039,280	980,964	941,292	900,445	865,347
金額	6,842,151	7,093,626	7,208,720	6,986,038	6,884,440
入 院	11,117	10,512	10,415	9,787	9,450
件数	11,117	10,512	10,415	9,787	9,450
日数	138,353	131,040	131,280	121,682	113,057
金額	2,807,510	3,085,665	3,261,189	3,082,666	3,102,309
入 院 外	532,567	510,474	496,004	486,364	467,953
件数	532,567	510,474	496,004	486,364	467,953
日数	900,927	849,924	810,012	778,763	752,290
金額	4,034,641	4,007,961	3,947,531	3,903,372	3,782,131
歯 科 診 療	110,948	105,164	103,473	101,426	98,075
件数	110,948	105,164	103,473	101,426	98,075
日数	245,640	231,148	223,203	215,108	204,194
金額	969,801	923,403	924,616	894,542	867,921
高 齢 受 給 者 分 (一 般)	40,263	47,916	48,617	46,417	42,258
件数	40,263	47,916	48,617	46,417	42,258
日数	103,957	122,766	125,579	117,561	109,004
金額	937,171	1,130,967	1,206,808	1,154,826	1,141,859
一 般 診 療	37,247	44,048	44,652	42,390	38,401
件数	37,247	44,048	44,652	42,390	38,401
日数	95,938	113,109	115,635	107,741	99,540
金額	886,088	1,071,512	1,148,966	1,097,406	1,084,116
入 院	1,191	1,396	1,528	1,484	1,356
件数	1,191	1,396	1,528	1,484	1,356
日数	18,516	22,378	24,435	22,956	22,030
金額	452,070	566,749	645,217	617,624	618,930
入 院 外	36,056	42,652	43,124	40,906	37,045
件数	36,056	42,652	43,124	40,906	37,045
日数	77,422	90,731	91,200	84,785	77,510
金額	434,018	504,763	503,749	479,782	465,186
歯 科 診 療	3,016	3,868	3,965	4,027	3,857
件数	3,016	3,868	3,965	4,027	3,857
日数	8,019	9,657	9,944	9,820	9,464
金額	51,082	59,456	57,842	57,420	57,744
高 齢 受 給 者 分 (一 定 以 上 所 得 者)	3,769	4,675	4,584	4,692	4,859
件数	3,769	4,675	4,584	4,692	4,859
日数	8,586	10,295	10,648	10,288	10,099
金額	114,032	98,067	126,039	108,878	105,761
一 般 診 療	3,334	4,059	3,905	4,138	4,180
件数	3,334	4,059	3,905	4,138	4,180
日数	7,511	8,815	9,030	8,879	8,432
金額	107,851	90,839	117,714	101,831	97,424
入 院	128	124	153	126	113
件数	128	124	153	126	113
日数	1,713	1,568	2,271	1,474	1,231
金額	75,429	50,293	78,008	53,090	54,608
入 院 外	3,206	3,935	3,752	4,012	4,067
件数	3,206	3,935	3,752	4,012	4,067
日数	5,798	7,247	6,759	7,405	7,201
金額	32,422	40,546	39,706	48,741	42,816
歯 科 診 療	435	616	679	554	679
件数	435	616	679	554	679
日数	1,075	1,480	1,618	1,409	1,667
金額	6,180	7,228	8,325	7,047	8,337

(注) 1 被保険者分及び被扶養者分は、高齢受給者分を除く。

2 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。

3 「高齢受給者(一定以上所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」

平成21年度以降は全国健康保険協会船員保険部「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/152.xls>

第153表 船員保険疾病部門給付諸率

(単位 金額：円)

区 分				平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
《被保険者分》								
診 療 費	1000人当件数	1件当日数	1件当金額	6,105.16	6,127.78	6,125.28	6,146.35	5,923.76
				2.20	2.15	2.12	2.09	1.95
				19,174	20,034	19,954	20,350	18,748
				117,060	122,766	122,222	125,076	111,057
一 般 診 療	1000人当件数	1件当日数	1人当金額	4,936.47	4,996.41	4,970.92	4,984.13	4,778.50
				2.14	2.09	2.05	2.03	1.86
				20,330	21,667	21,561	22,194	20,306
				100,360	108,259	107,180	110,619	97,030
入 院	1000人当件数	1件当日数	1人当金額	179.66	178.55	173.57	172.85	140.91
				13.34	13.33	13.08	12.97	12.08
				316,713	360,520	369,064	385,512	389,448
				56,900	64,369	64,057	66,634	54,876
入 院 外	1000人当件数	1件当日数	1人当金額	4,756.83	4,817.89	4,797.36	4,811.32	4,637.58
				1.71	1.67	1.65	1.63	1.55
				9,136	9,110	8,989	9,142	9,090
				43,460	43,891	43,123	43,986	42,154
歯 科 診 療	1000人当件数	1件当日数	1人当金額	1,168.67	1,131.35	1,154.35	1,162.19	1,145.28
				2.47	2.42	2.41	2.37	2.32
				14,289	12,822	13,030	12,439	12,248
				16,700	14,506	15,042	14,457	14,027
傷 病 手 当 金	1000人当件数	1人当日数	1件当金額	202.65	202.53	206.07	207.09	150.36
				6.44	6.50	6.68	6.47	5.56
				268,967	279,973	288,747	308,285	334,754
葬 祭 料	1000人当件数	3.62	3.96	3.87	3.98	3.26		
出 産 手 当 金	1000人当件数	1件当金額	0.29	0.09	0.10	0.07	0.28	
			536,685	832,568	878,312	977,275	591,574	
《被扶養者分》								
診 療 費	1000人当件数	1件当日数	1件当金額	7,456.75	7,441.72	7,548.37	7,628.21	7,630.19
				1.96	1.94	1.91	1.87	1.86
				11,933	12,804	13,336	13,188	13,471
				88,984	95,281	100,663	100,597	102,788
一 般 診 療	1000人当件数	1件当日数	1人当金額	6,192.94	6,191.82	6,267.72	6,333.47	6,329.84
				1.91	1.88	1.86	1.81	1.81
				12,585	13,616	14,235	14,080	14,421
				77,937	84,306	89,219	89,178	91,280
入 院	1000人当件数	1件当日数	1人当金額	126.63	124.93	128.90	124.93	125.30
				12.45	12.47	12.60	12.43	11.96
				252,542	293,537	313,124	314,976	328,287
				31,980	36,673	40,362	39,351	41,133
入 院 外	1000人当件数	1件当日数	1人当金額	6,066.33	6,066.92	6,138.83	6,208.55	6,204.53
				1.69	1.66	1.63	1.60	1.61
				7,576	7,851	7,959	8,026	8,082
				45,958	47,634	48,857	49,827	50,147
歯 科 診 療	1000人当件数	1件当日数	1人当金額	1,263.78	1,249.86	1,280.64	1,294.73	1,300.36
				2.21	2.20	2.16	2.12	2.08
				8,741	8,781	8,936	8,820	8,850
				11,047	10,975	11,444	11,419	11,508
家 族 葬 祭 料	1000人当件数	7.68	6.86	2.56	1.84	1.60		

《高齢受給者分（一般）》								
診 療 費	1000人当件数	16,143.95	16,252.81	16,783.29	17,069.26	16,123.88		
	1件当日数	2.58	2.56	2.58	2.53	2.58		
	1件当金額	23,276	23,603	24,823	24,879	27,021		
	1人当金額	375,770	383,617	416,608	424,673	435,686		
入 院	1000人当件数	477.55	473.51	527.49	545.72	517.39		
	1件当日数	15.55	16.03	15.99	15.47	16.25		
	1件当金額	379,572	405,980	422,262	416,189	456,438		
	1人当金額	181,263	192,238	222,738	227,123	236,158		
入 院 外	1000人当件数	14,457.10	14,467.30	14,887.03	15,042.66	14,134.82		
	1件当日数	2.15	2.13	2.11	2.07	2.09		
	1件当金額	12,037	11,834	11,681	11,729	12,557		
	1人当金額	174,025	171,212	173,902	176,434	177,495		
歯 科 診 療	1000人当件数	1,209.30	1,312.00	1,368.78	1,480.88	1,471.67		
	1件当日数	2.66	2.50	2.51	2.44	2.45		
	1件当金額	16,937	15,371	14,588	14,259	14,971		
	1人当金額	20,482	20,167	19,968	21,115	22,033		
《高齢受給者分（一定以上所得者）》								
診 療 費	1000人当件数	14,440.61	14,571.43	14,625.90	13,953.90	13,135.39		
	1件当日数	2.28	2.20	2.32	2.19	2.08		
	1件当金額	30,255	20,977	27,495	23,205	21,766		
	1人当金額	436,902	305,662	402,144	323,801	285,905		
入 院	1000人当件数	490.42	386.49	488.17	374.72	305.47		
	1件当日数	13.38	12.65	14.84	11.70	10.89		
	1件当金額	589,287	405,587	509,857	421,350	483,261		
	1人当金額	288,999	156,757	248,896	157,889	147,624		
入 院 外	1000人当件数	12,283.52	12,264.94	11,971.28	11,931.60	10,994.37		
	1件当日数	1.81	1.84	1.80	1.85	1.77		
	1件当金額	10,113	10,304	10,583	12,149	10,528		
	1人当金額	124,224	126,376	126,687	144,955	115,745		
歯 科 診 療	1000人当件数	1,666.67	1,920.00	2,166.45	1,647.58	1,835.55		
	1件当日数	2.47	2.40	2.38	2.54	2.46		
	1件当金額	14,208	11,734	12,260	12,720	12,278		
	1人当金額	23,680	22,529	26,561	20,958	22,536		

- (注) 1 「1人当金額」及び「1人当日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1000人当件数」及び「1000人当日数」は、年度平均1000人当り件数及び日数である。
- 2 被保険者分及び被扶養者分の「診療費」は、70歳未満の被保険者数及び被扶養者数で計算している。
- 3 被保険者分及び被扶養者分の「診療費」以外は、高齢受給者分が含まれており老人を含む総数で計算している。
- 4 「高齢受給者分」は、高齢（一般・一定以上所得者）の加入者数で計算している。
- 5 「高齢受給者（一般）」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。
- 6 「高齢受給者（一定以上所得者）」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。
- 7 平成21年度の平均被保険者数：60,488人（70歳未満）、61,510人（総数）
平成21年度の平均被扶養者数：78,338人（70歳未満）、80,562人（総数）
平成21年度の平均加入者数：2,719人（高齢（一般））、336人（高齢（一定以上所得者））
平成22年度の平均被保険者数：59,394人（70歳未満）、60,545人（総数）
平成22年度の平均被扶養者数：75,421人（70歳未満）、77,463人（総数）
平成22年度の平均加入者数：2,621人（高齢（一般））、370人（高齢（一定以上所得者））
- 資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」
平成21年度以降は全国健康保険協会船員保険部「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/153.xls>

第154表 船員保険年金部門（職務上）年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分		平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計	人員	82	75	74	64	54
	金額	189,977	180,088	171,687	150,447	134,431
障 害 年 金	人員	15	9	14	9	22
	金額	39,218	23,119	32,821	19,485	53,030
遺 族 年 金	人員	67	66	60	55	32
	金額	150,760	156,969	138,866	130,962	81,401
合 計 (新 々 法)	人員	・	・	・	—	—
	金額	・	・	・	—	—
障 害 年 金 (新 々 法)	人員	・	・	・	—	—
	金額	・	・	・	—	—
遺 族 年 金 (新 々 法)	人員	・	・	・	—	—
	金額	・	・	・	—	—

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分		平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計	人員	2,172	2,212	2,246	2,289	2,311
	金額	4,512,262	4,619,139	4,712,903	4,805,619	4,806,643
障 害 年 金	人員	533	530	527	527	533
	金額	1,146,037	1,145,401	1,138,328	1,135,764	1,135,915
遺 族 年 金	人員	1,639	1,682	1,719	1,762	1,778
	金額	3,366,224	3,473,737	3,574,576	3,669,855	3,670,728
合 計 (新 々 法)	人員	・	・	・	—	—
	金額	・	・	・	—	—
障 害 年 金 (新 々 法)	人員	・	・	・	—	—
	金額	・	・	・	—	—
遺 族 年 金 (新 々 法)	人員	・	・	・	—	—
	金額	・	・	・	—	—

(注) 1 船員保険は、雇用保険法の一部を改正する法律（平成22年1月1日施行）により、船員保険の職務上年金部門・年金部門及び失業部門はそれぞれ労災保険及び失業保険に統合された。同法による改正前の船員保険法を「新法」、改正後の船員保険法を「新々法」という。

2 平成21年度以降の「障害年金」「遺族年金」は、新法によるものである。

3 平成22年1月以降の新法に基づく「障害年金」「遺族年金」は、平成21年12月以前に発生した職務上の災害による障害及び死亡が支給事由であり、経過措置により、船員保険の職務上給付（労災保険相当分）が労災保険に統合された平成22年1月以降においても、新法の給付基準で全国健康保険協会が支給するものである。

4 新々法は、平成22年1月以降に発生した職務上の災害による障害及び死亡について、労災保険の上乗せとして支給するものである。

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」

平成21年度以降は全国健康保険協会船員保険部「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/154.xls>

第155表 船員保険年金部門（職務上）一時金裁定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計	91	76	76	62	68
件数					
金額	403,280	305,855	293,269	260,974	235,346
障 害 手 当 金	80	70	65	51	64
件数					
金額	291,553	224,355	178,643	169,210	195,164
遺 族 一 時 金	7	6	9	11	3
件数					
金額	64,181	81,500	99,043	91,764	22,182
そ の 他 の 一 時 金	4	—	2	—	1
件数					
金額	47,546	—	15,583	—	18,000
合 計 (新 々 法)	・	・	・	—	5
件数					
金額	・	・	・	—	1,664
障 害 手 当 金 (新 々 法)	・	・	・	—	4
件数					
金額	・	・	・	—	638
遺 族 一 時 金 (新 々 法)	・	・	・	—	1
件数					
金額	・	・	・	—	1,026
そ の 他 の 一 時 金 (新 々 法)	・	・	・	—	—
件数					
金額	・	・	・	—	—

(注) 1 船員保険は、雇用保険法の一部を改正する法律（平成22年1月1日施行）により、船員保険の職務上年金部門・年金部門及び失業部門はそれぞれ労災保険及び失業保険に統合された。同法による改正前の船員保険法を「新法」、改正後の船員保険法を「新々法」という。

2 平成21年度以降の「障害手当金」「遺族一時金」「その他の一時金」は、新法によるものである。

3 平成22年1月以降の新法に基づく「障害手当金」「遺族一時金」「その他の一時金」は、平成21年12月以前に発生した職務上の災害による障害及び死亡が支給事由であり、経過措置により、船員保険の職務上給付（労災保険相当分）が労災保険に統合された平成22年1月以降においても、新法の給付基準で全国健康保険協会が支給するものである。

4 新々法は、平成22年1月以降に発生した職務上の災害による障害及び死亡について、労災保険の上乗せとして支給するものである。

5 「その他の一時金」「その他の一時金（新々法）」は、障害差額一時金、障害年金差額一時金、障害前払一時金、遺族年金差額一時金、遺族前払一時金の合計である。

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」

平成21年度以降は全国健康保険協会船員保険部「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/155.xls>

第156表 船員保険年金部門（職務上）1人当り金額

(i) 年金

(単位 円)

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
新 規 裁 定 分					
合 計	2,316,795	2,401,173	2,320,091	2,350,734	2,489,463
障 害 年 金	2,614,507	2,568,733	2,344,357	2,165,000	2,410,455
遺 族 年 金	2,250,143	2,378,324	2,314,428	2,381,127	2,543,781
合 計 (新 々 法)	.	.	.	—	—
障 害 年 金 (新 々 法)	.	.	.	—	—
遺 族 年 金 (新 々 法)	.	.	.	—	—
年 度 末 現 在					
合 計	2,080,027	2,088,218	2,098,354	2,099,440	2,079,897
障 害 年 金	2,162,763	2,161,135	2,160,013	2,155,150	2,131,173
遺 族 年 金	2,053,828	2,064,982	2,079,451	2,082,778	2,064,526
合 計 (新 々 法)	.	.	.	—	—
障 害 年 金 (新 々 法)	.	.	.	—	—
遺 族 年 金 (新 々 法)	.	.	.	—	—

(注) 平成21年度以降は年金受給権者状況より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

資料：平成19年度以前は社会保険庁調べ、平成20年度は厚生労働省年金局調べ

(ii) 一時金

(単位 円)

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計	4,431,646	4,024,409	3,858,800	4,209,258	3,460,971
障 害 手 当 金	3,644,408	3,205,067	2,748,351	3,317,843	3,049,438
遺 族 一 時 金	9,168,686	13,583,400	11,004,800	8,342,182	7,394,000
そ の 他 の 一 時 金	11,886,590	—	7,791,402	—	18,000,000
合 計 (新 々 法)	.	.	.	—	332,800
障 害 手 当 金 (新 々 法)	.	.	.	—	159,500
遺 族 一 時 金 (新 々 法)	.	.	.	—	1,026,000
そ の 他 の 一 時 金 (新 々 法)	.	.	.	—	—

(注) 「その他の一時金」「その他の一時金(新々法)」は、障害年金差額一時金、遺族年金差額一時金、障害差額一時金、遺族前払一時金の合計である。

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」

平成21年度以降は全国健康保険協会船員保険部「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/156.xls>

第157表 船員保険失業部門給付決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計	19,704	17,047	14,982	10,858	10,661
失業保険金	3,090,588	2,593,922	2,324,197	1,679,291	1,671,858
失業保険金 件数	17,283	14,522	12,734	9,035	8,803
失業保険金 日数	392,205	327,057	290,297	198,246	194,593
失業保険金 金額	2,614,813	2,170,664	1,908,737	1,304,933	1,265,775
傷病給付金					
傷病給付金 件数	98	69	63	40	36
傷病給付金 日数	2,653	2,159	1,770	1,181	995
傷病給付金 金額	17,599	14,498	10,991	7,834	6,360
技能習得手当					
受講手当 件数	550	539	499	363	275
受講手当 日数	10,267	10,177	10,123	7,327	5,206
受講手当 金額	5,563	5,485	5,456	3,928	2,630
通所手当					
通所手当 件数	386	352	335	228	174
通所手当 月数	410	366	626	438	272
通所手当 金額	3,652	2,943	3,566	2,303	1,979
教育訓練給付金					
教育訓練給付金 件数	75	405	176	124	126
教育訓練給付金 金額	6,173	17,350	9,210	6,255	3,578
寄宿手当					
寄宿手当 件数	63	69	67	39	47
寄宿手当 日数	1,759	2,029	1,844	1,337	1,329
寄宿手当 金額	622	746	648	475	478
就業手当					
就業手当 件数	149	114	120	46	48
就業手当 金額	9,369	6,142	7,095	1,969	2,883
再就職手当					
再就職手当 件数	768	766	767	593	593
再就職手当 日数
再就職手当 金額	218,539	208,674	209,593	167,260	170,082
高齢求職者給付金					
高齢求職者給付金 件数	718	563	556	618	733
高齢求職者給付金 日数	35,615	27,950	27,924	30,717	36,431
高齢求職者給付金 金額	214,258	167,420	168,901	184,335	218,092
移転に要する費用					
移転に要する費用 件数	84	126	60	70	46
移転に要する費用 金額	5,123	7,375	3,771	4,387	2,795
失業保険金 年度末受給資格者	1,112	1,051	923	740	964
1000人当失業者数	24.13	21.02	21.21	16.69	18.04
1件当日日数	22.69	22.52	22.80	21.94	22.11
1日当金額	6,667	6,637	6,575	6,582	6,505
1件当金額	151,294	149,474	149,893	144,431	143,789
傷病給付金 1件当日日数	27.07	31.29	28.10	29.53	27.64
傷病給付金 1日当金額	6,634	6,715	6,210	6,633	6,392
傷病給付金 1件当金額	179,586	210,112	174,458	195,842	176,668
受講手当 1件当日日数	18.67	18.88	20.29	20.18	18.93
受講手当 1日当金額	542	539	539	536	505
受講手当 1件当金額	10,114	10,177	10,934	10,820	9,564
寄宿手当 1件当日日数	27.92	29.41	27.52	34.28	28.28
寄宿手当 1日当金額	353	368	352	355	360
寄宿手当 1件当金額	9,866	10,812	9,675	12,172	10,174

(注) 1 「通所手当」の件数は、「受講手当」の支給と併せて支給を受けた件数を示し、件数の合計には含まれていない。

また、「通所手当」の日数は、月数を示す。

2 「移転に要する費用」は、合計には含まれていない。

3 失業保険金「年度末受給資格者」は、平成17年度以前は「月末受給人員（年間平均）」である。

4 船員保険失業部門は、平成22年1月以降は雇用保険に統合された。

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/157.xls>

第158表 船員保険収支状況

(単位 千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)
取 入	67,391,644	46,449,873	支 出	63,360,748	47,832,069
保 険 料	61,189,636	39,552,923	保 険 給 付 費	31,478,736	23,538,618
疾 病 給 付	39,699,320	25,338,013	疾 病 給 付	25,361,212	18,112,730
医 療 分	36,640,344	23,120,184	年 金 給 付	4,436,002	3,665,443
介 護 分	3,058,976	2,217,829	失 業 給 付	1,681,522	1,760,445
年 金 給 付	13,494,943	8,736,493	前 期 高 齢 者 納 付 金	3,750,759	3,121,444
失 業 給 付	3,549,870	2,698,625	後 期 高 齢 者 支 援 金	5,837,631	4,284,402
そ の 他	4,445,503	2,779,793	老 人 保 健 拠 出 金	795,161	386
利 子	1,253,860	989,853	退 職 者 給 付 拠 出 金	1,830,787	821,924
国 庫 負 担 金	3,907,454	3,194,861	病 床 転 換 支 援 金	3,788	3,827
疾 病 給 付	3,000,000	2,253,543	介 護 納 付 金	3,043,441	2,133,308
年 金 給 付	12,687	6,545	福 祉 事 業 費	3,460,148	2,651,632
失 業 給 付	156,690	379,178	事 務 費	1,402,184	1,497,705
事 務 費	738,077	555,595	そ の 他 の 支 出	11,758,113	9,778,823
そ の 他 の 取 入	1,040,695	2,712,236			
収 支 差 引 剰 余 金	4,030,897	△ 1,382,196	年 度 末 現 在 積 立 金	133,276,547	131,894,351
翌 年 度 へ 繰 越	41,143	-	労 災 勘 定 へ 移 換	.	△ 98,258,919
積 立 金 へ 繰 入	3,989,754	-	雇 用 勘 定 へ 移 換	.	△ 2,451,758
積 立 金 か ら 補 足	-	△ 1,382,196	移 換 後 残 額	.	31,183,674

(注) 平成21年度は、平成22年1月に制度改正があったことにより、平成21年4月から平成21年12月の収支である。
資料：平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」、平成21年度は全国健康保険協会船員保険部「事業年報」

(単位 千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)
取 入	18,780,189	47,956,646
保 険 料	16,390,365	35,910,506
船 員 保 険 分	15,599,430	32,773,969
介 護 保 険 分	790,934	3,136,537
国 庫 負 担 金	883,701	3,657,608
職 務 上 年 金 給 付 等 交 付 金	1,304,294	7,799,329
そ の 他 の 取 入	119,979	124,072
準 備 金 戻 入	81,851	465,130
支 出	14,617,149	45,849,959
保 険 給 付 費	7,818,683	27,628,934
現 物 給 付	5,835,593	16,774,942
現 金 給 付 等	1,983,090	10,853,992
拠 出 金 等	4,115,272	11,258,003
前 期 高 齢 者 納 付 金	1,560,716	4,735,242
後 期 高 齢 者 支 援 金	2,142,196	5,575,919
老 人 保 健 拠 出 金	-	15,938
退 職 者 給 付 拠 出 金	410,956	930,904
病 床 転 換 支 援 金	1,404	-
介 護 納 付 金	1,066,648	3,229,189
業 務 経 理 ・ 一 般 管 理 費	1,598,023	3,510,821
そ の 他 の 支 出	18,523	223,012
収 支 差 引 過 不 足 額	4,163,040	2,106,687
準 備 金 残 高	35,264,864	36,906,420

(注) 平成21年度は、平成22年1月の制度改正があったことにより、平成22年1月から平成22年3月の収支である。

資料：全国健康保険協会船員保険部「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/158.xls>

12 雇用保険

第159表 雇用保険適用状況

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
《一般、高年齢及び短期雇用特例被保険者関係》					
適 用 事 業 所 数	2,020,686	2,023,397	2,033,692	2,047,453	2,064,735
新 規 加 入	84,877	95,899	91,300	91,235	93,701
廃 止 脱 退	90,410	94,939	82,688	79,228	78,173
被 保 険 者 数	37,303,500	37,506,941	38,238,727	38,575,931	38,912,667
資 格 取 得 者 数	619,837	572,083	615,030	616,127	626,521
資 格 喪 失 者 数	614,685	554,294	553,134	587,293	597,644
《日雇労働被保険者関係》					
被 保 険 者 数	24,613	23,301	20,767	19,796	19,124

(注) 1 「適用事業所数」「被保険者数」は、年度末現在。

2 「資格取得者数」「資格喪失者数」は、年度平均。

3 日雇労働被保険者関係の「被保険者数」は、日雇労働被保険者手帳交付数より推計。

資料：厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/160.xls>

第160表 労働保険保険料徴収状況（雇用勘定）

（単位 千円）

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
徴 収 決 定 済 額	2,497,082,836	1,809,157,156	2,356,420,946	2,493,802,060	2,187,414,997
収 納 済 歳 入 額	2,442,099,769	1,759,267,667	2,305,221,943	2,445,420,251	2,143,309,805
不 納 欠 損 額	6,152,160	4,705,377	6,756,620	5,134,096	5,545,804
収 納 未 済 歳 入 額	48,830,907	45,184,113	44,442,383	43,247,712	38,559,387
収 納 率 (%)	97.8	97.2	97.8	98.1	98.0
日 本 郵 政 公 社 より 受 入	475,840	425,795	422,012	442,847	451,053

資料：厚生労働省職業安定局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/161.xls>

第161表 雇用保険適用状況（一般・高年齢及び短期雇用特例）（産業・規模別）

平成25年3月現在

区 分	総数	4人以下	5～29人	30～99人	100～499人	500人以上
《事業所数》						
合 計	2,064,735	1,247,309	625,477	130,126	52,566	9,257
農 業、林 業	18,551	12,423	5,432	596	99	1
漁 業	3,395	2,193	1,055	129	15	3
鉱業、採石業、砂利採取業	2,628	1,275	1,162	162	26	3
建 設 業	304,875	206,268	89,099	7,654	1,627	227
製 造 業	300,010	148,060	105,922	30,749	13,071	2,208
電気・ガス・熱供給・水道業	2,054	960	620	234	152	88
情 報 通 信 業	55,612	31,930	16,280	4,740	2,187	475
運 輸 業、郵 便 業	77,484	27,260	33,705	11,524	4,380	615
卸 売 業、小 売 業	390,274	248,089	112,307	20,259	7,939	1,680
金 融 業、保 険 業	24,430	12,143	7,905	2,568	1,320	494
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	54,338	39,709	11,695	2,019	756	159
学術研究・専門・技術サービス業	152,156	109,756	35,241	4,929	1,852	378
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	101,850	74,505	22,108	3,726	1,262	249
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娛 楽 業	87,051	60,213	21,112	4,431	1,144	151
教 育、学 習 支 援 業	33,767	16,291	13,273	2,899	1,060	244
医 療、福 祉	222,043	114,295	79,928	18,763	8,171	886
複 合 サ ー ビ ス 業	34,608	20,119	11,896	1,465	928	200
サ ー ビ ス 業	181,680	112,990	51,076	11,480	5,230	904
公 務	15,371	7,026	5,092	1,675	1,292	286
分 類 不 能	2,558	1,804	569	124	55	6
《被保険者数》						
合 計	38,912,667	2,096,043	6,967,819	6,820,521	10,578,687	12,449,597
農 業、林 業	122,125	19,633	56,190	29,304	16,463	535
漁 業	25,182	2,950	11,849	5,951	2,283	2,149
鉱業、採石業、砂利採取業	31,373	2,224	13,552	7,676	5,342	2,579
建 設 業	2,159,458	336,289	904,109	367,275	306,053	245,732
製 造 業	8,655,713	253,574	1,276,725	1,625,097	2,607,417	2,892,900
電気・ガス・熱供給・水道業	213,885	1,672	7,865	12,901	29,630	161,817
情 報 通 信 業	1,569,564	45,864	192,102	253,443	445,811	632,344
運 輸 業、郵 便 業	2,873,576	49,669	435,152	605,705	840,471	942,579
卸 売 業、小 売 業	7,048,276	407,166	1,222,330	1,047,239	1,610,017	2,761,524
金 融 業、保 険 業	1,394,212	19,396	107,647	133,175	315,990	818,004
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	673,390	58,851	124,881	103,270	150,819	235,569
学術研究・専門・技術サービス業	1,656,997	174,268	359,215	254,249	380,710	488,555
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	1,165,635	107,067	235,785	190,543	246,608	385,632
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娛 楽 業	958,994	94,902	231,213	226,448	215,316	191,115
教 育、学 習 支 援 業	907,326	27,145	168,086	151,802	210,120	350,173
医 療、福 祉	4,583,751	246,232	883,407	1,023,626	1,609,296	821,190
複 合 サ ー ビ ス 業	615,191	46,746	100,804	75,973	219,494	172,174
サ ー ビ ス 業	3,483,259	187,654	570,237	607,476	1,069,364	1,048,528
公 務	738,956	12,118	60,510	92,791	286,282	287,255
分 類 不 能	35,804	2,623	6,160	6,577	11,201	9,243

資料：厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/162.xls>

第162表 雇用保険給付状況

(単位 人、千円)

区 分	平成23年度 (2011)			24 (2012)		
	初回受給者数 年度合計	受給者実人員 年度平均	給付額 年度合計	初回受給者数 年度合計	受給者実人員 年度平均	給付額 年度合計
失業給付計	—	—	1,649,803,452	—	—	1,572,808,553
I 一般求職者給付	—	—	1,040,219,140	—	—	943,218,558
基本手当	—	—	1,026,501,173	—	—	932,561,577
基本分	1,643,403	624,953	904,702,396	1,545,961	576,277	832,696,574
個別延長給付	317,170	73,686	85,912,754	222,030	52,733	61,958,520
訓練延長給付	76,620	19,945	31,215,951	76,478	19,807	30,778,207
広域延長給付	18,883	4,099	4,579,768	15,878	5,955	7,066,381
特例訓練給付	155	53	90,304	101	40	61,895
技能習得手当	—	—	10,174,312	—	—	7,266,412
受講手当	105,676	36,743	5,800,405	110,658	28,350	2,711,481
通所手当	103,873	34,974	4,373,907	110,723	36,339	4,554,931
寄宿手当	48	23	3,009	45	22	2,967
傷病手当	10,057	1,863	3,540,646	9,698	1,760	3,387,602
II 高年齢求職者給付	158,738	—	32,879,235	181,380	—	38,973,015
III 短期雇用特例求職者給付	141,421	—	26,820,148	132,690	—	25,410,730
IV 就職促進給付	—	—	104,857,369	—	—	123,333,307
就業手当	18,222	50,224	2,118,035	13,512	36,019	1,524,730
再就職手当	359,848	—	101,623,123	387,438	—	120,621,223
常用就職支度金	9,894	—	1,049,949	10,481	—	1,127,811
移転費	492	—	59,778	443	—	53,342
広域求職活動費	166	—	6,484	131	—	6,201
V 雇用継続給付	479,562	—	436,038,915	479,562	—	433,099,883
高年齢雇用継続給付	195,503	—	171,147,002	188,726	—	174,502,765
基本給付金	195,142	—	171,044,308	188,496	—	174,434,418
再就職給付金	361	—	102,695	230	—	68,347
育児休業給付	275,575	—	263,111,959	237,441	—	256,676,405
基本給付金	224,834	—	234,880,248	237,383	—	256,643,390
職場復帰給付金	50,741	—	28,231,711	58	—	33,016
介護休業給付	8,484	—	1,779,954	9,088	—	1,920,712
VI 日雇求職者給付	—	—	8,988,645	—	—	8,773,060
普通給付	—	11,324	8,987,815	—	11,478	8,772,762
第1級	—	8,713	7,383,158	—	8,913	7,250,100
第2級	—	1,839	1,157,460	—	1,815	1,085,465
第3級	—	809	447,003	—	795	437,917
特例給付	14	1	830	1	0	298

(注) 1 給付額は決算値である。ただし「V雇用継続給付」については、暫定値である。

2 初回受給者数欄は、「II高年齢求職者給付」「III短期雇用特例求職者給付」「V雇用継続給付／職場復帰給付金、介護休業給付」については受給者数、「IV就職促進給付」については「就業手当」を除き支給人員数である。

3 「育児休業給付」は、平成22年4月1日以降の育児休業開始より、基本給付金と職場復帰給付金を統合し、「育児休業給付金」として全額育児休業中に支給している。

資料：厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/163.xls>

第163表 一般求職者給付の状況

平成24年度

区 分	計(短時間を含む)	うち男	うち女
受給資格決定件数(件)	1,831,443	806,926	1,024,517
受給者実人員(人)	629,585	285,690	343,895
基本手当基本分(人)	576,277	261,032	315,245
一般求職者給付支給総額(円)	943,115,453,072	491,044,142,541	452,071,310,531
基本手当支給総額(円)	932,458,472,672	485,670,902,736	446,787,569,936

(注) 「支給金額」は、業務統計による暫定値である。

平成24年度

基本手当基本分	初回受給者数			受給者実人員			支給終了者数		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	1,545,961	663,221	882,740	576,277	261,032	315,245	1,130,207	443,635	686,572
特定受給資格者	430,611	241,976	188,635	198,750	109,700	89,050	262,909	133,549	129,360
29歳以下	51,879	26,256	25,623	14,677	7,227	7,450	33,284	15,945	17,339
被保険者期間1年未満(90日)	7,628	3,904	3,724	2,066	1,046	1,021	5,053	2,553	2,500
1～4年(90日)	32,243	16,259	15,984	8,703	4,316	4,388	21,134	10,320	10,814
5～9年(120日)	11,411	5,735	5,676	3,661	1,732	1,929	6,810	2,934	3,876
10年以上(180日)	597	358	239	247	134	113	287	138	149
旧法分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30～44歳	155,814	84,510	71,304	59,357	31,154	28,204	91,594	44,627	46,967
被保険者期間1年未満(90日)	11,810	6,349	5,461	3,296	1,754	1,542	8,526	4,536	3,990
1～4年(90日)	58,115	28,995	29,120	15,958	7,790	8,167	40,593	19,427	21,166
5～9年(180日)	40,564	19,987	20,577	17,499	8,208	9,291	22,949	10,245	12,704
10～19年(210日)	7,320	4,172	3,148	3,316	1,699	1,617	3,417	1,532	1,885
10～19年(240日)	26,531	16,763	9,768	13,276	7,749	5,527	11,858	6,363	5,495
20年以上(240日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20年以上(270日)	11,474	8,244	3,230	6,013	3,954	2,060	4,251	2,524	1,727
旧法分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45～59歳	162,587	96,864	65,723	92,343	53,609	38,734	92,615	49,398	43,217
被保険者期間1年未満(90日)	8,267	5,038	3,229	2,314	1,406	908	6,098	3,674	2,424
1～4年(180日)	43,755	23,404	20,351	19,265	9,925	9,340	26,504	13,387	13,117
5～9年(240日)	30,777	13,837	16,940	17,288	7,328	9,960	17,906	7,369	10,537
10～19年(270日)	26,525	11,793	14,732	16,350	6,659	9,691	15,290	5,783	9,507
20年以上(330日)	53,263	42,792	10,471	37,126	28,290	8,836	26,817	19,185	7,632
旧法分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60～64歳	60,331	34,346	25,985	32,372	17,710	14,662	45,416	23,579	21,837
被保険者期間1年未満(90日)	1,501	1,005	496	424	279	145	1,128	724	404
1～4年(150日)	12,034	7,337	4,697	4,859	2,864	1,995	8,508	4,822	3,686
5～9年(180日)	11,334	6,016	5,318	5,493	2,782	2,711	8,647	4,176	4,471
10～19年(210日)	14,160	5,439	8,721	8,049	2,849	5,200	11,225	3,719	7,506
20年以上(240日)	21,302	14,549	6,753	13,547	8,937	4,611	15,908	10,138	5,770
旧法分	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料：厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/164.xls>

第164表 労働保険特別会計雇用勘定収支状況

(単位 千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
収 入	2,812,603,399	3,317,875,180	2,779,239,909	2,711,855,595	2,352,166,391
徴収勘定より受入	2,460,653,652	1,760,494,034	2,309,369,828	2,412,714,701	2,104,036,801
一般会計より受入	161,188,500	589,513,500	71,004,000	145,620,366	154,455,617
運用収入	56,264,815	60,342,268	45,996,148	38,240,628	25,469,050
東日本大震災復興特別会計より受入	10,432
積立金より受入	—	538,910,997	177,000,000	—	—
雇用安定資金より受入	—	225,906,438	—	—	—
雑収入	10,870,610	15,876,617	31,495,918	38,609,965	49,306,900
前年度繰越資金受入	111,142,549	126,831,326	144,265,202	41,040,266	17,591,853
独立行政法人納付金	12,483,272	—	108,813	35,629,670	1,295,738
支 出	2,028,744,458	3,127,291,774	2,488,893,976	2,411,761,791	2,243,800,340
中小企業退職金共済等事業費	6,175,073	5,491,615	6,769,319	6,555,088	6,285,556
独立行政法人勤労者退職金共済機構運営費	.	.	.	340,882	420,991
労使関係安定形成促進費	477,039	447,943	437,717	435,959	410,309
個別労働紛争対策費	560,477	627,117	702,927	744,326	698,012
職業紹介事業等実施費	39,187,667	59,361,365	60,409,614	60,855,545	59,523,755
地域雇用機会創出等対策費	288,916,998	700,916,146	381,087,022	311,067,566	171,601,001
高齢者等雇用安定・促進費	72,025,975	80,655,389	100,937,562	117,333,151	134,140,814
失業等給付費	1,349,592,338	1,980,506,363	1,661,646,310	1,654,323,885	1,577,052,430
就職支援法事業費	.	.	.	7,030,144	48,284,197
東日本大震災復興就職支援法事業費	.	.	.	1,262,492	1,930,447
職業能力開発強化費	38,652,311	54,681,732	56,158,187	48,076,102	49,734,251
若年者等職業能力開発支援費	6,563,115	9,912,404	5,802,039	461,703	257,228
障害者職業能力開発支援費	906,843	1,351,915	1,302,734	1,144,845	1,103,977
技能承継・振興推進費	1,374,582	1,565,990	729,300	690,599	609,376
男女均等雇用対策費	11,660,348	13,301,888	13,020,788	10,654,894	9,149,938
業務取扱費	83,814,088	93,561,755	93,568,585	87,289,750	83,130,042
施設整備費	3,893,538	3,681,052	3,928,053	2,676,212	1,986,579
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営費等	16,747,812	16,944,273	13,811,268	6,433,349	.
独立行政法人高齢・障害者・求職者雇用支援機構運営費等	.	.	.	42,806,714	69,688,987
独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費等	2,490,852	2,419,372	2,196,454	2,086,047	1,987,987
独立行政法人雇用・能力開発機構運営費等	78,418,672	74,396,423	62,872,790	25,907,568	627,547
徴収勘定へ繰入	27,286,729	27,469,032	23,513,309	23,584,970	25,176,916
収 支 差 引 残	783,858,941	190,583,406	290,345,934	300,093,805	108,366,050

(注) 1 「独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費等」には、施設整備費を含む。

2 平成21年度以前の「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営費等」には、施設整備費を含む。

3 平成23年度以降の「独立行政法人高齢・障害者・求職者雇用支援機構運営費等」には、施設整備費を含む。

4 平成23年度以前の「独立行政法人雇用・能力開発機構運営費等」には施設整備費を含み、平成24年度は施設整備費のみの計上である。

資料：財務省主計局「特別会計決算参照書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/165.xls>

13 労働者災害補償保険

第165表 労働者災害補償保険適用状況

年度末現在

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
適用事業場数	2,642,607	2,632,696	2,621,343	2,622,356	2,627,669
新規加入	282,490	273,885	260,008	246,261	246,036
消滅	282,453	283,796	271,361	245,248	240,723
適用労働者数	51,313,223	52,418,376	52,788,681	52,487,983	52,741,870
新規加入	8,307,421	8,099,701	9,062,520	6,712,582	6,537,217
消滅	7,701,574	6,994,548	8,692,215	7,013,280	6,283,330

《業種別》

年度末現在

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
全 業 種	2,642,607 (51,313,223)	2,632,696 (52,418,376)	2,621,343 (52,788,681)	2,622,356 (52,487,983)	2,627,669 (52,741,870)
林 業	16,376 (69,307)	15,876 (69,132)	15,557 (71,399)	15,347 (76,010)	15,063 (71,428)
漁 業	4,172 (31,635)	4,119 (30,318)	4,027 (31,129)	3,938 (31,115)	3,852 (30,810)
鉱 業	3,901 (26,700)	3,749 (25,656)	3,529 (23,910)	3,368 (22,887)	3,247 (22,005)
建設事業	626,860 (4,648,196)	618,767 (4,540,764)	607,371 (4,325,276)	600,536 (4,356,689)	597,609 (4,309,215)
製造業	436,539 (9,218,981)	425,263 (9,340,569)	408,833 (9,140,117)	398,027 (8,746,528)	389,801 (8,682,559)
運輸業	73,767 (2,557,490)	73,729 (2,801,776)	73,252 (2,902,339)	72,900 (2,709,403)	72,581 (2,845,182)
電気、ガス、水道 又は熱供給の事業	2,127 (158,894)	2,120 (157,572)	2,106 (157,573)	2,124 (159,674)	2,094 (160,442)
その他の事業	1,478,865 (34,602,020)	1,489,073 (35,452,589)	1,501,705 (36,095,270)	1,521,027 (36,329,503)	1,538,440 (36,562,538)
船舶所有者の事業	・ ・	・ ・	4,963 (38,668)	5,089 (56,174)	4,982 (57,691)

(注) ()は適用労働者数。

資料:厚生労働省労働基準局「労働者災害補償保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/166.xls>

第166表 労働者災害補償保険給付支払状況

(単位 金額：千円)

区分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合計	5,525,818	5,289,791	5,288,236	5,347,662	5,458,355
療養補償給付	770,673,343	749,647,694	744,457,114	750,826,098	756,809,115
件数	3,268,026	3,066,728	3,084,287	3,153,332	3,272,710
日数	65,225,464	61,922,311	61,639,734	62,512,287	64,906,894
金額	205,651,733	192,643,245	201,221,437	208,854,920	220,964,310
休業補償給付	644,524	614,613	607,550	605,852	610,768
件数	19,675,413	18,819,528	18,819,528	18,603,545	18,625,694
日数	112,434,675	106,877,791	103,729,297	103,093,372	103,055,872
金額	22,404	21,813	20,487	19,967	20,373
障害補償一時金	37,338,758	36,364,302	32,971,725	31,924,516	32,742,482
件数	926	941	895	1,348	981
金額	7,683,467	7,903,034	6,965,731	9,823,851	8,019,434
葬祭料	3,703	3,591	3,621	5,509	3,552
件数	2,595,710	2,510,153	2,519,381	3,478,127	2,499,550
金額	54,945	55,650	55,551	54,958	54,667
介護補償給付	6,991,380	7,073,762	6,980,526	6,902,768	6,825,123
件数	22,786	25,731	27,112	28,729	30,244
金額	647,266	727,558	767,372	812,830	857,496
年金等給付	1,508,504	1,500,724	1,488,733	1,477,967	1,465,060
件数	397,330,355	395,547,849	389,301,645	385,935,715	381,844,847
金額	572,440	570,221	567,141	562,947	557,345
障害補償年金	150,546,074	150,024,216	147,230,151	145,000,721	143,308,734
件数	692,122	696,427	698,491	704,171	707,014
金額	200,937,434	201,354,327	199,073,340	200,064,936	199,565,323
傷病補償年金	60,628	57,629	55,580	52,565	49,439
件数	27,651,891	26,170,991	24,814,546	23,198,497	21,827,839
金額	183,314	176,447	167,521	158,284	151,262
傷病補償年金に係る療養補償給付	18,194,956	17,998,314	18,183,608	17,671,561	17,142,951
件数					
金額					

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、前払一時金を含む。

資料：厚生労働省労働基準局「労災保険事業月報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/167.xls>

第167表 労働保険保険料徴収状況（労災勘定）

(単位 千円)

区分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
徴収決定済額	1,103,719,525	872,775,247	812,982,189	851,933,166	811,958,365
収納済額	1,070,933,903	841,943,359	784,144,961	825,375,081	787,942,731
不納欠損額	4,167,931	3,011,296	3,989,588	3,164,594	3,280,290
収納未済入額	28,617,690	27,820,592	24,847,640	23,393,491	20,735,345
収納率(%)	97.03	96.47	96.45	96.88	97.04

資料：厚生労働省労働基準局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/168.xls>

第168表 労働者災害補償保険給付平均支払額

(単位 金額：円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
療 養 補 償 給 付 1 件 当 日 数	20.0	20.2	20.0	19.8	19.8
1 日 当 金 額	3,153	3,111	3,264	3,341	3,404
休 業 補 償 給 付 1 件 当 日 数	30.5	30.6	31.0	30.7	30.5
1 日 当 金 額	5,714	5,679	5,512	5,542	5,533
障 害 補 償 一 時 金 1 件 当 金 額	1,666,611	1,667,093	1,609,397	1,598,864	1,607,151
遺 族 補 償 一 時 金 1 件 当 金 額	8,297,481	8,398,548	7,782,940	7,287,723	8,174,755
葬 祭 料 1 件 当 金 額	700,975	699,012	695,769	631,354	703,702
介 護 補 償 給 付 1 件 当 金 額	127,243	127,112	125,660	125,601	124,849
平 均 給 付 基 礎 日 額	9,524	9,465	9,186	9,236	9,222
1 日 当 り 療 養 費 の 平 均 給 付 基 礎 日 額 に 対 す る 比 (%)	33.1	32.9	35.5	36.2	36.9

資料：厚生労働省労働基準局「労災保険事業月報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/169.xls>

第169表 労働保険特別会計労災勘定収支状況

(単位 千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
収 入	1,447,405,042	1,201,435,786	1,138,623,218	1,160,972,815	1,116,556,370
徴 収 勘 定 よ り 受 入	1,090,353,943	842,490,577	784,768,940	810,055,189	745,199,314
一 般 会 計 よ り 受 入	456,574	401,069	370,628	332,842	317,336
未 経 過 保 険 料 受 入	20,846,155	20,085,881	15,843,015	15,090,086	15,669,977
支 払 備 金 受 入	186,379,618	184,822,549	180,576,081	178,428,459	179,770,306
運 用 収 入	120,756,055	127,178,215	131,386,947	132,906,864	133,665,699
独 立 行 政 法 人 納 付 金	3,585,868	194,254	—	2,140,087	93,633
雑 収 入	22,974,207	24,309,363	22,316,719	21,092,578	40,781,362
前 年 度 繰 越 資 金 受 入	2,052,623	1,953,877	3,360,890	926,710	1,058,743
支 出	1,083,402,587	1,045,160,600	1,044,085,751	1,072,091,542	1,020,253,088
労 働 安 全 衛 生 対 策 費	26,669,952	24,516,876	21,047,928	20,366,583	15,438,364
保 険 給 付 費	770,673,343	749,647,694	744,457,177	750,826,098	756,809,115
業 務 取 扱 費 等	48,713,280	43,615,715	43,995,459	44,283,628	43,407,410
社 会 復 帰 促 進 等 事 業 費	158,696,233	161,224,702	148,691,120	165,338,134	135,759,334
独 立 行 政 法 人 運 営 費 等	21,661,588	14,337,806	13,852,945	14,120,888	12,168,506
仕 事 生 活 調 和 推 進 費	1,039,285	1,181,968	1,123,127	1,004,997	920,178
中 小 企 業 退 職 金 共 済 等 事 業 費	2,145,136	1,817,314	2,408,183	1,978,088	1,906,329
個 別 労 働 紛 争 対 策 費	557,460	627,942	699,097	744,123	697,971
職 務 上 年 金 給 付 費 等	・	3,246,932	18,789,347	18,384,879	17,351,066
徴 収 勘 定 へ 繰 入	53,246,310	44,943,650	49,021,369	55,044,124	35,794,815
収 支 差 引 残	364,002,455	156,275,186	94,537,468	88,881,273	96,303,283

資料：財務省主計局「特別会計決算参照書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/170.xls>

14 公務災害補償

第170表 国家公務員災害補償費支払状況

(単位 金額：千円)

区 分			平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合	計	件数	23,552	13,400	9,754	8,498	8,585
		金額	10,158,329	8,566,946	8,150,217	7,334,041	7,226,200
療	養	補	16,428	8,379	5,530	4,609	4,800
		日数	336,064	220,681	176,874	158,486	150,182
		金額	3,607,383	2,221,114	1,717,245	1,563,988	1,585,730
休	業	補	4,468	2,496	1,663	1,519	1,442
		日数	223,967	147,976	128,455	114,486	107,362
		金額	1,030,373	669,868	603,134	539,413	511,869
傷	病	補	43	39	32	23	22
		金額	224,437	145,560	111,823	72,259	103,843
障	害	補	549	560	573	559	553
		金額	1,352,020	1,459,529	1,496,664	1,292,111	1,295,675
障	害	補	353	253	305	158	140
		金額	513,889	335,316	395,308	237,450	194,672
介	護	補	42	40	38	36	37
		金額	31,863	32,288	30,013	27,497	28,997
介	護	補	40	35	37	39	39
		金額	12,979	12,062	14,347	13,810	14,152
遺	族	補	1,595	1,582	1,565	1,535	1,533
		金額	3,304,879	3,646,973	3,748,111	3,469,597	3,469,009
遺	族	補	7	4	1	7	1
		金額	54,871	34,894	8,556	106,180	4,395
葬	祭	補	26	12	9	13	16
		金額	22,573	9,343	8,692	11,735	15,069
障	害	補	1	—	1	—	1
		金額	3,061	—	16,325	—	656
行	方	不	—	—	—	—	1
		金額	—	—	—	—	2,133

(注) 1 一般職の国家公務員に対するものである。

2 通勤災害を含む。

資料：人事院職員福祉局「国家公務員災害補償統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/171.xls>

第171表 国家公務員災害補償1件当り金額

(単位 円)

区 分			平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
療	養	補	219,587	265,081	310,532	339,334	330,360
休	業	補	230,612	268,376	362,678	355,111	354,972
傷	病	補	5,219,471	3,732,315	3,494,464	3,141,715	4,720,144
障	害	補	2,462,695	2,606,302	2,611,978	2,311,469	2,342,993
障	害	補	1,455,776	1,325,359	1,296,091	1,502,847	1,390,515
介	護	補	758,641	807,196	789,826	763,804	783,697
介	護	補	324,471	344,617	387,760	354,111	362,875
遺	族	補	2,072,025	2,305,293	2,394,959	2,260,324	2,262,889
遺	族	補	7,838,734	8,723,500	8,556,000	15,168,570	4,395,000
葬	祭	補	499,186	778,549	965,730	902,695	941,810
障	害	補	3,061,453	—	16,325,211	—	655,950
行	方	不	—	—	—	—	2,132,836

(注) 平成22年度以降は、災害補償費支払状況より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

資料：人事院職員福祉局「国家公務員災害補償統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/172.xls>

第172表 地方公務員災害補償費支払状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計	件数 41,483 金額 20,480,914	40,447 19,826,141	38,590 19,930,551	38,834 19,940,041	38,709 20,090,637
療 養 補 償	件数 34,223 日数 495,234 金額 6,703,276	33,575 478,824 6,523,925	31,783 453,591 6,452,038	32,211 454,213 6,576,220	32,013 539,417 6,612,875
休 業 補 償	件数 2,125 日数 96,235 金額 885,324	1,852 92,243 826,492	1,772 87,149 772,427	1,555 75,479 683,461	1,502 70,071 616,054
傷 病 補 償 年 金	件数 45 金額 171,051	43 181,578	47 187,372	37 154,580	40 171,318
障 害 補 償 年 金	件数 1,276 金額 3,357,210	1,264 3,309,556	1,258 3,329,480	1,255 3,268,547	1,244 3,254,104
障 害 補 償 一 時 金	件数 394 金額 930,053	296 675,972	326 794,232	342 781,963	310 770,401
介 護 補 償	件数 143 金額 86,174	137 91,446	134 90,581	138 95,102	132 81,448
遺 族 補 償 年 金	件数 3,212 金額 8,199,012	3,217 8,099,447	3,224 8,194,203	3,235 8,192,815	3,307 8,281,759
遺 族 補 償 一 時 金	件数 6 金額 56,166	4 46,218	6 70,613	13 137,411	17 184,297
葬 祭 補 償	件数 55 金額 47,385	56 46,635	39 35,867	47 44,614	144 118,380
障 害 補 償 年 金 差 額 一 時 金	件数 4 金額 45,262	3 24,873	1 3,737	1 5,327	— —

(注) 1 通勤災害を含む。

2 「休業補償」については、特別補償経理分を含む。

資料：地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/173.xls>

第173表 地方公務員災害補償1件当り補償費

(単位 円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
療 養 補 償	195,871	194,309	203,003	204,161	206,568
休 業 補 償	416,623	446,270	435,907	439,525	410,156
傷 病 補 償 年 金	3,801,133	4,222,748	3,986,639	4,177,839	4,282,944
障 害 補 償 年 金	2,631,042	2,618,320	2,646,645	2,604,420	2,615,839
障 害 補 償 一 時 金	2,360,540	2,283,688	2,436,295	2,286,442	2,485,164
介 護 補 償	602,618	667,489	675,976	689,144	617,031
遺 族 補 償 年 金	2,552,619	2,517,702	2,541,626	2,532,555	2,504,312
遺 族 補 償 一 時 金	9,360,967	11,554,401	11,768,870	10,570,109	10,841,008
葬 祭 補 償	861,541	832,763	919,668	949,231	822,086
障 害 補 償 年 金 差 額 一 時 金	11,315,559	8,291,078	3,737,090	5,326,524	—

(注) 1 通勤災害を含む。

2 「休業補償」については、特別補償経理分を含む。

資料：地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/174.xls>

15 介護保険

第174表 介護保険適用状況

年度末現在（単位 人）

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
保 險 者 数	1,662	1,646	1,587	1,587	1,580
世帯数(第1号被保険者のいる世帯)	19,653,999	20,209,103	20,628,806	20,828,430	21,320,509
被 保 険 者 数					
第1号被保険者数	27,511,881	28,317,370	28,917,121	29,110,053	29,779,321
65歳以上75歳未満	14,707,645	15,036,938	15,144,421	14,826,777	15,054,982
75歳以上 (再掲)	12,804,236	13,280,432	13,772,700	14,283,276	14,724,339
外国人被保険者	109,799	114,354	117,838	120,875	125,423
住所地特例被保険者	96,920	101,661	104,526	107,457	111,960
第2号被保険者数(万人)	4,233	4,240	4,233	4,263	4,299

(注) 「保険者数」とは、市町村(広域連合及び一部事務組合を含む)及び特別区の数である。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/175.xls>

第175表 介護保険要介護(要支援)認定者数

平成23年度末現在(単位 人)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
被 保 険 者 数	689,834	709,172	965,277	948,346	720,754	664,906	607,334	5,305,623
第1号被保険者数	677,635	688,096	940,118	913,632	698,424	646,413	585,190	5,149,508
65歳以上75歳未満	94,936	99,108	115,098	121,811	82,728	70,103	69,389	653,173
75歳以上	582,699	588,988	825,020	791,821	615,696	576,310	515,801	4,496,335
第2号被保険者数	12,199	21,076	25,159	34,714	22,330	18,493	22,144	156,115

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/176.xls>

第176表 介護保険認定者の年齢階級別（男女別）・要介護度別状況

区 分	総人口 (A)	計 (B)	要支援1 (C)		要支援2 (D)		
			(B/A)	(C/A)	(D/A)		
総 数	128,057,352	5,762,609	4.5	782,099	0.6	780,762	0.6
65歳未満	97,835,244	182,944	0.2	15,520	0.0	25,168	0.0
65～70歳未満	8,210,173	248,600	3.0	34,633	0.4	38,043	0.5
70～75歳未満	6,963,302	454,871	6.5	74,710	1.1	71,282	1.0
75～80歳未満	5,941,013	875,810	14.7	156,495	2.6	138,982	2.3
80～85歳未満	4,336,264	1,386,649	32.0	237,754	5.5	215,225	5.0
85～90歳未満	2,432,588	1,433,281	58.9	188,042	7.7	193,365	7.9
90～95歳未満	1,021,707	846,463	82.8	64,697	6.3	82,288	8.1
95歳以上	340,638	333,991	98.0	10,248	3.0	16,409	4.8
男 性	62,327,737	1,779,737	2.9	228,000	0.4	208,690	0.3
65歳未満	49,286,531	103,443	0.2	8,400	0.0	13,177	0.0
65～70歳未満	3,921,774	130,048	3.3	15,410	0.4	16,779	0.4
70～75歳未満	3,225,503	205,658	6.4	25,562	0.8	25,146	0.8
75～80歳未満	2,582,940	326,091	12.6	43,382	1.7	38,160	1.5
80～85歳未満	1,692,584	428,509	25.3	61,956	3.7	51,106	3.0
85～90歳未満	744,222	370,520	49.8	52,114	7.0	43,458	5.8
90～95歳未満	241,799	163,848	67.8	18,028	7.5	17,022	7.0
95歳以上	61,590	51,620	83.8	3,148	5.1	3,842	6.2
女 性	65,729,615	3,982,872	6.1	554,099	0.8	572,072	0.9
65歳未満	48,548,713	79,501	0.2	7,120	0.0	11,991	0.0
65～70歳未満	4,288,399	118,552	2.8	19,223	0.4	21,264	0.5
70～75歳未満	3,737,799	249,213	6.7	49,148	1.3	46,136	1.2
75～80歳未満	3,358,073	549,719	16.4	113,113	3.4	100,822	3.0
80～85歳未満	2,643,680	958,140	36.2	175,798	6.6	164,119	6.2
85～90歳未満	1,688,366	1,062,761	62.9	135,928	8.1	149,907	8.9
90～95歳未満	779,908	682,615	87.5	46,669	6.0	65,266	8.4
95歳以上	279,048	282,371	101.2	7,100	2.5	12,567	4.5

(注) 1 受給者台帳に登録された要支援、要介護の人数である。

2 介護保険の被保険者でない生活保護における要介護者を含む。

3 「総数総人口」「男性総人口」「女性総人口」には、不詳人口を含む。

資料：国民健康保険中央会「認定者・受給者の状況」、総人口は「平成22年国勢調査」（平成22年10月1日現在）
人口に対する割合は、上記資料より国立社会保障・人口問題研究所にて算出

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/177.xls>

平成25年5月末現在（単位 人、％）

要介護1(E)	(E/A)	要介護2(F)	(F/A)	要介護3(G)	(G/A)	要介護4(H)	(H/A)	要介護5(I)	(I/A)
1,070,477	0.8	1,012,390	0.8	763,903	0.6	717,693	0.6	635,285	0.5
30,766	0.0	39,886	0.0	25,744	0.0	21,801	0.0	24,059	0.0
43,736	0.5	46,872	0.6	31,441	0.4	27,045	0.3	26,830	0.3
82,071	1.2	80,639	1.2	54,551	0.8	47,128	0.7	44,490	0.6
166,347	2.8	145,045	2.4	99,914	1.7	88,711	1.5	80,316	1.4
274,228	6.3	228,446	5.3	160,833	3.7	143,836	3.3	126,327	2.9
284,765	11.7	253,568	10.4	191,013	7.9	173,932	7.2	148,596	6.1
148,305	14.5	160,062	15.7	137,378	13.4	137,614	13.5	116,119	11.4
40,259	11.8	57,872	17.0	63,029	18.5	77,626	22.8	68,548	20.1
344,701	0.6	346,766	0.6	257,033	0.4	216,544	0.3	178,003	0.3
17,971	0.0	22,946	0.0	15,459	0.0	12,421	0.0	13,069	0.0
23,331	0.6	26,401	0.7	18,500	0.5	15,210	0.4	14,417	0.4
37,615	1.2	41,368	1.3	29,569	0.9	24,448	0.8	21,950	0.7
62,738	2.4	62,949	2.4	45,999	1.8	39,332	1.5	33,531	1.3
85,837	5.1	79,717	4.7	59,045	3.5	50,049	3.0	40,799	2.4
76,415	10.3	69,639	9.4	52,477	7.1	43,723	5.9	32,694	4.4
32,250	13.3	32,839	13.6	26,032	10.8	22,168	9.2	15,509	6.4
8,544	13.9	10,907	17.7	9,952	16.2	9,193	14.9	6,034	9.8
725,776	1.1	665,624	1.0	506,870	0.8	501,149	0.8	457,282	0.7
12,795	0.0	16,940	0.0	10,285	0.0	9,380	0.0	10,990	0.0
20,405	0.5	20,471	0.5	12,941	0.3	11,835	0.3	12,413	0.3
44,456	1.2	39,271	1.1	24,982	0.7	22,680	0.6	22,540	0.6
103,609	3.1	82,096	2.4	53,915	1.6	49,379	1.5	46,785	1.4
188,391	7.1	148,729	5.6	101,788	3.9	93,787	3.5	85,528	3.2
208,350	12.3	183,929	10.9	138,536	8.2	130,209	7.7	115,902	6.9
116,055	14.9	127,223	16.3	111,346	14.3	115,446	14.8	100,610	12.9
31,715	11.4	46,965	16.8	53,077	19.0	68,433	24.5	62,514	22.4

第177表 介護保険居宅介護（介護予防）サービス受給者数

年度累計（単位 人）

区 分	平成22年度 (2010)			23 (2011)		
	合 計	第1号被保険者	第2号被保険者	合 計	第1号被保険者	第2号被保険者
合 計	36,227,672	35,029,565	1,198,107	38,286,417	37,043,869	1,242,548
予 防 給 付	10,134,588	9,910,577	224,011	10,673,193	10,433,483	239,710
要 支 援 1	4,564,279	4,497,477	66,802	4,808,616	4,735,202	73,414
要 支 援 2	5,570,309	5,413,100	157,209	5,864,577	5,698,281	166,296
介 護 給 付	26,093,084	25,118,988	974,096	27,613,224	26,610,386	1,002,838
経 過 的 要 介 護	504	500	4	308	306	2
要 介 護 1	7,627,479	7,432,159	195,320	8,138,220	7,927,312	210,908
要 介 護 2	7,622,889	7,304,432	318,457	8,180,671	7,851,445	329,226
要 介 護 3	5,074,682	4,875,595	199,087	5,176,662	4,982,965	193,697
要 介 護 4	3,438,822	3,302,278	136,544	3,589,139	3,453,549	135,590
要 介 護 5	2,328,708	2,204,024	124,684	2,528,224	2,394,809	133,415

(注) 年度累計とは、当該年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/178.xls>

第178表 介護保険地域密着型（介護予防）サービス受給者数

年度累計（単位 人）

区 分	平成22年度 (2010)			23 (2011)		
	合 計	第1号被保険者	第2号被保険者	合 計	第1号被保険者	第2号被保険者
合 計	3,170,696	3,128,923	41,773	3,534,007	3,486,569	47,438
予 防 給 付	65,934	65,349	585	75,545	74,772	773
要 支 援 1	25,277	25,088	189	29,498	29,228	270
要 支 援 2	40,657	40,261	396	46,047	45,544	503
介 護 給 付	3,104,762	3,063,574	41,188	3,458,462	3,411,797	46,665
経 過 的 要 介 護	—	—	—	・	・	・
要 介 護 1	584,567	578,367	6,200	644,016	636,880	7,136
要 介 護 2	770,664	762,300	8,364	849,612	840,274	9,338
要 介 護 3	844,592	833,993	10,599	915,560	903,856	11,704
要 介 護 4	560,725	552,440	8,285	627,119	618,180	8,939
要 介 護 5	344,214	336,474	7,740	422,155	412,607	9,548

(注) 年度累計とは、当該年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/179.xls>

第179表 介護保険施設介護サービス受給者数

平成23年度累計（単位 人）

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
合 計	15	34	554,283	1,201,791	2,124,126	3,060,062	3,322,507	10,262,818
介護老人福祉施設	2	12	166,374	465,831	1,088,526	1,725,609	1,933,740	5,380,094
第1号被保険者	2	12	164,453	460,276	1,077,535	1,708,818	1,908,781	5,319,877
第2号被保険者	—	—	1,921	5,555	10,991	16,791	24,959	60,217
介護老人保健施設	12	19	377,657	710,839	964,851	1,067,081	838,401	3,958,860
第1号被保険者	10	19	371,500	696,870	945,459	1,047,237	818,983	3,880,078
第2号被保険者	2	—	6,157	13,969	19,392	19,844	19,418	78,782
介護療養型医療施設	1	3	11,205	28,072	78,671	281,382	562,192	961,526
第1号被保険者	1	3	10,912	27,498	76,952	275,579	546,353	937,298
第2号被保険者	—	—	293	574	1,719	5,803	15,839	24,228

(注) 1 年度累計とは、当該年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

2 同一月に2施設以上でサービスを受けた場合、施設ごとにそれぞれ受給者数を1人と計上しているため、3施設の合算と総数が一致しない。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/180.xls>

第180表 介護保険給付における介護給付・予防給付の要介護度別状況

区 分	予防給付		経過的要介護	要介護1
	要支援1	要支援2		
《件数》				
合 計	10,720,528	14,293,466	△ 47	22,609,263
居宅介護（介護予防）サービス	10,689,913	14,245,443	△ 47	21,391,537
地域密着型（介護予防）サービス	30,605	48,008	—	656,639
施設介護サービス	10	15	—	561,087
《単位数》				
合 計	13,688,624	28,562,096	△ 498	94,529,312
居宅介護（介護予防）サービス	13,553,966	28,041,218	△ 498	69,162,184
地域密着型（介護予防）サービス	134,643	520,743	—	12,021,634
施設介護サービス	16	134	—	13,345,494
《費用額》				
合 計	149,503,143	301,455,444	△ 5,018	971,964,502
居宅介護（介護予防）サービス	148,148,427	296,209,567	△ 5,018	715,404,200
地域密着型（介護予防）サービス	1,354,551	5,244,521	—	121,511,089
施設介護サービス	165	1,356	—	135,049,213
《給付費》				
合 計	136,640,405	273,959,531	△ 4,642	884,731,238
居宅介護（介護予防）サービス	135,420,406	269,232,201	△ 4,642	653,488,765
地域密着型（介護予防）サービス	1,219,850	4,726,109	—	109,437,450
施設介護サービス	148	1,221	—	121,805,023

（注）年度累計とは、当該年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/182.xls>

平成23年度累計（単位 件、千円、千単位数）

介護給付				合計
要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
26,523,058	19,905,589	16,609,489	14,240,430	124,901,776
24,440,413	16,818,752	12,866,382	10,449,629	110,902,022
866,581	936,970	645,088	434,691	3,618,582
1,216,064	2,149,867	3,098,019	3,356,110	10,381,172
137,312,418	157,819,825	171,484,176	172,550,692	775,946,646
88,882,173	79,037,225	66,715,678	56,846,395	402,238,340
17,735,742	21,140,271	15,034,189	10,316,368	76,903,589
30,694,503	57,642,330	89,734,310	105,387,929	296,804,716
1,407,285,465	1,610,627,120	1,746,169,621	1,753,929,034	7,940,929,311
916,776,289	812,650,725	685,419,813	583,075,224	4,157,679,227
179,452,355	214,034,864	152,206,855	104,555,097	778,359,331
311,056,821	583,941,531	908,542,953	1,066,298,713	3,004,890,752
1,277,064,187	1,458,265,891	1,578,448,583	1,584,473,653	7,193,578,847
834,917,160	739,016,601	622,136,452	528,621,066	3,782,828,010
161,638,777	192,765,562	137,080,265	94,156,405	701,024,418
280,508,251	526,483,728	819,231,866	961,696,182	2,709,726,419

第181表 介護保険給付の高額介護（介護予防）サービス費（世帯類型別）

(i) 件数

年度累計

区 分	平成22年度 (2010)			23 (2011)		
	世帯合算	その他	計	世帯合算	その他	計
合 計	1,333,585	11,127,406	12,460,991	1,401,025	11,918,998	13,320,023
利用者負担第一段階	7,313	1,198,971	1,206,284	7,339	1,279,051	1,286,390
利用者負担第二段階	311,459	7,726,274	8,037,733	320,620	8,304,117	8,624,737
利用者負担第三段階	345,293	1,724,909	2,070,202	375,221	1,874,263	2,249,484
利用者負担第四段階	669,520	477,252	1,146,772	697,845	461,567	1,159,412

(ii) 支給額

年度累計（単位 千円）

区 分	平成22年度 (2010)			23 (2011)		
	世帯合算	その他	計	世帯合算	その他	計
合 計	9,974,922	118,844,542	128,819,464	10,421,289	124,802,258	135,223,547
利用者負担第一段階	79,475	13,180,322	13,259,798	74,977	13,891,339	13,966,315
利用者負担第二段階	3,056,950	93,317,526	96,374,476	3,148,030	97,872,003	101,020,033
利用者負担第三段階	2,919,752	9,493,079	12,412,831	3,139,757	10,275,359	13,415,116
利用者負担第四段階	3,918,744	2,853,615	6,772,359	4,058,526	2,763,558	6,822,084

(注) 年度累計とは、当該年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/183.xls>

第182表 介護保険における保険料収納額

平成23年度（単位 千円）

区 分	調定額累計	収納額累計	還付未済額 (別掲)	不納欠損額	未収額	減免額 (別掲)
合 計	1,424,121,221	1,402,973,335	1,764,683	2,678	21,145,193	6,599,042
特別徴収	1,277,722,455	1,277,722,440	1,550,108	—	—	2,457,120
普通徴収	146,398,766	125,250,895	214,574	2,678	21,145,193	4,141,923

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/184.xls>

第183表 介護保険特別会計経理状況（保険事業勘定）

（単位 千円）

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
収 入	6,918,882,676	7,235,052,075	7,538,261,610	7,832,640,973	8,209,330,308
介護保険料	1,321,618,330	1,357,894,547	1,390,127,051	1,402,508,463	1,411,740,656
分担金及び負担金	3,846,822	3,737,969	3,673,064	3,764,068	3,870,413
使用料及び手数料	634,892	600,027	527,767	502,863	513,062
国庫支出金	1,463,005,026	1,608,031,004	1,638,607,748	1,724,946,603	1,837,113,326
介護保険給付負担金	1,114,030,219	1,164,710,325	1,234,549,552	1,300,231,257	1,369,343,778
調整交付金	301,052,933	321,444,038	341,927,507	361,037,817	382,564,342
地域支援事業交付金	44,218,545	58,374,007	60,044,171	61,284,396	61,484,182
その他の	3,703,329	63,502,634	2,086,519	2,393,132	23,721,023
支払基金交付金	1,936,081,134	2,028,035,835	2,084,415,836	2,207,151,602	2,307,847,792
都道府県支出金	948,744,780	993,546,479	1,054,167,960	1,110,340,913	1,164,207,245
相互財政安定化事業交付金	7,414	212	—	—	—
財産収 入	747,101	1,282,649	1,366,240	927,960	618,853
寄附金	7,749	4,471	1,686	1,573	62,644
繰 入 金	1,015,853,298	1,067,166,623	1,175,713,939	1,258,489,946	1,369,987,037
一般会計繰 入 金	768,928,055	801,997,591	857,326,301	904,291,465	951,972,778
その他の	246,925,244	265,169,032	318,387,638	354,198,482	418,014,259
繰 越 金	217,553,662	166,741,401	179,999,167	114,734,566	96,160,647
市 町 村 債	615,465	861,807	718,429	1,976,653	9,846,315
諸 収 入	10,167,003	7,149,051	8,942,721	7,295,763	7,362,318
支 出	6,743,671,124	7,046,869,014	7,417,417,383	7,731,757,603	8,111,040,538
総 務 費	204,709,914	209,218,016	202,710,692	204,234,313	214,633,394
保 険 給 付 費	6,170,094,747	6,428,573,663	6,883,889,418	7,264,541,377	7,641,785,442
介護サービス等諸費	5,517,676,349	5,717,612,487	6,122,661,829	6,449,348,444	6,784,631,512
介護予防サービス等諸費	319,063,902	355,894,396	375,311,319	389,526,721	410,435,149
高額介護サービス等費	97,087,450	104,824,388	117,883,344	128,903,996	135,381,813
高額医療合算介護サービス等費	・	・	3,984,508	20,185,854	16,983,252
特定入所者介護サービス等費	226,135,595	239,671,916	253,061,564	265,255,142	281,493,640
市 町 村 特 別 給 付 費	1,364,941	1,495,580	1,567,643	1,691,459	1,817,792
審 査 支 払 手 数 料	8,543,529	8,968,911	9,292,486	9,422,030	9,400,220
その他の	222,981	105,985	126,724	207,731	1,642,064
地 域 支 援 事 業	119,217,907	152,602,841	161,825,314	166,888,558	165,330,163
財政安定化基金拠出金	4,138,358	4,049,225	4,383	—	—
相互財政安定化事業負担金	82	448	—	—	—
保 健 福 祉 事 業 費	438,254	485,239	517,669	449,026	413,190
基 金 積 立 金	107,959,658	159,703,377	83,071,302	39,097,561	32,537,707
公 債 費	16,474,759	18,572,389	3,242,222	1,514,364	1,396,908
予 備 費	—	19,397	10,146	6,856	—
諸 支 出 金	120,637,443	73,644,421	82,146,235	55,025,548	54,943,735
収 入 支 出 差 引 残 額	175,211,553	188,183,060	120,844,227	100,883,370	98,289,770
う ち 基 金 繰 入 額	52,141,421	53,042,918	32,768,043	24,937,728	28,866,604
国 庫 支 出 金 精 算 額 等	71,868,421	82,823,552	40,552,857	57,564,992	25,289,296
国 庫 支 出 金 精 算 額 等 差 引 額	103,343,132	105,359,509	80,291,370	43,318,378	73,000,501
介 護 給 付 費 準 備 基 金 保 有 額	317,781,343	404,964,779	442,630,135	396,163,347	284,815,391

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/185.xls>

第5節 高齢者保健(医療)福祉

1 総括

第184表 介護保険施設等の比較

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設 (～平成29年度末)
	介 護 保 険		
対象者	常時介護が必要で生活が困難な要介護者	病状安定期にあり、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を要する要介護者	病状が安定期にあり、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を要する要介護者
指 定 基 準	居室(1人当たり10.65㎡以上) 医務室 機能訓練室 食堂 浴室等 廊下幅 片廊下 1.8m以上 両廊下 2.7m以上 【ユニット型】 ユニット 居室(個室10.65㎡以上、 準個室10.65㎡以上) 共同生活室、洗面設備、便所 浴室 医務室等	療養室(1人当たり8㎡以上) 診察室 機能訓練室 談話室 食堂 浴室等 廊下幅 片廊下 1.8m以上 両廊下 2.7m以上 【ユニット型】 ユニット 療養室(個室10.65㎡以上、 準個室10.65㎡以上) 共同生活室、洗面設備、便所 浴室 診察室等	病室(1人当たり6.4㎡以上) 機能訓練室 談話室 浴室 食堂等 廊下幅 片廊下 1.8m以上 両廊下 2.7m以上 【ユニット型】 ユニット 病室(個室10.65㎡以上、 準個室10.65㎡以上) 共同生活室、洗面設備、便所 浴室等
	医師(非常勤) 1人 看護職員 3人 介護職員 31人 介護支援専門員 1人 その他 生活相談員等	医師 1人 看護職員 10人 介護職員 24人 理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士 1人 介護支援専門員 1人 その他 支援相談員等	医師 3人 看護職員 18人 介護職員 18人 介護支援専門員 1人 その他 薬剤師・栄養士等
その他	・旧措置入所者に対する経過措置あり ・療養病床等の転換を行って開設する場合の設備基準上の緩和あり ・地域密着型介護老人福祉施設あり(なお、サテライト型居住施設は、人員基準等を緩和)	・短期入所療養介護、通所リハビリテーションの「みなし指定」あり ・療養病床等の転換を行って開設する場合の設備基準上の緩和あり ・サテライト型、医療機関併設型、分館型には人員基準等の緩和あり	・短期入所療養介護等の「みなし指定」あり

(注) 1 人員基準については100人当たり。

2 サテライト型小規模介護老人保健施設：本体施設(老健)と密接な連携。定員29人以下。

3 医療機関併設型小規模介護老人保健施設：病院又は診療所に併設。定員29人以下。

4 分館型介護老人保健施設：東京都区部・市部、政令指定都市、過疎地域等に設置。基本型介護老人保健施設と一体として運営。

資料：厚生労働省老健局、保険局、医政局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/186.xls>

平成25年度

医療保険適用の療養病床	
医療保険	
主として長期にわたり療養の必要な患者	
病室（1人当たり6.4㎡以上） 機能訓練室 ※他に都道府県の条例で定める施設を有する必要あり 廊下幅 片廊下 1.8 m 以上 両廊下 2.7 m 以上	
医師	3人
※医師及び歯科医師を除いた看護師その他の従業者については、都道府県の条例で定める。	
・介護老人保健施設等への転換を都道府県知事に届け出た病床については人員配置基準、設備基準上の緩和あり	

2 老人福祉

第185表 老人福祉施設の施設数及び在所者数

各年10月1日現在

区 分	平成19年 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
総 数	9,446	9,236	8,421	4,858	4,827
施設数					
在所者数	143,624	145,173	140,989	136,230	136,029
養護老人ホーム					
施設数	958	964	932	909	893
在所者数	62,406	62,075	60,013	58,054	56,381
軽費老人ホーム					
施設数	2,059	2,095	2,050	1,964	2,001
在所者数	81,218	83,098	80,976	78,176	79,648
老人福祉センター					
施設数	2,234	2,228	2,013	1,985	1,933
老人介護支援センター					
施設数	4,195	3,949	3,426	…	…

(注)1 平成21年より調査の方法を変更し、調査対象施設のうち回収できなかった施設があるため、平成20年以前との年次比較は適さない。なお、回収できた施設のうち、活動中の施設について集計している。

2 平成23年は、東日本大震災の影響により、以下に所在する施設・事業所の調査は見合わせた。

宮城県：石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町

福島県：相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/187.xls>

第186表 介護サービス事業所数・施設数及び利用者数・在所者数

(i) 介護予防サービス

各年10月1日現在

区 分	平成19年 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
介護予防居宅サービス事業所 (訪問系)					
介護予防訪問介護施設数	20,455	20,319	20,965	20,299	20,830
利用者数	306,458	322,058	337,897	334,523	338,554
介護予防訪問入浴介護施設数	1,885	1,873	1,826	1,841	1,837
利用者数	344	368	366	359	342
介護予防訪問看護ステーション施設数	5,237	5,414	5,092	5,010	5,103
利用者数	18,760	20,714	21,417	22,402	24,207
(通所系)					
介護予防通所介護施設数	20,396	21,710	21,632	22,023	23,481
利用者数	280,652	310,515	313,606	307,791	323,105
介護予防通所リハビリテーション施設数	6,179	6,276	6,017	5,753	5,829
利用者数	104,231	112,959	107,229	102,825	104,953
(その他)					
介護予防短期入所生活介護施設数	6,608	6,957	6,853	6,752	7,177
在所者数	7,443	8,251	8,492	7,980	8,010
介護予防短期入所療養介護施設数	4,919	5,018	4,686	4,467	4,561
在所者数	1,617	1,528	1,262	1,151	1,066
介護予防特定施設入居者生活介護施設数	2,498	2,731	2,791	2,822	2,991
在所者数	17,009	19,758	19,450	18,217	18,969
介護予防福祉用具貸与施設数	5,445	4,862	5,361	5,145	5,169
利用者数	104,356	130,303	176,373	201,773	218,399
特定介護予防福祉用具販売施設数	5,439	5,010	5,567	5,304	5,326
介護予防地域密着型サービス事業所					
介護予防認知症対応型通所介護施設数	2,696	2,870	2,861	2,879	2,989
利用者数	803	1,023	870	755	719
介護予防小規模多機能型居宅介護施設数	738	1,256	1,564	1,773	2,099
利用者数	1,216	2,392	3,220	3,647	4,150
介護予防認知症対応型共同生活介護施設数	8,622	8,936	8,904	8,643	9,144
在所者数	2,852	3,023	880	1,251	1,285
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)施設数	3,851	3,782	4,096	3,961	3,961
利用者数	633,988	708,948	773,975	762,032	804,596

(ii) 介護サービス

各年10月1日現在

区 分	平成19年 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所					
(訪問系)					
訪 問 介 護 施 設 数	21,069	20,885	21,517	20,805	21,315
利用 者 数	738,793	716,345	754,478	744,482	742,880
訪 問 入 浴 介 護 施 設 数	2,124	2,013	2,033	2,021	2,002
利用 者 数	64,396	64,242	66,559	68,046	65,593
訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 施 設 数	5,407	5,434	5,221	5,119	5,212
利用 者 数	274,079	281,917	292,244	297,346	316,583
(通所系)					
通 所 介 護 施 設 数	20,997	22,366	22,267	22,738	24,381
利用 者 数	882,596	933,611	964,579	963,475	1,018,651
通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 施 設 数	6,380	6,426	6,152	5,877	5,948
利用 者 数	366,665	368,873	354,868	346,273	353,897
(その他)					
短 期 入 所 生 活 介 護 施 設 数	7,030	7,347	7,215	7,096	7,515
在 所 者 数	237,257	259,677	263,459	269,106	279,812
短 期 入 所 療 養 介 護 施 設 数	5,278	5,242	4,857	4,633	4,726
在 所 者 数	56,089	56,769	52,142	50,857	49,878
特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護 施 設 数	2,617	2,876	2,944	2,974	3,165
在 所 者 数	84,355	97,645	103,713	106,783	116,765
福 祉 用 具 貸 与 施 設 数	5,649	4,974	5,474	5,202	5,212
利用 者 数	670,700	699,984	841,520	825,687	872,197
特 定 福 祉 用 具 販 売 施 設 数	5,456	5,027	5,579	5,312	5,336
地 域 密 着 型 サ ー ビ ス 事 業 所					
夜 間 対 応 型 訪 問 介 護 施 設 数	69	83	75	98	103
利用 者 数	764	2,181	2,402	3,365	3,018
認 知 症 対 応 型 通 所 介 護 施 設 数	2,885	3,139	3,108	3,122	3,254
利用 者 数	44,753	50,064	52,581	50,862	53,634
小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護 施 設 数	962	1,557	1,917	2,113	2,486
利用 者 数	10,407	21,594	29,870	35,282	41,413
認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護 施 設 数	8,818	9,292	9,186	8,942	9,484
在 所 者 数	123,479	132,069	130,199	127,858	136,188
地 域 密 着 型 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護 施 設 数	62	91	112	133	152
在 所 者 数	893	1,590	2,170	2,678	3,090
地 域 密 着 型 介 護 老 人 福 祉 施 設 施 設 数	94	183	250	302	450
在 所 者 数	1,951	4,276	6,138	7,557	11,435
居 宅 介 護 支 援 事 業 所 施 設 数	28,248	28,121	27,961	27,158	27,705
利用 者 数	1,643,451	1,704,996	1,755,255	1,759,799	1,804,902
介 護 保 険 施 設					
介 護 老 人 福 祉 施 設 施 設 数	5,892	6,015	5,876	5,676	5,953
在 所 者 数	405,093	416,052	408,622	396,356	420,827
介 護 老 人 保 健 施 設 施 設 数	3,435	3,500	3,463	3,382	3,533
在 所 者 数	285,265	291,931	289,273	282,645	293,432
介 護 療 養 型 医 療 施 設 施 設 数	2,608	2,252	1,980	1,770	1,711
在 所 者 数	102,753	92,708	82,007	73,405	71,377

- (注) 1 平成21年は、調査方法の変更等による回収率変動の影響を受けているため、平成20年以前と単純に年次比較できない。
 2 「施設数」の平成20年以前には、利用者・在在所なし、利用者・在在所数不詳の事業所・施設を含む。平成21年は、活動中の施設・事業所である。
 3 平成21年以降の利用者数は、9月中の利用者数である。
 介護予防特定施設入所者生活介護、特定施設入所者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
 4 複数サービスを行っている事業所は、各々に計上している。
 5 「介護予防訪問看護ステーション」は、介護保険法の利用者と「要支援認定申請中」「その他」を含む。
 6 「訪問看護ステーション」は、介護保険法・健康保険法の利用者と「要介護認定申請中」「その他」を含む。
 7 「短期入所生活介護」には、空床利用型の事業所を含まない。
 8 平成23年は、東日本大震災の被災地域（以下の市町村）に所在する施設・事業所（2,131施設・事業所）は調査を見合わせた。
 宮城県：石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町
 福島県：相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「介護サービス施設・事業所調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/188.xls>

第187表 職種別にみた従事者数

(i) 訪問介護

区 分	(介護予防) 訪問介護			(介護予防) 訪問入浴介護		
	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
従 事 者 総 数	175,257	93,132	82,125	11,036	6,054	4,982
平成22年10月1日現在	166,592	87,422	79,169	11,176	6,266	4,909
看 護 師	…	…	…	1,713	571	1,142
准 看 護 師	…	…	…	1,633	824	808
保 健 師	…	…	…	…	…	…
助 産 師	…	…	…	…	…	…
理 学 療 法 士	…	…	…	…	…	…
作 業 療 法 士	…	…	…	…	…	…
言 語 聴 覚 士	…	…	…	…	…	…
介 護 職 員 (訪 問 介 護 員)	169,336	88,320	81,016	7,165	4,252	2,914
介 護 福 祉 士 (再 掲)	61,725	44,320	17,405	1,965	1,475	490
介 護 職 員 基 礎 研 修 課 程 修 了 者 (再 掲)	3,344	2,613	732	58	36	21
ホ ー ム ヘ ル パ ー 1 級 (再 掲)	8,972	6,015	2,957	134	90	44
ホ ー ム ヘ ル パ ー 2 級 (再 掲)	93,298	33,745	59,553	2,793	1,555	1,238
ホ ー ム ヘ ル パ ー 3 級 (再 掲)	—	—	—	—	—	—
オ ペ レ ー タ ー	…	…	…	…	…	…
面 接 相 談 員	…	…	…	…	…	…
そ の 他 の 職 員	5,921	4,813	1,108	525	407	118

(注) 1 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。
 2 東日本大震災の被災地域（以下の市町村）に所在する施設・事業所（2,131施設・事業所）は調査を見合わせた。(ii)通所介護、(iii)居宅介護等、(iv)施設等すべて同じである。
 宮城県：石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町
 福島県：相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村

(ii) 通所介護

区 分	(介護予防) 通所介護			(介護予防) 通所リハビリテーション (介護老人保健施設)		
	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
従 事 者 総 数	223,994	149,871	74,123	36,021	29,831	6,190
平成22年10月1日現在	208,949	140,684	68,264	34,391	28,514	5,877
医 師	157	121	35	1,852	1,686	166
看 護 師	11,832	6,115	5,717	1,534	1,060	474
准 看 護 師	13,434	8,070	5,364	1,739	1,277	462
機 能 訓 練 指 導 員	14,613	8,956	5,657	…	…	…
理 学 療 法 士	1,259	880	378	3,214	2,950	264
作 業 療 法 士	695	519	175	2,229	2,067	162
言 語 聴 覚 士	83	52	31	367	318	49
柔 道 整 復 師	992	748	244	…	…	…
あ ん 摩 マ ッ サ ー ジ 指 圧 師	1,119	694	425	…	…	…
歯 科 衛 生 士	169	83	86	77	54	23
介 護 支 援 専 門 員	…	…	…	…	…	…
生 活 相 談 員 ・ 支 援 相 談 員	33,209	30,753	2,456	…	…	…
社 会 福 祉 士 (再 掲)	4,211	3,957	254	…	…	…
介 護 職 員 (訪 問 介 護 員)	125,726	82,876	42,850	25,010	20,419	4,591
介 護 福 祉 士 (再 掲)	40,169	31,392	8,777	12,931	11,683	1,248
管 理 栄 養 士	873	755	118	…	…	…
栄 養 士	1,055	831	224	…	…	…
調 理 員	10,216	4,362	5,854	…	…	…
そ の 他 の 職 員	12,712	6,950	5,762	…	…	…

(注) 1 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。
 2 (介護予防) 短期入所生活介護には、空床利用型のみに従事者を含まない。
 3 (介護予防) 通所介護、(介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 特定施設入居者生活介護の「理学療法士」「作業療法士」「言語聴覚士」「柔道整復師」「あん摩マッサージ指圧師」は、「機能訓練指導員」の再掲である。

平成23年10月1日現在

(介護予防) 訪問看護ステーション			夜間対応型訪問介護		
総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
30,744	22,621	8,122	767	492	275
29,193	21,296	7,897	912	564	348
21,519	15,720	5,799
2,244	1,600	644
545	460	85
32	22	10
3,150	2,411	739
1,465	1,140	325
181	124	57
...	396	202	193
...	—	—	—
...	—	—	—
...	—	—	—
...	—	—	—
...	—	—	—
...	237	166	71
...	114	108	7
1,608	1,143	464	20	16	4

平成23年10月1日現在

(介護予防) 通所リハビリテーション (医療施設)			(介護予防) 短期入所生活介護			(介護予防) 特定施設入居者 生活介護			(介護予防) 認知症対応型 通所介護		
総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
27,276	22,034	5,242	139,943	118,134	21,808	82,118	65,562	16,555	21,612	15,286	6,326
26,984	21,687	5,297	129,381	109,722	19,659	75,310	60,027	15,283	20,558	14,580	5,978
1,850	1,745	105	1,178	223	955	16	10	6
2,162	1,693	469	6,282	5,213	1,069	4,907	3,618	1,289	900	473	427
1,555	1,242	313	6,206	5,063	1,143	3,635	2,794	841	891	531	360
...	2,903	2,525	378	1,568	1,287	281	1,084	611	473
3,156	2,749	407	326	242	84	198	136	61	47	22	25
1,435	1,246	190	221	186	35	122	92	30	62	41	21
202	165	37	32	25	7	13	8	5	6	4	2
...	133	118	15	111	99	12	23	16	7
...	249	218	32	189	162	27	60	34	26
57	48	9	13	4	9
...	2,902	2,827	75	2,758	2,583	174
...	5,883	5,801	82	3,490	3,416	74	3,752	3,494	258
...	1,580	1,562	17	589	578	10	534	507	28
16,859	13,146	3,713	94,114	81,112	13,003	55,160	45,086	10,074	13,255	9,183	4,073
7,315	6,397	919	45,383	42,611	2,773	17,073	15,525	1,549	4,863	3,944	918
...	2,470	2,411	60	91	75	16
...	1,253	1,167	86	67	54	13
...	7,249	5,208	2,041	602	255	347
...	9,504	6,585	2,919	10,601	6,779	3,822	942	597	345

第2部 社会保障関係統計資料編

(iii) 居宅介護等

区 分	(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護			(介護予防) 小規模多機能型 居宅介護		
	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
従 事 者 総 数	122,859	100,727	22,131	27,711	21,424	6,287
平成22年10月1日現在	114,424	93,718	20,706	23,219	17,924	5,295
看 護 師	…	…	…	…	…	…
准 看 護 師	…	…	…	…	…	…
保 健 師	…	…	…	…	…	…
機 能 訓 練 指 導 員	…	…	…	…	…	…
専 門 職	…	…	…	…	…	…
社 会 福 祉 主 事 (再 掲)	…	…	…	…	…	…
介 護 支 援 専 門 員	8,413	7,686	726	1,717	1,548	169
生 活 相 談 員 ・ 支 援 相 談 員	…	…	…	…	…	…
社 会 福 祉 士	…	…	…	…	…	…
介 護 職 員 (訪 問 介 護 員)	108,407	88,186	20,221	24,296	18,735	5,561
介 護 福 祉 士 (再 掲)	31,838	29,048	2,790	6,909	6,080	829
看 護 師 (再 掲)	1,809	1,156	652	1,073	751	322
准 看 護 師 (再 掲)	1,845	1,408	437	1,226	922	304
福 祉 用 具 専 門 相 談 員	…	…	…	…	…	…
そ の 他 の 職 員	6,039	4,856	1,184	1,698	1,141	557

- (注) 1 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。
 2 地域密着型特定施設入居者生活保護の「社会福祉士」は、「生活相談員・支援相談員」の再掲である。
 3 介護予防支援事業所(地域包括支援センター)の「看護師」「保健師」「介護支援専門員」「社会福祉士」は、「専門職員」の再掲である。

(iv) 施設等

区 分	地域密着型介護老人福祉施設			介護老人福祉施設		
	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
従 事 者 総 数	9,744	8,572	1,172	280,180	239,518	40,662
平成22年10月1日現在	6,373	5,534	839	264,400	226,097	38,304
施 設 長	287	286	1	4,715	4,707	8
医 師	69	11	58	1,386	215	1,171
歯 科 医 師	8	2	5	68	6	62
薬 剤 師	…	…	…	…	…	…
看 護 師	440	376	65	12,082	10,074	2,008
准 看 護 師	347	301	46	11,708	9,786	1,922
機 能 訓 練 指 導 員	210	183	27	4,481	4,036	445
理 学 療 法 士	17	14	3	524	397	127
作 業 療 法 士	17	16	1	427	373	54
言 語 聴 覚 士	1	1	—	43	33	10
柔 道 整 復 師	7	5	1	231	214	17
あん摩マッサージ指圧師	4	3	1	539	485	54
精 神 保 健 福 祉 士 等	…	…	…	…	…	…
介 護 支 援 専 門 員	316	308	8	7,180	7,037	143
生 活 相 談 員 ・ 支 援 相 談 員	407	402	6	8,135	8,063	72
社 会 福 祉 士 (再 掲)	127	126	1	2,560	2,545	15
障 害 者 生 活 支 援 員	1	1	—	38	36	2
介 護 職 員 (訪 問 介 護 員)	6,460	5,791	669	187,434	162,821	24,612
介 護 福 祉 士 (再 掲)	2,894	2,773	122	96,100	90,715	5,385
管 理 栄 養 士	211	209	3	5,029	4,961	68
栄 養 士	126	121	5	1,779	1,720	59
調 理 員	421	277	144	13,921	10,641	3,280
そ の 他 の 職 員	441	305	137	22,224	15,415	6,809

- (注) 1 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。
 2 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設の「理学療法士」「作業療法士」「言語聴覚士」「柔道整復師」「あん摩マッサージ指圧師」は、「機能訓練指導員」の再掲である。
 3 「看護師」には、保健師を含む。
 4 介護療養型医療施設には、介護療養病床を有する病棟の従事者を含む。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「介護サービス施設・事業所調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/189.xls>

平成23年10月1日現在

(介護予防) 福祉用具貸与 特定(介護予防) 福祉用具販売			地域密着型特定施設入居者 生活介護			介護予防支援事業所 (地域包括支援センター)			居宅介護支援事業所		
総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
22,626	21,220	1,406	2,307	1,975	332	21,193	18,939	2,254	73,484	67,365	6,483
22,715	21,340	1,375	1,904	1,617	287	20,274	18,131	2,142	71,130	64,513	6,617
...	102	82	20	2,413	2,185	228
...	101	85	16
...	3,101	2,976	126
...	68	58	10
...	18,932	17,125	1,807
...	413	372	40
...	94	91	4	8,230	7,036	1,194	69,158	63,568	5,590
...	125	122	3
...	25	24	1	4,775	4,556	219
...	1,625	1,413	212
...	504	470	34
...
...
18,105	17,182	923
4,522	4,039	483	192	125	67	2,261	1,814	447	4,690	3,797	893

平成23年10月1日現在

介護老人保健施設			介護療養型医療施設		
総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
191,398	171,567	19,831	58,667	53,380	5,287
184,662	165,696	18,966	60,930	55,647	5,284
...
3,758	3,227	530	4,104	2,994	1,110
7	3	4	61	47	14
931	341	590	1,545	1,409	137
16,287	13,838	2,450	9,534	8,591	943
19,621	17,328	2,293	11,182	10,119	1,063
...
5,279	4,899	380	2,456	2,382	74
4,452	4,172	280	1,321	1,292	29
730	646	84	560	544	16
...
...
...	131	128	3
5,417	5,279	138	1,779	1,729	50
5,790	5,728	62
2,449	2,428	21
...
104,098	95,604	8,494	24,206	22,405	1,801
59,618	57,406	2,212	8,783	8,542	242
3,659	3,614	44	1,258	1,228	30
1,018	981	37	532	513	19
6,213	4,901	1,312
14,139	11,005	3,134

第188表 性・年齢階級別にみた自立の状況別手助けや見守りを要する者の数

平成22年（単位 千人）

区 分	手助けや見守りを要する者	自立の状況別					不 詳
		何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出できる	屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出できない	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが座位を保つ	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する		
総 数	5,864	2,193	1,798	655	547	670	
6 ～ 39 歳	516	229	166	23	30	68	
40 ～ 64 歳	757	369	173	45	38	133	
65 ～ 69 歳	376	171	88	31	27	60	
70 ～ 74 歳	583	249	154	55	45	80	
75 ～ 79 歳	892	365	251	93	82	102	
80 ～ 84 歳	1,089	408	360	132	89	100	
85 歳 以上	1,647	401	605	277	235	128	
（再掲）65歳以上	4,587	1,594	1,458	587	479	469	
（再掲）75歳以上	3,628	1,174	1,216	501	406	330	
男 総 数	2,330	935	652	235	224	284	
6 ～ 39 歳	303	137	100	11	18	37	
40 ～ 64 歳	403	207	83	24	20	69	
65 ～ 69 歳	184	84	39	16	15	30	
70 ～ 74 歳	278	113	74	28	31	33	
75 ～ 79 歳	375	138	107	45	46	39	
80 ～ 84 歳	375	134	107	53	40	41	
85 歳 以上	409	121	141	58	54	35	
（再掲）65歳以上	1,622	590	468	200	186	178	
（再掲）75歳以上	1,159	393	355	156	140	114	
女 総 数	3,534	1,259	1,146	420	323	387	
6 ～ 39 歳	213	92	66	12	12	31	
40 ～ 64 歳	354	161	90	21	18	64	
65 ～ 69 歳	192	86	49	15	12	29	
70 ～ 74 歳	304	136	80	27	14	47	
75 ～ 79 歳	517	226	144	48	35	63	
80 ～ 84 歳	714	274	253	79	50	59	
85 歳 以上	1,238	280	464	219	181	94	
（再掲）65歳以上	2,965	1,004	990	387	293	291	
（再掲）75歳以上	2,469	781	861	345	266	216	

(注) 1 年齢階級の「総数」には、年齢不詳を含む。

2 「手助けや見守りを要する者」とは、在宅の6歳以上の世帯員であって、歩行・移動、着替え、洗面、食事、排泄、入浴等に際して何らかの手助けや見守りを必要とする者や、意志疎通が困難な者、介護保険法による「要介護者」「要支援者」の認定を受けている者などをいう。

3 「国民生活基礎調査」の大調査は、3年ごとの調査である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/190.xls>

第189表 性・年齢階級別にみた手助けや見守りを要する者の数及び率

平成22年(単位 千人)

区 分	世帯人員数	手助けや見守りを要する者の数	手助けや見守りを要する者率 (人口千対)
総 数	125,359	5,864	46.8
6 ~ 39 歳	47,137	516	10.9
40 ~ 64 歳	42,412	757	17.8
65 ~ 69 歳	8,130	376	46.3
70 ~ 74 歳	6,901	583	84.5
75 ~ 79 歳	5,897	892	151.3
80 ~ 84 歳	4,311	1,089	252.6
85 歳 以上	3,782	1,647	435.5
(再掲) 65歳以上	29,021	4,587	158.1
男 総 数	61,028	2,330	38.2
6 ~ 39 歳	24,005	303	12.6
40 ~ 64 歳	21,123	403	19.1
65 ~ 69 歳	3,883	184	47.4
70 ~ 74 歳	3,196	278	87.0
75 ~ 79 歳	2,563	375	146.3
80 ~ 84 歳	1,682	375	223.0
85 歳 以上	1,043	409	392.1
(再掲) 65歳以上	12,367	1,622	131.2
女 総 数	64,331	3,534	54.9
6 ~ 39 歳	23,133	213	9.2
40 ~ 64 歳	21,289	354	16.6
65 ~ 69 歳	4,247	192	45.2
70 ~ 74 歳	3,706	304	82.0
75 ~ 79 歳	3,334	517	155.1
80 ~ 84 歳	2,629	714	271.6
85 歳 以上	2,739	1,238	452.0
(再掲) 65歳以上	16,654	2,965	178.0

(注) 1 年齢階級の「総数」には、年齢不詳を含む。

2 「手助けや見守りを要する者」とは、在宅の6歳以上の世帯員であって、歩行・移動、着替え、洗面、食事、排泄、入浴等に際して何らかの手助けや見守りを必要とする者や、意志疎通が困難な者、介護保険法による「要介護者」「要支援者」の認定を受けている者などをいう。

3 「国民生活基礎調査」の大調査は、3年ごとの調査である。

4 「手助けや見守りを要する者率」は、「世帯人員数」「手助けや見守りを要する者の数」より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

資料：「世帯人員数」は、総務省統計局「国勢調査」

「手助けや見守りを要する者の数」は、厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/191.xls>

3 老人医療

第190表 老人医療受給対象者数

(単位 人)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
総 数	12,966,018	13,193,766	13,615,897	14,059,915	14,483,835
政府管掌健康保険 一般被保険者	1,365,510	・	・	・	・
法第3条第2項被保険者	856	・	・	・	・
組合管掌健康保険	525,870	・	・	・	・
船員保険	9,844	・	・	・	・
国民健康保険	10,763,530	・	・	・	・
共 済 組 合	300,408	・	・	・	・

- (注) 1 平成19年度は、市町村からの老人医療実施状況報告を集計したものであり、平成20年度以降は後期高齢者医療広域連合からの後期高齢者医療事業状況報告を集計したものである。
- 2 平成20年度の制度改正により、各制度の老人保健制度は廃止された。
- 3 各年度における各月末平均である。
- 4 平成20年度は、平成20年3月末老人医療受給対象者数と平成20年4月～平成21年2月の各月末の後期高齢者医療被保険者数の平均である。

資料：平成19年度は厚生労働省保険局「老人医療事業年報」、
平成20年度以降は厚生労働省保険局「後期高齢者医療事業状況報告（年報：確報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/192.xls>

第191表 老人医療費の状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
総 数	380,092,630	380,018,846	393,403,218	404,737,405	422,769,152
金 額	11,275,296,995	11,414,528,468	12,010,830,691	12,721,335,977	13,299,145,862
診 療 費	242,960,340	247,418,064	257,228,809	259,901,162	269,284,136
金 額	9,104,812,346	9,155,843,120	9,567,198,641	10,162,963,461	10,540,878,446
薬 剤 支 給	113,451,653	119,095,255	126,554,921	134,380,289	142,020,428
金 額	1,624,474,290	1,703,522,363	1,871,659,603	1,963,072,688	2,148,863,631
入院時食事療養費・ 入院時生活療養費	10,968,364	10,948,610	11,183,499	11,609,281	11,758,046
金 額	387,669,856	384,972,985	391,367,220	401,488,417	402,880,094
老人訪問看護	332,476	345,036	369,834	400,987	428,275
金 額	23,913,459	26,366,674	28,918,566	31,817,789	34,058,341
医療費の支給	23,348,161	13,160,502	9,249,654	10,054,967	11,036,313
金 額	134,427,043	143,824,313	151,686,661	161,993,622	172,465,350
老人保健施設療養費	—	△ 11	—	—	—
金 額	—	△ 989	—	—	—
1人当り老人医療費 (円)	869,604	865,146	882,118	904,795	918,206

- (注) 1 平成19年度は老人保健法による医療の対象者に係るものであり、平成20年度以降は後期高齢者医療による被保険者に係るものである。
- 2 金額は一部負担金、入院時食事療養費・入院時生活療養費の標準負担額及び老人訪問看護に係る基本利用料を含む。
- 3 「入院時食事療養費・入院時生活療養費」の件数については、再掲である。
- 4 平成20年度は、老人医療事業の平成20年度3月分及び平成20年4月～平成21年2月までの請求遅れ分の老人医療費を含む。

資料：平成19年度は厚生労働省保険局「老人医療事業年報」、
平成20年度以降は厚生労働省保険局「後期高齢者医療事業状況報告（年報：確報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/193.xls>

第192表 老人医療費(診療費)の状況

(単位 金額:千円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
総 数	242,960,340	247,418,064	257,228,809	259,901,162	269,284,136
件数	741,035,132	735,722,087	743,271,551	758,261,067	768,351,409
日数	9,104,812,346	9,155,843,120	9,567,198,641	10,162,963,461	10,540,878,446
金額					
入 院	11,717,958	11,682,032	11,940,576	12,395,651	12,542,834
件数	222,576,908	220,909,755	223,844,286	230,501,844	231,832,359
日数	5,216,664,653	5,300,902,542	5,559,386,807	5,999,380,506	6,216,953,172
金額					
入 院 外	210,693,478	214,108,809	222,009,261	222,458,149	229,545,984
件数	468,946,432	463,643,720	465,271,953	470,168,497	475,274,442
日数	3,552,406,900	3,502,942,314	3,638,052,841	3,765,447,167	3,897,968,171
金額					
歯 科	20,548,904	21,627,223	23,278,972	25,047,362	27,195,318
件数	49,511,792	51,168,612	54,155,312	57,590,726	61,244,608
日数	335,740,794	351,998,264	369,758,992	398,135,789	425,957,104
金額					

(注) 1 平成19年度は老人保健法による医療の対象者に係るものであり、平成20年度以降は後期高齢者医療による被保険者に係るものである。

2 金額は一部負担金を含む。

3 平成20年度は、平成20年4月～平成21年2月までの請求遅れ分の老人医療費を含む。

資料：平成19年度は厚生労働省保険局「老人医療事業年報」、
平成20年度以降は厚生労働省保険局「後期高齢者医療事業状況報告(年報:確報)」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/195.xls>

第193表 老人医療受給対象者数及び老人医療費の推移

区 分	老人医療受給 対象者数	対前年度比	老人医療費	対前年度比	1人当り 老人医療費	対前年度比
	千人	%	億円	%	千円	%
平成18年度 (2006)	13,527	△ 4.6	112,594	△ 3.3	832	1.3
19 (2007)	12,966	△ 4.1	112,753	0.1	870	4.5
20 (2008)	13,194	1.8	114,145	1.2	865	△ 0.5
21 (2009)	13,616	3.2	120,108	5.2	882	2.0
22 (2010)	14,060	3.3	127,213	5.9	905	2.6
23 (2011)	14,484	3.0	132,991	4.5	918	1.5

(注) 1 平成19年度以前は老人保健法による医療の対象者に係るものであり、平成20年度以降は後期高齢者医療による被保険者に係るものであり、制度が異なるため平成19年度と20年度についても単純に比較できない。

2 「老人医療受給対象者数」は、平成20年度以降は「被保険者数」である。

3 「老人医療費」は、平成20年度以降は「医療費」である。

4 「1人当り老人医療費」は、平成20年度以降は「1人当り医療費」である。

5 平成20年度は、平成20年4月～平成21年2月までの請求遅れ分の老人医療費を含む。

6 平成23年度は、東日本大震災に係る医療費等(概算請求支払分及び保険者不明医療費分計45億円)を含まない。

資料：平成19年度以前は厚生労働省保険局「老人医療事業年報」、
平成20年度以降は厚生労働省保険局「後期高齢者医療事業状況報告(年報:確報)」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/196.xls>

第194表 老人医療費と国民医療費の推移

区 分	老人医療費		国民医療費		老人医療費 の国民医療 費に対する 割合	国内総生産に対する割合		国民所得に対する割合	
	実 数	伸 率	実 数	伸 率		老人医療費	国民医療費	老人医療費	国民医療費
	億円	%	億円	%	%	%	%	%	%
平成18年度 (2006)	112,594	△ 3.3	331,276	△ 0.0	34.0	2.21	6.51	2.98	8.76
19 (2007)	112,753	0.1	341,360	3.0	33.0	2.20	6.65	2.96	8.95
20 (2008)	114,146	1.2	348,084	2.0	32.8	2.33	7.11	3.22	9.80
21 (2009)	120,108	5.2	360,067	3.4	33.4	2.53	7.60	3.49	10.46
22 (2010)	127,213	5.9	374,202	3.9	34.0	2.65	7.79	3.61	10.62
23 (2011)	132,991	4.5	2.81	...	3.84	...

- (注) 1 「国民医療費」は、厚生労働省大臣官房統計情報部「国民医療費」による。
 2 「国内総生産」「国民所得額」は、内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算」による。
 3 平成19年度以前は老人保健法による医療の対象者に係るものであり、平成20年度以降は後期高齢者医療による被保険者に係るものであり、制度が異なるため平成19年度と20年度は単純に比較できない。
 4 平成20年度以降は、「老人医療費」を「後期高齢者医療費」と読み替える。
 5 平成20年度は、平成20年4月～平成21年2月までの請求遅れ分の老人医療費を含む。
 6 平成23年度は、東日本大震災に係る医療費等（概算請求支払分及び保険者不明医療費分計45億円）を含まない。

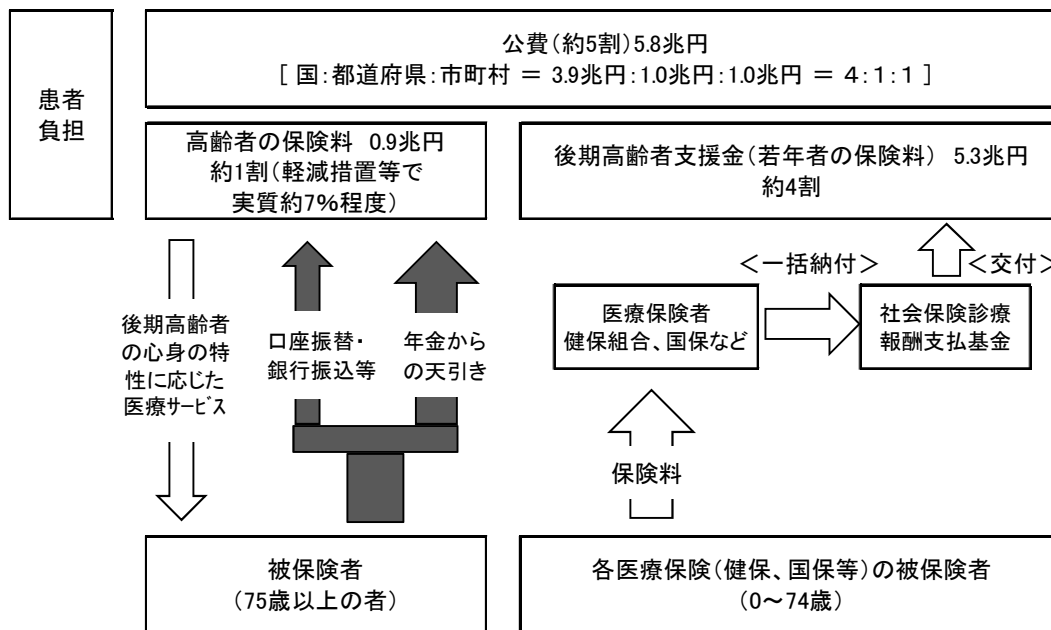
資料：平成19年度以前は厚生労働省保険局「老人医療事業年報」、
 平成20年度以降は厚生労働省保険局「後期高齢者医療事業状況報告（年報：確報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/197.xls>

第195表 医療費の負担

平成23年度

【全市町村が加入する広域連合】



<対象者数>

75歳以上の高齢者 約1,500万人

<保険料額(平成23年度)>

全国平均 約63,300円/年

※基礎年金のみを受給されている方は 約4,200円/年

<後期高齢者医療費>

13.4兆円(平成23年度予算ベース)

給付費 12.3兆円

患者負担 1.1兆円

資料：厚生労働省保険局資料「後期高齢者支援金の加算・減算制度について」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/198.xls>

4 老人保健施設

第196表 開設者別にみた施設数及び入所定員数

各年10月1日現在

区 分	平成20年 (2008)		21 (2009)		22 (2010)		23 (2011)	
	施設数	入所定員数	施設数	入所定員数	施設数	入所定員数	施設数	入所定員数
総 数	3,500	319,052	3,463	315,260	3,382	306,642	3,533	318,091
都 道 府 県	4	228	2	100	1	78	2	128
市 区 町 村	131	9,286	126	9,078	127	8,959	137	9,556
広域連合・一部事務組合	20	1,553	20	1,573	19	1,543	19	1,543
日本赤十字社・ 社会保険関係団体	65	5,846	69	6,081	70	6,113	70	6,245
医療法人	2,577	238,260	2,559	236,054	2,497	229,148	2,624	239,237
社会福祉協議会	2	164	—	—	—	—	—	—
社会福祉法人 (社会福祉協議会以外)	560	50,780	557	50,539	541	49,168	550	50,179
社 団 ・ 財 団 法 人	109	9,946	102	9,386	98	9,166	95	8,471
そ の 他 の 法 人	32	2,989	27	2,334	28	2,352	32	2,468
そ の 他	・	・	1	115	1	115	4	264

(注) 1 平成21年は、調査方法の変更等による回収率変動の影響を受けているため、平成20年以前と単純に年次比較できない。

2 平成23年は、東日本大震災の被災地域(以下の市町村)に所在する施設・事業所(2,131施設・事業所)は調査を見合わせた。

宮城県：石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町

福島県：相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「介護サービス施設・事業所調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/201.xls>

5 保健・健康増進 *旧 老人保健(ヘルス事業)

第197表 保健・健康増進事業実施状況

(単位 人)

事業	項目	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
健康手帳の交付	新規交付数(年度中)	・	1,436,188	1,179,892	1,040,625	1,088,976
	医療受給資格者(年度末現在)					
	総数	13,061,207	・	・	・	・
	75歳以上	12,405,733	・	・	・	・
	65～74歳	655,474	・	・	・	・
健康教育	医療受給者以外の者(年度中)	1,257,416	・	・	・	・
	個別健康教育					
	健診要指導者					
	指導開始	15,608	11,175	9,948	10,474	9,971
	指導終了	12,073	6,824	5,818	6,100	6,612
健康相談	集団健康教育					
	開催回数	181,139	155,609	152,935	145,945	149,973
	参加延人員	3,934,437	3,207,922	3,153,491	3,046,966	3,024,668
	1回当たり参加人員	21.7	20.6	20.6	20.9	20.2
基本健康診査	開催回数	314,096	239,894	241,288	221,185	222,954
	被指導延人員	2,563,583	1,693,691	1,658,638	1,537,755	1,540,898
	1回当たり被指導延人員	8.2	7.1	5.9	7.0	6.9
がん検診	受診者数					
	健康診査 (再掲)要指導・要医療者 総数	13,416,486	82,158	77,887	84,492	91,484
	受診者数	11,886,827	・	・	・	・
	胃がん	4,262,048	3,916,203	3,946,780	3,775,023	3,809,890
	肺がん	7,506,113	6,685,467	6,902,851	6,799,924	7,087,151
機能訓練	大腸がん	7,176,312	6,418,334	6,693,859	6,761,698	7,649,103
	子宮がん	3,538,132	3,499,278	4,405,288	4,518,403	4,516,207
	乳がん	2,349,971	2,137,690	3,049,370	2,946,188	3,042,999
	訓練実施施設数	957	580	511	459	369
	実施回数	23,624	16,286	14,195	13,647	12,582
	被指導実人員	9,090	5,002	4,669	4,431	3,755
	被指導延人員	123,975	79,699	74,355	70,688	54,581
訪問指導	1回当たり被指導延人員	5.2	4.9	5.2	5.2	4.3
	従事者延人員	75,957	52,240	46,815	46,087	39,937
	被訪問指導実人員	293,851	221,797	216,199	218,416	269,669
	被訪問指導延人員	429,465	327,197	317,923	300,135	373,116
	訪問従事者延人員	258,401	200,619	188,974	183,718	222,884

(注)1 「健康相談」は、重点健康相談と総合健康相談の合計。

2 「健診要指導者」「健康診査」は、平成19年度は「基本健診要指導者」「基本診査」である。

3 平成20年度以降は、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことにより、市区町村が健康増進法に基づき実施する健康増進事業が対象となった。

4 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村(釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市)、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の一部の市町村(南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯舘村、会津若松市)が含まれていない。

資料：平成19年度は厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」、平成20年度以降は同部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/202.xls>

第198表 健康診査の受診者及び判定・指導区分別状況

(単位 人)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
《総数》					
受診者					
健康診査	13,416,486	82,158	77,887	84,492	91,484
判定・指導区分					
保健指導非対象者	・	・	31,814	34,353	38,254
服薬中のため保健指導の対象から除外した者	・	・	12,832	14,926	16,863
情報提供	・	61,159	・	・	・
動機付け支援	・	6,691	6,597	6,148	6,322
積極的支援	・	4,690	3,883	4,236	4,885
受診勧奨	・	25,189	・	・	・
異常認めず	1,552,998	・	・	・	・
要指導	4,618,037	・	・	・	・
要医療	7,268,790	・	・	・	・
《70歳以上の者(再掲)》					
受診者					
健康診査	5,706,413	41,799	35,202	37,113	39,365
判定・指導区分					
保健指導非対象者	・	・	6,800	7,332	8,161
服薬中のため保健指導の対象から除外した者	・	・	3,748	4,157	4,775
情報提供	・	32,161	・	・	・
動機付け支援	・	3,042	2,202	1,969	1,598
積極的支援	・	863	・	・	・
受診勧奨	・	12,688	・	・	・
異常認めず	446,231	・	・	・	・
要指導	1,676,461	・	・	・	・
要医療	3,605,442	・	・	・	・

(注) 1 受診者及び判定結果は、各年度中に受診し、及び診査結果の判定した者の数である。

2 「健康診査」は、平成19年度は「基本診査」である。

3 平成20年度以降は、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことにより、市区町村が健康増進法に基づき実施する健康増進事業が対象となった。

4 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村(釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市)、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の一部の市町村(南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯館村、会津若松市)が含まれていない。

資料：平成19年度は厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」、平成20年度以降は同部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/204.xls>

第199表 健康診査による検査結果別要指導・要医療者数

(単位 人)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
《総数》					
血 圧	4,243,353	45,765	33,191	35,451	37,038
脂 質 異 常	6,198,784	35,113	36,213	38,884	43,758
糖 尿 病	2,617,298	24,496	30,246	33,510	37,599
貧血(疑いを含む)	2,095,863	10,471	9,822	10,969	11,234
肝疾患(疑いを含む)	1,906,400	12,591	12,340	13,967	14,929
腎機能障害(疑いを含む)	1,427,226	6,887	8,064	8,937	10,354
《70歳以上の者(再掲)》					
血 圧	2,244,501	25,441	17,753	18,396	18,418
脂 質 異 常	2,275,816	16,258	16,264	16,851	18,457
糖 尿 病	1,330,534	12,671	14,607	16,104	17,530
貧血(疑いを含む)	1,209,149	6,308	5,660	6,292	6,229
肝疾患(疑いを含む)	715,172	5,109	4,484	4,759	4,850
腎機能障害(疑いを含む)	800,932	3,947	4,257	4,886	5,665

- (注) 1 「血圧」は、平成19年度は軽症高血圧・中等度高血圧・重症高血圧の合計であり、平成20年度は高血圧症予備群・高血圧症有病者の合計である。
- 2 「脂質異常」は、平成19年度は「総コレステロール」であり、要指導・要医療の合計である。平成20年度は脂質異常有病者である。
- 3 「糖尿病」は、平成19年度は要指導・要医療の合計であり、平成20年度は糖尿病予備群・糖尿病有病者の合計である。
- 4 平成21年度以降の「血圧」「脂質異常」「糖尿病」は、個別健康教育対象者(ア)・個別健康教育対象者(イ)の合計である。
 個別健康教育対象者(ア)：特定健康診査及び健康増進法に基づく健康診査受診者のうち、検査結果から生活習慣病の発症予防等のため指導が必要な者で、当該年度中に指導を開始した者
 個別健康教育対象者(イ)：特定健康診査及び健康増進法に基づく健康診査受診者のうち、検査結果から生活習慣病の重症化予防等のため個別健康教育による指導が有効であると医師が認めた者で、当該年度中に指導を開始した者
- 5 同一人が、複数の区分に該当する場合は、それぞれの区分に計上してある。
- 6 平成20年度以降は、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことにより、市区町村が健康増進法に基づき実施する健康増進事業が対象となった。
- 7 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村(釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市)、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の一部の市町村(南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯館村、会津若松市)が含まれていない。
- 資料：平成19年度は厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」、
 平成20年度以降は同部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/205.xls>

第200表 がん検診の受診人員・結果別人員状況

(単位 人)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
《総数》					
胃がん					
受診人員	4,262,048	3,916,203	3,946,780	3,775,023	3,809,890
要精密検査者	427,949
がん・がんの疑いのある人員	7,587
肺がん					
胸部エックス線検査のみ受診人員	7,066,168	6,685,467	6,902,851	6,799,924	7,087,151
要精密検査者	196,932
がん・がんの疑いのある人員	6,733
喀痰細胞診のみ受診人員	8,087
要精密検査者	42
がん・がんの疑いのある人員	6
胸部エックス線検査及び喀痰細胞診受診人員	431,858
要精密検査者	14,180
がん・がんの疑いのある人員	936
喀痰細胞診対象者数	.	635,931	698,006	693,415	723,575
喀痰容器配布数	.	350,584	348,253	332,098	334,156
喀痰細胞診(喀痰細胞診のみの受診は除く)	.	269,690	263,579	253,168	254,988
大腸がん					
受診人員	7,176,312	6,418,334	6,693,859	6,761,698	7,649,103
要精密検査者	521,695
がん・がんの疑いのある人員	14,514
子宮がん					
頸部のみ受診人員	3,538,132	3,499,278	4,405,288	4,518,403	4,516,207
要精密検査者	40,023
がん・がんの疑いのある人員	6,623
体部受診人員	337,490	332,278	360,305	366,514	341,462
要精密検査者	3,621
がん・がんの疑いのある人員	429
乳がん					
視触診方式のみ受診人員	457,137
要精密検査者	22,554
がん・がんの疑いのある人員	1,124
マンモグラフィ併用方式受診人員	1,892,834	1,792,176	2,570,360	2,492,868	2,523,008
要精密検査者	161,971
がん・がんの疑いのある人員	8,039
マンモグラフィのみ受診人員	.	345,514	479,010	453,320	519,991
《70歳以上の者(再掲)》					
胃がん					
受診人員	1,389,703	1,311,923	1,343,305	1,305,364	1,350,551
要精密検査者	158,846
がん・がんの疑いのある人員	4,226
肺がん					
胸部エックス線検査のみ受診人員	2,787,454	2,794,897	2,934,444	2,936,773	3,158,827
要精密検査者	105,845
がん・がんの疑いのある人員	4,261
喀痰細胞診のみ受診人員	2,743
要精密検査者	24
がん・がんの疑いのある人員	4
胸部エックス線検査及び喀痰細胞診受診人員	159,415
要精密検査者	6,727
がん・がんの疑いのある人員	527

第2部 社会保障関係統計資料編

喀痰細胞診対象者数	・	254,482	280,582	284,654	305,752
喀痰容器配布数	・	132,984	131,318	126,334	131,833
喀痰細胞診（喀痰細胞診のみの受診は除く）	・	106,828	104,842	102,938	108,105
大腸がん					
受診人員	2,774,316	2,561,074	2,738,759	2,845,298	3,065,035
要精密検査者	251,264	・	・	・	・
がん・がんの疑いのある人員	7,578	・	・	・	・
子宮がん					
頸部のみ受診人員	381,907	384,507	422,619	419,761	457,378
要精密検査者	2,028	・	・	・	・
がん・がんの疑いのある人員	387	・	・	・	・
体部受診人員	19,119	20,161	22,007	22,170	23,568
要精密検査者	279	・	・	・	・
がん・がんの疑いのある人員	50	・	・	・	・
乳がん					
視触診方式のみ受診人員	110,394	・	・	・	・
要精密検査者	3,656	・	・	・	・
がん・がんの疑いのある人員	225	・	・	・	・
マンモグラフィ併用方式受診人員	279,136	272,821	297,741	312,162	334,349
要精密検査者	18,022	・	・	・	・
がん・がんの疑いのある人員	1,281	・	・	・	・
マンモグラフィのみ受診人員	・	70,200	84,224	79,718	96,964

- (注) 1 肺がんの「喀痰細胞診対象者数」は、胸部エックス線検査受診者中の中高危険群者数である。「中高危険群者」とは、問診の結果、50歳以上で喫煙指数（1日本数×年数）600以上の者（過去における喫煙者含む）及び6月以内に血痰のあった者のいずれかに該当することが判明した者である。
- 2 「喀痰容器」は、喀痰細胞診対象者（胸部エックス線検査者中高危険群者）への配布状況である。
- 3 「喀痰細胞診（喀痰細胞診のみの受診は除く）」は、喀痰容器の回収数を受診者数としたものである。
- 4 平成20年度以降は、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことにより、市区町村が健康増進法に基づき実施する健康増進事業が対象となった。
- 5 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村（釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市）、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の一部の市町村（南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯舘村、会津若松市）が含まれていない。

資料：平成19年度は厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」、平成20年度以降は同部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/206.xls>

第6節 医療供給と医療費

1 総括

第201表 国民医療費推計額

区 分	推計額 (億円)			構成割合 (%)		
	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
国民医療費	360,067	374,202	385,850	100.0	100.0	100.0
公費負担医療給付分	24,601	26,353	27,931	6.8	7.0	7.2
生活保護法	14,614	15,654	16,398	4.1	4.2	4.2
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	64	64	66	0.0	0.0	0.0
障害者自立支援法	2,925	3,159	3,425	0.8	0.8	0.9
その他の	6,998	7,475	8,043	1.9	2.0	2.1
感染症法(結核)(再掲)	29	48	46	0.0	0.0	0.0
医療保険等給付分	173,368	178,950	183,360	48.1	47.8	47.5
医療保険	170,769	176,132	180,466	47.4	47.1	46.8
被用者保険	81,615	84,348	86,234	22.7	22.5	22.3
被保険者	40,452	41,936	42,974	11.2	11.2	11.1
被扶養者	36,733	38,109	38,897	10.2	10.2	10.1
高齢者	4,430	4,304	4,363	1.2	1.2	1.1
協会管掌健康保険	40,510	41,973	42,919	11.3	11.2	11.1
組合管掌健康保険	31,094	31,906	32,595	8.6	8.5	8.4
船員保険	205	190	194	0.1	0.1	0.1
国家公務員共済組合	2,210	2,270	2,323	0.6	0.6	0.6
地方公務員共済組合	6,585	6,946	7,109	1.8	1.9	1.8
私立学校教職員共済組合	1,011	1,064	1,095	0.3	0.3	0.3
国民健康保険	89,154	91,784	94,231	24.8	24.5	24.4
高齢者以外	64,097	65,488	66,773	17.8	17.5	17.3
高齢者	25,057	26,296	27,459	7.0	7.0	7.1
退職者医療制度(再掲)	5,526	5,985	6,549	1.5	1.6	1.7
その他の	2,599	2,818	2,894	0.7	0.8	0.8
労働者災害補償保険	2,106	2,194	2,265	0.6	0.6	0.6
その他の	493	624	629	0.1	0.2	0.2
後期高齢者医療給付分	110,307	116,876	122,533	30.6	31.2	31.8
患者負担分	49,928	50,151	50,085	13.9	13.4	13.0
全額自己負担	4,434	4,702	4,758	1.2	1.3	1.2
公費・保険又は後期高齢者の一部負担	45,494	45,449	45,327	12.6	12.1	11.7
軽減特例措置	1,864	1,872	1,941	0.5	0.5	0.5

- (注) 1 公費負担医療給付分の「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」は、身体障害者福祉法、児童福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により負担していた医療費の一部が平成18年4月から「障害者自立支援法」に組み込まれた。
- 2 公費負担医療給付分の「その他」は、母子保健法、児童福祉法等による医療費及び地方公共団体単独実施に係る医療費である。
- 3 医療保険等給付分その他の「その他」は、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法、日本体育・学校健康センター法、防衛庁職員給与法、公害健康被害の補償等に関する法律及び医薬品副作用被害救済制度による救済給付による医療費である。
- 4 平成19年4月から、結核予防法が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に統合された。
- 5 「後期高齢者医療給付分」には、老人保健制度の請求遅れ分を含む。
- 6 「軽減特例措置」は、70～74歳の患者の窓口負担の軽減措置に関する国庫負担分である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民医療費」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/207.xls>

第202表 診療費支払方法別患者数（病院・診療所別）

（単位 千人）

区 分	総数		病院		一般診療所		歯科診療所	
	平成20年 (2008)	23 (2011)	平成20年 (2008)	23 (2011)	平成20年 (2008)	23 (2011)	平成20年 (2008)	23 (2011)
総 数	8,257.4	8,601.5	3,060.1	2,949.3	3,887.8	4,289.7	1,309.4	1,362.5
全 額 自 費	267.1	358.5	72.3	77.5	153.2	246.3	41.5	34.7
健 保 ・ 共 済 の 本 人	1,277.1	1,277.3	365.8	342.2	590.1	614.0	321.1	321.1
健 保 ・ 共 済 の 家 族	1,351.9	1,391.0	339.0	315.3	738.1	793.0	274.7	282.7
国 保	2,307.1	2,347.6	858.3	799.7	1,033.5	1,102.3	415.2	445.7
高齢者医療（後期高齢者医療制度）	2,325.0	2,465.0	1,042.3	1,050.9	1,077.9	1,188.8	204.8	225.3
労 災 ・ 公 災	34.3	29.8	19.9	17.6	14.4	12.1	0.0	0.0
自 賠 法	42.7	41.9	11.8	10.6	30.8	31.2	0.1	0.0
そ の 他	487.2	550.7	243.2	252.2	202.5	249.2	41.4	49.3
介 護 保 険 の み	88.1	70.3	80.2	61.3	7.5	8.7	0.3	0.3
自費診療と介護保険の併用	2.3	0.6	2.2	0.6	0.1	0.0	0.0	0.0
不 詳	74.6	68.8	24.8	21.3	39.6	44.2	10.2	3.3
（再掲）								
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	12.6	5.9	4.9	4.0	7.7	1.9	0.0	0.0
精神保健及び精神障害福祉に関する法律	152.6	2.3	79.9	2.3	72.8	0.0	0.0	0.0
障害者自立支援法	1.3	177.3	0.0	96.4	1.3	75.0	0.0	6.0
生活保護法	279.7	303.5	168.6	172.9	91.3	110.0	19.8	20.6
その他の公費負担によるもの	788.2	874.7	329.9	318.0	406.2	483.2	52.1	73.5
介 護 保 険	109.7	90.1	90.0	70.8	18.9	17.4	0.8	2.0

(注) 1 全国推計数である。

2 退職者医療の本人・家族を「その他」に含む。

3 10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定めた1日である。

4 3年ごとの調査である。

5 平成23年は、東日本大震災の影響により、宮城県の一部の市町村（石巻市、東松島市、女川町、気仙沼市、南三陸町）、福島県は含まれていない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「患者調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/208.xls>

第203表 患者数及び受療率（入院・外来、病院・診療所別）

（単位 千人）

区 分	総数		病院		一般診療所		歯科診療所	
	平成20年 (2008)	23 (2011)	平成20年 (2008)	23 (2011)	平成20年 (2008)	23 (2011)	平成20年 (2008)	23 (2011)
《全国推計患者数》								
総 数	8,257.3	8,601.5	3,060.1	2,949.3	3,887.8	4,289.7	1,309.4	1,362.5
入 院	1,392.4	1,341.0	1,332.6	1,290.1	59.8	50.9	・	・
外 来	6,865.0	7,260.5	1,727.5	1,659.2	3,828.0	4,238.8	1,309.4	1,362.5
《受療率（人口10万対）》								
総 数	6,466	6,852	2,397	2,350	3,045	3,418	1,025	1,085
入 院	1,090	1,068	1,044	1,028	47	41	・	・
外 来	5,376	5,784	1,353	1,322	2,998	3,377	1,025	1,085

(注) 1 歯科診療所には往診の推計患者数は含まれていない。

2 外来のみの調査である。

3 分娩後の母親に伴い入院している正常な新生児は、推計患者数に含まれていない。

4 10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定めた1日である。

5 3年ごとの調査である。

6 平成23年は、東日本大震災の影響により、宮城県の一部の市町村（石巻市、東松島市、女川町、気仙沼市、南三陸町）、福島県は含まれていない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「患者調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/209.xls>

2 医療機関

第204表 病院・診療所数（開設者別）

各年10月1日現在

区 分	病 院				一 般 診 療 所			歯科診療所
	総数	精神病院	結核療養所	一般病院	総数	有床	無床	総数
平成20年（2008）	8,794	1,079	1	7,714	99,083	11,500	87,583	67,779
21（2009）	8,739	1,083	1	7,655	99,635	11,072	88,563	68,097
22（2010）	8,670	1,082	1	7,587	99,824	10,620	89,204	68,384
23（2011）	8,605	1,076	1	7,528	99,547	9,934	89,613	68,156
24（2012）	8,565	1,071	1	7,493	100,152	9,596	90,556	68,474
平成24年								
国	274	3	—	271	586	223	363	3
公 的 医 療 機 関	1,252	45	—	1,207	3,626	216	3,410	284
社 会 保 険 関 係 団 体	118	—	—	118	558	5	553	12
公 益 法 人	380	61	—	319	828	39	789	143
医 療 法 人	5,709	911	1	4,797	37,706	6,016	31,690	11,481
私 立 学 校 法 人	108	2	—	106	177	7	170	17
社 会 福 祉 法 人	189	11	—	178	8,185	28	8,157	28
医 療 生 協 会	85	2	—	83	320	20	300	45
そ の 他 の 法 人	62	—	—	62	2,112	5	2,107	15
そ の 他 の 法 人	40	4	—	36	409	12	397	68
個 人	348	32	—	316	45,645	3,025	42,620	56,378
医 育 機 関（再掲）	160	1	—	159	・	・	・	・

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設（動態）調査・病院報告」

[SSJ-DB] <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/210.xls>

第205表 病床数（開設者別・種類別）

各年10月1日現在

区 分	病 院						一般診療所 病床数
	病院病床数 合計	精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	
平成20年（2008）	1,609,403	349,321	1,785	9,502	339,358	909,437	146,568
21（2009）	1,601,476	348,121	1,757	8,924	336,273	906,401	141,817
22（2010）	1,593,354	346,715	1,788	8,244	332,986	903,621	136,861
23（2011）	1,583,073	344,047	1,793	7,681	330,167	899,385	129,366
24（2012）	1,578,254	342,194	1,798	7,208	328,888	898,166	125,599
平成24年							
国	115,633	7,408	104	2,938	192	104,991	2,259
公 的 医 療 機 関	327,785	22,507	1,484	2,587	17,052	284,155	2,777
社 会 保 険 関 係 団 体	34,749	273	52	319	1,256	32,849	30
公 益 法 人	90,746	24,685	104	415	14,563	50,979	517
医 療 法 人	852,934	268,981	22	644	271,639	311,648	85,033
私 立 学 校 法 人	54,913	2,264	18	39	229	52,363	115
社 会 福 祉 法 人	33,436	5,223	4	168	5,972	22,069	353
医 療 生 協 会	14,257	440	—	—	3,199	10,618	245
そ の 他 の 法 人	12,758	284	6	2	507	11,959	31
そ の 他 の 法 人	7,848	1,780	4	—	1,324	4,740	190
個 人	33,195	8,349	—	96	12,955	11,795	34,049
医 育 機 関（再掲）	94,104	4,465	64	229	124	89,222	・

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設（動態）調査・病院報告」

[SSJ-DB] <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/211.xls>

第206表 医療法人数の推移

各年度末現在

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
全 医 療 法 人 数	45,396	45,989	46,946	47,825	48,820
厚生労働大臣所管	783	813	865	893	967
都道府県知事所管	44,613	45,176	46,081	46,932	47,853
都道府県知事所管	44,613	45,176	46,081	46,932	47,853

資料：厚生労働省医政局「医療法人数の推移」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/212.xls>

第207表 薬局数・無薬局町村数及び医薬品販売業数

各年度末現在

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
薬 局 数	53,304	53,642	53,001	54,780	55,797
開設者が自ら管理している薬局	8,549	7,528	7,065	6,769	6,210
開設者が自ら管理していない薬局	44,755	46,114	45,936	48,011	49,587
無 薬 局 町 村	172	159	162	158	157
医 薬 品 販 売 業	39,415	38,843	35,988	35,355	34,274
店 舗 販 売 業	10,948	22,378	21,320	23,034	24,163
薬 種 商 販 売 業	12,140	802	1,224	981	326
特 例 販 売 業	6,850	5,668	4,428	3,020	1,570
配 置 販 売 業	9,477	9,995	9,016	8,320	8,215

(注) 1 「店舗販売業」は、平成20年度以前は「一般販売業」である。

2 平成22年度には、東日本大震災の影響により宮城県が含まれていない。また、「薬局数」「無薬局町村」には、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村も含まれていない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/213.xls>

平成25年実施

第208表 病院1施設当り収支状況（構成比率、病院種類、開設者別）

区 分	一 般 病 院					
	法人・その他		個 人		全 体	
	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)
I 医 業 収 益	2,731,524	97.2	799,790	96.9	2,678,083	97.2
1. 入 院 診 療 収 益	1,889,640	67.2	512,166	62.1	1,851,532	67.2
2. 特 別 の 療 養 環 境 収 益	30,461	1.1	12,835	1.6	29,973	1.1
3. 外 来 診 療 収 益	725,440	25.8	254,887	30.9	712,422	25.9
4. そ の 他 の 医 業 収 益	85,983	3.1	19,902	2.4	84,155	3.1
II 介 護 収 益	79,020	2.8	25,267	3.1	77,533	2.8
1. 施 設 サ ー ビ ス 収 益	58,042	2.1	24,675	3.0	57,119	2.1
2. 居 宅 サ ー ビ ス 収 益	18,220	0.6	512	0.1	17,730	0.6
3. そ の 他 の 介 護 収 益	2,758	0.1	81	0.0	2,684	0.1
III 医 業 ・ 介 護 費 用	2,810,901	100.0	735,909	89.2	2,753,497	99.9
1. 給 与 費	1,542,557	54.9	393,977	47.8	1,510,782	54.8
2. 医 薬 品 費	352,350	12.5	97,331	11.8	345,295	12.5
3. 委 託 費	180,761	6.4	53,885	6.5	177,251	6.4
4. 減 価 償 却 費	153,476	5.5	23,163	2.8	149,871	5.4
5. 設 備 関 係 費	109,625	3.9	54,836	6.6	108,109	3.9
6. 経 費	189,628	6.7	66,472	8.1	186,221	6.8
7. そ の 他	282,503	10.1	46,245	5.6	275,967	10.0
IV 損 益 差 額 (I + II - III)	△ 357	0.0	89,149	10.8	2,119	0.1
V そ の 他 の 医 業 ・ 介 護 関 連 収 益	177,648	6.3	14,778	1.8	173,142	6.3
VI そ の 他 の 医 業 ・ 介 護 関 連 費 用	100,580	3.6	10,342	1.3	98,084	3.6
VII 総 損 益 差 額 (IV + V - VI)	76,710	2.7	93,584	11.3	77,177	2.8
VIII 税 金	17,444	0.6	—	—	—	—
IX 税 引 後 の 総 損 益 差 額 (VII - VIII)	59,266	2.1	—	—	—	—
施 設 数	1,195		34		1,229	

区 分	精 神 病 院					
	法人・その他		個 人		全 体	
	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)
I 医 業 収 益	1,460,698	98.7	1,111,768	100.0	1,451,975	98.8
1. 入 院 診 療 収 益	1,220,731	82.5	986,952	88.8	1,214,887	82.6
2. 特 別 の 療 養 環 境 収 益	7,809	0.5	3,085	0.3	7,691	0.5
3. 外 来 診 療 収 益	208,352	14.1	110,002	9.9	205,893	14.0
4. そ の 他 の 医 業 収 益	23,806	1.6	11,728	1.1	23,504	1.6
II 介 護 収 益	18,566	1.3	0	0.0	18,102	1.2
1. 施 設 サ ー ビ ス 収 益	13,632	0.9	0	0.0	13,291	0.9
2. 居 宅 サ ー ビ ス 収 益	3,549	0.2	0	0.0	3,460	0.2
3. そ の 他 の 介 護 収 益	1,386	0.1	0	0.0	1,351	0.1
III 医 業 ・ 介 護 費 用	1,486,447	100.5	1,011,429	91.0	1,474,572	100.3
1. 給 与 費	969,638	65.5	649,739	58.4	961,640	65.4
2. 医 薬 品 費	109,953	7.4	93,098	8.4	109,532	7.5
3. 委 託 費	81,505	5.5	32,669	2.9	80,284	5.5
4. 減 価 償 却 費	70,288	4.8	15,011	1.4	68,906	4.7
5. 設 備 関 係 費	51,554	3.5	73,722	6.6	52,109	3.5
6. 経 費	135,590	9.2	88,700	8.0	134,418	9.1
7. そ の 他	67,918	4.6	58,489	5.3	67,683	4.6
IV 損 益 差 額 (I + II - III)	△ 7,183	△ 0.5	100,339	9.0	△ 4,495	△ 0.3
V そ の 他 の 医 業 ・ 介 護 関 連 収 益	86,869	5.9	7,448	0.7	84,883	5.8
VI そ の 他 の 医 業 ・ 介 護 関 連 費 用	59,136	4.0	5,355	0.5	57,791	3.9
VII 総 損 益 差 額 (IV + V - VI)	20,550	1.4	102,431	9.2	22,597	1.5
VIII 税 金	17,984	1.2	—	—	—	—
IX 税 引 後 の 総 損 益 差 額 (VII - VIII)	2,566	0.2	—	—	—	—
施 設 数	195		5		200	

(注) 1 平成25年3月末までに終了する事業年(度)の数値である。各医療機関により事業年(度)の対象期間には違いがある。

2 個人立の病院の総損益差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備についての現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。

3 個人立の病院は税金について調査していないので、個人立の病院が含まれる集計区分では税金の集計はしていない。

4 調査に回答した全ての医療機関等の集計である。

資料：中央社会保険医療協議会「第19回医療経済実態調査（医療機関等調査）報告－平成25年実施－」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/214.xls>

第209表 一般診療所1施設当り収支状況（構成比率、有床・無床、開設者別）

区 分	入院診療収益あり							
	個人		医療法人		その他		全 体	
	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)
I 医 業 収 益	196,712	98.6	324,276	98.1	284,073	98.2
II 介 護 収 益	2,737	1.4	6,358	1.9	5,204	1.8
III 医 業 ・ 介 護 費 用	155,871	78.2	313,736	94.9	264,250	91.3
IV 損 益 差 額 (I + II - III)	43,578	21.8	16,897	5.1	25,027	8.7
V 税 金	—	—	5,194	1.6	—	—
VI 税引後の総損益差額 (IV - V)	—	—	11,703	3.5	—	—
施 設 数	40		90		...		131	

- (注) 1 平成25年3月末までに終了する事業年(度)の数値である。各医療機関により事業年(度)の対象期間には違いがある。
 2 個人立の一般診療所の損益差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備についての現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。
 3 個人立の一般診療所は税金について調査していないので、個人立の一般診療所が含まれる集計区分では税金の集計はしていない。
 4 調査に回答した全ての医療機関等の集計である。
 5 「その他」の「…」は、施設数が1か2の場合であり、当該集計区分の数値が秘匿されている。

資料：中央社会保険医療協議会「第19回医療経済実態調査（医療機関等調査）報告－平成25年実施－」

〔SSJ-DB〕 <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/215.xls>

第210表 歯科診療所1施設当り収支状況（構成比率）

平成25年実施

区 分	個人		医療法人		その他		全 体	
	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)
I 医 業 収 益	42,221	99.8	75,682	99.9	147,800	99.1	48,514	99.8
II 介 護 収 益	97	0.2	56	0.1	1,406	0.9	97	0.2
III 医 業 ・ 介 護 費 用	31,354	74.1	70,639	93.3	155,329	104.1	38,743	79.7
IV 損 益 差 額 (I + II - III)	10,964	25.9	5,098	6.7	△ 6,124	△ 4.1	9,868	20.3
V 税 金	—	—	982	1.3	13	0.0	—	—
VI 税引後の総損益差額 (IV - V)	—	—	4,116	5.4	△ 6,136	△ 4.1	—	—
施 設 数	492		103		3		598	

- (注) 1 平成25年3月末までに終了する事業年(度)の数値である。各医療機関により事業年(度)の対象期間には違いがある。
 2 個人立の歯科診療所の損益差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備についての現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。
 3 個人立の歯科診療所は税金について調査していないので、個人立の歯科診療所が含まれる集計区分では税金の集計はしていない。
 4 「その他」とは、市町村立などである。
 5 「構成比率」は、収入にあつては「I 医業収益」と「II 介護収益」を合算した金額に対する各収益科目、又は費用科目の割合である。
 6 調査に回答した全ての医療機関等の集計である。

資料：中央社会保険医療協議会「第19回医療経済実態調査（医療機関等調査）報告－平成25年実施－」

〔SSJ-DB〕 <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/216.xls>

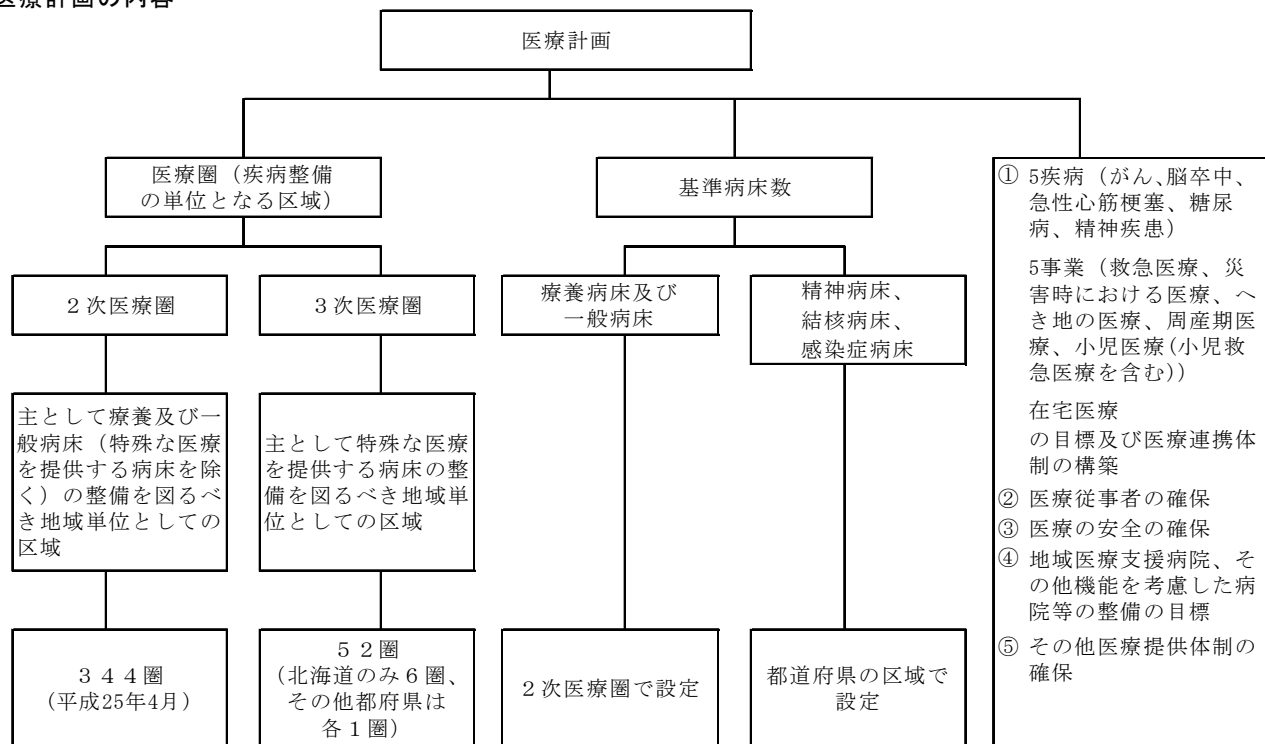
平成25年実施

入院診療収益なし							
個人		医療法人		その他		全体	
金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)
85,849	99.9	141,778	98.0	123,136	92.5	114,690	98.6
113	0.1	2,854	2.0	9,940	7.5	1,667	1.4
59,828	69.6	135,619	93.8	121,192	91.1	99,102	85.2
26,134	30.4	9,013	6.2	11,884	8.9	17,255	14.8
—	—	2,242	1.6	791	0.6	—	—
—	—	6,771	4.7	11,093	8.3	—	—
733		772		27		1,532	

3 地域医療計画

第211表 地域医療計画の内容

医療計画の内容

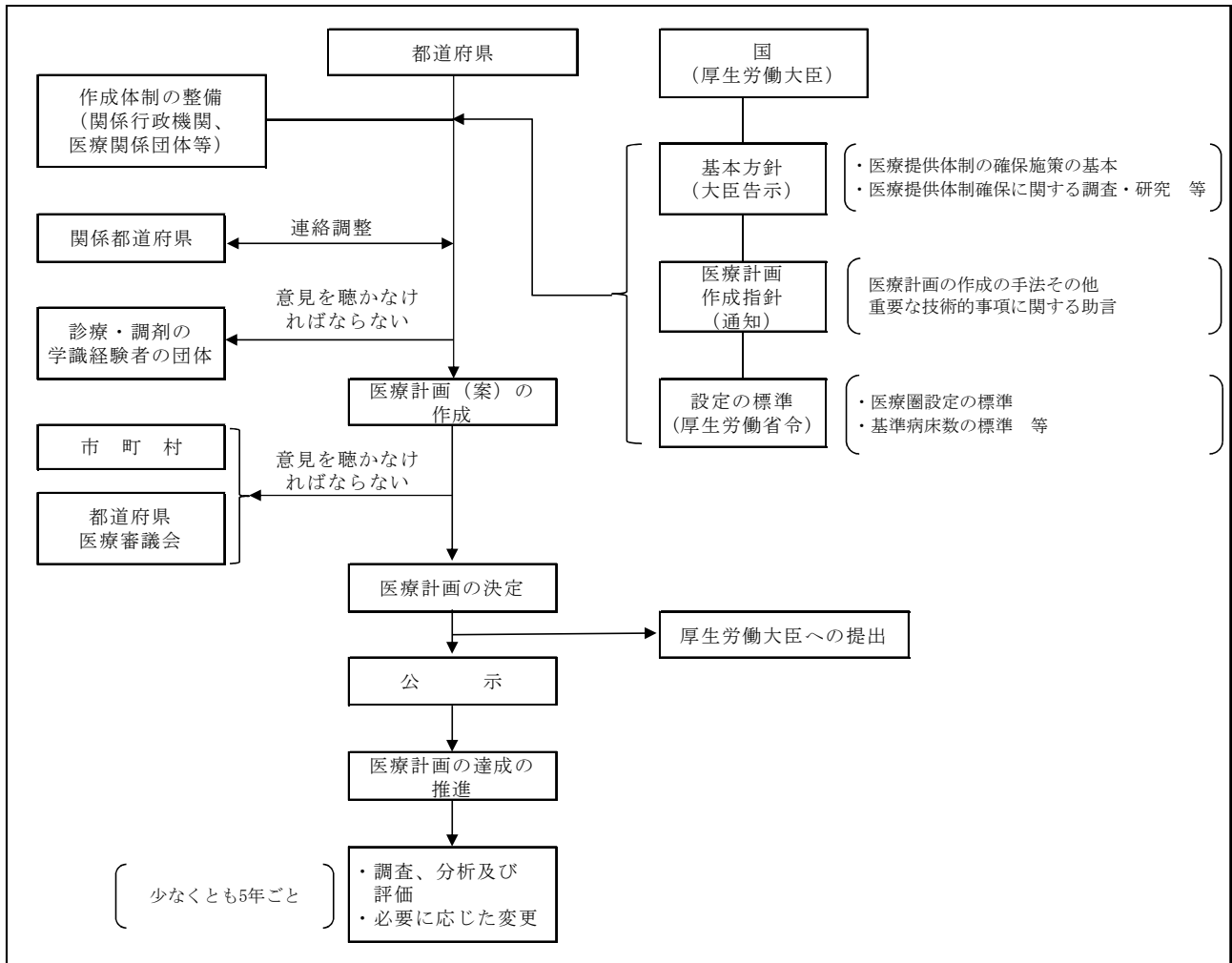


資料：厚生労働省医政局作成

[SSJ-DB] <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/217.xls>

第212表 地域医療計画の作成手続きと達成の推進

医療計画の作成から推進、評価、変更まで



資料：厚生労働省医政局作成

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/218.xls>

第213表 都道府県別基準病床数及び既存病床数の状況

平成25年4月現在

区分	公示年月日 (平成)	一般病床及び療養病床			精神病床		結核病床		感染症病床	
		二次 医療圏数	基準 病床数	既存病床数	基準 病床数	既存 病床数	基準 病床数	既存 病床数	基準 病床数	既存 病床数
総数		344	1,052,631	1,237,464	310,510	340,470	4,377	6,777	1,899	1,776
北海道	25. 3. 29	21	59,648	77,373	18,967	20,108	143	359	98	94
青森	25. 4. 30	6	11,320	13,041	3,870	4,511	60	66	32	20
岩手	25. 3. 29	9	11,157	13,889	4,220	4,454	30	137	40	40
宮城	25. 4. 1	4	17,174	18,576	5,021	6,388	62	62	28	28
秋田	25. 3. 29	8	8,791	11,580	3,839	4,152	38	58	36	30
山形	25. 3. 29	4	10,150	11,338	3,373	3,817	34	30	20	18
福島	25. 4. 5	7	15,351	20,386	6,478	7,236	60	134	36	36
茨城	25. 4. 2	9	17,890	25,216	5,770	7,444	60	128	48	48
栃木	25. 3. 29	6	12,140	16,195	4,779	5,224	65	115	32	26
群馬	25. 3. 29	10	16,998	18,841	4,419	5,207	66	69	48	48
埼玉	25. 3. 29	10	42,707	47,910	13,345	14,495	137	191	85	40
千葉	25. 5. 24	9	48,482	48,325	12,949	12,936	114	218	59	58
東京	25. 4. 1	13	95,627	104,140	21,956	23,221	398	563	130	124
神奈川	25. 3. 29	11	59,985	60,572	12,958	13,889	166	166	74	74
新潟	25. 4. 5	7	21,051	21,863	6,490	6,850	41	100	36	36
富山	25. 3. 29	4	10,235	14,339	3,080	3,365	82	86	20	20
石川	25. 4. 1	4	9,910	14,608	3,656	3,816	62	92	18	18
福井	25. 3. 29	4	6,471	9,001	2,116	2,342	22	48	20	20
山梨	25. 3. 28	4	6,144	8,449	2,345	2,468	20	50	20	28
長野	25. 3. 28	10	17,801	19,067	4,861	4,977	42	74	46	46
岐阜	25. 3. 29	5	14,552	17,094	3,294	4,118	95	137	30	30
静岡	25. 3. 29	8	34,126	31,939	6,946	7,021	108	178	48	48
愛知	25. 3. 29	12	51,195	54,809	12,554	13,031	218	256	74	70
三重	25. 3. 29	4	13,612	15,756	4,120	4,786	60	54	24	24
滋賀	25. 4. 1	7	10,279	12,706	2,345	2,373	73	77	34	32
京都	25. 4. 2	6	24,786	28,796	5,728	6,376	300	300	38	38
大阪	25. 4. 3	8	67,263	88,397	18,318	19,025	514	577	78	78
兵庫	25. 4. 1	10	54,082	53,523	10,938	11,411	178	211	58	54
奈良	25. 3. 29	5	13,747	13,890	2,800	2,863	50	60	28	13
和歌山	25. 4. 16	7	8,496	11,484	1,850	2,336	27	73	32	32
鳥取	25. 4. 1	3	5,665	6,813	1,729	1,966	21	34	12	12
島根	25. 3. 29	7	7,885	8,443	2,369	2,376	16	33	30	30
岡山	25. 3. 29	5	21,172	21,991	5,356	5,674	76	216	26	26
広島	25. 4. 1	7	26,284	31,512	8,174	8,984	85	155	36	24
山口	25. 5. 31	8	16,585	21,035	5,848	6,068	37	60	40	40
徳島	25. 4. 9	3	7,025	11,240	2,772	3,928	37	49	16	16
香川	25. 3. 29	5	8,886	11,984	2,943	3,459	35	123	24	18
愛媛	25. 4. 5	6	15,165	18,311	4,569	5,160	54	153	28	26
高知	25. 3. 29	4	8,403	14,896	2,493	3,721	60	170	11	11
福岡	25. 3. 29	13	49,713	65,704	18,469	21,436	191	312	66	56
佐賀	25. 4. 1	5	9,187	10,961	4,090	4,239	30	30	24	22
長崎	25. 4. 9	8	16,185	19,501	6,844	7,955	70	143	38	38
熊本	25. 4. 2	11	19,053	25,476	7,522	8,931	54	231	48	48
大分	25. 3. 31	6	11,720	15,183	4,693	5,247	38	50	28	40
宮崎	25. 4. 1	7	11,762	13,847	5,370	5,844	26	97	32	30
鹿児島	25. 3. 29	9	16,769	25,046	8,683	9,812	183	181	44	44
沖縄	25. 3. 29	5	10,002	12,418	5,201	5,430	39	71	26	24

(注) 平成25年4月時点の各都道府県医療計画による。公示年月日は、各都道府県の医療計画の見直し時期により異なる。

資料：厚生労働省医政局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/219.xls>

第7節 公衆衛生

1 結核等

第214表 結核医療費推計額

(単位 億円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計	377	349	308	313	290

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民医療費」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/220.xls>

第215表 結核医療費予算額

(単位 百万円)

区 分	合 計	法第37条の2第1項による 一般患者に対する適正医療費	法第37条第1項による 入院患者に対する医療費
平成19年度 (2007)	5,255	460	4,840
20 (2008)	4,537	434	4,103
21 (2009)	3,804	337	3,467
22 (2010)	3,537	290	3,247
23 (2011)	3,288	272	3,017
24 (2012)	3,122	266	2,856

(注) 平成19年度に法改正があり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律である。

資料：厚生労働省健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/221.xls>

第216表 結核登録者

(i) 結核登録者数

区 分	総 数	活動性全結核		活動性肺結核(再掲)		活動性肺外結核(再掲)	不活動性結核	不 明
		患者数	有病率(人口10万対)	患者数	有病率(人口10万対)			
平成20年(2008)	62,244	20,021	15.7	15,518	12.2	4,503	30,423	11,800
21(2009)	59,573	18,915	14.8	14,628	11.5	4,287	29,781	10,877
22(2010)	55,573	17,927	14.0	13,995	10.9	3,932	29,252	8,394
23(2011)	55,196	17,264	13.5	13,260	10.4	4,004	30,576	7,356
24(2012)	52,173	14,858	11.7	11,381	8.9	3,477	23,766	13,549

(ii) 新登録結核患者数

区 分	全 結 核		活動性肺結核(再掲)		菌陽性肺結核(再掲)		喀痰塗抹陽性肺結核(再掲)	
	実 数	罹患率(人口10万対)	実 数	罹患率(人口10万対)	実 数	罹患率(人口10万対)	実 数	罹患率(人口10万対)
平成20年(2008)	24,760	19.4	19,393	15.2	15,882	12.4	9,809	7.7
21(2009)	24,170	19.0	18,912	14.8	15,635	12.3	9,675	7.6
22(2010)	23,261	18.2	18,328	14.3	15,297	11.9	9,019	7.0
23(2011)	22,681	17.7	17,519	13.7	14,425	11.3	8,654	6.8
24(2012)	21,283	16.7	16,432	12.9	13,923	10.9	8,237	6.5

資料：厚生労働省健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/222.xls>

第217表 結核病床数・患者数・病床利用率

区 分	平成20年(2008)	21(2009)	22(2010)	23(2011)	24(2012)
結 核 病 床 数	9,697	9,041	8,458	7,830	7,344
1 日 平 均 在 院 患 者 数	3,689	3,353	3,067	2,854	2,529
病 床 利 用 率 (%)	38.0	37.1	36.5	36.6	34.7

(注) 1 「病床数」は、6月末現在の値である。

2 平成23年は、東日本大震災の影響により平成23年3月分の報告において、病院の合計11施設(岩手県気仙医療圏1施設、岩手県宮古医療圏1施設、宮城県石巻医療圏2施設、宮城県気仙沼医療圏2施設、福島県相双医療圏5施設)は、報告のあった患者数のみ集計した。

気仙医療圏(大船渡市、陸前高田市、住田町)

宮古医療圏(宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村)

石巻医療圏(石巻市、東松島市、女川町)

気仙沼医療圏(気仙沼市、南三陸町)

相双医療圏(相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村)

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設(動態)調査・病院報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/223.xls>

第218表 ハンセン病療養所入所者数

区 分	前年度 繰越入所者数	本年度 入所者数	退所者数	本年度末 入所者数
平成20年度 (2008) 計	2,746	33	188	2,591
国立療養所	2,729	33	187	2,575
公益法人立病院	17	0	1	16
21 (2009) 計	2,591	33	174	2,450
国立療養所	2,575	33	173	2,435
公益法人立病院	16	0	1	15
22 (2010) 計	2,450	23	169	2,304
国立療養所	2,435	23	168	2,290
公益法人立病院	15	0	1	14
23 (2011) 計	2,304	26	179	2,151
国立療養所	2,290	26	176	2,140
公益法人立病院	14	0	3	11
24 (2012) 計	2,151	27	178	2,000
国立療養所	2,140	27	174	1,993
公益法人立病院	11	0	4	7

資料：「国立療養所」は、厚生労働省医政局調べ
「公益法人立病院」は、同健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/224.xls>

第219表 ハンセン病療養所入所者家族生活援護委託費・療養所運営費国庫負担額

(単位 百万円)

区 分	ハンセン病療養所入所者 家族生活援護委託費	ハンセン病療養所運営費	
		国立療養所	公益法人立病院
平成20年度 (2008)	46	38,466	240
21 (2009)	46	36,926	240
22 (2010)	46	35,612	239
23 (2011)	42	34,450	238
24 (2012)	33	33,982	217

資料：「国立療養所」は、厚生労働省医政局調べ
それ以外は、同健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/225.xls>

第220表 エイズ対策の概要

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針	前 文	原因の究明
		○エイズ発生動向調査の強化 ○個別施策層に対するエイズ発生動向調査の実施 ○国際的な発生動向の把握 ○エイズ発生動向調査等の結果等の公開及び提供
		発生の予防及びまん延の防止
		○基本的考え方 ○性感染症対策との連携 ○その他の感染経路対策 ○個別施策層に対する施策の実施
		普及啓発及び教育
		○基本的考え方 ○患者等及び個別施策層に対する普及啓発及び教育の強化 ○医療従事者等に対する教育 ○関係機関との連携の強化
		検査・相談体制の充実
		○基本的考え方 ○検査・相談体制の強化 ○個別施策層に対する検査・相談の実施 ○保健医療相談体制の充実
		医療の提供
		○総合的な医療提供体制の確保 ○人材の育成及び活用 ○個別施策層に対する施策の実施 ○日常生活を支援するための保健医療・福祉サービスの連携強化
研究開発の推進		
○研究の充実 ○特効薬等の研究開発 ○研究結果の評価及び公開		
国際的な連携		
○諸外国との情報交換の推進 ○国際的な感染拡大の抑制への貢献 ○国内施策のためのアジア諸国等への協力		
人権の尊重		
○人権の擁護及び個人情報の保護 ○偏見や差別の撤廃への努力 ○個人を尊重した十分な説明と同意に基づく保健医療サービスの提供		
施策の評価及び関係機関との連携		
○施策の評価 ○各研究班、NGO等との連携		

資料：厚生労働省健康局作成

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/226.xls>

第221表 HIV感染者及びエイズ患者の現状

平成25年6月30日現在

区 分	感染経路	日本国籍			外国国籍			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
HIV感染者	異性間の性的接触	2,458	669	3,127	380	815	1,195	2,838	1,484	4,322
	同性間の性的接触	8,005	3	8,008	471	1	472	8,476	4	8,480
	静注薬物使用	36	2	38	25	3	28	61	5	66
	母子感染	15	9	24	5	8	13	20	17	37
	その他	241	38	279	49	25	74	290	63	353
	不明	953	103	1,056	379	533	912	1,332	636	1,968
	合計	11,708	824	12,532	1,309	1,385	2,694	13,017	2,209	15,226
エイズ患者	異性間の性的接触	1,846	219	2,065	277	207	484	2,123	426	2,549
	同性間の性的接触	2,451	3	2,454	129	2	131	2,580	5	2,585
	静注薬物使用	22	3	25	23	2	25	45	5	50
	母子感染	9	3	12	1	4	5	10	7	17
	その他	151	20	171	24	15	39	175	35	210
	不明	996	79	1,075	340	144	484	1,336	223	1,559
	合計	5,475	327	5,802	794	374	1,168	6,269	701	6,970
凝固因子製剤による感染者		1,421	18	1,439	—	—	—	1,421	18	1,439

(注) 1 平成25年6月30日現在の速報値の累計である。

2 「同性間の性的接触」には、両性間性的接触を含む。

3 「その他」には、輸血などに伴う感染例や推定される感染経路が複数ある例を含む。

4 「エイズ患者合計」には、平成11年3月31日までの病状変化によるエイズ患者報告数154件を含む。

5 「凝固因子製剤による感染者」は、『血液凝固異常症全国調査』による2012年5月31日現在の凝固因子製剤による感染者数。

6 平成25年6月30日現在累積死亡者数は、1,612名（『血液凝固異常症全国調査』の累積死亡報告数682名を含む）。

資料：厚生労働省健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/227.xls>

2 感染症（伝染病）

第222表 感染症患者数

《全数把握》

区 分	平成20年 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
1類感染症					
エボラ出血熱	0	0	0	0	0
クリミア・コンゴ出血熱	0	0	0	0	0
痘苗	0	0	0	0	0
南米出血熱	0	0	0	0	0
ペーリス病	0	0	0	0	0
マールブルグ病	0	0	0	0	0
ラッサ熱	0	0	0	0	0
2類感染症					
急性灰白髄炎	2	0	2	1	0
結核（新登録患者数）	24,760	24,170	23,261	22,681	21,283
ジフテリア	0	0	0	0	0
重症急性呼吸器症候群	0	0	0	0	0
3類感染症					
コレラ	45	16	11	12	3
細菌性赤痢	320	181	235	300	214
腸管出血性大腸菌感染症	4,321	3,889	4,134	3,940	3,765
腸チフス	57	29	32	21	36
パラチフス	27	27	21	23	24
4類感染症					
オウム病	9	21	11	12	8
つつが虫病	442	465	407	462	436
日本紅斑熱	135	132	132	190	170
マラリア	56	56	73	78	73
レジオネラ症	892	717	751	818	898
その他の	407	325	722	438	575
新型インフルエンザ（万人）	・	1,816	—	—	—
5類感染症					
アメーバ赤痢	871	786	843	814	931
ウイルス性肝炎	241	223	221	250	235
急性脳炎	192	526	242	258	361
クロイツフェルト・ヤコブ病	151	142	172	138	183
後天性免疫不全症候群	1,565	1,445	1,553	1,535	1,427
ジアルジア症	73	70	77	65	72
梅毒	827	691	621	827	891
破傷風	123	113	106	114	117
麻疹	11,012	732	447	439	285
風しん	293	147	87	378	2,391
その他の	213	248	265	291	360

(注) 1 平成15年11月の法改正により項目等の変更があった。

- 1～5類感染症は、以下のとおり。
1類感染症：感染力、罹患した場合の重篤性から判断して、危険性が極めて高い感染症
2類感染症：感染力、罹患した場合の重篤性から判断して、危険性が高い感染症
3類感染症：感染力、罹患した場合の重篤性から判断して、危険性は高くないが、特定の職業への就業によって集団発生を起し得る感染症
4類感染症：動物、飲食物等の物件を介して人に感染し、国民の健康に影響を与えるおそれがある感染症（人から人への伝染はない）として定められている感染症
5類感染症：国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を一般国民や医療関係者に情報提供・公開していくことによって、発生・拡大を防止すべき感染症
- 2類感染症の「重症急性呼吸器症候群」は、病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。
- 4類感染症の「その他」は、E型肝炎、ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎含む）、A型肝炎、エキノコックス症、黄熱、オムスク出血熱、回帰熱、キヤサル森林病、Q熱、狂犬病、コクシジオイデス症、サル痘、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、炭疽、デング熱、東部ウマ脳炎、鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ペネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ボツリヌス症、乳児ボツリヌス症、野兎病、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱、チクングニア熱である。
- 5類感染症の「その他」は、クリプトスポリジウム症、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、髄膜炎菌性髄膜炎、先天性風しん症候群、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症である。
- 5類感染症の「ウイルス性肝炎」は、E型肝炎及びA型肝炎を含まない。
- 5類感染症の「急性脳炎」は、ウエストナイル脳炎、日本脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ペネズエラ脳炎及びリフトバレー熱を含まず、全数把握である。
- 5類感染症の「麻疹」「風しん」は、平成20年度から全数把握に変更となった。
- 対象感染症の類型及び疾病名称は、平成19年12月31日時点である。
- 「新型インフルエンザ」は、平成21年7月6日～平成22年1月3日までに定点医療機関を受診した患者数の報告状況から、一定の仮定の下で全国の医療機関全体（定点医療機関以外を含む）を受診した患者数を求めた罹患数推計である。
- 平成23～24年の数値は、暫定値である。

《定点把握》

区 分	平成22年 (2010)		23 (2011)		24 (2012)	
	報告数	定点当り 報告数	報告数	定点当り 報告数	報告数	定点当り 報告数
5類感染症						
インフルエンザ (高病原性鳥インフルエンザ除く)	268,932	56.37	1,363,793	278.55	1,676,367	341.14
RSウイルス感染症	79,094	26.12	70,875	22.62	98,010	31.18
咽頭結膜炎	43,450	14.35	66,523	21.23	53,440	17.00
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	202,579	66.90	265,371	84.70	277,152	88.18
感染性胃腸炎	1,238,681	409.08	983,634	313.96	1,230,995	391.66
水痘	234,603	77.48	238,645	76.17	195,713	62.27
手足口病	151,021	49.87	347,407	110.89	72,822	23.17
伝染性紅斑	50,061	16.53	87,010	27.77	20,966	6.67
突発性発疹	90,284	29.82	93,922	29.98	92,227	29.34
百日咳	5,388	1.78	4,395	1.40	4,087	1.30
風しん	—	—	—	—	—	—
ヘルパンギーナ	139,209	45.97	139,078	44.39	114,548	36.45
麻しん(成人麻しん除く)	—	—	—	—	—	—
流行性耳下腺炎	179,669	59.34	137,110	43.76	71,547	22.76
急性出血性結膜炎	635	0.94	4,629	6.85	476	0.70
流行性角膜炎	21,792	32.14	21,231	31.41	19,711	28.94
性器クラミジア感染症	26,315	27.27	25,682	26.56	24,530	25.26
性器ヘルペスウイルス感染症	8,420	8.73	8,240	8.52	8,637	8.89
尖圭コンジローマ	5,252	5.44	5,219	5.40	5,467	5.63
淋菌感染症	10,327	10.70	10,247	10.60	9,248	9.52
クラミジア肺炎(オウム病除く)	708	1.53	665	1.43	886	1.90
細菌性髄膜炎	491	1.06	508	1.09	473	1.01
マイコプラズマ肺炎	10,448	22.57	17,027	36.70	23,346	49.99
成人麻しん	—	—	—	—	—	—
無菌性髄膜炎	811	1.75	1,060	2.28	926	1.98
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	5,659	12.04	4,648	9.87	3,532	7.48
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	23,860	50.77	23,463	49.82	22,062	46.74
薬剤耐性緑膿菌感染症	480	1.02	481	1.02	401	0.85
薬剤耐性アシネトバクター感染症	・	・	5	0.01	7	0.01

(注) 1 5類感染症の「定点把握」とは、各地域の人口に応じて指定された定点(指定届出医療機関)より報告された感染症。

2 対象感染症の類型及び疾病名称は、平成19年12月31日時点である。

3 「薬剤耐性アシネトバクター感染症」は、平成23年は2月1日からの値である。

4 平成23～24年の数値は、暫定値である。

資料：厚生労働省健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/228.xls>

第223表 予防接種被接種者数

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
D P T	1,124,060	1,137,541	1,108,364	1,101,885	1,102,528
急性灰白髄炎	1,043,463	1,072,094	1,040,278	1,035,074	856,285
麻しん・風しん(混合)	1,077,883	1,030,758	1,029,701	1,022,645	1,021,719
麻しん	・	・	・	・	・
風しん	・	・	・	・	・
日本脳炎	149,918	232,264	656,048	1,839,869	1,819,494

(注) 1 2回以上に分けて接種されるものについては、第1回の被接種者による。

2 「日本脳炎」は、平成17年度より予防接種の積極的な接種を差し控えていたが、平成22年度から再開された。

3 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村(釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市)、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の一部の市町村(南相馬市、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯館村、会津若松市)を含まれていない。

資料：平成19年度は、厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」、平成20年度以降は厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/229.xls>

3 精神保健

第224表 精神病床数・患者数・病床利用率

区 分	平成20年 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
精 神 病 床 数	350,353	348,129	347,281	345,024	342,709
1 日 平 均 在 院 患 者 数	315,100	313,123	311,281	307,453	303,863
病 床 利 用 率 (%)	90.0	89.9	89.6	89.1	88.7

(注)1 「病床数」は、6月末現在の数である。

2 平成23年は、東日本大震災の影響により平成23年3月分の報告において、病院の合計11施設（岩手県気仙医療圏1施設、岩手県宮古医療圏1施設、宮城県石巻医療圏2施設、宮城県気仙沼医療圏2施設、福島県相双医療圏5施設）は、報告のあった患者数のみ集計した。

気仙医療圏（大船渡市、陸前高田市、住田町） 宮古医療圏（宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村）

石巻医療圏（石巻市、東松島市、女川町） 気仙沼医療圏（気仙沼市、南三陸町）

相双医療圏（相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村）

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設（動態）調査・病院報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/230.xls>

第225表 措置入院患者数及び医療費国庫負担額

(単位 金額：百万円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
措 置 入 院 患 者 数	1,713	1,579	1,515	1,512	1,531
措 置 入 院 医 療 費 国 庫 負 担 額	4,081	4,143	4,400	4,274	4,769

(注)1 「国庫負担額」は、当初予算額である。

2 「措置入院患者数」は、3月末現在。

3 平成22年度の「措置入院患者数」には、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村が含まれていない。

資料：平成20年度は厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」、

平成21年度以降は同部「衛生行政報告例」、一部厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/231.xls>

第226表 通院医療公費負担承認件数及び医療費国庫補助金額

(単位 金額：百万円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
承 認 件 数	1,283,849	1,332,809	1,431,788	1,512,771	1,621,620
通 院 医 療 費 国 庫 補 助 額	85,831	83,483	86,297	91,574	118,791

(注)1 「国庫補助額」は、当初予算額である。

2 「承認件数」は3月末現在。

3 平成22年度の「承認件数」は、東日本大震災の影響により、岩手県（盛岡市以外）の一部、宮城県（仙台市以外）、福島県（郡山市及びいわき市以外）は含まれていない。

資料：平成20年度は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」、

平成21年度以降は同部「福祉行政報告例」、一部厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/232.xls>

第227表 医療保護入院届出件数

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
入 院 届 出 数	184,000	188,554	198,103	202,169	209,212

(注)平成22年度は、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村が含まれていない。

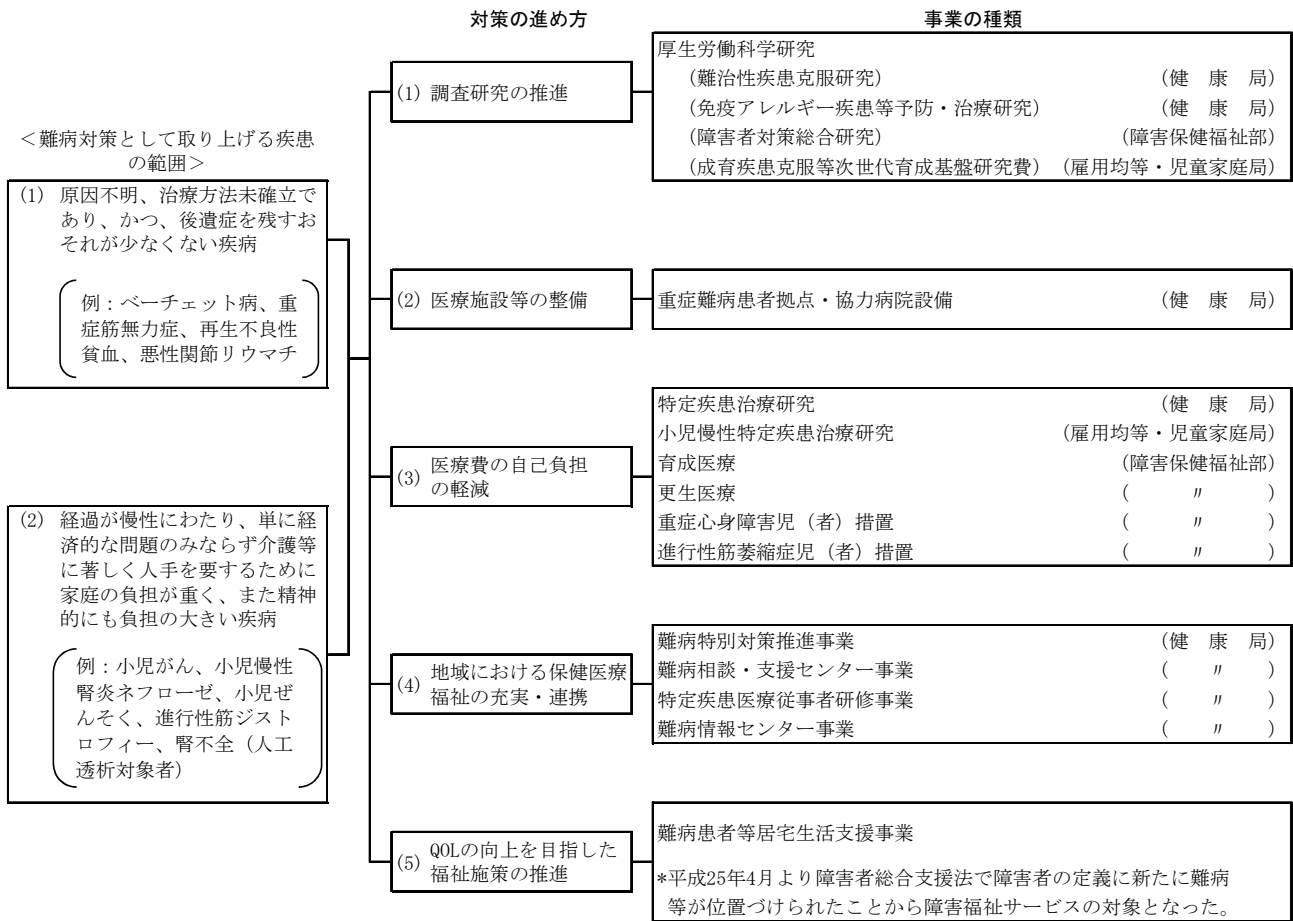
資料：平成20年度は厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」、

平成21年度以降は同部「衛生行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/233.xls>

4 難 病

第228表 難病対策の概要



資料：厚生労働省「平成25年版 厚生労働白書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/234.xls>

第229表 特定疾患治療研究事業対象疾患及び特定疾患医療受給者証所持者数

平成24年度末現在

疾 患 名		受給者証 交付件数	疾 患 名		受給者証 交付件数
1	ベーチェット病	18,636	29	膿疱性乾癬	1,843
2	多発性硬化症	17,073	30	広範脊柱管狭窄症	5,147
3	重症筋無力症	19,670	31	原発性胆汁性肝硬変	19,701
4	全身性エリテマトーデス	60,122	32	重症急性膵炎	1,664
5	スモン	1,524	33	特発性大腿骨頭壊死症	15,388
6	再生不良性貧血	10,287	34	混合性結合組織病	10,146
7	サルコイドーシス	23,088	35	原発性免疫不全症候群	1,383
8	筋萎縮性側索硬化症	9,096	36	特発性間質性肺炎	7,367
9	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	47,310	37	網膜色素変性症	27,158
10	特発性血小板減少性紫斑病	24,100	38	プリオン病	475
11	結節性動脈周囲炎	9,610	39	肺動脈性肺高血圧症	2,299
12	潰瘍性大腸炎	143,733	40	神経線維腫症	3,588
13	大動脈炎症候群	5,881	41	亜急性硬化性全脳炎	83
14	ビュルガー病	7,109	42	バッド・キアリ症候群	252
15	天疱瘡	5,279	43	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	1,810
16	脊髄小脳変性症	25,447	44	ライソゾーム病	911
17	クローン病	36,418	45	副腎白質ジストロフィー	193
18	難治性肝炎のうち劇症肝炎	266	46	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	140
19	悪性関節リウマチ	6,255	47	脊髄性筋萎縮症	712
20	パーキンソン病関連疾患	120,406	48	球脊髄性筋萎縮症	960
21	アミロイドーシス	1,802	49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	3,423
22	後縦靭帯骨化症	33,346	50	肥大型心筋症	3,144
23	ハンチントン病	851	51	拘束型心筋症	24
24	モヤモヤ病（ウイルス動脈輪閉塞症）	15,177	52	ミトコンドリア病	1,087
25	ウェゲナー肉芽腫症	1,942	53	リンパ管筋腫症（LAM）	526
26	特発性拡張型（うっ血型）心筋症	25,233	54	重症多形滲出性紅斑（急性期）	59
27	多系統萎縮症	11,733	55	黄色靭帯骨化症	2,360
28	表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型）	347	56	間脳下垂体機能障害	17,069
			合 計		810,653

- (注) 1 「パーキンソン病関連疾患」は、「パーキンソン病」「進行性核上性麻痺」「大脳皮質基底核変性症」である。
 2 「多系統萎縮症」は、「シャイ・ドレーガー症候群」「線条体黒質変性症」「オリブ橋小脳萎縮症(脊髄小脳変性症から移行)」である。
 3 「プリオン病」は、「クロイツフェルト・ヤコブ病」「ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー病」「致死性家族制不眠症」である。
 4 「ライソゾーム病」には、「ファブリー病」が含まれる。
 5 「間脳下垂体機能障害」には、「PRL分泌異常症」「ゴナドトロピン分泌異常症」「ADH分泌異常症」「下垂体性TSH分泌異常症」「クッシング病」「先端巨大症」「下垂体機能低下症」が含まれる。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/235.xls>

5 環境衛生

第230表 全国水道普及状況

年度末現在（単位 千人）

区 分	平成20年度 (2008)		21 (2009)		22 (2010)		23 (2011)	
	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口
合 計	16,729	124,744	16,416	124,796	16,178	124,817	15,983	124,657
上 水 道	1,519	118,980	1,465	119,265	1,443	119,505	1,429	119,508
簡 易 水 道	7,152	5,272	6,886	5,079	6,687	4,878	6,455	4,712
専 用 水 道	7,957	492	7,964	452	7,950	434	8,004	437
水道用水供給	101	—	101	—	98	—	95	—
普及率(%)	97.5		97.5		97.5		97.6	

資料：厚生労働省健康局「水道の基本統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/236.xls>

第231表 下水道終末処理施設処理人口及びごみ・し尿処理施設の処理能力状況

年度末現在（1日当り）

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
下 水 道 終 末 処 理 (万人)	9,111	9,241	9,360	9,104	9,355
ご み 処 理 (トン)	189,144	187,303	186,205	185,372	186,255
し 尿 処 理 (kl)	93,555	93,745	93,364	91,182	89,243

(注) 1 現有処理能力（着工ベース含む）。

2 平成22年度の「下水道終末処理」は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県において調査不能な市町村があるため、調査対象外としている。

3 平成23年度の「下水道終末処理」は、東日本大震災の影響により、岩手県、福島県において調査不能な市町村があるため、調査対象外としている。

資料：「下水道終末処理」の平成21年度以前は、国土交通省都市・地域整備局「汚水処理人口普及状況について」、平成22年度以降は、国土交通省水管理・国土保全局「汚水処理人口普及状況について」

「ごみ処理」「し尿処理」は、環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/237.xls>

第232表 下水道終末処理施設及びごみ・し尿処理施設事業費

(単位 百万円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
下 水 道 終 末 処 理					
総 事 業 費	1,601,426	1,603,473	1,432,470	1,265,582	1,211,327
国 庫 支 出 金	503,156	529,149	488,814	416,191	402,251
地 方 債	837,790	811,676	689,686	627,902	591,053
そ の 他	260,480	262,648	253,970	221,489	218,023
ご み 処 理					
総 事 業 費	1,859,902	1,823,476	1,832,022	1,838,976	1,790,511
国 庫 支 出 金	46,752	37,099	47,880	50,662	38,467
地 方 債	107,184	85,012	99,293	82,206	94,109
そ の 他	1,705,966	1,701,365	1,684,848	1,706,109	1,657,934
し 尿 処 理					
総 事 業 費	246,107	239,470	233,266	221,613	226,389
国 庫 支 出 金	4,870	4,542	4,167	5,860	4,398
地 方 債	8,241	7,725	8,492	6,514	10,341
そ の 他	232,996	227,204	220,608	209,239	211,651

(注) 1 「下水道終末処理」は、公共下水道の管渠及び終末処理場の公共事業費である。

2 「ごみ処理」「し尿処理」は、市町村分のみ数値である。

3 「ごみ処理」「し尿処理」の「その他」には、都道府県支出金、使用料・手数料及び一般財源等を含む。

4 平成22年度の「ごみ処理」「し尿処理」には、東日本大震災の影響により、宮城県南三陸町が含まれていない。

資料：「下水道終末処理」の平成21年度以前は、国土交通省都市・地域整備局調べ、

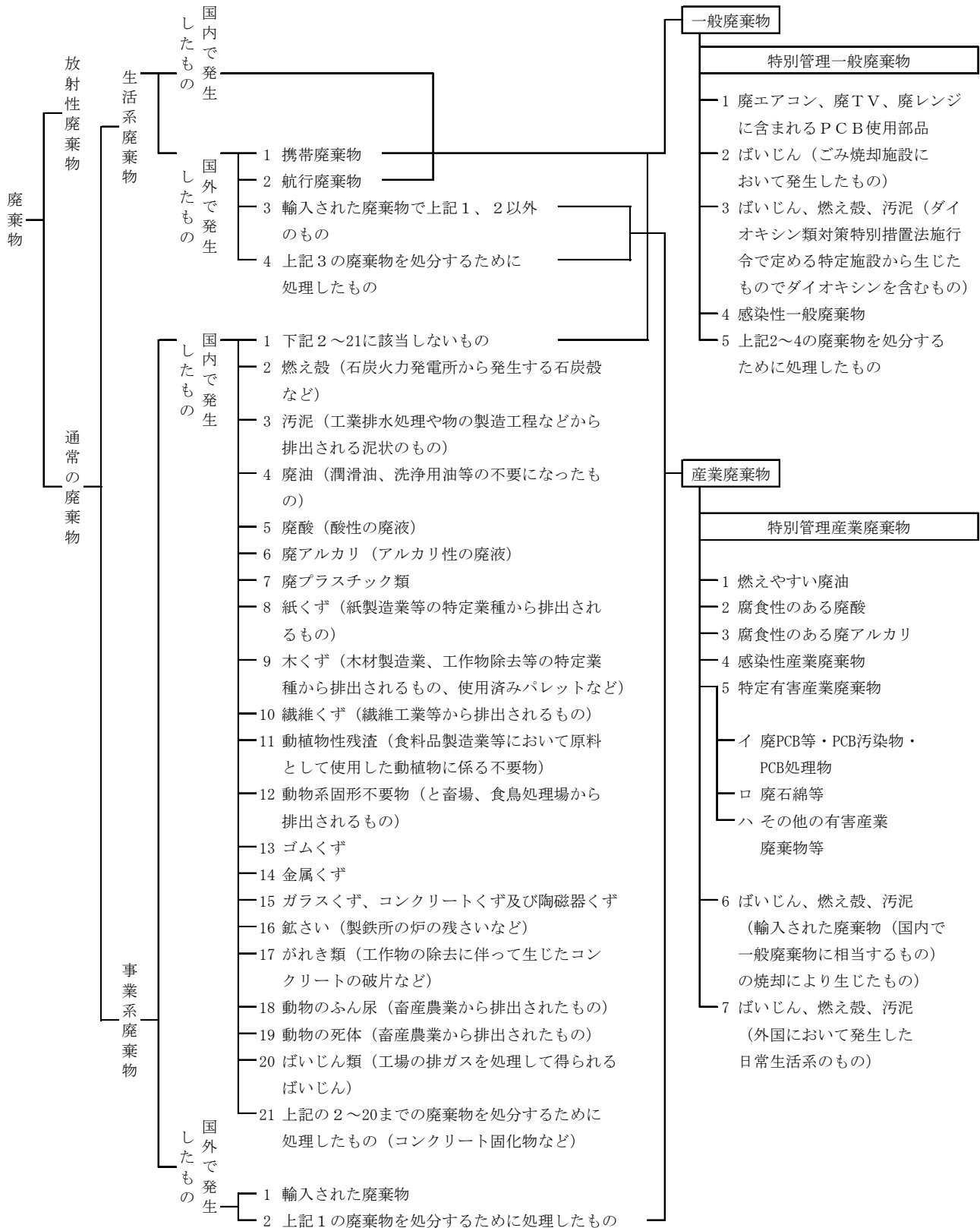
平成22年度以降は、国土交通省水管理・国土保全局調べ

「ごみ処理」「し尿処理」は、環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/238.xls>

第233表 廃棄物の分類と処理体制

《廃棄物の分類》



(注) 「その他の有害産業廃棄物等」には、当該廃棄物を処分するために処理したものも含まれる。

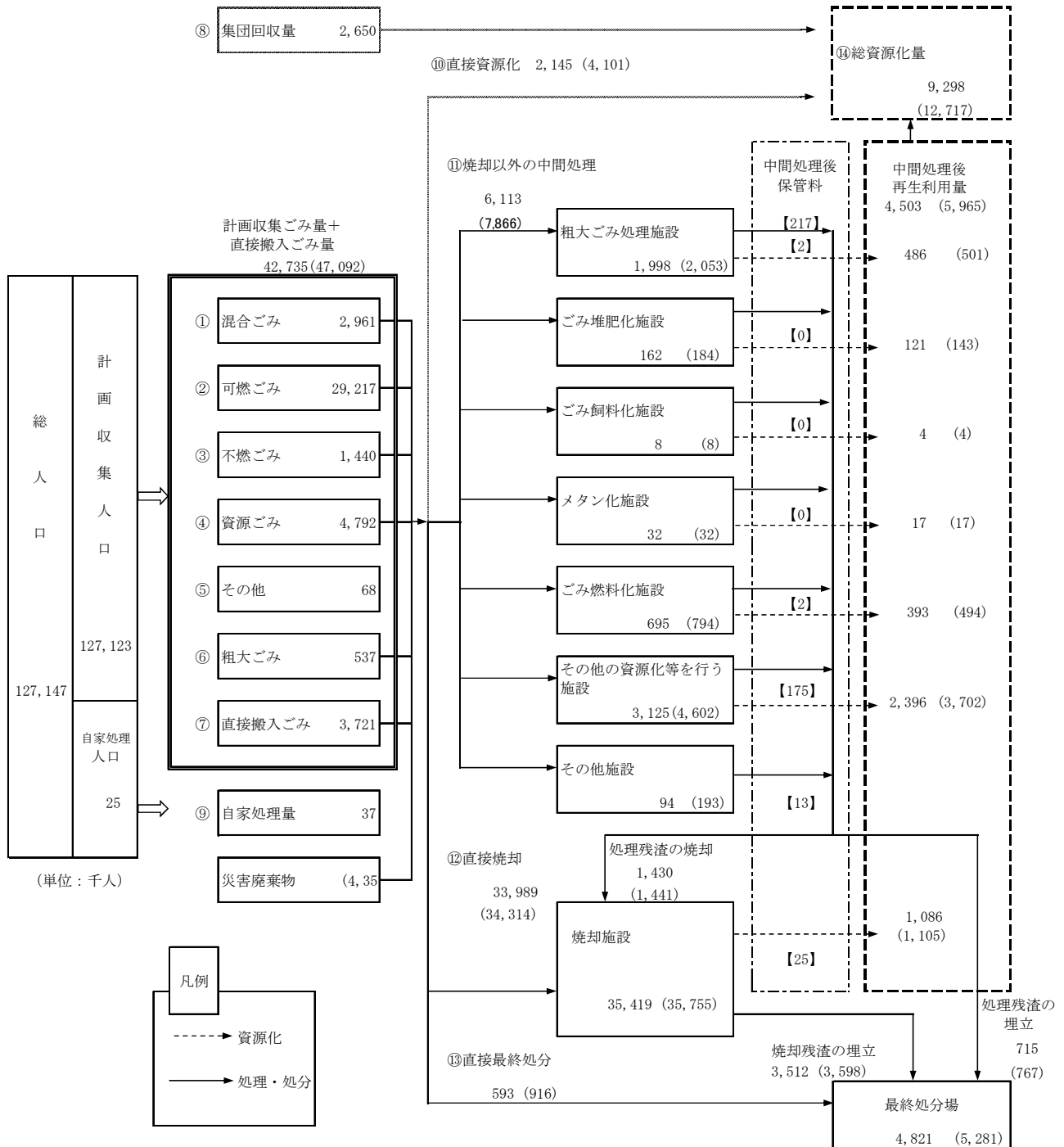
資料：環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/239.xls>

第234表 ごみ処理等の流れ

(i) ゴミ処理の流れ
(平成23年度実績)

(単位：千t/年)



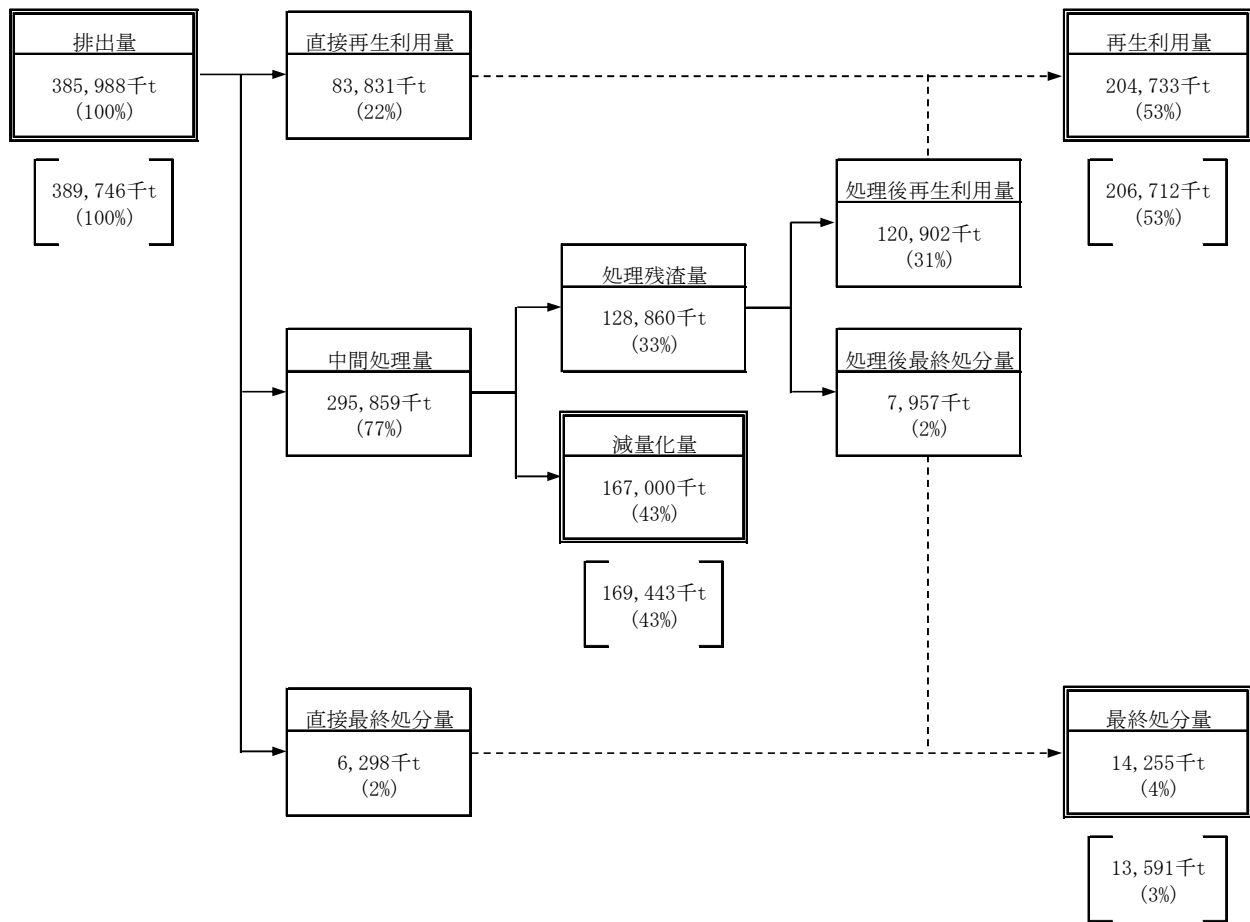
- ・計画収集ごみ量=①+②+③+④+⑤+⑥=39,014千トン
- ・計画収集ごみ量+直接搬入ごみ量=①+②+③+④+⑤+⑥+⑦=42,735千トン
- ・ごみ総排出量=①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧=45,385千トン
- ・1人1日当たり排出量=(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)/総人口/365=975g/人・日
- ・ごみの総処理量=⑩+⑪+⑫+⑬=42,840千トン
- ・総資源化量=⑩=9,298千トン
- ・リサイクル率=⑩/(⑧+⑩+⑪+⑫+⑬)=20.4%
- ・中間処理による減量化量=(⑩+⑪)-中間処理後再生利用量-残渣の埋立量=31,372千トン

* ()内は、災害廃棄物を含む値である。【】内は、中間処理後に東日本大震災（福島第一原子力発電所の事故含む）により、中間処理後に保管されている数量である。

*平成23年度において、容器包装リサイクル法に基づき市町村等が分別収集したものの再商品化量は278万トンであり、容器包装のリサイクル量は総資源化量に930万トンに含まれている。また、平成23年度において、家電リサイクル法に基づく家電4品目の再商品化等処理量は68万トン、このうち再商品化量が56万トンであり、これを含めると総資源化量は986万トンである。

資料：環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

(ii) 産業廃棄物の処理の流れ
(平成22年度)



(注) []内は平成21年度の数値である。

資料：環境省廃棄物・リサイクル対策部「産業廃棄物の排出及び処理状況等」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/240.xls>

第235表 市町村のごみ処理費用の推移

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
処 理 費 用 総 額 (百万円)	1,859,902	1,816,944	1,825,588	1,838,976	1,790,372
対 前 年 度 増 加 率 (%)		△ 0.1	△ 2.3	0.5	0.7
国 民 1 人 当 り の 処 理 費 用 (円)	14,600	14,200	14,300	14,400	14,100
対 前 年 度 増 加 率 (%)		0.0	△ 2.7	0.7	0.7

(注) 1 人件費、委託費等の運営費のほか、処理施設の整備費等を含む。

2 平成22年度は、東日本大震災の影響により、宮城県南三陸町が含まれていない。

資料：環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/241.xls>

6 公 害

第236表 公害等調整委員会に係属した事件の処理件数

区 分	あっせん			調 停			仲 裁			裁 定			業務履行勧告			計			
	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	係属	うち新 規受付	終結	未済
平成20年度(2008)	0	0	0	1	1	1	0	0	0	9 (4)	6	16 (16)	2	1	1	26	12	8	18
21 (2009)	0	0	0	1	0	2	0	0	0	23 (14)	11 (4)	28 (15)	0	1	0	42	24	12	30
22 (2010)	0	0	0	3	4	1	0	0	0	24 (11)	15 (9)	37 (17)	0	0	0	57	27	19	38
23 (2011)	0	0	0	5	5	1	0	0	0	24 (11)	17 (6)	44 (22)	0	0	0	67	29	22	45
24 (2012)	0	0	0	5	3	3	0	0	0	23 (10)	29 (12)	38 (20)	1	1	0	74	29	33	41
合 計	3	3	—	718	715	—	1	1	—	184 (71)	146 (51)	—	6	6	—	—	912	871	—

(注) 1 「裁定」の()内の数字は、原因裁定事件数で内数である。

2 「合計」は、昭和45年度以降の合計値である。

資料：総務省公害等調整委員会「年次報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/242.xls>

第237表 都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結状況

区 分	受 付 件 数					終 結 件 数					年度末 係属件数
	合 計	あっせん	調 停	仲 裁	業務履行 勧告	合 計	成 立	打切り	取下げ	その他	
平成20年度(2008)	37	0	36	0	1	39	15	17	7	0	45
21 (2009)	42	0	42	0	0	48	23	16	9	0	39
22 (2010)	29	0	29	0	0	35	8	23	3	1	33
23 (2011)	36	0	36	0	0	34	13	18	3	0	35
24 (2012)	34	0	34	0	0	37	11	21	4	1	32
合 計	1,347	36	1,293	4	14	1,315	556	578	151	30	—

(注) 「合計」は、昭和45年度以降の合計値である。

資料：総務省公害等調整委員会「年次報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/243.xls>

第238表 典型7公害の種類別苦情件数の推移

区分	合計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭
平成19年度(2007)	64,529	23,628	9,383	281	15,913	2,000	34	13,290
20 (2008)	59,703	20,749	9,023	253	15,211	1,699	28	12,740
21 (2009)	56,665	19,324	8,171	251	14,749	1,455	30	12,685
22 (2010)	54,845	17,612	7,574	222	15,678	1,675	23	12,061
23 (2011)	54,453	17,444	7,477	252	15,862	1,902	22	11,494

資料：総務省公害等調整委員会「年次報告（参考資料）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/244.xls>

第239表 典型7公害以外の種類別苦情件数

区分	合計	廃棄物 投棄				その他	
		生活系	農業系	建設系	産業系		
平成19年度(2007)	27,241	13,511	10,118	399	1,606	1,388	13,730
20 (2008)	26,533	13,480	10,349	419	1,354	1,358	13,053
21 (2009)	24,967	12,462	9,737	327	1,250	1,148	12,505
22 (2010)	25,250	12,306	9,770	318	1,138	1,080	12,944
23 (2011)	25,598	11,846	9,681	292	1,003	870	13,752

(注) 平成16年度に項目等の変更があった。新区分は、以下のとおり。

生活系：主に家庭生活から発生した生ごみ・紙くず・新聞紙等の燃焼物、空き缶・空き瓶・乾電池等の燃焼不適物、家具・電気製品・ピアノ等の粗大ゴミ等による「一般廃棄物」の投棄

農業系：主に農林漁業から発生する畜産関係の動物の死がい及びふん尿等による「産業廃棄物」の投棄

建設系：主に建設業から発生する建築廃材等による「産業廃棄物」の投棄

産業系：主に産業の「卸売・小売業」、「飲食店・宿泊業」等の業務から排出されたごみ、製造及び処理工程で発生した紙等のくず、金属くず、ガラス、燃えがら、ばいじん、汚泥、廃油・廃酸・廃プラスチック類等による「産業廃棄物」の投棄

その他：高層建築物などによる日照不足・通風妨害、深夜の照明や光などに対する苦情、テレビ・ラジオなどの受信妨害や違法電波などに対する苦情など

資料：総務省公害等調整委員会「年次報告（参考資料）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/245.xls>

第240表 公害健康被害の補償等に関する法律の指定地域及び被認定者数等

平成24年12月末現在

地域	疾病名	指定地域	実施主体	指定年月日	現存被認定者数		
総		数			39,889		
旧第一種地域	慢性気管支炎、気管支喘息、喘息性気管支炎及び肺気腫並びにこれらの続発症	千葉県南部臨海地域	千葉県	昭和49.11.30	274		
		東京都千代田区全域	千代田区	〃	128		
		〃中央区全域	中央区	昭和50.12.19	209		
		〃港区全域	港区	昭和49.11.30	352		
		〃新宿区全域	新宿区	〃	997		
		〃文京区全域	文京区	〃	416		
		〃台東区全域	台東区	昭和50.12.19	405		
		〃品川区全域	品川区	昭和49.11.30	787		
		〃大田区全域	大田区	〃	1,675		
		〃目黒区全域	目黒区	昭和50.12.19	490		
		〃渋谷区全域	渋谷区	昭和49.11.30	466		
		〃豊島区全域	豊島区	昭和50.12.19	628		
		〃北区全域	北区	〃	1,019		
		〃板橋区全域	板橋区	〃	1,536		
		〃墨田区全域	墨田区	〃	576		
		〃江東区全域	江東区	昭和49.11.30	1,305		
		〃荒川区全域	荒川区	昭和50.12.19	650		
		〃足立区全域	足立区	〃	1,571		
		〃葛飾区全域	葛飾区	〃	1,027		
		〃江戸川区全域	江戸川区	〃	1,479		
		東京都計					15,716
		非特異的疾患		横浜市鶴見臨海地域	横浜市	昭和47.2.1	434
				川崎市川崎区・幸区	川崎市	昭和44.12.27	1,519
				富士市中部地域	富士市	昭和47.2.1	420
				〃	〃	昭和52.1.13	
				名古屋市中部地域	名古屋市	昭和48.2.1	2,122
				〃	〃	昭和50.12.19	
				東海市北部・中部地域	愛知県	昭和48.2.1	363
四日市市臨海地域・楠町全域	四日市市			昭和44.12.27	423		
〃	〃			昭和49.11.30			
大阪市全域	大阪市			昭和44.12.27	6,736		
〃	〃			昭和49.11.30			
〃	〃			昭和50.12.19			
豊中市南部地域	豊中市			昭和48.2.1	194		
吹田市南部地域	吹田市			昭和49.11.30	208		
守口市全域	守口市			昭和52.1.13	1,188		
東大阪市中西部地域	東大阪市			昭和53.6.2	1,289		
八尾市中西部地域	八尾市			〃	730		
堺市西部地域	堺市			昭和48.8.1	1,669		
〃	〃			昭和52.1.13			
神戸市臨海地域	神戸市			〃	764		
尼崎市東部・南部地域	尼崎市	昭和45.12.1	2,053				
〃	〃	昭和49.11.30					
倉敷市水島地域	倉敷市	昭和50.12.19	1,256				
玉野市南部臨海地域	岡山県	〃	33				
備前市片上湾周辺地域	〃	〃	47				
北九州市洞海湾沿岸地域	北九州市	昭和48.2.1	900				
大牟田市中部地域	大牟田市	昭和48.8.1	833				
計					39,171		
第二種疾患地域	水俣病 〃 〃 〃 イタイイタイ病 慢性砒素中毒症 〃	阿賀野川下流地域	新潟県	昭和44.12.27	73		
		〃	新潟市	〃	114		
		水俣湾沿岸地域	鹿児島県	〃	136		
		〃	熊本県	〃	341		
		神通川下流地域	富山県	〃	4		
		島根県笹ヶ谷地区	島根県	昭和49.7.4	3		
宮崎県土呂久地区	宮崎県	昭和48.2.1	47				
計					718		

(注) 旧指定地域の表示は、いずれも指定当時の行政区画等による。

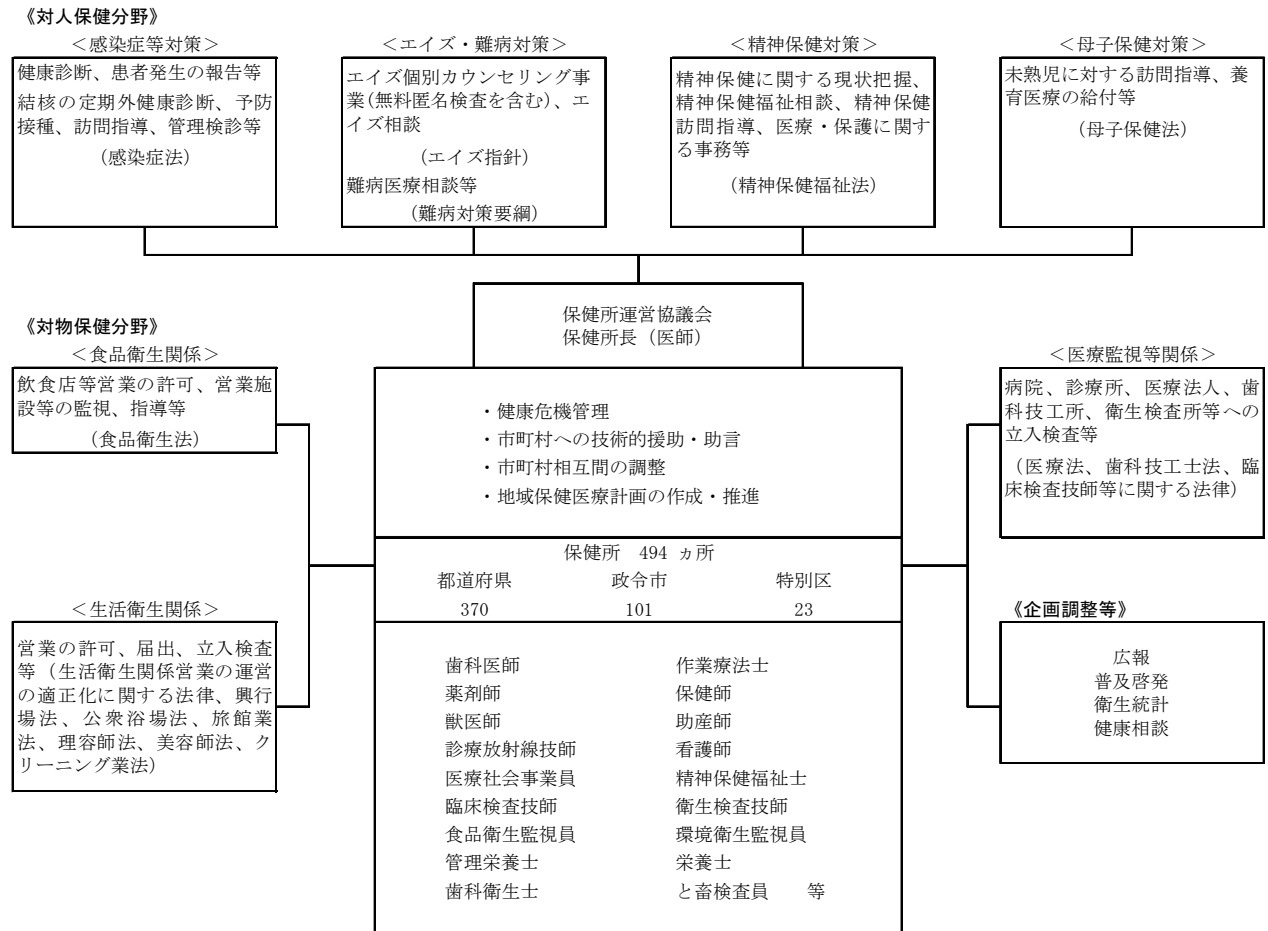
資料：環境省「環境・循環型社会・生物多様性白書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/246.xls>

7 保健所及び保健センター

第241表 保健所の活動

平成25年4月1日現在



(注) これら業務の他に、保健所においては、薬局の開設の許可等(薬事法)、狂犬病まん延防止のための犬の拘留等(狂犬病予防法)、あんま・マッサージ業等の施術所開設届の受理等(あん摩マッサージ指圧師等に関する法律)の業務を行っている。

資料：厚生労働省健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/247.xls>

第242表 保健所数及び保健所職員総数

各年度末現在

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
保 健 所 数	518	517	510	494	495
都 道 府 県 立	394	389	380	374	373
政 令 市	101	105	107	97	99
特 別 区	23	23	23	23	23
職 員 総 数	28,309	27,873	28,183	27,799	28,275
医 師	844	840	802	810	808
歯 科 医 師	87	93	83	82	88
薬 剤 師 ・ 獣 医 師	4,743	4,834	4,935	4,911	5,012
保 健 師	7,641	7,737	7,914	7,739	7,806
看 護 師	234	229	243	233	262
助 産 師	57	54	55	54	67
放 射 線 ・ X 線 技 師	715	666	624	606	567
管 理 栄 養 士	1,057	1,074	1,099	1,057	1,066
栄 養 士	158	131	115	117	141
歯 科 衛 生 士	338	340	329	337	321
検 査 技 師	1,067	960	907	853	799
理 学 療 法 士 ・ 作 業 療 法 士	94	86	88	78	90
そ の 他	11,274	10,829	10,989	10,922	11,248

- (注) 1 「保健所数」は、各年4月1日現在。
 2 「職員総数」は、常勤職員数である。
 3 「看護師」は、准看護師を含む。
 4 平成22年度の「職員総数」は、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の保健所が含まれていない。

資料：「保健所数」は、厚生労働省健康局調べ

「職員総数」は、平成19年度は厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」、
平成20年度以降は同部「地域保健・健康増進事業報告」SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/248.xls>

第243表 保健所活動状況

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
健 康 診 断 受 診 延 人 数	2,145,031	1,675,458	1,600,386	1,469,932	1,458,947
母 子 保 健 (保 健 所 活 動 分)					
妊 婦 保 健 指 導 延 人 員	111,437	120,540	133,258	141,409	149,927
産 婦 保 健 指 導 延 人 員	77,209	86,507	83,267	99,951	92,671
乳 児 保 健 指 導 延 人 員	261,053	257,832	237,879	254,961	244,722
幼 児 保 健 指 導 延 人 員	257,915	243,583	239,298	259,980	250,735
歯 科 保 健					
検 診 ・ 保 健 指 導 受 診 延 人 員	1,055,494	1,102,112	1,102,042	1,092,638	1,099,056
予 防 処 置 延 人 員	172,257	178,368	182,757	184,055	270,789
治 療 延 人 員	5,129	5,433	5,546	5,773	2,489
健 康 増 進					
個 別 指 導					
栄 養 指 導 延 人 員	363,583	328,402	348,570	376,298	346,662
集 団 指 導					
栄 養 指 導					
延 人 員	980,230	971,078	966,271	980,310	923,365
衛 生 教 育 開 催 回 数	118,669	122,844	129,278	125,517	119,736
環 境 衛 生 監 視 指 導 延 施 設 数	325,271	312,599	296,393	281,206	264,247
試 験 検 査 検 体 数	4,265,316	3,705,810	3,393,619	3,264,552	3,154,940

(注) 平成22年度の「職員総数」は、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の保健所が含まれていない。

資料：平成19年度は厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」、

平成20年度以降は同部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/249.xls>

第8節 福祉サービス

1 身体障害者及び知的障害者

第244表 障害者数

(単位 千人)

区 分	総 数	在宅者	施設入所者
身 体 障 害 児 ・ 者 総 数	3,937 (31)	3,864 (30)	73 (1)
18 歳 未 満	78	73	5
18 歳 以 上	3,859	3,791	68
知 的 障 害 児 ・ 者 総 数	741 (6)	622 (5)	119 (1)
18 歳 未 満	159	152	7
18 歳 以 上	578	466	112
年 齢 不 詳	4	4	—
精 神 障 害 者 総 数	3,201 (25)	2,878 (22)	323 (3)
20 歳 未 満	179	176	3
20 歳 以 上	3,011	2,692	319
年 齢 不 詳	11	10	1

- (注) 1 () 内の数字は、平成22年国勢調査人口による総人口千人当たりの人口(単位 人)。
 2 「身体障害児・者」の施設入所者数には、高齢者関係施設入所者は含まれていない。
 3 「身体障害児・者」在宅者は厚生労働省社会・援護局「生活のしづらさなどのに関する調査」(平成23年)、施設入所者は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」(平成21年)等より厚生労働省社会・援護局作成による。
 4 「知的障害児・者」在宅者は厚生労働省社会・援護局「生活のしづらさなどのに関する調査」(平成23年)、施設入所者は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」(平成23年)等より厚生労働省社会・援護局作成による。
 5 「精神障害者」は、ICD-10(国際疾病分類)の「V 精神及び行動の障害」から精神遅滞を除いた数に、てんかんとアルツハイマーの数を加えた患者数に対応している。また、年齢別の集計において四捨五入をしているため、合計とその内訳の合計は必ずしも一致しない。
 6 「精神障害者」は、厚生労働省大臣官房統計情報部「患者調査」(平成23年)より厚生労働省社会・援護局作成による。

資料：厚生労働省「平成25年版 厚生労働白書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/250.xls>

第245表 障害別障害者数(在宅)の推移

(単位 千人)

(単位 千人)

区 分	平成13年 (2001)	18 (2006)	23 (2011)	参考値 24年度 (2012)	区 分	平成12年 (2000)	17 (2005)	23 (2011)	参考値 24年度 (2012)
身 体 障 害 者	3,327	3,576	3,864	5,232	知 的 障 害 者	329	419	622	909

- (注) 1 参考値以外は、推計値である。
 2 平成23年は、12月1日を調査日として実施しており、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県、仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市については調査を実施していない。
 3 平成23年は、「身体障害児・者実態調査」と「知的障害児(者)基礎調査」を統合し、「生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」となった。
 4 「身体障害児・者実態調査」「知的障害児(者)基礎調査」は、5年ごとの調査である。
 5 参考値は、厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」による。
 資料：身体障害者の平成18年以前は、厚生労働省社会・援護局「身体障害児・者実態調査」
 知的障害者の平成17年以前は、厚生労働省社会・援護局「知的障害児(者)基礎調査」
 平成23年は、厚生労働省社会・援護局「平成23年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/251.xls>

第246表 身体障害者の障害の種類別状況（年齢階級・障害の程度）

平成23年12月1日現在（単位 人）

区 分	総数	視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	内部障害	障害種別不詳	重複障害(再掲)
総 数	3,863,800 (100.0)	315,500 (8.2)	323,900 (8.4)	1,708,800 (44.2)	930,300 (24.1)	585,300 (15.1)	176,400 (4.6)
《年齢階級別》							
0 ～ 9 歳	39,800 (1.0)	1,500	7,400	23,600	6,400	1,000	5,400
10 ～ 17 歳	32,900 (0.9)	3,400	4,400	18,700	3,400	2,900	3,400
18 ～ 19 歳	10,300 (0.3)	1,000	2,000	5,400	1,000	1,000	1,000
20 ～ 29 歳	57,000 (1.5)	3,900	7,400	33,900	5,900	5,900	3,900
30 ～ 39 歳	109,600 (2.8)	9,800	14,300	44,700	19,200	21,600	3,900
40 ～ 49 歳	168,100 (4.4)	18,200	12,300	85,500	32,400	19,700	10,300
50 ～ 59 歳	322,900 (8.4)	28,000	22,600	150,400	69,300	52,600	14,700
60 ～ 64 歳	442,800 (11.5)	30,500	23,100	221,600	106,200	61,400	13,300
65 ～ 69 歳	438,900 (11.4)	33,900	29,500	197,100	112,500	65,900	19,200
70 歳 以 上	2,216,400 (57.4)	183,800	197,600	919,500	569,600	346,000	101,200
不 詳	25,100 (0.6)	1,500	3,400	8,400	4,400	7,400	—
《障害の程度別》							
65歳未満							
1 級	345,000 (29.2)	35,900	2,500	138,100	171,000	—	・
2 級	206,900 (17.5)	25,100	32,400	146,500	2,500	—	・
3 級	187,700 (15.9)	10,300	14,700	123,400	38,300	—	・
4 級	174,000 (14.7)	6,900	10,800	111,600	43,200	1,000	・
5 級	60,400 (5.1)	9,800	—	50,100	—	—	・
6 級	43,200 (3.7)	2,900	19,700	20,600	—	—	・
不 詳	166,100 (14.0)	—	—	—	—	166,100	・
65歳以上及び年齢不詳							
1 級	707,200 (26.4)	72,700	1,000	171,500	466,400	—	・
2 級	377,900 (14.1)	60,400	48,700	264,900	2,500	—	・
3 級	461,000 (17.2)	17,700	51,600	272,300	118,400	—	・
4 級	489,000 (18.2)	21,100	41,300	290,000	135,600	1,000	・
5 級	118,400 (4.4)	19,200	2,000	96,300	—	—	・
6 級	107,600 (4.0)	18,200	60,000	28,500	—	—	・
不 詳	419,200 (15.6)	—	—	—	—	419,200	・

(注)1 ()内の数字は、構成割合(%)である。

2 東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県、仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市は含まれていない。

3 「身体障害児・者実態調査」と「知的障害児(者)基礎調査」を統合し、「生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」となった。

資料：厚生労働省社会・援護局「平成23年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/252.xls>

第247表 知的障害者の性別・障害の程度別状況（年齢階級別）

平成23年推計値（単位 人）

区 分	総 数		男	女	不 詳	重 度	その他	不 詳
総 数	621,700	(100.0)	354,800	265,900	1,000	241,800	303,200	76,700
0 ～ 9	59,000	(9.5)	41,300	17,700	—	15,200	42,300	1,500
10 ～ 17	92,900	(14.9)	60,900	31,900	—	38,800	47,700	6,400
18 ～ 19	22,600	(3.6)	13,800	8,800	—	12,300	9,300	1,000
20 ～ 29	112,100	(18.0)	59,000	53,100	—	42,300	55,500	14,300
30 ～ 39	127,300	(20.5)	69,300	58,000	—	56,500	58,500	12,300
40 ～ 49	76,700	(12.3)	46,200	30,500	—	24,100	40,300	12,300
50 ～ 59	43,200	(6.9)	21,100	22,100	—	16,700	21,600	4,900
60 ～ 64	26,000	(4.2)	11,300	14,700	—	9,300	10,300	6,400
65 ～ 69	13,800	(2.2)	4,900	8,800	—	6,400	3,400	3,900
70 歳 以上	44,200	(7.1)	25,600	18,200	500	17,200	13,300	13,800
年 齢 不 詳	3,900	(0.6)	1,500	2,000	500	2,900	1,000	—

(注)1 ()内の数字は、構成割合(%)である。

2 東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県、仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市は含まれていない。

3 「身体障害児・者実態調査」と「知的障害児(者)基礎調査」を統合し、「生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」となった。

資料：厚生労働省社会・援護局「平成23年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/253.xls>

第248表 身体障害者更生援護施設・知的障害者援護施設の施設数及び在所者数

各年10月1日現在

区 分	平成19年 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
旧法による身体障害者更生援護施設	施設数 1,188	972	715	498	286
	在所者数 49,085	39,872	29,408	19,322	10,743
肢体不自由者更生施設	施設数 63	47	40	31	15
	在所者数 3,118	2,115	1,874	1,371	669
視覚障害者更生施設	施設数 11	8	4	1	1
	在所者数 518	442	152	45	44
聴覚・言語障害者更生施設	施設数 2	2	2	1	1
	在所者数 54	47	49	28	30
内部障害者更生施設	施設数 6	5	5	3	2
	在所者数 296	249	240	141	67
身体障害者療護施設	施設数 455	389	292	190	106
	在所者数 25,564	21,732	15,924	9,977	5,694
身体障害者授産施設	施設数 176	144	116	82	44
	在所者数 8,963	7,065	5,481	3,556	1,625
身体障害者通所授産施設	施設数 256	210	156	122	78
	在所者数 6,425	5,178	3,848	2,955	1,863
身体障害者小規模通所授産施設	施設数 193	147	87	57	31
	在所者数 3,200	2,394	1,470	957	503
身体障害者福祉工場	施設数 26	20	13	11	8
	在所者数 947	650	370	292	248
身体障害者社会参加支援施設	施設数 377	374	351	337	318
身体障害者福祉センター	施設数 223	221	201	182	165
障害者更生センター	施設数 6	6	6	5	5
補装具製作施設	施設数 17	17	17	18	17
盲導犬訓練施設	施設数 10	10	10	11	11
点字図書館	施設数 74	73	71	73	73
点字出版施設	施設数 13	12	11	12	11
聴覚障害者情報提供施設	施設数 34	35	35	36	36
旧法による知的障害者援護施設	施設数 3,873	3,315	2,567	2,001	1,127
	在所者数 175,971	151,983	119,011	90,831	50,827
知的障害者更生施設	施設数 1,850	1,613	1,286	971	530
	在所者数 104,188	90,477	72,073	53,059	28,690
知的障害者授産施設	施設数 1,633	1,406	1,077	887	518
	在所者数 64,777	56,144	43,027	35,000	20,619
知的障害者小規模通所授産施設	施設数 243	166	93	57	20
	在所者数 3,671	2,495	1,442	880	270
知的障害者通勤寮	施設数 112	107	93	73	54
	在所者数 2,441	2,271	1,989	1,560	1,124
知的障害者福祉工場	施設数 35	23	18	13	5
	在所者数 894	596	480	332	124

(注) 1 「旧法による身体障害者更生援護施設」「旧法による知的障害者援護施設」は、平成18年4月の障害者自立支援法の施行に伴い、経過措置による旧法(身体障害者福祉法、知的障害者福祉法)の施設である。

2 「身体障害者社会参加支援施設」は、身体障害者福祉法による。

3 平成21年より調査方法を変更し、調査対象施設のうち回収できなかった施設があるため、平成20年以前との年次比較は適さない。なお、回収できた施設のうち、活動中の施設について集計している。

4 平成23年は、東日本大震災の影響により、以下に所在する施設・事業所の調査は見合わせた。

宮城県：石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町

福島県：相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/254.xls>

第249表 身体障害者に対する補装具購入等の状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
購 入 件 数	162,680	160,107	164,395	163,835	166,701
公費負担額	18,143,731	18,402,168	20,604,798	20,456,773	20,680,641
義 肢 件 数	1,572	1,527	1,440	1,509	1,393
公費負担額	240,688	215,058	224,786	246,346	222,517
義 足 件 数	6,098	5,955	5,710	5,537	5,522
公費負担額	2,130,567	2,186,188	2,263,895	2,187,060	2,223,987
装 具 件 数	45,495	43,852	44,052	44,119	44,708
公費負担額	3,368,811	3,335,667	3,542,793	3,523,304	3,500,244
盲人安全つえ 件 数	8,122	7,637	8,064	8,042	8,550
公費負担額	56,161	34,734	218,113	41,610	43,285
補 聴 器 件 数	42,904	43,898	45,432	45,207	46,320
公費負担額	2,633,690	2,695,444	2,998,162	3,004,445	3,031,301
車いす・電動車いす 件 数	30,944	29,818	30,346	30,296	29,766
公費負担額	5,913,814	6,012,143	7,155,259	7,292,348	7,351,815
歩行補助つえ 件 数	5,513	5,153	5,231	4,926	4,876
公費負担額	44,167	54,039	44,699	42,297	45,357
そ の 他 件 数	22,032	22,267	24,120	24,199	25,566
公費負担額	3,755,833	3,868,895	4,161,800	4,119,363	4,262,135
修 理 件 数	111,869	113,454	120,242	121,570	124,358
公費負担額	4,269,921	4,452,081	5,074,549	5,169,588	5,255,548
義 肢 件 数	753	719	686	709	713
公費負担額	62,630	61,946	64,639	76,271	70,014
義 足 件 数	6,914	7,089	6,986	7,334	7,363
公費負担額	1,002,479	1,076,153	1,098,995	1,171,457	1,222,818
装 具 件 数	15,913	16,555	16,820	17,708	17,887
公費負担額	261,636	280,365	308,069	327,761	317,110
盲人安全つえ 件 数	71	72	103	87	111
公費負担額	731	172	207	812	490
補 聴 器 件 数	29,718	29,315	30,492	30,007	30,128
公費負担額	440,909	442,544	535,020	514,148	505,965
車いす・電動車いす 件 数	50,619	51,193	55,553	56,143	57,891
公費負担額	1,966,410	2,012,210	2,426,887	2,422,065	2,448,094
歩行補助つえ 件 数	161	263	192	194	210
公費負担額	485	3,444	679	903	696
そ の 他 件 数	7,720	8,248	9,410	9,388	10,055
公費負担額	534,641	575,243	640,090	656,171	690,361

(注) 1 「補装具」と「特例補装具」を合算した値である。

2 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県（盛岡市以外）の一部、宮城県（仙台市以外）、福島県（郡山市及びいわき市以外）を除いて集計した数値である。

資料：平成20年度は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」、平成21年度以降は同部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/255.xls>

第250表 身体障害者更生援護状況

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
18歳以上の身体障害者手帳新規交付者数	355,654	352,073	351,960	352,151	352,559
補 装 具 件 数					
交 付	162,680	160,107	164,395	163,835	166,701
修 理	111,869	113,454	120,242	121,570	124,358
更 生 医 療 給 付 申 請 件 数	258,272	257,055	265,936	291,298	295,919

(注) 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県（盛岡市以外）の一部、宮城県（仙台市以外）、福島県（郡山市及びいわき市以外）を除いて集計した数値である。

資料：平成20年度は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」、平成21年度以降は同部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/256.xls>

第251表 身体障害者に対する更正医療給付決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計 件 数	258,272	256,144	261,994	284,999	288,589
公費負担額	108,437,400	119,493,884	129,636,434	139,535,882	148,595,088
視 覚 障 害 件 数	43	45	90	63	54
公費負担額	10,135	9,273	11,693	9,899	9,143
聴覚・平衡機能障害 件 数	150	171	198	224	199
公費負担額	8,734	24,829	8,276	21,289	23,510
音 声 ・ 言 語 ・ 件 数	556	676	653	709	708
そ しゃく 機 能 障 害 公費負担額	13,188	90,980	15,510	22,283	57,493
肢 体 不 自 由 件 数	18,338	19,527	19,902	19,752	21,121
公費負担額	1,696,268	1,716,264	1,862,605	1,814,270	2,002,143
心 臓 機 能 障 害 件 数	32,021	29,831	30,309	30,274	29,437
公費負担額	4,312,526	4,144,365	4,485,118	4,420,762	4,399,466
じ ん 臓 機 能 障 害 件 数	198,292	195,045	195,814	215,699	217,712
公費負担額	98,780,221	108,896,099	117,713,538	126,337,061	133,681,741
小 腸 機 能 障 害 件 数	145	110	121	90	57
公費負担額	29,841	33,308	35,759	13,997	15,456
肝 臓 機 能 障 害 件 数	・	・	1,630	2,340	2,334
公費負担額	・	・	357,216	546,152	498,983
免 疫 機 能 障 害 件 数	8,668	10,645	13,088	15,704	16,792
公費負担額	3,581,000	4,540,902	5,126,291	6,268,222	7,796,572
訪 問 看 護 件 数	59	94	189	144	175
公費負担額	5,487	37,864	21,472	31,947	110,581

(注) 1 「公費負担額」は、当該年3月診療分から翌年2月診療分までを対象としている。

2 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県（盛岡市以外）の一部、宮城県（仙台市以外）、福島県（郡山市及びいわき市以外）を除いて集計した数値である。

資料：平成20年度は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」、平成21年度以降は同部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/257.xls>

第252表 障害者職業能力開発校の障害種別入校状況

(単位 人)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
入 校 者 数	1,641	1,658	1,741	1,655	1,596
障 害 種 別					
視 覚	57	61	56	62	52
聴 覚 ・ 言 語	219	210	218	206	241
上 肢 障 害	381	366	371	331	319
下 肢 障 害	590	541	548	495	462
体 幹 障 害	104	120	117	108	97
内 臓 機 能	151	138	144	135	143
知 的 障 害	407	414	435	415	381
精 神 障 害	147	227	260	299	357
そ の 他 障 害	119	139	135	155	205

(注) 1 重複障害があるため、障害種別の合計と入校者数とは必ずしも一致しない。

2 当該年度に入校した者のみを対象としており、前年度から継続して受講している者は含まない。

資料：厚生労働省職業能力開発局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/258.xls>

第253表 知的障害者の就労状況

《就労形態》

(単位 人、%)

区 分	総 数		正規の 職員	臨時雇	日雇	内職	家の仕事 の手伝い	その他	作業所	不 詳
平成 2年 (1990)	100,300	100.0	22.2	11.2	4.8	1.8	11.8	2.6	43.2	2.4
7 (1995)	129,500	100.0	18.9	10.3	・	1.7	11.3	3.8	51.1	3.0
12 (2000)	138,100	100.0	19.6	10.9	・	1.2	7.5	6.4	50.5	3.9
17 (2005)	779	100.0	15.7	14.9	・	0.6	4.5	5.1	58.3	0.9

《給料》

(単位 人、%)

区 分	総 数		ない	～1万円	1～3万円	3～5万円	5～7万円	7～10万円	10～ 13万円	13～ 15万円	15万円～	不 詳
平成 2年 (1990)	100,300	100.0	8.5	25.2	10.1	8.1	11.6	10.5	5.5	0.7	2.8	17.1
7 (1995)	129,500	100.0	6.8	30.6	9.8	5.1	7.4	11.2	7.4	2.1	2.0	17.6
12 (2000)	138,100	100.0	6.0	33.8	11.3	7.0	7.0	11.0	7.3	2.0	2.5	12.2
17 (2005)	779	100.0	3.5	44.7	13.0	6.2	6.7	9.0	5.8	3.0	2.1	6.3

(注) 1 「総数」の実数は、平成12年以前は推計値、平成17年は有効回答数である。

2 「知的障害児(者)基礎調査」は、5年ごとの調査である。

3 「知的障害児(者)基礎調査」は、平成23年に「身体障害児・者実態調査」と統合され、「生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」となったために更新されていない。

資料：厚生労働省社会・援護局「知的障害児(者)基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/259.xls>

2 児童福祉

第254表 児童相談所処理件数

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
総 数	364,414	371,800	360,824	385,294	384,261
訓 戒 ・ 誓 約	1,223	1,445	1,564	1,454	1,393
児 童 福 祉 司 の 指 導	4,641	4,343	4,178	4,635	4,656
福 祉 事 務 所 へ 送 致 又 は 通 知	610	792	803	858	955
児 童 委 員 の 指 導	47	26	15	9	32
里 親 委 託	1,321	1,420	1,583	1,951	1,652
児 童 福 祉 施 設 に 入 所 通 所	11,373	10,822	10,649	10,486	10,236
法第27条の3により家庭裁判所に送致されたもの(再掲)	41	56	54	37	63
障 害 児 施 設 等 へ の 利 用 契 約	19,377	26,218	19,283	17,343	7,245
他 の 機 関 に あ っ 旋 紹 介	4,502	4,049	3,727	4,412	4,410
面 接 指 導	290,186	290,383	287,775	307,942	317,333
そ の 他	31,134	32,302	31,247	36,204	36,349
年 度 末 現 在 未 処 理 件 数	18,154	19,388	19,095	23,970	24,016

(注) 平成22年度は、東日本大震災の影響により、宮城県、福島県を除いて集計した数値である。

資料：平成20年度は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」、平成21年度以降は同部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/260.xls>

第255表 里親・保護受託者及び委託児童数

年度末現在

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
登 録 里 親 数	7,808	7,185	7,504	8,726	9,392
児 童 が 委 託 さ れ て い る 里 親 数	2,727	2,837	2,922	3,292	3,487
里 親 に 委 託 さ れ て い る 児 童 数	3,870	3,836	3,816	4,295	4,578

(注) 1 現行里親制度は里親を希望する者を登録しておき、適当な場合に児童の養育を委託するという仕組みをとっている。

2 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

資料：平成20年度は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」、平成21年度以降は同部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/261.xls>

第256表 児童福祉施設数及び在所者数

各年10月1日現在

区 分	平成19年 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
総 数	33,524	33,431	32,353	31,623	31,599
施設数	2,207,034	2,213,149	2,173,600	2,127,760	2,157,692
在所者数	419	415	415	413	403
助産施設	121	121	123	125	127
乳児院	3,190	3,124	3,113	3,136	3,035
母子生活支援施設	272	270	259	262	259
保育所	10,588	10,367	10,021	10,006	10,042
施設数	22,838	22,898	22,250	21,681	21,751
在所者数	2,132,651	2,137,692	2,100,357	2,056,845	2,084,136
児童養護施設	564	569	563	582	578
施設数	30,846	30,695	29,753	29,975	29,214
在所者数	251	248	239	224	225
知的障害児施設	9,423	9,350	8,827	8,214	8,255
施設数	6	7	7	5	7
在所者数	172	219	202	170	185
知的障害児通園施設	257	258	253	230	256
施設数	9,830	10,343	10,535	9,679	11,174
在所者数	10	10	10	9	9
盲児施設	177	132	120	120	119
施設数	14	13	10	10	10
在所者数	168	167	125	142	142
難聴幼児通園施設	25	25	25	23	23
施設数	750	963	974	912	893
在所者数	63	62	56	56	59
肢体不自由児施設	2,703	2,623	2,381	1,958	1,954
施設数	98	99	99	83	97
在所者数	2,448	2,777	2,903	2,441	2,706
肢体不自由児療護施設	6	7	6	6	6
施設数	241	249	216	263	235
在所者数	124	125	118	116	133
重症心身障害児施設	11,395	11,827	11,229	11,004	12,771
施設数	31	32	31	37	37
在所者数	1,151	1,180	1,159	1,175	1,251
児童自立支援施設	58	58	55	58	58
施設数	1,889	1,808	1,706	1,726	1,622
在所者数	67	70	67	75	79
児童家庭支援センター	2,836	2,799	2,602	2,594	2,568
施設数	1,738	1,750	1,632	1,616	1,625
施設数	18	19	19	19	18
大型児童館A型	4	4	4	4	4
施設数	1	1	1	1	1
施設数	103	116	102	111	102
その他の児童館	3,600	3,455	3,407	3,283	3,164
施設数					
児童遊園					
施設数					

(注) 1 「母子生活支援施設」の在所者数は世帯人員数であり、在所者総数に含まない。

2 平成21年より調査方法を変更し、調査対象施設のうち回収できなかった施設があるため、平成20年以前との年次比較は適さない。なお、回収できた施設のうち、活動中の施設について集計している。

3 平成23年は、東日本大震災の影響により、以下に所在する施設・事業所の調査は見合わせた。

宮城県：石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町

福島県：相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/262.xls>

第257表 育成医療等の給付及び補装具等の交付状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
《育成医療》					
給付決定件数	52,712	55,617	53,784	53,978	50,388
肢体不自由	9,785	10,962	10,262	10,034	9,767
視覚障害	5,097	5,142	4,609	4,344	4,149
聴覚・平衡機能障害	2,668	2,887	2,626	2,611	2,468
音声・言語・そしゃく機能障害	17,439	18,429	18,114	18,481	16,755
心臓機能障害	8,403	9,087	9,104	9,155	8,591
腎臓機能障害	700	567	580	448	446
その他の	8,620	8,543	8,490	8,905	8,212
公費負担額	2,686,184	3,100,871	3,319,187	3,518,538	3,613,011
社会保険負担額	39,403,248	38,981,011	42,845,925	43,817,801	44,030,001
《養育医療》					
給付決定件数	31,164	29,281	30,264	29,744	29,386
公費負担額	6,881,956	8,933,059	8,182,950	6,917,980	6,803,316
社会保険・結核予防法による負担額	73,553,949	71,062,183	83,875,789	86,234,154	87,696,666
《療育の給付》					
給付決定件数	14	13	9	12	7
骨関節結核	—	—	1	—	—
骨関節結核以外の結核	14	13	8	12	7
公費負担額	4,624	7,939	2,272	1,732	785
社会保険・結核予防法による負担額	19,496	23,586	8,103	4,260	2,814

(注) 1 「養育医療」及び「療育の給付」の公費負担額には、自己負担額を含む。

2 《育成医療》「公費負担額」「社会保険負担額」は、当該年3月診療分から翌年2月診療分までを対象としている。

3 平成22年度の「育成医療」は、東日本大震災の影響により、岩手県（盛岡市以外）の一部、宮城県（仙台市以外）及び福島県（郡山市及びいわき市以外）を除く。

4 平成22年度の「養育医療」は、東日本大震災の影響により、福島県（郡山市及びいわき市以外）を除く。

資料：平成20年度は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」、

平成21年度以降は同部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/263.xls>

第258表 1歳6か月児健康診査受診者数

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
受診者数	1,018,329	1,034,745	1,038,821	1,023,680	1,042,991

(注) 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村（釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市）、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の一部の市町村（南相馬市、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯館村、会津若松市）が含まれていない。

資料：厚生労働省統計情報部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/264.xls>

第259表 3歳児健康診査受診者数

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
受診者数	1,007,257	985,266	1,002,240	1,008,623	1,029,580

(注) 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村（釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市）、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の一部の市町村（南相馬市檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯館村、会津若松市）が含まれていない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/265.xls>

第260表 児童扶養手当受給世帯数

年度末現在

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
総 数	966,266	985,682	1,055,181	1,070,211	1,083,317
母 子 世 帯					
生 別 母 子 世 帯					
離 婚	845,543	860,472	868,709	871,781	877,162
そ の 他	1,503	1,469	1,514	1,423	1,513
死 別 母 子 世 帯	8,629	8,521	8,362	8,135	7,863
未 婚 の 母 子 世 帯	78,245	81,860	85,292	88,625	92,270
障 害 者 世 帯	2,615	2,617	2,550	4,281	4,767
遺 棄 世 帯	4,318	4,013	3,546	3,333	3,095
父 子 世 帯					
生 別 父 子 世 帯					
離 婚	・	・	49,118	53,829	56,451
そ の 他	・	・	19	40	38
死 別 父 子 世 帯	・	・	5,299	5,788	6,083
未 婚 の 父 子 世 帯	・	・	458	570	592
障 害 者 世 帯	・	・	281	1,128	1,384
遺 棄 世 帯	・	・	214	239	236
そ の 他 の 世 帯	25,413	26,730	29,819	31,039	31,863

(注) 平成22～23年度は、東日本大震災の影響により、福島県（郡山市及びいわき市以外）を除いて集計した数値である。
資料：平成20年度は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」、
平成21年度以降は同部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/266.xls>

第261表 特別児童扶養手当受給者数及び障害児福祉手当受給者数

年度末現在

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
特 別 児 童 扶 養 手 当					
受 給 者 数	178,715	184,095	190,162	195,838	207,083
支 給 対 象 障 害 児 数	185,494	191,609	198,240	204,671	217,227
障 害 児 福 祉 手 当 受 給 者 数	63,995	65,034	65,369	65,089	66,327
特 別 障 害 者 手 当 受 給 者 数	111,216	114,610	115,774	117,151	120,359
経 過 的 福 祉 手 当 受 給 者 数	8,943	8,098	7,227	6,486	5,926

(注) 1 平成22年度の「特別児童扶養手当」は、東日本大震災の影響により福島県を除いて集計した数値であり、それ以外には宮城県を除いて集計した数値である。

2 平成23年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

資料：平成20年度は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」、
平成21年度以降は同部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/267.xls>

第262表 子ども手当受給者数、支給対象子ども数及び支給額の状況

平成23年9月末現在（単位 金額：千円）

区 分	受給者数				支給対象子ども数及び支給額	
	総 計	支給対象子ども数別			支給対象 子ども数	支 給 額
		1 人	2 人	3人以上		
総 計	13,492,145	9,945,675	3,079,040	467,430	17,543,764	1,821,179,690
0歳から3歳未満	2,942,120	2,685,795	251,380	4,945	3,203,641	337,348,076
3歳以上小学校修了前	7,267,083	4,304,167	2,507,913	455,003	10,722,099	1,109,037,974
小学校修了後中学校終了前	3,282,942	2,955,713	319,747	7,482	3,618,024	374,793,640
市 町 村 支 給 分 計	12,332,769	9,116,729	2,796,713	419,327	16,002,655	1,664,790,496
0歳から3歳未満	2,687,616	2,456,788	227,044	3,784	2,922,349	309,259,639
3歳以上小学校修了前	6,657,623	3,966,626	2,281,148	409,849	9,792,613	1,014,547,045
小学校修了後中学校終了前	2,987,530	2,693,315	288,521	5,694	3,287,693	340,983,812
被 用 者	9,240,662	6,808,708	2,134,542	297,412	11,989,715	998,521,139
0歳から3歳未満	2,077,534	1,903,294	171,618	2,622	2,254,465	238,170,842
3歳以上小学校修了前	4,977,606	2,928,155	1,758,408	291,043	7,337,553	760,350,297
小学校修了後中学校終了前	2,185,522	1,977,259	204,516	3,747	2,397,697	—
非 被 用 者	3,092,107	2,308,021	662,171	121,915	4,012,940	325,285,545
0歳から3歳未満	610,082	553,494	55,426	1,162	667,884	71,088,797
3歳以上小学校修了前	1,680,017	1,038,471	522,740	118,806	2,455,060	254,196,748
小学校修了後中学校終了前	802,008	716,056	84,005	1,947	889,996	—
公 務 員 分	1,159,376	828,946	282,327	48,103	1,541,109	156,389,194
0歳から3歳未満	254,504	229,007	24,336	1,161	281,292	28,088,437
3歳以上小学校修了前	609,460	337,541	226,765	45,154	929,486	94,490,929
小学校修了後中学校終了前	295,412	262,398	31,226	1,788	330,331	33,809,828

(注) 1 「支給額」は、平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律に基づき支給された子ども手当（8ヵ月分）と、平成23年度の子ども手当の支給等に関する特別措置法に基づき支給された子ども手当（4ヵ月分）の支給総額である。

2 被用者・非被用者の「小学校修了後中学校修了前」の支給額は、把握していない。

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「子ども手当事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/268.xls>

第263表 子ども手当拠出金徴収状況

(単位 円)

区 分	平成21年度 (2009)		22 (2010)	
	徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額	収納済額
総 計	202,579,403,335	200,986,985,132	201,890,773,970	200,059,797,290
厚生年金保険関係	194,458,121,899	192,865,703,696	194,189,288,902	192,358,312,222
共済組合関係	8,121,281,436	8,121,281,436	7,701,485,068	7,701,485,068

(注) 平成22年度の制度改正により、児童手当は廃止され、子ども手当となった。

資料：平成21年度は厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童手当事業年報」、

平成22年度は厚生労働省雇用均等・児童家庭局「子ども手当事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/269.xls>

第264表 子ども手当の新規認定及び受給資格の消滅状況

平成23年度（単位 人）

区 分	平成23年2月末 現在 受給者数	新規認定件数	受給資格 消滅件数	3歳に達した	12歳の年度末に 達した	平成23年9月末 現在 受給者数
総 計	13,787,465	1,084,164	1,336,953	△ 141,760	99,229	13,492,145
0歳から3歳未満	2,973,776	633,697	182,131	△ 483,222	—	2,942,120
3歳以上小学校修了前	7,558,966	291,091	284,687	341,462	△ 639,749	7,267,083
小学校修了後中学校終了前	3,254,723	159,376	870,135	—	738,978	3,282,942
市 町 村 支 給 分 計	12,602,940	974,314	1,202,278	△ 132,784	90,577	12,332,769
0歳から3歳未満	2,723,312	576,462	168,769	△ 443,389	—	2,687,616
3歳以上小学校修了前	6,922,785	256,900	251,799	310,605	△ 580,868	6,657,623
小学校修了後中学校終了前	2,956,843	140,952	781,710	—	671,445	2,987,530
被 用 者	9,433,839	683,442	847,575	△ 99,299	70,255	9,240,662
0歳から3歳未満	2,100,658	429,488	119,865	△ 332,747	—	2,077,534
3歳以上小学校修了前	5,174,981	160,094	166,933	233,448	△ 423,984	4,977,606
小学校修了後中学校終了前	2,158,200	93,860	560,777	—	494,239	2,185,522
非 被 用 者	3,169,101	290,872	354,703	△ 33,485	20,322	3,092,107
0歳から3歳未満	622,654	146,974	48,904	△ 110,642	—	610,082
3歳以上小学校修了前	1,747,804	96,806	84,866	77,157	△ 156,884	1,680,017
小学校修了後中学校終了前	798,643	47,092	220,933	—	177,206	802,008
公 務 員 分	1,184,525	109,850	134,675	△ 8,976	8,652	1,159,376
0歳から3歳未満	250,464	57,235	13,362	△ 39,833	—	254,504
3歳以上小学校修了前	636,181	34,191	32,888	30,857	△ 58,881	609,460
小学校修了後中学校終了前	297,880	18,424	88,425	—	67,533	295,412

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「子ども手当事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/270.xls>

第265表 児童手当制度の費用負担等

【費用負担】

児童手当等の財源については、国、地方（都道府県、市区町村）、事業主拠出金で構成されている。
 事業主拠出金の額は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率（1.5/1000）を乗じて得た額。
 ＊事業主拠出金の一部を財源として児童育成事業（放課後児童クラブ等）を実施。

	被用者	非被用者	公務員
0歳～3歳未満	特例給付 (所得制限以上)	国 2/3 地方1/3	国 2/3 地方1/3
	児童手当	事業主 7/15 国 16/45 地方 8/45	国 2/3 地方1/3
3歳～ 中学校修了前	特例給付 (所得制限以上)	国 2/3 地方1/3	国 2/3 地方1/3
	児童手当	国 2/3 地方1/3	国 2/3 地方1/3
			所属庁 10/10

【財源内訳】平成25年度予算

給付総額：2兆593億円（内訳）国庫負担分：1兆2,564億円（1兆2,995億円）
 （2兆2,631億円） 地方負担分：6,282億円（7,889億円）
 事業主負担分：1,747億円※（ ）内の数字は公務員を含む

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童手当制度の概要」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/271.xls>

3 社会福祉関係機関・施設等

第266表 社会福祉行政機関等設置状況

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
福祉事務所					
事務所数	228	228	214	214	211
都道府県					
区市町村	1,009	1,016	1,023	1,030	1,038
職員数					
査察指導員	・	3,221	・	・	・
現業員	・	19,406	・	・	・
身体障害者福祉司	・	・	・	・	・
知的障害者福祉司	・	・	・	・	・
老人福祉指導主事	・	・	・	・	・
家庭児童福祉主事	・	・	・	・	・
身体障害者更生相談所					
相談所数	76	77	78	80	80
知的障害者更生相談所					
相談所数	77	78	80	82	82
児童相談所					
相談所数	197	201	204	206	207
児童福祉司数	2,358	2,428	2,477	2,606	2,670
民生委員・児童委員数	228,427	228,728	225,247	229,510	230,199

(注) 1 福祉事務所は、平成20年度及び平成22～24年度は4月1日現在。平成21年度は10月1日現在。なお、査察指導員の他は専任職員の数である。

福祉事務所の「職員数」は、平成20年度及び平成22～24年度は調査が行われなかった。

2 身体障害者更生相談所は、4月1日現在。

3 知的障害者更生相談所は、4月1日現在。

4 児童相談所は、4月1日現在。

5 民生委員・児童委員数については、主任児童委員数を含む。各年度末現在。

資料：「福祉事務所」は、厚生労働省社会・援護局調べ

「身体障害者更生相談所」「知的障害者更生相談所」は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部調べ

「児童相談所」は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

「民生委員・児童委員数」は、平成20年度は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」、平成21年度以降は同部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/272.xls>

第267表 社会福祉施設数（施設の種別別）

各年10月1日現在

区 分	平成19年 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
総 数	61,804	61,778	57,502	50,343	50,129
保 護 施 設	302	300	299	297	294
救 護 施 設	188	187	186	188	184
更 生 施 設	19	20	20	19	21
医 療 保 護 施 設	64	60	60	60	58
授 産 施 設	21	21	21	20	20
宿 所 提 供 施 設	10	12	12	10	11
老 人 福 祉 施 設	9,446	9,236	8,421	4,858	4,827
養 護 老 人 ホ ー ム (一 般)	909	915	882	861	847
養 護 老 人 ホ ー ム (盲)	49	49	50	48	46
軽 費 老 人 ホ ー ム (A 型)	233	229	217	218	208
軽 費 老 人 ホ ー ム (B 型)	31	31	29	28	24
軽 費 老 人 ホ ー ム (介 護 利 用 型)	1,795	1,835	1,804	1,718	1,769
老 人 福 祉 セ ン タ ー (特 A 型)	260	267	243	236	222
老 人 福 祉 セ ン タ ー (A 型)	1,545	1,527	1,390	1,363	1,306
老 人 福 祉 セ ン タ ー (B 型)	429	434	380	386	405
老 人 介 護 支 援 セ ン タ ー	4,195	3,949	3,426
障 害 者 支 援 施 設 等	2,233	2,898	3,334	3,764	4,263
障 害 者 支 援 施 設	197	458	751	1,204	1,661
地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー	1,859	2,267	2,432	2,410	2,446
福 祉 ホ ー ム	177	173	151	150	156
旧 法 による身体障害者更生援護施設	1,188	972	715	498	286
肢 体 不 自 由 者 更 生 施 設	63	47	40	31	15
視 覚 障 害 者 更 生 施 設	11	8	4	1	1
聴 覚 ・ 言 語 障 害 者 更 生 施 設	2	2	2	1	1
内 部 障 害 者 更 生 施 設	6	5	5	3	2
身 体 障 害 者 療 護 施 設	455	389	292	190	106
身 体 障 害 者 授 産 施 設	176	144	116	82	44
身 体 障 害 者 通 所 授 産 施 設	256	210	156	122	78
身 体 障 害 者 小 規 模 通 所 授 産 施 設	193	147	87	57	31
身 体 障 害 者 福 祉 工 場	26	20	13	11	8
身 体 障 害 者 社 会 参 加 支 援 施 設	377	374	351	337	318
身 体 障 害 者 福 祉 セ ン タ ー (A 型)	37	36	35	32	33
身 体 障 害 者 福 祉 セ ン タ ー (B 型)	186	185	166	150	132
障 害 者 更 生 セ ン タ ー	6	6	6	5	5
補 装 具 製 作 施 設	17	17	17	18	17
盲 導 犬 訓 練 施 設	10	10	10	11	11
点 字 図 書 館	74	73	71	73	73
点 字 出 版 施 設	13	12	11	12	11
聴 覚 障 害 者 情 報 提 供 施 設	34	35	35	36	36
婦 人 保 護 施 設	49	48	48	47	45
児 童 福 祉 施 設	33,524	33,431	32,353	31,623	31,599
助 産 施 設	419	415	415	413	403
乳 児 院	121	121	123	125	127
母 子 生 活 支 援 施 設	272	270	259	262	259
保 育 所	22,838	22,898	22,250	21,681	21,751
児 童 養 護 施 設	564	569	563	582	578
知 的 障 害 児 施 設	251	248	239	224	225
自 閉 症 児 施 設	6	7	7	5	7
知 的 障 害 児 通 園 施 設	257	258	253	230	256
盲 児 施 設	10	10	10	9	9
ろ う あ 児 施 設	14	13	10	10	10
難 聴 幼 児 通 園 施 設	25	25	25	23	23
肢 体 不 自 由 児 施 設	63	62	56	56	59

肢体不自由児通園施設	98	99	99	83	97
肢体不自由児療護施設	6	7	6	6	6
重症心身障害児施設	124	125	118	116	133
情緒障害児短期治療施設	31	32	31	37	37
児童自立支援施設	58	58	55	58	58
児童家庭支援センター	67	70	67	75	79
小型児童館	2,836	2,799	2,602	2,594	2,568
児童センター	1,738	1,750	1,632	1,616	1,625
大型児童館A型	18	19	19	19	18
大型児童館B型	4	4	4	4	4
大型児童館C型	1	1	1	1	1
その他の児童館	103	116	102	111	102
児童遊園	3,600	3,455	3,407	3,283	3,164
旧法による知的障害者援護施設	3,873	3,315	2,567	2,001	1,127
知的障害者更生施設（入所）	1,385	1,221	987	733	397
知的障害者更生施設（通所）	465	392	299	238	133
知的障害者授産施設（入所）	209	186	150	134	94
知的障害者授産施設（通所）	1,424	1,220	927	753	424
知的障害者小規模通所授産施設	243	166	93	57	20
知的障害者通勤寮	112	107	93	73	54
知的障害者福祉工場	35	23	18	13	5
母子福祉施設	72	69	62	63	60
母子福祉センター	67	64	59	59	56
母子休養ホーム	5	5	3	4	4
旧法による精神障害者社会復帰施設	935	782	635	504	366
精神障害者生活訓練施設	264	238	217	195	162
精神障害者福祉ホーム	109	112	103	94	82
精神障害者入所授産施設	24	20	16	13	10
精神障害者通所授産施設	228	186	136	111	66
精神障害者小規模通所授産施設	298	216	156	89	44
精神障害者福祉工場	12	10	7	2	2
その他の社会福祉施設等	9,805	10,353	8,717	6,351	6,944
授産施設	78	75	72	67	69
宿所提供施設	233	232	182	213	281
盲人ホーム	22	21	19	20	17
無料低額診療施設	241	249	264	283	325
隣保館	1,181	1,160	985	1,026	1,024
へき地保健福祉館	112	106	44	32	59
へき地保育所	748	690	608	566	529
地域福祉センター	446	464	365
老人憩の家	4,041	3,923	2,585
老人休養ホーム	32	33	28
有料老人ホーム	2,671	3,400	3,565	4,144	4,640

- (注) 1 「老人福祉施設」は、平成18年4月の障害者自立支援法の施行により調査対象範囲が変更になった。
- 2 「旧法による身体障害者更生援護施設」「旧法による知的障害者援護施設」「旧法による精神障害者社会復帰施設」は、平成18年4月の障害者自立支援法の施行に伴い、経過措置による旧法（身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）の施設である。
- 3 「身体障害者社会参加支援施設」は、身体障害者福祉法による。
- 4 平成21年より調査方法を変更し、調査対象施設のうち回収できなかった施設があるため、平成20年以前との年次比較は適さない。なお、回収できた施設のうち、活動中の施設について集計している。
- 5 平成23年は、東日本大震災の影響により、以下に所在する施設・事業所の調査は見合わせた。
宮城県：石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町
福島県：相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/273.xls>

第268表 生活福祉資金貸付状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)		23 (2011)		24 (2012)	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
合 計	82,431	45,631,102	119,067	36,484,511	39,889	21,178,511
更 生 資 金
総 合 支 援 資 金	41,344	26,222,820	18,320	10,318,539	9,920	5,111,308
福 祉 費	5,066	3,929,099	4,782	3,133,655	4,387	2,467,155
福 祉 資 金
教 育 支 援 資 金	14,287	9,972,915	14,047	9,399,352	14,113	9,484,862
療 養・介 護 等 資 金
災 害 援 護 資 金
緊 急 小 口 資 金	21,376	1,861,136	81,597	10,670,302	11,101	854,687
離 職 者 支 援 資 金
不 動 産 担 保 型 生 活 資 金	120	1,965,724	93	1,424,701	84	1,283,737
要 保 護 世 帯 向 け 不 動 産 担 保 型 生 活 資 金	238	1,679,408	228	1,537,962	284	1,976,762

(注) 1 「更生資金」には、「障害者更生資金」を含む。

2 平成23年度の「緊急小口資金」には、東日本大震災の被災世帯への特例措置による貸付けを含む。

3 平成23年度以降の「福祉費」には、東日本大震災の被災世帯への特例措置による貸付けを含む。

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/274.xls>

第269表 母子福祉資金貸付状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)		23 (2011)		24 (2012)	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
合 計	49,779	23,957,448	48,471	23,485,229	45,115	22,282,395
事 業 開 始 資 金	37	79,894	37	74,203	21	49,730
事 業 継 続 資 金	15	16,863	12	11,852	7	7,509
修 学 資 金	33,746	17,929,021	33,979	17,992,248	31,956	17,196,832
技 能 習 得 資 金	1,176	589,359	1,143	612,061	1,106	608,925
修 業 資 金	846	368,203	811	370,427	773	337,980
就 職 支 度 資 金	109	20,826	102	20,121	76	16,083
医 療 介 護 資 金 (療 養 資 金)	23	5,776	15	3,446	10	2,340
生 活 資 金	1,514	712,666	1,184	563,785	1,041	523,465
住 宅 資 金	66	66,873	49	50,574	56	63,328
転 宅 資 金	867	184,828	739	158,710	616	129,759
就 学 支 度 資 金	11,376	3,981,939	10,398	3,627,202	9,450	3,345,554
結 婚 資 金	4	1,200	2	600	3	890
特 例 児 童 扶 養 資 金	0	0	0	0	0	0

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/275.xls>

第270表 災害救助法適用状況及び災害救助費国庫負担状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
法適用都道府県延数	5	4	16	12	12
法適用都道府県実数	5	4	14	9	10
法適用市町村延数	11	7	259	66	43
災害救助費国庫負担額	292,872	407,494	30,401,509	457,925,367	109,788,519
国庫負担対象都道府県数	4	4	14	7	15

(注) 平成22年度における東日本大震災にかかる予算の執行は、被災3県のみ。

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/276.xls>

第9節 生活保護

第271表 被保護実世帯・被保護実人員・保護率

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
被 保 護 世 帯 数					
年 度 合 計	13,263,296	13,785,189	15,290,768	16,920,586	17,980,504
1 か 月 平 均	1,105,275	1,148,766	1,274,231	1,410,049	1,498,375
被 保 護 人 員					
年 度 合 計	18,519,854	19,111,434	21,162,859	23,424,756	24,806,933
1 か 月 平 均	1,543,321	1,592,620	1,763,572	1,952,063	2,067,244
保 護 率 (人 口 千 対)	12.1	12.5	13.8	15.2	16.2
総 人 口 (千 人)	127,771	127,692	127,510	128,057	127,799

(注) 保護率の算出は、1か月平均の被保護実人員を総務省統計局発表による各年10月1日現在の推計人口(総人口)で除した。

平成22年度については、国勢調査統計表による人口で除した。

資料：平成20年度以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」、平成21年度以降は同部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/277.xls>

第272表 被保護実世帯数(世帯主の労働力類型別)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
被 保 護 実 世 帯 数	1,105,275	1,148,766	1,274,231	1,410,049	1,498,375
現に保護を受けた世帯数	1,102,945	1,145,913	1,270,588	1,405,281	1,492,396
世帯主が働いている世帯	115,738	121,294	133,906	152,427	167,279
常 用	80,644	85,029	93,578	106,684	118,498
日 雇	16,233	16,932	19,538	22,996	24,037
内 職	6,781	6,913	7,116	7,553	7,720
そ の 他	12,080	12,420	13,674	15,194	17,025
そ の 他 の 世 帯	987,206	1,024,619	1,136,682	1,252,854	1,325,116
世帯員が働いている世帯	25,944	27,169	30,377	34,321	36,636
働いている者のいない世帯	961,262	997,450	1,106,305	1,218,533	1,288,480
保 護 停 止 中 の 世 帯	2,330	2,853	3,643	4,768	5,980

(注) 年度1か月の平均である。

資料：平成20年度以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」、平成21年度以降は同部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/278.xls>

第273表 扶助別人員

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
被 保 護 実 人 員	1,543,321	1,592,620	1,763,572	1,952,063	2,067,244
扶 助 人 員 総 数	4,247,903	4,379,289	4,854,959	5,395,474	5,737,829
生 活 扶 助	1,379,945	1,422,217	1,586,013	1,767,315	1,871,659
住 宅 扶 助	1,262,158	1,304,858	1,459,768	1,634,773	1,741,888
教 育 扶 助	135,503	134,734	144,339	155,450	159,372
介 護 扶 助	184,258	195,576	209,735	228,235	248,100
医 療 扶 助	1,248,145	1,281,838	1,406,456	1,553,662	1,657,093
入 院	125,900	123,279	125,820	129,805	129,362
単 給	56,570	55,298	54,024	52,989	51,504
併 給	69,330	67,982	71,796	76,816	77,857
入 院 外	1,122,245	1,158,558	1,280,636	1,423,857	1,527,731
単 給	21,030	20,789	21,230	20,744	21,255
併 給	1,101,216	1,137,769	1,259,405	1,403,113	1,506,476
出 産 扶 助	116	133	162	186	191
生 業 扶 助	35,343	37,383	45,787	52,855	56,400
葬 祭 扶 助	2,436	2,551	2,699	2,999	3,127

(注) 年度1か月の平均である。

資料：平成20年度以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」、平成21年度以降は同部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/279.xls>

第274表 保護開始世帯数（世帯類型・構造別）

平成23年9月

区 分	総 数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	障害者世帯	その他の世帯
総 数	20,521	5,366	1,738	5,350	1,123	6,944
世帯主の傷病	5,383	811	296	2,873	466	937
世帯員の傷病	274	39	12	65	14	144
急迫保護で医療扶助単給	1,077	191	12	808	5	61
要介護状態	125	94	3	11	6	11
働いていた者の死亡	79	22	12	9	3	33
働いていた者の離別等	847	117	447	76	40	167
定年・失業	2,033	276	121	222	35	1,379
高齢による収入減少	965	852	・	20	6	87
事業不振・倒産	238	76	4	19	6	133
その他の働きによる収入減少	1,544	218	174	180	32	940
社会保障給付金の減少・喪失	287	96	16	39	27	109
貯金等の減少・喪失	5,222	1,778	437	671	286	2,050
仕送りの減少・喪失	718	317	57	106	61	177
そ の 他	1,729	479	147	251	136	716

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/280.xls>

第275表 保護廃止世帯数（世帯類型・構造別）

平成23年9月

区 分	総 数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	障害者世帯	その他の世帯
総 数	13,841	4,793	739	3,172	1,010	4,127
世帯主の傷病治癒	233	29	2	158	8	36
世帯員の傷病治癒	5	1	—	2	1	1
死	4,127	2,869	5	707	331	215
失 ぞ う	1,523	231	20	479	52	741
働きによる収入の増加・取得	2,211	96	232	304	87	1,492
働き手の転入	105	21	44	16	4	20
社会保障給付金の増加	726	240	23	138	115	210
仕送りの増加	74	17	11	12	8	26
親類・縁者等の引取り	427	103	86	92	49	97
施設 入 所	301	236	5	15	15	30
医療費の他法負担	109	53	4	18	16	18
そ の 他	4,000	897	307	1,231	324	1,241

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/281.xls>

第276表 保護費（扶助別）

(単位 千円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
総 額	2,617,464,651	2,700,553,250	3,007,189,050	3,329,629,240	3,501,590,101
生活扶助費	870,844,851	896,469,101	1,016,339,013	1,155,175,052	1,209,006,731
住宅扶助費	359,008,689	381,440,562	442,652,035	499,605,259	538,415,058
教育扶助費	11,794,966	11,845,300	17,042,592	19,920,451	20,489,900
介護扶助費	53,927,879	56,245,925	61,032,602	65,902,942	70,677,191
医療扶助費	1,307,404,330	1,339,288,625	1,451,474,227	1,570,134,713	1,643,231,070
出産扶助費	262,558	310,316	428,173	525,745	551,105
生業扶助費	8,158,797	8,614,597	11,503,479	10,877,971	11,483,859
葬祭扶助費	6,062,582	6,338,825	6,716,929	7,487,107	7,735,187
《1人当り月額（円）》					
総 額	141,333	141,306	142,097	142,141	141,327
生活扶助費	52,589	52,528	53,401	54,469	53,830
住宅扶助費	23,703	24,360	25,270	25,468	25,758
教育扶助費	7,254	7,326	9,839	10,679	10,714

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/282.xls>

第277表 医療扶助決定状況（診療費分）

（単位 金額：千円）

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計	26,554,992	27,669,416	29,453,144	31,063,581	33,430,502
件数	1,200,321,713	1,234,102,802	1,298,902,444	1,387,670,976	1,470,246,942
一 般 診 療	24,282,968	25,282,643	26,803,836	28,067,135	30,135,167
金 額	1,154,986,344	1,186,085,747	1,245,173,671	1,325,995,734	1,404,954,131
入 院	1,886,973	1,891,510	1,913,575	1,961,928	2,079,133
金 額	784,199,875	805,065,158	836,314,153	878,187,339	920,376,156
入 院 外	22,395,995	23,391,133	24,890,261	26,105,207	28,056,034
金 額	370,786,469	381,020,589	408,859,518	447,808,395	484,577,975
歯 科 診 療	2,272,024	2,386,773	2,649,308	2,996,446	3,295,335
金 額	45,335,369	48,017,055	53,728,773	61,675,242	65,292,811

資料：平成20年度以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」、
平成21年度以降は同部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/283.xls>

第278表 生活保護基準額改定の推移

区 分	実施年月日	生活扶助	改定率（%）		住宅扶助
第 65 次	平成21. 4. 1	162,170	100.0	（据置）	13,000
第 66 次	22. 4. 1	162,170	100.0	（据置）	13,000
第 67 次	23. 4. 1	162,170	100.0	（据置）	13,000
第 68 次	24. 4. 1	162,170	100.0	（据置）	13,000
第 69 次	25. 8. 1	156,810	96.7	（△ 3.3%）	13,000

（注）1 1級地-1の33歳、29歳、4歳の3人世帯の場合である。

2 上記の他に、米価補正による改定等がある。

3 第69次（平成25.8.1）については、世帯員の年齢や世帯人員、居住地域によって改定率は異なることに注意。

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/284.xls>

第279表 保護施設の施設数及び在所者数

各年10月1日現在

区 分	平成19年 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
総 数	302	300	299	297	294
在 所 者 数	19,822	20,054	20,040	19,745	19,342
救 護 施 設	188	187	186	188	184
在 所 者 数	17,307	17,317	17,263	17,375	16,824
更 生 施 設	19	20	20	19	21
在 所 者 数	1,581	1,616	1,748	1,457	1,651
医 療 保 護 施 設	64	60	60	60	58
授 産 施 設	21	21	21	20	20
在 所 者 数	559	565	495	482	439
宿 所 提 供 施 設	10	12	12	10	11
在 所 者 数	375	556	534	431	428

（注）1 平成21年より調査方法を変更した。なお、回収できた施設のうち、活動中の施設について集計している。

2 平成23年は、東日本大震災の影響により、以下に所在する施設・事業所の調査は見合わせた。

宮城県：石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町

福島県：相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/285.xls>

第10節 恩給・戦争犠牲者援護

1 恩 給

第280表 文官恩給年金受給権者状況

区 分	合計			普通恩給			増加恩給			人員
	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	
平成21年度(2009)	19,718	23,043,988	1,168,678	2,426	4,327,127	1,783,647	142	463,617	3,264,906	12
22 (2010)	17,428	20,456,327	1,173,762	2,090	3,960,237	1,894,850	130	422,863	3,252,792	8
23 (2011)	15,257	17,922,139	1,174,683	1,752	3,505,267	2,000,723	119	382,884	3,217,515	5
平成23年度										
文 官	7,320	8,106,727	1,107,476	420	446,645	1,063,440	41	133,142	3,247,371	3
教 育 職 員	1,388	1,816,966	1,309,053	145	226,744	1,563,754	10	27,475	2,747,480	—
警察監獄職員	5,432	4,712,195	867,488	489	409,433	837,287	67	218,992	3,268,533	2
待 遇 職 員	46	47,086	1,023,600	1	950	949,500	1	3,276	3,275,600	—
執 行 官	91	156,365	1,718,301	91	156,365	1,718,301	—	—	—	—
備 外 国 人	102	174,946	1,715,160	102	174,946	1,715,160	—	—	—	—
国 会 議 員	878	2,907,854	3,311,907	504	2,090,184	4,147,190	—	—	—	—

資料：総務省人事・恩給局調べ

[SSJ-DB] <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/286.xls>

第281表 軍人恩給年金受給権者状況

区 分	合計			普通恩給			増加恩給			傷病年金	
	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額
平成21年度(2009)	847,859	667,831,484	787,668	143,910	92,194,074	640,637	6,118	20,292,220	3,316,806	11,582	14,961,849
22 (2010)	776,538	604,337,460	778,246	117,883	75,353,300	639,221	5,064	16,772,074	3,312,021	9,698	12,482,125
23 (2011)	703,842	540,625,203	768,106	94,497	60,258,411	637,675	4,131	13,658,831	3,306,422	7,962	10,236,873

資料：総務省人事・恩給局調べ

[SSJ-DB] <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/287.xls>

第282表 都道府県知事裁定恩給年金受給権者状況

区 分	合計			普通恩給			増加恩給			人員
	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	
平成21年度(2009)	21,171	24,464,583	1,155,571	3,973	5,353,685	1,347,517	39	106,986	2,743,221	—
22 (2010)	18,657	21,233,132	1,138,079	3,282	4,341,492	1,322,819	34	92,442	2,718,874	—
23 (2011)	16,333	18,290,224	1,119,832	2,689	3,504,430	1,303,247	30	80,367	2,678,907	—
平成23年度										
文 官	1,101	1,281,250	1,163,714	32	45,024	1,406,997	3	7,560	2,520,133	—
教 育 職 員	6,215	8,441,092	1,358,181	1,365	2,066,407	1,513,851	2	6,278	3,138,900	—
警察監獄職員	8,979	8,532,675	950,292	1,292	1,393,000	1,078,173	25	66,529	2,661,160	—
待 遇 職 員	38	35,207	926,511	—	—	—	—	—	—	—

資料：総務省人事・恩給局調べ

[SSJ-DB] <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/288.xls>

傷病年金		扶助科						傷病者遺族特別年金		
金額	平均額	普通扶助料			公務関係扶助料			人員	金額	平均額
		人員	金額	平均額	人員	金額	平均額			
千円	円		千円	円		千円	円		千円	円
15,620	1,301,683	15,515	15,087,731	972,461	1,600	3,137,440	1,960,900	23	12,453	541,450
9,896	1,236,950	13,790	13,338,338	967,247	1,387	2,712,168	1,955,420	23	12,825	557,600
6,885	1,376,920	12,162	11,680,086	960,375	1,197	2,334,750	1,950,501	22	12,267	557,600
3,723	1,241,067	5,931	5,738,403	967,527	907	1,774,777	1,956,755	18	10,037	557,600
—	—	1,163	1,420,121	1,221,085	69	142,067	2,058,948	1	558	557,600
3,161	1,580,700	4,658	3,675,979	789,175	213	402,957	1,891,819	3	1,673	557,600
—	—	36	27,913	775,353	8	14,948	1,868,475	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	374	817,670	2,186,284	—	—	—	—	—	—

平均額	特例傷病恩給			扶助科						傷病者遺族特別年金		
	人員	金額	平均額	普通扶助料			公務関係扶助料			人員	金額	平均額
				人員	金額	平均額	人員	金額	平均額			
円		千円	円		千円	円		千円	円		千円	円
1,291,819	350	642,628	1,836,081	566,551	343,589,534	606,458	98,376	184,829,893	1,878,811	20,972	11,321,286	539,829
1,287,082	309	581,859	1,883,039	536,725	325,396,046	606,262	86,880	162,645,466	1,872,070	19,979	11,106,591	555,913
1,285,716	258	485,860	1,833,179	502,360	304,116,464	605,376	75,824	141,413,501	1,865,023	18,810	10,455,262	555,835

傷病年金		扶助科						傷病者遺族特別年金		
金額	平均額	普通扶助料			公務関係扶助料			人員	金額	平均額
		人員	金額	平均額	人員	金額	平均額			
千円	円		千円	円		千円	円		千円	円
—	—	16,765	18,236,506	1,087,773	384	762,141	1,984,742	10	5,265	526,500
—	—	14,977	16,088,437	1,074,210	355	705,941	1,988,566	9	4,820	535,606
—	—	13,281	14,056,441	1,058,387	324	644,068	1,987,863	9	4,917	546,356
—	—	1,042	1,175,887	1,128,490	24	52,778	2,199,096	—	—	—
—	—	4,798	6,258,035	1,304,301	50	110,372	2,207,438	—	—	—
—	—	7,403	6,587,312	889,817	250	480,917	1,923,669	9	4,917	546,356
—	—	38	35,207	826,511	—	—	—	—	—	—

2 戦争犠牲者援護

第283表 未帰還者留守家族等援護法による援護状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成20年度 (2008)		21 (2009)		22 (2010)		23 (2011)		24 (2012)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合 計	286	29,953	161	17,932	130	15,140	77	9,399	66	7,974
葬 祭 料	147	29,253	82	17,512	76	14,870	46	9,244	39	7,839
遺骨引取経費	139	700	79	420	54	270	31	155	27	135

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/289.xls>

第284表 戦傷病者特別援護法による療養の給付等の援護状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成20年度 (2008)		21 (2009)		22 (2010)		23 (2011)		24 (2012)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合 計	11,598	637,498	9,543	518,077	8,261	419,336	6,725	367,090	5,117	277,215
療養の給付	11,130	578,219	9,163	468,161	7,975	378,568	6,469	329,868	4,904	250,543
療養手当	25	735	24	706	18	529	12	353	12	353
葬 祭 費	22	4,378	18	3,781	8	1,600	16	3,216	5	1,005
補装具給付費	421	54,166	338	45,429	260	38,639	228	33,653	196	25,314

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/290.xls>

第285表 戦傷病者特別援護法による補装具交付状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成20年度 (2008)		21 (2009)		22 (2010)		23 (2011)		24 (2012)	
	件数	公費 負担額	件数	公費 負担額	件数	公費 負担額	件数	公費 負担額	件数	公費 負担額
交 付	266	39,362	225	37,120	182	31,293	148	26,461	122	19,833
修 理	155	14,804	113	8,309	78	7,346	80	7,192	74	5,481

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/291.xls>

第286表 戦傷病者戦没者遺族等援護法給付状況

年度末現在 (単位 金額：千円)

区 分	平成21年度 (2009)		22 (2010)		23 (2011)		24 (2012)	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
合 計	16,902	33,532,184	14,918	29,652,926	13,110	25,726,669	11,395	22,460,734
障 害 年 金	2,042	4,718,313	1,880	4,420,230	1,733	3,935,228	1,585	3,631,280
遺 族 年 金	10,613	20,588,779	9,291	17,975,333	8,051	15,548,969	6,899	13,390,421
遺 族 給 与 金	4,247	8,225,091	3,747	7,257,363	3,326	6,242,472	2,911	5,439,033
弔 慰 金 (国 債) 支 給 人 数	2,085,012		2,085,076		2,085,099		2,085,117	

(注) 1 「遺族年金」「遺族給与金」の人員数は、後順位の人員を含めた数である。

2 金額は、それぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計と合致しないものがある。

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/292.xls>

第287表 原爆被爆者対策状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
健 康 手 帳 交 付	235,569	227,565	219,410	210,830	201,779
認 定 被 爆 者 (再 掲)	4,415	6,367	7,210	8,143	8,556
健 康 診 断 受 診 者 証 交 付	11,914	11,660	11,326	11,015	10,678
医 療 給 付 総 額	19,906,265	20,121,419	19,164,740	18,673,883	17,435,946
原 爆 疾 病					
支 払 総 額	213,581	846,109	822,000	925,811	963,677
件 数	4,633	14,293	16,144	18,479	19,246
1 件 当 り 金 額 (円)	46,100	59,197	50,917	50,101	50,072
一 般 疾 病					
支 払 総 額	19,692,684	19,275,310	18,342,740	17,748,072	16,472,269
件 数	3,470,761	3,132,468	3,099,874	2,884,872	2,695,961
1 件 当 り 金 額 (円)	5,674	6,153	5,917	6,152	6,110

(注) 健康手帳交付数は年度末現在。

資料：厚生労働省健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/293.xls>

第11節 関連制度・関係機関

1 関連制度

① 住宅関係

第288表 住宅数・世帯数・世帯人員・1戸当り居住室数・畳数・延面積・1人当り居住室の畳数
(地域・住宅の所有関係別)

平成20(2008)年10月1日現在

区 分	住宅数	世帯数	世帯人員	1住宅当り 居住室数	1住宅当り 居住室の 畳数	1住宅当り 延べ面積 (㎡)	1人当り 居住室の 畳数
総 数	49,598,300	49,894,500	125,264,400	4.67	32.70	94.13	12.83
持 ち							
一長共 そ の 他	27,450,200	27,682,400	81,433,600	6.01	42.71	128.64	14.35
同 住 宅	1,329,800	1,336,700	3,036,900	3.76	23.58	65.57	10.24
の 他	20,684,300	20,739,400	40,430,600	2.88	19.39	47.92	9.83
借 家	134,000	136,000	363,200	5.33	40.16	145.72	14.47
一長共 そ の 他	30,316,100	30,547,400	88,446,800	5.80	41.44	122.63	14.21
同 住 宅	25,186,900	25,403,600	75,672,900	6.15	43.86	132.30	14.60
の 他	363,800	367,400	961,400	5.06	34.13	99.65	12.92
借 家	4,676,700	4,686,400	11,553,500	4.00	28.93	71.53	11.71
一長共 そ の 他	88,600	90,000	259,000	5.87	44.73	165.69	15.31
同 住 宅	17,770,000	17,833,200	34,109,800	2.75	17.78	45.49	9.26
の 他	1,921,200	1,936,100	5,005,900	4.26	27.64	80.57	10.61
借 家	877,100	880,000	1,896,700	3.22	19.21	51.43	8.88
一長共 そ の 他	14,939,100	14,983,900	27,129,800	2.53	16.40	40.53	9.03
同 住 宅	32,600	33,100	77,400	3.86	27.74	91.38	11.67
の 他	2,088,900	2,090,600	4,661,600	3.42	19.84	51.52	8.89
借 家	918,000	920,300	1,948,200	3.12	18.88	49.51	8.90
公 営 の 借 家	13,365,500	13,406,000	24,534,400	2.59	17.13	43.47	9.33
民 営 の 借 家	4,407,300	4,424,400	8,954,900	3.06	19.40	52.01	9.55
木 造	8,958,200	8,981,600	15,579,500	2.37	16.01	39.28	9.21
非 木 造	1,397,600	1,416,300	2,965,600	3.00	20.17	53.17	9.51
給 与 住 宅							

(注) 1 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。

2 「総数」には、住宅の所有関係「不詳」を含む。

3 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。

資料：総務省統計局「平成20年 住宅・土地統計調査報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/294.xls>

第289表 住宅の所有関係別世帯数 (地域別)

平成20(2008)年10月1日現在

区 分	全 国	市 部	人口集中地区
総 数	49,894,500	45,438,500	35,437,300
持 ち 家	30,547,400	27,096,700	18,999,600
借 家	17,833,200	16,869,600	15,068,900
公 営 ・ 都 市 再 生 機 構 ・ 公 社 の 借 家	3,010,900	2,795,900	2,443,500
民 営 の 借 家	13,406,000	12,776,700	11,529,500
給 与 住 宅	1,416,300	1,297,000	1,095,900

(注) 1 世帯数は、「主世帯」と「同居世帯又は住宅以外の建物に居住する世帯」の合計である。

2 「総数」は、住宅の所有関係「不詳」を含む。

3 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。

資料：総務省統計局「平成20年 住宅・土地統計調査報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/295.xls>

第290表 住宅の所有関係別普通世帯数

各年10月1日現在

区 分	平成5年 (1993)	10 (1998)	15 (2003)	20 (2008)
世帯総数	40,934,000	44,133,900	47,082,800	49,804,400
持家	24,376,200	26,467,800	28,665,900	30,316,100
借家	15,691,000	16,730,000	17,166,000	17,770,000
公営	2,033,000	2,086,700	2,182,600	2,088,900
都市再生機構・公社	845,000	864,300	936,000	918,000
民営	10,762,500	12,049,800	12,561,300	13,365,500
木造・設備専用	5,453,900	.	.	.
木造・設備共用	285,200	.	.	.
木造	.	5,426,200	4,909,000	4,407,300
非木造	5,023,400	6,623,600	7,652,300	8,958,200
給与住宅	2,050,500	1,729,200	1,486,100	1,397,600
住宅所有関係不詳	706,100	724,400	1,031,000	1,512,200
同居	81,900	156,600	191,100	184,600
住宅以外の建物に居住	78,800	55,100	28,800	21,500

- (注) 1 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。
- 2 「普通世帯」とは、住居と生計をともにしている家族などの世帯である。
- 3 「都市再生機構・公社」は、平成15年以前は「公団・公社」である。
- 4 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。

資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/296.xls>

第291表 公営住宅等建設戸数

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
	実績戸数	実績戸数	実績戸数	実績戸数	実績戸数
建設戸数合計	19,008	19,345	16,971	14,992	15,158
公営住宅	16,081	16,586	15,783	14,181	14,745
木造	1,047	872	740	754	1,363
簡易耐火構造平家建	37	55	36	44	16
簡易耐火構造2階建	713	718	674	567	541
準耐火構造3階建	0	7	0	0	22
中高層耐火構造	14,284	14,934	14,333	12,816	12,803
地域優良賃貸住宅	2,927	2,859	1,188	811	413
予算額(千円)	194,000,000	194,560,000	—	—	—

(注) 1 予算額については、平成21年度以前は公営住宅建設費等補助と地域住宅交付金の合計額であり、平成22年度以降は社会資本整備総合交付金の内数となっている。

2 特定優良賃貸住宅制度と高齢者向け優良賃貸住宅制度を再編し、平成19年9月より地域優良賃貸住宅制度を創設。

資料：国土交通省住宅局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/297.xls>

第292表 1か月当り家賃階級別にみた借家数（住宅の所有関係別）

平成20(2008)年10月1日現在(単位：百戸)

区分	全国	専用住宅						店舗その他の併用住宅
		総数	公営の借家	都市再生機構・公社の借家	民営借家(木造)	民営借家(非木造)	給与住宅	
総数	177,700	176,338	20,882	9,178	43,258	89,307	13,712	1,362
50円未満	2,975	2,777	128	—	934	507	1,208	198
50～5,000	1,903	1,896	1,089	1	156	103	546	8
5,000～10,000	4,623	4,608	2,430	4	233	227	1,715	15
10,000～15,000	6,120	6,084	3,370	25	486	314	1,890	35
15,000～20,000	6,190	6,170	3,760	106	577	302	1,425	20
20,000～25,000	6,724	6,679	3,207	283	1,296	594	1,299	45
25,000～30,000	6,204	6,176	2,275	268	1,673	1,170	790	28
30,000～40,000	20,137	19,998	2,550	1,460	7,025	7,637	1,326	139
40,000～50,000	25,647	25,534	946	1,902	7,952	13,994	740	113
50,000～60,000	28,273	28,130	506	1,282	7,992	17,751	599	144
60,000～70,000	23,686	23,584	262	890	6,134	15,843	455	102
70,000～80,000	15,016	14,925	131	683	3,197	10,599	315	91
80,000～90,000	9,013	8,941	72	515	1,696	6,441	218	72
90,000～100,000	4,709	4,674	34	333	662	3,425	140	35
100,000～110,000	3,776	3,711	36	274	579	2,618	146	65
110,000～120,000	2,255	2,234	23	214	291	1,585	73	21
120,000～150,000	4,187	4,134	35	391	560	2,887	170	54
150,000～200,000	1,706	1,656	8	174	268	1,087	93	49
200,000円以上	684	655	1	39	125	422	46	29
不詳	3,871	3,772	19	19	1,421	1,801	519	99

(注) 1 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計がかならずしも総数とは一致しない。

2 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。

資料：総務省統計局「平成20年 住宅・土地統計調査報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/298.xls>

② 雇用関係一般

第293表 労働力人口・非労働力人口（年平均）

（単位 万人）

区分	総人口	15歳以上人口	労働力人口			非労働力人口				労働力人口比率(%)
			総数	就業者	完全失業者	総数	家事	通学	その他	
《男女計》										
平成22年(2010)	12,739	11,049	6,590	6,257	334	4,452	1,655	698	2,100	59.6
23(2011)	12,156	10,552	6,261	5,977	284	4,287	1,598	666	2,023	59.3
24(2012)	12,757	11,098	6,555	6,270	285	4,540	1,658	692	2,190	59.1
《男》										
平成22年(2010)	6,203	5,337	3,822	3,615	207	1,512	53	376	1,083	71.6
23(2011)	5,920	5,097	3,629	3,454	175	1,466	58	356	1,052	71.2
24(2012)	6,205	5,355	3,789	3,616	173	1,565	62	366	1,136	70.8
《女》										
平成22年(2010)	6,535	5,712	2,768	2,642	127	2,940	1,601	322	1,017	48.5
23(2011)	6,236	5,455	2,632	2,523	109	2,821	1,540	310	971	48.2
24(2012)	6,552	5,742	2,766	2,654	112	2,976	1,596	325	1,054	48.2

(注) 1 統計表の数字は、推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

2 平成23年は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/299.xls>

第294表 年齢階級別労働力人口比率の推移（年平均）

（単位 %）

	総数	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
《男女計》												
平成22年(2010)	59.6	15.2	68.3	85.7	82.3	81.6	84.2	86.3	84.3	77.9	60.5	19.9
23(2011)	59.3	14.5	68.5	85.6	82.0	82.0	84.0	86.1	83.9	78.1	60.4	19.7
24(2012)	59.1	14.7	68.0	85.5	82.4	82.2	84.1	86.0	84.2	78.3	60.5	19.9
《男》												
平成22年(2010)	71.6	14.5	67.1	94.2	96.2	96.7	96.8	97.0	95.8	92.8	76.0	28.8
23(2011)	71.2	13.6	67.7	93.6	96.1	96.6	96.6	96.3	95.6	92.8	75.6	28.4
24(2012)	70.8	14.8	67.4	93.6	96.0	96.5	96.2	96.1	95.0	92.2	75.4	28.7
《女》												
平成22年(2010)	48.5	15.9	69.4	77.1	67.8	66.2	71.6	75.8	72.8	63.3	45.7	13.3
23(2011)	48.2	15.0	69.1	77.2	67.6	67.0	71.0	75.7	72.6	63.8	45.8	13.2
24(2012)	48.2	14.6	68.7	77.6	68.6	67.7	71.7	75.7	73.4	64.6	45.8	13.4

(注) 1 労働力人口比率＝(労働力人口)÷(15歳以上人口)×100

2 平成23年は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/300.xls>

第295表 就業者数（産業別、年平均）

就業者数

区分	全産業	農林業	漁業	鉱業、 採石業、 砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス ・熱供給・ 水道業	情報 通信業	運輸業、 郵便業
《男女計》									
平成22年(2010)	6,257	234	18	3	498	1,049	34	196	350
23(2011)	5,977	207	16	3	473	997	29	185	334
24(2012)	6,270	224	16	3	503	1,032	31	188	340
《男》									
平成22年(2010)	3,615	138	13	3	429	734	30	147	284
23(2011)	3,454	124	12	2	407	702	26	137	274
24(2012)	3,616	135	12	2	432	728	28	140	280
《女》									
平成22年(2010)	2,642	97	5	1	69	314	4	49	66
23(2011)	2,523	83	4	1	66	295	3	48	60
24(2012)	2,654	89	4	0	70	304	4	48	60

産業別構成割合

区分	全産業	農林業	漁業	鉱業、 採石業、 砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス ・熱供給・ 水道業	情報 通信業	運輸業、 郵便業
《男女計》									
平成22年(2010)	100.0	3.7	0.3	0.0	8.0	16.8	0.5	3.1	5.6
23(2011)	100.0	3.5	0.3	0.1	7.9	16.7	0.5	3.1	5.6
24(2012)	100.0	3.6	0.3	0.0	8.0	16.5	0.5	3.0	5.4
《男》									
平成22年(2010)	100.0	3.8	0.4	0.1	11.9	20.3	0.8	4.1	7.9
23(2011)	100.0	3.6	0.3	0.1	11.8	20.3	0.8	4.0	7.9
24(2012)	100.0	3.7	0.3	0.1	11.9	20.1	0.8	3.9	7.7
《女》									
平成22年(2010)	100.0	3.7	0.2	0.0	2.6	11.9	0.2	1.9	2.5
23(2011)	100.0	3.3	0.2	0.0	2.6	11.7	0.1	1.9	2.4
24(2012)	100.0	3.4	0.2	0.0	2.6	11.5	0.2	1.8	2.3

(注)1 統計表の数字は推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

2 産業別構成割合は、国立社会保障・人口問題研究所で算出した。

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/301.xls>

(単位 万人)

卸売・小売業	金融・保険業	不動産業、物品賃貸業	宿泊業、飲食サービス業	学術研究、専門・技術サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	医療、福祉	教育、学習支援業	複合サービス事業	サービス業	公務
1,057	163	110	387	198	239	653	288	45	455	220
1,006	155	108	365	199	231	648	280	40	435	210
1,042	163	112	376	205	239	706	295	47	462	224
529	78	70	153	132	97	158	129	26	266	168
501	75	68	142	135	94	159	124	23	255	162
518	77	71	145	138	99	175	131	28	272	170
529	85	40	234	66	142	495	159	20	189	52
505	80	40	223	65	137	489	156	17	179	48
524	86	41	231	67	140	531	164	19	189	54

(単位 %)

卸売・小売業	金融・保険業	不動産業、物品賃貸業	宿泊業、飲食サービス業	学術研究、専門・技術サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	医療、福祉	教育、学習支援業	複合サービス事業	サービス業	公務
16.9	2.6	1.8	6.2	3.2	3.8	10.4	4.6	0.7	7.3	3.5
16.8	2.6	1.8	6.1	3.3	3.9	10.8	4.7	0.7	7.3	3.5
16.6	2.6	1.8	6.0	3.3	3.8	11.3	4.7	0.7	7.4	3.6
14.6	2.2	1.9	4.2	3.7	2.7	4.4	3.6	0.7	7.4	4.6
14.5	2.2	2.0	4.1	3.9	2.7	4.6	3.6	0.7	7.4	4.7
14.3	2.1	2.0	4.0	3.8	2.7	4.8	3.6	0.8	7.5	4.7
20.0	3.2	1.5	8.9	2.5	5.4	18.7	6.0	0.8	7.2	2.0
20.0	3.2	1.6	8.8	2.6	5.4	19.4	6.2	0.7	7.1	1.9
19.7	3.2	1.5	8.7	2.5	5.3	20.0	6.2	0.7	7.1	2.0

第296表 就業者数（従業上の地位・職業別、年平均）

区分	総数	全産業						管理的職業従事者	専門的・技術的職業従事者
		自営業主	家族従業者	雇用者					
				計	常雇	臨時雇	日雇		
《男女計》									
平成22年(2010)	6,257	579	189	5,463	4,706	653	104	161	955
23(2011)	5,977	535	174	5,244	4,523	619	107	151	945
24(2012)	6,270	559	180	5,504	4,744	653	107	153	1,010
《男》									
平成22年(2010)	3,615	433	34	3,133	2,865	222	46	144	515
23(2011)	3,454	401	33	3,007	2,750	212	45	133	509
24(2012)	3,616	419	35	3,148	2,873	227	48	136	542
《女》									
平成22年(2010)	2,642	146	155	2,329	1,841	430	58	17	440
23(2011)	2,523	134	141	2,237	1,773	407	57	18	436
24(2012)	2,654	140	145	2,357	1,871	427	59	17	467

(注) 1 職業は、国勢調査の職業分類に基づいて分類している。

2 平成23年は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/302.xls>

第297表 年齢別有効求人倍率

(単位 倍)

区分	平成20年 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合計	0.79	0.42	0.54	0.65	0.77
19歳以下	4.50 (0.85)	2.68 (0.47)	3.17 (0.62)	4.15 (0.74)	5.04 (0.87)
20歳～24歳	0.81 (0.83)	0.50 (0.45)	0.64 (0.60)	0.82 (0.73)	0.98 (0.85)
25歳～29歳	0.55 (0.84)	0.33 (0.45)	0.44 (0.60)	0.55 (0.73)	0.65 (0.86)
30歳～34歳	0.58 (0.84)	0.33 (0.45)	0.45 (0.59)	0.55 (0.72)	0.67 (0.85)
35歳～39歳	0.64 (0.80)	0.33 (0.43)	0.42 (0.56)	0.50 (0.68)	0.60 (0.81)
40歳～44歳	0.76 (0.75)	0.38 (0.40)	0.45 (0.50)	0.49 (0.59)	0.58 (0.73)
45歳～49歳	0.83 (0.73)	0.40 (0.38)	0.49 (0.48)	0.59 (0.57)	0.68 (0.68)
50歳～54歳	0.85 (0.73)	0.42 (0.39)	0.54 (0.48)	0.65 (0.57)	0.77 (0.68)
55歳～59歳	0.65 (0.75)	0.34 (0.40)	0.46 (0.50)	0.60 (0.59)	0.76 (0.70)
60歳～64歳	0.64 (0.71)	0.31 (0.39)	0.38 (0.48)	0.41 (0.56)	0.52 (0.68)
65歳以上	2.04 (0.79)	1.07 (0.46)	1.28 (0.55)	1.21 (0.62)	1.16 (0.75)

(注) 1 有効求人倍率は、有効求人数を有効求職者数で除したものである。

2 各年10月の常用労働者(新規学卒者を除き、常用的パートタイムを含む)の有効求職者数に対する有効求人数の割合である。

3 「求人数均等配分方式」による有効求人倍率である。

4 ()内は「就職機会積み上げ方式」による年齢別有効求人倍率である。この方式は、個々の求人について、求人数を対象となる年齢階級の総有効求職者数で除して当該求人に係る求職者1人当たりの就職機会を算定し、全有効求人についてこの就職機会を足し上げるにより年齢別有効求人倍率を算出する方法である。

資料：厚生労働省職業安定局「労働統計要覧」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/303.xls>

(単位 万人)

職 業 別								
事 務 従事者	販 売 従事者	サービス職業 従事者	保安職業 従事者	農林漁業 作業者	生産工程 従事者	輸送・機械 運転従事者	建設・採掘 従事者	運搬・清掃・ 包装等従事者
1,230	886	752	123	250	916	222	296	410
1,177	850	719	118	220	855	211	284	393
1,214	875	758	122	237	902	222	302	414
497	525	250	115	153	654	213	290	225
483	498	236	112	138	615	204	279	216
497	508	250	115	149	644	217	296	227
732	361	502	7	96	262	9	6	185
694	352	483	6	82	240	6	5	178
717	368	508	7	87	258	6	5	187

第298表 職業転換給付金関係予算の推移

(単位 千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計	21,390,791	21,083,815	18,753,989	16,133,330	15,009,047
就 職 促 進 手 当	410,243	402,152	328,892	327,973	345,156
職 業 転 換 特 別 給 付 金	86,748	85,097	82,839	424,080	43,402
職 業 転 換 訓 練 費 負 担 金	2,461,252	2,330,357	2,146,817	2,253,970	1,832,550
高年齢者就業機会確保事業費等補助金	15,133,888	14,967,549	12,896,781	9,828,647	9,489,279
職 業 転 換 訓 練 費 交 付 金	3,298,660	3,298,660	3,298,660	3,298,660	3,298,660

(注) 補正後予算額である。

資料：厚生労働省職業安定局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/304.xls>

第299表 地域別最低賃金額の改定状況

平成25年度(単位 円)

	答申最低賃金 時間額	引上げ額	発効予定 年月日		答申最低賃金 時間額	引上げ額	発効予定 年月日
北海道	734 (719)	15	25.10.18 *	滋賀	730 (716)	14	25.10.24
青森	665 (654)	11	25.10.24	京都	773 (759)	14	25.10.24
岩手	665 (653)	12	25.10.26	大阪	819 (800)	19	25.10.18 *
宮城	696 (685)	11	25.10.31	兵庫	761 (749)	12	25.10.19 *
秋田	665 (654)	11	25.10.24	奈良	710 (699)	11	25.10.20
山形	665 (654)	11	25.10.24	和歌山	701 (690)	11	25.10.19 *
福島	675 (664)	11	25.10.6 *	鳥取	664 (653)	11	25.10.25
茨城	713 (699)	14	25.10.19	島根	664 (652)	12	25.11.6
栃木	718 (705)	13	25.10.19 *	岡山	703 (691)	12	25.10.30
群馬	707 (696)	11	25.10.13 *	広島	733 (719)	14	25.10.24
埼玉	785 (771)	14	25.10.20 *	山口	701 (690)	11	25.10.10 *
千葉	777 (756)	21	25.10.18 *	徳島	666 (654)	12	25.10.30
東京都	869 (850)	19	25.10.19 *	香川	686 (674)	12	25.10.20
神奈川県	868 (849)	19	25.10.20	愛媛	666 (654)	12	25.10.31
新潟	701 (689)	12	25.10.26	高知	664 (652)	12	25.10.26
富山	712 (700)	12	25.10.6 *	福岡	712 (701)	11	25.10.18 *
石川	704 (693)	11	25.10.19 *	佐賀	664 (653)	11	25.10.26
福井	701 (690)	11	25.10.13 *	長崎	664 (653)	11	25.10.20
山梨	706 (695)	11	25.10.18 *	熊本	664 (653)	11	25.10.30
長野	713 (700)	13	25.10.19 *	大分	664 (653)	11	25.10.20
岐阜	724 (713)	11	25.10.19 *	宮崎	664 (653)	11	25.10.31
静岡県	749 (735)	14	25.10.12 *	鹿児島	665 (654)	11	25.10.26
愛知県	780 (758)	22	25.10.26	沖縄	664 (653)	11	25.10.26
三重	737 (724)	13	25.10.19 *	全国加重平均額	764 (749)	15	

(注)1 ()内は、平成24年度最低賃金額である。

2 「発効予定年月日」は、異議申出に係る審議がない場合の最短のものである。ただし、*印は異議申出に係る手続きが終了し、発効年月日は確定。(平成25年9月9日現在)

資料:厚生労働省労働基準局「地域別最低賃金の答申」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/305.xls>

第300表 産業別最低賃金決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

平成25年3月31日現在（単位 件、人）

業 種	決定件数	適用使用者数	適用労働者数
総 計	243	117,700	3,653,900
新 産 業 別 計	240	116,900	3,650,500
食 料 品 ・ 飲 料 製 造 業 関 係	7	400	16,400
織 維 工 業 関 係	8	1,300	22,300
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 関 係	1	100	900
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業 関 係	3	200	10,800
印 刷 ・ 同 関 連 産 業 関 係	2	1,100	12,700
塗 料 製 造 業 関 係	4	100	5,600
ゴ ム 製 品 製 造 業 関 係	1	100	5,700
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業 関 係	5	1,400	22,500
鉄 鋼 業 関 係	22	3,300	144,500
非 鉄 金 属 製 造 業 関 係	8	800	28,800
金 属 製 品 製 造 業 関 係	5	1,200	29,200
一 般 機 械 器 具 製 造 業 関 係	26	28,800	555,600
電 気 機 械 器 具 製 造 業 等 関 係	46	28,600	1,183,200
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業 関 係	34	16,200	848,100
精 密 機 械 器 具 製 造 業 関 係	7	1,200	30,900
新 聞 ・ 出 版 業 関 係	2	2,500	48,200
各 種 商 品 小 売 業 関 係	33	4,100	445,600
自 動 車 小 売 業 関 係	24	24,200	233,000
自 動 車 整 備 業 関 係	1	1,000	3,500
道 路 貨 物 運 送 業 関 係	1	300	3,000
従 来 の 産 業 別 計	3	800	3,400
木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業 関 係	1	600	2,700
道 路 貨 物 運 送 業 関 係	1	100	300
全 国 非 金 属 鉱 業（厚生労働大臣決定） 関 係	1	100	400

(注) 1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

2 「適用使用者数」及び「適用労働者数」は、平成21年経済センサス基礎調査等に基づき推計した適用使用者数及び適用労働者数である。

資料：厚生労働省労働基準局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/306.xls>

第301表 障害者雇用の現状

(i) 一般の民間企業における障害者の雇用状況

各年6月1日現在

区分	企業数	雇 用 状 況			雇用率未達成 企業の割合 (%)
		常用労働者数	障害者数	実雇用率 (%)	
平成24年 (2012)	76,308	22,577,527	382,364	1.69	53.2
25 (2013)	85,314	23,213,401	408,948	1.76	57.3

《規模別》

(単位：%)

《主な産業別》

(単位：%)

区分	平成24年 (2012)	25 (2013)	区分	平成24年 (2012)	25 (2013)
50～55人	・	1.56	製 造 業	1.81	1.86
56～99人	1.39	1.39	サ ー ビ ス 業	1.70	1.80
100～299人	1.44	1.52	建 設 業	1.52	1.58
300～499人	1.63	1.71	金 融 ・ 保 険 業	1.76	1.83
500～999人	1.70	1.77	卸 売 ・ 小 売 業	1.48	1.56
1,000人以上	1.90	1.98			

(ii) 公共職業安定所における障害者の求職登録の状況

平成25年3月現在

区 分	総 数	身体障害者		身体障害者以外	
			重度身体障害者		知的障害者
登 録 者 数	693,214	360,154	151,282	333,060	188,207
(%)	100.0	52.0	21.8	48.0	27.1
有 効 求 職 者	198,755	92,096	39,146	106,659	38,739
(%)	28.7	13.3	5.6	15.4	5.6
就 業 中 の 者	394,543	215,203	88,996	179,340	128,386
(%)	56.9	31.0	12.8	25.9	18.5
保 留 中 の 者	99,916	52,855	23,140	47,061	21,082
(%)	14.4	7.6	3.3	6.8	3.0

資料：厚生労働省職業安定局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/307.xls>

第302表 定年制等の状況

(単位 %))

区分	平成21年 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
全 企 業	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
定年制を定めている企業	91.8 (100.0)	93.1 (100.0)	92.9 (100.0)	92.2 (100.0)	93.3 (100.0)
一律に定めている	(98.5)	(98.7)	(98.9)	(98.8)	(98.4)
職種別に定めている	(1.1)	(1.2)	(1.0)	(1.0)	(1.2)
その他の	(0.4)	(0.1)	(0.2)	(0.2)	(0.4)
定年制を定めていない企業	8.2	6.9	7.1	7.8	6.7

(注) () 内は、定年制を定めている企業に対する割合である。

《一律定年制を定めている企業の内訳》

区分	平成21年 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
一律定年制を定めている企業	(98.5)	(98.7)	(98.9)	(98.8)	(98.4)
定 年 年 齢 階 級 別	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
60歳	82.4	82.7	82.2	82.7	83.0
61歳	0.3	0.5	0.5	0.2	0.3
62歳	1.3	1.1	1.1	1.1	1.2
63歳	2.3	1.9	1.4	0.9	0.9
64歳	0.2	0.5	0.7	0.5	0.6
65歳	12.7	12.3	13.1	13.6	12.5
66歳以上	0.7	1.0	0.9	1.0	1.5
(再掲) 63歳以上	16.0	15.7	・	・	・
(再掲) 65歳以上	13.5	13.3	14.0	14.5	14.0
勤務延長制度、再雇用制度の有無	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
制度がある企業	90.1	91.3	93.2	92.1	92.9
勤務延長制度のみ	11.3	11.5	9.3	11.4	9.0
再雇用制度のみ	64.6	68.5	73.2	71.6	73.9
両制度併用	14.2	11.3	10.7	9.1	10.0
(再掲) 勤務延長制度 (両制度併用含む)	25.5	22.8	20.0	20.5	19.0
(再掲) 再雇用制度 (両制度併用含む)	78.8	79.8	83.9	80.7	83.9
制度がない企業	9.9	8.7	6.8	7.9	7.1

(注) 1 () 内は、定年制を定めている企業のうち、一律定年制を定めている企業数割合である。

2 調査対象は、「常用労働者が30人以上の民間企業」である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「就労条件総合調査結果の概況」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/308.xls>

2 関係機関

第303表 社会保険診療報酬支払基金取扱件数及び金額

(単位 金額：千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計	833,417,344	856,944,286	883,464,710	907,943,570	936,756,108
《審査及び支払取扱分》	9,420,394,137	9,607,100,237	10,056,095,320	10,370,900,730	10,608,863,034
医療保険合計	760,553,274	764,904,291	776,761,979	789,348,328	801,235,182
協会けんぽ	7,574,460,924	7,743,161,313	8,023,562,268	8,215,207,439	8,372,750,177
船員保険	359,617,710	361,876,562	368,128,203	374,543,667	381,245,362
共済組合	3,822,400,472	3,907,592,297	4,058,548,036	4,153,892,374	4,248,074,509
健康保険組合	1,483,949	1,465,466	1,420,309	1,393,495	1,389,613
医療保険以外の合計	20,276,249	20,235,327	18,959,907	19,126,867	19,123,733
老人保健	93,651,369	94,749,941	97,650,298	100,020,862	100,217,979
自衛官等	881,739,901	902,103,213	947,203,253	978,354,053	981,574,688
生活保護	305,800,246	306,812,322	309,563,169	313,390,304	318,382,228
戦傷病者	2,850,044,302	2,913,230,475	2,998,851,072	3,063,834,145	3,123,977,247
自立支援	72,854,610	92,031,915	106,695,868	118,589,545	135,516,571
児童福祉	1,845,933,215	1,863,938,923	2,032,533,054	2,155,693,292	2,236,112,856
原爆医療	4,991,308	11,410	1,348	30	1
精神保健	149,801,370	699,529	91,955	△ 28,126	△ 18,860
麻薬取締	835,207	858,614	876,042	865,144	889,937
母子保健	9,582,231	9,558,308	10,096,103	10,244,930	10,670,802
中国残留邦人等	33,803,831	36,872,226	39,344,264	42,000,744	43,838,659
感染症	1,336,616,050	1,437,221,243	1,551,088,380	1,626,484,475	1,662,365,149
医療観察	936	746	615	454	329
肝炎治療	100,487	65,230	42,698	31,001	17,707
老人被爆	10,947,816	11,861,300	12,976,197	13,995,821	15,017,913
特定疾患	206,958,314	226,637,869	250,378,330	274,321,579	293,079,062
小児慢性	89,514	86,738	84,105	81,779	52,893
	6,580,319	6,502,729	6,385,162	6,390,770	3,815,608
	747,826	685,898	620,517	559,790	502,303
	8,151,977	8,572,405	8,498,771	8,293,956	7,887,687
	13,425	13,359	12,713	12,587	13,523
	4,158,913	4,245,053	4,208,742	4,316,291	4,594,972
	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—
	55,172	54,160	56,774	56,688	56,645
	5,618,264	5,740,201	6,239,249	6,328,745	6,216,128
	168,620	207,272	206,290	207,877	214,968
	4,046,803	5,126,644	5,475,367	5,545,430	5,933,037
	122,808	116,057	110,729	130,454	120,935
	3,292,814	3,294,560	3,109,740	2,895,863	2,947,966
	10,812	12,893	14,972	16,491	17,889
	9,603,197	10,292,318	10,835,587	13,038,313	14,137,951
	120,995	191,079	275,411	297,186	284,979
	2,521,327	4,041,400	6,418,979	6,229,388	6,000,675
	45,663	169	18	—	—
	178,450	435	283	0	—
	2,796,688	2,828,786	2,993,934	3,204,677	3,380,598
	36,328,325	38,453,103	42,745,281	47,717,009	51,319,720
	744,217	766,306	780,038	802,390	825,200
	18,472,362	19,205,775	19,902,887	20,692,328	21,186,797

措置医療	件数	431,422	449,459	455,143	474,061	477,137
	金額	7,163,972	7,593,962	8,237,207	8,705,018	8,184,332
特定B型肝炎	件数	・	・	・	・	125
	金額	・	・	・	・	704
石綿救済	件数	2,531	2,354	2,247	2,917	3,129
	金額	91,383	65,659	56,426	101,988	80,311
自治体医療	件数	16,925,819	37,013,089	47,884,511	55,880,455	69,819,408
	金額	36,666,657	76,622,500	98,721,907	114,384,334	137,693,108
《審査のみ取扱分》						
戦傷病者・引揚患者	件数	9,460	8,080	6,863	5,697	4,355

(注) 「自立支援」には、更生医療、育成医療、精神通院医療、療養介護医療が含まれる。

資料：社会保険診療報酬支払基金「基金年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/309.xls>

第304表 年金積立金管理運用独立行政法人の運用資産状況

年度末現在（単位 億円、%）

区 分	平成22年度(2010)		23(2011)		24(2012)	
	時価総額	構成比	時価総額	構成比	時価総額	構成比
合 計	1,163,170	100.00	1,136,112	100.00	1,204,653	100.00
国内債券	774,589	66.59	719,127	63.30	744,586	61.81
国内株式	134,154	11.53	141,992	12.50	175,575	14.57
外国債券	94,283	8.11	99,301	8.74	117,896	9.79
外国株式	130,919	11.26	130,205	11.46	148,758	12.35
短期資産	29,225	2.51	45,486	4.00	17,838	1.48
財投債(簿価)	182,067	—	134,342	—	106,757	—

(注) 1 数値は四捨五入のため、数値の合算は合計の値と必ずしも合致しない。

2 「時価総額」は、未収収益及び未払費用等を考慮した額である。

3 財投債(簿価)は、償却原価法による簿価に未収収益を含めた額である。

資料：年金積立金管理運用独立行政法人「業務概況書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/310.xls>

第305表 独立行政法人福祉医療機構の医療貸付状況（施設、資金別）

（単位 金額：百万円）

区 分	平成20年度 (2008)		21 (2009)		22 (2010)		23 (2011)		24 (2012)		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
《施設種類別》											
総	数	280	54,220	846	86,010	382	138,453	722	139,910	353	148,509
病	院	71	30,006	256	58,504	140	110,714	116	103,139	98	111,918
介	護	62	18,964	77	18,018	54	21,562	94	27,049	68	30,488
診	療										
一	般	112	4,862	317	7,542	142	4,407	168	6,047	65	3,046
歯	科	34	376	193	1,863	40	496	324	3,394	112	1,363
共	同	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
利	用										
施	設										
助	産	1	12	2	5	3	10	1	5	—	—
葉	局	—	—	—	—	—	—	18	121	6	10
医	療			1	80	3	264	1	155	3	1,679
従	事	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
者	養										
成	施										
設											
歯	科	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
技	工										
所											
衛	生	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
検	査										
所											
施	術	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
疾	病	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
予	防										
運	動										
施	設										
温	泉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
療	養										
運	動										
施	設										
指	定	—	—	—	—	—	—	—	—	1	5
老	人										
訪	問										
看	護										
事	業										
《資金種類別》											
総	数	280	54,220	846	86,010	382	137,453	722	139,910	353	148,509
新	築	103	22,817	96	19,616	96	23,657	69	26,619	75	33,359
資	金										
甲	種	18	7,504	24	12,095	26	27,662	79	19,377	69	44,927
増	改										
築	資										
金											
乙	種	35	19,203	31	14,130	68	67,055	70	77,546	60	66,686
増	改										
築	資										
金											
国	立	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
病	院										
等	購										
入	資										
資	金										
機	械	12	410	13	326	7	98	90	1,520	45	613
購	入										
資	金										
長	期	112	4,287	682	39,844	185	18,981	414	14,849	104	2,923
運	転										
資	金										
(再	掲)	—	—	1	30	2	85	—	—	—	—
療	養										
病	床										
転	換										
支	援										
資	金										

資料：独立行政法人福祉医療機構「業務統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/311.xls>

第306表 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付状況（事業種別）

(単位 金額：千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計	件数 652 金額 103,347,800	件数 646 金額 98,627,500	件数 1,128 金額 168,609,100	件数 1,414 金額 244,684,000	件数 1,193 金額 210,698,100
保 護 施 設	件数 1 金額 225,600	件数 2 金額 262,600	件数 3 金額 355,000	件数 5 金額 778,300	件数 4 金額 282,000
老 人 福 祉 施 設	件数 301 金額 84,132,500	件数 256 金額 75,901,800	件数 448 金額 127,409,600	件数 706 金額 199,748,000	件数 459 金額 163,180,000
身体障害者更生援護施設	件数 2 金額 15,000	件数 1 金額 7,500	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —
婦 人 保 護 施 設	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —	件数 1 金額 17,000	件数 2 金額 140,000	件数 1 金額 20,000
児 童 福 祉 施 設	件数 217 金額 12,568,300	件数 247 金額 15,731,700	件数 507 金額 29,818,800	件数 462 金額 29,626,400	件数 504 金額 34,530,700
知的障害者援護施設	件数 — 金額 —	件数 1 金額 5,000	件数 2 金額 101,900	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —
母 子 福 祉 施 設	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —
精神障害者社会復帰施設	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —	件数 2 金額 65,000	件数 — 金額 —
障害福祉サービス事業	件数 113 金額 5,899,700	件数 125 金額 6,568,900	件数 145 金額 9,487,400	件数 188 金額 11,430,100	件数 192 金額 10,126,800
社会福祉法に規定する その 他 の 施 設	件数 1 金額 20,000	件数 1 金額 26,300	件数 2 金額 41,000	件数 1 金額 94,000	件数 3 金額 77,300
そ の 他 の 施 設	件数 — 金額 —	件数 2 金額 70,700	件数 — 金額 —	件数 1 金額 40,000	件数 — 金額 —
有 料 老 人 ホ ー ム	件数 2 金額 291,200	件数 — 金額 —	件数 4 金額 525,000	件数 1 金額 1,052,300	件数 2 金額 568,000
在 宅 サ ー ビ ス 事 業 等	件数 15 金額 195,500	件数 11 金額 53,000	件数 16 金額 853,400	件数 46 金額 1,709,900	件数 28 金額 1,913,300
償 還 額	118,664,258	122,234,864	125,976,361	128,675,998	128,467,765

資料：独立行政法人福祉医療機構「業務統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/312.xls>

第307表 独立行政法人労働者健康福祉機構の経営施設数

年度末現在

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計	108	108	106	105	103
労 災 病 院	32	32	32	32	32
医療リハビリテーションセンター	1	1	1	1	1
総合せき損センター	1	1	1	1	1
勤労者予防医療センター	9	9	9	9	9
海外勤務健康管理センター	1	1	・	・	・
看護専門学校	9	9	9	9	9
労災リハビリテーション工学センター	1	1	・	・	・
産業保健推進センター等	47	47	47	47	47
労災リハビリテーション作業所	6	6	6	5	3
納 骨 堂	1	1	1	1	1

資料：独立行政法人労働者健康福祉機構調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/313.xls>

第308表 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の設置運営施設数

年度末現在

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計	139,133	132,613	127,136	126,121	123,414
国立職業リハビリテーションセンター	1	1	1	1	1
国立吉備高原職業リハビリテーションセンター	1	1	1	1	1
せき髄損傷者職業センター	1	・	・	・	・
地域障害者職業センター	47	47	47	47	47
職業能力開発総合大学校	1	1	1	1	1
職業能力開発大学校	10	10	10	10	10
職業能力開発短期大学校	1	1	1	1	1
職業能力開発促進センター	62	61	61	61	61
私 の し ご と 館	1	1	・	・	・
雇 用 促 進 住 宅	139,008	132,490	127,014	125,999	123,292

- (注) 1 「せき髄損傷者職業センター」は、平成21年3月31日に廃止された。
 2 「私のしごと館」は、平成22年3月31日に廃止された。
 3 平成23年度は、平成23年9月30日現在の施設数である。
 4 独立行政法人雇用・能力開発機構は平成23年10月1日に解散し、一部事業が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構へ引き継がれた。
 5 平成23年9月30日以前の国立職業リハビリテーションセンター、国立吉備高原職業リハビリテーションセンター、せき髄損傷者職業センター及び地域障害者職業センターは独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が、職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発促進センター及び私のしごと館は独立行政法人雇用・能力開発機構が運営していた。

資料：平成21年度以前は、独立行政法人雇用・能力開発機構調べ

平成22年度以降は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/314.xls>

第309表 中小企業退職金共済加入状況

(i) 産業別

平成24年度末現在

区 分	合 計	農・林・ 漁業	鉱 業	建設業	製造業	運輸・通信・ 公益事業	商 業	金融・保険・ 不動産業	サービス業
共済契約者数	363,569	4,331	612	60,232	81,315	14,483	82,001	8,154	112,441
被共済者数	3,238,587	29,103	6,119	396,428	1,120,848	273,686	575,058	43,048	794,297

(ii) 規模別

平成24年度末現在

区 分	合 計	1~4人	5~9	10~19	20~30	31~50	51~100	101~200	201~300	301人以上
共済契約者数	363,569	127,986	97,540	66,941	28,282	20,810	15,368	5,098	1,005	539
被共済者数	3,238,587	232,225	368,937	504,221	383,788	466,662	625,527	398,035	133,039	126,153

資料：独立行政法人勤労者退職金共済機構「中小企業退職金共済事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/315.xls>

第310表 中小企業退職金共済支給状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
合 計 件数	309,588	299,819	274,578	281,904	281,804
金 額	427,032,382	425,383,910	378,397,685	375,509,933	378,253,593
退 職 金 件数	297,247	285,554	263,842	270,609	271,128
金 額	415,992,461	412,663,565	368,593,508	365,676,827	369,857,784
解 約 手 当 金 件数	12,341	14,265	10,736	11,295	10,676
金 額	11,039,921	12,720,345	9,804,177	9,833,106	8,395,810
1 件 当 り 金 額 (円)	1,379,357	1,418,802	1,378,106	1,332,049	1,342,258

資料：独立行政法人勤労者退職金共済機構「中小企業退職金共済事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/316.xls>

第12節 社会保障分野における人的資源の状況

第311表 医師数（業務別）

年末現在

区 分	平成18年 (2006)	20 (2008)	22 (2010)	24 (2012)
総 数	277,927	286,699	295,049	303,268
医療施設の従事者	263,540	271,897	280,431	288,850
病院（医育機関附属病院を除く）の開設者 又は法人の代表者	5,482	5,398	5,430	5,391
診療所の開設者又は法人の代表者	71,192	71,913	72,566	72,164
病院（医育機関附属病院を除く）の勤務者	118,157	122,305	126,979	132,511
診療所の勤務者	24,021	25,718	26,899	28,380
医育機関附属病院の勤務者	44,688	46,563	48,557	50,404
介護老人保健施設の従事者	2,891	3,095	3,117	3,189
介護老人保健施設の開設者又は法人の代表者	320	330	333	355
介護老人保健施設の勤務者	2,571	2,765	2,784	2,834
医療施設・介護老人保健施設以外の従事者	8,696	8,923	8,790	8,625
臨床以外の医学の教育機関又は研究機関の勤務者	5,319	5,223	5,265	5,076
行政機関・産業医・保健衛生施設の従事者	3,377	3,700	3,525	3,549
そ の 他	2,785	2,771	2,707	2,602

(注) 1 隔年報。

2 「総数」には、「施設・業務の種別」の不詳を含む。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/317.xls>

第312表 歯科医師数（業務別）

年末現在

区 分	平成18年 (2006)	20 (2008)	22 (2010)	24 (2012)
総 数	97,198	99,426	101,576	102,551
医療施設の従事者	94,593	96,674	98,723	99,659
病院（医育機関附属病院を除く）の開設者 又は法人の代表者	13	13	20	26
診療所の開設者又は法人の代表者	58,956	59,560	60,100	59,740
病院（医育機関附属病院を除く）の勤務者	2,741	2,876	2,894	2,865
診療所の勤務者	23,368	25,052	26,185	27,372
医育機関附属病院の勤務者	9,515	9,173	9,524	9,656
介護老人保健施設の勤務者	15	16	16	27
医療施設・介護老人保健施設以外の従事者	1,336	1,373	1,422	1,424
臨床以外の医学の教育機関又は研究機関の勤務者	1,105	1,131	1,151	1,130
衛生行政又は保健衛生業務の従事者	231	242	271	294
そ の 他	1,245	1,357	1,411	1,440

(注) 1 隔年報。

2 「総数」には、「施設・業務の種別」の不詳を含む。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/318.xls>

第313表 歯科衛生士数（就業場所別）

年末現在

区 分	平成18年 (2006)	20 (2008)	22 (2010)	24 (2012)
総 数	86,939	96,442	103,180	108,123
保 健 所	518	615	615	631
市 町 村	1,751	1,918	1,978	2,033
病 院	4,217	4,536	4,818	5,210
診 療 所	78,519	87,446	93,824	98,116
介 護 老 人 保 健 施 設	173	241	244	366
事 業 所	464	495	488	522
学 校 又 は 養 成 所	685	703	749	786
そ の 他	612	488	464	459

(注) 隔年報。

資料：平成20年以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」、平成22年以降は同部「衛生行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/319.xls>

第314表 歯科技工士数（就業場所別）

年末現在

区 分	平成18年 (2006)	20 (2008)	22 (2010)	24 (2012)
総 数	35,147	35,337	35,413	34,613
技 工 所	23,438	24,142	24,271	24,244
病 院 ・ 診 療 所	11,140	10,694	10,595	9,932
そ の 他	569	501	547	437

(注) 隔年報。

資料：平成20年以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」、平成22年以降は同部「衛生行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/320.xls>

第315表 薬剤師数（業務別）

年末現在

区 分	平成18年 (2006)	20 (2008)	22 (2010)	24 (2012)
総 数	252,533	267,751	276,517	280,052
薬 局 の 開 設 者 又 は 法 人 の 代 表 者	19,492	19,288	18,884	18,358
薬 局 の 勤 務 者	105,762	116,428	126,719	134,654
病 院 ・ 診 療 所 の 従 事 者	48,964	50,336	52,013	52,704
大 学 の 従 事 者	8,845	9,276	7,538	5,249
衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者	5,951	6,280	6,303	6,443
医薬品関係企業の従事者	45,415	47,643	47,256	45,112
そ の 他	18,086	18,476	17,780	17,517

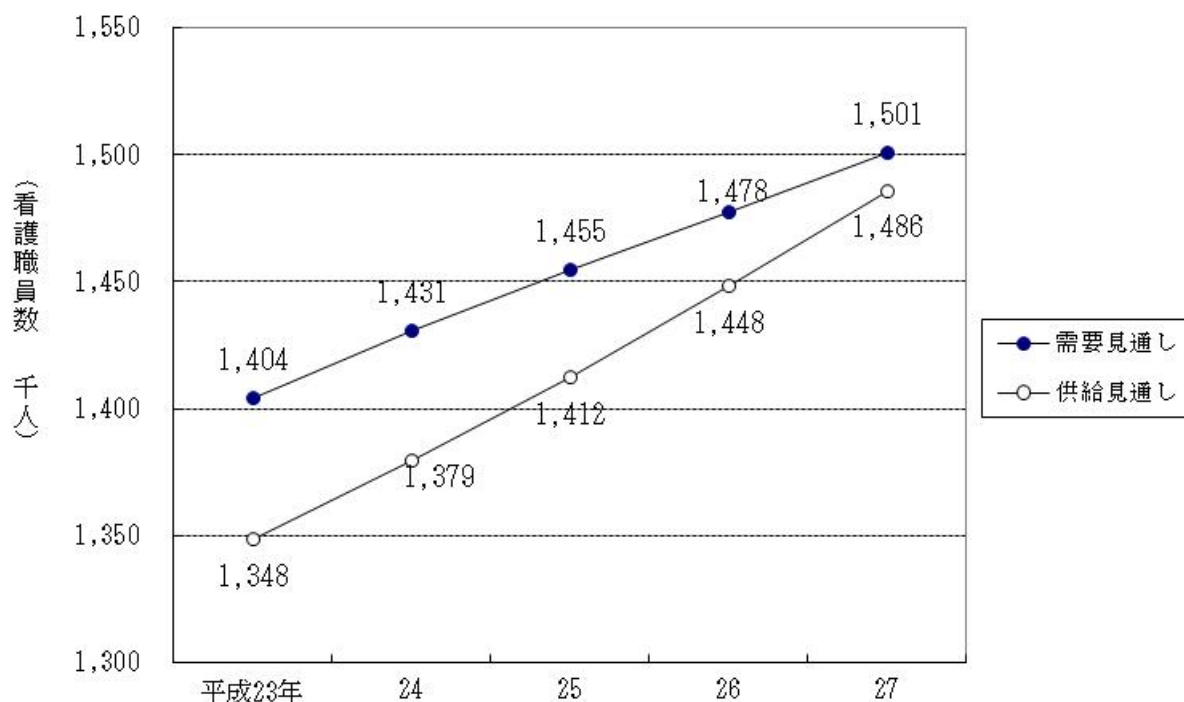
(注) 1 隔年報。

2 「総数」には、「施設・業務の種別」の不詳を含む。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/321.xls>

第316表 看護職員需給見通し



(単位 人)

区 分	平成23年 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
需要見通し	1,404,300	1,430,900	1,454,800	1,477,700	1,500,900
①病院	899,800	919,500	936,600	951,500	965,700
②診療所	232,000	234,500	237,000	239,400	242,200
③助産所	2,300	2,300	2,400	2,400	2,400
④訪問介護ステーション	28,400	29,700	30,900	32,000	33,200
⑤介護保険関係	153,300	155,100	157,300	160,900	164,700
⑥社会福祉施設、 在宅サービス(⑤除く)	19,700	20,400	20,900	21,500	22,100
⑦看護師等学校養成所	17,600	17,700	17,700	17,800	17,900
⑧保健所・市町村	37,500	37,600	37,800	38,000	38,200
⑨事業所、研究機関等	13,800	14,000	14,100	14,300	14,500
供給見通し	1,348,300	1,379,400	1,412,400	1,448,300	1,486,000
①年当初就業者数	1,320,500	1,348,300	1,379,400	1,412,400	1,448,300
②新卒就業者数	49,400	50,500	51,300	52,400	52,700
③再就業者数	123,000	126,400	129,600	133,400	137,100
④退職等による減少数	144,600	145,900	147,900	149,900	152,100
需要見通しと供給見通しの差	56,000	51,500	42,400	29,500	14,900
供給見通し/需要見通し	96.0%	96.4%	97.1%	98.0%	99.0%

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/322.xls>

第317表 看護師数及び准看護師数（就業場所・資格別）

年末現在

区 分	平成18年 (2006)	20 (2008)	22 (2010)	24 (2012)
総 数	1,194,121	1,252,224	1,320,873	1,373,521
《就業場所別》				
看護 師 学 校 ・ 養 成 所	11,726	12,586	13,571	14,693
保 健 所	1,128	954	1,104	1,093
市 町 村	8,690	8,514	8,500	8,142
病 院	802,255	836,895	876,858	905,843
診 療 所	222,172	230,320	239,254	242,292
助 産 所 従 事 者	93	85	136	107
訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン	26,990	27,382	30,026	33,390
介 護 保 険 施 設 等	94,820	102,840	116,097	127,336
社 会 福 祉 施 設	15,292	18,145	20,159	22,966
事 業 所	5,164	7,295	7,695	8,107
そ の 他	5,791	7,208	7,473	9,552
《資格別》				
看 護 師	811,972	877,182	953,922	1,015,744
准 看 護 師	382,149	375,042	366,951	357,777

(注) 隔年報。

資料：平成20年以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」、平成22年以降は同部「衛生行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/323.xls>

第318表 保健師数（就業場所別）

年末現在

区 分	平成18年 (2006)	20 (2008)	22 (2010)	24 (2012)
総 数	40,191	43,446	45,028	47,279
看 護 師 学 校 ・ 養 成 所	884	983	1,074	1,119
保 健 所	7,185	6,927	7,132	7,457
市 町 村	23,455	24,299	25,501	26,538
病 院	1,904	2,770	2,791	3,019
診 療 所	1,257	1,392	1,498	1,661
訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン				
管 理 者	131	110	98	88
従 事 者	178	166	170	162
介 護 保 険 施 設 等	571	533	447	379
社 会 福 祉 施 設	337	390	417	409
助 産 所 従 事 者	3	4	1	1
事 業 所	2,437	3,524	3,532	4,119
そ の 他	1,849	2,348	2,367	2,327

(注) 隔年報。

資料：平成20年以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」、平成22年以降は同部「衛生行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/324.xls>

第319表 助産師数（就業場所別）

年末現在

区 分	平成18年 (2006)	20 (2008)	22 (2010)	24 (2012)
総 数	25,775	27,789	29,670	31,835
看護 師 学 校 ・ 養 成 所	1,027	1,223	1,298	1,414
保 健 所	221	227	266	307
市 町 村	557	667	722	717
病 院	17,352	18,180	19,066	20,784
診 療 所	4,952	5,686	6,379	6,663
助 産 所	1,550	1,653	1,789	1,742
開 設 者	683	788	890	897
従 事 者	281	284	353	343
出 張 の み に よ る 者	586	581	546	502
訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン	8	4	7	9
社 会 福 祉 施 設	12	6	14	12
事 業 所	12	38	24	39
そ の 他	84	106	105	148

(注) 隔年報。

資料：平成20年以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」、平成22年以降は同部「衛生行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/325.xls>

第320表 就業あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師数

年末現在

区 分	平成18年 (2006)	20 (2008)	22 (2010)	24 (2012)
あ ん 摩 マ ッ サ ー ジ 指 圧 師	101,039	101,913	104,663	109,309
は り 師	81,361	86,208	92,421	100,881
き ゅ う 師	79,932	84,629	90,664	99,118
柔 道 整 復 師	38,693	43,946	50,428	58,573

(注) 1 隔年報。

2 平成22年は、東日本大震災の影響により、宮城県が含まれていない。

資料：平成20年以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」、平成22年以降は同部「衛生行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/326.xls>

第321表 理学療法士及び作業療法士数（登録者数）

年末現在

区 分	平成20年 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
理 学 療 法 士	65,600	73,888	83,000	90,788	100,635
作 業 療 法 士	42,357	47,757	53,070	57,214	61,847

資料：厚生労働省医政局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/327.xls>

第322表 社会福祉士・介護福祉士登録者数

年末現在

区 分	社会福祉士	介 護 福 祉 士				合 計
		法第39条第1号	法第39条第2号	法第39条第3号	法第39条第4号	
平成21年(2009)	122,314	234,149	2,142	19,095	556,539	811,925
22 (2010)	134,229	243,602	2,251	20,052	633,186	899,091
23 (2011)	146,360	254,291	2,296	20,981	707,543	985,111
24 (2012)	157,565	267,418	2,328	21,850	794,994	1,086,590
25 (2013)	165,612	278,126	2,328	22,490	881,922	1,184,866

(注) 社会福祉士及び介護福祉士法第39条第1号：高卒後養成施設(2年課程)卒業者

社会福祉士及び介護福祉士法第39条第2号：福祉系大卒後養成施設(1年課程)卒業者

社会福祉士及び介護福祉士法第39条第3号：高卒後保育士養成所等終了後養成施設(1年課程)卒業者

社会福祉士及び介護福祉士法第39条第4号：介護福祉士試験に合格した者

資料：財団法人 社会福祉振興・試験センター「都道府県別登録者数」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/328.xls>

第323表 全医療施設の従事者数（業務の種類別）

各年10月1日現在

区 分	平成14年 (2002)	17 (2005)	20 (2008)	23 (2011)
総 数	2,518,338.8	2,631,778.9	2,771,588.1	2,951,418.0
医 師	290,286.0	293,274.5	305,639.7	319,499.7
常 勤	242,311	212,765	247,661	257,118
非 常 勤	47,975.0	53,509.5	57,978.7	62,381.7
歯 科 医 師	100,498.0	98,839.5	104,716.6	105,096.9
常 勤	90,828	89,019	91,245	90,723
非 常 勤	9,670.0	9,820.5	2,279.6	14,373.9
介 輔	5.0	1.0	1.0	・
薬 劑 師	46,015.3	47,557.9	49,176.8	49,800.4
保 健 師	7,458.3	7,346.5	9,168.5	9,796.7
助 産 師	20,508.0	20,601.6	23,337.6	25,905.5
看 護 師	614,128.3	644,112.7	722,311.8	799,604.3
准 看 護 師	326,855.0	283,419.2	260,737.8	236,478.6
看 護 業 務 補 助 者	232,902.7	232,895.0	221,770.2	228,794.6
理 学 療 法 士 (PT)	25,486.4	32,979.4	45,358.3	61,620.8
作 業 療 法 士 (OT)	12,961.7	18,382.2	26,261.3	35,427.3
視 能 訓 練 士	3,445.6	4,376.8	5,603.4	6,818.7
言 語 聴 覚 士	3,777.1	5,795.6	8,583.3	11,456.2
義 肢 装 具 士	128.2	139.2	141.9	138.0
歯 科 衛 生 士	64,831.3	76,829.1	84,777.5	99,137.9
歯 科 技 工 士	13,288.8	12,666.3	11,651.3	11,789.8
歯 科 業 務 補 助 者	82,525.3	87,033.7	83,168.3	82,798.9
診 療 放 射 線 技 師	39,587.2	43,162.2	46,115.8	49,105.9
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	1,962.2	1,804.9	1,811.1	1,441.6
臨 床 検 査				
臨 床 検 査 技 師	54,475.2	57,006.5	59,759.4	62,458.5
衛 生 検 査 技 師	705.9	548.1	523.2	511.7
臨 床 工 学 技 士	10,320.8	13,151.6	16,559.2	20,001.0
あ ん 摩 マ ッ サ ー ジ 指 圧 師	9,354.6	8,825.2	7,382.7	6,158.4
柔 道 整 復 師	2,396.3	2,822.3	3,560.9	4,090.7
管 理 栄 養 士	14,973.6	15,623.2	17,489.3	18,824.3
栄 養 士	14,049.8	13,477.8	13,474.6	12,773.1
精 神 保 健 福 祉 士	3,603.7	6,436.0	8,198.9	9,390.1
社 会 福 祉 士	2,737.3	4,185.2	6,820.2	9,397.6
介 護 福 祉 士	25,630.4	36,543.5	52,136.8	66,588.7
そ の 他 の 技 術 員	28,263.4	27,811.1	25,632.7	27,142.4
医 療 社 会 事 業 従 事 者	10,299.4	10,324.9	11,063.4	10,685.4
事 務 職 員	343,440.5	363,278.8	385,433.3	418,399.3
そ の 他 の 職 員	111,438.5	160,527.4	153,221.3	150,285.0

(注) 1 非常勤職員を含む。

2 全ての職種を常勤換算している。平成23年の「医師」「歯科医師」「歯科衛生士」「歯科技工士」の「常勤」は、実人員である。

3 「医療施設（静態）調査・病院報告」は、3年ごとの調査である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設（静態・動態）調査・病院報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/329.xls>

第13節 財 政

第324表 一般関係歳出予算額の推移（当初予算）

（単位 億円、％）

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
一 般 会 計 予 算	885,480	922,992	924,116	903,339	926,115
対前年度伸び率	6.6	4.2	0.1	△ 2.2	2.5
国 債 費	202,437	206,491	215,491	219,442	222,415
対前年度伸び率	0.4	2.0	4.4	1.8	1.4
基礎的財政収支対象経費	683,043	709,319	708,625	683,897	703,700
対前年度伸び率	8.6	3.8	△ 0.1	△ 3.5	2.9
地方交付税交付金	165,733	174,777	167,845	165,940	163,927
対前年度伸び率	6.1	5.5	△ 4.0	△ 1.1	△ 1.2
一 般 歳 出	517,310	534,542	・	・	・
対前年度伸び率	9.4	3.3	・	・	・
社 会 保 障 関 係 費	248,344	272,686	287,079	263,901	291,224
対前年度伸び率	14.0	9.8	5.3	△ 8.1	10.4
一般会計に占める割合	28.0	29.5	31.1	29.2	31.4
一般歳出に占める割合	48.0	51.0	・	・	・
厚 生 労 働 省 予 算	251,568	275,561	289,638	266,873	294,321
対前年度伸び率	13.7	9.5	5.1	△ 7.9	10.3
一般会計に占める割合	28.4	29.9	31.3	29.5	31.8
一般歳出に占める割合	48.6	51.6	・	・	・
防 衛 関 係 費	477,414	47,903	47,752	47,138	47,538
対前年度伸び率	△ 0.1	0.3	△ 0.3	△ 1.3	0.8
一般会計に占める割合	5.4	5.2	5.2	5.2	5.1
一般歳出に占める割合	92.3	9.0	・	・	・

(注) 1 「基礎的財政収支対象経費」＝一般会計歳出－（国債費＋決算不足補てん繰戻し）

2 「地方交付税交付金等」には、地方特例交付金を含む。

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/330.xls>

第325表 一般会計歳入・歳出（目的別）

（単位 百万円）

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
歳 入	102,558,156	96,728,393	107,510,467	100,536,649	92,611,539
租 税 及 び 印 紙 収 入	36,861,000	39,643,000	42,030,000	42,607,000	43,096,000
租 税	26,161,000	29,403,000	31,460,000	41,575,000	41,994,000
印 紙 収 入	10,700,000	10,240,000	10,570,000	1,032,000	1,102,000
官 業 益 金 及 び 官 業 収 入	16,065	15,906	15,721	16,683	44,846
政 府 資 産 整 理 収 入	239,611	809,213	310,055	197,552	190,319
雑 収 入	11,986,480	9,756,812	7,296,054	3,676,242	3,598,086
公 債 金	53,455,000	44,303,000	55,848,000	49,465,000	42,851,000
年 金 特 例 公 債 費	.	.	.	2,584,166	2,611,042
前 年 度 剩 余 金 受 入	—	2,200,462	2,010,638	1,987,006	220,247
歳 出	102,558,156	96,728,393	107,510,467	100,536,649	92,611,539
国 家 機 関 費	5,425,709	4,796,354	5,311,214	4,531,798	4,286,224
地 方 財 政 費	16,596,211	18,810,615	19,470,915	16,900,509	16,414,546
防 衛 関 係 費	4,840,166	4,806,144	5,119,315	4,835,616	4,763,998
国 土 保 全 及 び 開 発 費	7,909,622	6,184,837	8,102,720	6,891,594	5,218,449
産 業 経 済 費	8,146,513	3,856,700	7,199,199	4,558,350	2,720,727
教 育 文 化 費	6,018,488	5,537,767	6,166,502	6,107,103	5,135,324
社 会 保 障 関 係 費	30,383,937	29,286,221	31,916,630	30,000,508	29,631,744
社 会 保 険 費	21,657,598	21,454,839	22,136,334	22,539,863	22,440,148
生 活 保 護 費	2,290,361	2,459,871	2,732,261	2,809,192	2,861,438
社 会 福 祉 費	2,698,718	2,173,352	2,291,597	2,201,341	2,263,005
住 宅 対 策 費	1,146,134	227,662	304,166	150,082	152,696
失 業 対 策 費	831,252	335,318	467,919	209,312	31,756
保 健 衛 生 費	1,363,319	953,072	698,977	621,955	442,566
そ の 他	396,555	1,682,098	3,285,376	1,468,765	1,440,137
恩 給 費	786,584	713,568	642,125	569,665	503,648
文 官 恩 給 費	26,169	23,143	19,477	17,241	15,237
旧 軍 人 遺 族 等 恩 給 費	718,114	653,013	590,478	524,734	463,460
そ の 他	42,300	37,412	32,170	27,690	24,951
国 債 費	19,251,493	20,235,956	20,269,303	21,545,296	22,241,492
経 済 危 機 対 応 ・ 地 域 活 性 化 予 備 費	.	999,674	—	909,999	—
東 日 本 大 震 災 復 旧 ・ 復 興 予 備 費	.	.	565,675	.	.
経 済 緊 急 対 応 予 備 費
予 備 費	250,000	300,000	350,000	350,000	350,000
そ の 他	2,949,433	1,200,555	2,396,869	3,336,210	1,345,386

(注) 1 平成25年度は当初予算額、他は補正後予算額。

2 「社会保障関係費」の内訳合計は、予算成立時の分類基準によって異なるため、「社会保障関係費」の数値とは必ずしも一致しない。

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/331.xls>

第326表 地方財政（普通会計）歳入歳出

(単位 百万円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
歳 入 合 計	97,745,350	98,259,344	104,522,917	103,920,137	106,922,801
地 方 税	40,266,817	39,558,526	35,182,954	34,316,330	34,171,416
地 方 譲 与 税	714,562	678,826	1,296,551	2,069,189	2,169,911
市町村たばこ税都道府県交付金	2,350	2,301	1,372	612	2,394
利子割交付金	103,791	96,698	80,616	76,921	64,572
配当割交付金	81,234	34,093	27,512	33,264	39,421
株式等譲渡所得割交付金	53,478	12,613	13,131	11,913	9,865
地方消費税交付金	1,288,033	1,209,245	1,272,802	1,270,731	1,264,981
ゴルフ場利用税交付金	42,791	41,595	40,994	38,414	35,583
特別地方消費税交付金	15	6	4	2	1
自動車取得税交付金	295,965	260,312	158,527	138,171	115,296
軽油引取税交付金	125,420	114,888	115,691	120,504	121,876
地方特例交付金等	311,983	539,108	462,011	383,165	364,020
地方交付税	15,202,745	15,406,082	15,820,237	17,193,551	18,752,268
交通安全対策特別交付金	82,373	73,714	73,807	70,633	68,893
分担金及び負担金	972,015	921,546	949,669	899,890	929,551
使 用 料	1,776,943	1,760,429	1,720,317	1,457,613	1,438,269
手 数 料	595,725	578,228	586,524	578,152	570,482
国 庫 支 出 金	10,221,573	11,582,745	16,732,772	14,201,018	15,927,963
義務教育費負担金	1,664,997	1,649,555	1,592,789	1,560,864	1,539,820
生活保護費負担金	1,982,452	2,040,597	2,282,633	2,451,512	2,720,445
児童保護費負担金	503,914	507,942	529,356	598,199	612,588
老人保護費負担金	2,769	2,957	1,165	・	・
障害者自立支援給付費等負担金	52,853	539,057	627,981	708,521	785,313
児童手当及子ども手当交付金	・	383,136	394,761	1,621,612	1,774,739
私立高等学校等経常費助成費補助金	・	97,023	102,780	103,772	113,493
公立高等学校授業料不徴収交付金	・	・	・	239,777	235,969
高等学校等修学支援金交付金	・	・	・	138,818	155,203
普通建設事業費支出金	2,866,352	2,767,003	3,894,081	2,499,894	1,649,504
災害復旧事業費支出金	221,846	112,582	68,856	82,288	371,859
失業対策事業費支出金	1,565	1,147	1,148	1,120	157
委 託 金	214,540	161,031	269,050	306,058	190,765
財 政 補 給 金	11,295	11,680	11,192	9,517	5,731
社会資本整備総合交付金	・	・	・	1,121,129	1,371,739
そ の 他	2,698,989	3,309,036	6,956,980	2,757,937	4,400,639
国有提供施設等所在	32,540	32,540	32,540	33,540	33,540
市町村助成交付金	・	・	・	・	・
都道府県支出金	2,398,166	2,393,416	2,612,497	2,992,149	3,360,205
財 産 収 入	695,019	636,998	577,179	587,993	528,249
寄 附 金	77,971	61,697	81,799	85,347	174,638
繰 入 金	2,468,075	2,000,841	2,772,873	3,328,352	3,420,824
繰 越 金	2,210,802	1,926,621	2,398,888	2,067,379	2,497,658
諸 収 入	7,085,884	7,383,950	8,225,647	8,102,919	8,174,385
地 方 債	9,621,440	9,952,348	12,422,528	12,994,828	11,800,013
特別区財政調整交付金・納付金	1,017,640	999,976	863,473	867,557	886,527

(注) 「児童手当及子ども手当交付金」の平成21年度以前は、「児童手当交付金」である。

(単位 百万円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
歳 出 合 計	95,711,569	95,737,362	102,263,672	101,183,650	103,855,801
議 会 費	435,749	429,812	414,895	402,720	501,381
総 務 費	9,620,034	9,570,650	11,393,098	10,598,756	9,934,700
民 生 費	18,714,589	19,430,716	21,602,764	23,418,794	25,606,179
社 会 福 祉 費	5,507,951	5,480,512	6,093,377	5,969,962	6,229,450
老 人 福 祉 費	4,651,841	5,116,826	6,083,879	5,929,953	6,251,835
児 童 福 祉 費	5,616,854	5,846,277	6,120,324	7,830,860	8,113,136
生 活 保 護 費	2,901,841	2,979,329	3,293,855	3,650,521	3,817,674
災 害 救 助 費	36,102	7,773	11,329	37,499	1,194,084
衛 生 費	5,556,263	5,500,656	6,107,919	5,980,895	6,998,962
公 衆 衛 生 費	3,094,782	3,112,389	3,737,658	3,648,178	4,639,735
結 核 対 策 費	23,554	21,235	21,623	27,255	26,180
保 健 所 費	245,700	225,555	221,141	214,381	211,910
清 掃 費	2,192,227	2,141,478	2,127,497	2,091,082	2,121,137
労 働 費	280,668	667,976	1,012,347	976,870	1,215,362
失 業 対 策 費	7,838	134,969	152,482	115,731	134,277
そ の 他	272,830	533,008	859,865	861,140	1,081,084
農 林 水 産 業 費	3,894,299	3,672,614	3,937,351	3,604,004	3,540,335
商 工 費	4,993,322	5,372,162	6,619,597	6,441,504	6,592,545
土 木 費	13,611,304	13,084,729	13,495,464	12,144,370	11,460,035
消 防 費	1,895,063	1,871,443	1,895,206	1,851,023	1,915,779
警 察 費	3,374,650	3,324,629	3,312,328	3,216,548	3,217,187
教 育 費	16,500,553	16,213,412	16,489,689	16,502,853	16,246,159
災 害 復 旧 費	402,049	209,036	149,394	178,594	814,320
公 債 費	13,108,163	13,238,300	12,955,460	13,049,654	13,022,419
諸 支 出 金	268,978	333,558	265,002	254,714	250,393
前 年 度 繰 上 充 用 金	47,517	48,242	40,408	4,871	1,924
利 子 割 交 付 金	103,791	96,698	80,616	76,921	64,572
配 当 割 交 付 金	81,234	34,093	27,512	33,264	39,421
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	53,478	12,613	13,131	11,913	9,865
地 方 消 費 税 交 付 金	1,288,033	1,209,245	1,272,802	1,270,731	1,264,981
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	42,791	41,595	40,994	38,414	35,583
特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	15	6	4	2	1
自 動 車 取 得 税 交 付 金	295,965	260,312	158,527	138,171	115,296
軽 油 引 取 税 交 付 金	125,420	114,888	115,691	120,504	121,876
特 別 区 財 政 調 整 交 付 金 ・ 納 付 金	1,017,640	999,976	863,473	867,557	886,527

資料：平成19年度は財団法人地方財務協会「地方財政統計年報」、平成20年度以降は総務省「地方財政統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/332.xls>

第327表 地方の民生費と衛生費の状況

(i) 民生費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円、%)

区 分	平成23年度(2011)						平成22年度(2010)	
	都道府県		市 町 村		純 計 額		純 計 額	
合 計	7,491,958	100.0	18,114,221	100.0	23,182,534	100.0	21,316,337	100.0
社 会 福 祉 費	2,145,616	28.6	4,083,834	22.5	5,282,598	22.8	5,063,743	23.8
老 人 福 祉 費	2,914,079	38.9	3,337,756	18.4	5,707,190	24.6	5,482,322	25.7
児 童 福 祉 費	1,432,626	19.1	6,680,509	36.9	7,422,457	32.0	7,138,815	33.5
生 活 保 護 費	272,061	3.6	3,545,614	19.6	3,765,215	16.2	3,596,662	16.9
災 害 救 助 費	727,576	9.7	466,508	2.6	1,005,075	4.3	34,795	0.2

その2 性質別内訳

区 分	平成23年度(2011)						平成22年度(2010)	
	都道府県		市 町 村		純 計 額		純 計 額	
合 計	7,491,958	100.0	18,114,221	100.0	23,182,534	100.0	21,316,337	100.0
人 件 費	231,413	3.1	1,570,512	8.7	1,801,925	7.8	1,805,680	8.5
物 件 費	279,057	3.7	1,025,152	5.7	1,304,210	5.6	842,582	4.0
扶 助 費	835,846	11.2	10,541,577	58.2	11,377,423	49.1	10,695,716	50.2
補 助 費 等	5,157,974	68.8	648,460	3.6	3,528,716	15.2	3,348,705	15.7
普 通 建 設 事 業 費	601,672	8.0	463,351	2.6	939,748	4.1	610,226	2.9
補 助 事 業 費	490,177	6.5	197,948	1.1	589,302	2.5	296,490	1.4
単 独 事 業 費	111,495	1.5	265,337	1.5	350,447	1.5	313,735	1.5
県 営 事 業 負 担 金	—	—	66	0.0	—	—	—	—
貸 付 金	56,086	0.7	56,867	0.3	92,300	0.4	57,292	0.3
繰 出 金	2,296	0.0	3,768,021	20.8	3,770,317	16.3	3,648,676	17.1
そ の 他	327,613	4.4	40,281	0.2	367,895	1.6	307,459	1.4

その3 財源内訳

区 分	平成23年度(2011)						平成22年度(2010)	
	都道府県		市 町 村		純 計 額		純 計 額	
合 計	7,491,958	100.0	18,114,221	100.0	23,182,534	100.0	21,316,337	100.0
国 庫 支 出 金	1,124,734	15.0	6,221,035	34.3	7,345,768	31.7	6,188,298	29.0
都 道 府 県 支 出 金	—	—	2,046,297	11.3	—	—	—	—
使 用 料 ・ 手 数 料	32,429	0.4	236,628	1.3	269,057	1.2	274,607	1.3
分 担 金 ・ 負 担 金 ・ 寄 附 金	48,832	0.7	374,954	2.1	353,833	1.5	359,001	1.7
地 方 債	100,533	1.3	150,411	0.8	230,052	1.0	149,213	0.7
そ の 他 特 定 財 源	814,061	10.9	199,728	1.1	991,944	4.3	809,406	3.8
一 般 財 源 等	5,371,368	71.7	8,885,170	49.1	13,991,880	60.4	13,535,811	63.5

第2部 社会保障関係統計資料編

(ii) 衛生費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円、%)

区 分	平成23年度(2011)						平成22年度(2010)	
	都道府県		市 町 村		純 計 額		純 計 額	
合 計	2,545,915	100.0	4,453,047	100.0	6,743,245	100.0	5,812,417	100.0
公衆衛生費	2,368,126	93.0	2,271,609	51.0	4,412,775	65.4	3,506,420	60.3
結核対策費	10,514	0.4	15,666	0.4	26,021	0.4	26,592	0.5
保健所費	107,025	4.2	104,886	2.4	210,697	3.1	213,449	3.7
清掃費	60,250	2.4	2,060,887	46.3	2,093,751	31.0	2,065,955	35.5

その2 性質別内訳

区 分	平成23年度(2011)						平成22年度(2010)	
	都道府県		市 町 村		純 計 額		純 計 額	
合 計	2,545,915	100.0	4,453,047	100.0	6,743,245	100.0	5,812,417	100.0
人件費	259,539	10.2	864,581	19.4	1,124,119	16.7	1,142,323	19.7
物件費	113,680	4.5	1,834,067	41.2	1,947,747	28.9	1,781,788	30.7
扶助費	251,102	9.9	183,690	4.1	434,792	6.4	401,222	6.9
補助費等	657,387	25.8	665,842	15.0	1,105,949	16.4	1,106,765	19.0
普通建設事業費	205,671	8.1	476,353	10.7	644,866	9.6	560,171	9.6
補助事業費	124,581	4.9	196,266	4.4	304,797	4.5	239,121	4.1
単独事業費	81,090	3.2	277,413	6.2	340,068	5.0	321,050	5.5
県営事業負担金	—	—	2,674	0.1	—	—	—	—
貸付金	102,757	4.0	36,391	0.8	137,870	2.0	154,286	2.7
繰出金	5,737	0.2	99,136	2.2	104,872	1.6	104,125	1.8
その他	950,043	37.3	292,987	6.6	1,243,030	18.4	561,736	9.7

その3 財源内訳

区 分	平成23年度(2011)						平成22年度(2010)	
	都道府県		市 町 村		純 計 額		純 計 額	
合 計	2,545,915	100.0	4,453,047	100.0	6,743,245	100.0	5,812,417	100.0
国庫支出金	1,038,967	40.8	161,019	3.6	1,199,986	17.8	537,429	9.2
都道府県支出金	—	—	171,915	3.9	—	—	—	—
使用料・手数料	24,316	1.0	336,405	7.6	360,722	5.3	364,032	6.3
分担金・負担金・寄附金	6,874	0.3	49,702	1.1	36,515	0.5	31,104	0.5
地方債	52,608	2.1	255,530	5.7	305,805	4.5	288,950	5.0
その他特定財源	415,177	16.3	214,253	4.8	625,594	9.3	429,215	7.4
一般財源等	1,007,971	39.6	3,264,223	73.3	4,214,624	62.5	4,161,688	71.6

資料：総務省「地方財政統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/333.xls>

第328表 国内総支出に対する財政規模

(単位 億円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
国内総支出 (A)	5,130,233	4,895,201	4,739,339	4,800,980	4,732,826
歳出総額					
国 (B)	879,327	902,859	1,056,981	1,001,107	1,058,330
地方 (C)	891,476	896,915	961,064	947,750	970,026
国から地方に対する支出 (D)	265,771	283,130	344,179	339,511	373,166
地方から国に対する支出 (E)	12,657	11,854	12,836	8,507	7,698
歳出純計額					
国 (B) - (D) (F)	613,556	619,729	712,801	661,596	685,164
地方 (C) - (E) (G)	878,820	885,061	948,228	939,243	962,329
合計 (F) + (G) (H)	1,492,376	1,504,790	1,661,030	1,600,839	1,647,492
国内総支出に対する比率 (%)					
(F) / (A) × 100	12.0	12.7	15.0	13.8	14.5
(G) / (A) × 100	17.1	18.1	20.0	19.6	20.3
(H) / (A) × 100	29.1	30.7	35.0	33.3	34.8

(注) 1 「国内総支出」は、内閣府経済社会総合研究所の推計により、「国民経済計算(93SNA、平成17年基準)」によっており名目値である。

2 「国の歳出額」は、平成23年度については、一般会計と交付税及び譲与税配付金特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計(児童手当及び子ども手当勘定のみ)、食料安定供給特別会計(国営土地改良事業勘定のみ)、国有林野事業特別会計(旧治山勘定の一部)、社会資本整備事業特別会計の6特別会計との純計決算額であり、平成22年度以前においても、一般会計とこれらの特別会計に相当する特別会計がある場合には、それらの特別会計との純計決算額である。

3 「国から地方に対する支出」は、地方交付税(地方分与税、地方財政平衡交付金、臨時地方特例交付金及び特別事業債償還交付金等を含む)、地方特例交付金等、地方譲与税及び国庫支出金(交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方債のうち特定資金公共投資事業債を含む)の合計額であり、地方の歳入決算額によっている。

4 「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公共団体の負担金(地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額及び国に対する交付公債の元利償還額の合計額)である。

5 決算額からは、特定資金公共投資事業債償還時補助金及び同補助金と相殺された償還金を除いている。

資料：平成19年度は財団法人地方財務協会「地方財政統計年報」、平成20年度以降は総務省「地方財政統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/334.xls>

第329表 高齢社会対策関係予算(一般会計分)の推移

(単位 億円)

(単位 百万円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	区 分	平成24年度 (2012)	25 (2013)
総 計	175,196	181,241	162,014	総 計	16,174,772	18,997,723
就 業 ・ 所 得	106,134	108,876	85,101	就 業 ・ 年 金 等 分 野 に 係 る 基 本 的 施 策	8,510,000	10,914,688
健 康 ・ 福 祉	68,605	71,915	76,445	健 康 ・ 介 護 ・ 医 療 当 分 野 に 係 る 基 本 的 施 策	7,607,617	8,026,245
学 習 ・ 社 会 参 加	139	131	119	社 会 参 加 ・ 学 習 当 分 野 に 係 る 基 本 的 施 策	11,874	11,601
生 活 環 境	92	65	66	生 活 環 境 当 分 野 に 係 る 基 本 的 施 策	7,075	3,637
調 査 研 究 等 の 推 進	226	254	282	高 齢 社 会 に 対 応 し た 市 場 の 活 性 化 と 調 査 研 究 推 進 の た め の 基 本 的 施 策	29,588	27,305
				全 世 代 が 参 画 す る 超 高 齢 社 会 に 対 応 し た 基 盤 構 築 の た め の 基 本 的 施 策	8,617	14,248

(注) 1 本表の予算額は、「高齢社会対策大綱」(平成13年12月28日閣議決定)の重点課題別項目に従い、一般会計について整理している。

2 大綱の改定により平成24年度から項目が変更された。

資料：内閣府「高齢社会白書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/335.xls>

第330表 国税及び地方税

(単位 億円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
国 税 及 び 地 方 税 合 計	754,262	780,237	793,468	792,261	808,488
国 税	402,433	437,074	451,754	455,692	468,190
直 接 税	212,941	246,225	258,581	263,114	270,995
所 得 税	129,139	129,844	134,762	136,010	138,980
源 泉 分	104,995	106,770	110,108	112,040	114,620
申 告 分	24,144	23,073	24,654	23,970	24,360
法 人 税	63,564	89,677	93,514	89,920	87,140
法 人 特 別 税	—	—	—	—	—
相 続 税	13,498	12,504	14,744	15,040	14,950
地 価 税	—	—	—	—	—
旧 税	—	—	—	—	—
法 人 臨 時 特 別 税 (特)	—	—	—	—	—
所 得 税 (譲 与 分) (特)	—	—	—	—	—
地 方 法 人 特 別 税 (特)	6,739	14,200	15,560	16,587	17,685
復 興 特 別 所 得 税 (特)	・	・	・	495	3,095
復 興 特 別 法 人 税 (特)	・	・	・	5,062	9,145
間 接 税 等	189,492	190,849	193,173	192,578	197,195
地 方 税	351,830	343,163	341,714	336,569	340,298
道 府 県 税	146,545	140,262	137,940	138,479	139,001
市 町 村 税	205,284	202,901	203,774	198,090	201,297

(注) 国・地方税とも平成23年度以前は決算額、平成24年度は補正後予算額(地方財政計画額)、平成25年度は予算額(地方財政計画額(東日本大震災分含む))である。

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/336.xls>

第331表 市町村税納税義務者数

平成24年7月1日現在(単位 人)

区 分	市町村数	個人均等割	法人均等割	市町村民税 所得割	法人税割	固定資産税
合 計	1,720	59,398,942	3,687,550	54,849,689	3,573,744	47,858,532
人 口 50 万 以 上 の 市	29	19,063,234	1,577,079	18,175,463	1,508,764	13,633,700
人 口 5 万 以 上 50 万 未 満 の 市	506	31,055,787	1,636,680	28,671,623	1,611,673	24,947,554
人 口 5 万 未 満 の 市	253	3,974,110	204,961	3,427,836	198,284	3,963,982
町 村	932	5,305,811	268,830	4,574,767	255,023	5,313,296

資料：総務省「市町村税課税状況等の調」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/337.xls>

第14節 国際統計及び比較

1 人 口

第332表 諸外国の出生率

(単位 人口千対)

区 分	平成20年 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
日 本	8.7	8.5	8.5	8.5	8.2
エ ジ プ ト	27.3	28.8	28.7	30.4 *	—
カ ナ ダ	11.3	11.3	11.1	11.0	…
ア メ リ カ 合 衆 国	14.0	13.5	12.9	12.7	…
ア ルゼンチン	18.8	18.6	18.7	…	—
イ ン ド	22.8	…	…	…	—
チ エ コ 共 和 国	11.5	11.3	11.1	10.4	—
デ ン マ ー ク	11.8	11.4	11.4	10.6	—
フ ラ ン ス	12.8	12.7	12.7	12.5	12.5 *
ド イ ツ	8.3	8.1	8.3	8.1	8.2 *
イ タ リ ア	9.6	9.5	9.3	9.0 *	…
イ ギ リ ス	12.9	12.8	13.0 *	12.9	…
オーストラリア	13.8	13.5	13.4	…	—
ロ シ ア	12.1	12.4	12.5	12.6	13.3 *

(注) 1 UN, *Demographic Yearbook* による。

2 日本は、厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」による。

3 *印は、暫定値である。

4 平成24年のエジプト・アルゼンチン・インド・チェコ共和国・デンマーク・オーストラリアは、資料に掲載がないため「—」とした。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/338.xls>

2 社会保障

第333表 ILO条約及び勧告（社会保障関係）

(i) ILO条約

2013年12月31日現在

総会会期	条約 番号	条 約 の 名 称	批准 国数	日本批准 登録
88(2000)	183	千九百五十二年の母性保護条約（改正）に関する改正条約	28	
89(2001)	184	農業における安全及び健康に関する条約	15	
94(2006)	—	二千六年の海上の労働に関する条約	53	平25. 8. 5
95(2006)	187	職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約	25	平19. 7. 24
96(2007)	188	漁業部門における労働に関する条約	4	
100(2011)	189	家事労働者の適切な仕事に関する条約	10	

(ii) ILO勧告

総会会期	勧告 番号	勧 告 の 名 称
85(1997)	188	民間職業事業所に関する勧告
88(2000)	191	千九百五十二年の母性保護勧告に関する改正勧告
96(2007)	199	漁業部門における労働に関する勧告
99(2010)	200	HIV及びエイズ並びに労働の世界に関する勧告
100(2011)	201	家事労働者の適切な仕事に関する勧告
101(2012)	202	各国における社会的な保護の土台に関する勧告

(注) 1 「社会保障」の範囲は、ILO第102号条約第2部～第10部（医療、傷病給付、失業給付、老齢給付、業務災害給付、家族給付、母性給付、廃疾給付、遺族給付）を参考にして、これらの社会保障関連事項について、その条項の一部にでも直接の規定がなされている条約及び勧告も掲げた。従って、社会保障に関する事項を主に取り扱っているものとは限らない。

2 条約及び勧告の配列は、会期別、採択順とした。

資料：厚生労働省大臣官房国際課調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/339.xls>

(参考) ILOの現勢

各年12月31日現在

区 分	平成21年 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
加 盟 国 数	183	183	183	185	185
条 約 数	188	188	189	189	189
勧 告 数	199	200	201	202	202
加盟国の平均批准数	42	42	42	42	43
OECD諸国の平均批准数	74	73	73	73	73
日本の批准条約数	48	48	48	48	49

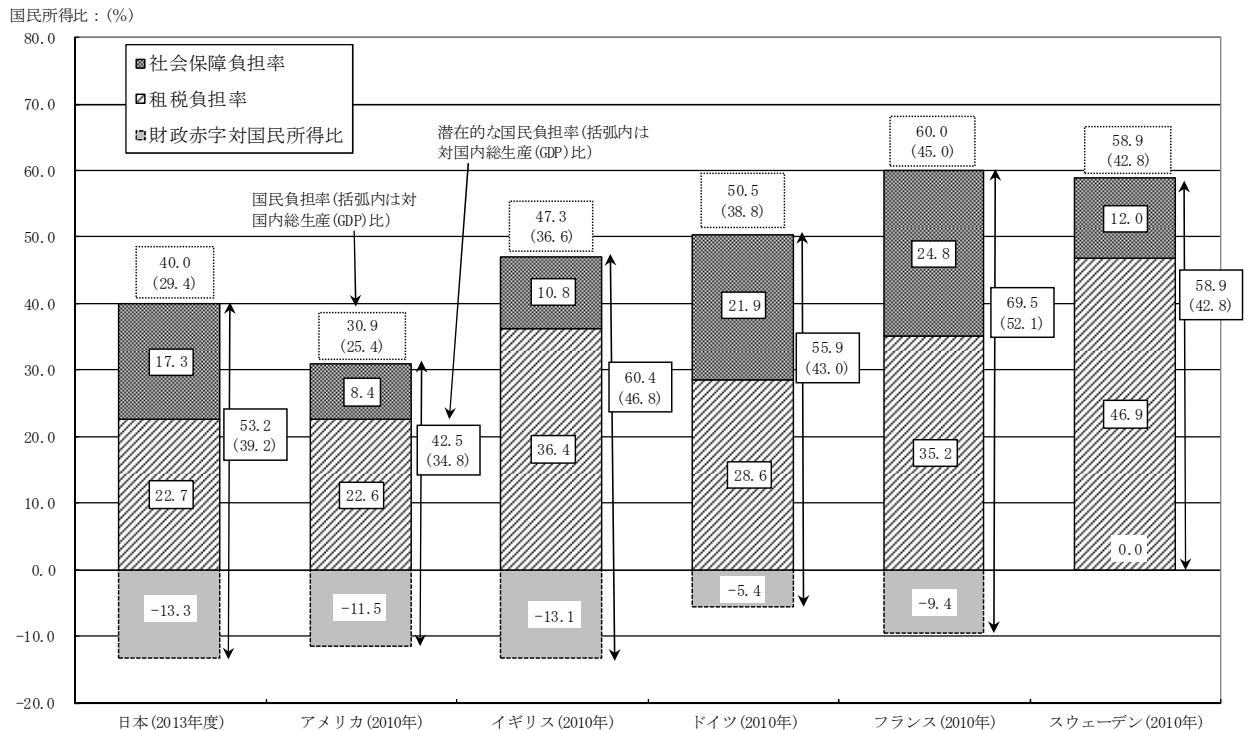
資料：平成22年以前は厚生労働省大臣官房国際課調べ、

平成23年以降はILO（国際労働機関）駐日事務所「数字で見る国際労働基準」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/339.xls>

第334表 国民負担率の国際比較等

[国民負担率=租税負担率+社会保障負担率] [潜在的な国民負担率=国民負担率+財政赤字対国民所得比]



- (注) 1 日本は2013(平成25)年度見直し。諸外国は2010年実績。
- 2 財政赤字の国民所得比は、日本及びアメリカについては一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。
- 3 諸外国出典は、"National Accounts"(OECD)、"Revenue Statistics"(OECD)等である。

資料：財務省「国民負担率の国際比較」
 SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/340.xls>

第335表 国民負担率の推移 (対国民所得比)

(単位 %)

区分	国税 ①	一般会計 税収	地方税 ②	租税負担 ③=①+②	社会保障 負担 ④	国民 負担率 ⑤=③+④	財政赤字 ⑥	潜在的な 国民負担率 ⑦=⑤+⑥	国民所得 (NI) (兆円)
平成21年度 (2009)	11.7	11.2	10.2	21.9	16.2	38.1	12.8	51.0	344.4
22 (2010)	12.4	11.8	9.7	22.1	16.4	38.5	11.3	49.9	352.3
23 (2011)	13.0	12.4	9.9	22.9	17.1	40.1	11.8	51.8	346.8
24 (2012)	13.1	12.2	9.8	22.8	17.4	40.2	13.5	53.7	349.1
25 (2013)	13.0	12.0	9.6	22.7	17.3	40.0	13.3	53.2	358.9

- (注) 1 平成23年度までは実績、平成24年度は実績見込み、平成25年度は見直しである。
- 2 93SNAに基づく計数である。ただし、租税負担の計数は租税収入ベースであり、SNAベースとは異なる。
- 3 国税は、特別会計及び日本専売公社納付金を含む。地方法人特別税は国税に含めている。
- 4 平成21～23年度の社会保障負担の計数は、平成20年度以前の実績値との整合性を図るための調整等を行っている。
- 5 「財政赤字」の計数は、国及び地方の財政収支の赤字であり、一時的な特殊要因を除いた数値。具体的には、平成10年度は国鉄長期債務及び国有林野累積債務、18年度、20年度、21年度、22年度及び23年度は財政投融资特別会計財政融資資金勘定(18年度は財政融資資金特別会計)から国債整理基金特別会計または一般会計への繰入れ、20年度は日本高速道路保有・債務返済機構債務の一般会計承継、23年度は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から一般会計への繰入れ等を除いている。

資料：財務省「国民負担率(対国民所得比)の推移」
 SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/341.xls>

3 医療

第336表 医療費費用負担制度の国際比較

		日本		アメリカ		イギリス	
社会保険制度		Yes		No		No	
強制加入		Yes		No		Yes	
適用	被用者	協会けんぽ	中小企業の被用者	民間保険	任意加入		全国民が対象となる (一定期間以上滞在する外国人含む)
		組合管掌健康保険	大企業の被用者				
		健康保険法第3条第2項被保険者					
		船員保険	船員				
		国家公務員共済組合	国家公務員				
		地方公務員共済組合	地方公務員				
	私学教職員共済組合	私学教職員					
自営業者	国民健康保険	医師・歯科医師等の同業者が国民健康保険組合を設立することも可能。					
高齢者	後期高齢者医療制度	75歳以上の高齢者。独立の医療保険制度。75歳以上の者及び65～74歳以上で一定の障害の状態にあることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けた者。	メディケア	入院サービス等をカバーするPart Aは強制加入（米国民、あるいは合法的な永住民である社会保障年金受給者）、外来医師サービスをカバーするPart Bは任意加入。			
無業者	国民健康保険	厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられる者で、その加入期間が20年以上もしくは40歳以降10年以上ある、国民健康保険加入者のうち後期高齢者医療制度の適用を受けていない者とその扶養家族は退職者医療制度に加入（同制度は平成20年4月に廃止されたが、経過措置として平成26年度まで存続）。	メディケイド（低所得者）	強制加入の対象となるのは、①6歳以下の児童又は妊婦のうち世帯収入が連邦貧困水準の133%以下、②連邦貧困水準の100%以下の19歳未満の者などである。			
保険料率		協会けんぽ（全国健康保険協会）：10.00%（全国平均） 国民健康保険：応益割と応能割で賦課 船員保険：9.45%（疾病保険料率） 健康保険法第3条第2項被保険者：390円～3,230円（日額）		オリジナルメディケアプランにおけるメディケアPart Aの財源は社会保障税（所得の2.9%、被用者は雇用主と折半） Part Bは毎月99.90ドル メディケイドは連邦政府と州の歳入から支出		2006年において、国民保険料からの拠出は192.50億ポンドであり、NHS総収入の18.4%を占める。	
公的支出規模		給付費に対する公費負担部分は、 市町村国民健康保険：給付費等の41% 国保組合：給付費等の47% 後期高齢者：約50%（支援金は約40%） 協会けんぽ（全国健康保険協会）：給付費の16.4% （後期高齢者支援分の16.4%） 健康保険組合：定額補助 （平成25年度予算で給付費14.6億円）		メディケア・メディケイド・CHIP(Childrens' Health Insurance Program)の合計で8,873億ドル		税金からの支出は2006年で840.09億ポンドであり、NHS総収入の80.3%を占める。	
保険料の徴収		各医療保険者が実施		-		-	
自己負担の状況		原則として費用の3割を負担。70～74歳の者は2割負担。75歳以上の者については1割負担。ただし、70歳以上の者であっても現役並みの所得者は3割負担。義務教育就学前（小学校入学前）は2割負担。 自己負担額が高額になる場合には、年齢・所得に応じた上限額が設定されている。平成25年3月までの期間の70歳～75歳未満の者を除いて、自己負担額が高額になる場合が12ヶ月間に3回以上ある場合には4回目の自己負担限度額が低く設定される（多数該当の負担軽減）。70歳未満の者について、同一月に21,000円以上の負担が複数ある場合には合算して高額療養費が支給されている。その他、医療保険と介護保険の自己負担が著しく高額になる場合や血友病・人工透析を行う慢性腎不全の患者等に対する自己負担軽減制度が存在する。		メディケアPart Aにおいては、入院医療の最初の60日に対して1,156ドルまで免責額（自己負担額）となる。入院61日から90日は1日につき289ドルの自己負担。91以上の期間については全額自己負担であるが、生涯に一度だけ1日につき578ドルの自己負担で60日間の給付を受けられる。 Part Bについては、最初の140ドル、その後の費用の20%を負担する。		薬剤については、一薬剤当たり7.40ポンドの自己負担があるが、患者の支払能力などに応じて免除される場合がある。 歯科医サービスについては、救急の場合は17ポンドまで、一般的には診療内容により年間自己負担額が17ポンドまで、47ポンドまで、204ポンドの3段階がある（18歳未満の児童、19歳未満の学生、出産前後の女性、所得補助を受けている家族は免除される）。	

資料：医療経済研究機構「イギリス医療保障制度に関する調査研究報告書(2011)」、「アメリカ医療関連データ集(2011)」、「ドイツ医療関連データ集(2012)」、「厚生労働省「平成25年版 厚生労働白書」、日本電算企画「平成24年度補助金総覧」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/344.xls>

ドイツ	フランス	スウェーデン	オランダ
Yes	Yes	No	Yes
Yes	Yes	Yes	Yes
<p>これまでは被保険者は強制被保険者、任意被保険者、家族被保険者に分類されていた。2009年1月以降は全住民が、公的医療保険が民間医療保険のいずれかに強制加入となった。1996年以降、被保険者は地区疾病金庫・企業疾病金庫・同業組合疾病金庫・職員代替金庫・労働者代替金庫の中から自らの保険者を自由に選択できることとなっている。保険者にはこの他、農業者疾病金庫及び連邦鉱夫組合がある。</p>	<p>医療保険は一般制度、自営業者社会制度、特別制度、農業制度に分類。また、自己負担分をカバーする補足疾病保険も存在。</p>	<p>疾病保険（社会保険庁が管轄する疾病時の所得保障保険）</p>	<p>保健医療サービス（現物給付）をランスタイングが、関連する社会サービスをコミュニティが提供</p>
<p>公的医療保険平均で、保険料率は15.5%（被保険者負担分は8.2%、事業主負担分は7.3%）</p>	<p>2010年度 被用者負担は総賃金の0.75% 事業主負担は総賃金の13.10% 一般社会税（CSG）は労働所得に対して疾病部門分が5.29%</p>	<p>—</p>	<p>12.15%</p> <p>疾病基金保険は所得比例保険料と定額保険料の2種類。 所得比例保険料は、被用者向けには、7.75%（2011年）、非被用者向けには4.4%（2011年）である。被保険者は、さらに定額保険料を自分の加入している保険者に対して支払う。定額保険料は、18歳以上の加入者全てが支払う（全社平均は1,100ユーロ程度）。</p>
<p>140億ユーロ（2012年）</p>	<p>総医療消費額は178,956百万ユーロ（2009年） 医療費財源に占める国・地方自治体・普遍的疾病給付制度-補足的部門の支出割合は1.3%</p>	<p>疾病保険に関する支出は97,573百万クローナ（2006年時点）</p>	<p>政府から2.1百万ユーロ（2009年時点）</p>
<p>各医療保険者が実施</p>	<p>URSSAF(Union de Recouvrement des cotisations de Sécurité Sociale et d'Allocations familiales) 社会保障・家族手当負担金徴収組合が徴収を担当</p>	<p>—</p>	<p>所得比例保険料と政府補助金は一般基金（Algemene Kas）に集められ、各保険者に配分される。定額保険料は保険者により、被保険者から徴収される。</p>
<p>自己負担としては、 入院：1日10ユーロ（年28日まで：18歳以下は免除） （外来）診察：同一疾病について四半期ごとに10ユーロ（18歳未満の者など診察料の自己負担が不要な者もいる） 外来は家庭医制度に参加している場合は、家庭医制度への参加料20ユーロ（年額）を支払う代わりに自己負担は免除される。 薬剤：交付価格の10%（ただし、下限負担額が5ユーロ、上限負担額が10ユーロ）など</p>	<p>外来医療の場合、償還払いとなる。償還率は開業医の診療行為は70%、薬剤の場合は種類で異なり、一般の薬剤（白ラベル）の65%や気休めの薬（青ラベル）の35%などの幅がある。入院医療の場合は、患者は自己負担分のみを施設に支払うが、民間病院の場合は医師費用部分は償還払いが適用される。</p>	<p>入院：上限が80クローナ 外来：ランスタイングごとに自己負担が定められている。公的医療機関での外来受診では、上限額は年間900クローナ 薬剤：900クローナまでは全額自己負担、901クローナ以上1,700クローナまでは50%、1,701クローナから3,300クローナの場合は25%、3,301クローナ以上4,300クローナの場合は10%が自己負担となり、4,301クローナ以上の部分については無料（ただし年間1,800クローナを超える薬剤費については無料）</p>	<p>健康保険では、被保険者は原則として自己負担なしで医療サービスを受けることができる（例外1：保険契約の時に現物給付モデルを選んだが、保険者が契約をしていない医療サービス供給者からサービスを受けた場合。例外2：医療サービスの種類によって、自己負担が必要なサービスが存在する場合）。</p>

ンス医療関連データ集(2011)」、「スウェーデン医療制度関連データ集(2008)」、「オランダ医療制度関連データ集(2011)」

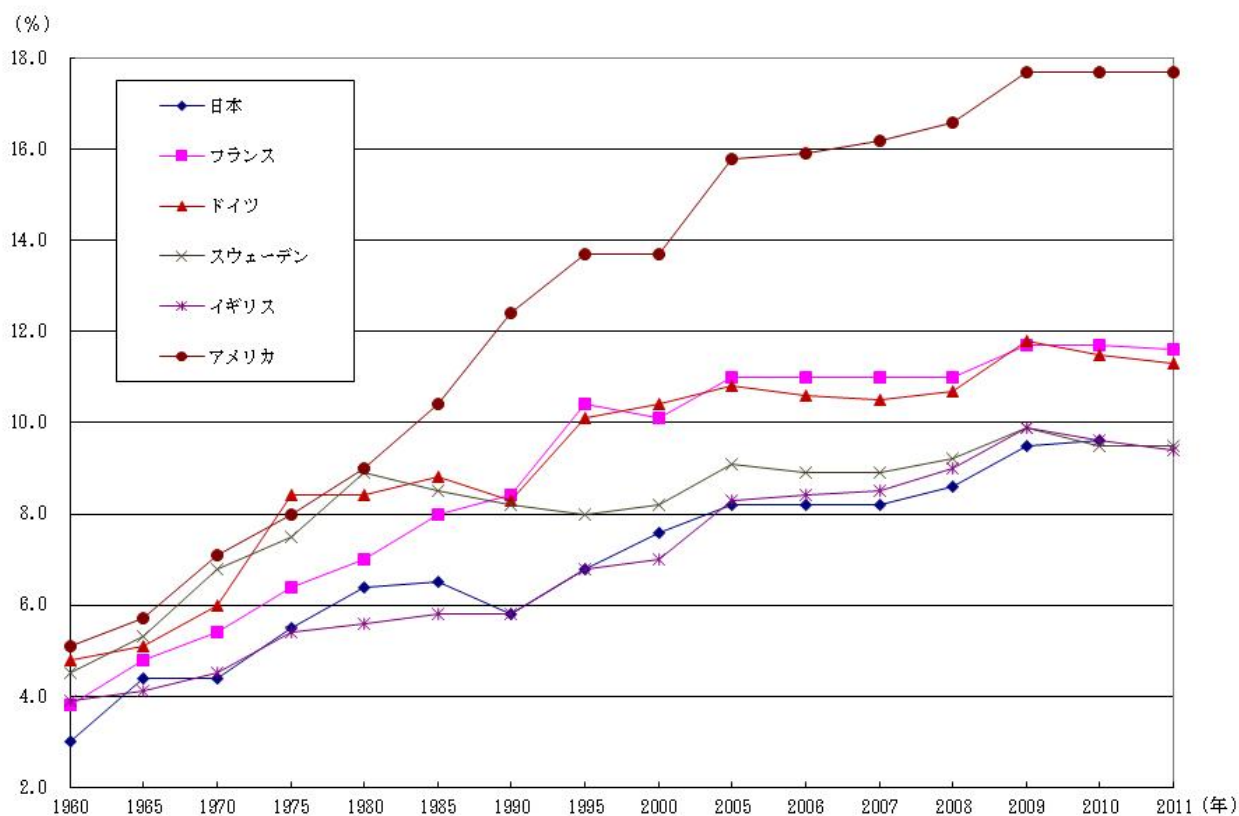
第337表 医療費の対国内総生産比の国際比較

(単位 %)

区分	日本	フランス	ドイツ	スウェーデン	イギリス	アメリカ
1960年	3.0	3.8	4.8	4.5	3.9	5.1
1965	4.4	4.8	5.1	5.3	4.1	5.7
1970	4.4	5.4	6.0	6.8	4.5	7.1
1975	5.5	6.4	8.4	7.5	5.4	8.0
1980	6.4	7.0	8.4	8.9	5.6	9.0
1985	6.5	8.0	8.8	8.5	5.8	10.4
1990	5.8	8.4	8.3	8.2	5.8	12.4
1995	6.8	10.4	10.1	8.0	6.8	13.7
2000	7.6	10.1	10.4	8.2	7.0	13.7
2005	8.2	11.0	10.8	9.1	8.3	15.8
2006	8.2	11.0	10.6	8.9	8.4	15.9
2007	8.2	11.0	10.5	8.9	8.5	16.2
2008	8.6	11.0	10.7	9.2	9.0	16.6
2009	9.5	11.7	11.8	9.9	9.9	17.7
2010	9.6	11.7	11.5	9.5	9.6	17.7
2011	—	11.6	11.3	9.5	9.4	17.7

資料：OECD“HEALTH DATA”

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/345.xls>



第338表 医療供給に関する指標の国際比較（人口1,000人当り）

（単位 人、床）

区 分	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
医 師 数	2.1	2.4	2.7	3.6	3.4	3.8
看 護 師 ・ 助 産 師 数	4.1	9.8	10.1	11.1	0.3	11.9
病 床 数	13.7	3.0	3.3	8.2	6.9	2.8

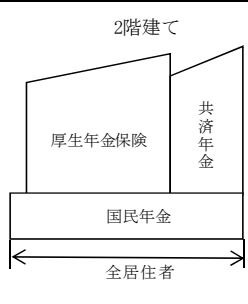
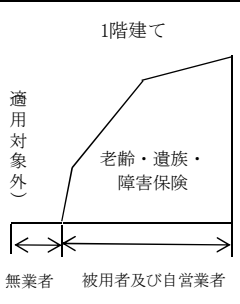
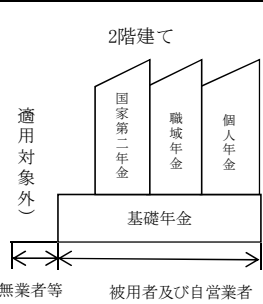
（注） 2005～2010年のうちでとれる最新年次の数値。

資料：総務省統計局「世界の統計2013」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/346.xls>

4 年 金

第339表 諸外国の公的年金制度の概要

	日本	アメリカ	イギリス
制度体系			
強制加入者	全居住者	被用者及び自営業者	被用者及び自営業者
保険料率 (2012年末)	(一般被用者) 厚生年金保険：16.766% (2012.9～、労使折半) ※第1号被保険者は定額 (2012.4～、月あたり14,980円)	10.4% 本人：4.2% 事業主：6.2% ※2011年・2012年は一時的な特別措置として本人の保険料率が6.2%から2%引下げられ、4.2%となっている。	(一般被用者) 25.8% 本人：12.0% 事業主：13.8% ※保険料は労災、雇用保険等の財源にも利用
支給開始年齢 (2012年末)	国民年金(基礎年金)：65歳 厚生年金保険：60歳 ※男性は2025年度までに、女性は2030年度までに、65歳に引上げ	66歳 ※2027年までに67歳に引上げ	男性：65歳 女性：61歳3か月 ※女性は2018年までに65歳に引上げられた後、男女ともに2020年までに66歳に引上げ ※さらに、2034年から2046年にかけて男女ともに66歳から68歳に引上げ
年金受給のために必要とされる加入期間	25年 (2015年10月に、25年から10年に短縮される予定)	40加入四半期 (10年相当)	なし
国庫負担	基礎年金給付費の1/2	通常国庫負担は行われませんが、2011年・2012年については一時的な特別措置として保険料率が2%引下げられたため、不足分を補うために国庫負担が行われた	原則なし

(注) 資料出所は以下のとおり。

Social Security Programs Throughout the World:Europe;2012/ The Americas;2011

Mutual Information System on Social Protection in the Member States of the European Union

先進諸国の社会保障①イギリス、④ドイツ、⑤スウェーデン、⑥フランス、⑦アメリカ (東京大学出版会)

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/347.xls>

ドイツ	フランス	スウェーデン
<p>1階建て</p> <p>適用対象外 無業者・自営業者</p> <p>一部自営業者年金 被用者及び一部自営業者</p> <p>一般年金保険</p> <p>鉱山労働者年金保険</p>	<p>1階建て</p> <p>適用対象外 無業者</p> <p>自治制度 自営業者</p> <p>職域毎の自治制度 被用者</p> <p>一般制度</p> <p>特別制度</p>	<p>1階建て</p> <p>保証年金</p> <p>所得比例年金</p> <p>無業者等 被用者及び自営業者</p>
<p>民間被用者及び一部の職業に従事する自営業者（弁護士、医師等）</p>	<p>被用者及び自営業者</p>	<p>被用者及び自営業者</p>
<p>（一般被用者） 19.6% （労使折半）</p>	<p>（一般被用者） 16.85% 本人：6.85% 事業主：10.0%</p>	<p>17.21% 本人：7.0% 事業主：10.21% ※その他に遺族年金の保険料1.17%が事業主にかかる（老齢年金とは別制度）</p>
<p>65歳1か月 ※2029年までに67歳に引上げ</p>	<p>60歳9か月 ※2017年までに62歳に引上げ</p>	<p>61歳以降本人が選択 （ただし、保証年金の支給開始年齢は65歳）</p>
<p>5年</p>	<p>なし</p>	<p>なし （保証年金については最低3年のスウェーデンでの居住が必要であり、満額受給は40年の居住が必要）</p>
<p>給付費の約27.7% （2011年）</p>	<p>一般税、一般社会拠出金（CSG）等より約30.0%（2011年）</p>	<p>保証年金部分</p>

5 児童手当

第340表 主要国の児童手当制度等

各国の児童手当制度を見るに当たっては、各々の国の人口政策に関する考え方（例えば、フランスの伝統的取組み）、賃金体系（欧米は概ね能力給体系、我が国は概ね生活給・年功給体系）、税制（イギリス、スウェーデンは扶養控除がない、フランスはN分N乗制度を採る等）などに留意する必要がある。

国名		日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス
児童手当等	支 給 対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 15歳に達した日以後、最初の3月31日までの児童 ・ 第1子から 	制度なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 16歳未満の児童（全日制教育又は就労訓練を受けている場合は20歳未満） ・ 第1子から
	支 給 月 額 (2013年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳未満1.5万円（一律） ・ 3歳以上小学校修了前1万円（第3子以降は1.5万円） ・ 中学生1万円（一律） ・ 所得制限以上0.5万円（一律） ※ 児童養護施設等に入所等している児童 ・ 3歳未満1.5万円（一律） ・ 3歳以上1万円（一律） 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1子 週20.00ポンド¹⁾ (月額換算約1.1万円) ・ 第2子以降 週13.20ポンド¹⁾ (月額換算約0.7万円)
	所 得 制 限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年収960万円（夫婦、子2人の世帯） 		なし
	財 源	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国、地方公共団体及び事業主拠出金（拠出金率0.15%） 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 全額国庫負担
税制	とられている措置 (2013年)	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被扶養者にかかる人的控除 被扶養者1人当たり 3,650ドル（約34.7万円）の所得控除 ・ 子女税額控除 17歳未満の被扶養子女1人当たり、最大1,000ドル（9.5万円）の税額控除 (夫婦の所得が一定額を超えると減額) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童税額控除制度 児童手当の支給対象となる子どもを養育する家庭に対し、最大、1世帯当たり545ポンド¹⁾（約7.6万円）及び児童1人当たり2,085ポンド¹⁾（約29.0万円）を全額給付（所得が一定額を超えると減額）
	児童手当と税制上の措置との関係、経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年少扶養控除（所得税・住民税）を廃止し、児童手当制度を拡充 ※ 所得税については平成23年、住民税については平成24年度から廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子女税額控除の額は本来500ドルであるが、2010年までは時間的に1,000ドル 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1977年に児童手当と児童扶養控除を一元化し、児童手当を第1子から支給（以前は第2子から） ・ その後、2001年に新たに児童税額控除を創設（児童手当制度と併存） ・ 2003年に全額を給付する仕組みに変更

(注) 1 換算レートは、平成21年7～12月の基準外国為替相場及び裁定外国為替相場による。

1 ドル=95円、1ポンド=139円、1ユーロ=125円、1クローネ=12円

2 「児童手当等」は、日本については2013（平成25）年4月1日現在、各国の制度については2010（平成22）年1月現在のものである。

3 「フランス」については、別途、第1子から3歳未満までを対象とする「乳幼児迎入れ手当」がある。

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/348.xls>

ド イ ツ	フ ラ ン ス	スウェーデン
<ul style="list-style-type: none"> 18歳未満の児童（失業者は21歳未満、職業教育訓練中の児童等は25歳未満） 第1子から 	<ul style="list-style-type: none"> 20歳未満の児童 第2子から 	<ul style="list-style-type: none"> 16歳未満の児童（多子割増手当については16歳以上20歳未満の学生も支給対象） 第1子から
<ul style="list-style-type: none"> 第1・2子 184ユーロ（約2.3万円） 第3子 190ユーロ（約2.4万円） 第4子以降 215ユーロ（約2.7万円） 	<ul style="list-style-type: none"> 第2子 123.92ユーロ（約1.5万円） 第3子以降 158.78ユーロ（約2.0万円） 11歳以上の児童には加算 <ul style="list-style-type: none"> 11～15歳 34.86ユーロ（約0.4万円） 16歳以上 61.96ユーロ（約0.8万円） 	<ul style="list-style-type: none"> 子1人当たり1,050クローネ（約1.3万円） 多子割増手当 <ul style="list-style-type: none"> 2人 100クローネ（約0.1万円） 3人 454クローネ（約0.5万円） 4人 1,314クローネ（約1.6万円） 5人 2,364クローネ（約2.8万円）
なし （ただし、所得が大きい場合には児童控除（所得控除）が適用）	なし	なし
<ul style="list-style-type: none"> 全額公費負担（連邦政府、州政府及び自治体） 	<ul style="list-style-type: none"> 事業主拠出金と一般社会税 	<ul style="list-style-type: none"> 全額国庫負担
<ul style="list-style-type: none"> 子女控除 扶養する児童1人当たり6,024ユーロ（約75.3万円）の所得控除（夫婦の場合） （児童手当と子女控除のうち、納税者にとってどちらか有利な方を適用） 	<ul style="list-style-type: none"> N分N乗方式 夫婦及び子ども（家族）を課税単位とし、世帯員の所得を合算し分割課税を行う（この方式によると、税率表に当てはめる際の課税所得額を世帯員数の増加に応じて小さくすることになるので、家族構成や所得額によっては、適用税率を引下げる効果がある） 	なし
<ul style="list-style-type: none"> 1996年に児童手当と子女控除の選択制を導入、額も引上げ かつて、1975年に子女控除を廃止し、児童手当を第1子から支給（以前は第2子から）したが、1983年に児童扶養控除が復活 	<ul style="list-style-type: none"> 家族手当制度は、N分N乗方式と併存 	<ul style="list-style-type: none"> 1948年にそれまでの児童扶養控除を廃止し、児童手当制度を創設（児童手当制度に一本化）

6 労働

第341表 主要国の失業者数及び失業率

(単位 千人、%)

区分	日本		アメリカ		イギリス		ドイツ		フランス	
	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率
2007年	2,480	4.1	6,887	4.7	1,605	5.3	3,594	8.7	2,221	8.0
2008	2,530	4.2	8,660	5.8	1,631	5.4	3,132	7.6	2,061	7.4
2009	3,180	5.3	13,846	9.4	2,386	7.8	3,223	7.8	2,572	9.2
2010	3,180	5.3	14,374	9.8	2,414	7.9	2,944	7.2	2,646	9.4
2011	2,710	4.8	13,283	9.1	2,458	8.0	2,496	6.0	262	9.3

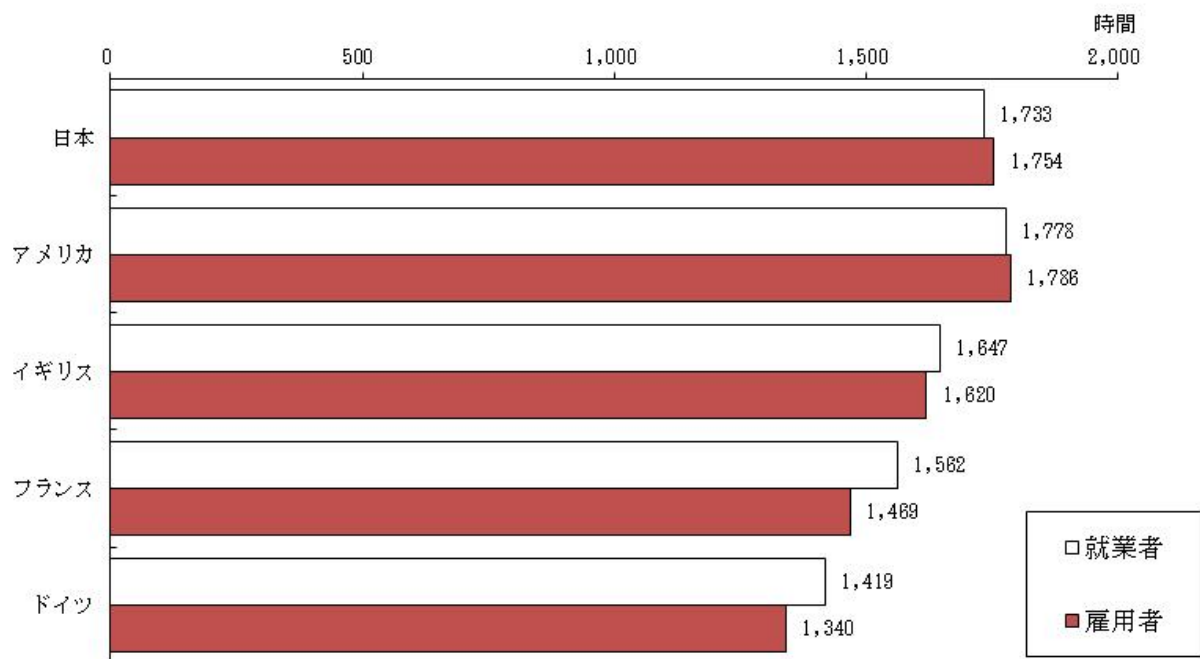
(注) 1 15歳以上65歳未満を対象としている。

2 OECD, StatExtracts, 「Unemployment rate」、「Unemployment」(2013年2月1日現在)による。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/349.xls>

第342表 1人当り平均年間総実労働時間の国際比較(2010年)



(注) 1 雇用者は、自営業者を除く。

2 日本の雇用者は、常用労働者5人以上の事業所。諸外国は、事業所規模の区別はない。

3 データは一国の時系列比較のために作成されており、データ源の違いから特定年の平均年間労働水準の各国間比較には適さない。フルタイム労働者、パートタイム労働者を含む。国によって母集団等データの取り方に差異があることに留意が必要である。

4 OECD database, "Average Annual hours actually worked per worker" 2012年2月現在、OECD (2011.9) "Employment Outlook 2011"による。

5 労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較 2012」による。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/350.xls>

第343表 国際労働機関労働統計報告による週当たり労働時間（製造業）

(単位 週当たり時間)

区 分	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
2004年	…	40.8	41.0	…	36.0
2005	38.5	40.7	40.6	…	36.3
2006	38.7	41.1	40.7	…	36.4
2007	38.7	41.2	40.9	38.4	36.5
2008	38.2	40.8	…	38.4	36.7

(注) 1 日本・アメリカ・フランスは実労働時間、イギリス・ドイツは支払労働時間である。

実労働時間：実際に労働者が使用者の指揮命令下にあつて労働した時間数で、休憩時間等は除かれたもの。

支払労働時間：賃金の支払対象となる時間数のことで実際に就業した時間以外に年次有給休暇、有給休日、賃金が支払われる病気休暇などを含むものである。

2 アメリカは、民間部門の生産労働者。

3 イギリスは、4月の数値。フルタイム労働者。時間外勤務を含む。

4 フランスは、全労働者。2003年以前は3月の数値。

5 ILO, LABORSTA Internet : 4B Hour of work in manufacturing (Per week) による。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/351.xls>

第344表 労働費用構成の国際比較

(単位 %)

区 分	日本 2010年	アメリカ 2011年	イギリス 2008年	ドイツ 2008年	フランス 2008年
労働費用計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
現金給与	79.7	76.9	82.7	77.0	63.7
現金給与以外	20.3	23.1	17.4	23.0	36.3
法定福利費	11.1	8.2	7.9	14.8	25.4
法定外福利費	2.4	10.4	6.8	6.5	4.1
現物給付	0.1	—	1.4	0.8	0.0
退職金等の費用	6.2	4.5	0.7	0.3	3.2
教育訓練費	0.2	—	0.5	0.5	2.2
その他の	0.2	—	—	0.2	1.3

(注) 1 単位未満も数値を含むため、内訳と合計が必ずしも一致しない。

2 日本及びアメリカは企業規模計、EUは10人以上の企業又は事業所（国によって異なる）を対象。

3 欧州の「法定外福利費」は、見習の福利費を含む。

アメリカの「法定外福利費」は、各種（生命、健康、短期・長期障害）保険料（Insurance）の計。

4 日本の「その他」は、募集費、転勤に要する費用、社内報、作業服等。欧州の「その他」は、募集費用、税、補助金等。

5 日本は、厚生労働省「平成23年 就労条件総合調査」による。

アメリカは、Bureau of Labor Statistics (2011.12) 「Employer Costs for Employee Compensation-September 2011」

その他は、Eurostat (2012.1) 「Labour Costs Survey 2008-Rev.2」

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧（平成24年度）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/352.xls>

7 国際協力

第345表 WHOへの分担率（分担金の占有率）の推移

(単位 %))

区 分	平成21年 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
ア メ リ カ	22.00	22.00	22.00	22.00	22.00
日 本	16.63	16.63	12.53	12.53	12.53
ド イ ツ	8.58	8.02	8.02	8.02	8.02
フ ラ ン ス	6.30	6.12	6.12	6.12	6.12
イ ギ リ ス	6.64	6.60	6.60	6.60	6.60

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/353.xls>

第346表 厚生労働省が実施及び協力した研修員等受入数・専門家派遣数の推移

(単位 人)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
研 修 員 等 受 入	1,379	1,126	1,071	853	881
国際協力機構 (JICA)	862	718	685	467	534
世界保健機関 (WHO)	12	20	31	29	9
国際労働機関 (ILO)	—	—	—	—	—
そ の 他	505	388	355	357	338
専 門 家 派 遣	190	229	204	187	187
国際協力機構 (JICA)	190	228	204	187	187
国際厚生事業団 (JICWELS) 他	0	1	0	0	0

(注) 研修員等受入の「その他」は、中央職業能力開発協会 (JAVADA)、国際厚生事業団 (JICWELS) 等である。

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/354.xls>

8 国民所得

第347表 国民総所得

(単位 億ドル)

区 分	平成19年 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
アメリカ	145,866	147,942	144,929	151,211	158,483
日本	44,113	44,332	41,618	44,064	44,600
ドイツ	29,740	30,834	29,907	31,447	33,225
イギリス	22,391	22,935	21,755	22,432	22,945
イタリア	19,013	19,749	19,302	19,314	19,713
カナダ	12,467	12,825	12,551	13,103	—
スペイン	14,119	14,701	14,400	14,316	14,285
オーストラリア	7,916	8,181	8,646	9,013	9,576
オランダ	6,779	6,908	6,611	6,795	7,129
スウェーデン	3,598	3,780	3,531	3,764	3,996
ベルギー	3,825	4,022	3,923	4,190	4,301
スイス	3,406	3,421	3,712	4,050	4,079
インドネシア	8,058	8,782	9,275	10,053	10,928
南アフリカ	4,640	4,921	4,942	5,175	5,452
オーストリア	3,121	3,309	3,223	3,377	3,511
デンマーク	2,081	2,223	2,147	2,304	2,335
ベネズエラ	3,387	3,608	3,480	3,456	3,652
ノルウェー	2,620	2,911	2,660	2,842	3,041
フィンランド	1,913	2,032	1,928	1,960	2,016
韓国	12,708	13,161	13,180	14,155	14,866
ギリシャ	3,016	3,218	3,214	3,027	2,837
タイ	5,030	5,273	5,178	5,633	5,801
ニュージーランド	1,130	1,155	1,256	1,267	1,323

(注) 市場価格表示。

資料：日本は、内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」
 OECD加盟国は、OECD "National Accounts of OECD Countries"
 その他の国は、"WDI"より作成
 内閣府政策統括官（経済財政分析担当）付海外担当で集計

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/355.xls>

第348表 1人当り国民総所得

(単位 ドル)

区 分	平成19年 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
アメリカ	48,349	48,578	47,171	48,813	50,790
日本	34,469	34,622	32,505	34,413	34,890
ドイツ	36,152	37,547	36,528	38,463	40,627
イギリス	36,715	37,355	35,208	36,029	36,574
イタリア	32,021	33,008	32,068	31,933	32,463
カナダ	37,860	38,493	37,212	38,397	—
スペイン	31,464	32,244	31,352	31,072	30,969
オーストラリア	37,232	37,651	39,069	40,187	42,070
オランダ	41,390	42,017	40,006	40,906	42,709
スウェーデン	39,334	40,995	37,967	40,132	42,290
ベルギー	36,005	37,563	36,354	38,498	39,175
スイス	4,470	44,368	47,580	52,019	51,828
インドネシア	3,490	3,750	3,910	4,180	4,480
南アフリカ	9,620	10,090	10,020	10,350	10,780
オーストリア	37,620	39,764	38,634	40,395	41,856
デンマーク	38,108	40,472	38,880	41,548	41,935
ベネズエラ	12,250	12,830	12,170	11,900	12,380
ノルウェー	55,669	61,049	55,112	58,131	61,389
フィンランド	36,164	38,244	36,107	36,551	37,422
韓国	26,150	26,888	26,799	28,649	29,864
ギリシャ	26,949	28,636	28,489	26,766	25,087
タ일랜드	7,610	7,970	7,810	8,480	8,710
ニュージーランド	26,654	26,979	29,003	28,929	29,965

(注) 市場価格表示。

資料：日本は、内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」
 OECD加盟国は、OECD "National Accounts of OECD Countries"
 その他の国は、"WDI"より作成
 内閣府政策統括官（経済財政分析担当）付海外担当で集計

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/356.xls>